收容書目

中外鑑史

民政要編

不算得失

咬菜百做錄

蟻の念

日本經濟叢書

卷二十九

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷二十九目次

一　中外錢史　穗井田忠友著　一
一　民政要編　山縣禎著　八五
一　不算得失　長島仁左衞門著　一八五
一　咬菜百做錄　大草公明編　三三五
一　蟻の念　四九九

目次終

解題

中外錢史

本書は第一(巻首)は金事三章と題して金辨・金類名目・諸金來歷の三條を說き、第二(甲帖上)は中華古錢と題して、自古銀錢至乾元大寶錢の沿革を記したるものにて、金辨は鐵が五金の首長にして、最も貴重すべきものなることより說き起して、金銀銅の外國へ流出するの非なることを論辨し、金類名目は諸書に徵して、五金の名義を釋し、諸金來歷は歷史に就き、諸金の世上に用ゐらるゝに至りし來歷を詳述し、次ぎに中華古錢の條にある、自古銀錢至乾元大寶錢の項は、初めに日本書紀の顯宗天皇紀に見ゆる「稻斛銀錢一文」の文を引證して、當時行はれたる古銀錢の形圖を示し、それより引續き、我國歷代の鑄錢及關係の事實を諸書に徵し且つ所々に錢圖を插入して、之を考證

したるものなり、本書の本文は、皆悉く漢文を以て錄し、引用書の多くも亦漢字を以て記しあり、殊に其の漢文なるものも、一種難解の漢文にして、我國古代の漢字のみを以て記したる古書を讀み慣れざる人々には、迷惑尠なからざるべしと雖も、本書は從來錢史として有名なるもの丶一にして、而かも其の內容は諸書に記載の事實を、周く網羅して、參考の資料に乏しからざればゞ、此に之を收容したるなり、總目錄に記する所に依れば、第三（甲帖下）は外蕃古錢と題し、自秦半兩錢至明末諸錢の沿革を記し、第四（乙帖上）は中華新錢と題し、自天正通寶錢至仙臺通寶錢の沿革を記し、第五（乙帖下）は外蕃新錢と題して、自淸天命通寶錢至安南新錢の沿革を記し、卷尾には不知年代品を附記したるもの丶如くなれども、第三（甲帖下）以下は板本寫本とも、編者未だ之を寓目せざるなり、今現に此に收容せる部分、卽ち卷首より甲帖上に至る部分は、世上旣に板本ありて一・二、二卷本として傳はれども、其卷末には天保二年正月の日附ある、土佐守梶野と署名する者の跋文あり、其の

文意を見れば、本書著者が此の人の爲めに執筆したるものにして、全部之を以て完本とするもの丶如し、然らば目錄に記し置ける殘部は、遂に草稿の成らずして、止みたるものか、編者之を確むること能はざるを、遺憾とするのみ

著者穗井田忠友は舊駿河の人、後參河に移る、御代官手附小原雄英の男にして、初は久間次郎と稱し、後靱負又縹助と改め（晩年に穗北源助と稱せりと云ふ）蓼莪と號す、平田篤胤に就て國學を修め、後京都に出で香川景樹に從て和歌を學ぶ、弘化四年歿す、年五十六、著す所は本書の外に續紀問答・萬葉地名考・勝地臆斷・埋麝發香・觀古雜帖・復榮書傳等あり

民政要編

本書は周官の司徒諸職の民政に切要なる本文を條擧して、詳に之を解說したるものなり、司徒は周の官制にて、土地人民を掌る役人にして、本書に解說

する所は、其の官制の一部分に過ぎざるも、司徒の職は、周官の骨髓にして、太古支那の聖王が、國を治め天下を平にするの要は、殆ど此の官制に具備せりと云ふも過言にあらず、而して著者は之を解說するに、國字を以てし、親切丁寧、漢學の素養なき者をして、容易に通曉し得せしめたるは、吾人の頗る多とする所なり、土地に關する古の制度を研究せんとする者などは、特に宜しく一讀すべきものなり

著者山縣禎、字は文祥、太華と號す、通稱は半七、長門の人なり、本藩に仕へ儒官となる、最も三禮の學に深く、旁ら史學に長ぜり、著す所は本書の外に、禮記備考五卷・周官備考三卷・儀禮備考三卷・中庸文脉・臣軌解各一卷、芸窓筆記三卷ありと云ふも、編者は皆未だ寓目せざるも、著者の編纂せる、國史纂論十卷は、弘化年間に梓行し、爾來數板を累ねて、世上に廣く知らるゝ所なり、著者は天保弘化間の人なれども、其の生歿年月等詳かならず

不算得失

本書は近世地方功者として有名なりし、長島仁左衛門が、一般に地方の事に關し、其の經歷實見したる事柄を詳述して、或人の諸問に答へたるものにて、第一卷は「下問に應ずる狀」と題する項より、「元和三年三斗八升の事幷俵入の事」に至る、十八個條を記し、第二卷は「天正の高を文祿の制に改めざる邑の事」より、「知行着到割合」に至る十個條を錄し、第三卷は「田制の大略」より、「撿地の事」に至る十箇條を詳にし、第四卷は「任土熟法横直圖活用法指南」より、「毛見法大概」に至る、十個條を述べ、最後の第五卷は「不算得失活用法」より、「冗官を汰す事」に至る六個條を辨じたるものにして、此の類の田法書中、最も有益なるものにして、殊に文祿・慶長の間に於ける、田制の沿革に詳なることは、著者が自ら「文祿・慶長の撿地帳を見る事殆ど一千餘に及ぶ」と云ふの言に徴するも、亦明なりと云ふべし、只だ惜むらくは行文難澁にして、意義

の通ぜざる所鮮しと爲さず、著者の主旨を明にせんとすれば、反覆熟讀の勞を執らざる可らざるなり

著者長嶋仁左衛門は常陸國小田村の人にして、農政學に通じ、田制租法等を論じたる著書少からず、田法大意附古今物價通考七册、長島農書一册など、其の重もなるものなれども、編者は未だ之を一見すること能はざるなり、而して仁左衛門の出身閲歷及死歿の年月は判然ならざるも、彼が天明元年に生れたる事は、本書第二卷の所記に依て推定せられ、又本書は天保末年頃の著作なるべきことも、略〻明なりと雖も、其外に彼の傳記の審かならざるは、編者の甚遺憾とする所なり

（注意）本書の題名「不算得失」は原本に、此の語を用ゐあるに依り、其の儘之を踏襲したれども、其實は「不三得七」と云ふ術語より出でたるものにして、「不三得七」とは定租の十分の三を、萬一水旱の時の爲めに鋼き置きて、其の七分を輸さしむる法なり、是れは有土の君が心得居るべき、仁政の主旨なれ

ば、著者は其の精神に法りて、本書を作りたりと云ふの意を寓したるものなるべし

本書の底本は、藤森弘庵の舊藏本にして、同人の親寫する所なり、然れども原本不良なりしか、往々不明の所あるを免かれざるが如し

咬菜百儆錄

本書は文明より寛政に至る、凡三百年間に於ける、明君良將の言行中、後人の龜鑑となるべき事柄を集錄して、奢侈を戒め、節儉を勸めたるものにして、其の實一部の教訓書に過ぎざるも、書中の記事、學者の參考に資すべきものも少からざるなり、本書は曾て「咬菜百事談」と題して、何くよりか出版したる事あり、内容は本書と大同小異にして、多少條項の省略と前後入違の所ある位の事なれども、本書は每條必其の引用書目を明示しありて、讀者の爲め、非常の便利あれば、此に之を收容したるなり、但し本書の附錄一卷は、著者

の學友戸田孟潤なる人が、追補したるものなること は、例言に明記するが如し
本書の題名は、汪信民が「人常咬得菜根則百事可做」と云へるの語に、採りたるものなるべし
著者大草公明は江戸の雜學者にして、天保年間の人なり、通稱は磨之助、振鷺と號す、和學者公弼の男にして、幕府に仕へ、林祭酒に屬し、記錄編輯の事に預る、然れども編者未だ其の傳を詳にせず、著す所は、本書の外に、闇齋言行錄・直方言行錄・必有文備錄・擁爐偶談等の諸書ありと云ふ

蟻の念

日本經濟叢書第二十一卷へ收容したる、齋庭之穗の解題中、「追て後卷に收容すべし」と約し置きたる蟻の念は、即ち本書なり、本書は著者が當局へ奉りたる意見書にて、初めに一般人情風俗の、日々に輕薄に趣きて、「禮もなく義もなく、只一途に金銀を貪る事を、働き者の樣相心得、銘々其身構へをのみする

事を專用と仕候」云々と喝破して、それより進んで江戸市中に、不埒なる遊民、即ちヤクザ者多きを慨嘆し、之を處分するには、下總なる印旛沼開鑿事業の開始を幸とし、此の方へ右等のヤクザ者を追拂つて、勞働に從事せしむれば、一には江戸の民俗改良の爲め、又一には開鑿事業そのもの丶爲め、兩得の策であると云ふ事を述べ、且つヤクザ者の追拂に就いては

乍レ恐此度被ニ仰渡一候御趣意（江戸の遊民浮浪等ヤクザ者に關する取締法を云ふ）は、下々一體善道に立歸候樣の御仁慈は、實に難レ有御儀には御座候得共、彼の廢人等は迚も實道へは立歸り不レ申候樣被レ存候、付ては印旛沼一方は迯道に御明け置被レ下候はゞ、廢人ども丈は寄り集り、各好む處を以て生涯を相終候上は、幾許の御慈悲に可レ有ニ御座一と奉レ存候、斯の如く一所に惡人共を相纒め被レ置候上は、世上も穩にして一統安堵仕候、猶又御召捕御用の節は、袋の中へ被ニ入置一候も同前の儀に御座候得ば、格別御手も懸る間敷、旁御辨理筋に御座候と奉レ存候、斯の如く印旛沼へ毒氣を相退け候上は、御當地に相殘り候人數は皆善人而已にて、格別の御安心に御座候と奉レ存候

と論じ、而して此の事の實行せられたる上は、江戸の町數を、荒増三千町と見積り、市中に於て、一萬兩以上の分限者、一万五千人を撰拔し、（一萬兩以上

の分限者、此の數に充ざる時は、五千兩以上とか三千兩以上とかに其の資格を低減すゝ之を一町內へ、五人宛配當して、此の五人を、各々其の町內に住居せしめ、之を取締役となして、取締万端の事を一任すべしと云ふの意見にて、其の仕法は左の如し

扨江戶町數はいか程有ㇾ之候事哉、甚不案內に御座候得共、下々風聞には三千餘町ゟ有ㇾ之候哉に承り傳へ候、右荒増三千町の見込、其町名を竹札三千本に相記し、鬮箱に入置候也、次に町人分限一萬兩以上の者を一萬五千人御撰み被ㇾ遊、是も同斷右名前同竹札一萬五千本に相記し、同鬮箱に入置候也、但し他國より出店の分も其人數へ御加へ可ㇾ被ㇾ下候事、……右御穿鑿御行届の上、於ニ町奉行所ㇾ先づ其町名の鬮箱より一本何町を振出す、次に町人名前の鬮箱よりは五本振り出す也、扨其五本は分限五人の名前なれば、其五人を此度改て何町の住居と定む、斯の如くする事三千度に及べば、一萬五千人は三千町へ振り分り候也、右の通り三千町の一町に、五人づゝ分限の町人を御振り分け被ㇾ下候はゞ、端々難澁町へも能き町人五人づゝ振り分り、御府內平等に相成候事、然ば是迄本町、石町抔中所柄に住居仕候町人、或は四つ谷の果、或は下谷山崎町等の難澁所へ引移候儀は、嘸迷惑にも可ㇾ存候間、矢張り是迄の居町は其儘にいたし、元の如く家業いたし、此

度相定りの町內へ地面を求め、其身は勿論妻子等を引連れ、是を本宅と相定め住居いたし、出店向へは時時相通ひ用辨相足し候得ば、何にも商賣に差支候筋は有レ之間敷被レ存候

右の仕法にて、五人宛を各町の取締役に命じて、其の町内に於ける野菜賣、日傭取、又は紙屑買など、其の日暮しの貧民は、五人の取締役相談の上、万事世話を爲して、成立たしむる樣になし、又町內に於て無レ據金の入用ある時は勿論、平常商賣の元〆をも致し、總て金の入用ある時は、取締に於て、之を融通して遣はし、又町內に於て業を怠り、商賣を休む等の事あれば、嚴重に之を督促して就業せしめ、又難澁者にて、病氣にかゝる時は、直に町內抱の醫者を遣して、治療せしむる事に定め、其の藥代等は一切取締の負担とし、万一右等の難澁者の死亡したる時、弔ひ等自分で始末の出來ざるものあらば、又取締に於て之を處分して遣す等、万端の世話を爲さしむる事となし、其代りに取締役の地位を高め、權力を付與し、格は名主の上座となし、町內に不正不埒の者ある時は、追放するなり、何なり、相當の處置を爲さしむる

様に爲さしめんとの意見にて、著者は此の意見が果して實行さるゝ時は、江戸に於ける是迄の如き、輕薄なる悪風俗は、忽ち斷絶すべく、又之と同時に日本國中一統に、斯くの如き仕法を採用するに至らば、一般に人氣穏かになり、四海安寧にして、長く目出度太平を祝すべしと、論じ來り論じ去つて、誠に容易の事業の如く信ずれども、實際風俗の改良は、難事中の難事にして、ソウ俄かに行はるべきものにあらず、故に著者の此の意見は、畢竟當時一片の空想に過ぎざりしなるべしと雖も、而かも亦多少參考として、聞くべきの價値なしと云ふべからざるなり、而して本書は右の如く市井の取締を論じたる後、更に又印幡沼開鑿に關する詳細の意見を述べ了つて、國學設立の急務を說き、靈神號の唱方、及神道葬祭の事に論及し、最後に千石以下の旗本方は、死後幼年の者、家督を仰付けられたる場合に於ける處分法を略述して、結論となせり、然れども本書の主意は、前記の如く印幡沼開鑿を利用し、江戸の貧民を、其の事業地へ移住せしむべしと云ふに外ならざるが如し、又一

理あるの意見にあらずや

本書は編者の收藏せる、底本には、著者の氏名を署せざれば、何人の著作なるや、判然せざれども、編者の推定に依れば、梅辻飛驒守の著作なること、殆ど疑ひなきが如し、其の理由及飛驒守の略傳は、本叢書第二十一卷齋庭之穗の解題中に記し置けり、讀者之を一閲して玉はゞ、思ひ半に過ん

大正五年十月　　瀧本誠一

解題終

中外錢史

穗井田忠友著

中外錢史卷首題言

穗井田忠友謹撰

錢字義未得達釋、或曰、戈々之象、鬪戰之意、以爲銀字艮止之對、或曰、錢泉通音、猶泉湧流行之義、並是釋字家之臆說、固不足依用、如假泉字換錢字者、王莽居攝二年、造大泉五十錢之前、所未曾有之也、蓋是莽之新意、豈可爲戔音之本源哉、史記、殷紂厚賦稅、以實鹿臺之錢、國語周景二十一年、鑄大錢、錢字之用、可以見爾、或謂、周禮既有泉府、曰、不然、鄭衆注曰、故書泉或作錢、由是觀之、則原書錢府、至後漢而誤作泉府明矣、又史記天官書望氣條曰、破國之墟下有積錢、徐廣注曰、錢古作泉、韋昭注于國語亦同之、並是見後漢傳寫之惡本言之也、前漢豈用泉字哉、昭廣之徒、未辨知用字之新舊、而漫致茲蛇足者、一鞭而可也、戔則委積貌、又顯見貌、又易賁五爻、束帛戔々、爲淺小之意、且夫以錢爲田銚之類、多義紛々、不可一定、詩周頌庤乃錢鎛即是也矣、今所稱錢者、則必圓形方穴、而率多銅製、古昔作金錢銀錢、又後世有鉛錢之制、並行、用不久而廢矣、蓋其銅錢、亦純銅者古今甚少、或黄或赤、或白濁、或紫褐、皆因鉛錫之調和、而變質異色、佳否自別焉、其銅鉛雜和、以易入于鎔之故也、又有鐵錢、有鍮錢、於是乎

不レ能レ無ニ諸金之辨一故作ニ金事三章一云

天保元年庚寅十二月二十八日稿成

○目録

第一卷首
金事三章
金辨　金類名目　諸金來歷
第二　甲帖上
中華古錢
自古銀錢至乾元大寳錢
第三　甲帖下
外蕃古錢
自秦半兩錢至明末諸錢
第四　乙帖上
中華新錢
自天正通寳錢至仙臺通寳錢

第五　乙帖下

外蕃新錢

自清天命通寶錢至安南新錢

附不知年代品

中外錢史

穗井田忠友著

○金辨

古今論金類者、莫不據許愼所言、五金黃爲之長之說矣、嗟呼爲其陋耶、可謂黑爲之長也、鐵之爲物、一身能變性、其蕩乎、則隨型鎔、而爲隆爲陷、其軟乎、則伸而不屈、撓而不折、其堅乎、則不爲他物所損傷、還至截斷他物、則雖磐石之硬、爲之所割裂而磊落焉、剛柔自由、利用千般、金銀銅錫者、固非有一定之急要、唯不過莊飾玩弄耳、就中造農械、製兵器及剪刀刺錐等者、舍鐵而何物能及茲材、所謂治國平天下、職此之由也、上古日神閉御天窟之日、衆神集議、採香山之鐵、而令石凝姥神作日像鏡、令天目一神、造刀斧鐵鐸以供招禱之奠、天孫降臨之際、日神授以劒鏡、用爲天璽、詔曰、此鏡專爲吾魂、而如拜吾、安于同殿同床、而宜齋奉、寶祚之隆、當與天壤無窮矣、爾來同殿齋奉、不知幾千歲、誰能得而測之、及崇神天皇之朝、漸畏神威、御宇第六年、遷奉之于大和國笠縫邑、後　方垂仁天皇御宇之年、又遷奉于伊勢國度會五十鈴宮矣、彼寶劒者、景行天皇第二皇子、日本武尊東征之日、別遷于尾張國熱田也、初將遷奉于笠縫邑之

日、索求彼鐵匠二神之裔、募造鏡劍以代天璽、而永安之于禁內以來、迄今日殆二千年、此殿後代稱內侍所、亦號溫明殿、又別稱畏所、僅是蕃語未混之正稱歟、傳國之寶器、既已如斯、豈伴周鍋秦印之野物哉、然說文以黃金爲五金之長、漢書稱銅其爲物至精、自餘諸蕃、好惡相同、未曾開一言讚鐵之德、皆是眩惑一時莊嚴之毒、而未悟萬世利能之德也、朱熹嘗注禹貢所記梁州璆鐵銀鏤曰、言鐵而先於銀者、鐵之利多於銀也、後世蜀之卓氏、程氏、以鐵冶富擬封君、則梁州之利、尤在於鐵也、今竊按。此注意其稱利者、畢竟沽價之利耳、非尙利能之謂也、凡天下之用具莫先於鐵、鐵之功用、臨機爲貴、應變爲賤、足食足兵、實可謂至貴大寶也、故中華產鐵、上世以來、最多最良、就中於鋼鐵、則石見出羽、播磨宍粟、於柔鐵、則備後奴可、伯耆印賀、各適其選、近江鐵穴、其名極古、越中高岡、此鑛惟新、自餘諸國所有鐵山者、不可枚舉矣、金銀銅錫之諸金、亦諸處產之、蓋上世所未曾有者、恐國神深秘、而不容易見之歟、素戔嗚尊嘗勅曰、韓國有金銀、而未說中華自然之有者、則亦似未欲發其秘矣、後世海外諸國、貢獻各自所出雜物、於是朝野競就視聽之新、眩目黃白之光、而銅錫之玩好、亦由此起焉、觀異物聽異言、則心從惑、遂有忘天禀之大寶、而及慾于海外者、至是國神始開秘府、產出積年盛大、品質也多產也、天下無匹敵、大抵觀中民以上舍宅之搆造、屋瓦承霤、必是用銅、中民以下亦或火爐、或嗽盥、以匹于土器木物、乃至賤民婢之兒女、銀釵以爲常、雖奢侈之弊、而本源泉湧之故也、其品位古今不定、

近來通價、銀挺一枚、比銅挺百枚、其等差概百級也、蕃舶不乾楫棹者、望在欲得金銅耳、淸人王士禛所著居易錄曰、近日洋銅不至、各布政司、皆停鼓鑄、錢日益貴、銀日益賤、士禛是康熙人、其曰洋銅者、卽華銅也、淸人所呼洋扇・洋菊等皆然、又沈德潛集所載范毓馪碑曰、乾隆三年八月、疊奉辨銅之命、而辨銅之役故難、銅產倭地、開來歲久、其源漸乏、倭以銅少居奇、狡獪百出、又海舶出沒風濤中、率兩歲始返、而西安・保定・湖北・江西・江蘇五省、分運鼓鑄、須銅甚急、中略心力交疲、病致不起、外書所記如斯、可觀國用飽滿之餘、仍足給養海外萬國焉、雖然金銀銅錫、各自有豐年、有乏年、則其頒給亦宜隨然也、況彼歲貢雜物、逐年虛薄、其於用有無相同者乎、新井君美翁既言之曰、拔國骨換土毛、議論切當、不可不慮也、假令累豐有生彊剩、亦莫不國神之恩貺也、漫飽蕃賈之貪婪而可耶、然賈豎之徒、不辨其利害、孜々汲々、載積斯務、遂至于西海九國、銅器爲之漸亡、銅錢爲之殆盡、蓋是諸金之事也、特於神鐵大寶之德、未曾聞外蕃之求請者、以華產性猛、不應弱手之故也、是亦神國風土之威嚴、足以示海外矣

○金類名目

金、古加爾　銀、之路加爾　銅、阿加々爾　銕、久路加爾一訓爾利、　鉛奈萬利　錫、之路奈麻利

水銀、美豆加爾

右源順鈔所載也、按、錫則銀色、鉛質者今俗呼須受、名義不可解、儻是遠蕃之所呼歟

〇字書、及本艸書類所載

鐵〇說文曰、黑金也、〇本艸綱目曰、蘇頌云、初鍊去鑛用以鑄寫器物者爲生鐵、再三銷拍、可以作鍱者爲鑐鐵、鑐音柔、亦謂之熟鐵、以生柔相雜和、用以作刀劍鋒刄者爲鋼鐵、又李時珍云、鐵截也、剛可截物、又云、鋼鐵有三種、有生鐵夾熟鐵鍊成者、有精鐵百鍊出鋼者、有西南海山中生成、狀如紫石英者、凡刀劍斧鑿諸刄、皆是鋼鐵、又云、沈活筆談曰、世用鋼鐵、以柔鐵包生鐵泥封、鍊令相入、謂之團鋼、亦曰灌鋼、此乃僞鋼也、眞鋼是精鐵、百鍊至斤兩不耗者、純鋼也、此乃鐵之精純、其色明瑩、磨之黯然靑且黑、與常鐵異、亦有鍊盡無鋼者、地產不同也〇字書曰、銕古鐵字、或作鐡〇寺島良安所輯三才圖會曰、綱目所引土宿眞君本艸、鐵與金銀銅、同一根源之說、非也、金銀銅錫、皆附生於石、鐵唯雜生於土

金〇爾雅釋器曰、黃金謂之璗、其美者謂之鏐、郭璞云、紫磨金也、〇說文曰、五金、黃爲之長、久埋不生衣、百鍊不輕、從革不違、〇綱目曰、陳藏器云、常見人取金、掘地深丈餘、至紛子石、咬時極軟、即是眞金、其麩金出水沙中、氈上淘取、或鵞鴨腹中得之

按、紛子石則寇宗奭所言、伴金石是也、又時珍所言、金有山金・沙金二種者、自當于眞金與麩金矣

銀〇爾雅曰、白金謂之銀、其美者謂之鐐

○綱目曰、蘇頌云、銀在鉚中、與銅相雜、土人采得以鉛、再三煎錬方成、故爲之熟銀、生銀則生銀鑛中、狀如硬錫、極難得、○龍泉縣志曰、窠翻、乃銀熟之名、中略鉛性畏灰、故用灰以鍤鉛、鉛既入灰、唯銀獨存、自辰至午、方見淨銀

銅○綱目曰、陶弘景云、銅爲赤金、生熟皆赤、又時珍云、銅有赤・白・靑、赤銅出川廣・雲貴諸處山中、土人穴山、采鑛錬取之、白銅出雲南、靑銅出南番、唯赤銅爲用最多、且可入藥、人以爐甘石、錬爲黃銅、其色如金、以砒石錬爲白銅、雜錫錬爲響銅、山海經曰、出銅之山、四百六十七、今則不知其幾也、○漢書律曆志曰、凡律度量用銅者、取其爲物至精、不爲燥濕寒暑變節、不爲霜露風雨改形也

銅黃即鍮白銅、今仍音呼之響銅、當稱佐波里者耳、又煉製白銅數品、法各異

鉛○說文曰、靑金也、○綱目、蘇頌云、有銀坑處皆有之、燒鑛而取之、又時珍云、易沿流、故謂之鉛、錫爲白錫、故此爲黑錫

錫○爾雅曰、錫謂之鈏、郭璞云、白鑞也、○字書曰、鑞鏴、通用、錫鑞也、○說文云、錫者銀鉛之間也、○綱目引星槎勝覽曰、滿剌加國、於山溪中、淘沙取錫、不假煎煉成塊、名斗錫、又古鏡條下、弘景云、古無純銅、作鏡皆用錫雜之、又馬志云、凡鑄鏡皆用錫、不爾即不明白

水銀○字書曰、汞水銀也、○綱目、石部水銀條、引名醫別錄曰、水銀生符陵平土、出於丹砂、又弘

景云、今水銀有生熟、此云生符陵平土者是出朱砂腹中、亦有別出砂地者、青白色最勝、出於丹砂者、是今燒粗末朱砂所得、色小白濁、不及生者甚、能消化金銀、使成泥人以鍍物是也、又蘇頌云、取草汞法、用細葉馬齒莧、乾之十斤、得水銀八兩、或十兩、先以槐木槌之、向日東作架、曬之三二日、即乾如經年、久燒存性、盛入瓦甕內、封口埋土坑、四十九日取出自成矣、又時珍云、陳霆墨談曰、拂林國當日沒之處、地有水銀海、周圍四五十里、國人取之製汞之術、傳得之者不多矣、予亦未得而一聞、恐生疑耳、況如彼水銀海、則不過戲者、今非真論之限

鉟鏍鑛礦○字書曰、並同音、金銀銅鐵之璞也、○綱目、銅礦石條曰、蘇恭云、狀如薑石、而有銅星、鎔之取銅、○周禮地官、丱人掌金玉錫石之地、丱即鏍也

登多牟○良安三才圖會曰、番語也、按、此未知何物、甚類鉛、故稱亞鉛、長尺許、廣五六寸、厚不及寸、鎔冶作成者也、或藥研形、或如花瓣者、出於廣東者爲上、東京琶牛之產次之、今造唐金・眞鍮者、並不加之則不成也、恐是爐甘石錬成者矣

○調和錬製金類

赤銅○圖會曰、黑色帶小紫、而赤字無據、造法、銅百匁加白鑞三十匁鎔化、謂之煮黑目、其百匁加金四匁鎔化成、以醋四兩・綠青四匁・水一升濃煎、浸之爲黑色、僞者素銅浸件煎汁、或以流

黃煙一、薫レ之者愈賤

四分一〇同書曰、銀三斤・金一斤、鎔化錬レ之、名二金四分一一、又銅三斤・銀一斤、相和錬レ之、名二銀四分一一

眞鍮〇源順鈔玉類引二考聲切韻一曰、鍮石似レ金、西域以二銅鐵雜藥一合爲レ之、俗云二中尺一、〇字彙曰、鍮石銅似レ金、〇綱目爐甘石條、引二崔昉外丹本艸一曰、用二銅一斤・爐甘石一斤一錬レ之、卽成二鍮石一斤半一、〇圖會曰、按、以レ銅製成者、石字難レ解、又切韻、謂レ用二銅鐵一者、非也、古者不レ知二製法一、近年始爲レ之未レ精、故舶來者爲二眞鍮一、今多造レ之而佳、通皆稱二眞鍮一、造法、銅一斤・亞鉛三分之一・鉛六分之一、共鍛錬成者爲レ上、俗名二唐眞鍮一、亞鉛性減則性柔

志呂美〇圖會曰、有下似二眞鍮一而略白色者上、俗呼名二志呂美一、造法、銅一斤、鉛五分之一・川金二分半之一以鍛レ之、又法、銅一斤・鉛五分一・山金一分半之一

按、寬永錢中、元文四年、於二江戸深川平井新田一所レ鑄者、稱二之志呂兎錢一、蓋金質與二次下所レ載志呂兎者一異矣、恐是志呂美之誤、而其實必當二此金一也、又職人歌合鏡磨之圖中、書二其語一曰、しろみの御鏡は、とぎにくゝて、按、金質堅硬、而難二研磨一之謂也、蓋是白銅中之一品耳、又所レ謂山金・川金、未レ辨二何物一、本書不レ釋二名義一、今奈二何之一

加良加禰〇同書曰、初自二唐土一來、其器色似レ鐵、而比レ鐵甚濃、比レ銅色稍黑、未レ知二其名一、俗呼爲二唐

金平、今本邦專製レ之、造法、銅一斤・鉛五分之一錬レ之

黄加良加禰○用二唐金分量一、加二亞鉛六分之一一、則色帶レ黄亞二眞鍮一

佐波里○用二唐金分量一、加レ錫十分之一一

良安、以二白銅一配二於此一、今不レ取レ之、綱目銅條、謂二響銅一者、即是也、或造二碗皿一、或爲二鳴器一、供二本神佛一之徒通用レ之、列二于鉦磬一、直以二佐波里一、而爲二器名一

舍里○圖會錫條下曰、凡錫雜レ鉛者不レ佳、爲レ器弱而成二凸凹一、其眞錫器俗云二舍里一

按、雖二說如一レ斯、其眞錫亦非レ未二凸凹俯仰一矣、又一種有下稱二舍里錢一者上、永利通寶部屬之錢、八九種是也、其質脆而不レ可レ撓、其色如レ鉛、而無二光澤一

志呂兎○同書曰、白鑞、俗云二志呂兎一、錫上品、名二白鑞一者、與レ此同名異品也、造法、鉛一斤・錫十兩、相和錬成、繼二銅鐵之耳鐶一、銅二鍋釜之漏失一、或注二藥罐裏一、否則其湯銅臭、不レ可レ吃

○染成銅色類

煮黑○可レ謂二赤銅之略製一者

火色○光澤好美、可レ稱二紅銅一者

枇杷色○其色淡黄、可レ愛矣

青色○其淺則青白、其深則青黑

白餘異色若干件、並是雖二銅質之異一、而專因二藥汁之煎浸所一レ成者也、今從二金類之緣一、以聊錄焉

○諸金來歷

鏡作祖石凝姥、劒作祖天目一、兩神並立已後、鈴矛斧鏃燧鉏等、史籍所レ載、不レ遑二枚擧一焉、用二紐刀一者、先有二鈿女命一、後有二狹穗皇后一、或赤女之鈎、或三輪之針、總是鐵製必矣、其他諸金舶來、積年許多、神功皇后平二定韓地一已來、則不レ須レ言而彰乎、蓋先レ是非レ無二銀銅等之名一、神武天皇紀有二赤銅梟帥一、景行天皇紀、有二銀王一、當時未レ有二華產一、若非レ有二蕃貢一、則豈設二此稱一耶、可レ知二其通舶之舊一爾、後顯宗天皇紀曰、稻斛銀錢一文、武烈天皇紀、大連諫奏曰、受銀鄉、宣化天皇紀詔曰、黃金萬貫、不レ可レ療レ飢、推古天皇紀曰、高麗王貢二黃金一、並是未レ有二華產一之時也

按、漢土有二金之名一也者、舜典、始曰二金作二贖刑一、集注云、金黃金也、禹貢曰、楊州惟金三品、注云三品、金銀銅也、又梁州璆鐵銀鏤注云、璆、玉磬也、鐵、柔鐵也、鏤、鋼鐵、可二以刻鏤一也、言二鐵而先一レ於レ銀者、鐵之利多二於銀一也、舜典禹貢所レ記如レ斯矣、於二堯之前一、則雖レ未レ書二金鐵之用一、而亦誰能可レ決二其有無一哉、蓋洪範既設二五行之目一、其所レ言金曰二從革一者卽是、雖レ然此目、夏殷之妄作、而事出二後人之臆測一耳、今非二依用之限一也

天智天皇紀曰、九年庚午、是歲、造二水碓一而治レ鐵

按、六年、遷二都于近江大津一、然則所レ謂近江鐵穴、以二今年一爲レ始歟

天武天皇紀曰、三年甲戌三月丙辰、對馬國言、銀始出于當國、卽貢上、凡銀有于倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇

八年己卯十月甲子、新羅朝貢金・銀・鐵鼎・錦布・皮・馬・狗・騾・駱駝之類十餘種、亦別獻物、金銀刀旗之類

十年辛巳四月辛丑、立禁色、曰、親王已下、至于庶民、諸所服用金銀・珠玉・紫錦・繡綾、服用各有差、十月乙酉、新羅朝貢金・銀・銅・鐵・錦・絹・鹿皮・細布之類

十二年癸未四月壬申詔、自今已後、必用銅錢、莫用銀錢、乙亥詔、用銀錢莫止

本史乙亥、脫錢字、今推加之

持統天皇紀曰、五年辛卯七月壬申、伊豫國司田中朝臣法麿等、獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩、鉚一籠

字彙曰、鉚音鈹、小釘也、又引素問注曰、砭石、今以鉚鈹代之、又鉚音礦、金銀銅鐵璞也、然則鉚當作鉚也

九月壬申、賜音博士某・書博士某等銀人二十兩

八年甲午三月、以某等拜鑄錢司

文武天皇紀曰、二年戊戌三月乙丑、因幡國獻銅鑛

華銅初出、恐是此時也、雖レ然製錬未レ精、採得亦未レ多耳、按本史日月初生之條、一書曰、伊弉諾尊手持二白銅鏡一、當時豈有二銅鏡之製一哉、又天窟之條、一書曰、採二天香山之金一、以作二日矛一云々、金卽五金之通稱、其實則鐵而已、古事記所レ書、取二天金山之鐵一令レ作レ鏡、是也、古語拾遺所レ書、取二天香山銅一、以鑄二日像之鏡一者、後人之臆度、不レ足レ據矣、至二元明天皇御宇之年一、而和銅者始出、蓋是自然銅者耳、當時未レ慣二撰銅一、故見以爲二銅之眞精一者、遂至レ有二改元之擧一也

七月乙亥、伊豫國獻二白鑞一、乙酉獻二鑞鑛一、白鑞卽錫也、鉛一名黑錫、然則鉛之初出、亦當二此前後一矣

九月壬午、周芳國獻二銅鑛一、乙酉、令三近江國獻二金靑一、伊勢國朱砂・雄黃、常陸・備前・伊豫・日向四國朱砂、安藝・長門二國金靑・綠靑、豐後國眞朱

按、令三伊勢及常陸已下四國、獻二朱砂一者、是不レ啻充二彩色之用一、而亦取二水銀一之料歟、和銅六年五月、令三伊勢國獻二水銀一、又延喜式典藥寮、伊勢國貢二藥五十種一、中有二水銀一、可二以徵照一也、又百練鈔承曆元年五月五日條、賜二宋國一以二水銀五千兩一、足レ覩二當時採得之盛大一矣、又僧正徹草根集中、題名所杣「根を絕えて伐らぬ艸木も荒ぬべし、水のかね掘る丹生の杣山」、又職人盡歌合第五十六番、右水銀掘題戀、「味きなや丹生の深山に掘るかねの、身つから人に思入ぬる」判云、水とかねとを二つに云切て、題の意思入たるに似たり云々、決是本艸所レ言生汞者焉、圖中所レ携如二竹胡盧一者恐

當以之受從嚴間走下者、此歌此圖、直應
永年間實跡、然今市廛藥賈所沽水銀、有華
產、有舶來、並是獲於朱砂腹中者、而不聞
有生汞之產也、其丹生地名、在伊勢國飯
高郡丹生鄉者是歟、然諸國有此名不爲少
、就中大和國吉野山中丹生神社、或越前國
丹生郡等、其名最大、今不可輙決之、蓋於
名義、則取于生丹砂者炳焉

十一月辛酉、伊勢國獻白鑞、十二月辛卯、令對
馬島冶金鑛

三年己亥三月己未、下野國獻雌黃、十二月庚子、置鑄錢司

天武天皇紀所載、銀錢銅錢已下、曰置鑄錢司者、其鑪所、並無所據考、明年庚子四月、撰定
律令、其典鑄司令曰、掌鑄造金銀銅錢等事、而未謂鑄錢

大寶元年辛丑三月戊子、遣凡海宿禰麁鎌于陸奧、冶金

按、當年既知陸奧有金、然未具採得之法、故延至天平廿一年乎、其間凡五十年矣



甲午、對馬島貢レ金、建レ元爲二大寶元年一

四年前既有二當國冶金之擧一、而至二今年一始成貢上、是若不二僞金一、則舶來耳、決非二對馬所一レ出也、原出二三田首五瀨之詐欺一、而執政大臣爲二之所一レ誤也、事審見二紀注一、嗚呼此一項事、胡爲大寶之新號耶

三年癸卯五月己亥、令二紀伊國阿提・飯高・牟漏三郡獻一レ銀、九月辛卯賜二四品志紀親王、近江國鐵穴一

諸金屬石、故鑿二巖間一而採レ之、銀穴・銅坑、其稱不レ無レ所レ由矣、鐵則屬レ土、故採得未二必穴一也、鐵穴之稱、似レ不レ可レ解乎、蓋採法古今相異歟

慶雲元年甲辰、　二年乙巳、　三年丙午、　四年丁未

元明天皇紀曰、和銅元年戊申正月乙巳、武藏國秩父郡獻二和銅一、詔曰、聞看食國中乃東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而獻焉、略故改二慶雲五年一而和銅元年止爲而御世年號止定賜云々

按、本艸綱目引二開寶本艸一曰、自然銅生二邕州山巖間一、出銅處于二坑中及石間一采得、方圓不レ定、其色青黃如レ銅、不レ從二鑛鍊一、故號二自然銅一云々、和銅即是耳、如三其出二眞銅一者、却既在二前十年一、本居宣長、嘗著二歷朝詔詞解一、謂和銅則當二熟銅之義一、而說未レ屆二自然銅一、疏漏矣、新井君美翁所レ著寶貨事略以爲倭國出銅之初、而謂二倭和通用一、翁何不レ熟二讀本史一耶、抑不レ辨二國體之內外一、而漫稱二字音通用一、嗟其不明之甚乎、於二和字之本原一者、宣長既著二國號考一、以辨レ之曰、天平勝寶四年已上、大和・和國等之字無レ所レ見、可レ謂二得レ之者一

二月甲戌、始置ニ催鑄錢司一、五月壬寅、始行ニ銀錢一、七月丙辰、令ニ近江國鑄ニ銅錢一、八月己巳、始行ニ銅錢一

二年己酉八月乙酉、廢ニ銀錢一、一行ニ銅錢一、〇太政官處分、河內鑄錢司官屬賜レ祿、考選一准レ寮焉

兩國鑄錢司、其地未レ考、採銅所亦在ニ於當國一歟

六年癸丑五月甲子制、畿內七道諸國郡鄕名著ニ好字一、其郡內所レ生銀銅・彩色・草木・禽獸・魚蟲等物、錄ニ色目及土地沃瘠、山川原野、名號所レ由、又古老相傳舊聞異事一、載ニ于史籍一言上、癸酉令ニ伊勢獻ニ水銀一

聖武天皇紀曰、天平二年庚午三月丁酉、周芳國熊毛郡牛島西汀、吉敷郡達理山所レ出銅、試加ニ冶鍊一、並堪レ爲レ用、便令ニ當國採冶、以充ニ長門鑄錢一

先レ是、文武天皇二年、當國旣獻ニ銅鑛一、如ニ今所レ言、則其製鍊頗晚成者矣、長門鑄錢原始、未レ審ニ其名一、初見ニ于此一焉、後弘仁九年、改ニ長門國司一爲ニ鑄錢司一、至ニ天長初年一遷ニ司于周防國一、兩國出レ銅、後年倍盛

七年乙亥閏十一月庚子、更置ニ鑄錢司一

其地未レ考、蓋在ニ于畿內一乎

十四年壬午十二月戊子、令下近江國司禁中有勢之家、專食ニ鑛穴一、貧賤之民不上レ得ニ採用一、廿一年己丑二月丁巳陸奥國始貢ニ黃金一、四月庚午朔、幸ニ東大寺一、詔曰、此大倭國者、天地開闢已來爾、黃金波人

國與理獻言波有登毛、斯地者無物止念倍流仁、聞食國中能東方陸奧國守從五位上百濟王敬福伊、部內小田郡爾
黄金在止奏氐獻云々

丁未改レ元、爲二天平感寶元年一、七月甲午、孝謙天皇卽レ位、改元爲二天平勝寶元年一

古事談曰、天平十九年九月廿九日、始奉レ鑄二東大寺大佛一、廿一年十月廿四日、奉レ鑄二大佛一已畢、三箇年間、奉鑄八箇度、扶桑略記曰、天平感寶元年十月廿四日、鑄二東大寺大佛像一、結跏坐高五丈三尺五寸、面長一丈七尺、圓光一基、高十一丈四尺、廣五丈六尺、用二熟銅一七十三萬九千五百六十斤、白鑞一萬二千六百十八斤、鍊金一萬四百四十六兩、水銀五萬八千六百廿兩、挾侍菩薩像二體、高各三丈、用二鍊金一一千五百十兩二分、熟銅七萬五千五百二斤五兩、白鑞四百九十斤十兩、擣鐘一口、高一丈二尺六寸、口徑九尺一寸三分、口厚八寸、用二熟銅一五萬二千六百八十斤、白鑞四百九十斤云々

亦東西兩塔、露盤頗廣大、彼此通計一百餘萬斤、此唯一擧所レ費、況其三年八度、土木鐵石及火煉之炭薪、造作運送之功食、咸是黎民之汗血、嗚呼

孝謙天皇紀曰、天平勝寶二年庚寅三月戊戌、駿河國守從五位下楢原造東人等、於二部內廬原郡多胡浦濱一獲二黄金一獻レ之、於レ是東人等、賜二勤臣姓一

本史分注曰、鍊金一分、砂金一分、又曰、勤訓云二伊蘇志一、今按、勳功等之字訓亦同レ之、蓋褒二獻金一之義也、而多胡浦濱、決非下可レ採二金鐵一之地上、且所レ獲少二分、何其賞之過乎、今當國安部郡梅島山

中有二金坑一、儘當時所レ創歟、今時入レ穴、掘得不レ多、傳謂慶長年間所レ行駿河小判、皆是此金、然未レ識二其實否一矣、又郡中中野村民臨二溪澗一待、採二流來者一、而冶二鍊之一、不レ滅二於梅島掘得之數一也

廢帝紀曰、天平寶字六年二月甲戌、賜二大師藤原惠美朝臣押勝、近江國淺井・高島二郡、鐵穴各一處一

孝謙天皇重祚紀曰、天平神護二年七月己卯、散位從七位下昆解宮成、得下似二白鑞一者上以獻、言曰、是丹波國天田郡華浪山所レ出也、和鑄諸器、不レ弱二唐錫一、因呈以二眞白鑞所レ鑄之鏡一、其後授以二外從五位下一、復興レ役採レ之、單功數百、得二十餘斤一、或曰、是似レ鉛非レ鉛、未レ知レ所レ名、時召二諸鑄工一、與二宮成一雜而鍊レ之、宮成途窮、無レ所レ施レ姧、然以二其似二白鑞一、固爭不二肯伏一、寶龜八年、入唐准判官羽栗臣翼、賫レ之以示二楊州鑄工一、僉曰、是鈍隱也、此間私鑄濫錢者、時或用レ之

神護景雲元年十二月乙酉、以レ某爲二田原鑄錢長官一

大和國添上郡田原是乎、其説載二于本篇一、當時卽似レ採二銅於此山中一矣

二年三月朔、長門國豐浦厚狹等郡、宜下養レ蠶、停二調銅一、代令上レ輸レ綿

紀略曰、桓武天皇延暦十五年六月壬戌、木工允上道廣成、授二外從五位下一、褒下採二備前國銀一之功上也

類聚國史鑄錢司條曰、嵯峨院天皇弘仁九年八月戊午、勅二長門國一、減二驛馬數一、毎驛置二□匹一、自餘充二鑄錢料鉛駄一

鉛之初出、雖レ未レ見レ所レ記、必當レ在二白鑞初出之前後一耳

仁明天皇紀曰、承和元年二月癸巳、勅曰、金銀薄泥、用レ之公私有レ費無レ益、宜レ禁二斷之一、二年二月戊戌、奉レ授二下野國武茂神、從五位下一、此神坐下採二沙金一之山上

三年正月己丑、詔奉レ充二陸奧國白河郡從五位下動一等八溝黃金神、封戸二烟一、以應二國司之禱一、令レ採二得砂金一、其數倍レ常、能助二遣唐之資一也、十一月庚辰、仰二石見國一、選二幹了百姓四人一、習二採銅一、免二其雜徭一

四年九月乙丑金銀長上工正六位上丹波直廣主、年老還レ鄉、勅給二正稅穀五十碩一　六年四月癸丑、遣二某等於伊賀國一、索二捕名張郡山中私鑄錢盜一

　當時私鑄料銅、卽此山中所レ產歟、然當國出銅之事、未二曾聞一之

七年十一月庚辰、對馬島銀山神預二官社一、九年五月乙未勅、五月五日供節四衞府六位官人已下裝束、除二甲冑飾一之外不レ得レ用二金銀及薄泥一、五位已上走馬之鞍、並馬飾、不レ論二新舊一聽レ用二金銀一、但薄泥不レ在二聽限一、十二年正月壬申、美濃國言、凡乘用人馬灼立二條章一而貢二御鷹・馬・熊膏・昆布、並沙金・藥草等一使略勅依レ請、宜下仰二陸奧出羽兩國一、及東山道諸國一令上レ知二此制一

淸和院天皇實錄曰、貞觀元年二月廿五日、以二長門國醫師海部男種麿一爲二採銅使一、詔三箇年內、所レ進銅鉛、年別各足二三千斤一者、須レ借二授五位一其後三年內、不レ減二此數一者、隨爲レ眞

五年十月二日制、長門國採銅所雜色四人、預二於勘籍一

七年八月十五日、太宰府言、對馬島銀穴、在二下縣郡一、自二高山底一鑿レ巖掘入四十許丈、白晝執レ炬而得

人、頃年已來、唐々崩塞、屢費人功、而去夏霖雨、穴底水湛、計其功力、非可堪、司私穪穿開、望請准延暦十五年例、以彼島例、舉大豆遣百斛、並租地子穀百斛、且充其料、令掘開、許之、十七日、備後國神石・奴可。甲努。恵蘇・世良。三谿・三次・三上八郡居山間、土宜採鐵、連年旱疫、黎庶弊亡、四年之間、每年四郡更復課役、九月廿六日、勅木工寮採銅於山城國相樂郡岡田鄕、舊鑄錢司止、十一月廿六日、勅以山城國相樂郡舊鑄錢司地二十餘町、爲採銅之地、

岡田錢司史書無所見、而至是突然稱舊司、其興廢年歷未審、蓋有徵考、載于本篇和銅元年九月條下、〇上件止字義不通、儻是址字脫士者歟

九年六月九日、勅山城國相樂郡舊鑄錢司地二十町、貞觀七年爲採銅地、今返賜左大臣源朝臣信、但採銅之事、依舊行之、十一年二月廿日、停遣採長門國銅使、付國宰採進焉、七月十日、以筑後守淸原眞人眞貞、爲採山城國岡田山銅使

十二年二月廿五日、令備中備後兩國、採進鑄錢料銅、十一月十七日、分遣使者諸社、奉鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢

按、岡田山銅之用、必當充葛野之鼓鑄矣、備中備後所出、亦恐葛野之料耳

十八年六月八日、奉授肥前國正六位上銀山神、從五位下

類聚三代格鑄錢事曰、三月廿七日官符曰、應停止鑄造銅器、交易民間事、右得採長門國銅使某解

狀㆒備云々

十一年二月、廢㆓長門銅使㆒、今復有㆓此使㆒也、其再置年月未ㇾ考㆓得之㆒

陽成院天皇實錄曰、元慶元年閏二月二十三日、美作國進㆓銅大十兩、備前國二斤九兩㆒、先ㇾ是從七位上伴宿禰吉備麿言、美作國眞島郡加夫良和利山、大庭郡比智奈井山、備前國津高郡佐々山有ㇾ銅、故吉備麿掘採、進㆓其撰銅㆒、敕遣㆘內匠大允布勢朝臣安峰與㆓國宰㆒監地撿校掘採㆖、令㆔安峯還向進㆓所ㇾ採之銅㆒

二年三月五日、詔令㆔太宰府採㆓豐前國規矩郡銅㆒、宛㆓彼郡徭夫㆒百人爲㆓採銅鎔作㆒

五年三月七日、陽侯忌寸永岑言、石見國美濃郡都茂鄉丸山、巖石崢嶸、縈紆數十里、銅工膳伴案麿眞髮部廣世等言曰、此山出ㇾ銅、仍採㆓礬石㆒、試以鼓鑄、遂得㆓眞銅㆒、於ㇾ是敕遣㆓木工少屬紀朝臣眞房・史生眞髮部安雄等㆒檢察焉、六月朔、敕停㆓廢採山城國岡田銅使㆒、其屋舍什器、付ㇾ國令㆓守護㆒、八月二十日、採銅使正六位上巨勢朝臣文主、返㆓進伊賀國庸米三百餘斛㆒、以充㆓採銅之資糧㆒故也

光孝天皇實錄曰、仁和元年三月十日、下㆓知長門國㆒、遣㆓銅手一人、掘穴手一人於豐前國採銅使許㆒、以㆘豐前國民未ダ習㆓其術㆒也、二年二月十五日、新鑄㆓銅印一㆒、賜㆓備中國採銅使㆒

延喜式主稅寮條曰、凡鑄錢銅鉛者、備中長門豐前三國、每年採送○典藥寮貢藥條曰、伊勢國貢㆓水銀㆒

按、鑄錢年料員數、新古有㆓增減㆒、率因㆓出銅之盛衰㆒矣、延喜前後最乏少、次第詳㆓于本篇㆒、後世數年似㆓採銅之事廢絕㆒、而天正慶長已來、再興者出見倍㆓於昔日㆒萬々、超至㆓彼承霤漱盥㆒焉、假㆓外人之

眼而視之、則眞是蓬萊瀛洲、誰人不羨之耶、嗟夫樂只

中外錢史卷一終

中外錢史甲帖附言

昔者鑄レ錢、其法率以二新一一當二舊十一並行、其曰レ新曰レ舊、並是今日之古錢、不レ可二蔑視一、新錢尋登則古錢從耗、自然理也、然世人唯知二通錢之要一、不レ屑二古錢之愛一、適有下言及レ此者上、亦其所レ冀、僅有二竊レ玩二古色一耳、或以爲下研二求舊度古量一之準據上、而備二飾レ過之口實一、並有二好古之癖一、未レ達二尙古之眞一、

按、其本意凡物多者、則人不レ珍レ之、寡者則衆望拱レ之

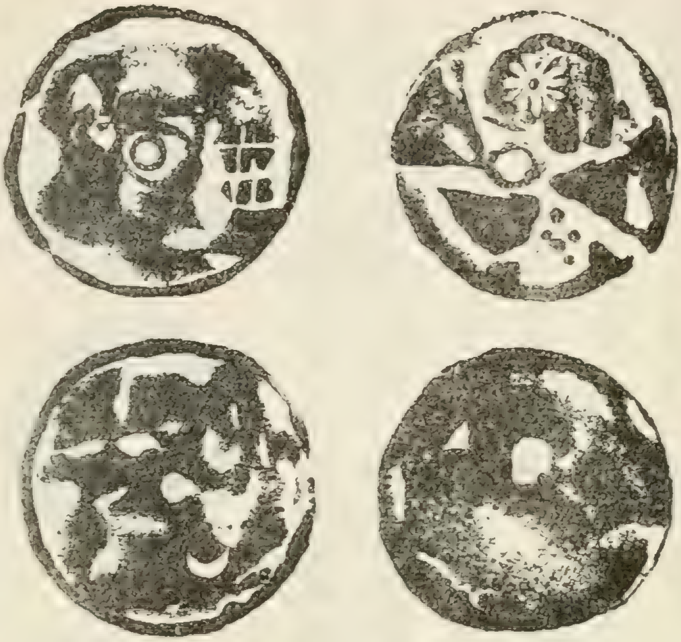
中華古錢星々、常雜二居寬永新錢緡中一、不レ知二幾萬枚一、決是所二以競望不一レ起也、又外蕃錢貨、來二于中華一者不レ爲レ尠、大己貴・少彥名兩大神、奉二天敕一經二營諸蕃一、人皇栢皇並出二於扶桑之暘谷一、軒轅起二於窮山之陽一、后稷生二於閟宮之野一、帝嚳覲祖、亦宜二類推一焉、稻氷王之諱二避田道間守之採橘一、及二日槍角鹿之歸化一、或往或來、神功皇后平二定三韓一、三韓臣服、而累世貢獻、舳艫相接、爾後三韓王等之子弟、及周秦之餘種、漢魏之支庶、堪レ稱二諸夏華胄一者、歸順相踵、而獻以二種々珍寶一者、史及姓氏錄等所レ記、多々可レ知、其半兩五銖已下、多存在焉、如二漢土一則不レ然、史籍所レ傳、雖二唐宋元明一、僣僞諸錢、次第通用、實歷世上下相侵伐非レ有二傳國相承之儀一、以二弑奪一爲二人臣之任一、故舊物不レ存、王莽忌三五銖之金似二劉字一、而更造二貨泉一、此其甚者也、宋書符瑞志可レ見耳、淸主康凞入國之後、民風一變、舊染兀然

去、亦若去舊物一去、不可復得之、則無奈何矣、豈可與天孫萬代宸極之國同年而語哉

○宋洪遵著泉志、載延喜錢、以爲倭國錢、載和同・萬年・神功・隆平・乾元等錢、以爲日本錢、錢文對讀、字畫異樣、無一眞物、是知非有本錢、且乾元錢文、脫元字、大作文、誤爲乾文寶三字、所引會要、既誤讀、後世爲錢譜者、亦皆承彼弊、然清主乾隆著錢錄、加補大字、文作爽引宋史讀曰乾文大寶、遂不知有乾元大寶矣、每歲通舶于中華者、而何其疎漏耶、錢錄所載數錢、多是泉志圖耳、趙宋已下諸錢、亦推按圖之者許多、其無古錢彰々矣、而其序云、洪氏所志、不必原有是錢、今則內府之藏、周羅几席、按狀成圖、因之攷事、此覈實而有徵、彼憑虛而獨造、相提並論、固自不侔、是書也、又其提要云、洪遵泉志爲最古、然大抵未見其物、多據諸書所載、想像圖之、至所蒐擇、率多臆測、尤不足據爲定論、是編所錄、皆以內府儲藏、得於目視者爲據、窮形盡相、摹繪逼眞、而考證異同、辨訂眞僞、又根據典籍、無一語鑿空、言々悉誣妄、胡其欺己耶、清主亦爲風土所化、而舊臭將再發歟

○乾元大寶、鑄作罷後、迄天正文祿之間、錢貨行用之事迹、亦粗採錄之焉、至妙心寺二世受翁、誦經卷數籌錢、近衞殿御藏、攝津國伊丹埋伏錢等之說者、則更擧之於第三帖、以注之

中外錢史甲帖上



銀錢　顯宗天皇紀曰、二年丙寅十月戊午朔癸亥、宴ニ群臣一、是時天下安平、民無ニ徭役一、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文

按、今稱古銀錢者數種、皆無字文、無可決製作之年代者、或謂此物未可識、必爲錢否矣、今此模圖二枚、以爲後攷之監本云爾



銅錢　天武天皇紀曰、三年甲戌三月庚戌朔丙辰、對馬國司守忍海造大國言、銀始出于當國、卽貢上、凡銀有中國、初出于此時、故悉奉諸神祇、十二年癸未四月戊午朔壬申、詔曰、自今以後、必用銅錢、莫用銀錢、乙亥詔曰、用銀錢莫止

乙亥詔、銀下脫錢字、今推文義更補之

持統天皇紀曰、八年甲子三月甲申朔乙酉、以直廣肆大宅朝臣麻呂・勤大貳臺忌寸八島・黃書連本實等拜鑄錢司、　文武天皇紀曰、三年己亥十二月庚子、始置鑄錢司、以直大肆中臣朝臣意美麻呂爲長官

今所附出者、世間流布、往々見之、蓋古銅錢之一耳、必不可知年代矣、又當時所並行銀錢、亦當不少也

四年庚子六月甲午、勅淨大參忍壁親王・直廣壹藤原朝臣不比等等、撰定律令

職員令大藏省條曰、掌下出二納諸國調、及錢・金・銀・珠玉・銅・鐵・骨・角・齒・羽毛・漆・帳幕・權衡・度量・賣買沽價・諸方貢獻雜物一事上、又當省所管典鑄司條曰、掌下鑄二造金銀銅鐵一等事上〇按、令無二鑄錢司一、其典鑄司亦不レ謂二鑄錢一、然史既記レ之者、宜レ考也

大寶元年辛丑、二年壬寅、三年癸卯、慶雲元年甲辰、二年乙巳、三年丙午、四年丁未六月、天皇崩、尊母皇太后、奉二遺詔一攝二萬機一、七月行二即位禮一、是爲二元明天皇一、當時皇居、在二于大和國高市郡藤原一

自二庚子一迄二丁未一、凡八年、史氏不レ書二錢貨之用否一



踢畫 大字



同上 細緣



普通



銀銅對 昻和



同上 降和



同上 廣穿

和同開珎錢　元明天皇紀曰、和銅元年戊申正月乙巳、武藏國秩父郡獻二和銅一、二月甲戌、始置二催鑄錢

司、以從五位上多治比眞人三宅麿任之、五月壬寅、始行銀錢、七月丙辰、令近江國鑄銅錢、八月己巳、始行銅錢

按、史氏未書錢文爲何、然和同開珍錢、世間頗多、亦未聞何時鑄、而世久以爲和銅年製者、今姑從焉、其和銅字義未詳之、蓋國語、周語曰、財用不乏、民以和同、恐採文於此、且似假以爲和銅之通音矣、或人謂、和銅字省金者、周禮春官典、同掌六律六同之和、鄭衆注云、陽律以竹爲管、陰律以銅爲管、竹陽、銅陰也、引之以爲省畫之例證焉、然次下六七錢文、未必繫年號、且無一省畫者、以知其推按之不當

九月戊寅、巡幸平城、觀其地形、庚辰、幸山背國相樂郡岡田離宮

按三代實錄貞觀七年九月二十六日、又十一月二十六日、勅以山城國相樂郡岡田鄕舊鑄錢司地、爲採銅之地云々、即今稱錢司村者、地在於木津川北岸、其稱岡田鄕者、在於南岸、然則宜謂採銅於南山、而造錢於北岸者矣、恐是巡幸之日、既有置鑪之制歟、然和銅紀中、未見岡田鑄錢之事、錄以俟後考

乙酉、至春日離宮、丙戌、車駕還宮、戊子定造平城宮司官員

二年正月壬午、詔曰、向者頒銀錢、以代前錢、又銅錢並行、比姦盜逐利、私作濫鑄、紛亂公錢、自今以後、私鑄錢者、其身沒官、財入告人、行濫逐利者、加杖二百、加役當徒、知情不告者、各

與同罪、三月甲申制、凡交ニ關雜物一、其物價銀錢四文以上、卽用ニ銀錢一、其價三文以下、皆用ニ銅錢一

價下銀字、決是徳、宜ニ刪去一也、不レ然則義不レ通

八月乙酉、廢ニ銀錢一一行ニ銅錢一、太政官處分、河內鑄錢司官屬賜レ祿考選、一准レ寮焉、三年正月丙寅、太宰府獻ニ銅錢一、戊寅、播磨國獻ニ銅錢一、九月乙丑、禁ニ天下銀錢一

是歲三月、遷ニ都于平城一

四年五月己未、以ニ穀六升一當ニ錢一文一、令ニ百姓交關、各得ニ其利一、十月甲子、勅依ニ品位一、始定ニ祿法一、王三位、絁二十匹・錢一千文、臣三位、絁十匹・錢一千文、是日詔曰、夫錢之爲レ用、所下以通ニ財貨一易中有無上也、當今百姓尙迷ニ習俗一、未レ解ニ其理一、僅雖ニ賣買一、猶無ニ蓄レ錢者一、隨ニ其多少一、節級授レ位、其從六位以下、蓄錢有ニ一十貫以上一者、進ニ位階一叙、二十貫以上、進ニ二階一叙、初位以下、每レ有ニ五貫一、進ニ一階一叙、大初位上、若初位、進入ニ從八位下一、以ニ一十貫一爲ニ入限一、其五位以上、及正六位、有ニ一十貫以上一者、臨時聽レ勅、或借ニ他錢一、而欺爲レ官者、其錢沒レ官、身徒一年、與者同罪、又勅有下進ニ位階一家存ニ蓄錢之心一、人成上遂鑪之趣一、恐望レ利百姓、或多ニ盜鑄一、於レ律私鑄、猶ニ輕罪法一、故權立ニ重刑一禁斷、未レ然、凡私鑄レ錢者ニ斬、從者沒官、家口皆流、五保知而不レ告者、與同罪、十二月庚申、又制レ法、無位七貫、白丁十貫、並爲ニ入限一、以外如レ前

五年九月己巳、詔曰、宜レ大ニ赦天下一、其强竊二盜、常赦所レ不レ免者、不レ在ニ赦限一、但私鑄レ錢者、降ニ罪

一等一、十月乙丑、詔曰、令二行旅人必齎レ錢爲下資、因息二重擔之勞一、亦知二用錢便一、十二月辛丑制、諸國所レ造調庸等物、以レ錢換、宜下以二錢五文一准中布一常上

六年三月壬午詔、賣買田以レ錢爲レ價、若以二他物一爲レ價、田並其物、共爲二沒官一

七年甲寅九月甲辰制、自今巳後、不レ得レ擇レ錢、若有下賣知二官錢一輙嫌擇者上、勅使一杖一百一、其濫錢者、主客相對破レ之、即送二市司一

元正天皇紀曰、靈龜元年乙卯九月、即位、改元

二年丙辰五月丙申、勅二太宰府一、百姓家有レ藏二白鑞一、先加二禁斷一、然不二遵奉一、隱藏賣買、是以鑄錢惡黨多肆、姦詐連及之徒、陷レ罪不レ少、宜下嚴加二制禁一、無中更使上レ然、若有二白鑞一、搜求納二於官司一

養老元年丁巳十一月、改元

二年戊午二月壬申、行二幸美濃國醴泉一

甲申、從駕百寮、至二于輿丁一、賜二絁布錢一有レ差、五年正月丙子、令下天下百姓、以二銀錢一一當中銅錢二十五一、以二銀一兩一當二一百錢一行中用之上、六年二月戊戌、詔曰、市頭交易、元來定レ價、比日以後、多不レ如レ法、因レ茲本源欲レ斷、則有二廢業之家一、末流無レ禁、則有二姧非之侶一、更量二用錢之便宜一、欲レ得二百姓之潤利一、其用二二百錢一當二一兩銀一、仍買物貴賤、價錢多少、隨レ時平章、永爲二恆式一、九月庚寅、令三伊賀・伊勢等八箇國、始輸二錢調一

七年癸亥、

聖武天皇紀曰、神龜元年甲子二月、即位、改元

五年戊辰

天平元年己巳三月癸丑、太政官奏曰、令三諸國停二四丈廣絁一、皆成二六丈狹絁一、許レ之、四月庚午、諸國兵衞資物、其輸法以二上絁一疋一、充二銀二兩一、以二上絲小二斤、庸綿小八斤、庸布四段、米一石一、並充二銀一兩一、即依二當土所レ出、准二銀二十兩一、五月甲午、天皇御二松林苑宴一、王臣五位已上、賜レ祿有レ差、亦奉騎人等、不レ問二位品一、給二錢一千文一

二年三月丁酉、周防國熊毛郡牛島西汀、吉敷郡達理山所レ出銅、試加二冶鍊一、並堪レ爲レ用、便令二當國採冶一、以充二長門鑄錢一

三年十一月庚戌冬至、天皇御二南樹苑宴一、五位以上賜レ錢、親王三百貫、大納言二百五十貫、正三位二百貫、自外各有レ差

六年五月戊子、太政官奏曰、左右京百姓、夏輸二傜錢一、甚不レ堪レ辨、宜下其正丁次丁、自二九月一始令レ輸レ之、少丁勿上レ輸、奏、可レ之

七年十月己丑、知太政官事舍人親王薨

萬葉集卷十六曰、無心所著歌二首

左注曰、右歌者、舍人親王令侍座曰、或有作無所由之歌者、賜以錢帛、于時大舍人安倍朝臣子祖父、乃作斯歌獻上、登時以所募物錢二千文給之也云々、

按、天武天皇紀、朱鳥元年正月癸卯、御太極殿而賜宴、是日、詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實、必有賜、於是高市皇子被問、以實對、賜御衣袴•　•綿布等（下略）事相似矣

閏十一月庚子、更置鑄錢司

其地未考、上作所錄、山城國相樂郡錢司村、儻是今年所設歟

九年十月壬寅、令左右京職、停收徭錢

丁未、停額外散位輸續勞錢、十一月甲戌、加置鑄錢司史生六員、通前十六員、十三年閏三月乙亥、敕賜百官主典已上、并中衛兵衛等錢各有差、八月丁亥、從五位下多治比眞人家主、爲鑄錢長官

十四年八月乙酉、甕原宮以東、（中略）令造大橋、令諸國司隨國大小、輸錢十貫以下、一貫以上、以充造橋用度

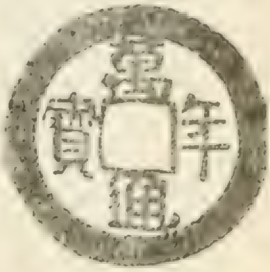
十六年四月丙辰、以始營紫香樂宮、百官未成、司、別給公廨錢總一千貫、交關取息、永充公用

十九年九月乙亥、河內國人大初位下阿保連人麻錢一千貫、奉盧舍那佛智識、授外從五位下

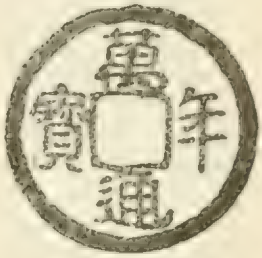
廿一年己丑二月丁巳、陸奧國始貢黃金、四月丁未、改元爲天平感寶元年、五月戊辰、陽侯史眞身之男等四人、並授外從五位下、各貢錢千貫也、七月甲午、讓位、孝謙天皇即位、改元爲天平勝寶

元年、
孝謙天皇紀曰、天平勝寶五年二月十五日勅、私鑄錢人、罪到ニ斬刑一、自今已後、降ニ一等一處ニ遠流一
紀不レ載レ之、今依ニ寶龜十一年十一月壬戌格文一
九月朔、无位板持連眞鉤、獻ニ錢百萬一、授ニ外從五位下一
八年丙申
天平寶字元年丁酉六月壬辰、從五位上文忌寸馬養、爲ニ鑄錢長官一
廢帝紀曰、天平寶字二年八月朔、即位、甲子、以ニ內相藤原仲麿一任ニ大保一、勅曰、宜下姓中加ニ惠美二字一、名曰中押勝上、別聽ニ鑄錢擧稻、及用ニ惠美家印一　十二月丙寅、以ニ式部散位四百人、兵部散位二百人一爲ニ定額一、與下考ニ自餘額外情願一、輸レ錢續レ勞者上、一依ニ前格處分一
三年十一月戊寅、遣ニ某等一造ニ保良宮一
四年正月丙寅、以ニ大保藤原惠美朝臣押勝一爲ニ大師一、丁卯、高野天皇及帝、幸ニ大師第一、賜ニ陪從五位已上錢一、有レ差
按、和銅錢、共鑪處不レ一、和銅元年七月曰、令ニ近江國鑄ニ銅錢一、二年正月、制ニ私鑄錢者刑法一、八月曰、河內鑄錢司、天平二年曰、長門鑄レ錢、七年曰、更置ニ鑄錢司一、天平寶字二年曰、勅ニ大保押勝一、別聽ニ鑄錢一云々、和銅元年以來、殆一千三百年、公私之分自具焉、蓋私鑄者存在甚希、於ニ今日一則反爲レ珍

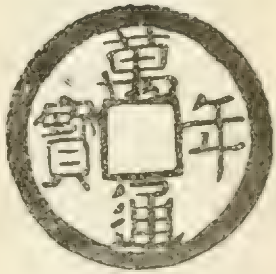
萬年通寶錢



濶緣
橫點



細緣
橫點



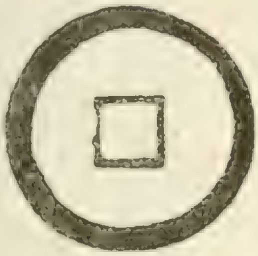
普通

太平元寶錢



開基勝寶錢





右三錢　廢帝紀曰、天平寶字四年三月丁丑、敕曰、錢之爲レ用、行レ之已久、公私要便、莫レ甚ニ於斯一、頃者私鑄稍多、僞濫既半、頓將ニ禁斷一、恐有ニ騷擾一、宜下造ニ新樣一、與レ舊並行上、庶使下無レ損ニ於民一有上レ益ニ於國上、其新錢文曰、萬年通寶、以レ一當ニ舊錢之十一、銀錢文曰、太平元寶、以レ一當ニ新錢之十一、金錢文曰、開基勝寶、以レ一當ニ銀錢之十一、八月己卯、賜ニ新京諸大小寺、及僧綱・大尼・諸神主・百官主典已上新錢一、各有レ差

銀錢隱沒年久、未レ降ニ人間一、故設ニ空圈一、而待ニ出見一焉、金錢亦隱沒、近年露見矣、大和國西大寺所レ藏一枚、是也、書ニ其箱一曰、天平神護元乙巳年、當寺本願稱德天皇、御建立大伽藍之內、西塔跡土中ヨリ南ヨリ金錢出、開基勝寶、但重四文目八分、北ヨリ銅錢出、萬年通寶、神功開寶、地鎮埋、平地ヨリ凡七尺餘下、土中ニ在ルコト千貳拾九年也、于レ時寛政六甲寅年四月十九日午刻云々、其萬年神功、亦列ニ收筥中一、各一枚、大ニ於普通一者一位

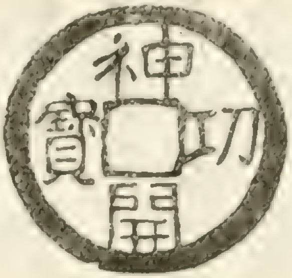
五年正月壬寅、外從五位下茨田宿禰牧野、爲ニ鑄錢次官一

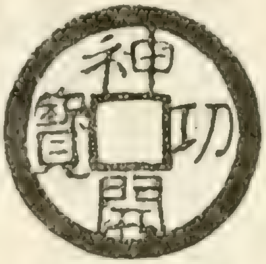
七年正月壬子、從五位下石川朝臣豐麿、爲ニ鑄錢長官一

八年十月、大師惠美押勝謀叛、帝罹難、封ニ淡路公一、而押勝伏レ誅

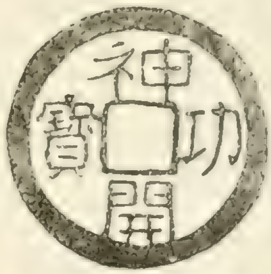
孝謙天皇重祚紀曰、天平寶字八年甲辰十月癸巳、敕曰、定額及額外散位等、輸ニ續勞錢一宜レ停、自今已後、一依ニ令文一

天平神護元年(乙巳)二月庚寅、左右京籾各二千斛、糶二於東西市一、籾斗百錢、是月京師米貴、令三西海道諸國、恣漕二私米一、四月丁丑、左右京穀各一千斛、糶二於東西市一、以二米價踴貴一也


大樣

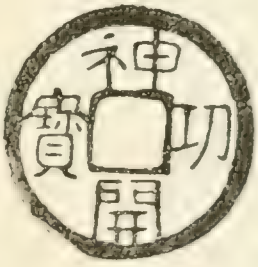

長寶




力功


普通


背重輪


縮力


廉功


力功不力

神功開寶錢　紀曰、天平神護元年九月丁酉、更鑄新錢、文曰神功開寶、與前新錢並行於世、閏十月庚寅、大臣禪師道鏡、爲太政大臣禪師、詔文武百官令拜賀太政大臣禪師事畢、幸弓削寺、賜物有差、內竪衞府、特賜新錢、亦有差

前後五六年、獻錢百萬、以授外五位者、往々見焉、今不盡書之

二年丙午、是年、民私鑄錢者、先後相尋、配鑄錢司駈役、並皆著鈴於其鈦、以備逃走、聽鳴追捕焉

神護景雲元年丁未二月丁未、從五位下吉備朝臣眞事、爲鑄錢司員外次官、十一月丙寅、私鑄錢人主淸麿等四十人、賜姓鑄錢部、流出羽國、十二月乙酉、從五位上阿倍朝臣三縣、爲田原鑄錢長官、刑部大輔如故

三年己酉三月戊寅、右中辨從五位上阿倍朝臣淸成、爲田原鑄錢長官

田原鑄錢司興廢未考、其地亦有類名難辨知、山城國宇治田原者、未得考索之緣、大和國添上郡田原者、在于奈良京東南山中三里許、而距山城國岡田銅山之正南三里矣、恐當此處歟、令辨官、或刑部大輔兼之、則以足知非遠所

光仁天皇紀曰、寶龜元年庚戌八月、即位、十月改元

二年七月丁未、從五位下石川朝臣諸足、爲鑄錢次官

三年八月庚申、太政官奏曰、去天平寶字四年三月十六日、始造新錢、與舊並行、以新錢之一當舊

錢之十、但以年序稍積、新錢已賤、限以格時、良未安穩、加以百姓一人間價稍債者、以賤日新錢一貫、當貴時舊錢十貫、依法雖相當、計價有懸隔、因茲物情擾亂、多致諠訴、望請新舊兩錢、同價施行、奏可

五年九月庚子、外從五位下丹比宿禰眞繼、爲鑄錢次官

七年十二月丁酉、停遣唐副使大伴宿禰益立、以左中將兼鑄錢長官小野朝臣石根爲副使、八年十月辛卯、從五位下紀朝臣門守、爲鑄錢次官

十年八月壬子、敕去寶龜三年八月十二日、太政官奏、永止舊錢、全用新錢、今聞百姓徒蓄古錢、還憂無施、宜聽新舊同價並行

按、三年八月官奏、無止舊用新之語、且新舊同價並行、既制可矣、然則今度敕定、文義不可會也、後識者宜辨之

九月戊子、禁令京師輸舊錢、甲午敕、頃年百姓求利潤、或畢少錢、貪得多利、宜撰令條、不得以過一倍之利、若不悛者、科違敕罪、即奪其贓、以賜告人

十一年庚申十一月壬戌、先是和銅四年格云、私鑄錢者斬、從者沒官、家皆流者、天平勝寶五年二月十五日敕、私鑄錢人到斬刑、自今已後、降一等、處遠流者、而首已會降、從並家口猶居本座、首從之法、罪合減降、輕重相倒、理不可、然宜今比校輕重、仍從者減首一等、處徒三年、家口減從一等、處

徒二年半一

天應元年辛酉四月、讓レ位、十二月、崩御

桓武天皇紀曰、延暦元年壬戌二月庚申、從五位下中臣朝臣鷹主、爲ニ鑄錢長官一、四月癸亥、詔曰、今者宮室堪レ居、服玩足レ用、佛廟造畢、錢價既賤、宜下罷ニ造宮敕旨二省、法花鑄錢兩司一、以充ニ府庫之寶一、以崇上ニ簡易之化一

九年十月甲午朔、復置ニ鑄錢司一、己酉、從五位下多治比眞人乙安、爲ニ鑄錢長官一

按、近江河内兩鑪、次曰ニ長門鑄錢一、次曰ニ押勝別鑪一、皆係ニ和同錢一也、至ニ神功錢一、而始有ニ田原鑄錢之稱一、然其名不レ久、若ニ彼岡田錢司一、雖レ未レ決ニ建置一、恐和同錢晩鑄已來、兼ニ萬年。神功一、殆及ニ隆平錢一者歟、其長門鑄錢、亦未レ決ニ起源一、又錢司、延暦元年之廢、九年之興、其地新舊未レ得ニ辨定一、○延暦十一年已下、天長十年已上、本史隱沒不レ傳、是以梨木祐之憤激、而撰ニ逸史一、可レ謂レ勉焉、然仍脱漏不レ少、故今更採ニ事于數書一而錄次、所レ引書曰則以ニ類聚國史一曰レ史、以ニ類聚三代格一曰レ格所ニ以芟レ繁也、他皆書ニ其全目一、蓋延暦十五年已下、弘仁六年已上、斷々以存者、檢校保己一之本宜ニ依用一、今其曰ニ後紀一、即是

十一年正月甲子、巡ニ覽諸院一、於ニ猪隈院一、令ニ五位已上射一、賜ニ中者錢一 史射

三月戊寅、曲宴、賜ニ五位已上錢一、有レ差 史宴

十二年六月丙寅、賜二五位已上錢一有レ差史陽

十三年、遷二都於山背國宇太之地一、敕改二國名一爲二山城國一、今京平安城是也紀略取意



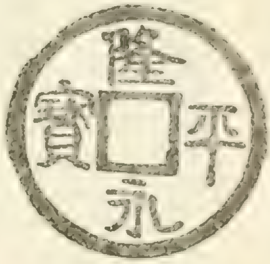
大様



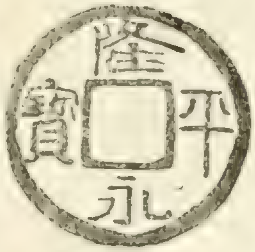
普通



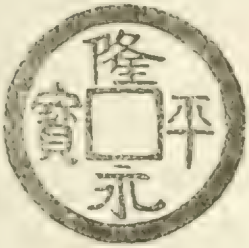
二水大字



長頭永



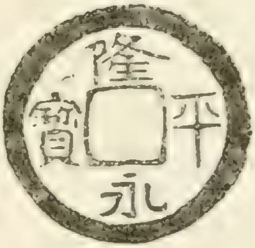
廣穿長平



二水小字



縮永



濶緣

隆平永寳錢　延暦十五年十一月、乙未、詔曰、周朝撫暦、肇開九府之珍、漢室膺期、爰設三官之貨、用能遷有無、以均利通、□夷而得宜、濟民之要、須乃益國之嘉策、然而□機適時、賢哲所以成務、權輕作重、母子於是並行、頃者私鑪滋起、奸鑄紛然、施之交關、既爲輕賤、宛之貯蓄、不堪寳用、即欲禁止、卒誰懲濤事、須平量以救流弊、是以更制新錢、仍増其直、文曰隆平永寳、宜以新錢一、當舊錢十、新舊兩色、兼使行用、但舊錢者、始自來歳、限以四年、然後停廢、辛丑、始用新錢奉伊勢神宮・賀茂上下二社・松尾社、亦施七大寺、及野寺、賜皇太子親王已下、職事正六位已上、僧都律師等、各有差、十二月辛酉、外從五位下阿倍安積臣繼守、授外從五位下、禁鑄帶、以支鑄錢也

十六年二月庚辰、從五位下田口朝臣息繼、爲鑄錢次官、甲申敕、租稅之本、備於水旱、錢帛之財、飢而不食、今聞、京職多有收錢事、須賤末貴本、一絕收錢、但恐民有貧富、不必蓄穀、宜聽貧乏之徒進錢、通計不得過四分之一（已上後紀）

四月廿四日官符曰、太政官去寳龜十年九月廿七日符偁、（中略）自今已後、擧錢收利、雖四百八十箇日、不得過一倍之利者、如聞公私以錢出擧、已違玆制、責利過多、自今已後、公私擧錢、宜限一年收半倍利、雖積年紀、不得過責、若有犯者、科違敕罪、有人糾告、以贓賞之

右弘仁十年五月二日符中引用

六月壬申、禁蓄錢以求爵　史政

十七年九月廿三日官符曰、禁斷貯錢事、右被右大臣宣偁、奉勅、用錢之道、取於輕便、有無均利、彼此得宜者也、如聞外國吏民、多有貯蓄、京畿士庶、還乏資用、既乖均利之義、亦失得宜之方、宜下嚴制、不得更然、所有之錢、盡皆納官、仍用正稅、准價給之、進京之功、亦用正稅、如有藏而不進、爲他所告、不論蔭贖、科違勅罪、五分其物、一分給告者、四分沒官、但伊賀・近江・若狹・丹波・紀伊等國、不在禁限　格十二　十二月乙未、加置鑄錢司史生二員　史司

十八年正月甲寅、賜五位已上新錢、三位三千文、四位二千文、五位一千文　後紀

十九年二月十一日符曰、禁民蓄錢貨、以求爵位事、右大納言壹志濃王宣、奉勅、頃年納錢、例叙五品、今聞、殷富之民、多貯錢貨、藏鏹萬許、或至腐爛、是以官府信力、無輟於錢作、京畿乏錢、未布於民間、其百姓納錢以求爵位、自今已後、嚴加禁止、更莫令然　格十二

廿一年正月壬戌、勅、如聞山城國百姓、賣買水田、以稻爲直、准錢論之、町過萬錢、自今已後、宜上田一町、直錢四千、中下田準此差滅、若違法處違勅罪　史政

廿四年乙酉十月甲辰、宴樂終日、賜五位已上錢、有差　後紀

大同元年丙戌三月、天皇崩、五月、平城天皇卽位、改元　書記

三年戊子正月辛亥、正六位上大枝朝臣繼吉叙從五位下、以勤鑄錢之事也　史位

五月己丑敕、去年〇用〇〇〇百姓之間、新錢未多、宜新舊列用、暫濟民乏、甲子、幸神泉苑宴群臣、賜錢有差（後紀）

四年己丑閏二月庚辰敕、前例特簡劇官、給要劇錢、准其官位、多少有差、仍革前例、官無閑劇、皆令善給、但米價已貴、懸倍往年、依舊給錢、事乖隨時、加以食料之儲、豈有多少之異、改張前例、四位已下、初位已上、每人給米二升（後紀）四月朔、讓位、嵯峨院天皇即位（諸記）七月壬子、新錢百貫、賜橘朝臣常子（史宴）

弘仁元年庚寅十二月丙戌、鑄錢司用乘銅、鑄進新錢一千卅貫、因茲授長官從五位上三島眞人年嗣正五位下、次官從五位下大枝朝臣繼吉從五位上、自餘六位已下、容作兒已上、敍位賜物有差（史位）

此條、後紀文理未整、故今據類史、蓋容本作客非、今依後紀、容猶鎔矣

二年正月丙午、正五位下三島眞人年嗣、爲造西寺長官、鑄錢長官從五位上大枝朝臣繼吉、爲兼山城介、四月甲戌敕、河內國稅、分錢三百貫、便充當國、限三箇年、出擧收利、爲造堤料、七月甲辰、幸神泉苑、陪侍之人、賜錢有差

三年正月辛未、鑄錢長官從五位上大枝朝臣繼吉、爲兼伯耆守、三月己未朔、諸司要劇、停米宛錢焉、六月壬寅、京中米貴、出官倉米、以減價糶貧民、七月庚辰、幸神泉苑、賜陪侍者錢有差、壬午、賜山城・攝津・河內三國新錢、各二百卅貫、出擧取利、宛堤防用

四年正月己卯、外從五位下林宿禰眞永、爲二鑄錢長官一

右二年正月丙午已下、採二於後紀一

八月丁酉、賜二鑄錢司官人祿一有レ差、以レ進二利錢一也史司

利當レ作レ新乎、不レ然則義不レ通

九月己卯、故布勢内親王家、直錢一萬貫、充下修二理諸寺一料上親王遺命也史修佛寺

五年八月甲子、免二囚人日下部土方一補二木工長上一土方者、攝津國武庫郡人、以二私鑄一レ錢、着レ鏁役二於堀河一頗善二工巧一仍棄レ瑕取レ才

六年六月甲辰、京畿百姓調錢五十文、今改二定八百卅文一　七月甲午、復二諸國司遷替一以二四年一爲レ限、十月戊午、從五位下藤原朝臣豐彦、爲二長門守一紀

七年三月壬辰、民部・宮内兩省、奉二獻酒食、並錢三百貫一宴飮終日、令二左右近衛射一レ之、隨レ中賜レ錢史獻

四月辛丑、幸二神泉苑一左右馬寮奉二獻開錢四百貫一令二左右近衛射一中レ的賜レ錢史幸　七月戊寅、廢二鑄錢司一史司

爰曰レ廢レ之者、前延曆九年所レ置之司、而其地未レ審、意是所レ謂岡田錢司歟

九年三月庚寅、改二長門國司一爲二鑄錢司一定二長官一員・判官二員・主典三員・鑄錢師二員・造錢型師一員・史生五員一史司

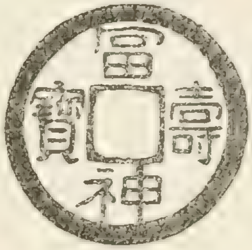
天平二年、既稱ニ長門鑄錢一、蓋其始未レ審

六月十一日、鑄錢司申、官支度帳、年料錢五千六百七十貫文

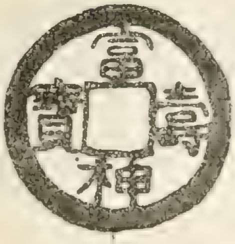
右見ニ承和八年符中一

八月戊午敕、長門國部內、不レ要ニ驛家一、十一所馬五十五匹、朝使無ニ往還之要一、公民有ニ守飼之費一、宜ニ每驛置ニ□匹一、自餘充ニ鑄錢料鉛馱一（史司）丙子、令ニ畿內諸國京戸田租、停レ錢收レ稻（史免田租）

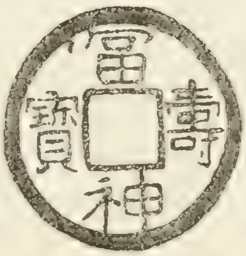
傳謂、元祿十五年、大坂市中更通ニ一渠一、名曰ニ堀江一、地底獲ニ隆平錢二千三百許枚一矣、架ニ橋於其處一、名曰ニ隆平橋一焉、爾來此錢流布最多、故世人以爲レ不レ珍、蓋其大形或永字、作ニ二水一者甚希也



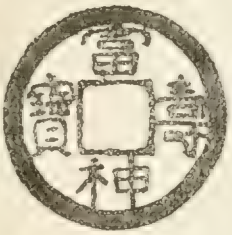
大樣



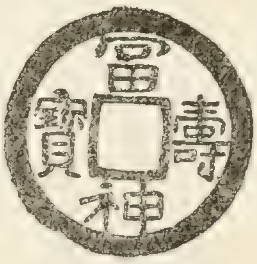
示祢



竪貫細緣



同上廣穿



同上濶緣



普通



小様潤緣
省畫富

富壽神寶錢、弘仁九年十一月朔、詔（中略）改錢文曰富壽神寶（紀略）

十年五月二日官符曰、應禁斷錢利過半倍、並非理沽質事、右按、雜令云、（略）又太政官去延暦十六年四月廿四日符偁云々、而比年之間、都無遵行之、違犯之輩、往々有之、或次多直之物、而取少錢質、偏稱過限、責收多錢、無經官司、又無對主、所剩直錢、都亦不還、或限一年之內、以納半倍之利、至于過期、廻利爲本、每至首春、枉取其契、未經幾周、忽及數倍、如是之姦、不可勝計、所在之吏、亦無糺正、令被大納言冬嗣宣偁、有制無行、無懲有犯、朝章之設、豈其然哉、宜重下知嚴加勾當、普牒示路頭、令衆庶知、若猶不改、罪以刑法（格十二）

十一年二月丙戌、省鑄錢使判官一員、主典一員（史司）六月九日、下知大藏省曰、鑄錢司所進新錢、雖文字頗不明、而不失體勢、亦有小瑕、行用無妨、宜猶檢納

右貞觀七年六月十日符中引用

十二年七月丁巳、新錢二萬文、施空海法師（史施）廿八日、民部省下長門國符偁、得太政官今月十六日符偁、得鑄錢司解偁、依去弘仁九年六月十一日、申官支度帳、件錢每年鑄作可進、而始自九年至于

今年掘採之銅乏少、作物之數有欠、望請五千六百七十貫文之內、減定三千貫文、每年作貢、但豐銅之年、隨卽倍作、不必限以此數者、左大臣宣奉敕、定爲三千五百貫文者、仍可採送年料銅一萬六千三百卌三斤五兩一分二朱、鉛八千一百六十六斤十兩二分四朱

右承和八年符中引用

十三年二月十七日符曰、應定罪人驅役年限事中畧私鑄錢不論首從、令鑄錢使終身役之格十二　七月丙申、以新錢一百貫、班給諸國貧者史賜

自今年年料錢、鑄作三千五百貫文

右見承和元年十月符中

十四年癸卯正月丙子、新錢一百貫、賜大和國、宛築益田池料紀畧　四月廿八日、讓位、淳和院天皇卽位諸記　七月辛未、敕長門國鑄錢、勞異他國、連年旱疫、人民乏絕、仍免當年庸史免調庸

天長元年甲辰

三年九月廿一日、下民部省符偁、相轉舊鑄錢、迄新錢之間、宜停鑄錢料銅令進年料熟銅千斤

右承和八年符中引用

五年六月己巳、御紫宸殿、賜飮群臣、召內藏寮錢三百貫史宴

六年、自今年迄承和元年、年料錢鑄作、一萬一千貫文

右見承和元年十月符中

八年三月五日、下式部省符偁、鑄錢司遠置周防、赴任之吏、不異國司、自今已後、秩滿解任、一准國司、但鑄錢師等非此限

右見承和二年符中

司遷於周防始末審也、周防之西極、去古府三里程、吉敷郡潟上莊內有山、名鑄錢嶽、嶽下之邑、今仍稱鑄錢司村、蓋昔便如須延慈、其地在官道之左

十年癸丑三月六日、仁明天皇即位 諸記

自此後、雖據本史、而有逸事、則採之于數書、皆特書其所出、其曰本史者、即仁明天皇紀、文德天皇實錄等、是也

承和元年甲寅二月甲午、上始御射場、兼詔賭物、上先射之、一箭中鵠、獻新錢二萬文 本史 六月廿二日、民部省下長門國符曰、被太政官今月廿二日符偁、去天長三年九月廿一日、下民部省符偁、相轉舊錢鑄逆新錢之間、宜停鑄錢料銅、令進年料熟銅千斤者、今得鑄錢司解偁、舊錢既盡、無銅可鑄、仍言上者、左大臣宣、宜依舊充行者、宜待司支度依件採送

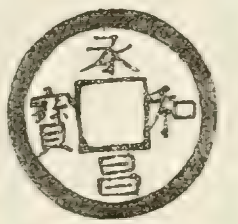
右次下十月九日符、及八年閏九月符中所引用、互有長短、今校合而載之

十月九日、下鑄錢司官符曰、應依一萬一千貫文支度鑄作年料錢事、右得鑄錢司解偁、檢案內鑄錢支度有前後二卷、一卷自弘仁十三年迄天長五年、作三千五百貫文、一卷自天長六年迄今年作一萬一千貫文、今被太政官去六月廿二日符偁、太政官同月廿二日、下長門國符偁、略左大臣宣、宜依舊充之者、支度有前後、未知所准據、謹請處分者、同宣依件作之格八

按、雖官符如此、而其實則運年闕怠、事見于八年閏九月符矣



大樣



普通

承和昌寶錢　承和二年乙卯正月戊辰、令鑄新錢、下詔曰、中略年紀浸久、資幣已賤、不有平量、何救流弊、是以今制新錢、以叶適變、文曰承和昌寶、以新錢之一、當舊錢之十、新之與舊、宜令並用本史

二月十五日官符曰、去天長八年三月五日符偁、略者今被右大臣宣偁、奉勅鑄錢司職、此異國司、四年爲限、多累交替、宜改前格、更定六年格五

但本作三月、非、按類史、作二月庚寅、是

三月辛酉、鑄錢司言、被㆑給㆓俸料一分㆒之人、唯一千束、僅支㆓朝夕㆒不㆑足㆓衣服㆒、遷替之日、無㆑樣遺㆑束、右大臣處分、班㆓擧正稅十六萬束㆒以㆓其息利㆒每㆑人倍㆓給之㆒本史

三年丙辰二月九日格曰、調錢准㆓外丁絁三分之一㆒、人別輸㆓調錢百文、徭八十文㆒、仍准折、正丁成㆑疋

右見㆓貞觀十五年十二月左京言下㆒

四年丁巳、藤原朝臣宗善、爲㆓長門守㆒

右見㆓文德實錄天安二年四月丁未宗善卒下㆒

五年戊午二月癸巳、天皇御㆓射場㆒、積㆓置錢布㆒、備㆓于賭物㆒、十月乙未、敕㆓畿內諸國㆒、雜官稻代收㆑錢、一切禁㆑之、十一月辛酉、敕京畿七道國郡司幷百姓、人別俾㆑出㆓一文錢、若一合米㆒、宛㆓寫經供養料㆒、以爲㆘黎庶無㆓疾疫之憂㆒、農功有㆗豐稔之喜㆖也

六年己未四月癸丑、遣㆓右近衞將監坂上大宿禰當宗等於伊賀國㆒、索㆓捕名張郡山中私鑄錢群盜九十七人㆒、進㆓鑄錢作具及錢等㆒

伊賀本誤作㆓伊勢㆒、今改書焉、又九作㆑凡、今據㆓校本㆒訂㆑之也

十月己酉朔、天皇御㆓紫宸殿㆒、賜㆓群臣酒㆒、召㆓散位從五位下伴宿禰雄堅魚・備後權掾正六位上伴宿禰須賀雄於御床下㆒、令㆑圍㆑碁、並當時上手也、雄堅魚下㆓石二路㆒、賭物新錢廿貫文、局所㆑賭四貫、所㆑約總五局、須賀雄輸㆓四籌㆒、贏㆓一籌㆒

七年庚申五月癸未、淳和院上皇崩、以錢五百貫文、及絹布米鐵等、奉充御葬料
八年辛酉正月癸巳、都努朝臣福人爲周防守、弘宗王爲長門守、二月丁未、都努朝臣福人、爲鑄錢長官、周防守如故 已上本史
閏九月廿九日、下長門國官符曰、定採送鑄錢司年料銅鉛數事、銅一萬六千三百卅三斤五兩一分二銖・鉛八千一百六十六斤十兩二分四銖、右得長門國解偁、檢案內、民部省去承和元年六月廿二日下長門國符偁、被太政官今月廿二日符偁、去天長三年九月廿一日、下民部省符偁、相轉舊錢鑄送新錢之間、宜停鑄錢料銅、令進年料熟銅千斤者、今得鑄錢司解偁、舊錢既盡、無銅可鑄、仍言上者、右大臣宣、宜依舊充行者、宜待司支度依件採送、當時之吏、移彼司請支度、而報云、年料可造錢一萬一千貫文料銅五萬一千三百卅三斤五兩一分二朱、鉛二萬五千六百六十六斤十兩二分四朱者、今案民部省去弘仁十二年七月廿八日符偁、被太政官今月十六日符偁、得鑄錢使解偁、依去弘仁九年六月十一日申官支度帳、件錢每年鑄作可進、而始自九年至于今年、掘採之銅乏少、作物之數有缺、望請五千六百七十貫之內、減定三千貫文、每年作貢、但豐銅之年、隨即倍作、不必限以此數者、左大臣宣奉勅、定爲三千五百貫文者、仍可採送年料銅一萬六千三百卅三斤五兩一分二朱、鉛八千一百六十六斤十兩二分四朱、雖然當于其時、未有採足、而彼鑄錢司自去承和元年已來、一萬一千貫文用度、令送銅七萬七千斤、今覆舊例、銅七萬七千斤、是鑄送古

錢之用度、非掘採新銅所以爲、自非神力、何及件數、望請銅鉛各萬斤、定爲年料者、右大臣宣奉勅、宜依三千五百貫文用度、令採進之八格

按、其銅鉛二品、調和鎔冶、自當有法也、如彼弘仁九年、減長門國驛馬、而轉以充鉛駄、亦祗調和之用也耳、當此時未造鉛錢、或謂鉛錢起於承和、予未得其實也

九年壬戌七月丁未、嵯峨院上皇崩、戊申、定山陵依遺詔、以商布二千段・錢一千貫文、奉充御葬料、丙辰、廢皇太子恒貞親王、戊午、集廢坊諸人等、詔曰、中略自先有官留人乎波皆配所乃員外官爾任給不東宮學士從五位上春澄宿禰善繩、爲周防權守、八月乙丑、立道康親王、爲皇太子

十年癸亥

十一年甲子

十二年乙丑二月庚子、皇太子於禁中射場、有奉獻之設、承和錢廿貫、以爲御賭物

十三年丙寅二月壬午、從五位下安倍朝臣蜩鷹爲播磨介

按、當日蜩鷹任周防守、他人爲播磨介、而本史傳寫失之歟

十四年丁卯二月丁丑、從五位下安倍朝臣蜩鷹、爲鑄錢使長官、周防守如故、乙未、周防國鑄錢司言、遷立司家東方澙上山者、許之、遂伐樹木也已上本史

類史誤作鴻上山、今稱鳥越山

廿九日官符曰、應沒不送造錢料物諸國司公廨事、右得鑄錢司解偁、諸國所送年料雜物、或冬時乃送、或逾年纔來、由此一年作物、經年不成、四季料錢、闕時不貢、謹按延曆十四年七月廿七日格偁、寶龜四年閏十一月廿三日、下民部省符偁、去元年五月十五日符偁、舂米擬已上、專當其事史生已上、差充綱領、若舂運違限、解見任者、而猶不愼、右大臣宣奉勅、自今已後、若有雜米未進、無多少國司史生已上、皆奪公廨、沒爲官物者、而不愼格旨、常致延引、若不張如件之制、何濟要作之事、望請諸國所送雜物、毎年二月廿日已前、令送畢、若有未進、准其數依格沒公廨事、須司詳錄載其色相當物數、專使言上、然則人情有畏、國用無闕、謹請官裁者、左大臣宣依請 八格

三月廿九日官符曰、得鑄錢司解偁、鑄錢之道、最依料物、而諸國解體、常致未進、作事之怠、概斯由也、望請准米未進數沒其公廨、謹請官裁者、左大臣宣依請

右次下符中引用

四月十日民部省符曰、被太政官去三月廿九日符偁、略者須隨符旨依數採送

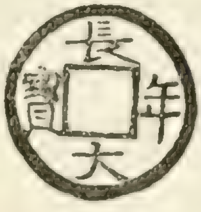
右次下符中引用

十五年戊辰二月廿八日官符曰、應停依銅鉛幷鐵未進沒公廨事、右得長門國解偁、民部省去年四月十日符偁、略而物在土下、掘得無定、望請停依件未進沒公廨、謹請官裁者同宣、依請 八格

今年六月十三日、改元、爲ニ嘉祥元年一（諸記）



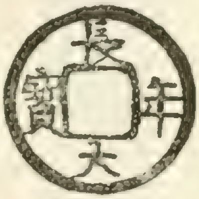
大様



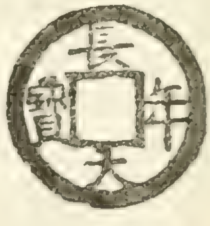
小様



同上
高大



狭大



異長

長年大寶錢　嘉祥元年戊辰九月己亥、令レ鑄ニ新錢一、下レ詔曰、（中略）文曰ニ長年大寶一、一以當ニ舊之十一、新之與レ舊、並用雜行

二年己巳正月戊辰、從五位下丹墀眞人弟梶、爲ニ周防守一、從五位下紀朝臣眞丘、爲ニ長門守一、四月戊子敕去承和七年、定ニ諸國穀直一訖、而今如レ聞穀價踊貴、錢幣差賤、而猶守ニ舊程一、不レ隨ニ時宜一、宜下改ニ前直一、一依中當時上、仍須下隨ニ海陸之貢輸一、取ニ定數於京師一、准ニ其沽價一、以爲中穀直上、自今已後、立爲ニ恒例一

癸卯、周防守弟梶、爲ニ兼鑄錢使長官一（已上本史）

十月一日官符曰、得ニ周防國解一偁、（中略）停ニ備中國一年送レ司米三百斛內、百廿斛一、始レ從ニ今年一、永令レ進ニ京庫一、其代便以ニ此國庸米一、充ニ行所レ殘百八十斛一、依レ舊令レ送ニ司家一者、右大臣宣依レ請（格八）　癸卯、嵯峨大皇

太后、以二錢五十萬一賑二恤京中飢民一又以二新錢十四貫文一誦二經七大寺一
三年庚午三月丙戌、遣レ使誦二經兩京、及畿內・近江・丹波等國一百寺一、各以二承和錢一千文一爲二燈料一　己
亥、讓二位於皇太子一而即日崩　四月甲子、文德天皇即位
仁壽元年辛未八月癸丑、省二鑄錢司主典史生長上各一員一
二年壬申
三年癸酉正月丁未、從五位下三統宿禰眞淨爲二周防守一眞貞王爲二長門守一
齊衡元年甲戌正月辛丑、三統宿禰眞淨爲二美濃介一從五位下伴宿禰河男爲二周防守一　二月辛未、伴宿禰
河男爲二鑄錢長官一周防守如レ故　已上本史
二年乙亥九月十九日官符曰、應レ才長上、秩六年爲レ限事、鑄錢師作鑄形師一人、右得二鑄錢司解一偁、
件長上、是終身之任、無レ有二秩限一此職者亦無二他望一今作鑄之生、望在二長上一守待二終身一闕恨無レ所レ進、
望請以二六年一爲二秩限一以勸二後生一謹請二官裁一者、右大臣宣奉レ敕、依レ請　五格
三年丙子
天安元年丁丑正月癸丑、善世宿禰豐永爲二長門守一　二月甲申、橘朝臣高成爲二長門守一善世宿禰豐永爲二
右京亮一　本史
二年戊寅七月、帝聞二內供奉光定年滿二八十一恩賞殊異、施二絁八十疋、調布・商布・交易布各八十段、綿

八十斤、錢八十貫、米八十石一

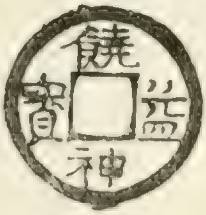
右見二本史今年八月戊戌、光定卒條下一、按、本史作二錢八萬貫一、恐當二誤字一、八十算賀、豈用二八萬之數一哉、元亨釋書光定傳、作二八十緡一者、似三一緡以爲二一貫一、蓋師錬之臆斷歟

八月廿七日、天皇崩、淸和院天皇踐祚諸記

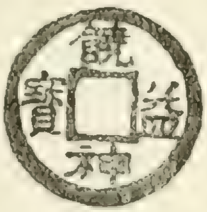
貞觀元年己卯正月十三日、藤原朝臣直道爲二周防守一、三月廿二日、周防守直道爲二鑄錢司長官一、周防守如レ故、四月八日、內殿灌佛如レ常、殿上六位已上、各奉二新錢一、多少有レ差

右淸和院天皇實錄

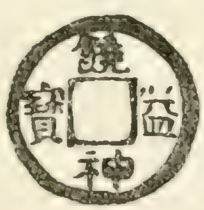
泉志、厭勝品中、載二長年錢一曰、舊譜曰、徑七分、欵文曰二長年太寶一云々、按、是此錢而已、蓋錢圖作二對讀一、且大字加レ點者、則所レ謂想像圖レ之之故也、乾隆錢錄、亦承二彼妄圖一、而引二宮閣記、及唐書禮樂志等一、以爲二新年之文一、可レ憐二其勞而無一レ功



大樣大字



大樣小字



普通

饒益神寶錢　貞觀元年己卯四月廿八日、詔曰、中略更制二新錢一、文曰二饒益神寶一、一以當二舊之十一、卽舊之與

新並令雜用、十月廿八日、鑄錢司進鑄錢

已下皆三代實錄所載、故不特書其所出矣、儻採於他書者、則必書其書目

二年庚辰三月廿五日、免除太政官厨借、大藏省錢七百四十四貫絹綿等（下略）

四月十一日、准據承和仁壽舊跡、新錢三萬、賜侍從厨、五月十一日、新錢十二萬五千文米鹽等、施僧尼及飢窮輩、以助修淳和太后齋會也

三年辛巳二月廿五日、以周防守從五位下藤原朝臣直道爲少納言、大藏少輔從五位下丹墀眞人弟梶爲周防守、四月九日、周防守弟梶爲兼鑄錢長官

五年癸未正月七日、授周防掾橘朝臣岑守從五位下、七月廿七日、勅以新錢一千貫文、施入諸大寺、充修理料、十二月廿一日、賜長門國司帶劍

六年甲申正月七日、授鑄錢長官兼周防守丹墀眞人弟梶從五位上

七年乙酉正月廿七日、勘解由次官安倍朝臣宗行爲周防守、三月十三日制、諸司諸衞府仕丁衞士日功、收長年錢二十文、十九日、周防守宗行爲兼鑄錢長官、五月十六日、周防。長門等八國、並今置介、去三月十九日、置加官員、官奏見格五、六月十日、禁京畿及近江國賣買之輩、擇弃惡錢曰、弘仁十一年六月九日下知大藏省曰、（略）而聞愚者不悟此旨、專任己心、擇弃不受、或稱文字不全、計十嫌二三、或號輪郭有缺、擧百缺八九、是以要升米者、飢口難糊、買屯綿者、寒身不暖、宜牒

于路頭、嚴加禁止、若有乖違、隨即決笞　九月廿六日、敕採銅於山城國相樂郡岡田鄉、舊鑄錢司田
八年丙戌二月十六日、太政官處分、定左右京白米一升、直錢卅文、前廿六文、今加十四文、黑米卅文
前十八文、今加十二文、是歲、穀價騰踊、東西津頭、白米一斛、直七貫二百文、黑米四貫四百文、由
是增定京邑沽價　閏三月朔、召近京城貧窮者於鴨河邊、以新錢五萬文、飯二千五百累、頒給焉
九年丁亥正月八日、兵部大丞藤原朝臣安嶺爲長門守、　十七日、承去年之災旱、京邑飢儉、詔以米鹽、
及新錢一百貫文、賑恤東西京乏絕之人、　四月廿二日、東西京始置常平所、出宮米而糶之、米一升直
新錢八文、　是時穀價騰躍、內外飢饉、米一斛直新錢一千四百、由是官糶以救俗弊焉、　五月十日、敕
曰、　延暦十七年九月廿三日格云略者而今畿外諸國、富豪之輩、不愼格旨、猶事貯積、開其由緒、非
充資用、徒衒富強之名、爭聚集之夥、邊鄙既無通用之理、朝家永增鑄作之費、靜論其弊、誠須懲
革、宜更施嚴制、一切禁斷其所有之錢、依先格行之、若隱藏不進、科罪亦如前、唯告言者、三分
給一、　國司仍須敕到之後、三十日內、勘錄錙數、專脚言上、夫搜勘無私、言上合期、不論多少、
特加褒擢、若乖違敕、不曾寬宥、又伊賀・近江等五箇國、先格已稱不在禁、宜聽其資用、禁其
貯蓄
十年戊子正月十六日、主稅頭兼出雲守家原宿禰繩雄爲周防守、二月十七日、爲兼鑄錢司長官、六月
廿六日、周防國守兼任鑄錢司長官者、四年爲秩

十一年己丑正月十三日、左兵庫頭源朝臣撰爲二周防介一、二月廿八日官符曰、應三周防守兼任鑄錢司長官者、四年爲二秩限一事、右撰格所二起請一偁、太政官承和二年三月十五日符偁、件司遠置二周防一、秩歷之期、宜レ定二六年一者、如今國守爲レ例、兼二任彼司長官一、於レ是國守秩限二四年一、長官歷期六年、然而國守秩滿、長官亦停、格文與文、誠有二相違一、伏望令三國守帶二長官一者、以二四年一爲レ限者、中納言藤原朝臣基經宣奉レ勅、依レ請 五格

三月廿六日、主計頭家原宿禰繩雄爲二但馬權介一、主計頭如レ故

去年二月、爲二鑄錢長官一、後未レ聞二轉任一、而今曰二主計頭一者、似レ脫二任歷一矣、又當時爲二鑄錢長官一者、誰歟

七月五日、制左右京百姓輸調新錢十文・徭十文、五畿內調亦同焉



貞觀永寶錢　貞觀十二年庚寅正月廿五日、詔曰、中略 朕冀二政令之簡要一、嫌二貨之頻改一、歲序雖レ積、錢文不レ新、今聞流弊尤甚、交貨多レ妨、囊裏貯而難レ資、杖頭懸而乏レ用、既非二泉流之喩一、還作二竿之煩一、宜下

變舊色於青蚨、舊新聽於黔首、文曰貞觀永寶、一以當舊之十、母子相隨、幷共通用

按、嫌貨之間、當有幣字、儻錢字、又交貨當作交貿、又竿許必竿計之誤耳

八月五日、鑄錢司進新鑄貞觀錢一千一百十貫文、勅進大皇太后宮、及淳和院、各五十貫文、賜東宮廿貫文、頒賜親王已下、五位已上見參者、各有差、自諸司六位官人、迄諸衛府駕輿丁衞士、皆預恩賚焉、十一月十一日分遣使者諸社、奉鑄錢司、及葛野鑄錢所新鑄錢、又近於葛野鑄錢所、宗像・櫟谷・清水・堰小社五神、奉鑄錢所新鑄錢、告文曰、天皇我詔旨止、宗像神乃前爾申賜倍止申久、依年序漸積貨幣已賤天、改饒益神寶、爲貞觀永寶、當乃鑄錢司、路遠妨多爾依天、加太之於山城國葛野郡天令鑄作、今神社件鑄錢所爾近久坐須、仍所鑄作之早穗二十文乎、左馬助從五位下多治眞人藤吉乎差使天令捧持天奉出賜布、此狀乎聞食天、國家平安志天貨幣豐足之米賜倍止申賜波久止申、堰神十五文、櫟谷・清水小社神告文准此、十二月十三日、勅收山城國葛野郡百姓地六段三百五十二步、賜鑄錢所以乘陸田相轉給本主

十四年壬辰五月廿二日、官錢四十萬、賜渤海國使等、乃喚集市廛人、賣與客徒此間土物、九月廿五日、新鑄貞觀錢、文字破滅、輪郭無全、凡在賣買嫌棄大半、譴責鑄錢司、令分明鑄作

十五年癸巳九月廿七日、授鑄錢司正六位上黑山神火山神、幷從五位下、十二月十七日、左京職言、檢去承和三年二月九日格、調錢准外丁絁三分之一、人別輸調錢百文・徭八十文、仍准折正丁成疋、然則人別應輸絁五尺、以此准當時沽法、饒益錢百八十三文、而去年以往、正丁一人所輸、調庸錢

十四文、即是彼錢新貴時之法也、貞觀新出、饒益幣賤、因依官符宣旨雇役夫三丁之所輸、不足一人功食、然則須以五尺絁直爲調法、然而俄有增加、弊民難堪、望請貞觀十文、定令輸貢、敕宜別令輸貞觀錢三文、畿內諸國亦宜准此

十六年甲午四月十九日、淳和院失火、廿二日、遣使勞問火災、兼奉遣貞觀錢百貫文•絹布米等　八月四日、敕左右京職、收百姓調徭錢、人別十五文　十二月廿六日、撿非違使起請二條、其一應沒私鑄錢者財物而使等先例或沒其舍宅資財、既非法意、亦無宣旨、論之政理、誠難遵行、望請處分將爲永例

類聚三代格第八曰、太政官符應沒私鑄錢者田宅資財事、右檢非違使起請偁、謹按法條、無可沒入私鑄錢者財物、而使等或必沒其舍宅資財、雖非法意、行來成例、望請編之朝章、嚴遏其奸者、右大臣宣奉敕依請、貞觀十年十二月廿六日云々、按、格文傳寫而悞年紀歟、採錄以備考證

十七年乙未正月廿八日、冷泉院火、廿九日、火猶未滅、右衞門火長大原雄廣歷、振勵撲火設手、墜焰致死、宮給殯料新錢三貫文•米一斛五斗•商布四十段、令施藥院葬送焉、六月十三日、祈雨於十五大寺、毎寺充新錢或二貫、或三貫、十二月朔、大和國私鑄錢者、往々而在、令國宰追捕

十八年丙申二月十日戊午、右京職言、返上出舉修理官舍道橋料貞觀錢六十貫文、職司以乘物買收米二百斛、納其息利充彼料、太政官處分、依請　三月廿七日官符曰、應停止鑄造銅器交易

民間二事、右得二採長門國銅使鑄錢司判官弓削秋佐解狀一偁、國須下採二得部內之銅一、全送中納鑄錢司上、而撿按踈略、無レ勤二送納一、於レ是百姓任レ意私採鑄二造雜器一、只事二商賈一、積習爲レ常、難二輙可一レ改、例進缺少、職此之由、望請嚴制將レ從二停止一、若有二奸犯之輩一者、國司注レ名言上、部內幷百姓浪人等、隨レ所レ犯、多決二右杖以下罪一、又應二採レ銅料物充二行當郡一事、少同前解狀偁、使レ民之道、功食爲レ先、而件料物、不レ充二當郡一、下二行他郡一、因レ玆百姓爭逋、不レ赴二役所一、預長愁吟、作事旣倦、望請採銅之郡、除二例用一之外、不レ行二國司公廨幷雜用一、將レ充二採銅之料一、然則預事易レ濟、諠論自絕、以二前條事一、謹請二官裁一者、左大臣宣、依レ請 格八 六月廿七日、元興寺僧德操、元右京人長瀨村主、與二日奉春岑一、同謀二私鑄レ錢、推二問事迹一、德操不二承伏一、雖レ然衆證灼然、須二依レ格著鈦役仕一、有レ敕曰、村主本是緇徒、殊處二中流一、是故配二流伊豫國一 十一月廿九日、讓レ位

元慶元年丁酉正月三日、陽成院天皇卽位

二年戊戌四月二日、從五位下行周防介源朝臣相爲二次侍從一 六月廿六日、敕二左右京五畿內百姓二調徭去年以往、輸二貞觀錢十五文一、今加二十五文一、惣合三十文

三年己亥十一月廿五日、授二鑄錢長官兼周防守春澄朝臣具瞻從五位上一

本書空二其字一、今依二其父善繩卿傳、及類聚國史敍位卷一補レ之

四年庚子八月十五日、丹波國司言、史生檜前宗範、檢非違使丹波宗雄、坐二私鑄錢人刑部永淵之事一、隱

避不レ出、請下以二此二人公廨稲一千七百二十束七把一、補中國儲之所上レ不レ足、依レ請、十一月廿九日、轉二讀般一若供僧新錢三貫文、十二月四日、赦大二赦於天下一云々、太上天皇崩二於圓覺寺一、五日、以二大藏省商布二千段、貞觀錢一百貫文一、奉二進圓覺寺一、 七日左右檢非違使、於二左衛門府南門一、出二訟獄繫囚一、左百六人、右九十四人、惣二百人、一時放却、賜二錢各三十文一

六年壬寅正月七日、授二從四位上周防權守源朝臣本有正四位下、長門守從五位下橘朝臣子善從五位上一

按、仁和二年五月二十八日安雄卒條下傳文曰、出爲二武藏守一、政貴二簡惠一、吏民安レ之、秩滿歸レ京、元慶六年、除二鑄錢長官一、兼二周防守一、聲績減二武藏一焉

八年甲辰二月二日、退位 二十三日、光孝天皇即位、四月八日、御二灌佛一如二舊儀一、大臣已下奉二嚫錢一、各有レ差、六月二十三日、敕以二貞觀錢十二貫文、及米四百餘斛一、充下嘉祥寺造二五重塔一料上、 九月十四日敕、新錢三十三貫、相分給二左右京職一出擧、以二其子錢一送二大學寮一、充二學生菜料一、先レ是大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世奏言、據レ式、左右京職出擧以二其息利一充二學生菜料一、弘仁之前、每年有レ送、天長已降、絕而不レ納、其隆平永寳者、延曆十五年新貨也、厥後錢文改易、總經二五度一、兩職須下每レ改二舊貫一、請上換二新錢一、而忽二略其事一、全失二本物一、遂使三生徒積歎二無菜一、今尋二物意一、給二諸司公廨錢一者、爲レ修二理官舍一也、然猶新泉初湧、十二倍本源一、況大學者、百川之學海、九流之道淵也、大厦棟 梁於レ是乘出同舟、舟檝於レ是可レ採、論レ道弘レ益、豈校二官舍一、以レ彼比レ此、相去既遠、望請准二據式文一、充二給新錢一、

毎年出擧、依レ例令レ迯、若致ニ未進一將レ拘ニ職司考禄一詔從レ之

按、類聚國史、乘出同舟、作ニ乘育巨川一又道作レ其、未レ識ニ孰是一

仁和元年乙巳四月二十七日、以ニ從五位下行周防介藤原朝臣良範一爲ニ侍從一侍從從五位下源朝臣當時爲ニ周防介一十月五日、大學寮返ニ上修理料貞觀錢五十貫文一去貞觀十四年所レ請也、十一日、令ニ鑄錢司作ニ錢機白五具一其五十二具半新作、五十二具半修ニ理舊機一十二月六日、天皇御ニ射殿一親王公卿並侍、及ニ日暮一結レ朋賭レ射、太政大臣獻ニ新錢四十貫一爲ニ賭物一、十二月二十三日、先レ是右京人散位從七位下大石忌寸福麿、私雕ニ官印一捺ニ僞官符一賣レ官、地子穀百五十斛、欺取ニ其直一左兵衛阿刀澤雄錢十二貫文、左衞門門部園部禪師麿錢六貫文、刑部省斷曰

二年丙午正月十六日、散位從五位下小野朝臣當岑爲ニ周防守一、是日敕、始レ自ニ今年正月一以ニ大藏省錢四千文一毎月令下迯ニ内膳司一以充中供御菜料上、廿一日、小野朝臣當岑爲ニ鑄錢司長官一周防守如レ故、五月廿八日、前周防守紀朝臣安雄卒、六月十九日、從五位下源朝臣宥爲ニ長門介一、廿日、敕以ニ淸和院稻一千束、新錢二十貫文一付ニ山城國加擧正稅一收ニ其息利一宛ニ圓覺寺長明燈料一

三年丁未二月二日、藤原朝臣清經爲ニ周防權守一矢田部造利人爲ニ長門介一、八月廿六日、讓ニ位於皇太子一而即日崩

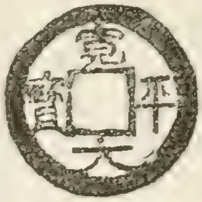
已上數件、大抵實錄所レ載

十一月十七日、宇多院天皇即位

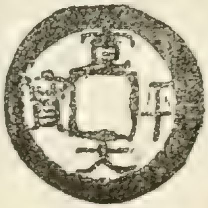
四年戊申

寛平元年己酉四月廿七日、改元

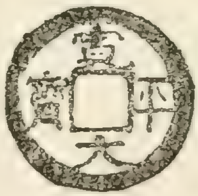
右一代要記、及諸記所レ書



濶大



長平



寛延尾

寛平大寳錢

拾芥抄云、寛平二年庚戌五月、鑄レ之

三年辛亥七月二日官符云、得二河内國解一偁、檢二案內一此國調錢未進經レ年猥積、是則百姓諂詐、不レ遵二憲法一之所レ致也 八格

八年丙辰三月四日官符云、應レ使下割二周防國田租穀一充中鑄錢料雜物直上事、右參議從四位下源朝臣希奏狀偁、謹檢二案內一鑄錢料物者、備後。周防。長門。伊豫。筑前。豐前。肥後等國所二備送一也、其用途支度、前後有レ二、自二弘仁十三年一至二于天長五年一別以二三千五百貫一爲レ限、自二天長六年一至二于承和元年一以二

一萬一千貫一爲レ限、定二此數一之日、支度用物、課レ所レ出國一令二交易進一、其後依二銅鉛難一レ採、減二省前後數一、以二三千五百貫一、定爲二年料一、須下隨二其程一、減中省用途上、而只減二錢數一、不レ省二料物一、然而諸國牧宰、動致二闕怠一、猶無レ究納二年料之錢一、不レ由二鑄備一、因レ茲年來之貢、不レ過二五六百貫一、是則纔以二周防一國所レ送之物一、所二鑄造一也、伏望者自今已後、停二止件七箇國交易一、割二彼國納官租穀六千九百九斛九斗二升内一、爲二鑄錢料雜物直一、其應レ用二白米・黑米・舂塩・蒜・絹・庸布・調綿・鹿皮・牛革・油錢・鐅砥・採藁・紙・墨・筆・薦・苫・稻等之雜物直一、准二穎二萬六千九百七十九束四分二毫一相折、猶遺穀四千二百十二斛二升五合、然則雖レ有二損年一、猶可二以足一矣、況無二損年一、寧無二餘剩一乎、但彼諸國交易雜物直稻、除二銅鉛一之外、毎年爲二糙附帳一、言上者、大納言正三位源朝臣能有宣、依レ奏 格八

九年丁巳七月三日、讓位 十三日、醍醐院天皇即位 紀略取レ意

昌泰元年戊午四月十九日、改元

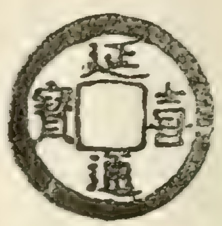
延喜元年辛酉七月十五日、改元

六年丙寅十月十七日、阿闍梨增命任二天台座主一、敕使登山宣レ命、法皇賜二錢帛布綿一、以充二燈料一

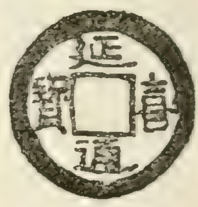
右採二於扶桑略記一

七年丁卯六月、皇太夫人藤原温子薨、號二七條后一

右紀略略記及要記等所レ載



大様



普通

延喜通寶錢　延喜七年丁卯十一月三日、詔改二寛平大寶錢貨文一、爲二延喜通寶一、一以當二舊之十一、新與レ舊並令レ通二用之一 紀略

大日本史引二紀略一云、鑄二延喜通寶錢一與二寛平大寶錢一、並行云々、今按、其稱二紀略一者、與二流布本一甚異乎、蓋原書、與字上有二而字一也、而今脫二却之一歟、再按、史寛平年間、不レ載二鑄錢之事一、而至レ是突然有二此文一、恐是成文者之通漫耳

八年戊辰六月、故七條后一周御忌

去年六月薨、故記レ之、按、古今和歌集卷十九、宮女伊勢長歌　七條后うせたまひにける後に詠ける　澳つ浪荒のみ增る、宮の內は八年經て住し、伊勢の海人も舟流したる、こゝちして寄ん方無く、悲きに涙の色の、紅は吾等が中の、時雨にて秋の紅葉と、人々は己が散々、別れなば賴む蔭無く、成果て止る物とは、花芒君無き庭に、群れ立て空を招かば、初鴈の鳴渡りつゝ、よそにこそ見め云云、凡皇親、及後宮薨逝無レ後者、昵近男女、徒守二廢宮一、卒周年而各自退散例也、萬葉集日並知東

宮、或信明朝臣歌集亭子院上皇等可ニ合見一矣、今六月期滿、其退散儻至ニ七八月一歟、語中自具ニ秋色一、其緩急可レ察也　又卷十八　家を賣て詠る　明日香川淵にも非ぬ吾屋戸も、瀬に變り行く物にそ有ける　變瀬猶謂ニ換錢一也、瀬與レ錢、華稱自相近矣、伊勢者、大和守藤原繼蔭之女、奉ニ仕七條后一、而承ニ渥遇一、始其父爲ニ伊勢守一、故得ニ此稱一矣、事見ニ于系圖、及歌人傳等一、若夫賣宅、則必在ニ喪恃之後一也、彼古今和歌集者、雖ニ六年四月十五日奏上一、而奏後加入者不レ少也

十一月廿六日、奉ニ上皇法皇新錢各五萬一、賜ニ皇太子二萬一、親王以下、五位已上見直者、班給有レ差　十二月十一日、奉ニ新錢於諸社一　十三日班ニ給七大寺一

右西宮記改錢之條、紙背記文所レ載、蓋其語迂矣、故今採ニ於大日本史之成文一

九年己巳正月廿七日、常平所穀充ニ寬平錢一、升別三文可レ沽之由、下ニ知天下一

右扶桑略記紙背記文

按、充ニ延喜錢一、則一錢以當ニ三升三合三勺一、其尊卑可レ察也

十四年甲戌四月廿八日、從四位上式部大輔三善朝臣淸行、上ニ意見十二條一

右採ニ於本朝文粹一、其第十一條云、請レ禁ニ諸國僧徒濫惡一、（中略）伏以諸寺年分、及臨時得度者、一年之內或及ニ二三百人一也、就レ中半分以上、皆是邪濫之輩也、又諸國百姓、逃ニ課役一逋ニ租調一者、私自落髮、猥著ニ法服一、如レ此之輩、積年漸多、天下人民、三分之二、皆是禿首者也、此皆家蓄ニ妻子一、口啖ニ

腥膻、形似沙門、心如屠兒、況其尤甚者、聚爲群盜、竊鑄錢貨、不畏天刑、不顧佛律下略

十七年丁丑十二月廿五日、參議從四位上三善朝臣淸行、上請禁深紅衣服奏議

右採於政事要略卷第六十七、衣服部所引用、其奏議曰、臣伏見天安以往男女貴賤衣袴、皆染以支子、貞觀以來、改以深紅之色、當時號之曰火色、轉相放漸似緹纁、亦號之曰焦色、臣竊以此近服妖也、又衣服有焦火之名、此語妖也、其後無幾、宮中及京師、頻有火災、天下騷動、古今未有、至于仁和、禁制此色、時右大臣源朝臣、著深紅襖子、爰左衛門權佐小野春風爲檢非違使、趍進跪大臣後、請割此衣、大臣雖有慍色、事然、敕命默然無言、歸第褫去、不敢服用、誠雖春風之麁嚚、亦是丞相之謹愼也、而延喜七八年以後、京師盛好此色、朝□雖施禁令、更亦舒緩、□□以來、彌增深濃、其尤甚者、以紅花廿斤、染絹一疋、中略比年市廛之間、紅花增貴、一斤直錢一貫文、今以廿斤、染絹一疋、則當用錢廿貫文、此則中民二家之產也、況今婢妾一人所著、非唯五六疋乎、然則以十家終身之蓄、爲一婢浹日之飾、諸○糜爛、士庶飢寒、農畝爲之荒廢、盜徒由是繁興、其爲傷害、過旱火下略

廿二年壬午

延長元年癸未閏四月十一日、改元紀略

五年丁亥十二月廿六日、延喜式奏上

右年月日依二式序一、共式文所レ見如レ左

式部省條曰、凡不レ得三周防國人、任二鑄錢司官人一

凡採鑄錢料銅所雜色人四人、並預二勘籍例一

凡鑄錢司考選文、附二周防國朝集使一

民部省條曰、凡備中・長門・豐前等國、送二鑄錢司一銅鉛返抄者、副二稅帳一進レ之

主計寮條曰、凡鑄錢年料銅鉛者、備中・長門・豐前等國、每年採送二鑄錢司一、即以二司返抄一、勘二會調庸抄帳一

凡鑄錢司所レ進年料錢、隨所進數、且附二綱丁一收、收支至二于年一、然令下進二惣帳一勘會上、已訖、乃與二返抄一

主稅寮條曰、備後國正稅廿四萬束、鑄錢司俸料二萬八千束中略周防國正稅廿一萬束、鑄錢司俸料二萬八千束

凡鑄錢司官人已下、到任之日、准二國司一給二四分之借貸一

凡鑄錢司料銅鉛者、備中國銅八百斤、長門國銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉛千五百十六斤十兩二分四銖、豐前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉛千四百斤、每年採送、即以二鑄錢司收文一進レ官下二所司一令レ勘二會稅帳一

凡備中・長門・豊前等國採銅鉛料稲、斤別充二三束九把六分一（五毛七厘）

刑部省條云、凡私鑄レ錢、其作具幷錢銅等物、皆沒レ官

大藏省條云、凡鑄錢司所レ貢錢、雖二文字不明一、而不レ失二體勢一、無レ妨二行用一者莫二擇弃一

雜式云、凡遣二鑄錢司一舊錢、路次國差二加勇幹健兒一遞送、若致二亡失一者、令二當國司塡納一

凡鑄錢司官人已下、准二國司一給二遷替料夫馬一

按、主稅寮條、銅鉛通計八千七百五十斤、是則鑄錢一千二百五十貫文之料也、以可レ知二當世年料鑄作之數一矣

七年己丑九月十七日、左大臣（忠平）於二法性寺一設二五十賀齋會一、其儀、本堂佛前、安二置銀藥師如來像一、（中略）群卿大夫皆在二禮堂一、大娘宮君諷誦、沙金百兩納二銀壺一、右近中將實賴朝臣、錢十貫

右採二於扶桑略記一

八年庚寅九月廿二日、讓二位於皇太子一、廿九日、天皇崩、十一月廿二日、行二卽位禮一、是爲二朱雀院天皇一（紀略取レ意）

十二月二日、見徒罪人悉改免、人別給レ錢

右採二於扶桑略記紙背記文一〇人別給レ錢、其數今不レ可二得知一、然元慶四年賜レ錢、各三十文、宜二准知一矣

承平元年辛卯四月廿六日、改元（紀略）

五年乙未二月十六日、土佐前司紀朝臣貫之歸レ京

右採二於土佐日記一○記中、正月九日條舟唄云、よんべのうなゐもがな錢乞ん、（中略）錢も持て來ず云々、十四日條云、船君節忌す、精進物無れば、午の時より後に、梶取の昨日釣たりし鯛に、錢無れば、米を取かけて墮られぬ云々、按、一饌所レ配魚菜、其數可レ知矣、其鯛當レ不レ過二一尺一、雖二都會之高價一、未レ足レ爲二盛況一、邊鄙海畔之交易、換レ米則三合、若五合、至二延喜錢一則一文直二三四升一、豈レ欲レ得二一魚一、而失中十魚之價上哉

七年丁酉

天慶元年戊戌五月廿二日、改元（紀略）

二年己未八月廿七日、正四位下大藏卿源朝臣高明任二參議一、年廿六

右採二於公卿補任、及一代要記一

西宮記臨時二曰、改レ錢事、大臣奉レ敕、仰二博士一令レ勘二進錢文一、奏定訖、撰二吉日一、召二能書者於陣頭一、令レ書二其文字樣一、奏聞給二作物所一、彫定訖、副二官符一下二鑄錢司一給了、其後所二鑄進一新錢一千貫文許也、解文奏聞之後、先被レ奉二神社佛寺一、各有二其例一、次勘定例給、諸司所々等、次又勘定御菜料、并一院・三宮・親王・女御・更衣・女官等給法了、次定二吉日一、下二宣旨於大藏省一、當日大藏省、運二置件錢於南

殿前櫻樹東一頭任見參召給レ之、親王公卿從ニ陳座一、一々進出就ニ膝突一取ニ手祿錢一貫文一、一拜退、至ニ宜仁門外一、令レ給ニ僕從一、還着ニ本座一、次諸大夫入レ自ニ日華門一、隨召、就ニ膝突一取レ錢、一拜退出、其數各有ニ例數一、件事只有ニ其事一之時、大略覺悟也、更不レ可レ爲ニ惜說一、可ニ尋入一之云々、今按、公以ニ延喜十四年甲戌一生、故未レ親ニ改錢之事一、又此記ニ創業一、必當レ在ニ若冠之間一、而後以レ漸裁製也、至ニ乾元新錢宣下之日一、則公年四十五、官居ニ大納言一、然豈可下如ニ此條一泛上乎哉、今錄ニ于此間一者、非下强係ニ今年一之謂上也、原書體勢宜レ見耳

八年乙巳九月五日、律師无空云々、嘗自謂我貧、亡後定煩ニ遺弟一、竊以ニ萬錢一、置ニ于房內天井之上一、欲レ支ニ葬斂一也 下略

右採ニ於扶桑略記一

九年丙午四月廿日、讓レ位 廿八日、村上院天皇即位

天曆元年丁未四月廿二日、改元 已上紀略

三年己酉八月八日官符云、調布一端、直百卅文已下

右法曹類林卷百九十二問答中引用

十年丙辰

天德元年丁巳十月廿七日、改元 紀略







乾元大寶錢　天德二年戊午三月廿五日、改二錢貨文延喜通寶一爲二乾元大寶一、閏月八日、右大臣於レ仗座仰二外記一令二因幡介眞茂、圖書允阿保懐之一令レ書二新錢文一、但被レ用二懐之之字樣一、彼當時能書、木工頭道風朝臣、大内記藤原文正也、道風眼暗、不レ堪二書字一、文正觸穢、仍懐之書二錢文一

三年己未四月七日、奉二新錢於諸社諸寺一、使レ可二祈請一之由、仰二神祇官中務省一、十七日、奉二新錢伊勢大神宮以下十一社一、以二神祇官人一爲レ使

四年庚申九月廿三日、内裏炎上

古事談曰、遷都已後、初炎上

應和元年辛酉二月十六日、改元、十月十四日、運二納新錢内藏一　紀略已上

二年壬戌四月七日宮符云、調布一端、直六十文已下

右法曹類林卷百九十二問答中引用

三年癸亥六月七日、中納言大江朝臣維時薨、十五日、贈二維時從二位一、又給二穀倉院絹布錢等一、七月

廿八日、下二新錢一論奏、八月廿三日、空也聖人於二鴨川原一供二養金字大般若經一、道俗集會、自二內給所一
給二錢十貫文一、書講ノ經、至ノ夜萬燈會 紀略
按、拾芥抄云、天德二年三月廿五日錢、至二應和三年七月五日一云々、是說未ノ知ノ據二何記一、必當ノ有
ノ故也、後隔二六年一、而仍見二行用一如ノ左
圓融院天皇天祿元年庚午四月六日、被ノ奉二絹綿調布錢米鐵等冷泉院一、依二燒亡一也
後又隔二五年一
貞元元年丙子二月十五日、太政大臣 兼通 始遷二桂芳坊一、內藏寮奉仕所々饗副二進甚半三萬錢一、卽分二給所
所一　五月十二日、內裏炎上
後又隔二七年一、此間內裏炎上兩度、加以二大風・地震・災異交頻一
永觀二年甲申八月廿三日、讓ノ位、十月十日、花山院天皇卽二位於新造內裏大極殿一、十一月六日、近來
世間錢嫌尤甚、適所□錢覓二二寸半一銅錢厚且也、又鹽一籠一貫六百文、升別五六十文、有二童謠一、廿
八日、被ノ定ノ嫌ノ破錢一
泉志所ノ引宋世會要云、太平興國九年、日本國僧奝然等浮ノ海而至云、其國用銅錢、文曰二乾文寶一○
又乾・隆錢錄引・宋史一云、雍熙元年、日本國僧奝然、與二其徒五六人一泛ノ海而至、獻二銅器十餘件一、幷
國圖職員・今王年代紀各一卷一、奝然善二隸書一云、其國交易用二銅錢一、文曰二乾元大寶一云々、二書並

慿錢文、決是乾元大寶也、其所謂太平興國九年甲申、改爲雍熙元年、二號並宋太宗年號、即是今年

寛和元年乙酉四月廿五日、改元

二年丙戌六月廿二日夜、天皇遜退位、廿三日、一條院天皇踐祚、年七、外祖父右大臣（兼家）爲攝政

永延元年丁亥二月、入宋僧奝然歸朝、三月十六日、右大臣（爲光）已下參仗座定申、賀茂上社禰宜賀茂在實於社頭鳥居側掘出往古錢七百八十二文獻公家、其文有三、和同開珎・萬年通寶・神功開寶、召神祇官陰陽寮令占卜之可通用否事、又下諸道令勘申之

此占此卜、抑又何謂乎、苟稱通用、則語自係天下、而僅七百八十二錢、曷須累公議乎、矧其曰官寮占卜、重曰諸道勘申者、徒見之、則並是割雞焉用牛刀之類耳、豈其然哉、必當有所由矣

十一月二日、仰撿非違使、制止上下人々不用錢貨事、廿七日、諸卿定申於十五大寺、可祈錢可用之由又有驗、寺々如此

竊按、當時搢紳先生、各醉佛毒、而機密樞要、殆欲宛妖僧之餌矣、今春奝然自宋國還、其將來多是穢物、就中有佛骨、下民末愚、雲集迎之路頭、大臣已下赴之者則下車拜焉、記者儻有學董狐軼、慨不使韓愈居于寛和永延之間

二年戊子三月廿四日、賀攝政（兼家）六十算、法皇法皇太后、施錢千二百文、七月廿三日、仁王會、請僧

布施口別布三段、錢貨不レ用

後又隔二三十二年一此間内裏炎上五度

後一條院天皇治安二年壬戌七月十四日、法性寺金堂供二養之一、仍行幸、今日大二赦天下一、中略繫囚見徒、私鑄錢、八虐、强竊二盜、常赦不レ免者、咸皆赦除

右應和三年已來、至レ是凡六十年、事詳二于紀略一矣、今曰二私鑄一者、其文依レ舊爲二乾元大寶一歟、當時未レ聞二唐宋錢貨雜行之事一、但此語爲二赦書之流例一、則難レ徵二乎後一、又五十年、而有二延久四年之勅書一如レ左、此間亦内裏炎上六度

後三條院天皇延久四年七月四日宣旨云、應下自今已後、永從上停二止宋朝錢貨一、右左大臣宣奉レ勅云々、自レ非レ止二錢貨之交關一者、爭得レ定二直法於私市一哉、仍檢非違使幷京職、自今已後、永從二停止一者

或謂宋朝二字、必是米辨之草變也、此說似レ是矣、然勅旨云々、而失二要文一、今不レ可レ得レ之、則字亦難二輙改上之、姑存俟二後考一

十二月廿九日宣旨云、應三錢貨出擧、以レ米辨二償利分一事、右得二記錄所今月廿三日勘狀一偁、錢直法任二去年八月六日宣旨狀一、一貫文別以二米一斛一爲二正物一、於二利分一者、依二弘仁十年五月二日格一、每六十日取レ利、不レ得レ過二八分之一一、雖レ過二四百八十日一、不レ可レ過二一倍一者、左大臣宣奉レ勅、宜レ依二勘申一者、使宜二承知依レ宣行上レ之

右兩度宣旨、載二法曹至要鈔一曰、錢貨出擧、以レ米辨二時一倍利一事、延久四年七月四日宣旨、同年十二月廿九日宣旨云々、案レ之、擧錢之利雖レ爲二半倍一、停二止錢貨一、以レ米致辨者以二錢一貫文一、充二米一石一、毎二六十日一取レ利、再滿二四百八十日一者、可レ爲二一倍之利一矣云々

古事談曰、升を召寄せて、取廻々々御覽じて、籠を折て寸法等さゝせたまひけり、米をば穀倉院より召寄せて、殿上の小庭にて、小舍人玉襷して量りけり、下略 按、冷泉院天皇御宇已來、藤氏權盛日、至二延久一而其威稍衰矣、帝之英邁、可二以見一也、諸書言二及於此一者、異口同辭、皆稱二善政一○此年所レ記諸物沽價、槩曰二沙金幾兩一、或品物以稱二交易一者、其法不レ一、宋史即曰二日本其國、交易用二銅錢一者、則是物與レ錢相換必矣、又古事談卷二、權右中辨藤原惟成之條曰、爲二秀才雜色一之時、花逍遙に、一條一種物しけり、惟成には飯を當たり、而長櫃に飯二升、居鷄子一折、櫃擣鹽一坏納レ之、仕丁に、令二擔て取一出之一、人々感聲喧々、其夜與レ妻臥て、手枕入て探々て、髮皆切レ之、此時驚問所、其時太政大臣と中人の御炊に交易而、其長櫃仕丁して令二擔出一云々、件妻敢て無二歎愁之氣一、常咲云々、是自似レ曰下物與レ物相換、而不上レ挾二錢貨一者也、惟成者、寛和二年六月、從レ帝爲レ僧、其居二秀才雜色一之日、去二乾元新鑄一而未レ遠、然記文所レ傳如レ此、蓋貧極無レ錢之謂歟、或又以二沙金一換レ米、而更充二他物之費用一、按是沙金、其位尊大、不レ應二賤物一之故也、錢亦尊位、則可二准知一而已

延久已後至二寛元一、凡百六七十年、其間保元平治之亂逆、源平二家之興廢、人道已亡失、既而國家機

務褻、遂爲二北條之有一矣、毒霧未レ散、豈許二静謐之稱一哉、言語所レ不レ及焉
後嵯峨院天皇寛元四年丙午正月廿九日、讓二位於皇太子一三月十一日、行二即位禮一、是爲二後深草院天皇一、
右依二於增鏡・東鑑、及一代要記一記レ之
徒然艸第五十二段曰、龜山殿の御池に、大井川の水をまかせられんとて、水車を造らせられけり、多くのあしを給ひて、數日に營み出して掛たりけるに云々、又六十一段曰、眞乘院に盛親僧都とて智者有けり、芋頭と云物を好て多く食ひけり、極めて貧かりけるに、師匠死さまに、錢二百貫と坊一つを讓たりけるを坊を百貫に賣て、彼是三萬疋を芋頭のあしと定て、京なる人に預置て、十貫づつ取寄せて、芋頭を乏からず召ける程に、其あし皆に成にけり云々、太平記卷卅五、北野通夜物語之條曰、實光寺最勝園寺二代ノ相州ニ仕ヘテ、引付ノ人數ニ列リケル青砥左衛門ト云者アリ、或時夜ニ入テ出仕シケルニ、イツモ燧袋ニ入レテ持タル錢ヲ、十文取ハヅシテ滑川ヘ落シ入タリケルヲ以ノ外ニ周章テ、其邊ノ町屋ヘ人ヲ走ラカシ、錢五十文ヲ以テ續松ヲ十把買テ、則是ヲ燃シテ遂ニ十文ノ錢ヲバ求得タリケル云々
上件三事、年月未レ詳〇龜山殿、則後嵯峨上皇所二創建一也、水車構造、亦當レ涉二其間一耳〇盛親傳未レ詳、則年代亦未レ可レ推レ之矣〇時宗貞時父子、奉二仕五朝一事、自二建長七年一、至二正安三年一、凡四十有六年、載以備二後考之徵一爾

寛元已後、距二七十六年一

後醍醐天皇元亨二年壬戌、夏大旱、地ヲ枯シテ青苗無シ、此年錢三百ヲ以テ粟一斗ヲ買フ下略

右見二于太平記初段一矣、粟宜レ作二米或穀一此篇用字、叨好二古色一、故動至レ喪レ眞殞レ實焉、可レ察也、

按、延喜九年、以二舊錢三十文一充二米一斗一、今云下以二錢三百一買中斗米上、以爲飢饉高價、蓋是十二倍於平年一歟、然則元亨通錢同二位於延喜九年之寛平錢一也、依レ之推レ之、則延喜新錢之尊位、亦當二自知一而已○後隔二八年一

元弘元年辛未、帝欲レ滅二北條高時一、而官軍不レ利　二年壬申二月、巡二狩隱岐島一

三年癸酉五月、北條一族伏レ誅　六月、車駕還レ宮

右太平記・增鏡、及諸記



乾坤通寶錢　建武元年甲戌二月廿八日詔、中略上世以來、屢改二官文一、載傳簡牘、所レ謂白二天平寶字一、至二于

天德、十有餘度、綿歷最詳、降及近古、求之外國、擅敷俗間、官法如忘、頗違彝典、復枉政令、今以新化為除舊弊、始造官錢、須頒天下、濟世便民、孰謂不爾、仍文曰乾坤通寶、銅楮并用、交易莫滯、仁義所原、定樂厥成、告以宸衷、若稽天理、主者施行

右建武二年記所載、詔書如此、而其錢成否、無所據考、意是不成而寢歟

○舶來錢貨雜行之事、其始末詳、今依此詔推之、則鎌倉執政已來、往々所稱、領幾千貫之地、或得幾百貫之賚等、皆是華蕃兩種、雜用之數目也

○太平記卷九、中吉彌八郎証敵之條曰、吾ガ命ヲ助テ給ビ候ヘ、其悅ニハ六波羅殿ノ錢ヲ隱シテ、六千貫埋マレタル所ヲ知テ候ヘバ、手引申テ所得サセント云ケレバ、誠トヤ思ケン、下略 此段雖似兒戲、然足槩見當世之情態矣、蓋是在于乾坤錢制之前者也、又卷三十二、公家武家榮枯易地之條曰、此茶事過テ、又博奕ヲシテ遊ケルニ、一立ニ五貫十貫立ケレバ、一夜ノ勝負ニ五六千貫負ル人ノミ有テ、百貫トモ勝人ハ無シ、是モ見物ノ田樂・猿樂・傾城・白拍子等ニ賦捨ケル故ナリ、斯在リシ程ニ、延文三年 下略 ○當時行用錢位之尊卑、與日用雜物之沽價、凹凸合離、誰能得其允當哉

○甲斐國木立妙法寺記錄、大永亨祿年間曰、錢ヲ擇ル、又曰、錢ニツマル、又錢飢渴云々、又天文廿四年之條曰、此年、錢南京ト云錢出來候而、代ヲエルコト無限云々、按、是武田氏之私幣而已、東西諸國未聞此錢名也、代ヲエル之語者、猶謂論錢貨美醜也、彼永觀二年所言、近來世間錢

爐尤甚之文、與レ此相似焉、延喜大藏省式、亦可二通考一矣

中外錢史卷二　大尾

治亂之根、在三乎貧與二不貧一、盛衰之趣、因三於貧與二不貧一、用財之道不レ平、則衰且亂、而其甚者、至レ失二忠孝一、古今事跡、史籍所レ載明白矣、史記平準書、漢書食貨志、既用二意於此一乎、凡學問之要主二讀史一、讀史之餘暇、採二覽舊物一、以徵二證古語一、其裨益不レ少也、頃日通二覽舊典一之際、採二歷世所レ行之貨幣一、周二羅座右一觀レ之、其千歲之古色不レ失、初鑪晚鑄之鑒、亦隨而來、如二其製作之美醜、及輕重厚薄一、則目擊而足、至二當時行用之事實一、雖二遽而集覽之一、於レ是質二之撰者一、撰者素留二意于此一、故卽起レ筆、須臾而稿成、其裁製小而廣、予喜二此書之輕便一、更欲三謄寫以頒二之同好一、儻爲下航二于史海一之一撥上、則幸莫レ大焉

天保二年正月　　土佐守梶野　花押

民政要編

山縣禎著

民政要編序

天之生斯民也、所以生育而長養之之具、莫所不備焉、五穀菜蔬者、所以養其口腹也、麻縷絲絮者、所以保其體膚也、竹木金石者、所以給其營築、而利其器用也、而又生聰明聖智之人、而爲之君、爲之師、使之敎而導之治而安之、輔相天地之所不及、而救助生民之所不足也、是以天既與之以彝倫五常之性、而不能自盡之、則聖人制之典法禮義、以牖之導之、使之盡其性矣、天既與之以五穀材物、而猶有餒且寒者、則聖人立之官長、而均其政事、賙乏賑匱、使之免饑寒之患矣、天之於其民也、如此其篤且至矣、而代天而裁制其道、贊其化育者、則人君之職也、故曰天工人其代之、豈唯人君而已乎哉、自公卿大夫以下、凡百有司之職、皆所以亮天工也、苟代天工者、不可不明天道、而知天心也、古者司徒之官、專掌敎養者、其於民政也最重、而唐虞以來、此官之設、亦已久矣、而能應天心、而盡天工、敎化之道、生養之方、以至刑賞賦斂征役之法、其精詳周密、莫備於周官司徒之職也、苟爲民上、而欲體天心、而代天工者、不可不必熟讀之、而詳明其義也、我邦之於西土、雖彼此殊地、古今異宜、其法制有不可盡施用者、苟得其意、而盡其道、則亦可不以負天職矣、若治民者、不知代天工之義、而君以其位爲私

有₌百官₋以₌其職₋爲₌私事₋、虐₌天民₋而暴₌天物₋、則天譴豈可ᴸ不ᴸ畏乎、此聖人所ᵀ以作₌周官₋、鄭重致ᴸ意也、但周官之文、自ᴸ非₌儒生學士₋、則有ᵀ難₌遽通解₋者ᴸ、因今以₌國字₋解ᴸ之者、欲ᴸ使ᵀ凡治₌民政₋者、上自₌公卿大夫₋、下至₌府史胥徒₋、皆句解義通、讀ᴸ之猶₌邦乘國史₋、而後知₌聖人體ᴸ天之精意₋、而盡ᵀ心於其天職ᴸ也、獨於₌周官中₋、擧ᵀ司徒諸職、切₌要民政₋者ᴸ而解ᴸ之、因名ᴸ之曰₌民政要編₋

天保十四季癸卯春三月

山縣禎文詳書₌於太華書堂芸窗下₋

民政要編卷之一

長門　山縣禎解

此編ハ周官ノ內ニテ、地官司徒ノ職、並ニ六鄕六遂等民政ニ於テ肝要ナル諸職ヲ擧テ、是ヲ解スルニ國字ヲ以テシ、凡ソ土地人民ヲ司ドル者ヲシテ、聖人民ヲ治ムルノ政、天理ニ本キ人事ヲ盡シ、其法制精密周備ニシテ至ラザル所ナク、實ニ天下萬世民ヲ治ムル者ノ龜鑑タルコトヲ知ラシメント欲スル者ナリ

地官司徒

「地官」ハ地ニ象リテ立ル所ノ官ナリ、地ハ萬物ヲ載養フモノナリ、地官ノ萬民ヲ敎ヘ養フモ亦此ニ同ジ、コレ地ニ象ドル所以ナリ、「司徒」ハ民徒ヲ司ドルノ義ナリ、唐土古ヘ周ノ代ニハ、天下ノ政事ヲ六通リニ分チ、天地四時ニ配シ、天下ノ大政ヲ總掌ル官ヲ天官冢宰ト云、土地人民ヲ掌ル官ヲ地官司徒ト云、天地宗廟ノ祭祀、禮樂ノ事ヲ掌ルヲ春官宗伯ト云、兵賦軍旅ノ事ヲ掌ルヲ夏官司馬ト云、刑罰制禁ノ事ヲ掌ルヲ秋官司寇ト云、地利營作ノ事ヲ掌ルヲ冬官司空ト云、此六官ノ長ハ其爵皆卿ナリ、是ヲ六卿ト云、一官ニ屬官六十宛コレ有リ、六官ニテ三百六十官アリテ、一年ノ日數

ニ象ルナリ、地官司徒ヲ敎官ト云ハ、土地人民ノ事ヲ掌ルトイヘドモ、人倫ノ道ヲ民ニ敎ルヲ以テ主トスル故ナリ、凡ソ人ハ天地中和ノ氣ヲ受テ生レ、自然ニ人倫五常ノ道理ヲ天ヨリ受テ其心ニ備フ、コレ萬物ノ長タル所以ナリ、人々此道ヲ能ク行ヘバ、身修リ家齊ヒ國治マリ、是ヲ行ハザレバ身修ラズ家國亂ル、ナリ、然ルニ人ノ氣質ニ、昏明清濁ノ差別アリテ、氣質ヲ受ルコト清シテ明カナル者ハ、生レナガラ能ク其道理ヲ知リテ是ヲ行ヘドモ、濁リテ昏キ者ハ、我心ニ備ヘタル道理ヲ我ナガラ知ルコト能ハズ、知ラザルユヱニ又是ヲ行フコト能ハザルナリ、然レドモ世ニ氣質極メテ清明ニシテ、生レナガラ能ク道ヲ知ル者ハ至テ少キコトナリ、但シ是ヲ敎ル時ハ、衆人トイヘドモ能ク知リ能ク行フハ、元來其心ニ其道理ヲ備ヘタル故ナリ、是ヲ以テ人君タル者、天ニ代リテ民ヲ敎ヘ道キ給フ、コレ其天職タリ、故ニ書經ノ泰誓ニ、「亶聰明爲二元后一」トアリ、又「爲二之君一、爲二之師一」トアリテ、亶ニ氣質聰明ナル人、天命ヲ受テ上ニ立テ君トナリ、師トナリテ天下ノ萬民ヲ治メ敎ヘ給フ、コレ人君天ニ代リテ、天地ノ道ヲ輔相シ給フ所以ナリ、司徒ハ又人君ニ代リテ民ヲ敎ル官ナリ、故ニ是ヲ敎官ト云ナリ、司徒ノ官敎ヘヲ以テ主トスルハ、コレ天下治平ノ根本ナリ、然レドモ孔子モ「富レ之敎レ之」ト宣ヒ、管子ニモ「倉廩盈知二禮節一」トモアリテ、民貧ク飢寒ニ逼リテハ、敎ハ施サレザルナリ、故ニ先ヅ是ヲ富シ養ヒテ、衣食住ノツカヘ無キヤウニシテ、然シテ後敎ヲ施スコトナリ、司徒ノ官土地人民ヲ掌ル皆其政ナリ

教官之屬、大司徒卿一人、小司徒中大夫二人、鄉師下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府六人、史十有二人、胥十有二人、徒百有二十人

教官ハ卽チ司徒ナリ、此處ハ司徒ノ官府ニ附屬スル所ノ官名爵位ヲ擧タルナリ、是ヲ司徒職ノ序官ト云、大司徒ハ此官ノ總司ナリ、卿一人アリ、卿ハ上大夫ナリ、小司徒ハ副役ナリ、中大夫二人アリ、其次ハ鄉師下大夫四人アリ、鄉トハ家數一萬二千五百家ヲ一鄉トス、王城ノ四方百里ヨリ内ニ六鄉アリ、鄉師四人ニテ各一方ノ事ヲ分チ掌ルナリ、此次上士八人、中士十六人、下士三十二人アリ、皆附屬ノ有司也、旅ハモロ〳〵ト云義ニテ、衆人ニテモロ〳〵ノ事ヲ掌ルユヱ、旅下士ト云也、府ハ府庫ヘ藏ムル所ノ物ヲ掌ル役ナリ、史ハ物書役ナリ、胥ハ徒卒ヲ差引シテ使フ者ナリ、徒ハ徒役ニテ、驅廻リテ用事ヲ辨ズル者ナリ、コレ司徒一官府ニ附屬スル所ノ官名・爵位・人數カクノ如シ

鄉老、二鄉則公一人、鄉大夫、每レ鄉卿一人、州長、每レ州中大夫一人、黨正、每レ黨下大夫一人、族師、每レ族上士一人、閭胥、每レ閭中士一人、比長、五家下士一人

此處ハ六鄉諸官ノ序官ナリ、一萬二千五百家ノ鄉ヨリ五家ノ比ニ至ルマデ、是ヲ司ドル所ノ官職人數ヲ擧タルナリ、王城ノ外百里ノ地ヲ郊ト云、郊内ニ六鄉アリ、六鄉ノ餘地ハ皆公邑ナリ、鄉老ハ天子ノ三公ナリ、六鄉ヲ三ツニ分チ、一人ニテ二鄉ヅヽヲ主ドルナリ、三公ハ大師・大傅・大保トテ、道德ヲ以テ天子ヲ輔佐シ奉ル師傅ノ官ナリ、故ニ又道德ヲ以テ萬民ヲ教ヘ道イテ、六鄉ヲ分チ掌ル

ナリ、師保ノ官ユヱ、是ヲ尊ンデ郷老ト云ナリ、郷大夫ハ六人アリテ、各一郷ヅヽヲ司ル、其爵ハ卿ナリ、天子ニ六卿アリ、家宰・大司徒・大宗伯・大司馬・大司寇・大司空ノ六官ノ長タリ、此六卿・郷大夫ヲ兼ルナリ、故ニ郷大夫別ニ官府ナシ、因テ府史胥徒ノ類ノ屬吏モコレナキナリ、州長ハ一州ゴトニ中大夫一人アリ、黨正ハ一黨ゴトニ下大夫一人アリ、族師ハ一族ゴトニ上士一人アリ、閭胥ハ一閭ゴトニ中士一人アリ、比長ハ五家ニテ下士一人アリ、皆別ニ官府ハコレナク、自身ノ家ニテ役事ヲ取サバクト見エタリ、故ニ又府史・胥徒ノ類モコレナキナリ

○大司徒之職、掌下建二邦之土地之圖與二其人民之數一以佐レ王安中擾邦國上

此以下ハ大司徒ノ職掌ヲ擧タルナリ、邦之土地之圖トハ、天下ノ州縣ノ疆域、山林川澤ノ形勢ヲ委ク圖面ニ書形ハシ、後世ノ輿地ノ圖ノ如シ、人民之數トハ、天下人民男女ノ數ヲ帳面ニ書記シ、後世ノ戸籍帳・人別帳ナドノ如シ、建ルトハ、是ヲ設ケ置クコトナリ、佐レ王トハ、天下ヲ治ムルコトハ本帝王ノ職分ナリ、然レドモ廣キ天下ノ土地、人民數多キ政事ノ取行ヒ、王者一人ノ手ニテハ行屆カザルコトナリ、故ニ百官ヲ立テ、ソレ〳〵ノ職ヲ分チテ治メシメ給フコトニテ、百官ハ皆王ヲ佐ケテ御政事ノ手傳ヒヲスルコトナリ、安二擾邦國一トハ、安ハ民ヲ安ンズルコトニテ、土地ノ圖ニ因リテ邑居ヲ定メ、人民ノ數ヲ知リテ田地ヲ分チ與ヘ、衣食住ノサシツカヘナキヤウニ其仕向ケヲシテ、其身ヲ安ンズルコトナリ、擾ハ順ナリ、五倫ノ道ヲ敎ヘテ能ク其敎ニ順ヒ、天下ニ不順ナル民ナク、父

子兄弟夫婦親シク睦マジキヤウニスルコトナリ、邦國ハ諸侯ノ國ナリ、諸侯ノ國ヲイヘバ、天子ノ御領內ハ此內ニコモルナリ

以二天下土地之圖一周知二九州之地域廣輪之數一、辨二其山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰之名物一、而辨二其邦國都鄙之數一制二其畿疆一而溝二封之一

前ニ見エタル天下ノ土地ノ圖ヲ以テ考ヘ知ルベキコトヲ此ニイヘリ、古ハ中國ヲ九ツニ分テ、揚州・荊州・豫州・青州・兗州・雍州・幽州・冀州・幷州トイヘリ、九州ノ外ハ夷狄ナリ、地域ハ一州一州ノ域目ナリ、廣ハヨコナリ、輪ハタテナリ、東西ヲ廣トシ、南北ヲ輪トスルナリ、數ハ里數ヲ云ナリ、先ヅ此九州ノ土地ノ域目ト、廣輪ノ里數トヲ圖面ヲ以テ考ヘ合セテ、周ク是ヲ知ルナリ、石ヲ積デ高キヲ山ト云、竹木アル所ヲ林ト云、水ノ流ルヽヲ川ト云、水ノ鍾ルヲ澤ト云、土ノ高キ所ヲ丘ト云、大ナル阜ヲ陵ト云、水ノ崖ヲ墳ト云、卑シテ平ナル所ヲ衍ト云、高シテ平ナル所ヲ原ト云、卑シテ水氣アル所ヲ隰ト云、名物トハ此十通リノ名目ト、其地ニ生ジタル所ノ產物トヲ云ナリ、九州ノ內ニテ是ヲ能辨ヘ知リ、諸侯卿大夫ノ領地ニ賜ハル所モアリ、賜ハラザル所モアルナリ、邦國ハ諸侯ノ國ナリ、都鄙ハ卿大夫ノ領地ナリ、畿疆ハ其域目ナリ、溝ハミゾナリ、封ハ土ヲ高ク築上ルナリ、邦國都鄙ノ域目ヲ能正シテ溝ヲホリ、又其土手ニ土ヲ高クシテ、域目ノ能ク分リテ、他領ト混雜ナキヤウニスルナリ、コレ預メ爭訟ヲ防グ政ナリ

設ニ其社稷之壝一、而樹ニ之田主一、各以ニ其野之所レ宜木一、遂以名ニ其社與ニ其野一

社ハ土地ノ神ナリ、稷ハ五穀ノ神ナリ、壝ハ土手ナリ、社ノ神・稷ノ神皆壇アリテ、其四面ニ土手ヲ築クナリ、樹ニ之田主一トハ、木ヲ樹テ田主トスルナリ、各以ニ其野之所レ宜木一トハ、其地ニ相應シテ生ジ易ク、能ク繁茂スル木ヲ以テ此ニ樹ルナリ、遂以名ニ其社與ニ其野一トハ、譬バ松ノ木ヲ以テ社主トスル時ハ、松社ノ野ト名ケ、柏ノ木ヲ以テ社主トスル時ハ、柏社ノ野ト名ルガ如キナリ、凡土地ハ五穀ヲ生ジテ人ヲ養フモノナリ、故ニ土地人民ヲ司ドル者ハ、天子ノ都ヨリ一州一里ニ至ルマデ、皆社稷ノ神ヲ立テ是ヲ祭リ、萬民ノ爲ニ其恩ヲ謝シ、又萬民ノ爲ニ五穀豐饒ヲ祈ルコトナリ、我邦州郡氏神アルガ如キナリ

以ニ土會之灋一、辨ニ五地之物生一（灋ハ法ト同ジ古字ナリ）

會ハ計ルコトナリ、五地ハ前ニ見エタル山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰ヲ云ナリ、土會トハ、天下ノ土地・山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰イカホドアルト云コトヲ計リテ、其數ヲ定ムルヲ云ナリ、物生トハ、其地ニ生ズル所ノ物産ヲ云ナリ、其事ハ下ニ委シクミエタリ

一曰、山林、其動物宜ニ毛物一、其植物宜ニ皁物一、其民毛而方

山ト林トハ皆草木ノ生ズル所ナリ、其一類ナルヲ以テ此ニ山林ヲ并セテイフナリ、動物ハ生ジテ動ク物ナリ、毛物ハ毛ノハヘタル物ナリ、狐貉ノ類ヲ云ナリ、植物ハ地ヨリ根ザシテ生ズル物ナリ、

阜物ハ柞栗ノ類ヲ云ナリ、柞實ノ皮ヲ以テ阜キ色ヲ染ム、故ニ柞實ヲ阜斗トモ云、栗モ亦柞ノ類ナリ、宜トハ其地ニ相應スルヲ云ナリ、山林ハ草木茂リタル所ユヱ、獸ノ類ハ毛ノ深キ者多シ、草木モ柞栗ノ類能クソダツナリ、尤是ハ實ノナル木ヲ以テイヘリ、其民毛而方トハ、毛アリ、又其形方ニシテ角ダチタル類ノ者多シ、是モ草木茂ク石ナド多キニ似タルナルベシ、凡ソ地ニ生ズル者ハ其地氣ノ感ズル所ニ因テ、形質モ亦一様ナラザルナリ、萬物天ヲ以テ父トシ、地ヲ以テ母トス、故ニ形質多ク其生ズル所ノ地ニ類スルナリ、人ノ氣ヲ父ニ受形ヲ母ニ受テ生ズル故ニ、多ク氣ハ父ニ似テ、形ハ母ニ類スルモ亦同ジ理ナリ

二曰、川澤、其動物宜二鱗物一、其植物宜二膏物一、其民黑而津

川澤モ亦一類ナリ、鱗物ハ鱗ノアル物、魚龍ノ屬ヲイフナリ、膏ノ字ハ槖字ノ誤ナルベシ、槖ハフクロテリ、槖物ハフクロノ內ニ實ノアル物、蓮芡ノ屬ヲイフナリ、黑而津トハ、色黑クシテ潤ヒアルナリ、黑キハ水ノ色ニシテ、津ハ水ノ潤澤ニ似タルナルベシ

三曰、丘陵、其動物宜二羽物一、其植物宜二覈物一、其民專而長

丘陵モ亦一類ナリ、羽物ハ羽ノアル物、翟雉ノ屬ナリ、覈物ハ核ノアル物、李梅ノ屬ナリ、專(ダン)ハマドカナリ、丘陵ハ土高クシテ石少キユヱ、團ニシテ長キモ亦其類ナルベシ

四曰、墳衍、其動物宜二介物一、其植物宜二莢物一、其民晳而瘠

墳衍モ亦一類ナリ、介ハ甲ナリ、介物ハ甲アル物、龜鼈ノ屬、陸ニテ生ジテ水中ニ居ル物ナリ、莢物ハ莽莢王棘ノ屬、實ニサヤアル物ナリ、晳ハ白ナリ、墳衍ハ沙土アリテ、多クハ其色白シテ瘠ス、故ニ其民晳而瘠スルモ、亦其類ナルベシ

五曰、原隰、其動物宜二贏物一、其植物宜二叢物一、其民豐肉而庳

原ハ高ク、隰ハ卑ク、皆草ノ生茂ル所ナリ、贏物ハハダカ虫ニテ、羽毛鱗甲ノナキ物、蠹螾ノ屬ナリ、叢物ハアツマリ生ズル物、萑葦ノ屬ナリ、豐肉ハ肉肥エタルナリ、庳ハ短キナリ、原隰ハ草ノ茂リ生ズル所ナルユヱ、其民ノ肥テ庳キモ亦其類ナルベシ

因二此五物者民之常一、而施二十有二教一焉

此五物トハ、前ニイヘル五地ノ生ズル所ニ隨テ、民其形ヲ異ニスルヲ云ナリ、然レドモ地氣ニ因リテ其形ヲ異ニスルハ定リタルコトユヱ、民ノ常ト云ナリ、其形異ナル時ハ、其氣質モ亦剛柔緩急ノ不同アリ、是亦定リタルコトナリ、教ヲ施ス者ハ、人ノ氣質ノ異ナル處ヲ能ク知リテ、コレニ應ズル教ヲ施シテ、是ヲ教ヘ道クベキコトナリ、人ノ氣質ヲ能ク知リテ教ヲ施サザレバ、其變ナル所ヲ矯直スコト難キナリ、故ニ人ヲ教ル者ハ、先ヅ其氣質ノ變ナル所ヲ知リテ、是ヲ教化スルコトナリ、此處ハ大凡地氣ニ因リテ、氣質ノ不同アルユヱニ、是ヲ能ク知リテ教ヲ施ス可キコトヲイヘルナリ、十二教ノ次第ハ下ニ見エタリ

一曰、以二祀禮一教レ敬、則民不レ苟

祀禮ハ祭祀ノ禮ナリ、祭祀ノ禮ハ遠ヲ追テ古キ先祖ヘ事ルコトナリ、死シテ世ニ無キ先祖ヘモ、生ルニ事ルガ如ク敬ヲ盡シテ事ルコトユヱ、此禮ヲ以テ敬ヲ敎ル時ハ、現在ノ父兄尊長ニ事ルコトハ疎略ニハセザルナリ、苟ハ、事ヲザツト疎略ニスル意ナリ

二曰、以二陽禮一教レ讓、則民不レ爭

陽禮ハ、鄕射禮。鄕飮酒禮等ヲ云ナリ、鄕ノ學問所ニテ射ルコトアリ、是ヲ鄕射禮ト云、又酒ヲ飮ム禮アリ、是ヲ鄕飮酒禮ト云、皆鄕人聚マリ酒ヲ飮デ和悅スルユヱニ、是ヲ陽禮ト云ナリ、鄕飮酒ノ禮ニ、年五十ノ者ハ堂下ニ居リ、六十ノ者ハ堂上ニ居ルト云コトアリ、スベテ齒ノ長ジタル者ヲ先ヘ立テ、年少キ者ハ下ヘツクヤウニシテ讓ルコトヲ敎ルナリ、故ニ民皆長ヲ尊ビ讓ルコトヲ知リテ人ト爭ハザルナリ

三曰、以二陰禮一教レ親、則民不レ怨

陰禮トハ、男女婚姻ノ禮ナリ、男女各時節ヲ後レヌヤウニシテ婚姻ヲ取結ビ、夫婦相親ムトキハ、男ハ妻ナキヲ怨ミズ、女ハ夫ナキヲ怨ミザルナリ、聖人能ク人情ニ通ジ、又邪淫ヲ防ギ玉フユヱニ、男女時ヲ後レヌヤウニシテ、婚姻ヲ結ブコトヲ敎ヘタマフナリ

四曰、以二樂禮一教レ和、則民不レ乖

樂ハ、音樂ナリ、樂ハ本タノシムト云義ナリ、人ノ心ハ樂ムコトノナクテハ叶ハヌモノナリ、故ニ土俗ノ歌ヲ謠ヒ、拍子ナド取リテ其心ヲ樂ムコトハ、賤ノ男賤ノ女ニ至ルマデモ必有ルコトナリ、若心樂ムコトナキ時ハ、或ハ氣血鬱結シテ病ヲ生ジ、或ハ心凝固マリテ偏僻トナリ、人ニモ戾リ乖クヤウニナルナリ、故ニ聖人音樂ヲ作リ、聲ハ陽氣ヲ發散スルモノナルユヱニ、此聲ヲ以テ人ノ鬱氣ヲ散ジ心ヲ樂シメ玉フナリ、然ドモ聲餘リ烈シキ時ハ氣血逆上シ、餘リ哀シキ時ハ悲哀涕泣シテ心ヲ傷リ、又樂キニ過ル時ハ人ノ情ヲ蕩スナリ、故ニ聖人中和ノ聲ヲ以テ樂ヲ作リ、其謠物モ亦周南・召南ナドイヘル人倫ノ正キコトヲ作リタル詩ヲ歌ヒ、是ヲ聞ク時ハ自然ニ人ノ心和順ニナリテ、人ニ乖キ戾ルコトモ無キヤウニナルナリ、此聖人樂ヲ以テ人ノ和氣ヲ道キ、父子兄弟人倫ノ交リモ和順シテ、戾リ乖クコトナキヤウニ教ヘ給フ所以ナリ

五曰、以レ儀辨レ等、則民不レ越

儀ハ尊卑・上下・長幼ノ禮儀ナリ、等ハ高キ卑キノ等級次第ナリ、君ハ南面シ臣ハ北面シ、父ハ坐シ子ハ伏スル等ノ禮儀ヲ以テ、人ニハ尊卑・上下ノ等級次第アルコトヲ能辨ヘ知ラシムルトキハ、民皆其身ノ分際ヲ知リテ、上ヲ敬ヒ長ニ讓リ、我ガ分ヲ越エ等ヲ躐エテ、人ニ無禮不遜ヲスルコトハナキナリ

六曰、以レ俗教レ安、則民不レ偸

俗ハ土地ノ風俗ナリ、山家ハ山家ノ風俗アリ、水邊ハ水邊ノ風俗アリ、民生レタル時ヨリ習タルコトユヱ、終身其仕馴レタル業ヲ勤メテ心安ンズルナリ、イカナル深山窮僻ノ地ニテ、鹿猿ト共ニ居ルヤウナル所ニテモ、其在所ヲ離レテ他所ヘ移リ徃ク心ハナキモノナリ、然レドモ貧困ニ至リテ饑寒身ニ逼ル時ハ、已ムコトヲ得ズ、カセギノ爲ニ妻子ヲ携ヘテ他所ヘモ出ルナリ、然シテ都會ノ地ナドヘ出、暫ク繁華ノコトニ習ル時ハ、終ニハ再ビ深山窮僻ノ地ヘ還ル心ハナキヤウニナルモノナリ、故ニ民ヲ治ムル者ハ、其土地ノ俗習ニ安ンジテ能在付キ、他所ヘ出ザルヤウニスベキコトナリ、衣食住ノ三ツニサシツカヘナキヤウニ上ヨリ仕向ケアリテ、先祖ノ墳墓ヲ祭リ師友ニ事ヘ、郷黨宗族相親ミ相助ケテ、其業ヲ勤ムルヤウニ敎ユル時ハ、民其土俗ニ安ンジテ、他所ヘ移ル者ハナキコトナリ、愉ハウスシトイフ字ニテ、事ヲマワタシニシ惰ルコトナリ、食物乏シクシテ體膚飢ル時ハ、自然ニ骨折リ苦勞スルコトヲ厭ヒ、衣服薄フシテ手足寒ル時ハ、蹙ミ屈ミテ自然ト働クコトモ出來ヌナリ、故ニ其業ニモ怠リテ骨折勤メザルユヱ、土地ハアリテモ自然ト荒蕪スルナリ、衣食住ノサシツカヘナク身體健カナル時ハ、其業ヲ勤メテ偸惰ナル者ハナキコトナリ

七曰、以レ刑敎レ中、則不レ虣

刑ハ、民ノ虣亂ヲ禁ズル所以ノ具ナリ、政敎法令ニ順ハザル者ハ、刑ヲ明ニシテ是ヲ示ス時ハ、民刑ヲ畏レテ法令ヲ守リ、自然ト中道ニ協フナリ、故ニ書經ニモ「刑期二于無一レ刑、民協二于中一」トアリ、

刑ハ嚴ナラザレバ民犯シ易キナリ、故ニ刑能ク嚴ニシテ、民畏ルヽコトヲ知ル時ハ、民中道ニ協テ虣亂ヲ行フ者ハナキナリ、虣ノ字ハ暴ト通ズルナリ

八曰、以レ誓敎レ恤、則民不レ怠

誓ハ、互ニ詞ヲ固メ申シカハスコトナリ、水旱・凶荒・死喪等何ゾ非常ノ災患アル時ハ、互ニ相恤テ助救フベシト申シカハスコトナリ、一閭ノ人一邑ノ民、互ニ相恤テ我レ人ヲ救ヘバ、人モ亦我ヲ救フ時ハ、相務メテ怠ルコトナキナリ

九曰、以レ度敎レ節、則民知レ足

度ハ制度ナリ、宮室衣服等ノ法度ヲイフナリ、常ニ此法度ヲ明カニシテ是ヲ示シ、人々能其身ノ節ヲ守ルコトヲ敎ル時ハ、民皆己ガ分際ハ此ニテ足レリト云コトヲ知リテ、奢侈ニ趨カザルナリ

十曰、以二世事一敎レ能、則民不レ失レ職

世事ハ、士農工商世々受傳ヘタル業ナリ、幼少ヨリ仕習タルコトユヱ、自然ニ心安ンジテ是ヲ能行フナリ、故ニ士ノ子ハ恒ニ士トナリ、農ノ子ハ恒ニ農トナリ、工ノ子ハ恒ニ工トナリ、商ノ子ハ恒ニ商トナリ、其能スル所ノ事ヲ行フテ、其業ヲ易ヘザルヤウニ敎ル時ハ、民世々ノ職業ヲ失ハザルナリ

十有一曰、以レ賢制レ爵、則民愼レ德

賢トハ、徳義ノ人ニ勝レタルヲ云ナリ、衆人ノ内ヨリ徳義勝レタル者ヲ取上ゲ、爵位ヲ與ヘテ士大夫ニ取立ル時ハ、民皆徳行ヲ愼デ善ヲ爲ルニ勸ムナリ

十有二曰、以レ庸制レ祿、則民興レ功

庸ハ、功ナリ、衆人ニ勝レテ功アル者ハ、祿ヲ與ヘテ士ニ取立ル時ハ、民勵ミ勸ンデ功ヲ與スナリ

以ニ土宜之灋一、辨ニ十有二土之名物一、以相ニ民宅一、而知ニ其利害一、以阜ニ人民一、以蕃ニ鳥獸一、以毓ニ草木一、以任ニ土事一

土宜トハ、其土地ニ相應シテ能ソダツ所ノ物ヲ云、前ニイヘル宜ニ毛物一、宜ニ皁物一ノ類ナリ、是ヲ能ク辨ヘ知ルヲ土宜ノ法ト云ナリ、十有二土トハ、中國・九州ノ地ヲ十二ニ分ケタルヲ云ナリ、天ニ十二次トイフコトアリ、日月ノ一年ニ十二度宛會合スル所、コレヲ次ト云、二十八宿ノ星ヲ十二ニ分テ、其名ヲ星紀・玄枵・娵訾・降婁・大梁・實沈・鶉首・鶉火・鶉尾・壽星・大火・析木ト云ナリ、地ニ於テモ九州ノ地ヲ十二ニ分テ十二土ト云、又十二分野トモ云、コレ天ノ十二次ニ象ルナリ、名トハ、前ニ見エタル丘陵・墳衍・原隰等ノ名ヲ云ナリ、物トハ、其土ニ生ジテ能相應スル所ノ物ヲ云ナリ、前ニイヘル毛物・皁物・鱗物・膏物ノ類ナリ、此土ハ丘陵ニシテ松杉ニ宜シク、此土ハ墳衍・原隰ニシテ楊柳ニ宜シトイフヤウニ、其土ノ名ト、其土ニ相應スル物トヲ能辨ヘ知ルヲ、辨ニ十有二土之名物一ト云ナリ、相ニ民宅一トハ、民ノ住居スベキ所ヲ視定ムルヲ云、知ニ其利害一トハ、此處ハ住居シテ利アリ、此

處ハ住居シテ害アリト云コトヲ能知リテ、害アル所ヲバ避ケ、利アル所ニ居ラシムルヲ云ナリ、阜ニ人民一トハ、人民皆害ヲ避ケテ便利ノ處ニ住居スル時ハ、自然ト生育ヲ遂テ阜盛ニナルナリ、蕃ニ鳥獸、毓ニ草木一モ、皆其土ニ相應シタル物ヲソダツル時ハ、能蕃息シテ生毓ヲ遂ルナリ、任ニ土事一トハ、其土地ニ宜キコトヲ打任セテ、民ノ業トスルヲ云ナリ、譬バ山ニ居ル者ハ、或ハ金鐵ヲ取リ、或ハ材木ヲ斬リ、或ハ鳥獸ヲ獵シ、水邊ニ居ル者ハ、魚ヲ取リ鹽ヲ燒キ、陸ニ居ル者ハ、田ヲ作リ蠶ヲ飼フノ類ナリ

辨ニ十有二壤之物一而知ニ其種一以教ニ稼穡樹藝一

十有二壤ハ、前ニイヘル十有二土ト同ジコトナリ、唯前ニハ其土地ヨリ自然ニ生ズル物ヲ云、土ハ吐トイフ心ナリ、土地ヨリ物ヲ吐生ズルヲ云ナリ、此處ハ人ノ力ヲ以テ種ル所ノ物ヲ云、壤ハ和カナル心ナリ、土ノ柔カナル所ヘ五穀等ノ物ヲ種ルコトナリ、物ハ其地ニ種テ宜キ物ヲ云、其種ハ其物ノ種ナリ、タトヘバ高キ田ニハ黍稷ヲ種、下キ田ニハ稻麥ヲ種、丘陵阪險ノ處ニハ桑棗ナドヲ種ルノ類ナリ、又書經ノ禹貢ニ、厥土ハ白壤黑墳、赤埴墳ナド、土ノ色ト性トヲイヘルハ、其土ノ性ヲ能辨ヘテ、民ニ樹藝ヲ教ユベキ爲ナリ、春種ルヲ稼ト云、秋斂ルヲ穡ト云、木ヲ植ルヲ樹ト云、五穀ヲ種ルヲ藝ト云、藝ハ蒔ナリ、此處ハ土地ノ性ヲ能辨ヘ知リテ、其地ヘ相應シタル物ヲ樹藝ルコトヲ教ルヲ云ナリ

以二土均之灋一、辨二五物九等一、制二天下之地征一、以作二民職一、以令二地貢一、以斂二財賦一、以均二齊天下之政一

均ハヒトシキナリ、オシナラシテ一様ナルヲ云ナリ　土均之法ハ土地ヨリ出ル年貢ノ類、輕重多寡ノ不同ナキヤウニ均平ニスル法ヲ云ナリ、五物ハ、前ニ見エタル五地ノ物ヲ云、山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰ト其物同ジカラザルヲ云ナリ、九等ハ、地ノ厚薄美惡同ジカラズ、其次第九通リアルヲ云、書經ノ禹貢ニ、其田ハ上ノ上・上ノ中・上ノ下・中ノ上・中ノ中・中ノ下・下ノ上・下ノ中・下ノ下ト九通リニ分チタル、是卽チ九等ナリ、地征ハ、地ヨリ出デ上ヘ召上グラル、物ヲ云、卽チ年貢ナリ、制二地征一トハ、年貢ヲ定ムルヲ云ナリ、作二民職一トハ、民ノ職業ヲ定ムルナリ、太宰ノ職ニ、民ノ九職ヲ分ツコトアリ、「一曰、三農生二九穀一」ト、三農ハ平地ノ農・山ノ農・澤ノ農ヲ云ナリ、九穀ハ黍稷・稻・粱・麻・大小豆・麥・苽ナリ、「二曰、園圃毓二草木一」ト、菓木・菜瓜ノ類ヲ種ル所ヲ圃ト云、園ハ其樊ナリ、毓二草木一トハ、園圃ヲ受テ其中ヘ草木ヲソダツルヲ云ナリ、コヽモトノ菜園師ノ類ナリ、「三曰、虞衡作二山澤之材一」ト、虞衡ハ山澤・川林ヲ掌ル役人ナリ、作二山澤之材一トハ、山澤ノ民ニ命ジテ、常ニ林木・蒲葦・禽魚ノ類ヲソダテ養ハシメ、時ヲ以テ是ヲ取用ヒシムルヲ云ナリ、「四曰、藪牧養二蕃鳥獸一」ト、澤ニ水ナキヲ藪ト云、牧ハ牛羊等ヲ牧フ處ナリ、養二蕃鳥獸一トハ、藪牧ノ民ニ命ジテ、鳥獸ヲ養ヒソダテシムルナリ、「五曰、百工飭二化八材一」ト、百工ハ諸ノ細工人ナリ、八材ハ珠・玉・象・石・金・木・羽・革ナリ、飭化トハ、飭ハトヽノフルト云字ニテ、切リ琢キテ其形ヲ變化シ、用ニ立ツ

ヤウニスルヲ云ナリ、「六曰、商賈阜ニ通貨賄一」ト、行テ賣ルヲ商ト云、居テ賣ルヲ賈ト云、金玉ヲ貨ト云、布帛ヲ賄ト云、阜ハ澤山ニ聚ルヲ云、通ハ彼地ノ物ヲ此ヘ移シ、此地ノ物ヲ彼ヘ遷シテ、互ニ相通ズルヲ云ナリ、「七曰、嬪婦化ニ治絲枲一」ト、嬪婦ハ夫アル者ヲ云、絲ハ繭ノ絲ナリ、枲ハアサナリ、化治トハ或ハ漚シ、或ハ煮テ絲ヲバ帛トシ、枲ヲバ布トスルヲ云ナリ、「八曰、臣妾聚ニ斂疏材一」ト、臣妾ハ人家ニ召使フ所ノ奴婢ナリ、疏材ハ百草ノ根、又ハ實ノ食フベキ物ヲ云ナリ、暇アル時ニ野山ナドヘ行テ、是ヲ取リ聚メテ我ガ利トスルヲ云ナリ、「九曰、閒民無ニ常職一、轉移執レ事一」ト、閒民ハ定リタル職業ノナキ者ヲ云ナリ、後世賃傭ノ如シ、轉移執レ事トハ、彼コヘ往キ此ヘ來リ、轉ジ移リテ其時々ノ事ヲ執リ行フナリ、以上九職ヲ民職ト云ナリ、地貢トハ地ヨリ出ル所ノ物ヲ年貢トシテ上ヘ差出スヲ云ナリ、令スルトハ、民ヘ申シ付ルコトナリ、財賦トハ、錢穀材貨ノ類總テ下ヨリ上ヘ出ス物ヲ云、斂ルトハ、取聚ルヲ云ナリ、「均ニ齊天下之政一」トハ、天下ノ賦稅ヲ輕重多寡ノ不同ナキヤウニ均平ニスルヲ云ナリ、下ノ文ニ「不易之地・一易之地・再易之地」ト云事アリ、不易之地ハ、年々作ル所ノ田ナリ、一家ニ百畝ヲ賜フ、一易之地ハ、一年休メテ作ル田ナリ、一家ニ二百畝ヲ賜フ、再易之地ハ、土地至テ薄ク、二年休メテ作ル田ナリ、一家ニ三百畝ヲ賜フ、土地ノ善キ處ニテ百畝ヲ受タル者モ、土地ノ惡キ處ニテ三百畝ヲ受ケタル者モ、年貢ハ百畝ノ十分一ヲ納ムルナリ、カクノ如クニシテ輕重ノ差別ナク平均ニナルナリ、此ニ辨ニ九等一トアルハ、土地ノ美惡ヲ委シク吟味シテ九

等ニ分チ迷惑ナキヤウニシテ民ニ賜ル事ナリ

以二土圭之灋一測二土深一、正二日景一以求二地中一

土圭ハ、圭トイヘル玉ノ形ニテ長一尺五寸アリ、コレヲ以テ法トシテ、土地ニ移ル所ノ日影ヲ度ルナリ、測二土深一トハ、外ヨリ内ニ入ルヲ深サト云、王ノ畿内ハ千里四方ナリ、其中ヲ王城トス、千里四方ヨリ内ニ縮マテ王城ニ至ルノ深サヲ云ナリ、日影ヲ度リテ此深サヲ測リ知ルナリ、タトヘバ地ノ里數千里去レバ、日ノ影一寸違フト云ガ如シ、正二日景一以求二地中一トハ、長サ八尺ノ表木ヲ立テ、夏至ノ時日中ニ地ニ移ル所ノ日影一尺五寸アリテ、土圭ノ長サト同キヲ、正二日景一ト云、此處ヲ地ノ中トス、地ノ中ヲ求メテ王城ヲ建ルナリ

日南則景短多レ暑、日北則景長多レ寒、日東則景夕多レ風、日西則景朝多レ陰、日至之景尺有五寸、謂二之地中一、天地之所レ合也、四時之所レ交也、風雨之所レ會也、陰陽之所レ和也、然則百物阜安、乃建二王國一焉、制二其畿方千里一、而封二樹之一

夏至ノ時八尺ノ表木ヲ立テ日影ヲ度ルニ、先ヅ中央ニ於テ一表ヲ立、又東西南北千里ノ地ニ於テ、各表木ヲ立テ日影ヲ視ルナリ、中央ヨリ南ノ方千里ノ地ハ、日ノ影土圭ヨリ短ク、其地天ノ赤道ニ近キユヱ暑氣多キナリ、又北ノ方千里ノ地ハ、日ノ影土圭ヨリ長ク、其地天ノ北極ニ近キユヱ寒氣多キナリ、又東ノ方千里ノ地ハ、中央ノ表木日中ニ其影直グナル時、其影東ヘ傾キテ夕時ノ影ノナ

ス、其地東海ニ近キユヱ大風多キナリ、又西ノ方千里ノ地ハ、中央ノ表木日中ニ其影直グナル時、其影西ヘ傾キテ朝時ノ影ヲナス、其地高山峨ツユヱ陰氣多キナリ、唯夏至ノ時日中ノ影一尺五寸アリテ土圭ト同キ、コレヲ地ノ中ト云、赤道ニ近キ地ハ暑氣多ク、北極ニ近キ地ハ寒氣多ク、東ニ偏ナル地ハ大風多ク、西ニ偏ナル地ハ陰氣多ク、皆其中ヲ得ザルナリ、故ニ土圭ノ法ヲ以テ日影ヲ度リテ、地ノ中ヲ求ムル時ハ、コレ天地ノ中氣合フ所ニシテ、四時寒暑溫凉ノ氣交リ易リテ偏ナラズ、又風雨會合シテ風多キノ患ナク、陰陽和シテ陰多キノ患ナシ、然ル時ハ百物モ阜盛ニシテ其生ヲ安ンズルナリ、此ニ於テ王國ヲ建テ其畿疆ヲ定メ、千里四方ヲ以テ限リトシ、封二樹之一トハ、土ヲ高ク封ジテ土手ヲナシ、其上ニ樹木ヲ種テ域目ヲ定ムルナリ

凡建二邦國一、以二土圭一土二其地一、而制二其域一

邦國ハ、諸侯ノ國ナリ、建二邦國一トハ、天子始テ國ヲ賜テ諸侯ヲ封ズルヲ云、土二其地一トハ、其地ヲ度ルヲ云ナリ、土圭ノ法ヲ以テ日影ヲ測リテ、東西南北ノ方位ヲ正、先ヅ國都ヲ建テ、然シテ後其邦域ヲ定ムルナリ

諸公之地、封疆方五百里、其食者半、諸侯之地封疆方四百里、其食者參之一、諸伯之地、封疆方三百里、其食者參之一、諸子之地、封疆方二百里、其食者四之一、諸男之地、封疆方百里、其食者四之一

諸侯ノ爵ニ公・侯・伯・子・男ノ五等アリ、因テ其封國ノ大小モ、亦五百里ヨリ百里ニ至ルノ五等アル

ナリ、其食者半トハ、租稅ノ收マル所ヲ云ナリ、四方五百里ノ內山川土田アリ、又附庸トテ其國ヘ附屬スル所ノ小國アリ、詩ノ魯頌ニ、「錫二之山川土田附庸一」トアリ、又論語ニ、「顓臾在二魯邦域之中一、是社稷之臣」トアリ、顓臾ハ卽チ魯國ヘ附屬シタル附庸ノ國ナリ、又間田トテ諸侯ヘ屬セザル公領モ亦マヽ封疆ノ內ニコレアルナリ、是故ニ五百里ノ內ニテ、右ノ山川・附庸・間田等ノ地ヲ除キテ、其餘租稅ノ收マル所凡其半ニ當ルナリ、諸侯・諸伯ノ國ハ山川・附庸・間田等ノ地ヲ除キテ、租稅ノ收マル所凡ソ三分ノ一ニ當リ、諸子ノ國ハ租稅ノ入ルトコロ凡ソ四分ノ一ニ當ルナリ、尤諸男ノ國ハ封疆狹キユヱ、附庸ノ國ハコレナク、山川・藪澤等ヲ除キテ、租稅ノ入ルトコロ四分ノ一ナルベシ、書ノ武成ニ、「分レ土惟三」トイヘルハ、周ノ天下初テ定マリタル時ユヱ、先代以來ノ法制ニ仍リテ、諸侯ノ封疆ヲ大中小三等ニ定メ玉ヘルナリ、孟子ノ書ニモ、三等ノ制ヲ說キタルハ、武成ニ因リタルナルベシ、此書ハ周ノ成王ノ時ニ至リ、周公ノ定メ玉ヘル法制ナルユヱ、武成ノ定メトハ違ヒタルモノナリ

凡造二都鄙一、制二其地域一而封二溝之一、以二其室數一制レ之、不易之地家百畮、一易之地家二百畮、再易之地家三百畮畮ハ畝ト同ジ

都鄙ハ王ノ子弟並ニ公卿大夫ノ領地ナリ、城郭アリテ其居ル所ヲ都ト云、領地ノ界ヲ鄙ト云、制二其地域一而封二溝之一トハ、其領地ノ域ヲ定メテ溝ヲ掘リ、其土ヲ以テ土手ヲ高ク築イテ固トシ、又域目

能分明ニシテ、他ノ領ト混雜ナキヤウニスルナリ、以ニ其室數一制レ之トハ、室ハ邑中ニアル民家ナリ、邑里ノ中ニアル民家ノ數ヲ計ツテ、野外ノ田地ヲ定メ、是ヲ民ニ賜ハルナリ、不易之地トハ、易ハカハルナリ、年々易ラズシテ作ル所ヲ不易ノ地トイフナリ、一易之地トハ、一年易リニ作ル田ナリ、故ニ一家ゴトニ二百畝ヲ賜ルナリ、再易ハ土地至テ薄キユヱニ、二年休メテ作ルナリ、コレニ因テ一家ニ三百畝ヲ賜ルナリ、此不易・一易・再易ノ地ハ、都鄙ニハ限ラズ總テ皆此法ヲ用ルナリ

乃分ニ地職一奠ニ地守一、制ニ地貢一、而頒ニ職事一焉、以爲ニ地灋一而待ニ政令一

地職トハ、地ニ付タル職事ナリ、道路ニ近キ地ハ、道橋ノ普請掃除ヲシ、水邊ノ地ハ、堤防ヲ築キ川ヲ浚ル等ノ事ナリ、地守ハ要害ノ地ヲ守リ、山林川澤ヲ守ル等ノ事ナリ、地貢ハ、地ヨリ出ル貢物ナリ、此處ハ諸侯卿大夫ノ事ナルユヱ、民ヨリ出ス租税ニテハナキナリ、頒ニ職事一トハ、下ノ文ニ「頒ニ職事十有二於邦國都鄙一」トアル是ナリ、皆民ノ職業ナリ、以爲ニ地法一而待ニ政令一トハ、上ニイヘル所ノ事ヲ以テ、諸侯卿大夫等ノ領地ヘ授ケ、是ヲ以テ地ヲ治ルノ法トシテ、王朝ノ政令ヲ待タシムルナリ

以ニ荒政十有二一聚ニ萬民一

荒トハ、凶年ナリ、荒政ハ凶年饑饉ヲ救フ政ナリ、十二箇條ヲ以テ萬民ヲ聚メテ、離散セザルヤウニスルナリ

一曰、散レ利

兼テ貯ヘアル所ノ倉廩ヲ發キテ錢穀ヲ散ジ出シ、或ハ貸シ、或ハ與フルナリ

二曰、薄レ征

征ハ、年貢ナリ、常年ヨリ年貢ヲ輕クスルナリ、至テ不熟ノ年ニハ、年貢ヲ除クコトモアルナリ

三曰、緩レ刑

凶年ニハ民飢渇ニ逼リテ、法禁ヲ犯シ易キナリ、故ニ刑ヲ免スニハ非レドモ、姑ク緩ヤカニシテ嚴密ニセザルナリ

四曰、弛レ力

力役ニ使フコトヲ免スナリ

五曰、舍レ禁

平年ニハ山澤皆禁アリテ妄リニ入ルコトヲ免サズ、荒年ニハ禁ヲ舍シテ、民皆山澤ニ入テ食物ヲ取ラシムルナリ

六曰、去レ幾

幾ハ孟子ニ「關市譏而不レ征」トアル譏ノ字ト同ジコトニテ、關所ニ於テ常ニ變リタル衣服ヲ著、又ハ常ニ變リタル詞ヲ遣ヒ、總ジテ怪シキ者ヲ咎ムルコトナリ、凶年ニハ諸人カセギノタメ、往來自由ナ

ル爲ニ姑ク咎ムルコトヲ止ムルナリ

七曰、眚レ禮

眚ハ省ノ字ト同ジ、常式ノ吉禮ヲ省略スルヲ云ナリ

八曰、殺レ哀

哀ハ喪ノ禮ナリ、殺レ哀トハ喪ノ禮ヲ省略スルナリ

九曰、蕃レ樂

蕃ハ、藩ノ字ト同ジ、トヂカクス意ナリ、藩レ樂トハ樂器ヲ閉藏メテ樂ヲ作サヾルヲ云ナリ

十曰、多レ昏

昏ハ、婚禮ナリ、婚禮ハサマ〴〵儀式アレドモ、凶年ニハ隨分簡略ニシテ、婚姻ノ取リ結ビヲ多クスルヤウニスルナリ、婚姻ハ凶年ニモ已ムベカラザルユヱナリ

十有一曰、索二鬼神一

索二鬼神一トハ汎ク鬼神ヲ求メテ祀ルナリ、古キ祠ノ廢レタル類ヲモ求メテ、是レヲ祀テ鬼神ノ助ケヲ祈ルナリ

十有二曰、除二盜賊一

凶年ニハ盜賊ノ類多シ、召捕テ是ヲ除クナリ、前ニ緩レ刑トアレバ、少小ノ罪ハ緩ヤカニシテ濟スコト

ナレドモ、奸悪ノ黨カヤウナル時ニ乗ジテ盗賊ヲナス者モアルユヱ、吟味シテ是ヲ除クベキコトナリ、然レドモ凶年ヲ救フノ政、前ニイヘル如ク行届キタル上ニテ、猶盗賊ヲナス者アルヲバ、已ムコトヲ得ズシテコレヲ除クコトユヱ、此箇條ヲ最末ニ置クナリ

以二保息六一養二萬民一

保ハ、安ンズルナリ、息ハ蕃息ナリ、マシフヱルコトナリ、民ヲ保息スル所ノ法六箇條ヲ以テ、萬民ヲ養ヒソダツルナリ

一曰、慈レ幼

幼少ノ兒ヲイタハルコトナリ、越王勾踐ノ時子三人ヲ産者ニハ乳母ヲ與ヘ、子二人ヲ産者ニハ扶持米ヲ賜ルトイフコトアリ、又古法ニ十四歳ヨリ以下ハ力役ヲ免サルヽコトアリ、此類ミナ幼ヲ慈ム政ナリ

二曰、養レ老

老ハ老人ナリ、「七十養二於郷一」ト云コトアリ、年七十ノ者ハ其郷ニ於テ料理ヲ下サルヽコトアルナリ、「五十異レ粻」ト云コトアリ、粻ハ食米ナリ、庶人ハ常ニハ稷ヲ食ヒ、士ハ兼テ黍ヲ食ヒ、大夫ハ又外ニ粱ヲ食フトイフコトアリ、然ルニ庶人モ五十以上ハ士大夫同ヤウニ黍粱ヲモ食フユヱニ、壯年ノ者トハ粻ヲ異ニスルナリ、又孟子ニ、「五十衣レ帛、七十食レ肉」トアリ、皆老ヲ養フ故ナリ

三曰、振レ窮

窮ハ困窮ノ民ナリ、「矜・寡・孤・獨四者、天民之窮而無レ告者」ト孟子ニモアリテ、此等ノ民ヲ詮議シテ惠ミ振フノ政アリ、是ヲ振レ窮ト云ナリ

四曰、恤レ貧

遺人職（官ノ名）ニカネテ貯置トコロノ米穀アリテ、民ノ貧乏ヲ救フコトアリ、此等ノ類ナリ

五曰、寛レ疾

癈疾癃疾ノ類ハ力役ヲ免サレ、或ハ半役ニテ使ハルノ類ナリ

六曰、安レ富

富ル者モ賦税力役等ヲ平等ニシテ重ク取ラズ、能安ンジテクラスヤウニスルナリ

以二本俗六一安二萬民一

俗ハ風俗ナリ、國ニヨリ所ニヨリテ有來リタル風俗アリ、本俗ハ風俗ノ本ナリ、其本ヲ厚フスル時ハ、民皆其俗ニ安ンジテ、在所ヲ離レテ他鄕ヘ移リ行者ナキナリ

一曰、媺二宮室一

媺ハ善ナリ、媺二宮室一トハ家宅ヲ堅固ニシテ、風雨ノ患ナキヤウニスルコトナリ、宮室ハ人ノ身ヲ安ンズル處ユヱニ第一ニ是ヲイヘリ、屋壁モ破レ損ジテ、風雨ヲ禦グコト能ハザレバ、身ヲ安ンズ

ル能ハザルナリ

二曰、族ニ墳墓ニ

族ハ同族ナリ、族ニ墳墓ニトハ、喪服ノ繼キアル、同族者ハ墳墓ヲ一所ニ築クヲ云ナリ、生キテ相親ム時ハ、死シテモ相近キテ、遠ザカラヌヤウニスルナリ

三曰、聯ニ兄弟ニ

兄弟ハ母方ノ親類・妻方ノ親類ヲ廣ク云ナリ、聯ハ合ト云コヽロナリ、親戚ノ交リ睦ビ合ヒテ、離レヌヤウニスルコトナリ

四曰、聯ニ師儒ニ

師儒ハ郷里ニ於テ人ヲ敎ル所ノ師ナリ、郷里ノ人皆能師ニ敬ヒ事ヘテ道ヲ學ビ、其親ミノ離レヌヤウニスルコトナリ、コレ最人倫ヲ厚フシ、民俗ヲ安ンズル根本ナリ

五曰、聯ニ朋友ニ

朋友ノ交リ睦ビ合ヒテ、離レヌヤウニスルコトナリ、朋友ハ萬事互ニ相助ケ合フ者ナルユヱ、其交リ最厚フスベキコトナリ

六曰、同ニ衣服ニ

富メル者モ貧キ者モ、衣服ヲ同ジヤウニシテ、富ル者トテモ、格別ニ異リタル華美ノ衣服ヲ着ルコ

トナキヤウニスルナリ、富ル者華美ヲ好メバ、貧キ者モ是ヲ傚フヤウニナリテ、奢侈ニ趨キ、財用ヲ費シ、風俗ノ敗ル、基ナリ

正月之吉始和、布二教於邦國都鄙一、乃縣二教象之灋於象魏一、使三萬民觀二教象一、挾日而斂レ之、乃施二教灋於邦國都鄙一、使三之各以教二其所レ治民一

正月之吉ハ正月朔日ナリ、和ハ調和ナリ、斟酌シテ之ヲ調フルヲ云ナリ、政教ハ皆古法ニ依リテ、實ハ新タニ調フルコトハナキナリ、然レドモ歳移リ世易リテハ、時ニ於テハ、時宜ヲ斟酌シ、舊弊ヲ革メ易ルコトモアルナリ、故ニ正月朔日始テ調ヘタルヤウニシテ、年々教ヲ諸侯ノ邦國卿大夫ノ都鄙ヘ布示スナリ、布トハ、徧ク行度ルヲ云ナリ、教象之法トハ法ヲ書陳ネテ人ニ示スユヱニ象ト云ナリ、象魏ハ象魏闕トモ云天子ノ御門ナリ、縣トハ法ヲ書タル版ヲ門ノ上ニ縣ルナリ、然シテ萬民ヲシテ、此處ヘ來リテ仰ギ觀セシムルナリ、挾日ハ十日ナリ、縣置コト十日ニシテ是ヲ取斂ルナリ、然シテ又其教法ヲ邦國都鄙ヘ授ケ、諸侯卿大夫ヲシテ、各其治ムル所ノ領内ノ民ヘ教ヘシムルナリ

令二五家爲レ比、使二之相保一、五比爲レ閭、使二之相受一、四閭爲レ族、使二之相葬一、五族爲レ黨、使二之相救一、五黨爲レ州、使二之相賙一、五州爲レ鄕、使二之相賓一

五家相ナラブ是ヲ比ト云、相保トハ相互ニ助ケ合ヒテ事ヲ辨ズルヲ云ナリ、使二之相保一トハ五家ノ長ヲ比長ト云、五家ノ民ヲ教ヘ喩シテ相保セシムルナリ、五比爲レ閭、二十五家ナリ、是ヲ一巷トシ、

入口ニ門アリ、閭門ト云、相受トハ、一閭ノ内ニテ宅舍破損スルコトアルカ、又ハ普請作事ナドスル時ハ、互ニ其家人ヲ引受ケ置クナリ、一閭ノ長ヲ閭胥ト云、民ヲ敎ヘテ相受ケシムルナリ、四閭爲レ族、百家ナリ、其長ヲ族師ト云、死喪アル時ハ、互ニ相助テ葬ラシムルナリ、五族爲レ黨、五百家ヲ總ルナリ、其長ヲ黨正ト云、患難ノ事アル時ハ、互ニ力ヲ合セテ是ヲ救ハシムルナリ、五黨爲レ州、二千五百家ナリ、其長ヲ州長ト云、水旱・凶荒等災變アル時ハ、互ニ力ヲ通ジテ相賙足サシムルナリ、五州爲レ鄕、一萬二千五百家ナリ、其長ヲ鄕大夫ト云、相賓トハ、鄕中ノ德行・道藝勝レタル者ヲ擇ビ、鄕飮酒ノ禮ヲ行テ是ヲ賓客トシ、其名ヲ書シテ王ニ獻ズルナリ、是ヲ賓興ト云、使ニ之相賓一トハ、鄕人ヲシテ賢德ノ者ヲ推シ擇バシメテ、是ヲ賓禮スルヲ云ナリ、閭胥ノ職ニ曰、「書ニ其孝弟睦婣有レ學者一」黨正ニ曰、「書ニ其德行道藝一」州長鄕大夫皆曰、考ニ其德行道藝一」ト、凡ソ民ヲ掌ル官ハ、皆敎道ヲ以テ肝要トスルコトユヱ、一閭ノ長ヨリシテ德行ノ者ヲ吟味シテ、是ヲ書シ是ヲ考ヘ、鄕大夫遂ニ其秀タル者ヲ賓禮シテ、其賢能ノ書ヲ王ニ獻ズルナリ、右比閭族黨州鄕ノ法ハ、五家ヨリ始リ、一萬二千五百家ニ至リ、相助ケ相救ヒ相輯睦スルコト一家ノ如クスルナリ、故ニ是ヲ軍旅ニ用ヒテ、又一和スルコト一人ノ如シ、コレ聖人太平ノ基本ヲ建玉フ所以ナリ

頒ニ職事十有二于邦國都鄙一、使三以登ニ萬民一

職事ハ民ノ職業ナリ、太宰ノ職ニ民ノ九職アリ、太宰ハ國用ヲ制スルユヱニ、民ノ職業アリ、財

賦ヲ出ス者九通リヲ擧タルナリ、司徒ハ教ヲ掌ルユヱニ、民間ニ職事アリテ、教ヲ受ル者三通ヲ加ヘテ十二トスルナリ、其職事ヲ諸侯ノ國•卿大夫ノ都鄙ヘ頒チ、使ㇾ以登ニ萬民一トハ、籍ニ登サシムルナリ、籍トハ今ノ帳面ナリ、能稼穡スル者ハ三農ノ籍ニ登シ、能樹藝スル者ハ園圃ノ籍ニ登スト云ヤウニ、各其名ヲ帳面ニ書載セシムルナリ

一曰、稼穡

春種ルヲ稼ト云、秋斂ムルヲ穡ト云、稼穡ハ農民ノ職事ナリ、卽チ太宰ノ職ニ「三農生ニ九穀一」トイヘル是ナリ

二曰、樹藝

太宰ニ、「園圃毓ニ草木一」トイヘル是ナリ

三曰、作ㇾ材

太宰ニ、「虞衡作ニ山澤之材一」トイヘル是ナリ

四曰、阜蕃

太宰ニ「藪牧養ニ蕃鳥獸一」トイヘル是ナリ

五曰、飭ㇾ材

太宰ニ「百工飭ニ化八材一」トイヘル是ナリ

六曰、通レ財
太宰ニ「商賈阜二通貨賄一」トイヘル是ナリ
七曰、化レ材
太宰ニ「嬪婦化二治絲枲一」トイヘル是ナリ
八曰、斂レ材
太宰ニ「臣妾聚二斂疏材一」トイヘル是ナリ
九曰、生レ材
太宰ニ「間民無二常職一、轉移執レ事」トイヘル是ナリ、間民ハ常職ナシトイヘドモ、轉移シテ執レ事、常職アル者ヲ助ケテ材ヲ生ズルナリ、以上九職ハ皆太宰ノ職ニ出タリ、太宰ノ文ハ前ノ土均ノ下ニ釋ス、故ニ今此ニ略スルナリ
十曰、學レ藝
民間ノ子弟學校ニ入リテ、道藝ヲ學ブ者ナリ
十有一曰、世事
巫醫卜筮ノ類、郷里ニ在テ其業ヲ世世ニスル者ナリ
十有二曰、服レ事

庶人ノ官ニ在テ公事ヲ服シ行フ者、府史胥徒ノ類ナリ、府ハ藏ヲ司ル者、史ハ物書キ役、胥ハ徒ノ長ナリ、徒ハ驅廻リテ事ヲ辨ズル者ナリ

以二郷三物一教二萬民一而賓二興之一

三物ハ三事ナリ、郷ニ於テ三ツノ箇條ヲ以テ常ニ萬民ヲ教ヘ、三年ブリニハ、郷大夫ノ官其賢能ナル者ヲ吟味シテコレヲ擇ビ、郷飲酒ノ禮ヲ行ヒテ賓客トシ、其名ヲ書シテ是ヲ王ニ獻ズ、コレヲ賓興ト云ナリ

一曰、六德、知仁聖義忠和

德ハ人ノ心ニ得ル所ノ善ヲ云ナリ、德ニ六通リノ名目アリ、知ハ能ク事ノ道理ヲ辨ヘ知ルヲ云、仁ハ能ク物ヲ愛スルナリ、聖ハ事ノ理ニ通ジテ早ク悟ルナリ、義ハ事ノ宜キニ叶フテ能ク裁斷スルナリ、忠ハ心ノ誠ヲ盡スナリ、和ハ剛カラズ、柔カナラズ、ヨキ程ヲ得ルナリ

二曰、六行、孝友睦婣任恤

行ハ人ノ身ニ行フ所ノ善事ナリ、善ク父母ニ事ルヲ孝ト云、善ク兄弟ニ親ムヲ友ト云、九族ニ親キヲ睦ト云、九族ハ父方ノ親族ナリ、外親ニ親キヲ婣ト云、外親ハ母方妻方ノ親族ナリ、朋友ノ交リニ信アルヲ任ト云、能貧困ノ者ヲ恤ミ振フヲ恤ト云

三曰、六藝、禮樂射御書數

藝ハ人ノ習フベキ仕業ナリ、禮ハ禮式ナリ、樂ハ音樂ナリ、射ハ弓射ル術ナリ、御ハ馬ヲ使フ法ナリ、書ハ文字ナリ、數ハ算術ナリ、皆人ノ習ヒ覺エテ用ニ立ツ所ノ業ナリ、其內ニテ禮ハ身ヲ脩メ、樂ハ心ヲ治ムル術ニテ、殊更重キ業ナリ

以二鄕八刑一糾二萬民一

刑ハ刑罰ナリ、鄕ニ於テ八通リノ刑ヲ設テ、敎ニ順ハザル者ヲ糾察スルナリ、糾ハ察ノ字ノ心ニテ、罪アル者ヲ吟味スルナリ、然シテ刑ヲ行フコトハ、刑罰ヲ掌ル所ノ士師ノ官ニ於テコレヲ行フナリ

一曰、不孝之刑

孝經ニモ、「五刑之屬三千、而罪莫レ大二於不孝一」トイヘリ、故ニ不孝ヲ以テ八刑ノ首ニ置ナリ

二曰、不睦之刑、三曰、不婣之刑、四曰、不弟之刑

前ノ六行ニ友ト云、此ニ弟ト云ハ、卑キ者ノ爲ニ尊キ者ヲ刑セズ、故ニ弟ノ兄ニ順ハザル爲ニ刑ヲ設クルノミ、因テ不弟ノ刑ト云ナリ

五曰、不任之刑、六曰不恤之刑

以上六ケ條ハ皆前ノ六行ニ背ク者ノ刑ナリ、鄕ノ三物ニ六德・六行・六藝アリ、德ハ心ニ在リテイマダ人ニ施サズ、藝モ亦身ニ在リテ人ニ施サズ、行ハ皆人ニ施スモノナリ、故ニ刑ヲ設ケテ人ニ害アルヲ防グナリ

七日、造言之刑

造言ハ根ナキコトヲ造リテ人ヲ誑クヲ云ナリ

八日、亂民之刑

或ハ物ノ名ヲ亂テ改作リ、或ハ法度ヲ敗リ、或ハ左道ヲ執テ人ヲ惑ス類、コレヲ亂民ト云

以二五禮一防二萬民之僞一、而敎二之中一、以二六樂一防二萬民之情一、而敎二之和一

禮ニ吉禮・凶禮・軍禮・賓禮・嘉禮ノ五通リアリ、コレヲ五禮ト云ナリ、禮ハ物ノ節限ヲ立タルモノナリ、故ニ禮ヲ學ブ時ハ自然ニ節ニ過テ外ヲ僞リ飾ルヤウナルコトナキナリ、人情ハ表ヲ飾リ華美ニ趨キヤスキモノナリ、因テ五禮ヲ以テ民ノ僞リ飾ルコトヲ防イデ、コレニ過ギタルコトモナク、又及バサルコトモナキヤウニ中道ヲ敎ヘタルナリ、樂ニ、雲門・咸池・大韶・大夏・大濩・大武ノ六通リアリ、コレヲ六樂ト云ナリ、人ノ情ハ物ニ感ジヤスキモノニテ、善ニ感ズレバ善ニ移リ、惡ニ感ズレバ惡ニモ趨クナリ、故ニ聖人中和ノ聲ヲ以テ樂ヲ作リテ、民ヲシテ常ニコレヲ聞テ、人情ノ物ニ感ジテ程ニ過ル所ヲ防イデ、悲ミニ過ギズ、怒リニ過ギズ、樂ミニ過ギザルヤウニ其情ヲ導イテ、コレヲ中和ニ協フヤウニ敎ヘタルナリ、禮樂ハ前ノ六藝ノ内ニ見エタレドモ、敎ニ於テ格別ニ重キワケアルユヱニ、此ニ又重ネテ其ワケヲノベタルナリ

凡萬民之不レ服レ敎、而有二獄訟一者、與下有二地治一者上、聽而斷レ之、其附二于刑一者歸二于士一

敎ハ前ニ見エタル十二敎、又「以二郷三物一敎二萬民一」トアル是ナリ、不レ服レ敎トハ、司徒ノ敎ニ服從セザルナリ、敎ニ從ヘバ身脩リ、人倫厚クシテ公事爭訟ハナキコトナリ、若敎ニ從ハザレバ身脩ラズ、人倫親マズ必獄訟起ルナリ、獄訟起ルコトアレバ、大司徒ノ官地治アル者ト共ニコレヲ聽テ、其是非ヲ裁斷スルナリ、有二地治一者トハ、地ヲ治ムル官ニテ、郷師・遂師・郷大夫・遂大夫ノ類ナリ、司徒ノ官ニ於テ其獄訟ヲ聽テ裁斷ストイヘドモ、其刑ニ附ク者ハ士ニ歸スルトテ、刑ヲ掌ル官ニ送リテ刑罰ヲ行フナリ、士ハ司寇ノ屬官ニテ、刑ヲ掌ル官ナリ

祀二五帝一、奉二牛牲一、羞二其肆一、享二先王一、亦如レ之

五帝ハ東西・南北・中央五方ノ神ナリ、天神ヲ帝ト云ナリ、天子五帝ヲ祀リ給フ時ハ、大司徒牛牲ヲ奉ムルナリ、牲ハ祭祀ニ供フル所ノ牛羊豕等、イマダ殺サヾルヲ云ナリ、其肆トハ既ニ殺シテ其體ヲ解キ、俎ノ上ニ肆ネタルヲ云ナリ、羞トハ、大司徒コレヲ神前ヘ進メ供ルナリ、享二先王一トハ、天子ノ御先祖ヲ祭リ給フヲ云、亦如レ之トハ、大司徒奉二牛牲一羞二其肆一コト、祀二五帝一ト同ヤウナルヲ云ナリ

大賓客、令二野脩レ道委積一

大賓客トハ諸侯ノ天子ヘ朝覲アルヲ云、令二野脩レ道委積一トハ、大司徒野ヲ掌ル役人ヘ沙汰シテ、道橋ノ普請掃除等ヲ致サシメ、委積トハ、道中ノ賄料ヲ用意スルヲ云、米穀薪芻等ノ類ヲ云ナリ、是

亦其事ヲ掌ル所ノ役人ヘコレヲ沙汰スルナリ

大喪、帥二六鄕之衆庶一、屬二其六引一、而治二其政令一

大喪ハ王ノ崩御ナリ、六鄕ノ衆庶トハ、六鄕七萬五千家ノ内ニテ、一千人ノ人數ヲ出サシメ、王ノ喪七箇月ニシテ葬ル時ハ、大司徒其衆庶ヲ帥テ至リ、屬二其六引一トハ、喪車ヲ引ク索ヲ引ト云、六本アルナリ、コレヲ其衆庶ニ授ケテ喪車ヲ引カシメ、然シテ其差引ヲスルナリ

大軍旅、大田役、以レ旗致二萬民一、而治二其徒庶之政令一

大軍旅トハ天子親ラ六軍ノ人數ヲ帥テ征伐シ給フヲ云、古ヘハ格別ニ兵トイフ者ハナキナリ、軍事アル時ハ農民ヨリ役目ニテ出ルナリ、一鄕ヨリ一萬二千五百人ヲ出ス、コレヲ一軍トスルナリ、天子ハ六鄕ニテ七萬五千人ヲ出ス、コレヲ六軍トスルナリ、大田役ハ、田獵又ハ營作等ノ事ニテ、大ニ人數ヲ起シテ役ヲ申シ付ルコトナリ、大軍旅・大田役等ニテ人數ヲ出ス時ハ、司徒ヨリコレヲ沙汰スルナリ、以レ旗致二萬民一トハ、人數ノ至ルベキ日限ヲ定メ、旗ヲ立テ目印トシテ、其旗ノ下ヘ人數ヲ聚ムルヲ云ナリ、然シテ其政令諸沙汰ヲ掌ルナリ、司徒ハ民ヲ司ルユヱ、司徒ノ官ニ於テハ徒庶ト云、軍事ハ司馬ノ官コレヲ掌ルユヱ、司馬ノ官ヘ受取リテハ、是ヲ卒伍ト云ナリ

若國有二大故一、則致二萬民於王門一、令二無レ節者不一レ行二於天下一

大故ハ王ノ崩御又ハ寇兵ノ事アルヲ云、コレハ國ノ大事ナルユヱ、手當ノ爲ニ萬民ヲ出シテ、王ノ

御門ニ聚メ置テ御用ヲ待ツナリ、節ハ驗シノ札ナリ、節ヲ持タザル者ハ、天下ニ於テ通行ヲ許サヾルナリ、コレハ姦人ヲ防グ爲ナリ、國ニ變事アル時ハ、姦人起ルコトアルモノナリ、故ニ司徒ノ官在在所所ヘ手堅ク沙汰シテ、其法ヲ嚴ニシ姦人ヲ防グナリ

大荒大札、則令ニ邦國移レ民通レ財、舍レ禁、弛レ力薄レ征、緩レ刑

大荒ハ大ナル凶年ナリ、大札ハ大ニ疫病流行スルナリ、移レ民トハ、或ハ穀無キ處ノ民ハ、穀アル處ヘ移シ遣リ、或ハ疫病盛ンナル處ノ者ハ、疫病無キ處ヘ移シヤルノ類ナリ、通レ財トハ、米穀等有ル處ヨリハ、無キ處ヘ運漕シテ、此ト彼ト相通ズルヲ云ナリ、舍レ禁、弛レ力、薄レ征、緩レ刑、此四事ハ前ノ荒政十二ノ內ニ見エタリ、此處ニ又出セルハ、荒年ノミナラズ大札ニモ亦此事アルユヱナリ、十二ノ內ニテ此ノ四事ヲ擧タルハ、取別肝要ナルコトユヱ、大司徒殊更ニ心ヲ用ルナリ、此ニ邦國ヲイヘルハ、諸侯ノ國ヲ擧テ近キ處ハ此中ニ包タルナリ

歲終、則令ニ敎官正レ治而致レ事

敎官ハ附屬ノ官ナリ、正レ治トハ、其銘銘治ムル所ノ役向キノ文書ヲ正シテ、誤リナキヤウニセシムルヲ云ナリ、致レ事トハ、其勘定ノ文書ヲ大司徒ニ上ラシムルナリ

正歲令ニ于敎官一曰、各共ニ爾職一、修ニ乃事一、以聽ニ王命一、其有レ不レ正、則國有ニ常刑一

正歲ハ寅ノ月ナリ、周ノ代ニハ子ノ月ヲ正月トス、寅ノ月ハ往古ヨリ有來リタル歲ノ首ユヱ、コレ

ヲ正歲ト云ナリ、令ニ于教官一トハ、附屬ノ官ヘ申シ渡スナリ、曰以下ハ、其辭ヲ擧タルナリ、爾職トハ、銘銘受タル役筋ナリ、共トハ、念ヲ入レテ大事ニスルコトナリ、乃事トハ、各引受タル役筋ノ取アツカヒヲ云ナリ、修トハ、闕略ナキヤウニ事ヲ整ルヲ云ナリ、聽ニ王命一トハ、王ヨリ仰出サレアルヲ承ルナリ、有レ不レ正トハ、其取アツカフコトノ正路ニナキヲ云ナリ、若不正ノ取アツカヒアレバ、國ニ定リタル刑法アリテ、必刑罰ニ行ハルヽトナリ

○大司徒ハ教官ノ總司ナリ、其職分ハ土地人民ヲ掌ルナリ、故ニ土地ノ圖ヲ考ヘ、人民ノ數ヲ知ルヲ以テ大綱トス、土地ノ圖ヲ以テ地理ノ廣狹險易ヲ知テ、六郷六遂ヲ定メ、諸侯ノ國ヲ建、卿大夫ノ領地ヲ定メテ其疆域ヲ制シ、五土ノ性ヲ辨ジテ物産ヲ定メ、土會・土宜・土均等ノ法ヲ立ツル、皆土地ヲ治ムルノ政ナリ、人民ノ數ヲ知リテ、比閭・族黨・州郷ノ法ヲ立、田里ヲ頒チ貢賦ヲ定メ、軍旅・田役等ノ事ヲ任ジ、十二職ヲ分テ民ノ産業ヲ定メ、衣食住三ノ者サシツカヘナキヤウニ其仕向ケヲシテ、然シテ後十二教ヲ立、郷ノ三物ヲ設ケテ、是ヲ教ヘ道イテ善道ニ趣カシメ、衣食足テ風化行ハル、コレ人民ヲ治ムルノ政ナリ、是ヲ教官トイフ者ハ、教ヲ以テ重シトスルユヱナリ

民政要編卷之一終

民政要編卷之二

小司徒之職、掌下建二邦之敎灋一、以稽二國中及四郊都鄙之夫家、九比之數一、以辨二其貴賤老幼癈疾一、凡征役之施舍、與中其祭祀飲食喪紀之禁令上

此以下ハ小司徒ノ職掌ヲ記セルナリ、建二邦之敎法一トハ、國家萬民ヲ敎ル所ノ法ヲ建設クルナリ、國中トハ、王城ノ中ナリ、四郊トハ、王城ノ外四方百里ニ至ルヲ郊ト云、二百里ニ至ルヲ甸ト云、三百里ニ至ルヲ削ト云、四百里ニ至ルヲ縣ト云、五百里ニ至ルヲ都ト云、此ニ四郊都鄙ト云テ、甸削縣ヲ包タルナリ、夫家ハ男女ヲ云ナリ、九比ノ數トハ、井田ノ法ハ、田ヲ井ノ字ノ形ニ九區ニ分チテ、是ヲ一井トシ、田地ノ割方此一井九夫ヨリ起ルナリ、比ハ、人數ヲシラブルコトナリ、一井一井ノ人數ヲツモリテ校比スル、コレヲ九比ト云ナリ、貴ハ、仕ヘテ士大夫トナル者ヲ云、賤ハ、庶人ノ官ニ在リテ役ヲ勤ムル者ヲ云、老ハ老人六十以上ヲ云、幼ハ、幼少十五歳以下ヲ云、癈疾ハ終身ノ疾アリテ役ニ立ザル者ヲ云、征役ハ力役ナリ、施舍ハ、役目ヲユルスナリ、小司徒ノ官國中ヨリ四郊都鄙ニ至ルマデノ男女ノ數ヲ稽ヘ知リテ、其內ニテ貴賤老幼癈疾ノ者ハ、皆力役ヲ免サルルナリ、コレ貴キヲ貴ビ、老タルヲ養ヒ、幼ナキヲ慈シミ、疾アル者ヲ恤ムノ政ナリ、祭祀ハ田野

ニ於テ社ヲ祭リ禜ヲ祭ル等ノ祭祀ナリ、飮食ハ郷飮酒・族食等寄合テ飮食スル禮ヲ云ナリ、喪紀ハ喪葬ノ禮儀ナリ、コレ祭ハ追レ遠、喪ハ愼レ終、飮食ハ養レ生尊レ老ノ教ナリ、禁令ハ、非禮不法ヲ禁ジテ禮義ヲ教ル政令ナリ

乃頒ニ比灋于六郷之大夫一、使下各登ニ其郷之衆寡六畜車輦一辨ニ其物一、以ニ歳時一入中其數上、以施ニ政教一行ニ徵令一、及ニ三年一則大比、大比則受ニ邦國之比要一

比法ハ人民ヲ校比スル所ノ法ナリ、小司徒ヨリ其法ヲ六郷ノ大夫ニ頒チ授ケテ、各一郷一郷ニ於テ男女戸口ノ數ヲシラベシムルナリ、六畜ハ馬牛羊豕犬鷄ナリ、皆人家ニ畜置トコロノモノナリ、車ハ、革車大車ナリ、革車ハ、兵車ニテ四馬是ヲ引ク、大車ハ雜具ヲ載スル車ニテ牛ヲ以テコレヲ引ク、輦ハ、人ノ挽行トコロノ車ナリ、登トハ其數ヲ簿面ニ書ノスルコトナリ、辨ニ其物一トハ、簿面ニノスル所ノ人民ノ男女老幼ト、六畜車輦ノ新古善惡トヲ辨別スルナリ、弓矢甲楯旗物ノ類モ亦此内ニコモレリ、歳時ハ一歳ノ中ノ四時ヲ云ナリ、郷大夫ヲシテ四時ニ其數ヲ簿面ニ記シテ、小司徒ノ官ニ入レシムルナリ、小司徒コレヲ受テ以施ニ政教一行ニ徵令一ナリ、政教ハ、上ニイヘル祭祀飮食喪紀ノ類ナリ、徵ハ、メストヨミテ、民ヲ徵シテ力役田獵等ノ事ニ用ルナリ、萬民ノ衆寡ヲ記スハ、或ハ田ヲ頒チ、或ハ力役ニ用ル爲ナリ、六畜ヲ記スハ、祭祀飮食養老ノ禮ニ用ヒ、車輦器物ヲ記スハ、田役軍旅ノ事ニ用ル爲ナリ、及ニ三年一則大比トハ、大ニ天下諸國ニ沙汰シテ、人民戸口ノ數ヲ校比

セシムルナリ、受二邦國之比要一トハ、要ハ簿籍ナリ、諸侯ノ國國ヨリ民數ヲ錄シタル簿籍ヲ出サシメテ、小司徒コレヲ受ルナリ、コレ天下戸口ノ大改ナリ

乃會二萬民之卒伍一而用レ之、五人爲レ伍、五伍爲レ兩、四兩爲レ卒、五卒爲レ旅、五旅爲レ師、五師爲レ軍、以起二軍旅一、以作二田役一、以比二追胥一、以令二貢賦一

是レ萬民ヲ會シテ軍旅田役ニ用ルヲ云、其法五人ヨリ組立テ、一軍ノ人數ヲ定ムルナリ、人ヲ用ルハ衆心ヲ一ツニスルヲ肝要トス、故ニ平生民居モ亦五家ヨリ組立タリ、五家ヲ比トス、五家相比ンデ相親ミ相助クルコト一家ノ如シ、コレ後世五人組ノ本ヅク所ナリ、力役ハ一家ヨリ一人ヲ出ス、五家ニテ五人ナリ、コレ軍ニ於テ五人ヲ伍トスルナリ、五比ヲ閭トス、二十五家ナリ、コレ軍ニ於テ五伍ヲ兩トス、二十五人ナリ、四閭ヲ族トス、百家ナリ、コレ軍ニ於テ四兩ヲ卒トス、百人ナリ、五族ヲ黨トス、五百家ナリ、コレ軍ニ於テ五卒ヲ旅トス、五百人ナリ、五黨ヲ州トス、二千五百家ナリ、コレ軍ニ於テ五旅ヲ師トス、二千五百人ナリ、五州ヲ郷トス、一百二千五百家ナリ、コレ軍ニ於テ五師ヲ軍トス、一萬二千五百人ナリ、天子ハ六郷ニテ七萬五千人ヲ出ス、コレヲ六軍トス、古ヘハ萬民ヲ會シテ卒伍トス、故ニ後世ノ如ク別ニ兵卒ト云者アリテ、廩給ヲ費スコトハナキナリ、平生ハ農ニテ田ヲ耕シテ食ヒ、事アル時ハ一家ヨリ丁壯ノ男一人ヲ出シテ力役ヲ勤ム、平生五家ヲ比トシ、相親ムコト一家ノ如ク、事アル時ハ死生相助ルコト、亦父子兄弟ノ如キナリ、五家ノ長

ヲ比長ト云、平生ハ農務ヲ司ドリ、事アル時ハ五家ノ民ヲ率テ出ヅ、一閭ノ長ヲ閭胥ト云、一旅ノ長ヲ族師ト云、一黨ノ長ヲ黨正ト云、一州ノ長ヲ州長ト云、一郷ノ長ヲ郷大夫ト云、皆平生ハ民政ヲ司リ、軍アル時ハ將帥トナリテ、民卒ヲ率テ出ルナリ、故ニ民皆平生其長ヲ親ミ、其命令ニ服スルユヱニ、事アル時モ亦能ク其長ヲ親ミテ其命令ヲ用ルナリ、故ニ古ヘハ事無キ時ハ農トナリ、事アル時ハ兵トナリ、事無キ時ハ民ヲ治ムル有司トナリ、事有ル時ハ民ヲ率テ將帥トナリ、兵農分レズ、文武一途ナリ、コレ先王ノ法ナリ、田役ハ田獵力役ナリ、田獵ハ田ヲ害スル所ノ禽獸ヲ驅リ除キ、因テ武事ヲ習ハスナリ、追胥ハ、追ハ寇ヲ逐退クルナリ、胥ハ盜賊ヲ伺ヒ知リテコレヲ捕ルナリ、貢賦ハ此ニテハ軍賦ヲ主トシテイヘルナリ、軍賦トハ、車馬兵革旗幟金鼓ノ類、軍中入用ノ諸物ヲ田地ヘ割リ付テ農ヨリ出サシムルナリ、兼テ其貯ヘヲシテ有司コレヲ主ドリ、事アル時ハ帥テ出ルナリ、一體軍旅ノ事ハ大司馬ノ官ノ掌ル所ナレドモ、兼テ民居卒伍ノ法ヲ立テ、平生民ヲ敎ヘ導キ、又事ニ臨ンデ民ヲ擇ンデコレヲ差出スコトハ、司徒ノ掌ル所ナルユヱ、今此ニコレヲ擧タルナリ

乃均ニ土地一、以稽ニ其人民一、而周知ニ其數一、上地家七人、可レ任也者家三人、中地家六人、可レ任也者二家五人、下地家五人、可レ任也者家二人、凡起ニ徒役一、毋レ過家一人一、以ニ其餘一爲レ羨、惟田與ニ追胥一竭作

均ニ土地一トハ均ハ平均ナリ、オシナラシテ一樣ナルヲ云ナリ、土地ニ上地中地下地アリ、土地肥厚ニシテ善キ所ヲバ、家内人數多キ家ヘ授ケ、土地磽薄ニシテ惡キ所ハ、人數少キ家ヘ授ルナリ、故

ニ上地ヲ受ル者ハ　多人數ノ家内ヲ養フニ足リ、下地ヲ受ル者ハ又少人數ノ家内ヲ養フニ足ル、コレヲ均二土地一ト云ナリ、是ヲ以テ上地中地下地ニ因テ、其人民ノ多少ヲ稽ヘテ、周ク其男女老少ノ數ヲ知リ、因テ力役ノ事ヲ沙汰スルナリ、家ニ七人以上ノ人數アルハ上地ヲ授ルナリ、七人ノ内家長アリ、老幼アリ、婦人アリ、丁壯（ハタチ以上）ニシテ力役ニ任ズベキ者凡ソ三人トツモルナリ、家ニ六人ノ人數アルハ中地ヲ授ケ、丁壯力役ニ任ズベキ者、凡ソ二家ニテ五人トツモルナリ、家ニ五人以下ノ人數アルハ下地ヲ授ケ、力役ニ任ズベキ者一家ニ二人トツモルナリ、然レドモ凡ソ徒役ヲ起スコトアル時ハ、一家ヨリ一人ヲ出スニハ過ザルナリ、以二其餘一爲レ羨トハ、羨ハアマルトヨミテ、正卒ニ非ルヲ云ナリ、惟田與二追胥一竭作トハ、田ハ田獵ニテ、武事ヲ習ハスコトユヱ、正卒モ羨卒モ皆悉ク行クナリ、然レドモ一時ニ悉ク行クニハ非ズ、四時ノ田ニ易ル〱出ルナリ、追胥ハ遠キ地ニ役スルニ非ズ、又久キヲ經ルコトニ非ズ、故ニ亦悉ク行クナリ、然レドモ或ハ一閭ノ民ヲ發スコトモアルベク、或ハ一黨ノ民ヲ發スコトモアルベシ、一州一郷ノ民ヲ悉ク出スニハ非ルナリ

凡用二衆庶一、則掌三其政敎與二其戒禁一、聽二其辭訟一、施二其賞罰一、誅二其犯レ命者一

凡用二衆庶一トハ卽チ前ニイヘル師旅田役追胥ノ類ニ因テ人數ヲ出スコトナリ、其政敎トハ、政令敎訓ナリ、其戒禁トハ、政令敎訓ニ背カザルヤウニ戒メテ、コレニ背クコトヲ禁ズルナリ、辭訟ハ公事爭訟ナリ、公事爭訟アレバ、聽テコレヲ裁斷スルナリ、又民ノ役ヲ勤メテ功アル者ハ賞ヲ施シ、

罪アル者ハ罰ヲ施シ、又命令ヲ犯シ背ク者アレバ、コレヲ誅責スルナリ

凡國之大事致レ民、大故致ニ餘子一

大事ハ軍旅ノ事ヲ云、國ニ軍旅ノ事アル時ハ、小司徒六鄕ノ民ヲ召シ聚ムルナリ、大故ハ水火ノ災又ハ兵寇ノ起ルヲ云、餘子ハ卿大夫ノ子ナリ、小司徒卿大夫ノ子ヲ召シ聚メテ、王宮ヲ守ラシムルナリ

乃經ニ土地一而井ニ牧其田野一、九夫爲レ井、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、四丘爲レ甸、四甸爲レ縣、四縣爲レ都、以任ニ地事一而令ニ貢賦凡稅斂之事一

此處ハ土地ノ經界ヲ定メ田地ヲ割リ、年貢ヲ沙汰スルコトヲ錄シタルナリ、經ニ土地一トハ、經ハ經界ナリ、田地ノ經界ヲ定メ、溝ヲ掘リ土手ヲ築クコトナリ、井ニ牧其田野一トハ、土地ノ開ケテ平カナル所ハ、田ヲ九區ニ割リ井ノ字ノ形ニシテ、其外ニ經界ヲ定メ、コレヲ田一井ト云ナリ、又谷合ノ地或ハ卑濕水邊ノ地ナド、必シモ井ノ字ノ形ニ定メガタキ處ハ、田百畮ヲ一區トシ九區ヲ一牧トシ、二牧ニシテ一井ノ田ニアタルナリ、コレヲ田野ヲ井牧ニスト云ナリ、周ノ法六尺ヲ步トシ、步百ヲ畮トシ、畮百ヲ夫トス、コレ一夫受ルトコロノ田ナリ、九夫ニテ田九百畮コレヲ一井トス、方三百步ナリ、三百步ヲ一里トスルナリ、四井ヲ合セテ邑トス、二里四方ナリ、四邑ヲ丘トス、十六井ナリ、四丘ヲ甸トス、六十四井ナリ、四甸ヲ縣トス、二百五十六井ナリ、四縣ヲ都トス、千二十

四井ナリ、田地四井ヲ邑トスルヨリ四ヲ以テ組立タルハ、田地ハ其形方正ナルユヱナリ、民居五家ヲ比トスルヨリ五ヲ以テ組立、一郷ニテ一軍ノ人數ヲ定ムルトハ異ナリ、任ニ地事一トハ、土地ノ黄白ナル處ヘハ禾ヲ種ユベク、洿泉ナル處ヘハ稲ヲ種ユベキ類ノ事ヲ申付ルコトナリ、貢ハ年貢ナリ、九穀又ハ山澤ヨリ出ルトコロノ材ヲ民ヨリ上ヘ差出スナリ、賦ハ車馬甲兵等ヲ出シテ軍役ニ備フルヲ云ナリ、前ニイヘル令ニ貢賦一ハ、民ノ卒伍ヲ用ユルニ就テ云ヌルユヱ軍賦ヲ主トシ、此處ハ井田ヲ以テ云フユヱニ田税ヲ主トスルナリ、凡税斂之事トハ、スベテ貢税ヲ斂テ或ハ運漕シ、或ハ倉廩ヘ貯フル類ノコトヲ云ナリ、令スルトハ、其事ヲ沙汰スルナリ

乃分ニ地域一而辨ニ其守一、施ニ其職一而平ニ其政一

分ニ地域一トハ、畿外ニ諸侯ノ國アリ、畿内ニ卿大夫ノ采地アリ、六郷六遂並ニ公邑アリ、皆其地ノ境域ヲ分別スルヲ云ナリ、其守其職ハ前ノ大司徒ノ職ニイヘル地守地職ナリ、小司徒地ヲ守ルノ人ヲ辨ジ、地ニ付タル職事ヲ施シ、然シテ其賦税ヲ均平ニスルナリ、政ハ賦税ヲ云ナリ

凡小祭祀、奉ニ牛牲一羞ニ其肆一

前ノ大司徒ノ職ニ、「祀ニ五帝一、奉ニ牛牲一羞ニ其肆一、享ニ先王一亦如レ之」トアリ、コレ大祭祀ナリ、故ニ大司徒其事ヲ行フ、小祭祀ハ林澤墳衍四方百物ヲ祀ルノ類、天ニ於テハ風師雨師ヲ祀ルノ類ナリ、故ニ小司徒コレヲ行フナリ

小賓客、令ニ野脩レ道委積一

小賓客ハ、諸侯ノ國ヨリ王朝ヘ出ル使臣ヲ云ナリ、大賓客ニハ、大司徒此事ヲ沙汰ス、故ニ小賓客ニハ、小司徒コレヲ沙汰スルナリ

大軍旅、帥ニ其衆庶一、小軍旅、巡レ役治ニ其政令一

大軍旅ハ、天子親ラ征伐シ給フヲ云、然ル時ハ小司徒六郷ノ衆庶ヲ帥連テ大司徒ニ至ルナリ、小軍旅ハ、大將命ヲ承ケテ征伐スルヲ云、然ル時ハ小司徒力役ノ者ヲ巡行シテ、其政教號令ヲ取捌クナリ

大喪帥ニ邦役一、治ニ其政教一

大喪ハ王ノ喪ナリ、邦役ハ、王國ノ役夫ナリ、王ノ喪七箇月ニシテ葬ル時ハ、棺ヲ出シテ一應先祖ノ廟ニ至ル、此時棺ヲ正スコトアリ、廟ヨリ壙ニ至ルマデ、六引ノ索ヲ引クコトアリ、既ニ壙ニ至リテ棺ヲ壙中ヘ下スコトアリ、土ヲ上ヘ覆フテ邱陵ヲ作ルコトアリ、コレヲ喪役ト云、小司徒六郷六遂ノ役夫ヲ帥テ、其事ヲ敎ヘ沙汰スルナリ

凡建ニ邦國一、立ニ其社稷一、正ニ其畿疆之封一

建ニ邦國一ハ、諸侯ノ國ヲ建ルコトナリ、始テ諸侯ニ國ヲ賜ハル時ハ、必ズ社稷ヲ立ルナリ、社ハ土ノ神ナリ、稷ハ穀ノ神ナリ、壇ヲ立テコレヲ祭ルナリ、畿疆ハ、國々ノ境目ナリ、封トハ、土ヲ高

クシテ樹木ヲ種テ固トシ、其境界ヲ正スナリ、小司徒其法度ヲ授ケテ、其事ヲ沙汰スルナリ

凡民訟以ニ地比一正レ之、地訟以レ圖正レ之

民訟ハ、民ノ公事爭訟ナリ、地比ハ地ノ比鄰ナリ、地ヲ比シ鄰ルトコロノ組合ノ者ヲ召出シ、證人トシテ事ノ是非ヲ正スナリ、地訟ハ土地境目ノ爭訟ナリ、圖ハ司徒ノ官ニアル所ノ土地ノ圖ナリ、此圖面ニ引合シテ其是非ヲ正スナリ

歲終、則攷ニ其屬官之治成一而誅賞、令下群吏正ニ要會一而致上事

屬官ハ司徒ヘ附屬スルトコロノ官ナリ、但シ王朝ニ在テ事ヲ執リ行フ者ナリ、治成ハ日々事ヲ治ムルトコロノ簿書ナリ、歲ノ終ニハ其簿書ヲ攷ヘテ、罪アル者ハコレヲ誅責シ、功アル者ハコレヲ褒賞スルナリ、群吏ハ鄉遂都鄙ノ吏ナリ、要會ハ「歲計言レ會、月計言レ要、日計言レ成」トアリテ、一歲ノ計會ヲ錄シタル文書ヲ會ト云、一月ノ計會ヲ要ト云、一日ノ計會ヲ成ト云、要モ會モ皆役所ノ文書ナリ、群吏ヲシテ其行フ所ノ諸事ヲ錄シタル一月一歲ノ文書ヲ、能ク正シテ誤リナキヤウニシ、其事ノ功狀ヲ小司徒ノ官ヘ致サシムルナリ

正歲、則帥ニ其屬一而觀ニ敎灋之象一、徇以ニ木鐸一曰、不レ用レ灋者、國有ニ常刑一、令下群吏憲ニ禁令一、脩レ灋糾レ職、以待中邦治上

大司徒ノ職ニ、「縣ニ敎象之灋于象魏一、使ニ萬民觀ニ敎象一」トアリ、是故ニ小司徒其附屬ノ官ヲ帥テ象魏

ノ門ニ往テ、其ニ是ヲ觀ルナリ、徇以ニ木鐸一トハ、木鐸ハ金ニテコシラヘ、木ノ舌アリテ振リテ鳴スモノナリ、教象ヲ觀ル時衆人混雜スルユヱ、行々木鐸ヲ振リテ觀ル者ヲ戒メテ、靜カニ其告ルコトヲ聞カシムルナリ、不レ用レ法者國有ニ常刑一トハ、此ニ縣テアル所ノ法ヲ用ヒザル者アレバ、國ニ常法ノ刑罰アリテ、必ズ其刑ニ行ハルトナリ、憲ニ禁令一トハ、憲ハ表シ縣ルナリ、外ニ在ル所ノ群ハ、象魏ニ縣タル法ヲ觀ザル者モアルナリ、故ニ群吏ヲシテ禁制法令ノ書キタルヲ、各其役所ニ縣吏テ觀セシムルナリ、脩レ法糾レ職、以待ニ邦治一トハ、群吏ヲシテ各其常法ヲ脩メテ廢シ棄ルコトナク、其職事ヲ糾シテ怠リ緩ガセニスルコトナク、邦ノ御用アルヲ待テコレヲ承レト申シ付ルナリ

及ニ大比ニ六鄕四郊之吏一、平ニ教治一、正ニ政事一、攷ニ夫屋及其衆寡六畜兵器一、以待ニ政令一

大比ト云ハ、コレ亦三年ブリニ六鄕ノ吏、又四郊ノ内ニ在テ民事ヲ主ドル所ノ吏ヲ校比シテ其勤功ヲ考ルナリ、平ニ教治一トハ、オシナラシテ教治ノ優劣ヲ考ルナリ、正ニ政事一トハ、政事ノ得失ヲ論ジ正スナリ、コレ其得失優劣ニヨリテ黜陟賞罰ヲ行フベキ爲ナリ、夫屋トハ、井田ノ法一夫田百畝ヲ受ク、三夫ヲ屋トシ、三屋ヲ井トスルナリ、其衆寡トハ、人民ノ多少ナリ、六畜兵器モ亦其多少ヲ考ヘ記シ置テ、以待ニ政令一トハ、上ノ政令ヲ待テ御用ヲ承ラシムルナリ

○大司徒ノ職ニ民ノ職事ヲ頒チ、比閭族黨州鄕ノ制ヲ定ムルコトヲ言テ、其人民六畜車器等ノ數ヲ稽ヘテコレヲ錄スコトヲ言ハズ、故ニ小司徒專ラ比法ヲ掌リ、其法ヲ六鄕ノ大夫ニ頒チ、歲時ヲ以

テ人民ノ衆寡六畜車輦ノ數ヲ錄シテ是ヲ入レシメ、三年ブリニハ大比シテ其文書ヲ受ケ、此ニ於テ家ノ貧富・民ノ賢不肖・戸口ノ多寡・畜產ノ增減・器用ノ完毀等、悉クコレヲ知リテ詳ナラズト云コトナシ、コレ民政ノ本ナリ

○鄕師之職、各掌ニ其所レ治鄕之敎一、而聽ニ其治一

此以下ハ鄕師ノ職掌ヲ擧ルナリ、其所レ治鄕トハ、鄕師四人ニテ六鄕ヲ二ツニ分テ、二人ニテ三鄕ヅツヲ掌ル、其銘々引受テ治ムル所ノ鄕ヲ云ナリ、聽ニ其治一トハ其鄕中ノ群吏治ムル所ノ政事ヲ聽テ、コレヲ判斷スルナリ

以ニ國比之灋一、以レ時稽ニ其夫家衆寡一、辨ニ其老幼貴賤、癈疾馬牛之物一、辨ニ其可レ任者、與ニ其施舍者一、掌ニ其戒令糾禁一、聽ニ其獄訟一

國比ノ法トハ前ノ小司徒ノ職ニ、「頒ニ比法于六鄕之大夫一」トイヘルコレナリ、即チ人民ノ數ヲ校比スル法ナリ、以レ時稽ニ其夫家衆寡一トハ、時ハ四時ナリ、夫家ハ男女ナリ、其鄕中男女多少ノ數ヲ考ヘ知ルヲ云ナリ、老幼貴賤癈疾ハ、皆力役ヲユルス者ナリ、馬牛之物トハ、馬牛モ亦老幼强弱ノ差別アリテ、任用スベキト免スベキトアリ、鄕師皆コレヲ辨別スルナリ、可レ任者トハ、丁壯ノ男ナリ、施舍スル者トハ、老幼貴賤癈疾ノ類ナリ、鄕師各其支配スル所ノ鄕中ニ於テ、詮議シテコレヲ辨ズルナリ、然シテ其人民ヘ法ヲ守ルコトヲ戒メ、不法ヲ糾シ禁ジ、又獄訟アレバ聽テコレヲ判斷スルナリ

大役、則帥ニ民徒ー而至、治ニ其政令ー、既役、則受ニ州里之役要ー、以攷ニ司空之辟ー、以逆ニ其役事ー
大役ハ大ニ人數ヲ出シテ力役ヲ起スコトナリ、堤防城郭等ヲ築ク類ノ事ナリ、然ル時ハ鄕師其支配スル所ノ鄕中ノ民徒ヲ引連テ役場ニ至リ、治ニ其政令ートハ、人數ノ取アツカヒ、諸事ノ沙汰ヲスルナリ、役要トハ、人數ヲ書載セタル簿書ナリ、既ニ役ヲ畢レバ、州里ヨリ人數ヲ差出シタル帳面ヲ受取ルナリ、攷ニ司空之辟ートハ、司空ハ營作ノ事ヲ掌ル官ニテ、作事奉行ノ類ナリ、辟ハ、法ナリ、司空之辟ハ、司空ノ官ニ掌ルトコロノ役割リノ定メヲ云ナリ、逆ニ其役事ートハ、司空ノ役割リヲ考ヘテ、州里ヨリ出タル人數ノ役ヲ勤メタル事ヲ考ヘ知ルナリ、逆ノ字モ亦カンガフル意ナリ
凡邦事、令レ作ニ秩敘ー
凡邦事トハ凡テ國中ニ於テ民ヲ役ニ使フコトヲ云ナリ、秩ハツネナリ、敘ハ次第ナリ、役ノ多少定法アリ、事ニ其次第アリ、故ニ秩敘ヲ作サシメテコレヲ示シ、役ヲ勤ムル者ヲシテ、其心得ヲナサシムルナリ
大祭祀、羞ニ牛牲ー共ニ茅蒩
大司徒ニ奉ニ牛牲ートアリ、鄕師ハ大徒司ヲ佐ケテ其事ヲ行フナリ、茅蒩ハ茅ヲ刋キリテ、長サ五寸トシコレヲ束ネ、祭祀ノ時、黍稷ノ飯又膚肉ヲ祭ルトテ、少シ許リ取リテ此上ニ置クコトアリ、ソノ爲ニ鄕師コレヲ供スルナリ

大軍旅會同、正ニ治其徒役、與ニ其輦輂一、戮ニ其犯レ命者一

大軍旅ハ王親ラ行テ征伐スルナリ、大會同ハ、王國外ニ於テ諸侯ト會同スルナリ、徒役ハ、六軍ノ外ニテ徒役ニ使ハル、者ヲ云ナリ、輂（キヨク）ハ、馬ニ駕シテ兵粮ヲ載スル車ナリ、輦ハ、人ノ輓行テ任器ヲ載スル車ナリ、任器ハ、斧斤鑿梩版築ノ類ナリ、正治トハ、法ヲ以テコレヲ正シテ、法ノ如クナラザル者ヲ治メ、然シテ命令ヲ犯シ背ク者アレバ、コレヲ戮スルナリ

大喪用レ役、則帥ニ其民一而至、遂治レ之、及レ葬執レ纛、以與ニ匠師一、御レ匶而治レ役、及レ窆執レ斧、以涖ニ匠師一（匶ハ柩ノ字ト同ジ）

用レ役トハ前ニモ見エタル六引ヲ輓クノ類ナリ、其民ハ郷師支配スル所ノ郷ノ民ナリ、コレヲ帥テ至リ、遂ニコレヲ差引スルナリ、纛ハ鳥ノ羽ヲ以テ造リタル物ナリ、匠師ハ衆ノ匠人ヲ主ル官ナリ、郷師手ニ纛ヲ執リ、匠師ト柩車ノ前ニ在テ其行列進退ヲ正シ、傾キ覆ルコトナキヤウニ戒ムルナリ、治レ役トハ役夫ヲ差引スルコトナリ、窆ハ、棺ヲ壙中ニ下スナリ、役夫紼ヲ執リ、鹿盧ニテコレヲ下ス、匠師主トシテ其事ヲ掌ルナリ、其時ニ於テ郷師斧ヲ執リテ匠師ニ涖デ、アヤマチナキヤウニ戒ムルナリ

凡四時之田、前レ期出ニ田法于州里一、簡ニ其鼓鐸旗物兵器一、脩ニ其卒伍一、及レ期以ニ司徒之大旗一、致ニ衆庶一而陳レ之、以ニ旗物一辨ニ郷邑一、而治ニ其政令刑禁一、巡ニ其前後之屯一、而戮ニ其犯レ命者一、斷ニ其爭レ禽之訟一

四時ノ田獵ヲ蒐ト云、夏ヲ苗ト云、秋ヲ獮ト云、冬ヲ狩ト云、田法トハ、田獵ノ法ナリ、即チ下ニイヘル所コレナリ、期日ヨリ以前ニ田法ヲ州里ノ役人ヘ出シ示スナリ、鼓ハ大鼓ナリ、鐸ハ振リテ鳴ス物ナリ、旗物ハハタナリ、兵器ハ戈矛ノ類ナリ、簡ハ簡閲ナリ、前件ノ物數ヲシラベテ手當テヲスルコトナリ、脩ニ其卒伍一トハ、百人ヲ卒トシ、五人ヲ伍トス、人數ヲシラベテ人數ノ次第ヲ定ムルナリ、及レ期トハ、田獵ノ期日ニ至ルナリ、司徒ノ大旗ハ、司徒ノ官ニ建ルトコロノ大ナル旗ナリ、此旗ヲ建テ目印トシ、其下ヘ衆庶ヲ致シ聚メテ陣列ヲ立ルナリ、以ニ旗物一辨ニ鄕邑一トハ、鄕ハ六鄕ナリ、邑ハ其外ノ公邑ナリ、六鄕ノ民アリ、公邑ノ民アリ、各旗ヲ立テ印トシテコレヲ辨別スルナリ、然シテ其政教號令刑罰禁制等ノ事ヲトリサバクナリ、又時々其前後ノ兵衆屯聚ノ所ヲ巡行シテ、其命令ヲ犯シ背ク者アレバコレヲ刑戮シ、又禽獸獲物ヲ爭フテ爭訟スル者アレバ、聽テコレヲ判斷スルナリ

凡四時之徵令有レ常者、以ニ木鐸一徇ニ于市朝一

徵令ハ民ヲ徵ストコロノ政令ナリ、四時ノ田獵、又ハ禮記ノ月令ニイヘル孟春ノ月ニハ、民ニ命ジテ田ノ境界ヲ脩メシメ、仲春ノ月・啓蟄ノ節ニ當リテ雷聲ヲ發セントスル時ハ、木鐸ヲ奮テ兆民ヲ戒シムルノ類ナリ、コレ定リタル時節アルユヱ有レ常者ト云、鄕師木鐸ヲ振リ、市朝ヲ巡行シテコレヲ告ルナリ、市朝ハ衆人ノ集ル所ユヱ、人人ヲシテ遍ク知ラシムルナリ、朝ハ官人政事ヲ治ル所ヲ云、

必シモ王ノ朝廷ニハ限ラザルナリ

以ニ歳時ニ巡ニ國及野ニ、而賙ニ萬民之囏阨ニ、以ニ王命ニ施レ惠（囏ハ古ノ艱ノ字ナリ）

國ハ王城ノ中ナリ、野ハ、國外ナリ、郷師時々國中ヨリ郊野マデ巡行シ、萬民ノ艱阨飢乏ナル者アレバ、倉廩ヲ開キ御米ヲ出シテコレヲ賙シ恤ミ、王ノ命令ヲ以テ恩惠ヲ施スナリ、コレハ王ノ仰セヲ承リテ王ニ代リテ巡行スルユヱ、王ノ命ヲ以テ其事ヲ取行フナリ

歳終、則攷ニ六郷之治ニ、以詔廢置

歳ノ終ニ至リテハ、六郷ノ役人ノ治方ヲ考ヘ、過アル者ハ王幷ニ冢宰ニ告テ、コレヲ廢シテ其役ヲ差シカヘ、功アル者ハ其官ニ進メ置ナリ

正歳稽ニ其郷器ニ、比共ニ吉凶二服ニ、閭共ニ祭器ニ、族共ニ喪器ニ、黨共ニ射器ニ、州共ニ賓器ニ、郷共ニ吉凶禮樂之器

郷器ハ、郷中ニ於テ兼テ調ヘ置トコロノ器物ヲ云、稽トハ、全キカ不足スルカ、堅固ナルカ損ジタルカト云フコトヲ考ルコトナリ、比ハ五家ナリ、吉凶二服ハ、吉服ハ祭祀ノ時著用スル衣服ナリ、凶服ハ喪ヲ弔フ時ノ衣服ナリ、五家催合ニシテコレヲ調フ、五家ノ長ヲ比長ト云、比長其事ヲ世話シテ調ヘ置キ、吉凶ノ禮アル時コレヲ用ヒシメテ、禮儀ヲ缺ヌヤウニスルナリ、二十五家ヲ閭トス、催合ニシテ祭祀ノ器物ヲ調ヘ置キ、閭胥其事ヲ主ドリテ、州里ニ於テ祭祀ノ事アル時其器ヲ用ルナリ、百家ヲ族トス、催合ニシテ喪葬ノ器物ヲ調ヘ置キ、族師其事ヲ主ドリテ、民家喪アル時コレヲ

用ヒシムルナリ、五百家ヲ黨トス、黨正其事ヲ主ドリテ、鄕射ノ禮ヲ行フ時用ユル所ノ器物ヲ調ヘ置クナリ、二千五百家ヲ州トス、州長其事ヲ主ドリテ、鄕飮酒ナド賓客ノ禮ニ用ル所ノ器物ヲ調ヘ置ナリ、一萬二千五百家ヲ鄕トス、鄕大夫其事ヲ主ドリテ、吉凶禮樂ノ器ヲ調ヘ置ナリ、吉凶ノ器ハ前ニイヘル祭器喪器ナリ、禮樂ノ器ハ前ニイヘル射器賓器ノ類ナリ、コレハ閭族黨州ニ兼テ調ヘコレ有ルコトナレドモ、若シ故アリテ不足スルコトモ有ル時ハ、鄕ヨリコレヲ辨ズル爲ニ調ヘ置ナリ、是等ノ器ハ皆禮儀ヲ行フ時ノ器ナルユヱ、兼テ堅固ニコレヲ調ヘ置テ、禮儀ヲ闕ヌヤウニシテ、上ノ敎化行ハルヽコトナリ、比閭族ニ於テ調ルトコロノ器ハ、大抵民ヨリ出ス罰金アリ、コヽ元ニイフ過料ナリ、此類ヲ以テ調ヘ置ナリ、鄕射鄕飮酒等ハ公儀ヨリ仰セ付ラルヽ禮儀ユヱ、其器ハ州黨ノ役所ニ調ヘ置クナリ、以上皆所謂鄕器ナリ

若國大比、則攷レ敎察レ辭、稽レ器展レ事、以詔誅賞

大比ハ三年ブリニ羣吏ノ治ヲ校比スルナリ、攷レ敎トハ、鄕中ノ吏ノ敎導行ハルヽカ、然ラザルカヲ考フルナリ、察レ辭トハ、鄕吏ノ申ス所ノ辭、虛カ實カヲ察スルナリ、稽レ器トハ鄕中ノ禮樂兵器ノ類、具ルカ缺タルカヲ稽フルナリ、展レ事トハ、鄕中ノ政事、治ルカ否ラザルカヲ視ルナリ、然シテコレヲ冢宰ニ告ゲ王ニ詔テ、善ナルハ賞シ、不善ナルハ誅スルナリ

○鄕大夫之職、各掌二其鄕之政敎禁令一

此以下ハ郷大夫ノ職掌ヲ記スナリ、郷大夫六人ニテ六郷ヲ分チ掌リ、各其支配スル所ノ郷ノ政事教訓禁制號令ノ事ヲ掌ルナリ

正月之吉、受二教灋于司徒一、退而頒二之于其郷吏一、使下各以教二其所レ治、以攷二其德行一、察中其道藝上

正月之吉ハ正月朔日ナリ、前ノ大司徒ノ職ニ、「正月之吉、布二教于邦國都鄙一」トアリ、是故ニ郷大夫其教ノ法ヲ司徒ノ役所ヨリ受取ルナリ、退而頒二之于其郷吏一トハ、州長黨正ヨリ以下比長ニ至ルマデノ吏ニコレヲ頒チ授ケテ、各々其支配スルトコロノ民ニ教ヘシメ、然シテ其民ノ德行ヲ考知リ、其道藝ノ熟不熟ヲ吟味セシムルナリ、コレ賓興ノ禮ヲ行フ爲ナリ、賓興ノコトハ下ノ文ニ見エタリ

以二歲時一登二其夫家之衆寡一、辨二其可レ任者一、國中自二七尺一以及二六十一、野自二六尺一以及二六十有五一、皆征レ之、其舍者國中貴者・賢者・能者、服二公事一者、老者・疾者皆舍、以二歲時一入二其書一

前ノ小司徒ノ職ニ、「頒二比法于六郷之大夫一、使三各登二其郷之衆寡一」トアリ、故ニ郷大夫小司徒ノ法ヲ受テ、歲ノ四時ヲ以テ其郷中ノ男女ノ多少總數ヲ簿面ニ書登セ、然シテ其內ニテ丁壯ニシテ力役ニ任ズベキ者ヲ辨フルナリ、國中ハ王城ノ中ナリ、七尺ハ年二十ヲ云、六尺ハ年十五ヲ云、國中ノ民ハ年二十ヨリ六十マデ、郊野ノ民ハ年十五ヨリ六十五マデ皆征レ之トハ、力役ヲ申シ付ルナリ、城中ハ地近クシテ民少ク役事多シ、故ニ晩ク役ヲ勤メテ早ク免ジ、野外ハ地遠フシテ民多ク役事少キユエ、年十五ヨリ早ク役ヲ勤メ、六十五マデニシテ晩ク免スナリ、舍者トハ、力役ヲ免シテ使ハザル

者ヲ云、貴者ハ上士以上ナリ、賢者能者ハ、德行道藝ニ秀デ、賓興ノ禮ニ與カル者ナリ、服ニ公事ニ者トハ、庶人ノ官ニ在ル者、府史胥徒ノ類ナリ、老者ハ、年六十五以上ヲ云、疾者ハ癈疾アル者ヲ云、右ノ類ハ皆力役ヲ舍スナリ、入ニ其書ニトハ、男女ノ人數並ニ力役ヲ勤ムベキ者、免スベキ者等ヲ簿面ニ書シテ、其書ヲ大司徒ノ官ニ入ルヽナリ

三年則大比、攷ニ其德行道藝一、而興ニ賢者能者一、鄕老及鄕大夫、帥ニ其吏與ニ其衆寡一、以レ禮禮ニ賓之一、厥明鄕老、及鄕大夫羣吏、獻ニ賢能之書于王一、王拜受レ之、登ニ于天府一、內史貳レ之

大比トハ三年ブリニハ大ニ人民ノ數ヲ校比シテシラブルコトナリ、德ハ前ノ大司徒ニイヘル六德ナリ、行ハ六行ナリ、道藝ハ六藝ナリ、道ノ字ヲ加ヘタルハ道ハ理ナリ、能ク六藝ヲ學ビテ其理ニ通ズルヲ云ナリ、スベテ德ハ心ニ得ルナリ、行ハ身ニ行フナリ、道ハ理ヲ學ブ上ニ就テ云ナリ、賢者ハ卽チ德行アルモノナリ、能者ハ卽チ道藝アル者ナリ、大比ノ時ニハ民ノ俊秀ニシテ德行道藝アル者ヲ考ヘテ、賢者能者ヲ興シ擧ルナリ、其時ハ鄕老並ニ鄕大夫其附屬ノ吏ト、鄕民ノ來テ禮ヲ觀ル者トヲ帥ヰ、鄕飲酒ノ禮ヲ行ヒテ賢者能者ヲ賓客トシ、コレヲ禮敬スルナリ、來テ禮ヲ觀ル者其人數定ラザルユヱ、只此ニ衆寡トイヘリ、鄕飲酒ノ禮ハ、鄕ノ學問所ニ於テ賢者能者ヲ賓客トシテ、酒ヲ飲マシムルノ禮ヲ云ナリ、厥明トハ、鄕飲酒ノ禮ヲ行ヒタル明日ヲ云、鄕老鄕大夫羣吏ト共ニ賢能ノ名ヲ書キタル書ヲ王ニ獻ジ奉ルナリ、王拜シテコレヲ受タマフハ、賢者ヲ重ンジ給フユヱナ

リ、天府ハ宗廟ノ寶物ヲ藏ムル庫ナリ、賢者ハ國ノ寶ナルユヱ、コレヲ天府ニ登シテ藏メ給フナリ、然シテ內史ノ官別一通ヲ寫シ置ク、コレヲ貳ト云、コレ王ニ申上テ賢者ニ爵祿ヲ與フル爲ナリ

退而以㆓鄉射之禮五物㆒詢㆓衆庶㆒、一曰、和、二曰、容、三曰、主皮、四曰、和容、五曰、興舞

退トハ鄉老鄉大夫等賢能ノ書ヲ王ニ獻ジ、ソレヨリシテ退クヲ云ナリ、鄉射ノ禮トハ、鄉ノ學問所ニ於テ學士ト共ニ射ル所ノ禮ナリ、鄉大夫州長ナド此禮ヲ行フ時ハ、鄉人ノ衆庶來テコレヲ觀ルナリ、五物ハ、五事ナリ、下ニイヘル五條ノ事ヲ以テ、衆人ノ中ニコレヲ能ク心得タル者アリヤト詢テ、其人アレバ是ヲ進メテ共ニ射ルナリ、和ハ、射ル時ニ揖讓ヲ以テ先トシテ能ク人ト和スルナリ、容ハ、人ト勝負ヲ爭ヒ人ヲ妬ムノ心ナク、能ク人ヲ容ルヽナリ、主皮ハ、皮ヲ張リテ能ク射貫クコトニテ、强力ノ者武ヲ慣ハス射ルナリ、和容ハ、容體ノ能ク禮ニ和合スルヲ云ナリ、興舞ハ、其節ノ樂舞ニ比スルヲ云ナリ

此謂㆘使㆓民興㆒㆑賢、出使㆑長㆑之、使㆓民興㆒㆑能、入使㆖治㆑之

使㆓民興㆒㆑賢トハ、前ニ「帥㆓其衆寡㆒、以㆑禮禮㆓賓之㆒」トアリテ、鄉民ヲシテ、其鄉中ノ德行アル者ヲ推擧セシメテ、其民ト共ニ鄉飲酒ノ禮ヲ行ヒ、其賢者ヲ賓客トシテコレヲ尊ブナリ、使㆓民興㆒㆑能トハ、前ニ「以㆓鄉射之禮五物㆒詢㆓衆庶㆒」トアリテ、鄉中ノ衆民ニ詢テ、其道藝ニ達シテ材能アル者ヲ推擧セシメテ、是ト共ニ射ルナリ、出使㆑長㆑之トハ、賢者ハ人ノ模範タル者ナル故ニ、コレヲ朝廷ニ出シ

テ爵位ヲ與ヘ、萬民ノ長タラシムルナリ、入使レ治レ之トハ、材能アル者ハ能ク政事ヲ取サバクユヱニ、郷里ニ入リテ黨正閭胥等ノ官トナシテ民ヲ治メシムルナリ、コレ皆民ヲシテ賢能ノ人ヲ推擧セシメ、民ノ心ニ順テコレヲ用ヒテ民ノ長トスルコトナリ、故ニ民素ヨリ其賢能ニ服スルユヱ、能ク其長ヲ信ジテ其命令ニ從フナリ、又其郷里ノ人ヲ用ヒテ其郷里ヲ治メシムルユヱニ、郷中ノ利害ヲモ能ク知リ、人情風俗等ヲモ能ク知リテ政ヲ取行フユヱニ、其治ムル所ノ政事能ク行キ屆クコトナリ

歳終、則令ニ六郷之吏、皆會レ政致レ事

六郷ノ吏ハ六郷ノ中州長以下ノ諸役人ナリ、會レ政トハ、政事ヲ行ヒタル箇條ヲ簿面ニ書記スコトナリ、致レ事トハ、其行ヒタル事ヲ郷大夫マデサシ出サシムルナリ、郷大夫コレヲ受テ大司徒ヘ出スナリ、コレ諸役人ノ勤怠ヲ賞罰アルベキ爲ナリ

正歳、令下羣吏攷二灋于司徒一、以退各憲中之于其所上レ治

前ノ文ニ、「正月之吉、受二教法于司徒一、退而頒二之于其郷吏一」トアリ、正月ハ周ノ正月ニテ子ノ月ナリ、正歳ハ往古ヨリ有來リタル歳ノ首ニテ寅ノ月ナリ、正月ニ郷大夫法ヲ司徒ニ受テ、コレヲ其郷ノ吏ニ頒チ授ケ、又正歳ニ至リテ羣吏ヲシテ法ヲ司徒ニ於テ考ヘシムルモノハ、疑ハシキコトモアリテ、問正スベキ爲ニミヅカラ司徒ノ官ニ往テ考ヘシムルナリ、然シテ後各々コレヲ其治ル所ノ役

所ニ懸テ諸人ニ觀スナリ

國大詢二于衆庶一、則各帥二其鄉之衆寡一、而致二于朝一

大詢トハ何ゾ廉アル大事カ、或ハ決シ難キコトナド有ルカノ時ハ、萬民ヲ朝廷ヘ召集メテ、廣ク異見ヲ詢玉フコトアルナリ、コレハ衆論ニ因テ事ヲ決シ、衆人ノ心ニ順テ事ヲ行フベキ爲ナリ、其時ハ六鄉ノ大夫、各々其民ヲ帥連テ朝廷ニ至ルナリ

國有二大故一、則令下民各守二其閭一、以待中政令上、以二旌節一輔レ令則達レ之

大故ハ、災變兵寇等ノ事アルヲ云ナリ、鄉大夫ヨリ沙汰シテ、民ヲシテ各〻其閭門ニ集リテ固クコレヲ守リテ、上ノ政令ヲ待タシムルナリ、御召シニ因テ通行スル者ハ、皆徵令ノ文書ヲ所持スルナリ、コレヲ令ト云ナリ、然レドモ文書バカリニテハ、僞リアルモ計リガタシ、故ニコレヲ引連テ行ク所ノ者、又旌節ヲ以テコレヲ輔ケ道イテ行ナリ、然ラザレバ通行ヲ許サザルナリ、達レ之ハ、コレヲ通ズルナリ、コレハケ樣ノ時節ハ、姦惡ノ徒又盜賊ナド起ルコトアルモノナルユヱニ、是ヲ防グタメニ往來ノシマリヲ手堅クスルコトナリ

○州長、各掌二其州之敎治、政令之灋一

州長ハ、二千五百家ノ長ナリ、其州ニ於テ民ヲ敎ヘ民ヲ治ムル政令ノ法ヲ掌ドルナリ、法ハ其箇條ヲ云ナリ、鄉大夫ハ其總都合ヲ掌リ、其箇條ノ詳カナルコトハ、州長コレヲ掌ルナリ、因テ灋ヲ掌

ルト云、黨正以下ノ諸役人ハ州長ノ法ヲ承ケテ、政事ノ取サバキヲスルコトナリ

正月之吉、各屬二其州之民一而讀レ灋、以攷二其德行道藝一而勸レ之、以糾二其過惡一而戒レ之

屬ハアツムルナリ、其州中ノ民ヲアツメテ法ヲ讀ムトハ、鄕大夫ヨリ頒チタル所ノ敎ノ條目ヲ讀ミ聞カスルナリ、然シテ攷二其德行道藝一而勸レ之トハ、黨正族師閭胥等ノ官ニ、皆民ノ德行道藝ヲ書スルコトアリ、此文書ヲ州長ノ方ヘ受取リ置キ、正月朔日民ヲ召聚メタル時ニ於テ、其德行道藝ノ實情ヲ考ヘテコレヲ明カニシ、イヨ〱コレヲ勸メ勵スナリ、又過惡アル者ハ、此時ニ於テコレヲ糾察シテ堅ク申シ聞カセ、後ヲ愼ミ改ムルヤウニ戒ムルナリ

若以二歲時一祭二祀州社一、則屬二其民一而讀レ灋、亦如レ之

以二歲時一祭二祀州社一トハ、春ハ社ヲ祭テ雨ヲ祈リ、五穀ノ豐熟ヲ望ミ、秋ハ社ヲ祭テ百穀豐稔ノ功ニ報ズルナリ、社ハ土地ノ神ナリ、此時亦民ヲ聚ムルニ因テ法ヲ讀ミ聞カスルコト、正月民ヲ聚ムルニ因テ法ヲ讀ムト同キナリ

春秋以レ禮會レ民、而射二于州序一

禮ハ鄕飮酒ノ禮ナリ、春ト秋トニ民ヲ會シテ、先ヅ鄕飮酒ノ禮ヲ行ヒ、然シテ後州序ニ於テ射禮ヲ行フナリ、州序ハ州ノ學問所ナリ、飮酒ノ禮ヲ行フハ、德行道藝アル者ヲ尊ビ、且民ヲ親ム爲ナリ、射禮ヲ行フハ、道藝ヲ慣ハス爲ナリ

凡州之大祭祀大喪、皆涖₂其事₁

大祭祀ハ州ノ社稷ヲ祭ルナリ、社アレバ又稷アリ、稷ハ五穀ノ神ナリ、大喪ハ郷老郷大夫ナドノ如キ尊貴ノ人、此處ニ於テ死スルヲ云ナリ、皆涖₂其事₁トハ、コレ州長ミヅカラ其事ニ臨ミテ差引ヲスルナリ

若國作ㇾ民、而師田行役之事則帥而致ㇾ之、掌₂其戒令與₂其賞罰₁

師ハ征伐ヲ云、田ハ田獵ヲ云、行ハ巡狩ヲ云、役ハ作事普請ヲ云、是等ノ事ニ因テ民ヲ差出ス時ハ、州長ミヅカラ帥連テコレヲ司徒ノ官ニ致シ遣ハスナリ、然シテ其戒禁號令賞罰等ノ事ヲ掌ル、即チ一州ノ民二千五百人ノ將帥ナリ

歳終、則會₂其州之政令₁

會₂其州之政令₁トハ、黨正以下役人ノ行ヒタル政令ヲ書集ムルナリ

正歳、則讀₂教灋₁如ㇾ初

正月ニ是ヲ讀ミ、正歳ニ至リ又是ヲ讀ム如ㇾ初トハ、民ヲ聚メテ讀聞カスルナリ、春秋社ヲ祭ルノ類、凡ソ民ヲ聚ムル時ハ必ズ法ヲ讀ムコトハ、丁寧反覆シテ民ヲシテ忘レ怠ルコト無カラシムル爲ナリ

三年大比、則大攷₂州里₁、以贊₂郷大夫廢興₁

州長年々德行道藝アル者ヲ考フルコトナレドモ、三年大比ノ年ニ至リテハ、又大ニコレヲ考フルナリ、贊ニ鄉大夫廢興一トハ、廢ハ教ニ從ハザル者ヲ廢退クルコトナリ、興ハ賢能ノ者ヲ興シ擧ルコトナリ、贊ハタスクルナリ、鄉大夫專ラ廢興ノ事ヲ主ドリ、州長ハコレヲ助ケテ其事ヲ取行フナリ

○黨正、各掌ニ之其黨政令教治一

黨正ハ一黨五百家ノ長ナリ、州長ヨリ教治政令ノ法ヲ受テ、コレヲ其支配スル所ノ黨中ヘ施シ行フナリ

及ニ四時之孟月吉日一、則屬レ民而讀ニ邦灋一、以糾ニ戒之一、春秋祭レ禜、亦如レ之

四時ノ孟月ハ、首ノ月ナリ、即チ正月・四月・七月・十月ナリ、吉日ハ朔日ナリ、邦法ハ邦ノ掟法度ナリ、民ヲ屬メテコレヲ讀聞カセ、心得違ヒナキヤウニ糾シ戒ムルナリ、祭レ禜トハ、水旱ノ神ヲ祭ルヲ云、民ノ爲ニ水旱ノ災ナキコトヲ祈ルナリ、春秋兩度其祭アリ、此時ニモ亦民ヲ屬メテ法ヲ讀聞カスルナリ、凡ソ州長ハ歲ニ四タビ法ヲ讀、黨正ハ七タビ法ヲ讀、族師ハ十四タビ法ヲ讀ム、コレ民ニ近キ官ハ、民ヲ教ルコトモ亦イヨ〳〵親切ニスルコトナリ、鄉大夫ハ尊フシテ民ヲ去ルコト遠キユエ、法ヲ讀ムコト無キナリ

國索ニ鬼神一而祭祀、則以レ禮屬レ民、而飮ニ酒于序一、以正ニ齒位一、壹命齒ニ于鄉里一、再命齒ニ于父族一、三命而不レ齒

索二鬼神一而祭祀トハ、歳ノ十二月ニ大蜡ノ祭トテ、ヨロヅノ神ヲ索メテコレヲ祭ルコトアリ、此時ニ於テ黨正一黨中ノ民ヲ屬メ、序ニ於テ飲酒ノ禮ヲ行フナリ、序ハ黨ノ學問所ナリ、正二齒位一トハ、齒ハ年齡ナリ、位ハ位次ナリ、座並ノ次第ヲ云、年齡長幼ノ順ヲ正シテ、座列ノ次第ヲ定ムルコトナリ、壹命ハ始テ君命ヲ承ケテ士トナルヲ云、下士ナリ、再命ハ中士ナリ、三命ハ上士ナリ、下士ハ堂下ニ居テ鄉里ノ民ト長幼ノ次第ヲ以テ列ヲナス、齒ヲ尊ブユヱナリ、中士ハ貴キユヱニ堂上ニ居テ、賓客ノ內ニ父ノ一族アレバ、年齡ノ次第ヲ以テ座並ヲナシ、父ノ一族ニアラザル異姓ノ民トハ座並ヲセズ、高年ノ者アリテモ其上ニ著クナリ、上士ハ又貴キユヱニ、民ト座並ヲセズシテ別ニ席ヲ設クルナリ、十二月ハ民間農事隙アルトキナルユヱ。大蜡ノ祭ニ因テ飲酒ノ禮ヲ行ヒテ、年長ジタルモノヲ尊ビ、老人ヲ養ヒ、孝悌ノ道ヲ敎ルナリ

凡其黨之祭祀喪紀、昏冠飲酒、敎二其禮事一、掌二其戒禁一

其黨中ノ民ヘ祭祀ノ禮・喪ノ禮・婚禮・冠禮・飲酒ノ禮等ノ事ヲ能ク敎ヘテ習ヒ覺エシメ、然シテ其禮ニ從フベキコトヲ戒シメ、其禮ニ違フコトヲ禁ズルナリ

凡作レ民而師田行役、則以二其灋一治二其政事一

師田行役ノコトアレバ、黨正什伍比聯等ノ法ヲ以テ民ヲ差引シテ其政事ヲ治ムルナリ、是亦黨正一旅五百人ノ將師トナルナリ

歳終、則會ニ其黨政一、帥ニ其吏一而致レ事

歳ノ終ニハ、其黨中ニ行ヒタル一年分ノ政事ヲ會シテコレヲ書記シ、族師以下ノ吏ヲ帥連テ其事ヲ州長ヘ申シ入ルヽナリ、然シテ州長コレヲ鄕大夫ニ致シ、鄕大夫コレヲ大司徒ニ致シテ賞罰ヲ行フナリ

正歳、屬レ民讀レ灋、而書ニ其德行道藝一

民ヲ屬メ法ヲ讀ムニ因テ、其德行道藝ヲ書スモノハ、衆人ニ詢謀リテ其實ヲ知ル爲メナリ、州長ニハ攷ニ其德行道藝一トアリ、黨正ニハ書レ之トアリ、黨正ハ民ニ近キユヱ、其詳カナルコトヲ知リテコレヲ書シ、州長ハ其書スル所ニ因テコレヲ攷ルナリ、鄕大夫又州長ノ攷ルトコロニ因テコレヲ賓興ス、カクノ如ク衆人ノ手ヲ歷テコレヲ詳カニスルユヱニ、賢能ノ人ヲ失ハザルナリ

以ニ歳時一涖校比、及ニ大比一亦如レ之

族師ノ職ニ、「以レ時屬民而校、登ニ其族之夫家衆寡一、辨ニ其貴賤老幼癈疾可レ任者一、及ニ其六畜車輦一」トアリ、コレ族師歳ノ四時ヲ以テ其民ヲ校比スルナリ、其時黨正コレニ臨ンデ其事ヲ監視シ、三年ブリノ大比ニモ、亦黨正コレニ臨ムナリ

○族師各掌ニ其族之戒令政事一

百家ヲ族トス、族師ハ其長ナリ、其族中ノ戒禁號令政事ヲ掌ルナリ

月吉、則屬㆑民而讀㆓邦灋㆒、書㆓其孝弟睦婣有㆑學者㆒、春秋祭㆑酺、亦如㆑之

月吉ハ毎月ノ朔日ナリ、族師ハイヨイヨ民ニ近キユヱ、民ヲ屬メテ法ヲ讀ムコトモ亦數々スルナリ、民ヲアツムルニ因テ、孝弟睦婣有㆑學者ヲ考ヘテコレヲ書スナリ、孝弟睦婣ハ、大司徒ノ職ニイヘル六行ノ内ノ四ナリ、一族百家ノ中ニテハ家數少キユヱ、六德六行六藝ノ盡ク調ヒタル人ハ得難キコトナリ、故ニ德行道藝トイハズ、只六行ノ内ニテ四ツノ行アリテ、六藝ヲモ學ブ者ハコレヲ取ルナリ、酺トハ、人物ニ烖害ヲナス神ナリ、春秋ニコレヲ祭リテ民ノ烖害ナキコトヲ祈ルナリ、其時モ亦民ヲ屬ムルニ因テ、法ヲ讀テ孝弟睦婣有㆑學者ヲ書スナリ

以㆓邦比之灋㆒、帥㆓四閭之吏㆒、以㆑時屬㆑民而校、登㆓其族之夫家衆寡㆒、辨㆓其貴賤老幼癈疾可㆑任者㆒、及㆓其六畜車輦㆒

邦比之法トハ、小司徒ニ「頒㆓比法于六郷之大夫㆒、使㆔各登㆓其郷之衆寡六畜車輦㆒」トアルコレナリ、郷大夫其法ヲ小司徒ヨリ受テ族師ニ授ルナリ、族師ハ四閭ヲ總治ム、其下ニ閭胥四人、比長二十人アリ、四閭ノ吏トハ、是ヲイフナリ、族師コレヲ帥キ、四時ヲ以テ族中百家ノ民ヲ屬メテコレヲ校比シ、然シテ其民ノ男女多少ヲ書面ニ書登セ、其内ニテ力役ニ任ズベキ者ト、任ズベカラザル者ト、六畜車輦ノ用ユベキト、用ユベカラザルトヲ辨別スルナリ、郷大夫ノ職ニ、登㆓夫家之衆寡㆒トアルハ、族師ノ書シタルヲ受ケテコレヲ其籍ニ登シ、其書ヲ以テ大司徒ノ官ニ入ルヽナリ

五家爲レ比、十家爲レ聯、五人爲レ伍、十人爲レ聯、四閭爲レ族、八閭爲レ聯、使下之相保相受、刑罰慶賞、相及相共、以受二邦職一、以役二國事一、以相葬埋上

五家爲レ比、十家爲レ聯、五人爲レ伍、十人爲レ聯トハ、軍法ニ於テ五人ヲ伍トシ、十人ヲ什トシテ組合ヲ定ムルナリ、故ニ平日民居モ亦十家ヲ聯トシ、相聯比シテ相親ムナリ、コレ軍役ノ時什伍ノ法ヲ定ムル爲ナリ、四閭爲レ族、八閭爲レ聯トハ、八閭ハ二族ニテ、二百家ナリ、軍法ニ於テ百人ヲ卒トス、族師卒長タリ、二族ヲ合ハセテ族師一人ハ卒伍ヲ帥テ出、一人ハ留テ民ヲ治ルナリ、故ニ二族ヲ聯トシ、常ニ組合ヲナシテ相親ムナリ、相保トハ、相助合フナリ、相受トハ、或ハ水火ノ災、或ハ造作等ニテ、宅舍ニサシツカヘアレバ、互ニ其家人ヲ引受ケ置クナリ、又聯比ノ民ハ刑罰アレバ相及ビ、慶賞アレバ相共ニス、故ニ惡事アレバ互ニ穿鑿シテ相戒メ、善事アレバ互ニ相勸ムルナリ、然シテ相共ニ邦ノ職事ヲ受ケ、力役ノ事ヲ勤メ、死喪アレバ相助ケテ葬埋スルナリ、是故ニ平生相親ムコト親族ノ如ク、軍中ニ在テモ相助ケテ死生ヲ共ニシ、又平日其長ヲ親ムユヱ、軍中ニ在テモ能ク其命ヲ聞テ背クコトナキナリ、人民常ニ相睦ビ、上下相親ミ、上ノ下ヲ使フコト臂ノ手ヲ使フガ如シ、族師毎月民ヲ屬メテ法ヲ讀ミ、孝弟睦婣ノ者ヲ書シ、閭胥衆庶ヲ聚ムル時ハ、法ヲ讀デ其敬敏任恤ノ者ヲ書ス、皆民ニ親睦ヲ敎ル所以ナリ、コレ天下泰平ノ基本ナリ

若作レ民而師田行役、則合二其卒伍一、簡二其兵器一、以二鼓鐸旗物一帥而至、掌二其治令戒禁刑罰一

合ニ卒伍一トハ組合ヲ定ルナリ、强弱材器等ヲ量リテ卒伍ヲ組合スルナリ、兵器ハ弓矢戈矛ノ類ナリ、
簡ハエラブナリ、鼓ハ太鼓ナリ、鐸ハ振リテ鳴ス物ナリ、旗物ハハタナリ、是等ノ物ヲ揃ヘ調ヘテ、
卒伍ヲ帥テ至ルナリ、コレ族師卒長タルユヱナリ

歲終、則會レ政致レ事

致レ事ハ、其掌ルトコロノ事ヲ書シテ、黨正ノ官ヘ差出スナリ

○閭胥、各掌ニ其閭之徵令一

閭ハ二十五家ナリ、二十五家ヲ一巷トシテ、入リ口ニ門閭アルナリ、閭胥ハ、二十五家ノ長ナリ、
徵令ハ、民ヲメシアツムルコトナリ、鄉ノ官ニハ胥徒ノ類ナシ、故ニ閭胥民ヲメシ集ムルコトヲ掌
ルナリ、六遂ノ里宰職ニ、「徵ニ斂財賦一」ノ文アルヲ以テ是ヲ觀レバ、財賦ヲ徵斂スルコトモ亦此中
ニ兼タルナリ

以ニ歲時一各數ニ其閭之衆寡一、辨ニ其施舍一

閭胥四時ヲ以テ其閭中二十五家ノ男女多少ノ數ヲ數ヘ、其施舍スル者、老幼癈疾ノ類ヲ辨ズルナリ、
古ヘハ子生レテ三月ニ至リ、日ヲ擇ンデコレニ名ケ、因テ閭胥ニ告ルナリ、是ヲ以テ閭胥盡ク其數
ヲ知ルコトナリ

凡春秋之祭祀、役政喪紀之數聚ニ衆庶一、旣比則讀レ灋書ニ其敬敏任恤者一

祭祀ハ前ニ見エタル州ノ社ヲ祭リ、黨ノ禜ヲ祭リ族ノ酺ヲ祭ルコレナリ、役ハ田役ナリ、政ハ、州ノ射ニ于序一、黨ノ飲ニ酒于序一ノ類ナリ、喪紀ハ、族師ニ所謂ル相葬埋スルコレナリ、數ハ禮トイフ心ナリ、右樣ノ事アル時ハ、衆庶ヲ徵シアツメテ御沙汰ヲ待ツナリ、比ハ人數ヲシラブルコトナリ、既ニ比シ畢ハル時ハ、法ヲ讀聞カセテ其敬敏任恤ノ者ヲ書スルナリ、族師以上ハ皆法ヲ讀ムコト時節アリ、閭胥ハイヨ／＼民ニ近キユヱ、時節ノ定リナク民聚ルコトアレバ、イツニテモ必法ヲ讀ムナリ、二十五家ハ人民少キユヱ、孝弟睦姻有レ學者モ亦得難キナリ、一閭ノ内ハ其民互ニ相助ケ合フユヱニ、任恤ノ者ハ見易シ、因テ六行ノ内ニテ此ノ二ツヲ書スルナリ、敬ハ能ク事ヲツヽシミ、敏ハ能ク事ヲツトメテ怠リナキナリ、是亦德ニ進ムノ本ナリ、故ニ謹テコレヲ書スナリ

凡事、掌ニ其比觵撻罰之事一

凡事トハ、鄉飮酒鄉射等凡ソ衆人ヲ聚ルコトヲ云ナリ、其比トハ、人數ヲシラブルコトナリ、人聚ル時ハ必校比ノ事アリ、觵ハ、兕ノ角ヲ以テ作リタルサカヅキナリ、罰酒ヲ飮マシメテ不敬ノ者ヲイムシムルナリ、撻ハ朴ナリ、ムチウチテ怠慢ノ者ヲイマシムルナリ、閭胥其事ヲ掌ルナリ、人ヲ聚ムル時ニ敬敏任恤ノ者ヲ書スルハ、衆人ヲシテ勉ルトコロヲ知ラシムルナリ、觵撻罰ヲ行フハ、衆人ヲシテ警ルトコロヲ知ラシムルナリ

○比長、各掌ニ其比之治一

比長ハ、五家ノ長ナリ、治ハ下ノ文ニ見ユルトコロ、皆比長ノ治ムル所ナリ

五家相受和親、有レ辠奇衺則相及

五家ノ內宅舍ニサシツカヘ有ル者ハ、互ニ其家人ヲ引受ケ、又五家ノ人ハ互ニ相和順親睦セシム、奇衺ハヨコシマナリ、五家ノ人モシ奇衺ノ辠アレバ、組合ノ者不穿鑿ナルユヱ、互ニ其罪相及ブナリ、コレハ五家ノ內互ニ心ヲ付ケテ穿鑿シテ、奇衺ノ者ナキヤウニ警ムル爲ナリ

徙ニ于國中及郊一、則從而授レ之

是ハ民ノ住居ヲ徙シ易ルコトヲイヘリ、郊ノ民國中ニ徙リ、國中ノ民郊ニ徙ル時、皆比長從ヒ行キテ、コレヲ徙リタル所ノ役人ニ授ケ、此人ニ罪惡ナキワケヲ告ルナリ、古ヘハ庶民土地ヘ有付キ安ンズル政アリテ、容易ニ他鄉ヘ徙ルコトハナキコトナレドモ、地狹フシテ人多キ所アリ、地廣フシテ人寡キ所アリ、漢唐ノ代ニモ狹鄉ヨリ寬鄉ヘ徙ルコトヲユルスコトアリ、古ヘニモサヤウノ事コレアルコトナリ

若徙ニ于他一、則爲ニ之旌節一而行レ之、若無レ授無レ節、則唯圜土內レ之

他ハ異鄉ヲ云ナリ、前ノ國中郊ハ皆一鄉ノ中ナリ、若異鄉ニ徙ル時ハ從ヒ行キテ、是ヲ授ル者ヘ旌節ヲ作リ持タシメテコレヲ行ルナリ、節トハ、シルシノ札ナリ、モシ從行テ授ル人モナク、節モナクシテ鄉中ヘ來ル者ハ、罪アリテ逃走ル者カ、盜賊ノ類ナルベシ、故ニコレヲ捕ヘ、圜土トテ獄屋

ノ内へ繫ギ置キテ、其人ノ來レルワケヲ詰リ問ナリ、カクノ如ク法ヲ嚴ニスルコトハ、罪惡ノ者ヲシテ逃匿ルル所ナカラシムル爲ナリ

○右司徒ノ官ハ地官ノ總司ナルユヱ、土地人民ノ事ヲスベ司ドリ、五土ヲ辨ジ民職ヲ頒チ、民ヲ敎へ民ヲ養ヒ、力役ヲ命ジ賦稅ヲ收ムルノ類、皆其總都合ヲ沙汰スルナリ、鄕大夫以下比長ニ至ルマデハ、各其支配スル所ノ民ヲ敎ヘテ、善ニ道キ其惡ヲ戒メ、又民ヲ用テ軍旅田役等ノ力役ヲ命ジテコレヲ使フコトヲ掌ル、民ニ稼穡ヲ敎ヘ、財賦ヲ斂ルコトハ、六遂ノ諸職ニ詳カニ載セタルユヱ、コレヲ略スルナリ、遂大夫以下ノ諸職ヲ合セ觀テ、其職掌ノ同キヲ知ルベキナリ

民政要編卷之二終

民政要編巻之三

遂人中大夫二人、遂師下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府四人、史十有二人、胥十有二人、徒百有二十人

是レ遂人職ノ序官ナリ、遂ハ王城ヲ去ルコト四面百里ヨリ二百里ニ至ルノ地ナリ、百里ノ内ニ六郷アリ、二百里ノ内ニ六遂アリ、一萬二千五百家ヲ郷ト云、遂亦同ジ、六遂ニテ七萬五千家ナリ、六遂ノ餘地皆公邑ナリ、遂人ハ六遂ヲ總司ルコト、司徒ノ六郷ヲ總司ルニ同ジ、六遂ノ餘地又大都小都トテ、三百里ヨリ五百里ニ至ルマデノ内ニ公卿大夫ノ領地アリ、其政治ヲモ兼掌ルナリ、大司徒ハ地官ノ總司ナルユヱニ、其爵卿ナリ、遂人ハ一等降リテ中大夫ナリ、遂師ハ司徒ノ官ノ郷師ニ當ル、遂人ノ副役ナリ、此處遂人職一官府ニ附屬スル所ノ官名爵位人數カクノ如シ、其上士中士下士以下皆司徒ノ屬官ト同ジ

遂大夫、毎レ遂中大夫一人、縣正、毎レ縣下大夫一人、鄙師、毎レ鄙上士一人、酇長、毎レ酇中士一人、里宰、毎レ里下士一人、鄰長、五家則一人

此處ハ遂官ノ序官ナリ、一萬二千五百家ノ遂ヨリ五家ノ鄰ニ至ルマデ、コレヲ司ル所ノ官名爵位ヲ

界タルナリ、遂大夫ハ一遂ノ政事ヲ總司ル、六遂ニテ六人アリ、六遂ノ官ハ六郷ヨリ一等降ルユヱ、其爵ハ中大夫ナリ、縣正ハ一縣ゴトニ下大夫一人アリ、鄙師ハ一鄙ゴトニ上士一人アリ、酇長ハ一酇ゴトニ中士一人アリ、里宰ハ一里ゴトニ下士一人アリ、鄰長ハ五家ノ內ニテ其人ヲ擇ンデ命ゼラル、五家ニ一人アリ、コレ庶人ノ官ニアル者ナリ、五家ヲ鄰トシ、五鄰ヲ里トシ、四里ヲ酇トシ、五酇ヲ鄙トシ、五鄙ヲ縣トシ、五縣ヲ遂トス、下ノ文ニ詳カナリ

載師、上士二人、中士四人、府二人、史四人、胥六人、徒六十人

載師ハ土地ヨリ出ル所ノ物ヲ辨ヘテ、其賦稅ノ法ヲ掌ル官ナリ

閭師、中士二人、史二人、徒二十人

閭師ハ民ノ力ヨリ出ル所ノ物ヲ辨ヘテ、其貢賦ノ法ヲ掌ル官ナリ

旅師、中士四人、下士八人、府二人、史四人、胥八人、徒八十人

旅師ハ公儀ノ納メタル稅粟ノ餘リ、又民ヨリ出シタル罰粟等ヲ聚メ置テ、民ノ不足ヲ濟フコトヲ掌ル官ナリ

司稼、下士八人、史四人、徒四十人

司稼ハ、邦ノ野ヲ巡行シテ稼穡ヲ觀テ、年ノ豐凶ニ因テ稅斂ヲ定ムル官ナリ

○遂人掌ニ邦之野一

此以下ハ遂人ノ職掌ヲ擧タルナリ、野ハ郊外ノ總名ナリ、王城ヨリ百里ノ内ヲ郊ト云、郊外ヲ野ト云ヒ、二百里ヨリ五百里ニ至ルノ地ナリ、此間六遂アリ、六遂ノ餘地公邑アリ、公卿大夫ノ采邑アリ、遂人ハ六遂、並ニ公邑ノ政治ヲ專ラニ掌リ、公卿大夫ノ領地ハ、各有司アリテコレヲ掌ルナリ、然レドモ田ヲ授ケ地ヲ治メ、民居ヲ定ムル等ノ法ハ、皆遂人ヨリ出ルナリ

以二土地之圖一經二田野一、造二縣鄙形體之灋一、五家爲レ鄰、五鄰爲レ里、四里爲レ酇、五酇爲レ鄙、五鄙爲レ縣、五縣爲レ遂、皆有二地域一溝二樹之一

土地ヲ掌ルトコロノ官ハ、土地ノ圖ヲ明細ニ調ヘ置コト肝要ノコトナリ、故ニ大司徒ノ職ニモ、先ヅ最初ニ土地ノ圖ヲ建ルコトヲイヘリ、田野ノ經界ヲ定メ、民居城邑ヲ建ルコトハ、山川地理ノ形勢ニ因テコレヲ定ムルコトユヱ、遂人以二土地之圖一經二田野一、造二縣鄙形體之法一トイヘリ、縣鄙ハ下ニイヘル縣鄙酇鄰ナリ、邑居ヲ建ルニハ外ニ土ヲ高ク封シ、溝ヲ掘リ樹ヲ栽テ疆域ヲナシ、其形體ヲ定ムルナリ、邑居五家ヲ鄰トス、コレ六鄕ニ五家爲レ比ト同ジ、比モ鄰モナラビチカキ意ナリ、五鄰爲レ里、二十五家ナリ、六鄕ニテハコレヲ閭ト云、二十五家一里ヲナシ、入口ニ閭門アルナリ、四里爲レ酇、百家ナリ、五酇爲レ鄙、五百家ナリ、五鄙爲レ縣、二千五百家ナリ、五縣爲レ遂、一萬二千五百家ナリ、民居ヲ組立テタルコトハ六鄕ト同ジコトニテ、唯其名ヲ變ジタルモノナリ、百家以上ハ皆溝アリ樹アリテ、地域ヲ定ムルナリ、六鄕ノ比閭族黨州ニ於テ、城邑ノ形體地域溝樹ノコトヲ

イハズ、因テ遂ニ於テコレヲ云、六鄕ニ於テハ追胥徒役相保相受、相葬相救、相賙相賓スルノ法ヲイヒテ、此ニコレヲイハザルハ、鄕ニ詳カナルコトハ遂ニコレヲ略シ、遂ニ詳カナルコトハ鄕ニコレヲ略シ、互ニ通ジ觀テ彼此同キコトヲ知ルヤウニシタルモノナリ

使㆘各掌㆓其政令刑禁㆒、以㆓歲時㆒稽㆓其人民㆒、而授㆓之田野㆒、簡㆓其兵器㆒、敎㆗之稼穡㆖

各トハ前ニイヘル遂縣鄙酇里等ノ官ヲ指スナリ、コレヲシテ其支配スルトコロノ民ノ政令刑禁ヲ掌ラシムルナリ、以㆓歲時㆒稽㆓其人民㆒トハ、歲ノ四時ヲ以テ人民男女多少ノ數ヲ計ルナリ、或ハ生レ或ハ死シ、幼ハ長ジ老ハ衰ヘ、時々增減アルニ因テ、歲時ニコレヲ考ヘ計ルナリ、然シテ田ヲ授ベキ者アレバコレヲ授クルナリ、授㆓田野㆒トハ、下ノ文ニ夫一廛田百畝トイヘルコレナリ、簡㆓其兵器㆒、敎㆓之稼穡㆒トハ、コレ亦歲時ヲ以テ縣鄙以下ノ吏ニ命ジテ其事ヲ掌ラシムルナリ、春種ルヲ稼ト云、秋斂ルヲ穡ト云、有司タル者能ク其事ヲ詳ニシテ、民ヲ敎ヘテ力メテ忘ルコトナカラシムルナリ凡

治㆑野

凡治㆑野トイフモノハ、都テ鄕遂公邑ヨリシテ都鄙卿大夫ノ邑ニ至ルマデヲ通ジテ云ナリ、下ノ文ニイフ所ハ、卽チ其通ジ用ル所ノ法ナリ

以㆓下劑㆒致㆑甿

甿ハタミナリ、致ハ、召シアツムルナリ、前ノ小司徒ノ職ニ、「上地家七人、可㆑任也者家三人、中地

家六人、可レ任也者二家五人、下地家五人、可レ任也者家二人」トアリ、此ニ以二下劑一致レ甿ムトアルハ、上地中地ノ論ナク、民ヲ召シアツムルコト有ル時ハ、下地可レ任者家二人ノワリヲ以テ、一家ヨリ二人ヲ出スヲ云ナリ

以二田里一安レ甿

田ハ一夫ノ受ルトコロ百畮ノ田ナリ、里ハ五畮ノ宅ナリ、民皆田アリ宅アル時ハ、恒ノ產業アリテ其土ニ安ンジ、在所ヲ離レテ他鄉ヘ徙リ往ク心ナキナリ

以二樂昏一擾レ甿

樂昏ハ婚姻ノ取リ結ビヲ云ナリ、男女ハ人ノ樂ムトコロナルユヱニ樂昏ト云ナリ、男女皆其時ヲ過ギザルヤウニ婚姻ヲ取結バシムレバ、夫婦擾安ンジテ離散セザルナリ

以二土宜一教二甿稼穡一

前ノ大司徒ノ職ニ、「以二土宜之法一、辨二十有二土之名物一」トアリ、又「辨二十有二壤之物一、而知二其種一、以敎二稼穡樹藝一」トアリ、此所ト同ジ心ナリ、合セ觀ルベシ

以二興耡一利レ甿

耡ハ相助ケテ耕スヲ云ナリ、興耡トハ、民ヲ興シ立テコレヲ勸メ、相助ケテ耕サシムルヲ云、然ル時ハ互ニ其利ヲ得ルナリ、故ニ利レ甿ト云フ

以二時器一勸レ甿

時器ハ耒耟錢鎛ノ類、耕作ノ道具ヲ云、耕作ノ道具ヲ製作シテ、常ニ不足ナキヤウニシテ、民ニ農業ヲ勸ムルナリ

以二彊予一任レ甿

彊ハツヨキナリ、强力ノ者ヲ云、民强壯ニシテ能勤働キ、一夫ノ田ヲ耕シテ猶力餘リアル者ニハ、又コレニ田ヲ增シ予ヘテ作ラシムルナリ、任ハ力ニ任ズルヲ云ナリ

以二土均一平レ政

政ハ征ト同ジ、賦税ナリ、大司徒ノ職ニ、「以二土均之法一、均二齊天下之政一」トアリ、此所ト同ジ心ナリ、大司徒ノ文ヲ合セ觀ルベシ

辨二其野之土、上地中地下地一、以頒二田里一、上地夫一廛、田百畮、萊五十畮、餘夫亦如レ之、中地夫一廛田百畮、萊百畮、餘夫亦如レ之、下地夫一廛、田百畮、萊二百畮、餘夫亦如レ之

野ノ土地ニ上地中地下地アリ、土地肥厚ニシテ善キ處ヲ上地トシ、瘠薄ニシテ惡キ處ヲ下地トス、其上中下辨ヘテ民ニ田里ヲ頒チ與フルナリ、里ハ宅ナリ、上地ハ一夫ゴトニ廛宅一區、田百畮、萊五十畮ヲ授ク、廛ハ邑中ノ宅ニテ、孟子ニ云トコロノ「五畝ノ宅、樹レ之以二桑麻一」トアル是レナリ、萊ハ一年休メテ年易リニ作ル所ナリ、一年休メ置テ掌萊ナド生ズルユヱニ、コレヲ萊ト云ナリ、餘夫ハ

一夫百畮ノ田ヲ受ケテ、モシ其弟アリテ、年十六ニナレバ別ニ田ヲ授ク、コレヲ餘夫ト云ナリ、亦如レ之トハ、萊五十畮ヲ云ナリ、其半ヲ休メテ年易リニ作レバ二十五畝ナリ、孟子ニ、餘夫ハ二十五畝トイヘルコレナリ、中地ハ萊百畮ヲ與ヘ、下地ハ二百畝ヲ與フ、土地悪キユヱ萊ヲ増スコト多キナリ、遂師ノ職ニ、「以レ時登ニ其夫家之衆寡一」トアリ、遂大夫ノ職ニ、「以レ時稽ニ其夫家之衆寡一」トアリ、然シテ遂人ニ、「以ニ歳時一稽ニ其人民一、而授ニ之田野一」トアリ、人家男女ノ多少ハ、時々ニ増減アルモノナリ、故ニ時々コレヲ稽ヘテ、人數多キ家ヘハ上地ヲ授ケ、人數少キ家ヘハ下地ヲ授クルヤウニ差引キアルコトナリ、コレ司徒ノ職ニイヘル土地ヲ均フスル法ナリ

凡治レ野、夫間有レ遂、遂上有レ徑、十夫有レ溝、溝上有レ畛、百夫有レ洫、洫上有レ涂、千夫有レ澮、澮上有レ道、萬夫有レ川、川上有レ路、以達ニ于畿一

凡治レ野トアレバ、郷遂ヨリシテ都鄙卿大夫ノ采邑マデモ皆此法ヲ用ルナリ、夫ハ一夫百 畝ノ田ナリ、夫間有レ遂、遂上有レ徑トハ、百畝ト百畝トノ間ニ、遂ト云フ廣サ二尺深サ二尺ノミゾ有テ水ヲ通ジ、遂ノ上ニ徑ト云ミチ有テ、牛馬ヲ通ズルナリ、十夫有レ溝、溝上有レ畛トハ、十夫ハ千畝ノ地ナリ、然レドモ井田ノ法ハ九夫ヲ井トスルユヱ、田地ハ九夫ノ田ニテ九百畝ナリ、溝ト畛トニ費ユルトコロノ地ヲ合セツモリテ十夫ト云ナリ、十夫ノ地ニ溝ト云フ廣サ四尺深サ四尺ノミゾアリ、其上ニ畛ト云ミチ有テ牛車ヲ通ズルナリ、百夫有レ洫、洫上有レ涂トハ、百夫ハ萬畝ノ地ナリ、然レド

モ田地ハ九十夫ノ田ニテ九千畝ナリ、洫ト涂トノ地ヲ合セテ百夫ト云ナリ、下ノ千夫萬夫モ此ニ同ジキナリ、洫ハ廣サ深サ皆溝ニ倍スルナリ、涂ハ四馬ノ車ヲ通ズルナリ、澮ハ廣サ二尋深サ二仭、道ハ其幅車二軌ヲ容ル、川ハ廣サ深サ澮ニ倍シ、路ハ車三軌ヲ容ル丶ナリ、以達二于畿一トハ、畿ハ天子御領ノ境ナリ、王畿千里ノ境ニ至ルマデ皆此法ヲ用ルナリ、右ノ通リ田地ノ間ニミゾ有リミチ有テ經界正シク、侵シ爭フノ端ヲ防ギ、ミチハ人馬ヲ通ジ、ミゾハ水旱ニ備ヘ、又川アリテ大水ヲ洩シ、米穀ノ運漕ヲ通ジ、便利ヨキヤウニ定メタルモノナリ

以二歲時一登二其夫家之衆寡、及其六畜車輦一、辨二其老幼癈疾、與二其施舍者一、以頒レ職作レ事、以令二貢賦一、以令二師田一、以起二政役一

男女ノ多少六畜車輦ノ數等時々增減アル故ニ、歲ノ四時ヲ以テ改メテコレテ簿籍ニ書キ登スナリ、然シテ其老幼癈疾ト、其貴者賢者等ノ力役ヲ弛舍スベキ者トヲ辨ヘ、以頒職トハ、民ニ九職ヲ頒ツナリ、九職ノコトハ前ノ大司徒ノ所ニ委ク見エタリ、作レ事トハ、九職ノ事業ヲ作サシムルナリ、令二貢賦一トハ、貢賦ノコトヲ申シ付ルナリ、民ヨリ出セバ貢ト云、上ヨリ割リ付レバ賦ト云、皆年貢ノコトナリ、師田ハ、軍旅田獵ナリ、政役ハ凡ソ徒役ヲ起スヲ云、川ヲ浚ヘ土手ヲ築ク類ノコトコレナリ

若起二野役一、則令下各帥二其所レ治之民一而至上、以二遂之大旗一致レ之、其不レ用レ命者誅レ之

野役ハ軍旅田獵、若クハ作事普請等ノコトナリ、各トハ縣正部師鄰長里宰等ヲ云、其支配スルトコロノ民ヲ帥連レテ遂人ニ至ラシムルナリ、其時遂ノ大旗トテ、熊虎ヲ畫キタル大ナル旗ヲ建テ、其下ヘ民ヲ致シ聚ムルナリ、然シテ命令ヲ用ヒザル者アレバコレヲ誅ス、誅ハ必シモ殺スニハ非ズ、其罪ヲ罰シ責ムルナリ

凡國祭祀、共二野牲一令二野職一

國ノ祭祀トハ山川ヲ祀リ、前代明德ノ人ヲ祭ルノ類、野ニ於テ祭祀スルヲ云、里中ノ民ヲ聚メテ禜ヲ祭リ酺ヲ祭ルノ類ノ常祀ニ別チテ、國ノ祭祀ト云ナリ、遂人野ノ牲ヲ供シ、又野ニ於テ祭ノ事ニ關ル者ヘ令シテ、其職ヲ勤メシムルナリ、澤虞ヘ令シテ澤物ヲ出サシメ川衡ヘ令シテ川物ヲ出サシムルノ類ナリ

凡賓客、令下脩二野道一而委積上

凡賓客トハ、諸侯並ニ侯國ノ使臣天子ニ朝聘スルヲ云ナリ、遂人道路ヲ掌ル官ニ命シテ、道路ヲ脩理シ掃除ヲ致サシメ、又委積ヲ掌ル官ニ令シテ、米穀薪芻ノ類ヲ積貯ヘシメテ、賓客ノ馳走ニ備ルナリ

大喪帥二六遂之役一而致レ之、掌二其政令一、及レ葬帥而屬二六綍一、及レ窆陳レ役

天子ノ喪ニハ、遂人六遂ノ役夫ヲ帥テコレヲ司徒ニ至ラシメ、然シテ其政教號令ヲ掌ルナリ、綍ハ

棺ヲ舉ルノ索ナリ、兩傍ニ六本アリ、コレヲ役夫ニ授ケテ棺ヲ舉シムルナリ、及レ窆陳レ役トハ、棺ヲ坎ニ下スヲ窆ト云ナリ、其時ニ及ンデハ役夫ヲ陳列シテ、棺ヲ下ス役ヲ勤メシムルナリ

凡事致ニ野役一、而師田作ニ野民一、帥而至、掌ニ其政治禁令一

上ノ文ニ、「起ニ野役一、則令下各帥ニ其所レ治之民一而至上」トアルハ、縣正ノ屬ニ命ジテ、其民ヲ帥テ遂人ニ至ラシムルナリ、此ニ帥而至トイヘルハ、遂人親ラ集マル所ノ民ヲ帥テ、其事ヲ用ル所ノ地ニ至リ、然シテ其政治禁令ヲ掌ルナリ

○遂師、各掌ニ其遂之政令戒禁一、以レ時登ニ其夫家之衆寡、六畜車輦一、辨ニ其施舍與ニ其可レ任者一

遂師下大夫四人ニテ六遂ヲ掌ル、郷師四人ニテ六郷ヲ掌ルニ同ジ、六遂ヲ二ツニ分テ、二人ニテ三遂ヅヽヲ掌ルナリ、其掌ルトコロノ事郷師ニ同ジ、但彼ニ詳カナルコトハ此ニ略シ、此ニ出タルコトハ彼ニ記サズ、互ニ見テ知ルヤウニシタルモノナリ

經ニ牧其田野一、辨ニ其可レ食者一、周知ニ其數一而任レ之、以徵ニ財征一、作ニ役事一則聽ニ其治訟一

經ニ牧其田野一トハ、小司徒ノ職ニ、「經ニ土地一而井ニ牧其田野一」トアルニ同ジ、其文ヲ略シタルナリ、經ハ土地ノ經界ヲ定ムルナリ、牧ハ井牧ナリ、或ハ井ニシ、或ハ牧ニスルヲ云ナリ、辨ニ其可レ食者トハ、田地ニ一年休ムルアリ、二年休ムルアリ、コレハ當年現ニ作リテ食フトコロノ地ヲ辨ヘ知ルヲ云ナリ、周知ニ其數一而任レ之トハ、其人民ノ數ヲ知リテ農作ノ事ヲ任ズルヲ云ナリ、徵ニ財征一ト

ハ、賦稅ヲメスナリ、賦稅ハ即チ今ノ年貢ナリ、役事ハ凡テ師田行役營作等ノ事ヲ云ナリ、聽ニ其治訟一ハ、郷師ニハ、「聽ニ其治一聽ニ獄訟一」ト分テイヘルヲ、此ニハコレヲ合セテ云フナリ、治ハ羣吏ノ治ル所ノ事ヲ云、訟ハ、爭訟ナリ、聽ハ、聽テ裁斷スルヲ云ナリ

巡ニ其稼穡一而移ニ用其民一以救ニ其時事一

巡ニ其稼穡一トハ、春種ルヲ稼ト云、秋斂ルヲ穡ト云、春種ル時秋斂ル時ニ田野ヲ巡行スルナリ、移ニ用其民一以救ニ其時事一トハ、處ニヨリテ早ク耕シ早ク芟ル所アリ、晩ク耕シ晩ク芟ル所アリ、早ク耕ス所ニ忙ガシキ時ハ、晩ク耕ス所ノ民ハ暇アリ、晩ク芟ル所ニ忙ガシキ時ハ、早ク芟リタル所ノ民ハ暇アルナリ、暇アル所ノ民ヲ忙シキ所ヘ移シ遣リテ、コレヲ用ヒテ其時ノ急ナル事ヲ救ヒ助ケシメ、又風雨水旱等ノ災難アリテ民力ヲ用ル所ヘハ、災難ナキ所ノ民ヲ移シ遣リテ其急務ヲ救ヒ助ケシム、遂師田野ヲ巡リ觀テ、其事ヲ沙汰スルナリ、是等ノ事ハ六郷ニ於テ略シタルユヱ、六遂ニ於テ是ヲ詳カニスルナリ、互ニ合セ觀テ其同キヲ知ルベキナリ、故ニ郷師ノ職ニ、「巡ニ國及野一而賙ニ萬民之囏阨一」ト、アル時ハ遂師ニ於テモ其事アルコト知ルベシ、遂師ノ職ニ、「移ニ用其民一以救ニ其事一」トアレバ、郷師ニ於テモ其事アルコト知ルベキナリ

凡國祭祀、審ニ其誓戒一共ニ其野牲一

國祭祀ハ前ノ遂人職ニ見エタリ、祭祀ニ誓アリ戒アリ、小宰ノ職ニ、祭祀ノ誓戒ヲ掌トアリ、野ノ

祭祀ニハ遂師小宰ノ誓戒ヲ受テコレヲ審ニシテ、其屬吏ト民トニ誓ヒ戒ムルナリ、前ノ遂人ニ共ニ野牲ニトアルハ、遂人其都合ヲ沙汰スルヲ云、然シテ遂師コレヲ供スルナリ

入二野職野賦于玉府一

野職ハ野民九職ニヨリテ上ヘ貢スル所ヲ云、九職ハ前ノ大司徒ノ所ニ詳ニ見エタリ、野賦ハ野ノ賦税ナリ、玉府ハ王ノ金玉玩好兵器等、凡ソ良キ貨賄ノ物ヲ藏ムル所ヲ云フ、遂師野職野賦ノ内ニテ玉府ニ入ルベキ物ヲ擇ンデコレヲ入ルヽナリ

賓客、則巡二其道脩一、庀二其委積一

遂師道路ノ脩理ヲ巡見シ、委積ヲ庀ヘ設ケシムルナリ、委積ノコトハ前ノ大司徒ノ處ニ詳カニ見エタリ

大喪、使下帥二其屬一以二幄帟一先中道野役上、及レ窆抱レ磨、共二丘籠及蜃車之役一

其屬ハ附屬ノ吏ナリ、幄帟ハ、幄ハ帳ナリ、幕ノ類ナリ、帟ハ、上ヲ覆フモノナリ、柩車壙ニ至リテ柩ヲ車ヨリ下シ、暫ク置ク所ヲ幄帟ヲ以テ圍ヒ置クナリ、其タメニ遂師ヲシテ其屬吏ヲ帥キ、幄帟ヲ以テ先ツ行カシメ、因テ野ノ役夫ヲ道引シテ行クナリ、磨ハ適歷トテ、綍ヲ執ル者ノ名目ナリ、柩ヲ壙中ヘ下ス時ニ、遂師綍ヲ執ル所ノ役夫ノ人數ヲ記シタル版ヲ抱キ持テ、巡見シテコレヲ數フルナリ、是ヲ抱レ磨ト云ナリ、丘籠ハ、壙ニ柩ヲ下シテ、土ヲ籠ニ盛リテ壙ヲ埋メ、高ク丘陵ヲナス

ヲ云、蜃車ハ、柩ヲ載スル車ナリ、丘籠及ビ蜃車ヘ柩ヲ載スル時ノ役夫ヲ遂師ヨリ供スルナリ

軍旅田獵、平二野民一掌二其禁令一、比二敍其事一而賞罰

平二野民一トハ其行列部伍ヲ正スヲ云ナリ、比二敍其事一トハ其事ノ勞逸ヲ比シ考ヘ其事ノ前後ヲ次敍シテ、功アルヲバ賞シ罪アルヲバ罰スルナリ

○遂大夫各掌二其遂之政令一、以二歳時一稽二其夫家之衆寡、六畜田野一、辨下其可レ任者、與中其可二施舍一者上、以教二稼穡一、以稽二功事一、掌二其政令戒禁一、聽二其治訟一

遂大夫ハ一遂ゴトニ中大夫一人アリ、故ニ各掌二其遂之政令一トイヘリ、此文大抵遂師職ト同ジ、此ニ稽ト云、遂師ニ登トイヘルハ、遂大夫能ク吟味シ考ヘテ、然シテ後遂師コレヲ書冊ニ書キ登スナリ、遂師ニ車輦ト云、此ニ田野ト云ハ、彼ト此ト分チ記ルシテ、互ニ見ルヤウニシタルモノナリ、此ニ教二稼穡一トアルハ、遂人其大法ヲ掌ドリテ、遂大夫其教ヘノ事ヲ掌ルナリ、稽二功事一トハ、民ノ功業ヲ考ルナリ、即チ前ニ見エタル九職ノ事ナリ

令二爲レ邑者、歳終則會レ政致レ事

此レ遂ノ吏トイハズシテ、爲レ邑者ト云ハ、六遂ノ餘地ノ公邑ヲ兼テ云ナリ、歳終會レ政致レ事ハ、亦卿大夫ノ令二六鄕之吏、會レ政致レ事ト同ジ

正歳簡二稼器一、脩二稼政一

簡ハシラブルコトナリ、稼器ハ、耒耜鎡基ノ類ナリ、稼政ハ、禮記ノ月令ニ、脩ニ封疆一、審ニ端徑術一、善相ニ邱陵阪險原隰、土地所レ宜、五穀所レ殖、以敎ニ道民一トイヘル類ノ事ナリ、脩ニ封疆一トハ、田ノ域目ナドノ損ジタルヲ脩理スルナリ、審ニ端徑術一トハ、徑ハ田ノ傍ノミチナリ、術ハ遂ト同ジミゾナリ、能ク其筋ヲ審カニシテコレヲ端正ニスルヲ云ナリ、土ノ高キヲ邱ト云、大阜ヲ陵ト云、サカシキヲ阪險ト云、高平ヲ原ト云、下濕ヲ隰ト云、土地所レ宜トハ、高田ニハ黍稷ヲ種エ、下田ニハ稻麥ヲ種エ、丘陵阪險ニハ桑棗ヲ種ルノ類ナリ

三歲大比、則帥ニ其吏一而興レ甿、明ニ其有レ功者一、屬ニ其地治者一

其吏ハ、縣正ヨリ以下鄰長ニ至ルマデヲ云ナリ、興ハ、擧ト同ジ、興レ甿トハ、民ノ賢者能者ヲ擧ルコト六鄕ノ爲(シワザ)ノ如キナリ、其事鄕大夫ノ職三年大比ノ所ニ詳カナルユヱ、此ニハコレヲ略スルナリ、凡ソ讀レ法興レ賢コトハ、六鄕ノ職ニ悉ク載セタルユヱ、六遂ニハコレヲ略セリ、六鄕諸職ノ文ヲ讀ミテ其同キヲ知ルベキナリ、明ニ其有レ功者一トハ、其吏ノ民ヲ治メテ功アル者ヲ明カニ詮議シテ、賢者能者ト同クコレヲ上ヘ薦ムルナリ、又其餘ノ地ヲ治ムル所ノ吏ヲ屬(アツ)メテ、其職事ニ慢ラザルヤウニ是ヲ敎戒スルナリ、此二事ハ鄕大夫ノ職ニ載セザレドモ、鄕大夫モ亦同キヲ知ルベシ

凡爲レ邑者、以ニ四達一戒ニ其功事一、而誅ニ賞廢ニ興之一

凡爲レ邑者トハ、都テ六遂ノ外ニアル公邑ヲ治ル吏ヲ云ナリ、四達ハ、其義詳カナラズ、鄭氏ノ註ニ、

遂ハ通ナリ、民ヲ治ムルノ事、郷遂ヨリ公邑ニ至ルマデ通ジテ行フ所四通リコレアリ、夫家衆寡ナリ、六畜車輦ナリ、稼穡耕耨ナリ、旗鼓兵革ナリトイヘリ、此四通リノ事ヲ以テ公邑ヲ治ル所ノ吏ヲ戒メ、民ヲ治メ功ヲ成シテ其事ニ怠ラザラシムルナリ、然シテ罪アル者ハコレヲ誅シ、功アル者ハコレヲ賞シ、不肖ノ者ハコレヲ廢シ、賢能ナル者ハコレヲ與ス、遂大夫其事ヲ掌ルナリ

○縣正、各掌ニ其縣之政令徵比一、以頒ニ田里一、以分ニ職事一、掌ニ其治訟一、趨ニ其稼事一而賞ニ罰之一

縣正ハ、一縣ゴトニ下大夫一人アリテ、各其支配スル所ノ縣ノ政令ヲ掌ルナリ、徵ハ民ヲ徵シ發シテ用ルナリ、比ハ民ヲ校比スルナリ、頒ニ田里一トハ、前ニイヘル夫ゴトニ一廛田百畝ヲ頒チ與フルナリ、分ニ職事一トハ、民ノ九職ノ事ヲ分チテ申付ルナリ、趨（ウナガス）ニ其稼事一トハ、時々稼穡ノ事ヲ催促シテ、怠ラザルヤウニ戒ムルナリ、然シテ勤ムル者ハコレヲ賞シ、惰ル者ハコレヲ罰スルナリ、民ノ農事ヲ力ムルト惰ルトハ、實ニ年穀豐歉、國民貧富ノ本ナリ、故ニ時々力田ノ事ヲ趨ガシテ、其賞罰ヲ行フコトナリ

若將下用ニ野民一、師田行役移執上事、則帥而至、治ニ其政令一、既役則稽レ功、會レ事而誅賞

移執レ事トハ、他處ニ移リ行テ役事ヲ勤ムルナリ、然ル時ハ縣正其民ヲ帥キテ役場ニ至ルナリ、既役トハ、役事畢ルヲ云ナリ、稽レ功會レ事トハ、其役ヲ勤メタル功ノ多少ヲ考ヘ、其事ヲ會計シテ簿籍ヘシルシテ誅賞ヲ行フナリ

○鄙師、各掌ニ其鄙之政令祭祀一

鄙師ハ、一鄙五百家ノ長ナリ、祭祀ハ前ノ黨正ノ職ニ春秋祭レ禜トアルニ同ジ、然レバ祭祀ノ時敎ニ其禮事一、掌ニ其戒禁一等ノコトモ黨正ニ同キナリ

凡作レ民、則掌ニ其戒令一

凡作レ民トハ、都テ徒役ヲ起シテ、民ヲ用ルヲ云ナリ

以レ時數ニ其衆庶一、而察ニ其媺惡一而誅賞

時ハ四時ナリ、鄙師ハ六鄉ノ黨正職ニ當ル、故ニ其掌ル所モ亦同キナリ、此ニ凡作レ民トアルハ、即チ黨正ニイヘル作レ民而師田行役スルナリ、以レ時數ニ衆庶一トアルハ、黨正ニイヘル以ニ歲時一涖校比スルナリ、察ニ其媺惡一トアルハ、黨正ニイヘル書ニ其德行道藝一ト同ジ、媺ハ美ト同ジ、德行ヲ云ナリ、黨正ノ職ニ、春秋禜ヲ祭ルトキニ讀レ法ノ禮アリ、歲ノ終リ蜡祭ノ時ニ、飲レ酒正ニ齒位一ノ禮アリ、此職ニイハズトイヘドモ、亦黨正ニ同キコト知ルベキナリ

歲終、則會ニ其鄙之政一而致レ事

其鄙中ノ政事ヲ會計シテ簿籍ニ書シ、其事ヲ縣正ノ官ニ致シ入ルヽナリ

○酇長各掌ニ其酇之政令一、以レ時校登ニ其夫家一、比ニ其衆寡一、以治ニ其喪紀祭祀之事一

酇長ハ、一酇百家ノ長ナリ、以レ時校登ニ其夫家一、比ニ其衆寡一トハ、即チ四時ヲ以テ其酇中ノ夫家男

女ノ多少ヲ校比シテ、コレヲ籍ニ書登スナリ、喪紀ハ、喪葬ノ禮ナリ、百家相助ケテ葬ル、故ニ此ニ喪紀ノ事ヲイヘリ、祭祀ハ族師ニイヘル祭レ酺ノ類ナリ

若作ニ其民一而用レ之、則以ニ旗鼓兵革一帥而至

是レ族師ノ職ニ、一作レ民而師田行役、則以ニ鼓鐸旗物一帥而至ルトイヘルニ同ジ、酇長ハ百人ノ長ナリ、故ニ旗鼓兵革ヲ以テ民ヲ帥テ至リ、コレガ帥タルナリ。兵ハ戈矛ノ類ナリ、革ハ甲ナリ

若歳時簡レ器、與ニ有司一數レ之

簡レ器トハ遂大夫ノ職ニイヘル簡ニ稼器一トアルコレナリ、族師ノ職ニ簡ニ兵器一ノ文アルヲ以テ觀レバ、兵器亦此中ニ兼タルナリ、遂大夫ハ位貴キユヱ、唯其號令ヲ主ドリ、酇長有司ト共ニコレヲ數ヘシラブルナリ

凡歳時之戒令皆聽レ之、趨ニ其耕耨一稽ニ其女功一

歳時之戒令ハ、遂人以下官長ノ戒令スルトコロナリ、酇長皆聽テコレヲ行フナリ、又時々民ニ耕シ耨ルコトヲ催促シ、女功ノ事ヲ稽フルナリ、女功ハ絲ヲ始メ麻ヲ績ミテ、布帛ヲ作ル事ヲ云ナリ、此職ニ趨ニ耕耨一稽ニ女功一コトヲ云ヒ、族師ノ職ニ、讀ニ邦法一書ニ孝弟睦婣一コトヲ云フ、合セ觀テ互ニ備ハルコトヲ知ルベシ

○里宰掌レ比ニ其邑之衆寡、與ニ其六畜兵器一治ニ其政令一

里宰ハ、二十五家ノ長ナリ、邑ハ里トイフモ同ジ、民ノ邑居ヲ云ナリ、比ハ校比ナリ、閭胥ノ職ニ「以二歳時一數二其閭之衆寡一」トアレバ、是レ亦歳ノ四時ヲ以テ校比スルヲ知ルベシ

以二歳時一合二耦于耡一、以治二稼穡一、趨二其耕耨一、行二其秩敍一

耦ハ二人並デ耕スヲ云フ、古ヘハ耜ノ廣サ五寸アリテコレヲ並ベテ耕シ、土ヲ左右ヘ發ス、コレヲ耦シテ耕スト云ナリ、耡ハ、里宰ノ役所ヲ云ナリ、耦耕ハ民ノ長幼强弱ニヨリテ、力ノ均キ者ヲ合セテ耦トスルナリ、然ルニ死生アリ、疾病アリテ、時々耦ノカハルコト有ナリ、コレニ因テ歳時ヲ以テ民ヲ里宰ノ役所ニ集メテ耦ヲ合ハスルナリ、然シテ稼穡ノ事ヲ治メシメ、時々其耕耨ヲ催促シ、其秩敍ヲ行フナリ、秩敍ハ耦耕ノ次第ナリ、長幼强弱ニ因テ前後ノ次第アルヲ云ナリ

以待二有司之政令一、而徵二斂其財賦一

遂人ニ令二貢賦一トアリ、遂師ニ、徵二財征一トアリ、里宰ハ其政令ヲ待チテ財賦ヲ徵斂ルナリ、財賦ハ即チ年貢ナリ、司稼ノ職ニ、「巡レ野觀レ稼、以二年之上下一出二斂法一」トアリ、然レバ徵斂ノ法ハ、年ノ豐凶ニヨリテ司稼ノ職コレヲ定メ、逸人遂師等其法ヲ受テ、附屬ノ官ニ沙汰スルコトナリ、凡テ六郷ノ諸職ニ、稼穡耕耨財賦ノ文ナシ、故ニ六遂ノ諸職ニ於テコレヲ詳カニス、六遂ノ官ニ「讀レ法興二賢能一、書二德行道藝一」ノ文ナシ、故ニ六郷ノ官ニコレヲ詳ニス、合セ觀テ互ニ備ハルコトヲ知ルベキナリ

○鄰長掌二相糾相受一

鄰長ハ五家ノ長ナリ、五家ノ人過惡アレバ互ニ相糾シ、宅舍故障アレバ互ニ其家人ヲ引受ケテ置ク、

鄰長其事ヲ掌ルナリ

凡邑中之政相贊

邑中ハ一里ノ内ヲ云、政ハ上ノ政令ナリ、或ハ賦稅ノ政令アリテ、上納不足スル者アレバ、五家ノ人互ニ相贊助テコレヲ納メ、或ハ師田行役ノ政令アリテ、差ツカヘアリテ勤ムルコト能ハザル者アレバ、五家ノ人相助合フテコレヲ勤ムルナリ、比長ノ職ニ五家相和親トアリ、五家ノ人ハ相親ミ相助ルコト、一家ノ如クスルナリ、是ヲ以テ民俗常ニ相親睦シ、軍旅ノ事アルニ至テハ、互ニ相助ケ心ヲ一ニシテ功ヲ成スコトナリ

徙二于他邑一則從而授レ之

コレ比長ノ職ニ、「徙二于國中及郊一則從而授レ之、若徙二于他一則爲二之旌節一而行レ之」トアルニ同ジ、比長ノ文ニ詳カナリ、合セ觀ルベシ

○載師掌二任土之灋一以物二地事一授二地職一而待二其政令一

載師ハ土地ヨリ出ル所ノ物ヲ辨ヘテ賦稅ヲ沙汰スル官ナリ、上士二人アリ、任土之法トハ、土地ノ宜キニ任セテ、或ハ廛里トシ、或ハ場圃トシ、或ハ田トシ、コレヲ民ニ授ケテ作ラシムルヲ云、下

ノ文ニ云フ所即チコレナリ、物㆓地事㆒トハ、物ハ、物色トテ物ノ形色ヲ見定ムルコトヲ云フ、地事ハ土地ノ宜キ所ノ事ニテ、黄白ナル土地ヘハ黍ヲ種ルニ宜ク、黒墳ナル土地ヘハ麥ヲ種ルニ宜キノ類ナリ、地職ハ、地ニ付キタル民ノ職事ナリ、政令ハ、賦税ノ政令ナリ、時ヲ待テ賦税ノ事ヲ沙汰スルナリ

以㆓廛里㆒任㆓國中之地㆒、以㆓場圃㆒任㆓園地㆒

廛ハ民居ノ區域ヲ云フ、里ハ居ナリ、廛里ハ、城中ノ民居イマダ宅舍アラズシテ、其空地桑麻ナドヲ種ベキ所ヲ云、國中ハ城郭ノ中ヲ云ナリ、場圃ハ郭外ニアリテ果蓏ノ類ヲ種ル所ナリ、圃ノ樊ヲ園ト云、民コレヲ受テ、其中ニ果木菜蔬等ヲ種テ、城中官府士民ノ需ニ應ズルナリ

以㆓宅田士田賈田㆒任㆓近郊之地㆒、以㆓官田牛田賞田牧田㆒任㆓遠郊之地㆒

宅田ハ士ノイマダ仕ヘズシテ家ニ居ル者受ル所ノ田ナリ、士田ハ士ノ子耕ス所ノ田ナリ、士ノ子ハ農ヲ免レズト云コトアリ、或ハ士ノ字ハ工ノ字ノ誤リニテ、百工受ル所ノ田ナリトモイヘリ、賈田ハ、市ニ在ル賈人ノ家受ル所ノ田ナリ、官田ハ、庶人ノ官ニ在ル者其家受ル所ノ田ナリ、牛田牧田ハ、牛ヲ畜ヒ羊豕ヲ牧スル者ノ家受ル所ノ田ナリ、賞田ハ賞賚トシテ賜ハルベキ所ノ田ナリ、王城ノ外五十里ヲ近郊トシ、百里ヲ遠郊トス、此處ハ大法ヲ舉ゲ言ヒタルモノニテ、宅田士田官田ノ類、必シモ近郊遠郊ニ限リタルコトニハ非ズ、處々ニモコレアルコトナリ、廛里任㆓國中之地㆒ト云ヘルモ亦然リ、其實ハ國中ニ限リタルコトニハ非ルナリ、此ニ近郊遠郊トアルハ、皆六鄉ノ餘地ニ有ル

公邑ヲ云ナリ

以二公邑之田一任二甸地一、以二家邑之田一任二稍地一、以二小都之田一任二縣地一、以二大都之田一任二畺地一

此ノ公邑ハ六遂ノ餘地ニアル公邑ナリ、六郷六遂ハ郷大夫遂大夫以下ノ官アリテコレヲ掌ル、載師ノ任スル所ハ其餘地ニアル公邑ナリ、家邑ハ、大夫ノ領地ナリ、小都ハ、卿ノ領地ナリ、大都ハ、公ノ采地並ニ王ノ子弟ノ領スル所ノ邑ナリ、王城ノ外百里ヨリ二百里ニ至ルヲ甸ト云、三百里ヲ稍ト云、四百里ヲ縣ト云、五百里ヲ畺ト云、コレ王畿ノ疆ナリ、公邑ハ六郷ノ餘地ヨリ王畿ノ疆ニ至ルマデ皆コレアリ、以二公邑之田一任二甸地一ト云ハ、コヽニ其例ヲ擧タルナリ、家邑ハ公邑ニ對シテ、公卿大夫ノ私邑ヲ云ナリ、此ニ以二家邑之田一任二稍地一ト云ハ、亦例ヲ擧テ小都大都皆家邑ナルコトヲ示スナリ

凡任レ地、國宅無レ征、園廛二十而一、近郊十一、遠郊二十而三、甸稍縣都、皆無レ過二十二一、惟其漆林之征、二十而五

任レ地トハ、土地ノ力ニ任セテ五穀草木等ヲ種ルヲ云、國宅ハ城中ノ居宅ナリ、宅ノ傍桑麻ヲ種ル餘地ナシ、故ニ賦稅ナキナリ、征ハ賦稅ヲ云ナリ、園ハ、上ニイヘル場圃任二園地一コレナリ、廛ハ、廛里ナリ、皆地窄ク力ヲ用ルコト勞スルユヱ其稅輕ク、二十ニシテ一ヲ出スナリ、凡ソ田地ノ賦稅ハ古ヘ井田ノ法ニテ、十分ノ一ヲ取ルコト天下ノ通法ナリ、然ルニ此處遠郊二十而三、甸稍縣都無レ過二十二一トイフコト不審ナリ、イマダ其說ヲ詳ニセズ、漆林ハ人力ヲ勞セズ、自然ニシテ生ズルモ

ノナルユヱ其稅重ク、二十ニシテ五ヲ出スナリ

凡宅不ㇾ毛者有ニ里布一、凡田不ㇾ耕者出ニ屋粟一、凡民無ニ職事一者、出ニ夫家之征一

宅ハ民ノ居宅ナリ、不ㇾ毛トハ、桑麻ヲ樹ヱザルヲ云、凡ソ地ヨリ生ズル草木ノ類ヲ地毛ト云ナリ、里布トハ、里ハ、民居ナリ、布ハ、錢ナリ、古ヘ「五畝之宅、樹ㇾ之以ニ桑麻一」トアリテ、宅ノ傍ノ空地ヘ桑麻ヲ樹ヱテ、蠶ヲ飼ヒ絲ヲ取リ、又布ヲ織ルコトナリ、因テ其稅ヲ出ス、コレヲ布縷之征ト云、宅ヘ桑麻ヲ樹ヱザル者ハ絲布ナシトイヘドモ、コレヲ罰シテ一廛里ノ稅ニ當ル錢ヲ出サシムルナリ、田不ㇾ耕者トハ、田ヲ受テ居ル者コレヲ荒ラシテ耕サヾルヲ云、出ニ屋粟一トハ、三夫ヲ屋ト云、コレヲ罰シテ三家ノ稅ニ當ル粟ヲ出サシムルナリ、粟ハ、モミナリ、民無ニ職事一者トハ、農ニモ非ズ、工ニモ非ズ、何ノ職事モ無シテ事ヲ勤メザル者ヲ云ナリ、夫家ハ、男女ナリ、夫婦具ハリテ一家ノ稅アリ、夫家之征トハ、一夫力役ノ征ヲ云ナリ、夫婦具ハリテ一家ヲナス者、遊惰ニシテ事ヲ勤メザレバ、コレヲ罰シテ一夫力役ノ征ニ當ル錢布ヲ出サシムルナリ、孟子ニ、コレヲ夫布トイヘリ、此ノ三通リハ皆民ノ遊惰ヲ警ル所以ナリ、古ヘ民ニ布縷ノ征、粟米ノ征、力役ノ征トテ三通リノ征アリ、故ニ既ニ宅ヲ受ル者ハ桑麻ヲ樹ヱズトイヘドモ、布縷ノ征ヲ免レズ、既ニ田ヲ受ル者ハ耕サズトイヘドモ、粟米ノ征ヲ免レズ、既ニ家アレバ職事ナシトイヘドモ、力役ノ征ヲ免レズ、コレ是ヲ罰シテ遊惰ヲ警ムル所以ナリ

以レ時徴ニ其賦一

賦ニ粟米アリ、布縷アリ、草木アリ、各其成就ノ時節ヲ以テコレヲ徴スナリ、載師ハ其大法ヲ掌リ、徴斂ノ事ハ郷遂公邑各有司アリテコレヲ掌ルナリ

○閭師、掌ニ國中及四郊之人民、六畜之數一、以任ニ其力一以待ニ其政令一、以レ時徴ニ其賦一

閭師ハ人民ノ力ヨリ出ル所ノ貢賦ヲ沙汰スル官ナリ、中士二人アリ、國中ハ城中ナリ、四郊ハ近郊遠郊ナリ、人民六畜ノ數ヲ掌ルハ、人民ノ力ニ任ジテ各其職事ヲ勤メシメ、其貢賦ヲ沙汰スベキ爲ナリ、待ニ其政令一、以レ時徴ニ其賦一ハ其文載師職ト同ジ、但載師ノ職ハ任レ土トアリテ、土地ノ力ヨリ生ズル物ヲ主トシ、其賦五穀草木ノ類ヲ以テ主トスルナリ、閭師ノ職ハ任レ力トアリテ、民ノ力ヨリ出ル物ヲ主トシ、其賦粟米アリトイヘドモ、器物貨賄鳥獸布帛ノ類ヲ以テ主トスルナリ、故ニ載師ノ徴ス所ヲ九賦ト云、太宰ノ職ニ、「九賦、一曰、邦中之賦、二曰、四郊之賦、三曰、郊甸之賦、四曰、家削之賦、五曰、邦縣之賦、六曰、邦都之賦、七曰、關市之賦、八曰、山澤之賦、九曰、幣餘之賦」トアル是ナリ、司會ノ職ニ、「九賦令ニ田野之財用一」トアリ、又大府ノ職ニ「九賦以待ニ九式一」トアリテ、九賦ヲ以テ納ル所ハ、表向キノ式法ノ事ニ用ヒラルヽナリ、閭師ノ徴ス所ヲ九功ト云、又九貢ト云、太宰ノ職ニ、「九貢、一曰、祀貢、二曰、嬪貢、三曰、器貢、四曰、幣貢、五曰、材貢、六曰、貨貢、七曰、服貢、八曰、斿貢、九曰、物貢」トアル是ナリ、司會ノ職ニ、「九功令ニ民職之財用一」トアリ、又

大府ノ職ニ、「萬民之貢、以充二府庫一」トアリテ、其納ル所ハ王ノ府庫ニ藏リテ、不時ノ御用ニ取リ用ヒラル、コトナリ

凡任レ民、任レ農以二耕事一貢二九穀一、任レ圃以二樹事一貢二草木一、任レ工以二飭レ材事一貢二器物一、任レ商以二市事一貢二貨賄一、任レ牧以二畜事一貢二鳥獸一、任レ嬪以二女事一貢二布帛一、任レ衡以二山事一貢二其物一、任レ虞以二澤事一貢二其物一

凡任レ民トハ民ノ力ニ任ジテ職事ヲ勤メシムルヲ云ナリ、任レ農以二耕事一貢二九穀一トハ、農ハ太宰ノ職ニイヘル三農ナリ、平地山澤ノ農ヲ三農ト云、コレニ任ズルニ耕作ノ事ヲ以テシテ九穀ヲ貢セシムルナリ、下ヨリ上ヘ供スルヲ貢ト云、九穀ハ黍稷稻粱麻麥大小豆苽ナリ、任レ圃以二樹事一トハ、圃ハ太宰ニイヘル園圃ナリ、地ヲ擧テ其作ル所ノ人ニ名クルナリ、樹事ハ、草木ヲ樹ル事ナリ、任レ工以二飭レ材事一トハ工ハ百工ナリ、材ハ金玉木石骨角等ナリ、飭ハ、治メト、ノヘテ器物トナスヲ云ナリ、任レ商以二市事一トハ、商ハ商賈ナリ、市事ハ賣買交易ノ事ナリ、貨賄ハ金玉ヲ貨ト云、布帛ヲ賄ト云ナリ、任レ牧以二畜事一トハ、牧ハ牛羊等ヲ牧養スル地ヲ云、コレ亦其地ヲ以テ其人ニ名クルナリ、畜事ハ、畜養ノ事ナリ、鳥獸ハ、雞豚狗彘ノ類ナリ、嬪ハ、婦人ノ稱ナリ、夫アルヲ嬪ト云ナリ、女事ハ、絲ヲ治メテ帛ヲ織リ、麻ヲ治メテ布ヲ織ルヲ云ナリ、衡モ、虞モ、山澤ヲ掌ル官ナリ、山澤ノ民材木禽魚等ヲ養ヒ置テ、取ルベキ時節ヲ以テコレヲ取リ用ユ、虞衡ノ官ハ其禁令ヲ掌ルナリ、貢二其物一トハ、山澤ノ出ス所其物多キユヘ、其名ヲ擧ゲズシテタヾ物ト云ナリ、虞衡ノ官其物ヲ取

リ聚メテ上ヘ貢スルナリ、太宰ノ職ニ、民ノ九職ヲ分チテ、凡ソ天下ノ民貴賤男女其人ニ應ジ、悉ク職業アリテ游民ナキヤウニ定メラレタリ、職業アレバ成功アリ、成功アレバ其功ヲ上ヘ獻ジテ貢物アルナリ、然シテ閭師ハ國中四郊ヲ掌ルトアレバ、近郊遠郊ノ地ニテ載師ノ任ズル所ノ宅田士田賈田官田等ノ外ニ於テ、民ノ職事ヲ任ジ其貢賦ヲ徴シテ、王朝ノ府庫ニ納ルナリ

凡無レ職者出ニ夫布一

無レ職者トハ、太宰ノ職ニ、「閒民無ニ常職一、轉移執レ事」トアルコレナリ、閒民ハ定リタル職業ナク、彼ヘ轉ジ此ヘ移リテ、職事アル者ノ爲ニ事ヲ勤ム、後世ノ日雇ノ類ナリ、職業ナシトイヘドモ、職事アル者ヲ助ケテ、事ヲ勤メ其賃ヲ得ルユヱ、一夫ノ征ニ當ル錢布ヲ出サシメテ其貢賦ニ當ルナリ

凡庶民不レ畜者、祭無レ牲、不レ耕者、祭無レ盛、不レ樹者無レ椁、不レ蠶者不レ帛、不レ績者不レ衰

不レ畜者トハ家ニ鷄豚狗彘ノ類ヲ畜ハザル者ヲ云、コレヲ畜ヒ置クハ、祭祀ニ具ヘ老人ヲ養フベキ爲ナリ、故ニ畜ハザル者ハコレヲ罰シテ祭ニ牲ヲ用ルコトナカラシムルナリ、不レ耕者ハ、遊惰ニシテ田ヲ耕サヾル者ナリ、コレヲ罰シテ祭ニ盛ヲ用ルコトナカラシムルナリ、盛ハ、黍稷ノ飯ヲ器ニ盛リタルヲ云ナリ、不レ樹者トハ、園圃アリテ材木ヲ樹ヱザルヲ云、コレヲ罰シテ葬リニ椁ヲ用ルコトナカラシムルナリ、椁ハ、棺ノ上箱ナリ、不レ蠶者トハ、婦人ノ蠶ヲ飼ハザル者ヲ云、コレヲ罰シテ帛ヲ衣ルコトヲ得ザラシムルナリ、不レ績者トハ、婦人ノ麻ヲ績ミ布ヲ織ラザル者ヲ云、コレヲ罰シ

テ喪ニ褻ヲ衣ルコトヲ得ザラシムルナリ、褻トハ、斬褻・齊褻トテ、喪アル者ノ上ヘ着ル衣服ナリ、麁キ布ヲ以テ製シタルモノナリ、前ノ載師職ノ罰スル所ハ、土地ヲ荒シタル者ヲ罰スルナリ、此閭師ノ罰スル所ハ、職業ヲ勤メザル者ヲ罰スルナリ、皆民ノ游惰ヲ警ムル所以ナリ

○旅師、掌下聚ニ野之耡粟屋粟間粟一而用セ之

旅師ハ中士四人・下士八人アリ、耡粟ハ、耡ハ助ケテ耕スナリ、井田ノ民八家相助ケテ公田ヲ耕シ、其納ムル所ノ税コレヲ耡粟ト云ナリ、コレヲ廩人倉人等ノ官ニ入レテ上ノ倉廩ニ藏メ、然シテ其餘野ニ留メテ蓄ヘ置クトコロアルヲバ、旅師コレヲ掌ルナリ、屋粟ハ、前ノ載師ノ職ニ云トコロノ屋粟ナリ、民ノ田ヲ耕サザル者アレバ、コレヲ罰シテ出サシムル所ノ粟ナリ、間粟ハ、閒民職事ナキ者ノ出ス所一夫ノ税粟ナリ、此三通リノ粟ヲ野外處々ニ聚メテ貯ヘ置キ、民ヲ救ヒ惠ヲ施スコトニ之ヲ用ルナリ

以ニ質劑一致ㇾ民、平ニ頒其興積一、施ニ其惠一、散ニ其利一、而均ニ其政令一

質劑ハ手形ナリ、民ノ粟ヲ借ル者ニハ皆手形ヲ以テコレヲ貸スナリ、興積ハ、積蓄ハヘテ置ク所ノ粟ヲ興シ出シテ民ニ頒ツヲ云、平頒トハ、民ニ頒ツニ貧富ニ應ジテ平均ニ行屆クヤウニスルヲ云ナリ、施ニ其惠一トハ至テ貧キ者ニハコレヲ施シ與ヘテ、返納ニ及バザルヲ云、散ニ其利一トハ、返納スル力アル者ヘハ、春頒チテ秋斂ムルヲ云ナリ、均ニ其政令一トハ、其沙汰スル所偏頗ナキヤウニスルヲ

云ナリ

凡用レ粟、春頒而秋斂レ之

春ハ民ノ穀ニ乏キ時ナリ、故ニ乏キ者ニハ粟ヲ頒チ貸スナリ、秋ハ五穀成熟シテ民饒カナル時ナリ、故ニ貸シタル粟ヲ取リ斂ムルナリ、春舊キ穀ヲ民ニ貸シテ其困乏ヲ濟ヒ、秋新穀ヲ民ヨリ受テ倉ニ藏ム、公私共ニ其便利ヲ得ルナリ

凡新甿之治皆聽レ之、使レ無ニ征役一、以ニ地之媺惡一爲ニ之等一

新甿ハ、新タニ他所ヨリ來リテ此地ニ有リ付ク所ノ者ヲ云、新タニ來ル者ハ農具其外不自由ノ事多キナリ、故ニコレヲ聽テ其世話能ク行屆クヤウニスルナリ、使レ無ニ征役一トハ、征役ヲ免スナリ、以ニ地之媺惡一爲ニ之等一トハ、善キ土地ニ居ル者ヘハ早ク役ヲ申シ付ベク、惡キ土地ニ居ル者ヘハ晩ク役ヲ申シ付クベク、其差等次第ノアルヲ云ナリ

○司稼掌下巡ニ邦野之稼一、而辨ニ穜稑之種一、周知ニ其名與ニ其所レ宜地一以爲レ灋、而縣中于邑閭上

司稼ハ下士八人アリ、巡ニ邦野之稼一トハ、邦中ノ田野ヲ巡行シテ稼穡ヲ觀ルヲ云ナリ、辨ニ穜稑之種一トハ、穀ノ先ヅ種テ後ニ熟スルヲ穜ト云、後ニ種テ先ヅ熟スルヲ稑ト云、穀ニ百種アリ、悉ク其種ヲ辨ヘ、其周ク其名ヲ知リ、又其宜キ所ノ地ヲ知ルナリ、宜キ所ノ地ハ大司徒ニイヘル五土十二壤ノ類ナリ、其地ニ相應シタル種ヲ辨ヘ、此種ハ此地ニ種テ宜ク、此種ハ此土ニ種テ宜シト云コト

ヲ定メテコレヲ法トシ、書シテ邑々ノ閭門ニ縣置キ、邑中ノ民ヲシテコレヲ觀セシムルナリ

巡レ野觀レ稼、以ニ年之上下一出ニ斂灋一

又秋田野ヲ巡行シテ穀物ノ熟不熟ヲ觀ルナリ、以ニ年之上下一出ニ斂法一トハ、上ハ豐年ナリ、下ハ凶年ナリ、豐年ニハ定法ノ通リ、公田十分一ノ稅ヲ斂メ、凶年ニハ公田ノ稅ヲ減ジテ、民ノ私田ヘ益シ遣ハスナリ、此故ニ司稼野ヲ巡リ收穫ノ多少ヲ觀テ、現物ニ當リテ斂法ノ多少ヲ定ムルナリ、然シテ地ヲ治ムル所ノ官皆此法ヲ受テ、稅斂ヲ沙汰スルナリ

掌下均ニ萬民之食一、而賙ニ其急一、而平中其興上

歲不熟ナル時ハ萬民食ニ乏キ者アルナリ、コレヲ救フテ皆人並ニ食スルコトヲ得セシム、コレヲ食ヲ均フスト云ナリ、賙ニ其急一トハ、即チ飢渴ニ及デ難儀スル者ヲ濟ヒ助クルナリ、平ニ其興一トハ、旅師ノ職ニイヘル「平ニ頒其興積一」ト同ジ、兼テ蓄ヘ置キタル倉廩ノ穀粟ヲ興シ出シテ、平等ニ行渡ルヤウニ頒チ與フルヲ云ナリ、平トハ、人別一樣ニスルコトニテハナキナリ、飢乏ニモ急ナルアリ、急ナラザルアリテ、其差別一樣ナラザルユヱ、急ナル者ヘハ早ク救フテ多ク與ヘ、急ナラザル者ハ晚ク救フテ少ク與フル、コレヲ平ニストイフナリ、此孟子ニ「秋省レ斂而助レ不レ給」トアルノ意ナリ

○教養ノ二ツハ民政ノ大端ニテ、民ヲ治ムル者ノ心ヲ盡サズンバアルベカラザル所ナリ、故ニ司徒六鄕ノ諸職ニ於テ專ラ民ヲ敎ルコトヲ言フ、大司徒ノ職ニハ、「施ニ十有二敎一」トアリ、「縣ニ敎象之法於

象魏一」トアリ、「施二敎法於邦國都鄙一」トアリ、「以二鄕三物一敎二萬民一」トアリ、「以二五禮一敎レ中、以二六樂一敎レ和」トアリ、小司徒ノ職ニ、「建二邦之敎法一」トアリ、鄕師鄕大夫州長黨正ノ職皆掌レ敎コトヲ云、鄕大夫ノ職ニ、「攷二其德行一、察二其道藝一」トアリ、又「三年大比、攷二其德行道藝一、而興二賢者能者一」トアリ、州長黨正族師等ノ職皆時々讀レ法書二德行道藝孝弟睦婣者一コトヲ載ス、皆民ヲ敎ルノ政ニテ、民ヲシテ人タル道ヲ知テ是ヲ行ヒ、不義無道ノ事ナカラシムルハ、卽チコレ人君ノ仁政ニテ、國家平治ノ根本ナリ、又六遂ノ諸職專ラ民ヲ養フノ政ヲ言フ、遂人ノ職ニ、「授二之田野一、敎二之稼穡一」トアリ、又「以二土宜一敎二稼穡一、以二興勸一利レ甿、以二時器一勸レ甿」トアリ、又「辨二野之土上地中地下地一、以頒二田里一」トアリ、又「經二牧其田野一、辨二其可レ食者一」トアリ、又「巡二其稼穡一、而移二用其民一」トアリ、遂大夫ノ職ニ、「敎二稼穡一」トアリ、「簡二稼器一、脩二稼政一」トアリ、縣正ニ「趨二其稼事一」トアリ、長里宰ニ「皆趨二其耕耨一」トアリ、又鄰長ニ、「稽二其女功一」トアリ、閭師ニ、「任レ嬪以二女事一」トアリ、皆衣食ヲ足シテ民ヲ養フノ政ナリ、後世ハ民ヲ治ルノ有司モ皆稼穡耕作ノ事ハ不案內ニシテ、農民皆其道ニ精シキコトナレドモ、上代ハ士皆幼少ヨリ學問シテ、民ヲ治ルノ政ニ通達シ、其內ニテ殊ニ民事ニ精シキ人ヲ擇ンデ民政ヲ掌ル官ニ命ゼラルヽコトナル故、古ヘノ后稷ト申セシ人ナドノ如キアリテ、殊ニ稼穡ノコトニ精キナリ、故ニ有司タル者其理ヲ精密ニシテ民ニ稼穡ヲ敎ヘ、又時々其耕耨ノコトヲ趨シテ、少シモ怠ルコトナキヤウニ是ヲ戒メ、然シテ農事ニ惰リ土地ヲ荒シ、男女職業ニ怠ル者ハ必其罰アリ

ヲ是ヲ免サズ、是皆國用ヲ足シ衣食ヲ饒ニシテ民ヲ養フノ政ナリ、ヶ樣ニ其政行届タルコトナレドモ、時ニ於テ水旱凶荒等ノ有之ハ、天災ニテ人力ノ及バザル所ナリ。此故ニ又備蓄ノ政アリテ、處處ニ於テ米粟ヲ貯ヘ置、民ノ艱阨ヲ救ヒ、貧民ヲ濟フ等ノ事、遺人・旅師・司稼等ノ職ニイヘルガ如シ、然シテ是ヲ救フニ又不均ノ政アリテ、不等ニ行届カザルコトナキヤウニ其法ヲ立、又凶年飢歳ニハ必上ヲ損シテ民ヲ豐カニスル政アリ、是皆聖代仁政ノ遍キ所以ナリ、凡民ヲ治ムル者ハ、上ハ人君卿大夫ヨリ下諸有司ニ至ルマデ、此意ヲ心得ズンバアルベカラザルコトナリ

民政要編卷之三大尾

寶永元年戊申秋九月　長門明倫館藏板

江戸横山町三丁目

頒行書林　和泉屋金右衛門

不算得失

長島仁左衛門著

不算得失目錄

壹　總論

○下問に應ずる狀
○今の高の事
○東鑑に見る軍糧米の事
○五十代は壹反
○租は十而二の事
○田畑の譯、土着・不土着の譯、并諸家知行の事
○元和時分の收納の事
○律令大秘錄古例見合と云田法の愚註クサ〳〵
○慶長中の收納帳引證の事
○天正文祿の法混ずる事
○唐の租庸調の事
○米四斗の重百斤
○度量衡生々の理は、人と稻とに有二大概一
○三つ五分の事
○天正文祿撿地の法意
○田畑取付の事
○慶長中錢穀の大略及白田の租は二石五斗の事
○元和三年三斗八升の事、并俵入の事

○天正の高を、文祿の制に改めざる邑の事　○米と云事、幷陸田の年貢は雜穀の事
○傍人稅法を問ふ事
○田法雜談　九則
壹　民は食を以天とす
二　一人食に足る籾五斛
三　慶長の時分米永の事
四　反取を永樂と斷る事
五　今の水田今の高を、其田に生る米と云誤の事
六　年々の氣候と、早・中・晩稻に違ある事
七　定免の事
八　一歩の刈籾の事
九　捷徑法の大略
○均田の事　○均田の法
○五公五民と云事　○不均の田所を直す事
○石盛を作る事　○稅規の事幷均輸の法

○御藏納俵の入の事　○知行着到割合

三

○田制の大略　○中世の田制
○田の字義　○古今の田積
○錢高の價　○土着・不土着
○兵制　○度量衡制の大概
○米價の事　○檢地の事

四

○任土熟法横直圖活用法指南　○任土熟法目安
○周禮一夫百畝引合　○上農夫量入出をなすの圖

價

○傭人の賃錢單功　○賤者の食

○農人の食を以田數をはかる
○農人の力と、田高の相當
○毛見法大概

五

○不算得失活用法
○再述不三得七活用法
○領々田畑高廣狭反畝錯雜の妄談
○量入爲出事幷圖
○一騎の定數
○冗官を汰す事

以上

目錄終

不算得失一

長島仁左衛門著

恭答　客冬御懇に被ニ仰下一候、何某氏云々之儀畏入候、何某氏の高意、御國制遵奉の思召候哉、はた庸吏被ㇾ行候田法に御不審候て、下問に被ㇾ及候哉如何、頗不ㇾ可ㇾ測候、頑老が妄談は、實に當世迂遠無用の事而已に候、何某氏あやまり聞かれ候哉、御懇に御所望の由、扨々畏入申候、任ㇾ仰鄙書及ニ進呈一候はゞ、御一電覽に至らず、嘔氣御發し可ㇾ被ㇾ成と氣の毒に存、且王事鞅掌旁延引罷在候處、再々被ニ仰越一、感佩所ㇾ謝を知らず、孤陋を省みず、僻案とりまぜ相つらね上候、從來徴に足るには無ㇾ之候、枉て御訂正にも相成候はゞ、幸甚之至に御座候

僻案田法の極意は、任土と敬農の二字に止り可ㇾ申哉と被ㇾ存候所由は、國々施行の法一様に無ㇾ之、西州北越東州風土異なり、法亦同じからず候へば、此道は先其風土に行ふ法を他に較し合せ候て、其土によろしく、其人によろしき所由を考候より外あるべからず候、此事なく突然と田法如何と問はれ候ては、頗貴答に差支申にて候、去ればとて何とか申上ず候ては、不敬と存候間、愚を不ㇾ揣、首尾も料らず、妄談をしるし上候、勿論忌諱にふれ候儀多く、恐懼の至りに不ㇾ堪候、此段御酬酌被ㇾ下候様、

御風聲御通し被⌋下度所⌋希に候

田法を説き候書册、世上にあまた有⌋之、且昇平殆三百年、諸家法制相備り被⌋行候儀に候へば、今さら兎角の論辯には決して不⌋及にて候へ共、庸吏が行候田法を竊に相捜みるに、恐くは衆民を愚弄し治め候爲に設られたる法にも候哉、佛家に所謂法便以て救ふの術に候哉、蓋左にあらず候はゞ、天正文祿の兩制相混じ、用候法に候哉、乍⌋憚清明之御代に行ふ田法とは被⌋申まじく、愚を以推候處、申はおこがましく候へ共、天正文祿の御時、豐公宇内の田畑を正し給ふ命を奉じ、行へ候大谷長束輩の制意の淵底は、御國制の實に協ふ處に可⌋有⌋之候へ共、後人其法を憚り問はず候より、世に傳はらず、大かたは時のよろしきに任候、揣摩の法返て法と成り候て、今の庸吏行候事と存申候、此の儀はさしむき、當今諸家の祿秩を高幾許くと誰も稱申され候、此處は皆の申高のしれた事、又山の高木の高と申、夫々の止るかぎりを査す辭に候へば、諸家の高は藏入の限りを高と申にて候、高の字は額に通じ、額は鄂垠鄂涯際の儀に候、依て諸家の祿秩一萬斛は、其領田租賦の籾一萬斛をとるかぎりの事を申に候へ共、年の美惡に任せ、其藏入或二つ五分、又は三つ五分何厘入と申は、全く其年の正税の事に候、但正税三つ五分の入ときはめ候は、田畠五分々々の租法に候へ共、此きはめに出不⌋申土地は、二つ五分の入共成にて候へば、年々任土にとる所を以て、其年の高と被⌋致、假令七分一厘餘の入の年に候はゞ、其かぎりにて其年の出をなすべき事に候、然に或三つ五分あまり制にまし候入をなし候ても、

四分の物成にも到らず候と申事もあるものに候、扨高は地頭藏入のかぎりを申に候へば、下もまた貢上るかぎりを高と申、一斛より一斗一升一合の小々迄かぎりをつくし、かくさず覆はず相稱し候は、神國の明制たる所に候、御國の制上には取かぎり、下は上るかぎりを明々と稱候は、文章の傳へにまさる明證に候、昔唐樣に位田・職田・封戶など被ㇾ申候制の事は、兎からは難ㇾ申候、又租庸調の事令の義解の文、殊の外美事に候へ共、其實稻の御國にて、稻少きかの國の制に倣給ふては、御國のよろしきに協はざるかにて、永久行はれず候はことわりに候、當今唐の租庸調の法を書冊の上に讀候て、美政と被ㇾ申候は、實地をしらぬ人のそら言に候。乍ㇾ憚昔唐樣を御國に移され給ふより、大かたは古制の傳は失たるに候はん、蓋唐樣を移し給ふより以降一千有餘年の今日に候へば、遠く失候古制今に用なく成候はことわりに候へ共、今の人をやしなふ稻、むかしの人を養候稻にかはりなく候へば、御國制も又古今相同じく、人と物によろしき處を行ふより外に法はあるまじく候、然ば古制今に用なしと申は、御國恩を知らざるに似たるに候はん

人と稻とは、古今の替りなく候へ共、世の勢變、武家の御世と成候ては、王室の御世とは同じからず、從て當今の奴婢は昔の良民、當今の陪臣は周禮の諸侯、當今の諸侯は周禮の天子、當今の大將軍家は周禮萬乘の天子の其上位に當り玉ふに候はん、當今租稅の貢ぎ、御料所の賦は、享保の頃より傳馬役六尺給・御藏前役に候、諸家の吏が申込米・延米抔申役はあるまじく候、こは天子は十一をとり、軍賦

は諸侯より出させ給ふ、周禮の例に協へる也、諸家にいふ込米、又延米の事は、東鑑右大將家天下の總追捕使に任じ玉ふの御時、諸國庄園守護の軍糧米とて、田一反に付米五升宛課し玉ふより、相傳へこれをとるにて候へ共、今は込米・延米と申名異候へば、軍糧米とは誰もしらぬにて候

愚按、一段に米五升は、一段之租米の十が一にて、則賦法にかなふ制に候、軍賦を申稱にて、賦のことわりしるべき事に候、此五升を田令に一反の穫米二石五斗と申より計候へば、五十分の一候、足利時經五十分一の軍糧を出さしむと申は、此ことわりに候、又武家の祿を錢高に稱へ候肇、いつよりとたしかに見不」申候へ共、愚以推候へば、件の米五升を籾一斗に直し、又穎百文に直候て登り候へば、知行田一町は一貫文、十町は十貫文、百町は百貫文に成候、扨は前代諸家の祿秩の高は、軍賦の稱と被」存候

此軍糧米右大將家の御時に創まる樣に候へ共、王室の御時も、なくてかなはぬ役に候へ共、其日詳ならず候

愚案に、今の高一斛の物成三斗五升入を一俵ときはめ候法は、古より相傳へ候不三得七の法と被」存候、不三得七の事は、次に詳に可」申候、扨三斗五升に軍糧米五升加へて、四斗入一俵に成を、藏納の法と致たるに可」有」之、但米四斗は刈稻十束よりとる所、古の制一反穫稻を五十束とす、五十束は今申五俵と同じことわりに候、又四斗米の重百斤は、中人の力是を擧る所に候、譯は詳に次に可

ゝ申候、古馬一駄五斗入二俵と申は、今の四斗入の事に候、牛一駄三俵と申は、今の四斗入三俵の事に候

元和より三斗八升を一俵の入と極候、是は軍糧五升加へ候て四斗三升に候ゆゑ、四斗三升入一俵を藏納致候も有ゝ之候、又三斗五升を本米と稱し、軍糧米五升を、込米或は延米と稱し、又前代の代官給を、今は口米と稱し、此餘元和の今に據りて、三升を加へ倶に四斗三升貳合六勺入一俵を御藏米と申地頭もあるにて候、此餘國所の風にて、藏米三俵を米一石の拂といたし、又五斗入一俵も有ゝ之、いづこも相同じきはあるべからず候へ共、人の力に限り有にて候へば、力に應ぜざる一俵の入は有間敷候、一人食を、籾四斛米を貳石に宛候制は、田一反に產出すかぎりを立法と致にて候、但刈籾五斛を半して、田令に、一反の穫米二石五斗と被ゝ申候、これも又法に候、拾芥抄に、一束十斤と申に據候へば、一束の米四升、一反の穫稻五十束、これに取米は二石に候、今一口食を給はる立法の實は、一人食產出す高一斛の米貳石をかぎりと致事に候、但一口食拜賜致候ものは、十が一の賦米二斗を御藏へのこし、一石八斗（世に一人扶持四俵半是也）を受に候、此分九ヶ年蓄候へば、一ヶ年の食あるゆゑの法に候、扨は今の知行高五千斛の家は、二十五人の分限に候、此一人扶持より各々十が一の二斗づゝ藏に殘し候へば、四斗入にて六十二俵半に候、九ヶ年に五百五十二俵半に成、一年分の兵士の食に候へば、則不虞の備に候、若ゝ是候はば、王制に中其國々にあらずの誡に愧有間敷候

一人食刈取田面を古五十代(イソシロ)と申たるは、五十束刈出す地面と申儀にて、土味の肥瘠により、此地面に廣狹のきはまりあらず候、世事くはしく成候て、一人食刈出す地面を界し候て、一トキダ／＼に譯候より、五十代の土地を一反と申樣に成たるに候、反は古文書段に作り、段字の省略に候、キダは階級のキダに候、扨十反を合候て一町と申は、漢人の頃と申にあたり、段は漢人の畝にあたり候、扨御國は一小國にて、異邦の大に比し候ては、至て小に候へ共、制度は至て大に候、彼國は大に候へ共、制度は至て小に候故、度量倶に其器の名あまたにて、むつかしく候

御國の度量衡の本源、書に載傳候處は、唐樣を移候文章ゆゑ、御國の眞にはあらず候、御國は神制の傳を今の人今の稻にて相行ひ、はかり・はかると申詞をいひつぎ候、此辭は今より後の萬々世に言ひ傳へ可ㇾ申、これ萬古一制の神傳、異邦の文章國、我詞の國に不ㇾ及明證は、度量衡の上に顯然に候、我國の度量如ㇾ斯候へ共、律又古制の傳に候、詳には爰に盡し難く候、扨今の人今の稻にて、古制の度量を行と申は、今の中人の手の拇中指を開き候て伸候長へ、稻の籾を布候得ば、六十二粒半に候を、尺度に移し候へば、六寸二分五厘に候、此手にて一トつかみ刈候稻の籾の重をかけ候共秤の目、六十二匁五分候は、度衡生々の理に候、是神傳の制度にて、中々人作には無ㇾ之候、但事甚易候へば、向上の文章に傳候所へ較候ては、あまりに兒戲の樣に聞え、亦頑老が杜撰とも可ㇾ被ㇾ思召ㇾ候へ共、御國の制度如何と被ㇾ思召ㇾ候はば、乍ㇾ憚其心を虛にして、自己に備はる神鏡へ、よく／＼古今を移し御覽候

て、神傳なるを御心得可レ被レ成候、禮記の聘禮に、一秉一斤と申候は、則我一ト握りに刈とる籾をほし候て、夫より取候米の重の事にて候、一秉の籾は、其人の兩掌を合候皿の中へ一ぱいに入候、よりて一ぱいと申詞有て、又此入をコナカラ共申候を、枡につくり候て二合五勺と申候、此籾より米一合出、其重の四十匁を、周人は一升六合と致し、重を一斤と申、一合を秤一兩と致し、十六兩を一斤と申にて候、御國は四秉を一把と申、一把にとる米の重を一斤と申、彼と多少大小の異はあり候へども、意は相同じく、一秉一把倶にヒトトリと訓し、一斤と申候、一斤は一トハカリと申儀にて候

御國は昔租庸調を行はれ候て、よろしきに協はず候や、弘仁式に、上田五十束の地子十束にあらためられ候、此租法は周禮甸稍縣の租法、十而二に當り、則五分の一を取候に相同じく候、中田四十束、下田三十束、下々田二十束と致し候へば、此平均一反の穫稻三十五束に成、此十而二をとり候へば租稻七束に成、此米三斗五升に成候、今の俗吏本米三斗五升を一俵と申、御藏米百俵三十五石と被レ成候法は、則古より相傳はる平均の租法に候

一反の穫稻三十五束は、七分人食に候へば、一人食刈とり候地面は四百二十九歩、今の制にて一反四畝三分の處、今の高一斛にて、古の五十代田の一反にあたり候、蓋弘仁の前大寶の御時、一反の積を長三十歩、横十二歩、此積を三百六十歩と定られ候以降、一人食稻五十束刈とり候田を上とし、四十束刈出候田は八分人食に候へば、中田三十束刈出候は六分人食に候へば、下田二十束刈出候は四分人

食に候へは、下々田と申候、世遙におし移り候て、文祿の制に一人食とる田の高一斛の事を石盛十、八分人食とり候田を石盛八、六分人食の田を石盛六、四分人食の田を石盛四と申候、但今の田法書に、一人食何分人食と申事見えず候へば、誰も一人食とるを上田とし、八分人食とるを中田とし、其高を八斗と致としらず、又不平を忌ながら不平を行へ、不平均と知りて、不平均成本源を押へ得ざるは、口惜き事に候

人を養候穀に水陸の別種候は、神の傳へに候、神の傳へ玉ふ水陸種を、今に植蒔にて候へば、田土に水陸の別あるにて候、水陸の田土平均一反に七分人食產出し候はんに、水種をば高貴の御食に供ひ、陸種を賤者の食に致にて候、扨土貢米三斗五升の制にかなはせ候に、水田の租米二斗五升、陸田の土貢は水田の四分米一斗相合候て三斗五升、則今申三ッ五分は此事に候

延喜民部式に、水田陸田相交授レ之と見え候は、則今水田陸田合せ耕すことわりと同く候、水陸田五分々々の土地、平均一反に一人食宛出候土地にて、萬人食を取候田は、古の千町に候、又一反に七分人食かぎりを取候土地は、千四百廿町六反許の地面に成候て廣候、畓田と申詞は、今の農人は水田の事とのみ心得候へ共、字義は水陸の惣括を田と申に候、扨千四百廿八町六反を水陸五分々々に分け候へば、七百十四町三反づゝの數に候へ共、土地の形勢さま〲のかはり候て、一樣には無レ之候、五分五分拆申は、全く法の圖と被二思召一、法に拘り不レ申、實地に莅み、其土々々形勢に應じ、活法を御用

可レ被レ成候、扨又土味に肥瘠の違候へば、其土の美悪をよく相し、假令此地面の一反は、七分食かぎりの出と心計致候はゞ、此平均の高を七斗に究め可レ申候、但水田は一位上げ候て八斗、陸田は一位下げ候て六斗に致し、件の七百十四町三反の水田高五千七百十四斛四斗、陸田高は四千二百八十五斛六斗と致し、水陸合高萬斛、則古の千町にて、萬人食出す田所を、如レ此に今の制は究めべき事に候、此知行高今は萬斛、前代は千貫文と申たることわり、御合點可レ被レ成候

○諸家の知行分の事

東鑑に、養和元暦時分の武家の田祿は、三百町五百町位と見え候、愚案に此御時は、兵農合一のすがた故、其祿は小に候ても、事ありて兵士を出し候時は、今の倍々增たるべく候

僻案、五百町の知行田の軍賦、一反に五斗づゝにて米二百五十石、これを籾にして五百斛、此一斛を穎一貫文として、則五百貫文の祿、此籾四斛を兵士一人の食として、百廿五人の分限に候、當今不土着、文祿制の高にて五千斛にあたり、當今の軍役百斛に二人半役にて、百廿五人分限にて候、土著と不土著の差に候

天正の御時迄、諸家の祿秩は軍役の高の稱に候處、天正より年貢の米高に直され候、其法前代の千貫文は、東鑑に見え候、一反に五升づゝの課役を籾一斗に直し、夫を百文と致たるに候へば、一町は一貫文、十町は拾貫文、百町は百貫文、千町は千貫文、此籾千斛に候、米に直し五百石、是は軍賦の高

にて、租稅の十分の一に候へば、此一進級の五千石は年貢の高に候、但水陸相兼平均の租法三ッ五分成に候、三ッ五分成を以、五千石土地の田數を測り候へば、千四百廿八町餘に候、四ッ成にて測り候へば千二百五十町、又土地よろしからず、三ッ成位に候へば千六百六十六町餘に候、如レ斯廣狹樣々にて一定の土地は無レ之候ゆゑ、天正の石直しは、一貫を八九石より五六石に直したる由を打傳申にて候

案に、天正時分迄の諸家の祿秩一貫文の土地制の如く、一町に當るは有レ之間敷、多くは徑界を漫にし、互に呑噬致し、其田の廣狹きはまりあるべからず候へ共、此時分の事を採て、法とは致し難く候はん

天正十年の後、豐公に屬し候諸家の領々に檢地を入、其高を極め玉ふ、此御時一反の積を三百步にあらため、百五十步を中步とし、二百步を大步とし、百步を小步と致され候、但一反の方十七間三分二厘と申は法にて、其の一步の六尺は大尺（一尺二寸五分を一尺とせる積にあたる）に候へば寬地に候、蓋此步は弓杖を用られたるべし

天文の頃より、東國は永樂錢を古額の法に當候て行はれ、永樂錢の外洪武宣德等の錢候へ共、此時分は盜鑄に出候品多く、新渡の永樂錢に較候へば、一錢の秤身輕く、銅色もよからず候よしにて、此錢一枚の重を概して九分六厘とし、三錢より以下四錢を以永樂錢一錢に代へ、總て賤しき錢は上方へ登せ候ゆゑ、時人鐚錢を目して京錢と唱へ、扨永樂の永、古額の額と音通に依て、永樂錢を永と呼、

數位を古永に當候て行はれたるかに候ゆゑ、時人古顯の法あるを、遂にしらざる様になりたるに候天正中豐公より宇津宮家へ下したる文書に、永樂一錢は三文たるべしと見え候、是にて鐚錢の價知るべし、蓋慶長九年拙家藏の古帳には、永樂一錢を京錢三文五分に代へて見え候、四文の價の時も亦可レ有レ之候

米價も東國と中國と均しからず候はことわりに候、南都多門院日記、天文中より天正にいたる間の米價、一定の價見えず候、但平價と致價は金一兩に米五石、此時分は砂金板金にて、未だ今制の小判は世に見えず候、砂金一兩に東國は永樂一貫文、其知行の田は一丁歩、其年貢米は五石、則永樂一貫文に米五石平價に致し、上下よろしきに相當り候事、今の金一兩に平價一石に當候ことわりに相同じかるべく候、據て推し候へば、諸家其年々の藏入を以て、其年の米價を立行はせ候はゞ、平準を得可レ申哉に候

天正十八年、小田原を平らげ玉へ、同秋より奥羽を平らげ、宇内殘所なく檢地し給ふて、同十九年、朝鮮御征伐被二仰出一、諸國へ御陣ぶれ、兵勢御催促有レ之、蓋此役軍功の賞は、倍增の知行給はるべしとの風聞の由、據て按ずるに、文祿のゑぼし檢地は、此倍增知行の御籌策に候はん、其法天正の米高を倍し糓高に改め、又大中歩をやめて、段の下の一分を一畝とし、畝に足らざるは歩を以てとりて捨てず、且天正の一反は大尺歩のゆゑ、其一反は小尺の一反六七畝、天正の米高五年なるは倍して一斛、

よつて一反七畝のかぎりを籾高に直し候へば、一斛七斗に成候も可ㇾ有ㇾ之候、西州の人文祿の烏帽子檢地は、今に申傳へ候はことわりに候、籾如ㇾ此計策に候へば、原知行千石受候武人の高は、文祿に倍稱の名二千斛に成候共、其藏入の米は相同じく候、依て東西へ知行所を替候而、別の土地を給り候、是を竊に按ずるに、此時倍增知行を給ると申名にほだされ候て、此時の田制の實を知り候武人は稀にて、又知り候迚申されず候は、時の勢たるべく候、扨當時の樣は若狹の伴氏、先年愚老が知己の士人へ送り示したる古簡の中に見え候、其要左の如し

一　てるもとさの侍從、さつまの侍從、ふんこの侍從、此面々はこちらにて本國かはり候事、めいわくがり申に候まゝ、いつ迄も其まゝおかせらるべきよしに候、よのしゆには十さうばひ、廿さうばひのちきやう被ㇾ下つかはさるべきよしに候、てるもとなどに十さうばひ被ㇾ下候へば、御くにの四ばひもなくばたらず候、本地をおしみ候事、上さま御まん足との御りかうに候

前後文略す

又此頃御檢地のさたに、下民動搖のさま、山城國八わた文書中に見もの、左の如し

御うりなされ候田畠作の事

字竹が下共せんそく共申　田　參段

合貳ヶ所者

字　つかのもと　畠　壹段

右貳ヶ處作米五石八斗にかひ申候、然るに御検地候地頭まへ三人してさばき申候、諸事御存あるまじく候、此上かさねて御検地候て、手にあまりすて申候共、御存有まじく候、然共御検地御めん候て、御本地に成候はゞ、何時成共右米五石八斗返可被下候、右貳ヶ所田畠無相違返上可申候、爲其後日狀如件

八幡柴木町
助右衛門

天正廿壬辰年十二月十四日

同
喜　四郎

中町
助左衛門

京のにしおち町
せうゝんさま
參

按、此年十二月八日改元文祿、八幡の邊は未だ改元をしらざるべし、宜なる哉、鬪亂之世の文書には、當年號を知らず、前の年號にて暫くしるしたるものなり、文祿に當國佐竹殿領は、石田殿案の

檢地なり、結城御領は御內の手也、外佐竹殿へ屬したる土地は、佐竹殿衆また大久保十兵衛殿等見えたり、慶長六年、佐竹殿羽州へ移され、其跡御代官衆檢地、結城御領は其まゝに被ㇾ成ニ差置一候は、御尤之御儀に候

慶長中諸郡御代官衆三年勤滿にて、三度の交代に治られ、それより諸家の領に相わかれ候

○元和時分收納の事

此時分の收納帳の奥に、右之通相定上は、來十月二十五日限可ニ皆濟一、於ニ相滯一は鑓責を以て可ニ申付一者也と認たるあり、按に、鑓は譴字のあやまり、蓋此御時譴責を艸字にて認めたるを、鑓に解し誤たるにて推せば、御收納の法假令古より傳はる明制あれども、是を捜りて古制に協はせんとする遑は有まじく、まして庸吏は古典によらず、只ひたすらに前代より行ひ成る法をつぎたるのみ、誤あることわりに候、慶長中の收納帳の振合、假令高五百斛何郡何村、此取米貳百五拾石、此納次第米百廿五石・永五拾貫とする類皆同じ

愚案に、此御時は永樂錢を古額法に當行ふ、依て永樂錢壹貫文は今の金一兩に相ひとし、且天正前知行一貫文の土貢米五石を世上の平價とす、ゆゑに此收納の永五十貫文には、二米百五十石に當る故、庸吏は田の高を高と心得、畠の高を糢高と心得候より、法意あやまりと成候は、口惜しき事に候、此收納の米百廿五石、是を永樂壹〆文に米五石直に見候へば、永廿五貫文に成、但水田の土貢は米

にて納め候、若永納に致候へば、畠の土貢永の半分にて、水田の租は輕く、白田の租は重く、輕重反復の租法に戾り、御國の法制に背候、或人云、土貢米納を高に直す、假令米百廿五石ニ因して、貳百五十石と成を田の高とす、納永五十貫文へ五石を因し、得る數二百五十石を畠の高とし、田畑高合五百石と、予云、然らば田畑の高は米か、如何、或人云、米也、予不ㇾ服、又一人云、高は水田に生るゝ米を元とす、假令ば水田一反に生るゝ米一石のゆゑに、其一反の高を一石といふ、夫土貢は五公五民の法則、一反に生るゝ米一石を、公民の二分にわけて五斗上る、是を五ッ物成といふ、此ゆゑに取米の五斗へ二をかけて、高一石なるを知る、又四公六民は、公納四斗上げ、民へ六斗のこす、四公を四ッ物成といふ、又畠の高は一反に生るゝ穀を籾一石とし、高とす、土貢は五公五民の割にて、籾五斗上へとり、夫を代納にするなりと、予服せずして云、文祿の制田の高は、上納する籾のかぎりを額といふ、米にはあらず、畠の高は雜穀上納の額也、其雜穀の殼を去り、夫を取米といふ、雜穀の殼を去りたる麥稗の米なり、夫を米にかへ、又永に代て上納する也、此譯次に詳に可ㇾ申候

愚案、上納米百廿五石を、慶長中の値永一貫文に米五石に代る時は、永廿五貫文に成、賣買はかくてもあるべし、收納の法、田の年貢は米を取る、畠は穎を取、穎錢の法籾一斛を一貫文とす、名なり、法なり、依て收納に此法を用るときは、米一石にも代る也、則慶長中世の價には拘らず、永一貫を

米一石に代て、五十貫文を米五十石に代へ、田の米百廿五石と合、取米百七十五石と沙汰せられたり、米百廿五石に二因するは倍數の二也、米の倍貳百五十斛は、則文祿の籾高也、米にあらざる、以て知べし

高籾貳百五十斛へ五因して、千二百五十斛は其田の收穫也、若凶毛にして八分の年なれば、此收穫千斛に成、土貢は土の出すに任せ二百斛をとる、是此年の土貢高也、此取米百石に成

畠亦八分の年なれば、此取永四拾貫文に成、四十貫文に五因して得る數を當年の高貳百斛とす、田の納米を倍して、籾二百斛を當年の高とす、田畠合高四百斛は、當年の土貢高也

高五百斛の入米五百俵、但三斗五升入一俵の割、此内に貳斗五升は田方、一斗は永百文畠方の上納なり、高五百斛は御定の國高也、其入米は知行所より藏入する所、御定の額也、蓋此制は人知を以測り定る所、天地の變は人力の所レ及にあらず、されば田畠の作物制に協はざる稔あるなり、其年は收穫を量りて土の出すに任せ、古制に則り十而二の租を取、五分の一と同陸田は水田の土貢の四分を取は、古の不三得七の法、以て田畠平均高一斛の土貢米三斗五升をとる、則八分の稔は國高一斛の取米四斗、畠の國高一斛の取永百六拾文、米に代て一斗六升に成相合米五斗六升を田畠の國高貳斛國高なりに算し、平均國高一斛に米二斗八升に成、是を貳ッ八分成の年といふ、如レ此して惣國高五百斛の取米百四拾石を、三五人の俵にして四百俵、則一俵を高一斛に當て、當年の物成高四百斛に成、御定の國高に百斛減あ

るを量り出をなす、是量入爲出法、據て行べきゆゑんなり
或人の說に從へば、納米百廿五石、是を慶長中永一貫文を五石直に代て永廿五貫文、此永を法の如米廿五石に代て、納米となさば、此水田高貳百五十斛の收穫、據ニ古法ニ六百廿五石より輸す租米廿五石は、二十五分の一の輕稅にて、御國の租法に於て、古より未曾て聞ざる輕稅にあたる也、憶に水田は佳穀に而、高貴へ貢する御食の供なれば、古より其價貴く、且今より一千有餘年前弘仁より、周禮の租法に同じき十而二の定なるに、慶長の御時二十五分の一の輕稅を行玉ふべき謂なし、宜合考べし
東國の畠、土地の形勢上方に及ばず、其作物は大小麥・大小豆・粟・稗・黍等の麁穀、夏秋二毛の陸種のみ、今や泰平の餘澤にて、木綿・麻・茜・藍・烟草・瓜等の諸作を營に到るといへ共、薄地のゆゑ、上方の益には所詮及びがたし、況慶長中には是等の作物は營べからず、蓋古へ不三得七の法を以行玉ふは本より、陸田の租は水田の四分を取法、疑所なし、世移りて東鏡、將軍家御上洛の用途を國々へ課せらるゝ條に、白田一丁半、以水田一丁に准と、今の本に載たる一丁半の一は、必二の字の一畫かけたるにぞ、按ずるに、白田二丁半を水田一丁に當るは、則水田十町の四分一の二丁半なり、水田の租米五斗の四分一は、白田の租米の二斗也、（永二百文とす）慶長の御時、此立法たる事疑なし、然るに或人の說の如く、白田の高二百五十斛の租永五十貫文へ五石を因し、得る米貳百五十石を高とすれ

ば、白田の高は農民にのこる所なく、皆上納させる法に成る、但水田の米貳百五十石の内廿五石上納すれば、農人方に殘る米貳百廿五石あり、因て畠には殘所なく成共よしといふ共、予は肯はず、如何なれば、水田高貳百五十斛の收穫米五百石、陸田高貳百五十斛、夏秋二毛の雜穀、水田の糲の收穫に倍増を得る共、價賤しければ、水田の米五百石の利と相均し、此土貢永五十貫文を米に代へて五十石上納に成に於ては、收穫米五百石の十分の一の貢納也、白田の租永五十貫文、（米にて五十石）水田の租米百廿五石、合て米百七十五石を三五の俵にして五百俵は、則國高の五百斛、高一斛に一俵に當る御定制は是也、或人の說に從て推レ之ば、此御定制に當らず、誤しるべし

慶長中被レ行たる御收納の法は、則古の不三得七の傳をつぎ玉ふ也、かしこくも今の御代の立法かくあるべき御事と仰ぎ奉る所也、然るに慶長十二年の冬永樂錢御停止被ニ仰出一いく程なく同十五年の六月伊奈殿卒去し玉ふ、此侯世にましまさざれば、假令水田の取米へ二因して得たるを、其田に生るゝ米也とし、高は則生るゝ米也と解し、而して白田の取永へ五因するは、則時價永樂一貫文に、米五石以て代へて高となす事と心得、稅法に協ふや叶はざるをも察せず、みだりに五公五民と唱へ、白田の稅も又五公五民の法に押當て糲とし、高糲を二分して、一分の糲五斗を五公法に協と自らゆるし、米は永樂一貫文に五石、糲は永樂一貫文に十斛とし、則十石を以白田の取米五斗に代れば、穎錢五十文の數位也、蓋時人永樂錢を知つて、古穎法あるをしらざる人も有り、依て穎錢五十文を京錢に直してと

る、此時大かたは京錢三文を以て永樂一文に代たるべし、則京錢百五拾文を白田高一斛の上貢とし、收納割付帳に、上畠一反取永百五十文、中畠一反取永百廿文、下畠一反取永九十文抔と割付帳に記し、此錢貫は京錢（京錢は一枚重一匁なき濫制の錢なりよつて價安し）但永樂錢御停止の後、此京錢を永樂と收納帳にことわらざれば、世の通用の錢三文五分ともなれば、不足に成ゆゑ、百五十文の外に二十五文をましてとる爲に、永樂とことわりたるべし、本永を京錢に直したる錢なれば、眞の永樂錢にはあらず、然れ共永樂といへば人人合點ゆき、時の宜しきに協候ゆゑに、斯く斷りたるに候はん、夫が流例と成候て、今に古穎の法あるをしらざる人も候て、永は永樂錢に始ると被ㇾ申候は、伊奈殿以來の庸吏が見謬候法を繼候て、古穎の法あるを曉らざるにて候なり

慶長中、伊奈殿の法永一貫文に五因して、得る數を高五斛と申たるは、歸源の捷徑法にて、五因の五は法にて、米五石の事にあらず候、如何なれば、白田の租は水田の租の四分をとらざれば、古の不三得七の法には協はず、水田の租は古より十而二をとる、其米五斗に候、此水田の租米五斗の四分二斗とり、穎に代へて貳百文は、畠の年貢に候、此永貳百文は、もと白田の土貢麁穀の米五斗に候へば、貳百文を四除して得る數の五に候、又貳百文へ二五を乘じ、得る數もまた五に候二五は十數を四除して得る數にて、四と二五とを反復して因除の法に用ひ、五斗を五除して得る數を高一斛とし見候へば、五斗へ二因して得る數一斛のゆゑに候、五は十數を二除して得る數、二は十數を五皈して得る數、

これを反復して、伊奈殿は因除法に用られ候事と被ㇾ存候、扨白田の高は麁穀の一斛に候、是を二分して得る數、麁穀のからを去りたる米五斗に候故、取石五斗と申にて候、又高一斛を二分しても、五因しても得數は同じく候、夫を取米五斗と申、又五ッ取とも申のみぞ、米とは諸穀のからを去を云詞、則字義に叶ふを察せず、麁穀の米をも稻の米と同じく見者もあるにて候、扨取米と申を田とし、取石と申を畠に用たき事に候、取石五斗を麁穀の米と致し、則二斗五升を以稻の米一斗に代へ、取石五斗を米二斗に代へ、又永二百文に代へて上納いたさせ候は大法に候、此算二五を以五斗を除き、得數の貳斗に候、又五斗へ四因して、得數も同じく貳斗に候、此等の理に候へば、永二百文に五因しても、また貳百文を四除しても、本源の一に皈し申にて候、餘り無造作に候へば、人惑申にて候

右のことわりにて、慶長中世價は永樂一貫文に米五石に候へ共、價にかゝはらず、收納の永一貫文を米一石に代へ、又白田の取石は二石五斗代に代候、御國の大法としり玉ふべし、此法を心得違解し誤り候は、恐くは伊奈殿卒去し玉ふてより、後の庸吏のいたづら事としられ候なり

今の田法を解し誤り候始は、伊奈殿の後と申拙案の一證は、訟獄官に律令大秘錄と題せる御仕置裁判見合の書の、其書の二卷に、古例見合の事とある條に、左の文の條、蓋原本寫誤脫文ある歟に候、其文愚注左に出候

○上方關東一村高割、鎌倉水とありて、以下如何にも解しがたく候、蓋鎌倉の下、水は永字の誤なるか

如何
本文
一上方關東共、一村何百石と究候を考るに、元來田畠共米取のつもりと見えたり
愚ひそかにいふ、此說前に拙が妄談する所に合考玉ふべし、伊奈殿世にましまさば、如ㇾ此の誤りには成べからず候、かく成候は、口惜しき事に候
本文
關東筋は下地多く、畑かち米不足のゆゑを以て、永取にするは、御上よりの御用捨なり
愚云、關東は田畠五分々々或水田六分、陸田四分、平坦の地多く、川有と雖、用水を引候には便利よからず、且つ薄田のゆゑに、水陸各一作づゝいとなみ候て、上方の如く水田とし、又陸田に代へ、一田以て水陸の二に代田致事成がたく候、依て土地は廣く候ても、上方の田地少く、利の多く候には及がたく候、問、上方の田地は稻を收めて、大小麥・菜種を作り、又藍を作り、これを收め候て稻を作り、又は木綿を隔年に作候よし、扨綿の實を桃と申は、形の相似たるにより候詞に可ㇾ有ㇾ之、此桃三つ四つにさけ候て木綿を吹候、此綿の秤目六分五厘より七分に到り候、次は六分より四五分、畠のうね長六尺に綿十八本候へば、三分交に一本づゝに候へば、一步には五十四本あるべく候、上作は此一本にも十五六、一步に八九百、此一つに綿實共に秤目六分は、すべて五百匁、但一反三百步の內、半分明きうねと致し、全百五十步にとる實綿七十五貫匁、此毛わた三十七貫匁を平野目と申、一升貳百廿匁に秤り、百七十斤を時の相庭一斤の代を銀一匁に計り、百七拾匁內銀六十匁に貳拾

匁づゝ、糞代分を引、銀百〇七匁に成を、米一石代銀四十匁に積り、此米二石六斗二升五合の收穫にあたり候へば、大概稻六十六束、此石もりは十三二にあたり候、但木綿畠の石盛は、十六七より十八九も可ㇾ有ㇾ之候、十六は收穫米三石弐斗、此實綿は一反に九十二貫匁、又石盛十八に均く候、實綿は一反に百貫目餘を收穫可ㇾ致候、但上方綿毛見の法、十斤を籾一合一勺にあて、一坪に桃廿五、木數六十本、三本に桃二つ半より、次第々々廿斤より百斤、籾一升五合一本のもゝ四つ一分六厘抔と積候由、愚按に、大概百斤を法と致すにて可ㇾ有ㇾ之候、乍ㇾ去上作は三百五十斤吹、此籾三升八合五勺は一坪の桃九百、綿木一本に付桃十五と候へば、是は一反に而一萬〇五百斤、二千三百十貫匁に當候收穫の場所も可ㇾ有ㇾ之候、又籾三升八合五勺は、一反の米五石七斗七升五合、此稻百四十四束三分七厘五毛、此石盛弐十九に近く、一反の土地にて、我今の高二斛九斗に當り候、土地狹くして關東の土地の廣きにまさる一證に候、關東筋は下土地畑かちにて米不足の故、永取に被ㇾ成たるは、御上の御用捨也と被ㇾ申たる、一通は聞え候へ共、是は乍ㇾ憚地の理を悉されたるには無ㇾ之、揣摩の了簡と可ㇾ申候、永とりに致候も、又上方三分一銀納に被ㇾ成候も、水陸種の別を立たる大法に候、甲乙の違は土に任せ候所に候、能々合御考可ㇾ被ㇾ成候

○本文五つ成に取積、不成と極といふ、もと本文にあり、案に、是れは石盛のきはめといふもとあるを轉訛したるか上中下共石盛通には田畠共不ㇾ出來ㇾゆゑに、不足の旨と有、解しがたし一毛に引立るゆゑ、一村平均しては、五つより內三つ四つ、夫より內にも成

愚按、五ッ成は文祿の制、籾のゆゑに、籾の半分を米にて上納させるゆゑ、籾高一斛は米にして五斗に成る、又籾三斗は米一斗五升に成、皆籾を半にするを五ッ成と申候、但一反の高一斛に極る田は、一反の收穫米五俵、古への一反一人食を出す土地に協候へ共、其田所の便利よきと、あしきとにて、農人の利不利候へば、いづれも均しく利を得させ候様に、五俵取候田を中にも致し、上は五俵半どりとして、石盛を十一に引上げ、大上を六俵取の割に引上げ、石盛を十二と致は法に候、但此制を立玉ふ天正文祿の御時には、諸國諸郡億兆の田の正しに候へば、中々一一に詳に驗定し定らるゝ様には、行とゞき申間敷候へば、其郡其鄕は假令十三・十一・九・十・八・六等に法を立候て、土宜に拘らず皆一槩の石盛にて、大まかに定られたるに可レ有レ之候、夫故乍レ憚國高には不平なきにはあらず候へ共、一反々々の積は大方平らに致し候、依レ之是を均田と申に候、扨税斂の法は其土の出すに任せ、高重く候へば、税則を輕く、高輕く候へば税則を重く致し候、是を均輸の法と申にて候、扨大上の石盛十二に引上るは、其の田の在所水旱の憂なく、萬の障なく、耕業の都合宜敷候故、其利の分に壹俵をまし入たるに候へば、實地はきはめに隨ひ、六俵の收穫は出す間敷候、矢張五俵收穫候共、六俵收穫の割合にて、是は六ッを取候、上田同じことわりにて、五俵半とりの割に引上げ、是又五ッ五分取りに致し、扨中以下は萬の便利あしき田處に候へば、實地は五俵取候とも引下げ、四俵半とりの割にて、石盛九ッに四斗五升四ッ五分に同とりに定、下々田は四俵取に引下げ、石盛八ッ

に四ッ取に引下げ極候ゆゑ、一反の上へには甲乙候へ共、五等平均致し候へば、則一反は五俵取、石盛は十年貢の取米は五斗に候ゆゑ、五ッ成の極を成に候、但これも又人智を以測り定所に候へば、實地はいつ迄も人のきはめに叶可ㇾ申いはれは無ㇾ之、年々の氣候に據り、三ッ成・四ッ成、夫より內にも成筈に候、假令二ッ五分成・三ッ成に候共、夫は米にて候得ば、米を倍し候へば籾に成、其籾則共年々の收納の高に候、尤知行高は國高に候へば、御定の通りたるべく候、收納の高は年々にかはり、定りは無ㇾ之候、猶又御定の國高には、乍ㇾ憚不平候へば、輕く候邑は稅則を引上げ、收納高をますし候て、知行主の德分に可ㇾ被ㇾ致候、又御國高土地不相當に重く候はゞ、稅則を引下げ、收納高少く成され、知行主の損分たるべく候、知行主損なく被ㇾ成候はゞ、邦本凋衰必定の事に候

○本文五ッ取に極たる證據には、不納共定納（此下文役役賴高とありて解し難く候、案に浮役諸課役の事か）高に詰、知行渡に成ときは、古來より米は貳石の高に詰、永一貫文は五石の高に直す、何れも五ッ取に當る、是を以考見る時は、石盛五ッ取に當る積、（下に時之事と有、解しがたし）定法たるべき也

愚按、五ッ取は前に申通、石盛は則年貢上納額の籾に候故、法五をかけ候へば米に成、又法二に除候ても、但年貢の籾は刈稻の籾、水氣あるまゝを直に半して、籾の半分を米とし取法に候、詳には度量衡を明かにして、此別を御解得可ㇾ被ㇾ成候、是石の米へ二を因し、得る數は籾貳斛に候故、是を高と申にて候、又一石を五除して、得る數則籾二斛の高を得申候、此二は籾に候、五は米にて候、

又永壹貫文へ五囙して、高五石とは申候へ共、此五石は慶長中迄、永壹貫文に米五石致候價には無レ之候を、同樣に心得候は未レ考の致所に候、古來より白田の作物は麁穀に候へば、租は水田の四分をとり申候、假令水田の租米二斗五升に候へば、白田の租は壹斗に候、此水陸の租米合三斗五升、則土地平均一反の田租に候、古は是を不三得七の租法と申、今は是を本米と申すにて候、扨數一を四除致候へば二五と成候ゆゑ、白田の税は、麁穀の米二石五斗を以て米一石に代へ、又夫を永一貫文に代候て上納致にて候、麁穀の米二石五斗は、穀倶に五斛に候、是を白田の高と申にて候、二を因し得候數は、五除すると同く候譯は、前申斷ると相同く候、扨永一貫文へ五石を因し、高に直すと申は省略の詞にて、此五は件の二石五斗を倍したる數の五斛にて、則売ある雜穀に候、然るを慶長時分被レ行候世價、永樂壹貫文に米五石直の五石と見候は、甚しきあやまりに候、又五つ取と申は、籾一斛よりとる米の五斗、又雜穀十斗よりとる米五斗と申儀にて、各其半をとる法の事に候、律令大祕錄の書さへ如レ是、水陸田の税法不分明に候へば、如何樣世に被レ行候田法の不分明は、ことわり至極の事に候

○本文 一永一貫文を五石替の高に極、其趣を考見候に

愚按、此句にて五石は米なるや、籾なるや、雜穀なるや、又價なるや、不分明しるに足り候也

○本文 今以鎌倉中に永高有レ之、鎌倉の永高と申は、古來の永高に可レ有レ之、今東海道筋に永高場有レ之

候得共、鎌倉風とは違ひ候、鎌倉之儀、高壹貫文といふは、千坪の場と申傳へ候、爰を以考見る時は、五石替之極に起り、添地永高に詰る時は、定納物故の事也

愚按、諸田法書永高の不分明なるは、御軍用高は知行藏入の十分の一をいふなりと解得せざる故には、蓋永高行はるの時、知行田一町を壹貫文とす、壹町の積天正に三千坪に定玉ふは大法に候、然るに鎌倉千坪を以壹貫文の土地と申、此一貫は壹町を盃して申に似候、然らば壹反は百文に當、其租米五斗は古來の大法、永樂壹貫文に五石直は、則一町の租米に候、準ㇾ之五斗は、則永樂百文にあたり候、善庵淺川氏が分田備考曰、相州鎌倉郡の永別は無反別なり、永一貫文に千坪といふも、申傳のみにて證とすべき事なし、久保田十左衛門御代官所之節、御勘定所より御尋有ㇾ之故、村高相記し、寶暦三酉年九月、永別五百文に付反別壹反之由被ㇾ申上ㇾ、以後跡支配御代官へ申送に成、今は右之積にて取扱事也、尤鎌倉郡定免にて、畠多く田少き故、破免もなく、古來より檢地せし事もなく、定免にて永壹貫文の地に不同有ㇾ之、一定せざるべし云々

又鎌倉大町の割付年號不ㇾ知を見るに、左之通

高拾七石一斗二升七合　　上田永八貫五百六拾三文五分　　百文に一斗取

取米八石五斗六升三合五勺

高四斛九斗七升二合　　上畑貳貫貳百八十六文　　百文五十文取

取永一貫百四十三文

高三斛壹升七合　　中畑壹貫貳百四拾八文八分　　百文に五十文取

取永六百二十三文四分

高三十六斛四斗三升五合　　棟別拾八貫貳百十七文五分　　百文に五十文取

取永九貫百八文七分五厘

愚案、上田は高へ五因して取米とす、此法文祿制の高籾を米にして上納する例に同じ、又永百文を米一斗に代るは、則慶長中にも用られたる、頴法壹貫を米一石に代ると同じ

白田の法に見る所棟別の稱は、前代軍役をかけ取時のならひ、今は屋敷の事成べし、扨屋敷は上畑に準し、上畠石盛十なれば、屋敷も亦十也、上畑石盛十以下二斗の差の例にて、中畠石盛八ッ、下畠石盛六ッ、石盛水田は籾、白田は雜穀なり、蓋伊奈殿歿し玉ふて後は、水田の高を米、白田の高を籾の如く見られたる吏ありて、遂に後吏謬をつぎ、正に皈さずして今に及ぶ也、此鎌倉の高は、籾を米にして永高とし、永高の半を取永とする法、蓋上畠は五ッ、中畠は四ッ、下畠は三ッ、則石盛の籾の半也、取永は米の半分をとる、扨は白田の租は、水田の租の五分をとるに當り候ゆゑ、上畠は高一斛に永二百五十文、中畠は永二百文、下畠は永百五十文にて租重く候、如何様此高一斛（これを壹貫文と云か、しるべからず）の地面千坪あるにあらず候はゞ、農者立がたかるべく候

又遠江國榛澤郡下長尾村永百四貫百六十一文、高五百二十斛八斗五合とするは、則百〇四貫百六十一文へ東國二石五斗代を以永へかけ、得る籾雜穀の米なり、倍二四にして五百二十斛八斗五合は雜穀の高なり、此數理にて永へ五因して高也

又周智郡某村割付、下田六畝歩、高四斗五升・永九十一文、中畠一反八畝拾二歩、高一斛六斗五升五合・永三百三十一文二分等見ゆ、愚案に、下田一反高七斗五升にあたり、則文祿の制此下田一反の年貢の籾也、但此村の高は天正の米高のごとし、然らば一反の租米七斗五升は、收穫米七俵半に叶ふ土地成歟、然らずんば苛に過べし、扨高の米四斗五升を五石代にて永九十文とす、是は慶長時分の價にあたる、今にしては一反高七斗五升、此取米三斗七升七合、これを永に直せば三百七十五文、是を今の價八斗に直せば米三斗に成、但是を輸す農者は中正とすべし、是を收る知行主は不足とすべし、又中畠は一反八畝拾二歩、高一斛六斗五升六合・永三百卅一文二分、愚案に、此中畠一反の高九斗高の五分一、永百八十文にとるは古來の法、則此中畠この法に相當る、以て推せば、上畠一反高一斛・永二百文は、中正に叶ふ租法也、此村水田の斂法は、此文書に見る外別に法あるべし、猶較して闕を補玉ふべし

本文五石替に極る起りの考を云、其考未を論ずるのみにて實なし

○本文石盛大抵十五といふは、中より上の場所故、上田の位に見て、一貫文へ五石をかけ、三を以割は

五石に詰るは、鎌倉の永高の積りを元にして、古來五石極たるよしなり

愚案、石盛十五は沃田にて、一反の收穫米七俵半、古へ云一反半に協ふ上土地の石盛也、又平均一反五俵半收穫の土地の石盛、大上田にあたるなり、若本文に申されたる中より、上の場といふときは、平均七俵半を中位にして石盛をつくらば、上は八俵半、石盛十七、大上は九俵半、石盛十九なり、北奥の田所は是より增さる收穫あるべし、然を石盛十五を極とし、是を三分にして、五斗を得て高に詰る法を立る如く考たるは、如何といふべし、又本文一貫文も五石をかけるとあり、五石の上に拾字あるべし、一貫文へ拾五石を掛る、是を一町三千坪に生るゝ米と見ていふ歟、愚は是を文祿制の年貢籾と見て、籾十五斛へ五因して、得る數籾七十五斛を收穫とす、此籾は十五人食のゆゑに、此高を十五斛と見るなり、是を三ッに除ば、千坪に五人食を出す上々土地なり、但五人食の籾廿五斛の百坪に二斛五斗、半人食十坪に二斗五升、一坪に二升五合、一反に米七俵半、石盛は十五也、百坪の高五斗に當るは、半人食を出すゆゑ也、然るを解さず、鎌倉永高の積を元にして、古來五石桝に極たりといふは、誠にあやしき論にて、天下刑獄の見合とせる書に載て示すことは不レ被レ存候也、不レ憚愚按を誌し、後の訂正を乞

○

慶長中錢穀の價の大略、及白田の租は二石五斗代の事

當國佐竹殿の領せる郡村は、慶長六年に沒收せられ、同七年より御檢地あらためられ候て、御國高定給ふ、蓋佐竹殿の時、慶長二三年より五六年迄の間、農人役多く候へしやらん、殊の外の荒廢田に候、慶長七年の御檢地に、此荒廢の分引捨に成るゆゑ、此時の墾田國高、少くも七年檢地の後、國民追々安堵耕につき候樣相見ゑ候共、用水備らざる處多く、又風旱の患候て、五七年が間は、定の高に藏入は成ざる歟に相見ゑ候、且つ永樂錢行はれ、京錢は永樂一貫文に三貫文以上四貫文に代候樣相見ゑ候、右錢の價の事引證する古書あまたの中、明の隆慶六年御國の元龜三年にあたる、此時御國人明國へわたり、かの海邊を侵す、かの國人是を倭寇といふ、是を防禦の爲に著したる籌海圖編に、倭國事略の條に曰、「倭人好二古文錢一、和不二自鑄一、中國古錢而毎一千價銀四兩、若二福建私鑄錢一毎一千價一兩二錢、唯用二永樂開元二種一」と載て見ゑ候

案に、明人の一兩は大概我十匁、四十匁は則明の四兩、蓋砂金一兩四匁、銀は金の十倍四十匁に代へ、開元永樂の二種一貫文に代へたるべし、此時東國にて永樂錢を用ひ候價これにあたり候、又私鑄の新錢を此時鐚錢と申、又京錢と目し、一貫文の代明の一兩、二錢は十二匁、これを金一匁二分に代て見候へば、金一兩に此錢三貫五百文にあたり、永樂開元の二種一錢に、此錢三文五分にあたり候

○宇津宮氏文書、天正八年八月秀吉公より給狀に、金一枚永樂錢廿貫文、鐚は三文の事、按、此事公

より京都へ金三十枚進獻あり、宇津宮家へ此金の役を課せられたるべし

○紳書に、大判一枚を銀四百二十匁に通用す、これ金一匁を銀十匁に代る、一當ゝ十の割合、此時上方小判一枚、重四匁貳分に代る永樂錢貳貫文、鐚錢は六貫文位、東國は金一兩に永樂一貫文、鐚錢は三貫文より四貫文、東西物價の差かくの如し

梵舜日記、慶長十二年十二月五日に、御くら米幽齋女房衆通辨、米九十石餘を沽却せしめ、銀子一貫目餘也、但銀子百匁に付四石八斗五升替の定なり、案、銀子百匁に四石八斗五升は、九十石の價銀一貫八百五十五匁六分七厘、本文一貫匁餘の間に脫字あるべし、但件の銀を四匁の一兩にして、四百六拾四兩に近し、これを本金四十六兩に見候へば、金一兩に此米二石九斗餘大概貳石成べし、前きの砂金の割合にすれば四石に成べし、又黑田家財用定則に、米一石三斗代銀六十匁平均に見ゆ、但此時分西州には鈔ありて、東國の物價と大に異成べし

○慶長十二年丁未九月二日、伊奈備前殿判の收納割合帳の傳はるを見に、高九百拾三斛三升の村、此年田畠倶旱枯多く引去りて、殘有毛のとりつけ都合納米貳百七石七斗、永樂合廿六貫五百廿文と見ゑ、村高の下に五拾四貫八百文と載たるは、如何成譯歟、此外所見なし、依て愚按に、納米貳百七石七斗は、則倍して籾四百拾五斛四斗、此年の田高也、永樂廿六貫五百廿文へ二石五斗をかけ、得る數六拾六石三斗は雜穀の米に而、則畠の取米なり、倍して百三十二斛六斗は雜穀にて、此年の畠の年貢高也、

田の高と合五百四十八斛、此年の收納高なり、此十分一五拾四斛八斗を軍役高に呼んで、永五拾四貫八百文と載たるべし、據て按ずるに、此時前代の餘臭にて、國野俱に軍役高を唱ひ、何某村は何貫文某村は何貫文の處と申傳へたるべし、慶長の高九百十三斛三斗三升は、前代の軍役高にして九十一貫文餘、大概百貫文の土地成べし、然るに此年旱枯して五百四十八斛の收納と成、三百六十五斛三斗の損あり、此損有て九百十三斛餘の軍役は出し得べからざれば、收納相當の軍役を出さしむる爲に、收納割付帳に軍役高を記したるべし、伊奈殿治民の法の詳成、欽慕に堪たり、又按、直江山城が遺法に四一高あり、是は其年其村の收納額を、其年の高にして扱ふなり、良法と稱すべし、又田の高を生ずる米と見、畠の高を籾と見る、其愚按左の如し、納米貳百〇七石七斗は、所ゝ謂五公五民の法にて、農人に殘米も貳百七石七斗とし、公民合米四百拾五石四斗は、此年總田方に生るゝ米とす、扨永樂廿六貫五百卅文は京錢にて上納也、是割合永樂錢壹貫文を四貫文にて代る鐚錢故、四貫を以て廿六貫五百廿文を除、得る數永樂六貫六百三十文也、扨此時分永樂一貫文に米五石値の故、畠の代方は永樂一貫文に籾十斛直にして、則六十三斛三斗を公納の籾とす、農人へ殘籾六十三斛三斗、公私の籾合百三拾貳斛六斗を、此年の畠高とす、田の高と合五百四拾八斛

○慶長十五年庚戌六月、伊奈備州忠次御年五十七にて卒し玉ふ、此年の割付、佚世に在し時行玉ふ法に據て、某村高三百廿七斛八斗二升、此取米貳百五拾四石五斗五合、此納次第米四拾三石貳斗七升、

永樂四拾貳貫貳百四拾七文

按に、此割付世に行ふ五公五民の法に候はゞ、此村高三百廿七斛餘に候へば、上納米は高の半分百六十三石九斗一升なるべきに、是に二百五十四石餘に候へば、七分八厘程の公納、貳分二厘の私納に當り候なり

按に、此時永樂錢御停止の後にて、京錢永樂混じ行はるゝの時、依て畠高假令十・八・六三等の租、上五斗・中四斗・下三斗を、籾十斛代にて、永五十文・永四十文・永三十文成を、京錢に直し、百五十文・百廿文・九十文とし、是を通じ易き樣に永樂をことわり、割付を降れたり、依て此割付永樂四拾貳貫二百四十七文を、上中下畠の小割夫々へかけたるを、都合せる處の京錢也、此實の本頴は拾四貫文成べし、夫を京錢四十二貫四十七文とし、永樂とことわり、上納させ候なり、今私領所に行ふ畠段取永の村々は、此割合をつく處也、扨此永樂へ五因して、得る數を畠高二百拾一斛二斗三升五合とす、案に、五因は二除すると同、二除する時は、永二百文に一石を代へて、二百拾一石二斗三升五合としる、又五因は永一に五石を代て、則二百拾一石二斗三升五合として、此時分一貫文に米五石値なれば、こゝに得たる高も米の如し、扨田の納米四拾三石二斗七升を倍し、八拾六石五斗四升は籾に候へ共、此時の束は矢張米と見、畠の米と合二百九拾七石七斗七升五合を、□此年の高と見る也、これを本高に差引候へば、本高の內三拾斛〇〇四升五合減は、凶毛の引方に候なり

慶長廿卯年、（此年七月十三日、元和改元）某村同高の收納割付帳取米二百六十一石六升九合、此納次第米五拾石、永樂四拾貫四百三十六文可レ納、永樂一貫七百七拾八文、此漆二貫五百四十匁、漆にて可レ納

按、畠方の收納永樂とことわりとも、此錢は京錢なり、納次第貳百六拾一石六升九合之內、米五十石を去れば、殘貳百拾一石〇六升九合これ畠の高なり、此高を米と見候て、五石代にして永四十貳貫貳百拾三文、此內にて漆貳貫五百四十匁上納させ、其漆代を京錢にて壹貫七百七十八文下へ給候也、これらより追々米永納の不足を課役にかけとりて、不足へ足す習はしに成たるべし、此水田の高を米と見畠の高を籾と見る等の誤より引起すもの歟

元和三年令、壹俵三斗五升入の外に、三升をまし入三斗八升、藏納の俵入と成る、愚按、此法田六分、畠四分の斂法に協へり

又按、文祿制の田高五斗は、天正の高二斗五升を倍したる籾なり、文祿制東國の畠高は大小麥・粟・稗なり、收納は田畠倶に浮甲を去つて米を納るなり、但雜穀の米は賤しく、高貴の御食に供するものにあらず、依て是を錢に代へて上納する也、其法永樂錢行はれ、米價いやしき時分と、永樂錢止み米價追々引上る時分に成候ては事物動き、前吏が立法行難く成候やらん時に、宜しき法を立行はれたるべし、假令雜穀五斗を以籾壹斗に代へ、是を顆錢百文としたる、此顆錢の百文を米一斗二升五合に代へ、これに田の米貳斗五升五合を入を合三斗八升、則田畠高合平均壹斛の收納とするに當

る、又額百文に米一斗二升五合は、壹貫文に一石貳斗五升に成る、是を上方の石代とし、倍して二石五斗を東國の石代とする法にも當る也

又三斗七升五合の三分一壹斗貳升五合を甲州の小切、三分二の二斗五升を甲州の大切の法とするに當なり、但小切は畠年貢、大切は田の年貢に當る、これは籾雜穀のわけなく一整に米を取、米の内三分の一を代納にさせる法なり、かくても又法に叶ふなり、按に、此御時諸郡の御代官、其土々の宜しき處を撰み、收納の法を立設たるべし、蓋法異なり候とも、其意違はず候は、歸す處一途に候

按、慶長中畠方の石代五石を以代永收納させたるに、元和の末より二石五斗代にあらためたりといふ說に候へ共、未レ考候、二石五斗代は、慶長中に被レ行たる法に候、本よりからを去る米に候へば、其米貳石五斗を以米一石に代へ、夫を本額一貫文に代る大制に候、然るを寛永中より始て二石五斗代被レ行候と申は、慶長中より後いづれ三十年間の俗吏、時の宜しきに處し行へ候て、御國の古制今に傳はり行ふとは夢知らず候やらん、扨石代二石五斗の法縣官に行肇めて、古制土地平均の收納三つ五分に復し、然して後水田六分、陸田四分の法を得候て、三斗八升を壹俵の入にきはめ玉ふにて候はんか、(此段漢の制度の立ち備ると同意也)御料所は周の天子十が一を取て、軍役は諸侯より出さしむる例に似候て、本税三斗五升の外に添輸たす、軍糧五升の役はなき歟に候へ共、慶長中より代官給は加徴被レ致候、元和より壹の入三斗八升に成候は、三升をまし玉ふ也、外代官給壹升壹合四勺、享保中より御傳馬役

高百斛に米六升、六尺給向に、米貳斗御藏前用向に、金壹分を米貳斗五升として、相合米五斗壹升、これを三役といふ、此分高壹斛に五合一勺也、是を本税三斗五升に加へ三斗九升六合五勺、是にこしらへ・運送等にこぼれ分三合五勺添て四斗入一俵の收納法にも成候なり、此例小給所に多く候、諸侯の領は三五に軍糧米五升を加へて四斗、外に二升を加るも有ㇾ之候、但本米三斗五升に軍糧米五升加へて四斗、此餘代官給一升〇五勺十斛(マヽ)夫貳升、外こぼれ分二合餘加へ候て、壹俵の二合餘加へ候て壹俵の入四斗三升貳合六勺、藏米出の領も有ㇾ之候

諸侯の領に、元和慶長時分文祿制を以行はず、時に宜しき法以て收納せし例を、かはる〱受つぎ、今日にいたり候ても、水田の高は其田にとる米、石もりの法、則其田に生るゝ米の石盛也と申、生るゝ米を公私の二分とする大法の故に、是を五公五民の法と云、案に、田はかく申共可とすべし、陸田の高は唯受つぎたる法にて、高壹斛の取石五斗を、或四石代・三石八斗代にて、永百廿五文、又は百三十二文とか、是を慶長中の吏糺十石代にて取、石五斗の代永五十文を、京錢百五十文、又は百八九十文に直したるを永樂と號し、段取としたる法に較れば取不足、よつて五つ取の外にまして、五ッ五六分をとり、或六ッ七ッを取、夫を三石八斗代にて、代永を百七十文餘にしたるも儘有にて候、かくましく候ても藏入不足候故、諸雜穀の課役を起し、不足を補ふ法を立設今に及候、かく煩はしき法を立行へ候より、早く文祿の制は收納のかぎり、糺の額と決着致し、吃と眼をつけ法をあらため

候はゞ、御國の制に協へ可レ申處、法に無レ之法を相つぎ、因循行はれ候爲に費益多く、諸弊は彼を防候へば此にひらけ、良吏夜を以日に足し候ても、足らざるかたち候は、是非もなき事に候はずや扨貳百年來の舊弊に候へば、所詮あらたまるべき田法には有レ之まじく候へば、米に候を籾と見る法を用候へて、壹升六七合刈出し候稻を定則の合毛六七合と見、また其内を一合五六勺より二合もゆるし、全く四合毛の年貢米三斗位に、又刈とる籾六七合ある田の合毛を貳三合に、其年貢米は貳斗以下の取つけに成る樣子、又一升六七合ある田の合毛を七合位に、また實に六七合かぎりの稻は、皆損皆引捨の田に見のがし玉へかしと賄賂をして、年々の收納免のゆるしを請上る方、今の世に協ふ妙法ト謂べし、法の法たらざるを俄にあらため、年來染來たる賄賂の路をひたと塞候はゞ、却て農人は如何樣の難儀を被らんも計り知べからず、當世の事彼是兼合候へば、矢張米なるを籾と見る法を被レ行候方、世に宜と可レ申歟、兎に角上に從ふ下もに候へば、白を黑と申吏候はゞ、矢張黑と可レ申、又黑を白と被レ申候はゞ、白と申て世を歷候が、上下の無爲と可レ申歟に候、杞憂の歎年來ひそかに相含罷在候、折から御懇情下問に候まゝ、憚を顧ず追々愚談仕、呈ニ高覽一候、重復縷々、御取捨其要を御取給候はゞ、幸甚之到に御座候、穴賢

不算得失一　終

不算得失二

○天正の高を文祿の制に改めざる邑の事

天正十八年の春、上州に據て城し玉ふ一高家、加賀家の御手にて攻られけるに、高家の後室下知をつたへて防がせらる事、侯感じ給て豐公に聞え擧げられ、下總國相馬郡に、領地を一高家にたまふ、此領高天正の米高なり、一高家元和五年迄領し、同六年、此領御料所に成、此年大に旱して田畠皆損、縣官吏穗檢して、此年の税を定めらる、其高文祿制の如し、是は御定ある御國高の故に、吏が手にて文祿制に改がたく、其儘さし置たるが、明年又去年の吏がみたるに、同文祿の高の如し、是より今に到つて、此舊領は天正高のまゝにしてある也、但寛文の頃、諸領新開の田再改出し高行れ、此舊領の内給この中、或此擧行れたるあれ共、御國高はもとの儘すゑ置れぬ、ひそかに云、今此舊領の高を、誰一人天正の高也と云ものなく、唯輕き高とのみいつて、其實を知ものなし、依て推すに、天下の大これに類たる郡村も又多かるべし、但此御時迄伊奈殿世にまし〳〵候はゞ、如ㇾ此不平はのこし置被ㇾ成まじく、又取米へ二石を掛て高とし、永に五の數を掛て高とする法の數意を取り違ふ吏もなかるべきに、此侯世を早く捐給ふより、後吏法數を得ず、相つぎ永く田法不明に屬す、縣官吏にして如ㇾ此、況諸家

に於て不明なることわり、知べき事にこそ

米といふ事、幷陸田の年貢は雜穀の事

米の字義は、諸穀の殼を去りたるを米と申にて候、此字義を鄭人も自ら唱へ候て、麥・稗類殼を去り候は、呼で麥米稗米と申にて候、俗吏此斷を解し不ㇾ申候や、又慶元中法未だ備らざる俗吏の扱なりを、傳習してさとらず候や、今に田の高一斛・十斛と申を年貢の籾高と不ㇾ致、米と心得候より、取米五斗・取米五石と申を、其田に產るゝ米の半分とる事と解し申にて候、取米は則高籾一斛より出候米をとると申義に候、五公五民の義にあたる樣に候へ共、是は古より干籾十斗より米五斗（刈籾は十二斗五升に候、但年貢は十斗より五斗出といたすにて候）出といたし候樣大法に候

蓋慶長・元和時分には、天正の米高の餘波にて、文祿に籾高に直したるにかまはず、高を米と見、其米の半分取米に致すと心得、畠高を籾といたし、高籾の半分取米に致す心得にて無㆓覺束㆒候や、畠は取米と不ㇾ申、取石と認候古帳も見え候、此取石を米價の倍、則籾十石代にて永取にいたしたるも候、鎌倉の永取に倣候にも有ㇾ之間敷候、又關東は畠勝にて米少く候ゆゑ、米とりに被ㇾ成たるにも有ㇾ之間敷候、畠の作毛さま〳〵候へて、麻・紅花・藍・煙草・瓜・木綿等を、後々には上作と致すにて候へ共、慶・元時分には、未木綿煙草抔はわたらぬ國も可ㇾ有ㇾ之、又紅花・藍・茜等を作り候て、粧を飾り候にはいたり申間敷候、作物は人食と成る大小麥・大小豆・粟・稗・黍等可ㇾ有ㇾ之候、此陸種は賤者の食に候へば、

自ら價も賤しく、又陸田の租をかるく不ㇾ致候ては、太古の傳への租法にあたらず、異邦の書に見る所にも相協ず候へば、水田の租の四分を、陸田の租と致したるに可ㇾ有ㇾ之候、但西州は沃土に候へ共、耕地狹く候ゆゑ、用水を專らに致し、用水自由に成不ㇾ申、全く陸種のみ作り候、畑の高は大豆にきはめ、其石代を一石二斗五升大豆はからを去らず、其儘に候ゆゑ、關東の石代よりたかく致たるにて候にて代納、或は水陸倶に租税は米にてつもり候て、其三分一を大豆納、又は銀納等に致たるものにて候、關東の陸田高は雜穀にて候へば、取米五斗は雜穀の殼を去りたる米に候を、二石五斗代にて、永貳百文ときはめ候は本制に候、雜穀の米は二石五斗を以米一石に永壹貫文代候きはめに候、然るに慶・元時分の世價は、陸田の取米五斗の代永五十文に候を、京錢にて百五十文納候を反取にきはめ、世上の價相轉じ、金錢又多く成候にかまはず、京錢百五十文を其儘にすはりの法と致し行へつぎ候ては、中々輕目足等の加徵にて、本法の永貳百文にとりつぎ候に無ㇾ之候を意とㇾ不ㇾ致、今におし移り候は、是非もなき事に候なり、扨石代の事、元祿時分に歷々御三人同撰にて、一樣記と申書有ㇾ之候を難じ候て、別の歷々辨解致し候書も候へ共、其實十步百步の論にて、敢而明解とも申がたく候、又或書に石代は道路の遠近、漕路の順逆にて、申てあるよし申たるは可ㇾ然に似候へ共、拙案は別に篋底にかくし候て、未圖外へ出し不ㇾ申候

○傍人稅法を問事

曰、周禮に、甸・稍・縣・都十而二、又は漆林之征二十而五など見え、また後世宋の蘇老泉が五分の

一・四分の一をとるは古も然りなど田制論に見え候、御國の田制には、かよふむつかしげなる法は有間敷候如何

答　御國の法制は、異邦の様に緻密なる事なく、無造作にありのまゝに、物によろしく人に宜き所を以て世に行はれ、自らかの邦の制に相合ふ事と被レ存候、扨拙老不學に候へば博くは不レ存、唯諸君の助を仰ぎ承候一端を申べし、弘仁式、上田穫稲五十束、地子稲十束とは、則旬・稍・縣、かの諸侯の田租十而二の制に相あたり候、扨五十束にとる籾は、水氣を含候て粒々大に候へば、五斛の容に成候、是を乾曝致候へば四斛に成、夫を磨し浮甲を除候て、米をとり候へば二石に候、一人食これにて候、古は一人食産出す處を壹反と申、今は高一斛と申は、此高一斛は則二十而五の一斛に候へば、（干籾四斛を二十して二斗、五因して十斗にて候）則租穀に候、又米貳石を二十して五をとり則五斗、是一人食とる田の租米、今五つ物成と申は此事に候、二十而五は四除と同ことわりに候、老泉が四分の一を取と申は此事に候、又五分の一をとると申は、十而二をとると同ことわりにて、則水氣ある籾五斛を十して五斗、二因して一斛、これ租穀に候、令の義解に、此米を二石五斗と申は、二石五斗を十して二斗五升、二因して五斗、此田の税米則今申五つ物成はこれにて候、十而二と申、二十而五と申、四分の一・五分の一と申、數ことなり候へば、刈籾の水氣ある所をとるには十而二、（五分ノ一）乾曝致候籾をとるには二十而五（四分の一）をとり候、此法自ら彼の國制に相合にて候

按に、十而二、（五分の一）貳十而五（四分の一）をとる法を推すに、四分の一は本税をとる也、五分の一は本税と賦を合とる也、如何なれば一人食の米貳石の五分の一四斗は本税也、又四分の一五斗は税賦を相合せたる也、税賦相合せて知行藏入の高米也、米を倍して籾也、文祿制の高これに候

或問、農壯夫三人六分耕耨の功、田畠に穫る米三十六石、此土貢皆濟高如何と、答、三十六石を四分（二十而五二同）して米九石也、倍して籾十八斛は文祿制の高に候、是所ㇾ謂今の上農相當に候、以下中下農を測り、又夫々田畠より獲る諸穀諸作物を皆米に代へ、壯夫の功米十石とし、其中正の土貢を測る法是に止るべく候、右一壯夫の力壹年耕耨の功米、十石の四分一貳石五斗は（米十石は高五斛の所出）土貢也、籾にして五斛則高也、五つ物成也、如ㇾ此税賦を貢納し、殘米七石五斗有、内貳石五斗を種と農具に當て、五石を食とし、二人半也、（一人の力五人食を作り得て、我物と成る所二人半食なり、是貢の五公五民の事也）猶農人の量入爲出願者は奥に出候

〇田法雜談九則

[壹] 民は食を以て天と致し、國高は民を以本と致に可ㇾ有ㇾ之、食なく候はゞ斯民なく、民なく候はゞ斯國高はあるまじく、國高は天下の一大至寶に候へば、私にこれを增損致事はならぬにて候、蓋御高定られ候てより今にいたり候ては、年序久しく下民に任せらるゝにて候へば、耕田私に賣渡し讓渡し、或は段畝をさきわけ候每に畝步誤り、廣狹相伴しからざるも出來、又土地の形勢、用惡水の難易、耕人の利不利勤惰の別より、前きの上田は下田に劣り、下田は上田に勝る不平出來、農間貧富所を代へ、

幸不幸の民なきにあらず候、又もとより土味不相當の高を受候田畠も有レ之、一畔尺寸を隔候て、高の次第甲乙不均の村々有レ之候、此不平を救ひ玉ふは、田官の大任たる所に候得ば、隨分と職掌の君士は意を用ひられ候事にて、頑愚が陋言を待には無レ之候は勿論に候へ共、試に民間の不平を救へ給ふ一助にもと、任土熟法横直圖を別冊に擧候て入ニ御覽一候。其考の野なるは高恕せられ候て、其實を御撰給はり候はゞ、幸甚の至に堪へず、返す〳〵も土地平均中等に屬し候田、今の高壹斛にあたり候は、古の壹反にて候へば、其收穫壹人食產み出し不レ申候ては、不相當の御定の田に候へば、能々收穫の實を御撰被レ成候事、邦本を立候先務と被レ存候

附して云、今田高而已あつかへ候收納帳は、夫々の反畝步を省き候て、例年の收納帳高のみ擧げ用候より、賣買讓渡等にも反別幾許と申事吟味不レ致候樣に成、今は農人耕す所の田畠の段畝步幾許に候やらん、更にしれざる村里あるにて候。愚按に、高と段畝步は經緯と同じことわりに候へば、一方のみ記し候てはあやまり無んと致し候とも、誤り出來候は必定に候、誰にも誤は悅不レ申、誤候て後々はこれを正すに容易ならず候ゆゑ、黠奸はこの門戶を出入致し、假令壹斛あるべき高、あやまり候て三斗か貳斗に成候、甘きを撰らみこれに金を與へて利を占富み、貧者は愈貧不足の不均村あるにて候

貳 壹人食に足る刈籾五斛、これを二分し、古へは米二石五斗と申候、此籾ほし候ては四斛になり、

米は四斗入にて五俵まとめ候田、今制の高一斛に候、刈籾の五斛をまとめ候、米五俵の五適數にて、此税古法十而二、又五分の一同じことわりに候、刈籾五斛の五分一、籾壹斛則租穀に候、又一人食を採る田の高、又收穫米五俵の五分一、壹俵高の一斛と適數に候

参 慶長の御時、收納帳の米永の事、納米貳石五斗は田高五斛、永一貫文は畠高五斛、相合高拾斛、此取米三石五斗、伊奈殿の割つけ如し此古制を行れたり、蓋庸吏或は時に宜しきにかなふを旨とし、文祿制の石盛十或は十二の類を其田に蓮るゝ米とし、二分して一分を取、是を五公五民の法也と唱へ出したるは、伊奈殿にはあるべからず、伊奈殿世を去り玉ふ後の事成るべし、陸田の取米同じ理りにて、代永五十文としたるは、京錢貳百文を收納させべき假りの設、幷米五石直に準し、籾を十斛直とし、五斗入壹俵の割にて、二十俵を永壹貫文の價としたる其意、古制意の含なるに、制意をしらざる吏、年年の米價を追つて十九俵とし十八俵とし、やがて七八俵直に引上げ、永納不足なからしめんとのみしたる姑息の法、還て立法の如く紛れ、吏間に深くしみ入、今に至て伊奈殿が法如何といふ者なきに至りしは、是非もなき事共也

按に、籾十九俵は九斛五斗、拾七俵直は八斛五斗、是其年の米の價に準じ籾の價を求、畠の段取を定め、且つ此時京錢三貫文、以て永樂壹貫文（或三貫五百文）に代て上納、則十九俵直は畠の段取京錢百五十八文、十七俵直は京錢百七十七文、これらを例とし、上中下畠の石盛に隨ひ、次第してとり、永樂

錢停止の後は、此京錢を永樂とことわり、段取の定則とし、以て時の通用の錢に直し上納さするをよしとし、古制の傳へに背くをいとはず、年々の收納帳件の段取永を定則として書つぎ、遂に金錢米價の勢變ずるに至て、藏入の不足を補ふ爲に課役を起し、是よりまた課役に弊を生じ、今に及ぶは口惜しき

【四】段取を永樂とことわり、定則としたるは其儘に傳へ、又段取とせざる村は、畠高一斛に五つ取定制の外に壹分貳分をまし、總畠高へとりつけ、其通計の總石を時の米の直段に引合、籾十俵直に引上げ、五斗の代永百文とし、段取に引合せみれば五六十文足らず、こゝに於て又引上げ、八俵又は七俵直とし、（或三斛八斗）五ッ壹分の代永百三十二文とし、此餘の不足は別に課役をかけて足す、姑息の術を良法としたるべし、案に、文祿の制、東國の畠高は年貢の雜穀也、取米は雜穀のからを去りたる大小麥粟稗の米なり、或人云、寛永始より御料所の畠方の取米は、二石五斗を以米一石に代へ、夫を永壹貫文に代へ、金一兩に代へて上納さする也と、按に、二石五斗代は則田方の年貢米五斗の四分貳斗を畠の年貢とし、古制三ッ五分にかなふ法にて、慶長中伊奈殿の收納割付の法也、寛永に始て二石五斗代を立たるにはあらず、寛永に始と思ふは、伊奈殿の法意を解し得ざる吏がいふ詞也、扨又私領所は慶長中畠の高を籾とし、籾高を五分々々としたる五斗を、籾貳拾俵にて永樂錢五十文、京錢にて百五十文上納させ、是を段取永の定則としてうすづき、又原は寛永以降慶安承應時分迄に、籾七八俵直に引上、

三石八斗代等にて上納させたる例を定則として今に及ぶ、故に誰是をあやまりの法と思はず行ふなり、畠の高を籾とあやまりたるは、文祿に田の米高を倍して籾としたるを用ひず、天正の田一反の取米五斗を文祿に倍し壹石としたるを、其田に生るゝ米の事也と解し、其米を公私の二分に分るが稅法也と、法意をあやまりしより、遂に文祿の田高は籾なるをしらざる樣に成もの也、田の高を其田に生るゝ米と誤り、畠の高を籾とし、其籾を公私の二分にして五斗をとり、夫を籾の直段にて代納させたる法相つぎ、長くさめざるに至るは、口惜き事ならずや

五 一石水田の高を其田に生るゝ米とせるより、米一石を十の石盛とし、以上は石盛十五、或は東奥の石盛は十八より二十にいたる、是田に生るゝ米とすれば、十八は一石八斗、十五は其田に生るゝ米壹石五斗、次第して中以下の石盛六斗は、其田に生るゝ米六斗、石盛四は其田に生るゝ米四斗といふ法に成、田法書に載る所、幷吏の行ふ所これ也、此法にて當郡石盛十は、則一反高一斛、これを生るゝ米と見ば其籾貳斛、それを一反の三百步に算し、一步に生るゝ籾六合六勺六々、これを合毛と稱し、高一斛の田の年貢米五斗輸させる田の定則とし、籾これほど刈出す田は、本免五斗ゆるしなく納させる、五公五民の法なりといふ、田方合毛の法すべて此法にて濟ば濟さすべし、陸田の法は如何ぞや案に、此法四分の惡作にも、十分作のとり箇をして、藏入に不足なからしめん爲に設立たる法か、如何なれば刈籾六合六勺六々より米貳合六勺六才六々とるは、和漢古今の定範、依て推せば、此壹反

三百歩にまとめる米八斗なり、案に、文祿の制田高一斛は年貢の籾なり、其田に生る丶米五俵、いにしへの壹反にかなふ制也、まとめる米五俵此一俵に年貢米壹斗づ丶にて則五斗、此内の本米なり、米五俵まとめる田一歩の刈籾一升六合六勺六々、是より米六合六勺六々出て、三百歩の米五俵に成る也、然るに件の合毛一歩の籾六合六勺六々は、本制の籾より一升少く、本制を以てみれば、米二俵まとめの田年貢米二斗なるべきに、此法は五斗とる、扨は四分の凶毛を十分の作にしてとる法の設なり、但法如レ此候とも、惣作田の中には合毛は六合七勺、定の田の一歩より、一升六七合以上二升刈出す稲もあるべし、これらの稲を定則の六合七勺に見透し給れば、甘きを以て苛きを補ひ、損益なく平均のすがたとは可レ申候へ共、下民の幸不幸はまぬかれがたく、且つ民に奸を致導くの媒、此法より起り候也、一歩に一升六七合刈出し候田を、六七合定則の合毛と吏が見透しにあひ候田主は、あたり前の上納をいたし、のこる所種・農具・食料も大概あるにて候へ共、實に一歩より六七合刈出し候田を、定則の合毛にあたり候とて、此田を本免に申つけられ候ては、殘所種もこれなく候、かくても平均に候哉

六 年々の氣候と早・中・晩稲・水旱・風損等の災にて、一升以上の稲少く、一升以下の稲多く、總作平均六七分の作にて、一歩に一升一合（高一斛のまとめ米三俵半位）位の年、村々より毛見の訴訟候へば、吏共毛相を糺し、定則の合毛六合五六勺有無を問ふ、村民云、一歩の稲合毛ほどなきは候はずと、吏云、合毛ほどある

稍を因毛と申立、穂検を請ふは不埒とて、村民の訴を與て入れず、村民おのゝき恐れ泣て訴へ、又鼻ぐすりをもつてやうく穂検と成る、此鼻ぐすりきかざれば、村民穂検を願ふが爲に却て苦を增す、實に恐るべき法に候なり

七 法如ㇾ斯候へば、享保中田中丘隅に或侯下問せられ、同人が建言を擧用せられ候や、御料所は定免に被ㇾ成たり、近き頃は見取毛見とて、田每を穂検して其年の取箇をきはめらるとや、但是にも弊ある由承る、今の勢弊あるにて宜しきに叶ふ所あるべきか、昔より水清れば魚住まずと申候へば、今の勢にて悉清からしめんと致し候はゞ、返て淸からしめざるに增る弊生じ可ㇾ申歟

八 上熟の麻平らかに、一歩の刈籾一升三合候へば、壹反のまとめ米四俵許あり、壹人食には一反壹畝半の地面、依てこれを高一斛と致す文祿の法に候、此一反の稅賦米五斗六七升輸させ候て、中正に協へ可ㇾ申候、刈籾一升三合より米五合貳勺出候は、古今の割定則に候、然るを世の検見法は、米と不ㇾ申、是を籾と申、合毛と申、此一反の稅米三斗九升を定則と致し、是に加徵して、すべては六斗輸させ候ても厭ず候、但一歩に取米五合二勺は、壹反にまとめる米壹石五六斗、この三分一米五斗三四升迄輸させ候は、古今の常に候、一歩にとる籾五合貳勺は、壹反に取米六斗二三升に候、此田の稅賦及諸かゝり俱に六斗輸させ候て、猶厭ず候へば、農人生活致すべき云はれ無ㇾ之候、依ㇾ之一歩の刈籾一升三合平均の年に候とも、穂検吏が眼には五合位に見え候樣に神守り給ひて、氏子共を救はせ玉へと産

神に祈り、又穂檢の吏にもへつらひ、いはでの山の岩つゝじ、花さく秋の野のすゑは、堂上の君士は知り玉ふべからず、去ば上は農を恤み玉ふ澤餘りあるにて候へ共、末下に潤はず候は、此法の法たらざるを、上官しらざる故に候はん、蓋今邦本如レ此の弊候へば、吏は潤を請候べし、當世の勢本を措き末を鑿し、吏に此潤を得させず候はゞ、又別手を以法かくべし、此吏を潤し、此下民を潤し、二つながら宜しきを得せしむるの術は、悪で覺えずの一言歟、君子宜撰玉ふべし

九 頑老嗜所の拙法あり、今に他に示さず、こゝに擧て同志に是非を談ず、若此拙法用ひて捷徑法としらば、次に横直圖に合せ用ゆべし、其法當年の秋毛、假令刈籾一升三合ありと檢定致し候はば、一升三合に四分を因し、得る數五合二勺は、此一歩に取米也、世の毛見法これを一歩の合毛籾といふは、拙が米を籾とみる法也、請難しといへ共しひて論ぜず、世法に任せべし、右米五合二勺へ法七五を因し、得る數當年此田の本米三斗九升中正とする、（三斗九升を五除して一を因し、得數當年の稅賦五斗五升四合出辻）但これは世法と拙法と比較する也、又法に刈籾一升三合と見込候はゞ、此十が一壹合貳勺を稅米と見て、一反の三百歩をかけ、得る數本稅三斗九升としり、十倍し三斛九斗、此田の收穫籾とす、此一斛を收穫米一俵と見て三俵九分、此田のまとめとす、（三俵九分へ四因して米一石五斗六升としり、內當年の惣出辻米五斗五升四合を引、農人にのこる米一石〇六升、大概三分の二農人の取米と察べし）三俵九分を倍し、得る數を當年此田の石盛七斗八升とするべし、若此田の本石盛十一なるときは、十一の內七斗八升減、當年三斗二升の損なり、則十一を法とし、當年の七八を實とし除、得る數七分〇九毛の作としり、本

免五斗五升をかけ、當年の本税米三斗九升と知、五除して七一を因し、當年の出注五斗五升四合、則收穫の三分一にあたる

均田の事

歴代均田の法を論ずるもの多し、中に就て宋の陳靖が論盡したるかと愚は相信じ候、又今の淸の始大畝小畝の目候て、均田致したる験に候、大小畝は我高と段々同じことわりに候、扨均田に纒意と申傳へ候て、二割は横へ八因、三割は横へ七因など、金科玉條の法と致候へ共、みだりにこれを行へ候はゞ、返て不均を生じ可ㇾ申候、蓋土地一整に一反、古の法と同じく一人食米五俵充は得申とも、田所に遠近・順逆・水旱・日向・日蔭・乾濕さまざまの難易候まゝ、ぜひ上中下の品を立候て、假令壹反五俵はまとめる共、難場に候はゞ、是を貳俵半まとめの所とし、貳俵半の利以て難場の損を補はせ、五俵まとめの處に損益なからしめ候が、均田の專務に候、蓋し當國の如きは、文祿に何郡の石もりは幾つ、何郡は幾と、一整の石もりを以田高を極め、其田高合て御國高に候へば、これ緩めがたく候へども、假令上田の石盛十三は、一反まとめ米六俵半、一反の段取六斗五升に候へ共、此上田中々六俵半收穫には至らず、五俵收候上田も無ㇾ之村の候、乍ㇾ去其田所便利宜く、假令五俵收候ても、壹俵半に當り候はゞ可と可ㇾ申、左も無く候はゞ、隨分と任土の法以て平均いたし、此民を御救へ、邦本を御固め玉ふべく候

〇均田の法

一反を九畝とす	一反を八畝とす	一反を七畝とす	一反を六畝とす	一反を五畝とす	一反を三畝とす
貳百七十歩九分	貳百四十歩八分	貳百拾歩七分	百八十歩六分	百五十歩五分	百二十歩四分
四俵半	四俵	三俵半	三俵	貳俵半	貳俵
三百卅歩	三百七十五歩	四百廿八歩	五百歩	六百歩	七百五十歩
是より五俵まとめ高壹斛租米五斗	同上	同上	各五俵まとめ	各同上	各同上
	高一斛	高一斛以上同斷	一人食とし高一斛とす	高一斛とす	古の一反と同じ
	租米五斗	租米五斗	租米五斗	租米五斗	租米五斗

右各々一反五俵をまとめる共、御田所の難易に據て、圖の如く次第を立、四俵半とする田は其壹反を九畝とする意にて、其高を九斗とす、九斗は則年貢の籾也、米にして収納する故、四斗五升取とす、收穫四俵半と適數なり、以下同理

高を用て平均する時は、假令九分は横十間を九間とし、長三十間の積、實は三百歩なるを二百七十歩の九畝とするゆゑ、矢張畝のまゝにて平均なり、是に高假令ば九斗をかければ、八斗一升に成、此高八畝一分と同じく成ゆゑ、三十歩用捨の所をまた用捨して、廿七歩用捨過ぎ、返て不平に成る也、以

下同理

余部村を見るに、前に不鍛錬の檢地人が定めし田處には、如レ此不平も又見及候なり

按、收納運送道程五里迄は御百姓役、蓋近郊の御百姓は、一日運送にて上農一家の上納米を倉入して濟候に、遠鄕一日壹駄の藏入も濟がたき村の上農一家の上納米は、五日六日の日を費すも有レ之候へば、遠鄕は近鄕と同士味に候はゞ、右圖の次第にて、其稅則を寛にし玉ふべき事に候、（一日人馬の單功米八升にして、五日の費は米四斗也、宜合せ考べし）近鄕の稻一歩に一升一合七勺（壹反三俵半）の年候はゞ、是を一升三合三四勺（一反四俵）に引上げ候共可レ然準じ候て、遠鄕一升三四合の稻は引下げ候て、一升壹貳合にきはめて可レ然、此意得なく眼前みる儀に取付候はゞ領中すべて不平、衆農和し申間敷候、又其年々の氣候にて早・中・晩稻の出來不出來ある物に候へば、これ又此圖にて斟酌可レ被レ成候

遠近諸難易、及早・中・晩稻の可否を詳にし、平均を求むる圖なく候ては、よろしき所を得易かるべからず候へば、如何樣にもよき圖を御工風の上、仕立候て田吏へ示し諭さるべき事に候、出羽・越後國等の稻は、我田の稻の倍增に出來、收穫も又大成事のよし承候、依而自ら其法異なり、壹石貳斗より八九斗迄の斗代に候、是を三斗五升（或は三ッ五分九リンと致候も有レ之候）俵にして三俵半收納に候へば、此壹俵を石もり十の名に唱候て、三十五の石盛と申處も見候へ共、止る處は高三千五百拾一石と申村は、年貢米三千五百十一俵にて、（但此外役あるべし）此田一圓一反三俵半納に候はゞ、百町〇〇三反餘にて有レ之候、乍レ去いづ方も同じ上

中下の差別可レ有レ之候間、或二三百町に及候田處も可レ有レ之候
仙臺領田一町を千刈と申、一反を百刈、一畝を十刈と申よし、按に、古稱一町を五百代、一反五十代、今の一畝にあたる所を五代、蓋代は束と同じ、束は稻十把、一把は四秉といふ、然れば一反の稻五十束は五百把、此一把四秉にて二千秉なり、仙臺領は沃田にて、千刈則千秉より籾五斛をとるを次とし、よき稻は二千秉籾十斛をとり、我田の一倍に當る收穫成べし、此任土の税則米十石斗代は、出羽・越後の田に又相比すべし

仙臺の土地一貫文を千坪とす、鎌倉千坪一貫文とするよし皆いふと同じ、一貫文の祿十石に當るといふは、則十分の一の賦法也、同寛文以前の百斛は六貫六百六拾六文、今は六貫百四十七文と、按に、百斛は籾也、說文に「粟十六斗、大半升舂爲二十斗一曰レ糲」とある割合にて、籾百斛より米六十六石六斗六升六合出とし、此十分一を永にて六貫六百六十六文と唱成べし、今の割合は七分九厘許の減なり、案に、百斛刈籾にて米四拾石出は古今の通法なるに、仙臺の百斛は六十六石餘出とす、六分七厘のまし也、かの國の知行かくあるべきことなり

奥州の友人示す或書云、仙臺の米寛文九年より江戸へ廻る、江戸の用米三分の一は奥州米にて、金一兩に七石四斗位、貞享時分より二石四五斗に成、案、東奥海運よくひらけたるは、寛文十年川村瑞軒船路をよく開きし功成べし、竊に聞、我寛文以來諸蠻ひらけ、今洋海自在に乘めぐり、且つ今

は火輪船等の工夫を盡すと、斯くては我海運の船、寛文以來よりこれ迄の風味と替る事あるべし

○五公五民といふ事

凡天下の事物、公私の二つに分るは、和漢古今の通範なり、但世の田法に、五公五民といふは、高一斛の上にいふ時は然り、一反に產るゝの上にいふときは生るゝ米二石を公私の二にわけ、一分の一石を公私の二つにわけて、五斗を公へ貢ぐ、扨は公一私三也、依て周禮諸侯の租法を十而二といふ、其實は二十して五也、但廿而五は、四分の一をとるをいふ、宋の蘇老泉五分の一・四分の一といふこれ也、但賦法は二十の一、則十が一と同じ、假令海漁獲る時は、二分して一百の內十が一の十を征とす、鄭氏征は稅也と註す、則山海諸物の征法これ成べし、又五分々々に利を同じく相わかつは、漢書に云假田にて、十而五の法也、假田の法貧人田無きもの、富有の田を假り作るものを目して小作人と云、田ぬしを或地親共いふ、小作人收穫拾俵候へば、十而五の五俵を地親へ遣り、おのれ五俵を作得とす、地親五俵受取內貳俵半一石なり年貢諸役に輸し、あまる米一石を田得とす、但畠は田の利の半なり、水田相合せ平均して、地親の田得一反に二三斗也

按に、田畠平均小作の田得米三斗、此顯三百文、是を五分利といたし候へば、此一反の元金六兩に候、但田畠農に任ぜられ候ならはしに候へば、檢地候てより殆三百年來、ぬきさし・賣買・讓わたし等のあやまり、或は間田をひらき增もの有、又損するもの有て、もと水帳は一反七八畝にて、今の

帳は七八畝と成て、水帳の一反を脱したるもあり、これを甘田と云、又水帳は七八畝にして、今の帳は一反其餘にあたる苛き田畠もあり、是等は價安くして貧人のもつ所也、甘き田は價高くして富人のもつ所になり、又元より不均の田畠もあり、其あると無きとに據て、價低昂あり、いづれも假田は其利を十而五にわける也、此ことわり五公五民の實なり、又地頭の知行一萬斛なるは、是又十而五の割にて、五千斛を君祿とし、五千斛を臣下の俸とす、これを眞の法と申べし

○不均の田所を直す事

古檢地一整の石もり、假令田方は十三・十一・九、畠方は十・八・六、三等の定にて、大小村のわけなく、各三等づゝに定られたる村、今に成候ては、用水かけ引諸向共昔にかはり、且つ上田は下田に劣り候收穫に成、近來殊之外すたれ、持人手を追て手あまし、賣買價安く望人も無レ之、且つ一等二つ違の石盛にては、一反の收穫一俵づゝ御年貢米一斗づゝの違にて、甚不平均にて、村內立行むつかしく成候間、村高に御定のまゝにて、村內の石盛は地面相當五等に引わけ、夫々田處の順逆を詳にし位を置替、御年貢諸役平準に相直し候仕方、所謂地詰・地押に候、扨此額の村高、假令貳千五六百斛內、水田反別百廿六丁五反、高千三百六十二斛五斗、此餘は畠高なり、此舊制を水帳に糺す

上田三十五丁五反　高四百六拾一斛五斗

中田四十一丁　高四百五十一斛

下田五十丁　　高四百五十斛

〆反別百廿六丁五反　高合千三百六十二石五斗

此案假令反別を以總高を算し、一反平均の高一石七八升にあたるをしり、扨今度平均一石〇五升に測り、まづ五升差にて五等にして測れば當らず、依て大上の石盛十二、上の石盛十一、五にして、もとの中田の石盛に五を増、中の石盛を十一とし、如レ本下の石盛一つ増て十を用、下々の石もりを本の九とし、扨反別を撰みわけ如レ左

大上田廿五丁三反　高三百〇三斛六斗

上　田　同　高貳百九十斛九斗五升

中　田　同　高貳百七十八斛三斗

下　田　同　高貳百五十三斛

大下田　同　高貳百二十七斛七斗

〆反別百廿六丁五反

高千二百六十二斛五斗　但八斛九斗五升不足

此分各一等へ高一斛七斗九升ヅヽ可レ増

平均一反に高六升八合少餘也

是等の意得にて直し候へば、本上田三十五町五反の收穫二百三拾俵〇七分五厘と定られし田所、今十町二反減じ、此收穫百五十一俵八分に成、のこり本の上田十町貳反は次の上田に成、本の中田拾五町一反は位引上げ、俱に五俵七分五厘と成て、本千四百九十三俵半の所、引下りて千四百五十四俵七分五厘と成、中田のこり二十五町九反の內、廿五町三反元の如し、中位にありて收穫增損なし、あまる六反は下田と成、もとの下田の內十九町三反引上りて下田と成、本の收穫九百〇一俵半は、千貳百六十五俵に上るは、これ迄中田に增る甘味を貪し報也、大下田はもとの下田の內當位の分をひき、此收穫本の通千三百三拾八俵半にして增損なし

此趣を以直せば本上中下三等の間へ二等加はり、上田の位下り、廢り分追々起る事あるべし、又もとの三等の間へ二等入、假令十三[十二]十一[十]九をさし入五等とし、總反別を五分し、各廿五町三反づゝにして、總高を求むれば高廿九斛あまる、これ寛文以往の地詰にいふ改高なり、又前の一斛七斗九升は、所謂無地高也、但あまる分を上田の高の內減じ、全く三百斛とし、二十五町三反に配し、一反高一斛一斗八升五合餘にあたり、五俵九分三厘收穫にあたれば、上田の內位にあたらざる分、この位に當て平準を得べし、以上不均の田を平準にせる大概を云、詳には自ら御工風可レ被レ成候

附云、此法意以て不均は直さるべく候へども、殆三百年來下民の恣に任せ置れ候田品に候へば、縷

縷中如く、水帳と今の名寄帳反畝と引合ざる田畠多く出來、其中地面廣く高少く候田畠を、富人金を多く出し候て買占、利を射候を上株と致し居るにて候へば、此均田の法を行はせられ候ては、富人の廿田金を出し置候甲斐なく、後來利薄く成候を相厭へ、かげへ廻り下手へ廻り、貧人をすかし候て、貧人に黨を起させ、一領大騷擾とも成ものに候へば、容易に此行は興し難かるべく候、天保中我先公納言卿大命を降し給ひ、一國正徑界均田の御政を布き玉ふに、一國水の流れに從ふより猶易く、改正の功とげられぬ

○石盛をつくる事

天正・文祿の法二つ差に候は、古上田五十束・中田四十束・下田三十束と致したることわりに從ふ處、大制は如レ此候へ共、今日の實地に於ては、古の十束差は收穫の米一俵差、石盛にて二斗差、税則にて米壹斗差に成候へば、差多く候て不平に候へば、村々にて實地に用候石もりは、壹斗差にて宜しきに協へ候

天正・文祿の御時、田官不平を好まれたるにはあるまじく候へ共、天下御一統の儀に候へば、假令田量官諸郡へあまた出られ候とて、一々密制には相成不レ申は察入事に候、蓋天正・文祿の御時も、土地の形勢、土味の甲乙等樣々ありたるにて可レ有レ之候間、三等四等乙等に被レ致、四等は大上十三、中十一、下九、下々七、五等は大上十二、上十一、中十、下九、下々八とし、十二・十・八の三等の間へ十

一と九をさし込み、一ッ差を設けたるに候、筑波郡の石盛十三・十一・九、信田・新治二郡は十二・十・八と致したる、此勘辨より設たる、大法に可ㇾ有ㇾ之候

按に、筑波郡の米一升の重は、大概四百匁の制にかなひ候へ共、信田・新治二郡の米は、三百八十匁より三百五六十匁なるも有ㇾ之候、三百六十匁の米は、假令稲五十束一人食の籾刈出し候ても、筑波郡の高稲四十八束にあたるにて候へば、筑波郡は石もり十に候共、これらの土地は、石盛九六にて相當に候、また縄意は三百十二三歩の一反に候

筑波郡の内に米一升の重三百五十匁にも到らぬ土地を、一整に定められ候村々も多く候、其土地は寛政前に大概亡戸亡村に成り、國高のみ空しくのこり候、これらの土地若干の御物入にて再興、民庶を移し廢地を起させ候へ共、中々御物入の費のみにて、其功あるまじく察候、律度量衡の制はこれらの不均、世にあらせまじき設に候

土地の事、先水田を相し、千町の高千斛相當の處は、畠千町の高八百斛にてよろしきにかなへ可ㇾ申候、其八百斛を降りて一反の高八斗を中とし、三等は上十中八下六、四等は大上十一上九中七下五、四等は上・中九・七の平均八に候、五等は大上十上九中八下七下下六、以上撰候て、其土地に應じ収納の高を直し、幸不幸の田畠なき様に可ㇾ被ㇾ致事に候、又凶毛にて八分の稔に候はゞ、中の石盛を上と致し、次第して下の石盛の次へ四を添候て、平準を御取可ㇾ被ㇾ成候

但享保以降畠作に木綿・麻・紅花・茜・煙草等を上作といたし、吟味いたすにて候へ共、畠の大體は大小麥・大小豆・粟・稗、此餘菜・大根・芋・蕎麥等は下民の食の不足を補ふ作物に候へば、網羅をつくし候てせんさくを致さず、夏秋二毛食と成もの美惡を詳にし、若夏秋の作物平均七分の稔とみ候はゞ、其石盛上九・中七・下五・六分の稔は上八・中六・下四、又は八・七・六、これにて段取は上永百六十文、中永百四十文、下永九十六文、厘どりは三ッ五分とり、此永百四十文にて、段取厘共に皈す處相同じく、不平無レ之相成候

頑老が郷里の田高、慶長に千七百斛、隣村の田高は貳千石、倶に一領たり、元和三年より地頭替り別領と成る、隣村も民戸散在せるを、元和以降聚落して一大村と成る、此村の地頭威權ありて富たり、依レ之寛文に新開の田改出すと雖、其分は藏入にせず、山守・池守・神社・佛院・村長、定使等の給分に宛て、高には入れず、依レ之田高慶長の儘にて、其田畠の段畝寛き故に、村　盛衰有と雖、亡戸廢田なく富み、恰一都會のすがたをなすは、前の地頭のたまもの也、拙郷は本城墟、慶長の民僅百五十戸に及ばず、此時故城の壘蹟、及び寺院塔堂の蹟、閑地の故に四方の氓民蟻集して閑地をひらき、寛文の頃戸倍增、口數又多にいたりしは、廿地の致す所なり、寛文の地頭新開の田畠改出しの行を幸にして、新古の田畠一整に繩引、田數反數凡二百五十丁、石盛舊に據りて田高貳千五百斛、慶長の高にます事八百斛也、案に、隣村の高に準じ貳千斛となさば可なり、五百斛過たるなり、然れ共

戸數口數俄に減ずるにはあらず、此舉ありて後漸々稍衰へ、人一生三四十年にして、いつとなく戸々窮迫、或亡戸、或先人の墓を棄て他に徙るもの出來、今に至りては、寬文の戸三ヶ一を亡す、司馬氏云、物盛んなれば必衰ふと、寬文盛んなるを見て衰をしらざりしか、拙此究村に生れ、年二十より家業をつぎ、從僕と共に耕耘採薪を俱にし、且つ村里の事を取り、乍ㇾ不ㇾ及內外督責すれ共、田處壹步の寬なく、且ツ用水池塘すたり、是を復す力なく、山林すべて地頭林にして戾す處なく、田地に砂石交り、へな眞土にして堅り易く、艸生じて斷じ難く、鍬鎌春秋新にせざれば用難く、其土貢は寬文制米貳千俵餘、永百八十貫文、此餘公村里の諸用途、俱に米にして惣高の餘分を出すべし、究困救ふ術無く、民心嶮にして吝く、常に爭休せざる爲に、拙頑愚に堪へず、年四十五にして犁を釋き、四十六より田法不明を憤り、彼に探り此に索め、事實を撈る事十三年、年五十八、天保戊戌年掌㆓任土事㆒の印章を得て、當國諸郡文祿・慶長の檢地帳を見る事殆一千餘村を覩るに、拙が鄕里の如き狹地は亦稀也、相似たる村皆究困ならざるはなし、實に檢地は邦本盛枯の基本、古人憤ㇾ之ことわり也、或記錄に、伊奈家に袴田善兵衛と云手代あり、慶長七年の檢地に、佐竹殿時分より傳はりし神佛田不ㇾ殘とり上げ、繩を入寺院を潰し、淫祠を仆し、悉御高に入、誠にむごき仕置故、入水して死たる僧もあり抔と書たるもあり、余袴田氏が檢地帳を閱に、備州が制意をよく得て、其法を施されしは袴田氏なるべし、かの雜記に申處甚非也、信じ被ㇾ申間敷候、茨城郡の石盛十三・十一・九・七

ッ・四ッ等平均一斛高、いにしへの一段に協へ候、但十三は收穫六俵半、十一は收穫五俵半、九は收穫四俵半、七ッは收穫三俵半、各反別等分候へば平均一反一人食の五俵に候へ共、六俵半・五俵半・穫候田は稀に候、袴田ぬしこれをよく洞察し候や、此人の繩さき大概五俵半を上地に致し殘され候寛永中、伊奈家にて新田開發の檢地石盛に、十〇三・十〇二五などの定見候、案に、これは十一に而苛く候歟、又は上中下を段別にくばり不都合の故、如ㇾ此引下用られたるべし、此家にあらずんば、如ㇾ此活法は取用べからず

古人意を盡し、平均の田制をのこされ候より、殆三百年後の今になり候ては、毎々申通り、變地多く出來、不平の田畑候へば、今の田官吏篤く田畝に意を用ひ、隨分と稅則を低昂被ㇾ致、舊簿の死物によらず、活法を御用ひ可ㇾ被ㇾ成候、三百年間人と物と動きかはり候田畠を、三百年間變じ不ㇾ申、死物の紙上により候て、重からしむべきを返て輕く、輕からしむべきを重くとり、下民泣き訴れば權以ておさへ、或は縲紲して是を苦しめ取候ては、怨自ら上天に通じ、古人は地下に憤懣し申べく候

○稅矩の事幷均輪の法

世の田法書に、七五の秘傳と申法の候、これは取米六斗定則の合毛は何程と見候に、取米六斗を法七五に算し、八合としり候、また六合六勺六才定則の合毛の取米何程と探り候には、合毛へ法七五をかけ候て、とり米五斗取としるを金科玉條と致候、案に、是は古の一反、今の高一斛の田の刈籾は五斛

に候へども、ほし候へば四斛に成、其米貳石をとり候、此二十而五を取候に、四分一をとり候へば、則税米五斗に候、五斗は則一反三百歩に生れ候米七十五歩より五斗に候間、是を貢米に致すことわりをしる法に候

此譯、一歩に刈籾一升六合六勺六才は、ほし候て一升三合三勺三才に成、これより米六合六勺六才出候、七十五歩にほし籾一斛（刈籾一斛二斗五升）米は五斗に候、世の田法これを辨ぜず、米六合六勺六才を籾とし、これを合毛と申に候

右七五の法は、壹反の取米六斗にても、五斗にても、一反の石盛十二にて、高一斛の地面は二百五十歩、石もり十四は高一斛の地面二百十四歩にあたる、石もり十八高一斛の地面三百歩にあたると云、廣狹の吟味には及ばず、一歩の籾九合三勺三才あれば定免七斗、又同八合あれば定免六斗、また六合六勺六々あれば定免五斗取とし、此餘の諸加徵を併いたさせては、其田の收穫をつくす共厭はず、取ための法なり

縷々申通、此法に申合毛は米也、石盛十二の田高一斛の地面二百五十歩に、毎に籾八合は其米三合二勺にて收穫米八斗、又九合三勺三々の米三合七勺三才、二百十四歩に取米八斗、又六合六勺六々に取米二合六勺六六、三百歩に取米八斗、皆高一斛の地面に取米八斗づゝの田より、各々本米加徵共に米七斗餘づゝ輸させ候はゞ、殘米一斗に及べからず、如レ此候はゞ農者活計なるべき謂無レ之候

案に、高は任土に據て定むる所に候へ共、年々の變にて、定制の稻に協ふ年稀に候、依て其年の稻の美悪に據て、其田の高一斛相當の税をいたさしむるには、其高一斛の地面の廣狭に從つて税矩を定め給ふべし、其法假令當年上中下の別なく、いづれも平らに一歩の刈籾一升六合六勺六才、此米六合六勺六才と驗定せる時は、其石盛假令五等、各高一斛の地面を得、如レ法四分して税矩を得、税矩に取米を掛高一斛の厘取とす、厘取を各石盛へ掛、五等ひとしく壹反の取米五斗づゝかけて、平均の法と云べし、其法實如レ左（厘は合に當、依て厘取といふ）

位石盛	高一斛	税矩	厘取	壹反取米
大上十二	貳百五十歩	六十三歩	四ツ貳分	五斗
上　十一	貳百七十三歩	六十八歩	四ツ五分三リン	五斗
中　十	三百歩	七十五歩	五ツ	五斗
下　九	三百卅三歩	八十三歩	五ツ五分三リン	五斗
下々八	三百七十五歩	九十四歩	六ツ二分六リン	五斗

此年何も一反より壹人食を出す稍の出來を見て、上中下の差別なく、平均本税米五斗ヅヽ上納の割合也、但石もりに從ふ、税則と此割合を差引ば、大上田は壹斗、上田は五斗引下り、中田は損益なく、下田は五升、下々田は壹斗上る也

七五の法を推すに、一反三百歩の四分一七拾五歩、一歩に刈籾二升出來て此公田にとる、籾一斛五斗乾曝して一斛貳斗に成、是より米六斗をとる、是貢の本税也、此半分米三斗、此三の數三百歩の三と同じ、三斗を四分して七升七合に成、此七五の數世の田法に云七五と同じ、是に四因して一位進、籾三斛に成、一反の三百歩に算し、壹歩に取籾壹升とし、これより七五の法は起ると云、誤り以て知り玉ふべし

案に、刈籾一升より米四合出は、和漢古今の通範也、然れば一反三百歩に、取米壹石貳斗俵にして三俵也、三俵は一反に取籾三斛、上供の租米三斗と適數也、租米三斗の外壹斗二升六合の賦を加徵して、四斗二升六合上納と成、然ば農者にのこる米七斗七升四合あり、かくの如にて農者活計成べし、世法刈籾一升を定則の合毛とし七五に算し、此田の税則七斗五升、是二法の如く口米延米出目等を加徵し、すべて九斗七升五合上納致させ候はゞ、農者に殘米二斗二升五合程と、農具の値に向け候はば何を以活生可レ致候や

○御倉納俵の入の事

御高一斛に三斗五升入壹俵とする法は、田畠五分々々土地の割合、田租米二斗五升、畠の租永百文分の米壹斗を合たる壹俵にて、天下の土地平均の法より如レ此に候、四斗入は此本税に單糧米五升加徵して、壹俵の入となすにあたる、但領高壹石壹俵五斗入とし、高一萬石の藏入壹萬俵とみるは文祿の制

なり、是は田畠五々の税米三斗五升の外、一斗五升の賦を加徴して、五斗を一俵の入となす也、猶領中村々高一石一俵の入を詳にして、其賦の輕重を察し、領中均輸の法を立て、國民に澤をひとしく蒙らしめ玉ふべし

但米四斗重十六貫匁は百斤に候、人の力重百斤を擧候は、和漢古今の通範に候、是を擧候力候は、其人の一體一トタケハ稲尺にて六尺二寸五分、其人の幅稲尺古今の通範に候、是を方と致し候得ば、中人一體の積一尺六面の物六つ二分五厘あり、方一尺六面に古量一斗六升入、六つ二分五厘に刈籾十斗入、これより出す米四斗、此重百斤に候、此百斤其人の一體に固有致に候へば、其力これを擧るにて候

土地の田畠五分々々と見候は大法にて、生穀の貴賤より量り候へば、水田六分・陸田四分にてよろしきに協へ候、依レ之元和より三斗八升入壹俵の御定に成たるに候、此法以て知行高貳千斛の倉入を量り候へば、四斗貳升六合入米貳千俵、金貳百三十貳兩、合米千八十四石、平均高一斛に五ッ四分二リン、五分々々の藏入五ッ、是は四分六厘に候ゆゑ、高一斛に四分二厘餘斗入候て、此分高に致候へば、百六拾八斛餘分に相成にて候

右四分六分の藏入十分米千〇八拾四石、内十分一百石を領中の諸用途に向け、全藏納は三斗五升入二千俵、金貳百兩を分限とし、貳千斛家の經濟、此入以て出をなし、家臣の俸高千斛は則三五入千

後、金百兩、此軍役五拾人、如レ此してあまる米八十四石は、蓄積して不慮の備とし、又不足には出して補ふべし、八十四石無事に九ヶ年貯て七百五十六石知行高千五百斛の入あり

〇知行着到割合

天文・元龜時分、東國武人の知行百八十貫文より二百貫文までの着到、騎馬武者七八人・鎗十五六筋・鐵砲四五挺・弓三張・大旗小旗・持鎗・歩兵倶に五十人、皆手の者と相見え候、但此時分も郷村の農工商を駈出して勢を足す外にて、郷村へふれ當次第に腰さし等武者めかし可レ被レ出、手がら次第一かど恩賞すべしとある古文書も見え候也

案に、前代の貳百貫文は今の高貳千斛、此軍役五十人今また相同じく候、但今貳千斛の家士五十人候とも、其半二十五人出候も無ニ覺束一候、但士二十五人出候得ば、知行所より馬人足二十五人出可レ申、兵農合候て五十人の數はなし可レ申候

知行高貳千斛は則年貢の籾に候へば、則五百人食に候、此家の軍賦は五百人の十分一五十人に候、此兵士に知行高の半分五公五民同千斛二百五十人食を宛行、此高を千六百六十六斛と稱し、此百斛に三人役を受け、則家士五十人に候

知行高貳千斛の內、家臣の俸高千六百斛を除き、四百斛は主人の祿に候、大諸侯の君祿を推候も斷相同じく候、四百斛主人の祿に致候へば、六百斛は邸宅・牆壁・門內すべての用途に候、孟子制祿の

朱註疑はしく候

案に知行貳千斛の主人の祿高四百斛は米百四十石（三五入四百俵）金六十兩、此十分一給金七兩四人扶持家屋に宛行、家來宛行金百六十六兩百六十六人扶持は、則米五百石にて、壯農五十人の力にて作り出す處、士人受候て兵士五十人。兵農合百人、これ則國に報じ奉る兵農の數にて候、大國の割合ことわり同じく候

知行貳千斛家の兵士宛行甲乙割合

米百石	御軍用	公務諸用途
同六十八石	乘馬三疋	厩人卒夫給共
同三十石	家長貳名	給金七兩四人扶持づつ
同三十石	上士三名	同五兩貳人半扶持宛
同三十六石	中士四名	同五兩貳人扶持宛
同四十石	下士五名	同四兩貳人扶持宛
同五十六石	弓鐵與頭八人	同三兩貳人扶持宛
同六十石	同足輕十人	同貳兩貳人扶持宛
同八十石	夫卒拾六人	同貳兩壹人半扶持宛

以上四十八人　主人父子貳人倶に五十人乘馬三疋

右九十三口半扶持の內、十分一の賦米十八石、乘馬三疋人の倉に殘し、無事に九ヶ年貯候て、一口食分米一石八斗に候、以て凶歲不虞の備にあて候べし

右宛行今少きにはあるべからず、昔も同じ、但昔は食を貴び、今は金を貴ぶ、是古今の變也、古は食を貴ぶ故兵粮乏しからず、今は金を貴ぶゆゑ、若事あらば忽兵粮缺乏すべし、古今士は人の長にして貴く、貧を常と被レ致候、賤き商奴は錢力を鬪はしめ、千錢もつて萬金の巨利を得候も、得不レ申も、才不才の交に候、又士とするに足らぬ卒夫は僅に八石より五石、父母妻孥を養ふにも足らざる小給を受て大に報じ、弓鐵一發あやまれば身死に到るも甘じ進み候は、御國の習はしとは申ものゝ、君相の任向平生により可レ申候、愚按、士農貴賤等同じからず候へ共、食を以推し候へば合一に候、士を貴び候は治の本の所由に候はん、農は食を出すに候へば、賤しく候共國の本たるべし、此二つの本を饒ならしめ候には、田制を明らかに不レ致候ては、治本固かるまじく候、其田制如何、曰、任士の二字と、敬農の二字に止るべく候、世の田法の如く、一歩に刈籾一升候へば、其田の本稅米七斗、これに加徵して九斗餘りを輸させ候樣成むごき田法は、今の御世の田法とは申されまじく、ケ樣なる法を行はれ候ては、後世を耻かしく思はず候や、蓋今の田法久しく行來たるに候へば、私にはやめ難かるべく、風雲會際の期可レ有レ之候間、一概に止候へと申には無レ之候、蓋御國の田制相傳

はるにて候得ば、文祿の制自ら制意に皈したるに候、扨其高は取る限り輸す限りの土貢額、これ程明々赫々たる制はあるまじく候、此制に據て、若一歩に刈出し候籾一升に候はゞ、一反の三百歩に取籾三斛、米は三俵、此土貢米三斗、（七斗五升と致世法）畠又同毛に候はゞ、永百廿文、田畠の土貢相併て米四斗二升本稅に候、若レ是候ては當年の高平均六斗にて、十分には四斗の不足年々候へば、普く國中に儉を導き、無用を省き、信以諭し敎候はゞ、固より直きやまとだましひ、貴きも賤しきも其分だけに立ぬき可レ申候、管子兵を强くし候も、國事を固からしめ富すを先と被レ致たる、返々も田制の不明は、國本の固からざるにて可レ有レ之候、穴かしこ

不算得失二終

不算得失三

田制の大略

周制一夫百畝と致候ことわり相同じく、御國の古へ、一夫の料田一町に候、今に奥州一大家の制、一貫文田を一戸の料に被ㇾ致候は、和漢古今同制の一證に候

今に信州上田領に被ㇾ行候永法は、奥州に被ㇾ行候永法と同じからず候、今の上田は、天正十五六年時分には、松尾領と申したる處なり、松尾領又伊賀羅庄と申、錢納帳、石直狀にみゆ、上田の士人上田氏へ、余ことし問越す事あり、未返書不ㇾ致

大古の一町積は二千五百丈、但丈は後の歩の如し、延喜に五十代二百五十歩と見候へば、必古制を申したるに可ㇾ有ㇾ之候へ、中世唐制を移され候より、歩の名被ㇾ行候、御國の田制はもと丈にて、足歩にて極たる用積には無ㇾ之候、丈は「タケ」にて、延喜式には「ツヱ」と訓申候、一タケは人直立致候て、足心より頭の尖まで、其人の手度にて八尺に候、此餘の二尺は其人の兩手を空へつき伸し候、長頭の尖より中指の尖まで二尺に候を併、則其人の手度十尺、これを一丈と申にて候、人に大小の違候へば、中人を則と致し、中人の手の長、其人の二尺を今に相行れ候、京師鈴木氏所製念佛尺特によし、此度

にて一尺二寸五分にあたり候へば、則古より今に傳はり候、稻四秉一把にとる籾、水氣を含粒々大なる物、古量にて一升二合五勺候と同理に候、一升二合五勺の籾乾候て、一升に成候は、一尺二寸五分を一尺となす、度は十寸一尺となす、諸物によろしきと同ことわりに候、假令人軀五尺に應ずるは、衣服の度は六尺二寸五分、以て五尺に相當致すことわりに候、一尺二寸五分を一尺と致候度を大尺、十寸一尺の度を小尺と申方、相當と存候、此外度に三樣候て五度に候、度に五度候故、量衡倶に大小五樣あるにて候、扨いにしへの田制は、人度一丈四方を、後の一歩の如く致し、五十丈四方を一夫の料に致したるに可ㇾ有ㇾ之候

　按、積二百五十丈は、方十五丈八分一厘、これを後の六尺歩に直せば、方十九間七分六二五に候也、此積三百九十歩五六、(これは人の一丈を、度六尺二寸五分に直したる割合なり)王制に、周制一歩八尺とみえ候、此度も人のたけに可ㇾ有ㇾ之候へども、一尋にあたる一たけにて、足心より頭の尖までに可ㇾ有ㇾ之、是を尺度に直し候へば五尺になり、扨は御國の一丈の半分にあたり候、依て周の百畝は一萬歩、御國の一町は二千五百歩に當るにて候なり、扨一反を二百五十丈に致し候は、農業春の半より功終るまで、日數二百五十日に候へば、一日を田一丈四方の積に當して、此地面より米一升づゝとまとめ候へば、一反二百五十丈に米二石五斗に候、此籾五斛は稻一把より一升、一束より一斗づゝ取、五十束にとる籾五斛に候ゆゑ、此田積を五十代と申、又一トキダと申たるに可ㇾ有ㇾ之候、

但壯男女の力一日の功、稻一束に測候へば、一年の功稻二百五十束、此米十石は五人食に候、一夫婦にて十人食の田一町を作り可レ申候、此一町周の百畝の制に異ならず候、扨孟子百畝食二九人一被レ申候は、一人食を殺ぎて申たるに候、いかさま人智を以て十人食と測り候田に極て、十人食出るも不レ可レ有レ之、又あまることも可レ有レ之、出入平均九人食と致し候方、よろしきに協へ可レ申候、若又十人食ヅツ出候はゞ、一人食を除き蓄積いたし候はゞ、九ヶ年にして一夫の家九口の食あるにて候へば、凶荒候共飢申間敷候

文章に、檢地の事を清丈、又は丈量と認候に據て推候へば、かの國の昔は、人のひと丈ヶを以て田積を度りたるに可レ有レ之、かの國足歩を以て立法と致候は、戰國諸侯の私に出たる制に可レ有レ之候、御國にて唐樣に歩の字をかり用候へども、鎌倉執權までは、檢地の度竿を丈と唱へ候て、六丈を一反といたし、讓狀又は賣劵狀等に、某田參反一丈、某田四反貳丈など、認めし古文書も相見候

中世の田制

大古の一反二百五十丈の積を、中世三百六十歩に致し候は、一年三百六十日に配したるにて候、扨唐樣に租庸調にあらためられ候制度は、田令に見え候、但此制よく行はれ候や、其後弘仁に到て、十而二の租法にあらためられ候、弘仁式は藤原の冬嗣公所レ撰、此撰あつて後十二年、天長十年令の義解を撰玉ふは、其制の美事を殘す爲めなるべし、扨弘仁式上田一反の穫稻五十束の地子稻十束は、十而二

の法則、五分の一を取法にて、此制立てより今一千三十四年の今日に至て相行はる、五ッ物成是なり、但一人食に足る稻五十束刈出す田を上田と致し、以下中下田の土地平均致候へば、一反穫稻三十束に成、此五分一租稻七束は、今に行ふ三ッ五分成に候、三ッ五分成にて、高貴の御食の供には足り候へども、御國用に足らず候へば、是に一ッ五分を加徵いたし、五ッ物成に致にて候、依レ之三ッ五分を、今の俗吏本米と申候は、本租と申す事に候、一ッ五分は、今の俗吏は込米、又は延米、又口米・小口米など申候得共、皆御國用夫々の用途に成にて候、詳には量レ入爲レ出の圖にて、御考可レ被レ成候、扨一人食五十束は立法にて、天下の土地、平均田畠相彙候て、三十五束と極候は、最古き制度に候哉、三代格闕本弘仁十一年十一月、太宰府奏狀の中に、不三得七の舊法に據り云々とみえ、又弘仁の後百五十一年、天祿元年十二月、源爲憲卿が撰み玉ふ口遊と題せる古書の中、田舍門の條に、古の租穀田壹反不三得七、租穀壹斗五合、一步租三勺と載せられ候、此租穀は慶雲三年、距レ今千百四十八年前、一町の租稻十五束を不三して七を取りたる糗壹斗五合に候を、三百六十步に算し、一步の租穀三勺と載候て、童蒙に古制度の貴き事を敎へたるにて候、今の穗檢に、一步に苅とる糗をみる法にも、ふるき傳へと被レ存候、古制不三得七の用法、今の田法に行候はゞ、上下の費省り可レ申歟、試に左に陋案のこさず述申候、必御擧用給候樣と、强て申には無レ之候、用捨は貴意に任せ申にて候

愚按、今の水田高一斛は縷々申述候、古の壹反と同じ斷に候、扨悉く沃田に候へば、百五十步（これを五畝と申、半

（段畝のことに候）の地面より、一人食出す地面も可レ有レ之、扨は壹反制三百歩の地面より、貳人食產み出し候へば、此高を二俵といたし候、此二俵は則此田に輸すべき籾にして、夫を米と致し、壹石を上納さるにて候、俗に之を五ッ取と申候

又瘠田にて、壹反制三百歩の地面に候共、半人食を產出し候、薄田に候へば、此壹反の高五斗、則此田に輸すべき籾に候、是を米にいたし、貳斗五升上納させるにて候、是は高五斗へ五因して、貳斗五升に候へば、是も亦五つ取に候、五因は二除と同じことわりにて、籾一升より米五合出のゆゑに用る法にて候、扨壹反の租米貳斗五升上納の瘠田は、貳反制六百歩の地面高壹俵、古の一反にあたり、其地尤廣く候、猶準とし耕地の廣狹、田數の多寡、推して其實を知り玉ふべし、土の出す所を測らず、みだりに其地の廣きのみ見候ては、實用には成申間敷候、土地に堅柔・砂石交・眞土・黑土等の別候て、農人耕耘の勞逸草生じ安き地面、水旱に痛み候地面、擧てかぞへ盡し難く候、考工記車人耒を作る、其柄のそりかゝみは、土地の堅柔によると見え候如く、此方の制もおなじことわりに候

陸田の作物、享保二十卯年に、木綿・紅花・麻・藍・たばこ・瓜の類を上作と可レ致との令に候、愚按に、人食に成候大小麥・大小豆・粟・稗・黍の貴よりみ候へば、以上の作物は、無用の用たる物に候へ共、有用の用は常に成り、無用の用は其價も貴く成候は、實に泰平の餘澤に候、今無用の用價貴く候へば、多く作り候て農人益を得るにて候へども、此作物五土の別により、相應不相應候へば、陸田すべてこ

れを作るには無レ之候へは、東國の陸田は、慶・元以來同作物と御見透可レ然事に候、扨陸田は貳町五反を以、水田壹町に準候は、例ふるきためしに候、慶・元・寛の間、永樂錢・京錢等の事にて、陸田の租法いまだに相見え候へども、寛永中より貳石五斗代を以て、高一斛の租米貳斗（永二百文）に定られ候て、水田の租米五斗と合七斗、則いにしへ得七の法に相復されたるに候、米七斗を本税と致し、これに賦米三斗をとり候へば、則米壹石に相成、籾にいたし貳斛は、則田畠の高貳斛に相成にて候

田の字義

田高壹斛は、古の壹反にて、一人食產み出す地面に候て、其米は貳石に候、扨天下の人を四民と申候、其一は士に候、士は上に居て、耕さずして食を得ることにて候へば、其祿を代耕と申候、其食を壹反の上より見候へば、五斗則本税これにて候、其二は農人自ら耕し候へども、天下の食を出す一反の上より見候へば、農の食も又五斗に候、其三は工人其職をつとめ候て、これも食米五斗を得候、其四は商人有無を通じ、食米五斗を得候、但三民食は士の土地を治め玉ふに依て、各々安く食を得る也、依て各々受る食の十分一づゝ賦を收め候て、三民の分壹斗五升を國用に供し、此餘五升御軍糧を添て奉り候へば、税米と合米七斗は水田に上納すべき分に候、これ得七の法に協へ、此餘不三の分三斗を、畠方一斛の上納米と致し候へば、不三得七倶に合米一石、籾にして貳斛は田畠二反、二人食出し候土地の上納に候

田の字□に十字の阡陌を入、四區と成、一區一民の食を出す處に候

古今の田積

御國の度制は、中人の軀の幅に籾百粒布き候を取て、度一尺の制をなしたるに可レ有レ之、中人の人指と拇と開張し、二タ度り致し候、長則籾百粒の長にあたり、今稲尺と申度の制源はこれなるべく候、稲字唐の音に通じ候間、或唐尺と申、唐より請たる度と申說に候へども從難く候、此度にて六尺を一歩と致し。太古の町積二千五百丈を直し候へば、今の二町三反一畝半にあたり申に候、大古の制はかく寛たかに候て、國中の食あまり、又世に花美らしき事も有レ之間敷、金錢とても命に代へ候ても、ほしがり候者もあるまじく候へば、自ら爭起るべき謂無レ之、所謂葛天の民と申象にて、貪らず求めず、世の光澤を被りたるに可レ有レ之候、扨和名抄・延喜式等に載せ候國々の田籾は、今より較候へば、甚少く候故、或はむかしは人少く候故、田數も少しと申され候は、未考の言に候、當國の田數古書に載候處、四千町少餘に候、これに二町三反一畝半をかけ候て得候數を、今の高とみ候へば、九十二萬斛にて、此高元祿時分の諸君申置候、當國高に相かなへ申候、但天下一樣に如レ此にはあるまじく候へども、要する所大概これを以て察しられ候はゞ、古今名異に其實相同じことわり、弘く得意可二相成一候

古制の一反は、農時の日數二百五十日、一日を田積一丈に配し、二百五十丈に候を、大寶の御時、一年の日數三百六十日、一日を田積一歩に配し、（按に、此一歩は今の一歩九分二厘九毛せまきにはあらず）一歩に取米一升、三百六十歩にと

る米を三石六斗の數名に當られ候、但名は人の命ずる儘に、大小好む所に成るにて候へども、天地の造化は、人の好に任せ難く、いにしへ一丈に一升、二百五十丈に二石五斗を命じ候外、こゝに一石一斗の多數まし入べき謂無ㇾ之候へども、しひて一日一升當てに致す量をつくり候へば小く候ゆゑ、其量にて三升入候て、夫を一升と唱候、枡を制し是を大量と號し、此升にて一斗を人一日の食にあて、小量は一尺六面の入人の腹の大にあたる制一斗を以、人一月の食に當たるに候はん、三代格に、減大升の名見ゑ候、註に減大升は三升入と被ㇾ申候、愚老前きに香取宮神人の家に傳はる古量どもを熟覽するに、いづれも古量中減大升の一斗量あり、他古神社多しといへ共、此宮の神人の家に藏する古量に比するもの、我隣國に稀成べし、此一斗入の積を以推すに、件の減大升の三升入は、九六厘の二升にあたり候也、蓋三升を一升となすといふ事は、唐書にも見ゑ、古き例に候哉、今の田積を田夫唱へて、三升を一升とせる制にて、幾斗幾升蒔の田と申ならはしの鄕里もあるにて候、幾年蒔と申例、北條執權時分の讓狀等にも見ゑ候、又甲州三升入枡を行へばよし

扨中世一反の積を三百六十步と被ㇾ致候て、一段の租稻一束半を二百五十步に除き、是に三百六十を乘じ候へば、二束一把六分と成候を、五分添候て三百六十步の租稻二束二把と被ㇾ成候ては、前の制より七把ましたるに候、此分庸調にて斟酌被ㇾ成たるには可ㇾ有ㇾ之候へども、古制にかなへ不ㇾ申候ゆゑか、慶雲に一束半に復され候、然るに續日本紀傳寫の訛にも候や、始一町田租十五束とみゑ候、始の字は

復の字にあらず候てはあたらず候、猶詳には別に愚論をつくし候へば、こゝに略す
中世一反を三百六十步に制し玉ふより以降、年暦を歷候へば、右大將家の御時にいたり候ては、古制の儘に、一人食刈取地面を極て一反と致候哉如何、徑界きはめて正しきにはあるまじく候、領々廣狹不↘均候ては、諸家の軍役ひとしからず、是より怨生るゝにて候へば、諸國一令領々の田數を糾し候哉、但馬國帝釋寺文書、また常陸田文の奥書等以推し候に、いづれも正を得候とは相見えず候、田數不分に候ては、軍役の不均まぬかれず候ゆゑ、錢高を始たるに候はん、蓋錢高いづれの年に始候哉、明證無↘之候よし先哲被↘申候へども、太平記に、靑砥左衞門が條に推し候へば、彼時分より往々被↘行候哉、此法足利經時五十分の一を取て、軍役とするよし誹りたる書もみえ候へども、未考の說に候、五十分の一は、右大將家一反に五斗を課し候と、同理にて怪むにあらず、五十分の一をとり候其基を推し候に、當國今の士人の口碑に、昔小田・佐竹・結城・那須等の大家、いづれも百萬斛を領し候など申合候也、按ずるに、此言其世其家の屬家の土地々々の收穫をあらかじめ揣摩して云成べし、但件の一大家に屬する土地の收穫百萬斛として、其田數はしらず共、其五十分の一貳萬斛を軍役高とし、是を二萬貫文の家とし、其兵勢五千人、若三千人に候はゞ一萬二千貫、此國六十萬斛の收穫と測りたるに可↘有↘之、但此時分の陣向の催促は、路程の遠近に據り、某家は半役、某は四分役、彼は三分、此は貳分役などと割合しやすく、又懈怠も糺し易く、其國の貧富强弱をも測り安き爲に、錢高の法を設

たるらし、上杉家管領時分、隣國の合戰に陣向せざる家譴責せられ、又は沒收せらるゝ趣の古文書、あまた見え候に推す處に候

錢高の値

田法書にも詳說見ゑず紛々候は、此錢高は軍賦の高也と、眼をつけざる故に候、凡賦は十が一、和漢の定制に候、既に縷縷愚說いたし候通、此法軍役高に候へば、收穫の上より見候へば、五十分の一、知行主の藏入の上より見候へば十分の一を籾にいたし、籾一斛を一貫文と唱へ申に候、一貫文の名は正義にも無ㇾ之、又籾にても無ㇾ之、數位を假り候唱へに候得者、これを顯錢と稱し申にて候、天文以往六七十年間、東國にて明國より渡來の永樂錢を、此顯錢の數位に、現に當行はれ候より、遂に古顯法かくれ、顯錢を永樂の永に轉じ、永は永樂錢の事と成たることに候、詳には永樂錢停み候て、京錢を永樂と唱へ候て、收納帳に載候事のよしは前に擧候、御考合可ㇾ被ㇾ成候、扨此顯錢壹貫文の値を、五石にあたるとも、五十石にあたる共申、また十貫文は、百石にあたるとも、五十石に當共申、或は鎌倉は一坪一文にて、一貫千坪にあたる共申由、近頃善庵氏も永の事、諸說を集め論ぜられ、遂に定說なしと遁辭をかまへられ候

愚案、諸說候共惑申間敷候、此錢高は收穫の五十分の一に候へば、米にて廿五石にあたり候、又收納の藏入の十分の一に候へば、一貫文は藏入の籾十斛にあたり、則文祿制の知行高に候、米は五石

に候、前代貫の稱此法に懐はざるも見え候得共、夫は濫制に候へば、證には立不ㇾ申候、小田原家天文以來の着到を見候に、かなへ知行百貫の士大概三十人役、陪臣の例にあたり申候、今仙臺家の永法百貫文は文祿制の籾高千斛にあたり、正法と存候

石字いにしへは百二十斤を石と申、衡法の文字に候得しを、宋の時より十斗を石字に宛、斛石通じ用候、古書には䄷に作り候、明史中に楊萬里は、古は二斛を石とす、今は五斗を斛とすと申候を、皆石字を以てしるし候ゆゑ、米粟相混じ、わからぬ文に成たるに候、拙が認候二斛は籾の事に候へば、二様ともにあやしき儀は無ㇾ之候、然るを楊萬里解し兼候哉にて、古今を擧て申され、且つ斛石相混じ認め、後の讀ものをも又疑はせ候、愚按に斛石通じ用ゆるには候へ共、斛は籾に、石は米に用認候はゞ、見易かるべく候

土着不土着

徂徠の鈐錄に、六貫一騎の事被ㇾ申候、並諸家祿秩の事は、還て後人を惑はす媒と、氣の毒に存候、六貫一騎と申傳へ候は、實に御國の兵農合一の制を、後世の今に伺へ知に足る明證と存候、六貫一騎の傳へにて、一騎は十五人にあたるをしるにて候、此事は縷々土着制に述つくし候間、こゝに不ㇾ申候、扨土着と不土着の事、近時山陽賴氏が土着の十は不土着の百、不土着の百は土着の十と被ㇾ申候は確言に候、今不土着の知行高六百斛は、土着六貫文の十倍地にて、一騎役にあたり候、此六百斛を土着に

致し候へば、十騎の兵勢百五十人の數は出し可ㇾ申候、但不調錬の農卒等、却而足手まとひ、兵糧費にも候へども、數は不土着の十倍に候へば、今の勢ひ土着起し不ㇾ申候ては、中々兵勢足り申間敷候、扱陪臣は俸高五百斛給り候、士人一騎役にあたり候、此の三樣は不ㇾ申及ㇾ候へども老婆心以て申し進候

兵勢

兵と申候ては如何敷候へ共、御國は武を以て立給ふに候得者國の治安は武道專ら候、其武は則兵士に可ㇾ有ㇾ之、蓋兵農剖判よつて來たる事久しく候へ共、食を以見候時は、兵農合一に候、如何とに候へば、前代の二萬貫文は、今の粮二萬斛、此食五千人、則今の封高二十萬斛の諸侯の家士の兵數に候、一家分限の兵數輕卒夫卒にいたる迄、如ㇾ此候へども、これを盡し兵を致候時は、孔子所謂國の大事の事に候、平生は總分限の十分の二三四十騎の勢五六百人位成べし、或一騎に定數なし、但應永中の人大坪入道が說に、一騎七八人と云とて一譜とす、愚按、今知行六百斛の士、一騎の勢十五人の分限にて其公役に出る、其供廻り假令上下七人に候はゞ、是を皆武官と申べし、內に文官八人在て留守を護り、又事あり候はゞ、二の手三の手共成可ㇾ申備に候、一家の分限、一騎の勢十五人悉し候事は、まづはあるまじく候、然ば一騎七八人と申說は、今の行粧を見候て、猥りに士人の說に托したるに候はんと被ㇾ存候、今の兵勢豐公天下の諸侯を伏見へ朝集し給ふて、一家の兵をわけ給ふより、其國また支

封を護る、兵士或は分限の四五分の一なるべし、其勢の少き以て知るに足る、慶長の令十萬石百七十騎、一騎十五人にて測れば、則二千五百人、此食物一萬斛は十萬斛の十分一、前代一萬貫文に相比すべし、今二千五百人を江戸と國と、支封及上中下の屋敷、等分四に分る時は、一所の兵六百二十五人づゝなり、享保六丑年十月三日、諸大名在江戸相應大概人數御定の令、十萬斛馬上十騎・足輕八十人・中間人足百人以上・三百三十人出仕とし、留守に三百三十人に候はゞ、一邸の兵六百四五十人成るべし、國と支封二所に千三百人、乘馬百疋づゝ、五百人に代候へば則二千五百人に候、又同令貳十萬斛、馬上十五騎より二十騎迄、但自分召連候共、足輕百二三十人・中間人足貳百五十人より三百人、以上出仕の勢合七百四五十人、内を護る勢七百五十人、外國に千五百人、乘馬二百疋を千人とし、外千人は支封三邸にありとして、總分限の勢五千人也

五萬斛、馬上七騎・足輕六十人・中間人足百人

愚按、寫誤あるか、一萬石、馬上三騎・足輕二十人・中間人足三十人以上出仕百人とし、乘替共馬六疋を三十人分とすれば、内を護る士人二十人、國を護る士卒百人なるべし、一家の兵勢すべて二百五十人、此食粮千斛（千貫文）は、藏入壹萬斛の十分の一也、然して二百五十人の宛行は、藏入の半粮五千斛を以てす、和漢の定制五公五民のことわり是也

度量衡制の大概

御國の制法意にかなふは同制に候、漢の制は周の制を與すに候へども、漢は九六の用數に候、以下晋魏より漢制を小も誤り大に成、唐に至り漢の四倍大に成候へども、唐史にそれと見えず候は、唐史を撰み候人、古の制意を解さゞる故に候はん、又唐人も漢の四倍大に制し可ㇾ申とには無ㇾ之、唯世と人に宜き所を信切に測り候より、漢制の四倍大に成り、御國の制にも近く相成たるに候はん、此譯を唐初によくしり候人は、魏徴一人なるべく候、其意同人の撰候隋史に、それとは舉ず候へども、其意は大に含蓄いたし候、實に此人良臣と稱すべき事にて、愚は貴び申にて候、唐の後少差は候へども、大概唐の制をつぎ候哉にて、何れも御國の制に甚だ差は見えず候、御國の制を唐よりうけつぎ候樣に申說も候へ共、勿體なき事に候、御國の制は神の傳へ玉ふ所、萬世一制にて行れ、周の制の及所にあらず、御國の制萬世一制に候へども、亂候世には、神の傳へなるをも思はず候哉、量には私の制も相見え候、其濫制のもの今に傳はり候を見、人あまた模し候て、害に著し世に弘くいたしたるも候へども如何にも此制に厚く意を用ひられざる歟にて、神傳を濫制の辨もみえず候は、遺憾かぎりなき事に候、濫制に相混じ候哉、又別傳に候哉不ㇾ存候へども、乍ㇾ憚今行へ候京都は、御國の神傳と不ㇾ被ㇾ存候、願くば清明の今の御時、神傳の量積六十貳寸半に御復し被ㇾ遊度く候、左樣致候はゞ、度量一制に御備に相成、世界萬國第一の御國の度量衡たるべく候、度量衡の正不正を正し候は律に候、其律の黃鐘の事、史記、漢書に詳に候へ共、此解かの人世に論じ候へ共、今の淸に至り、能得人は見えず候、御

國にてもかの黄鐘にあたり候、其器如何と申たる説は未ㇾ承候へども、漢書の黄鐘一龠の入黍千二百粒、二龠の入合二千四百粒の重を秤目一銖といたし、すべて二十四銖を一兩といたし、此入を一合と致し、合と兩は同義に候へども、量衡の別を正し候爲に、文字を替たるに可ㇾ有ㇾ之、此龠の度は、天地人三才自然の數に基きたるにて候へば、此龠より出し候音、また天地人相當致し、其聲清み天地を感ぜしめ、人を和樂せしむるにいたるにて可ㇾ有ㇾ之、天地人のよろしきにかなふ音發し候、其律は度量衡に候へば、則其器を世に行へ、萬事の本に立るにて候はん、御國に漢書・史記の樣に律をとかれたる書は見えず候へ共、御國神傳の度量衡候へば、神傳の律あること疑これなく候、愚以古笛の傳はると、今伶官に用らる所の横笛を測るに、則王莽・義和等が正すと漢書に見え候、黄鐘の制意にて、古量五勺入に相あたり候へば、御國の律は横笛たるべくと存候、古量五勺は今の京枡の四勺八撮三圭入にあたり候、又古量五勺は（但九六量は、十合量の四勺八才）重十二匁五分（九六に直し十二匁）漢の黄鐘の十倍大に候へ共、これを吹候て、かの黄鐘の制の小なるより、御國の横笛の制、彼にまさるにて候はん、今の京枡の制にて此横笛を制し、古量に據て制候と音を合候はゞ、京枡制の横笛の音、古量の制に據る音には及まじくと被ㇾ存候、猶陋考は徵するに足らず候、其實は伶官に御正し可ㇾ被ㇾ成候、御國は小國のよし候へども、制度は異邦のより甚大に候、かの國は大國のよし候へども、制度は甚小に候、制小に候へども、其名は我數と同じく稱候、夫故其實異なり候、よつてかの國の量名、さま〳〵の名候てむつかしく候、乍ㇾ去人に宜しからし

むるの外はなく候へば、其意の止る所彼我異なるまじく候、假令ば彼が錢一緡と申、極て千枚を一さしにつらぬきたるにて我一貫と申處に可ㇾ有ㇾ之、但永樂錢一貫を、今の金壹兩位に當る時分には、君上謁見の進獻に此恩賞賜にも、一貫文、例以て今に一貫の給もの有にて候、一貫の名古るきに據り候へば、重く候へ共、今は何ともなく成候は、勢ひの變と可ㇾ申候、又田舍にて年賀等に錢二十文・三十文をのし形に包み、互に賀し申す例は、前代の砂金包を以て相賀し候遺例に可ㇾ有ㇾ之候、扨錢一枚の制、古は金錢・銀錢・銅錢の候よし、其錢徑一寸なる古錢稀には候へ共、大かたは九分六厘、又は八分一厘に候、何も度量の制に據候制作、且つ其象天地の方圓なる、また其極數一百とし、九六と致したる、貴きのいたりに候、此錢一枚の重度、一分に十をかけて、壹匁の秤目に極候より、秤目に一文目・十文目・百目を名となしたるに可ㇾ有ㇾ之、匁の字は文獻通考に見え候、此錢に據候秤目は、十匁を壹兩とし、金銀藥種等に據る秤目は、四匁を壹兩にいたし、百六十匁を一斤（十六兩の制）是は稻一把を基に致したる秤目に候、四匁壹兩は一把に取米四合の重を四十兩、一合米の重を十兩、米一勺の重を一兩と致し、殘四枚の重に相比し候、寛永の新錢は米一合四十匁を、錢四枚重四匁に代へ、一升四十文、一斗四百文、一石四貫文に合し出され候、錢一枚一匁候を四分いたし候目方二分五厘を、宋明の醫書に一字共申候、周漢の一兩は、御國の一兩四匁の十六分の一に候、右藥の一兩には相當たるべく候、但藥を煎候水量は、藥の五兩目にてよろしく候、これが大小量の差に候、御國の秤一匁の藥を煎候水は、三勺にてよ

ろしく候、古人水を秤にかけ候、水の重淸濁にて均しからず、大概水三勺の重、十四五匁なるべく候拾芥抄秤目に一屯と中重は、漢の一斤にあたり候、同書に、四十兩を一斤と致し候を、俗に近しと被レ申候、則今通用の一兩四匁の事に候、慶長小判の制は、一兩十匁を二分し候五匁の黃金、制して四匁八分に可レ有レ之候、此制黃金一斤は、小判三十二兩に御製造被レ成たるにて可レ有レ之候、これが三匁六分に被レ成候ては、一斤の黃金四十五匁に候、今制に成ては五十三兩に殖たるに可レ有レ之候、扨は慶長の黃金一斤は、今の小判の數にて二十一兩ましたるに可レ有レ之、但五事略を讀候へば、海外へぬけ候黃金も多く候由、海外へぬけ候程黃金採まし候はば論なく、採りまし不レ申候はゞ、數名のみましたるに候はん、凡人を養ふもの、土に生ぜざるはなし、就レ中人を養ふ最たる物、百穀の中に第一たるは米、五金の中に最たるもの黃金に候へば、此重を比較し、萬世交易の標準を立のこされ候、我國徂徠博識にて、惜かな御國の律度量衡神傳あるをしらざるや、妄りに彼の國の度量を論辨し、己が見る處にあはざれば、周漢の制をも嘲罵せり、且享保中金局にて方寸黃金を鑄させ給ふよしを擧て、其重時稱の十三兩有を、制に叶ふと謂はれたり、十三兩は百三十匁、愚以按に、白銀方寸百四十匁と古人謂、徂徠黃金方寸重百三十匁を制にかなふと云より、銀は十匁重し、疑ふべし、但名は黃金たりとも、其品によりて銀より輕きもあるべし、精錬の黃金銀より輕き謂れなり、漢人方寸黍の重と、方寸黃金とを比較して、方寸黃金重一斤といふ、是を疑ふ人あれ共、實をしらざる人の妄言也、御國は黍にあらず、米也、古量

一寸積に、入米の重六匁四分、是を二十五倍して、黃金方寸重百六十匁は、則一斤かれと大小の差候へ共、制意相同じく候へば、其比較如レ此に候

漢書食貨志に、黃金一斤値萬錢とみえ候、愚按、萬錢は我十貫文に候、扨漢の一斤は我十兩に當り候、十兩に十貫文は、則一兩に壹貫文にあたり、此錢我顈錢一貫文、また永樂錢壹貫文に當り、今の金一兩と同じことわり、諸家の臣子へ宛行の米一石を壹貫文に代へ候も又相同じ

米價の事

司馬遷が物少ければ價貴く、物多ければ價賤しと被レ申候米價の事、漢書に李悝が申三十と、史記貨殖傳に申三十は、御國にて今に顈一貫文に米一石あて申と同ことわりと被レ存候、但漢人の黍米一合の重二匁四分、我糀一合の重は、漢人の十倍二十四匁に候、此意にて彼が三十を顈三百文と致し、彼が大量十斗は我三斗にあたり候、我米三斗の價顈三百文は、一斗の價百文、十斗の價一貫文を金壹兩に代へ則金一兩に米一石平價にあたり候、扨は貨殖傳二十は農病み、九十は末病、上る事八十に過ぎず、下る事三十を過ぎずば、農末俱に利あらんと見え候、扨かの二十は、我金一兩に米一石五六斗にて、今より三十年前、文政中拙老が鄉里の價、猶僻邑は二石に及び、此時農人甚病み候へき、また九十末病は天保癸巳、同丙申の米價、金一兩に三斗、また八十は我米一石の價百六十匁、金一兩に三斗七升五合、蓋此價御藏米百俵九十三兩、江戶町の飢人御救小屋建立る高價に候、下る事三十を過ずば、則金

壹両に一石迄の價、農末倶に利あるにて候はん

慶長・元和御時迄は、米價金一兩に五石、平價とみえ候處、永樂錢停み、金銀世にましし、寛永錢御鑄出し有レ之、慶安・承應御藏米百俵、夏御直段拾八兩、冬御直段廿二兩、同二巳年夏二十一兩より金壹兩に壹石七八斗・一石五六斗に成候よし、貳石に至り候事無レ之、以下平均いたし候へば、大概金壹兩に一石の處、天保七年の冬、江戸御藏米百俵百廿三兩は、承應以來未曾有の高價にて、九十末病より猶昂かるべく候、蓋米價寛文中ニ河村瑞軒海運をよくひらき候より、平準を得たるべく候。今寛文を距る事殆貳百年、勢ひ變じたる儀は無レ之哉如何

檢地の事

若狹守護代記に、日本國中檢地云々の事あり、疑べし、應仁以來東國の諸豪、互に呑噬其領を掠奪し、其田に繩引、廣狹を量り、猶國用足らず候へば、神社佛院に軍役をかけ、棟別錢を課しとり、また其領の境に關をする、旅人より役を取るの類、かゝる世に生れあひ候ては、何を外に求むべき、一日一飯を安く得ん事をねがふの外あるべからず、扨も諸豪呑噬の勢つき、豐公天下の田を量り極給ふ、蓋此事を嘲罵る書も見え侍れど、此公檢地し玉はずんば、經界と倶に世の亂は靜り得べからず、扨公の檢地し給ふを誹る書に、昔より檢地なく歷わたり候を、此度檢地して、昔の一反は三百六十歩に候を三百歩に縮め、一年の内六十日の食をかく抔被レ申候へ共、郡邑處々の檢地は、地頭々々の興廢こと

に行はれ候はん、諸家に傳はる古文書をみても、知るべき事に候
稱に云、天正十五六年までの檢地法、大方は石直し、其土の美惡によりて、其法極め盡しがたかるべく、また貧兵の餘與ものこりたるべし、同十八年小田原を平げ玉へ、乍レ恐御入國遊ばし、是より法備りたるべし、但慶長十五に伊奈殿卒し玉ふに依て、遺憾なきにはあらず、愚等候去り二百餘年の後に生れ、企が何ぞ及ぶべからざるは勿論ながら、田法の古意を窺ふこと殆三十年、聊窺ふ所を祖述せんとすれば、不學にして文盡し得ず、若要する所をとることあらば、宜斟酌して訂正し玉へ、
傍人突然として問云、天正檢地の法如何、拙答、天正檢地の法其人にあらず候へばかたり難く候、又問、文祿の法如何、答、西州の人文祿の檢地を目して、ゑぼし檢地といふ、足下此傳へを解して其實をしり玉へ、蓋天正の法上中下に、また上中下を併すべて九等とす、匆劇の中にかく密義をつくしたる、蓋民を離す籌歟、また實に不平を均しくし玉ふ也、文祿に九等を止め、五等以下三等、案に此時此奇策を得たる人、恐くば稀に候はん、よつて法意後に傳はらぬにて可レ有レ之候、頑老乍レ不レ及古人均田の法意をくみ、今の田法に施さば、上下の費を省き可レ申と、下問の辱にほだされ、不遜を不レ揣、縷々述候て訂正を乞にて候、穴かしこ

不算得失　三　終

不算得失　四

直圖

水田	上々十二	上十一	中十	下九	下々九
陸田	上々十一	上　十	中九	下八	下々九

水田の位は陸田より一等昂く、陸田の位は水田より一等低くして、水陸平均一反の高九五、是を九ツ半ともいふ、高九斗五升の事なり、高は則此土地平均の土貢、籾九斗五升、米にて四斗七升五合上納のきはめ也、高九斗五升は九分五厘の人食を出す土地なり、依て一人食産み出す土地は三百十六歩の處、これを高一斛とす、此土地一反の年貢米四斗七升五合、此壹斗を収穫米一俵として、則四俵七分五厘をとめとす、又税米四斗七升五合の一斗を収穫の刈籾一斛と視て、則此事均一反に刈籾四斛七斗五升とす、一反の三百歩に算し、一歩の刈籾一升五合八勺三三三、四因して米六合三勺三三、刈籾一升五合八勺三三の十分の一、一合五勺は三々を米とし、三百歩をかけ得る數、一反の取米四斗七升五合也、此土地高一斛の地面三百十六歩を四分して、七十九歩を税矩といふ、則一歩に取米六合三勺三三へかけて米五斗なり、これを五ッ取と云、高九斗五升へかけて米四斗七升五合、こ

れを段取と云、高一斛の地面三百十六歩を四分して、其一分を御年貢奉る所とす、其餘の三分は、則農工商三民の食の分なり、一民米五斗ヅヽ、此十が一五升ヅヽ、賦を出し、三民の賦合一斗五升也、是を本稅三斗五升へ加へて五斗、倍して籾一斛、これを田高といふも可なり

今郡村各〻其定の石盛あり、御定の高あり、假令御定の高、土地に應ぜずとも、これを綺ふべからざるは勿論に候へども、當今の田官掌る所の土地を相し、御定の高、其村の土地に相當せるや否如何を視る法を、こゝにあげて同志の訂正を乞ふ

右に擧ぐる水陸合平均壹反高九斗五升なるを知る揣法は、顯に中出來の稻を檢し、一歩の刈稻六秉と口算す

但秉、論語に與秉といふ秉と同じからず、これは禮の聘禮に申したる一秉一斤の秉なり

揣が云秉は、不藁併刈也とある字註の秉にて、俗の一握ヒトトリの事なり、一秉の刈籾人の兩掌を合せ容一ばい、此容を器に作り、これを一合枡と云、合字兩掌を合せ容る籾にきるといふ儀なり、扨刈籾四秉を一把となすは、古今の定例、刈籾六秉は則一把半、此籾を一升五合とす、古より今に傳へる神制これなり、刈籾一升五合より米六合を出す、古今の定例なり、蓋刈籾一秉は水氣ある所、此重六十二匁五分ある、籾米六合を出すなり

按ずるに、秉は把と同じ、蓋我は四秉を一把といふ、漢人これを筥といふ、我は十把を一束といふ、

漢人之を擾といふ、共に多少の差あれども意同じ、然れども我と彼と名異なり其實同じきは、人の宜きに適所は一也

拾芥抄に、大十斤稻一束の文あり、一束は十把をいふ、十把の籾壹斗より米四升、重一貫六百匁あり、これを十斤とす、刈稻一把に取米四合の重百六十匁は則一斤也、周禮は一秉一斤とて、我は四秉を一斤とす、我制彼より大なることをしるべし

田官吏此のことわりをよく熟知すれば、或馬乘また駕籠の中にて、農夫が刈稻のさまを望みても、其田の收穫の多寡察知るに足るべし

但稻の熟否の樣、拙が申までも無レ之、其藁黃ばみ光澤ありて穗並み力ありて、其撓ほどよく、其穗粒まる〳〵として、籾の皺淺きを上熟とす、呂氏春秋に、時に先立つと、時に後るゝとの別をいふ、其深切合考ふべし、わら穗倶に光澤なく、山かげ・木かげ・日うけよからぬ所、其稻しげるとも、穗大に候とも、穗なみかう〳〵とみえ、粒々かぢけ、皺ふかきは青粃多く、下熟なり、周禮年の出來稻を計り、人毎に口餔を上とし、三餔を中とし、二餔を食不足とす、餔は御國の四升入にあたり、四餔の入を彼は六斗四升一月の食とす、御國の一斗六升一月の食にあたる、我壹斗六升は方尺の入にて、もと中人の腹の大にかなふ也、依て此容一月の食に足る、神制の傳へなり

二餔は我八斗にあたり、則半毛の年、高一斛の田に米貳俵半、收穫の凶稔の事也

人毎に四舗を上とすは、我高一斛の地面の收穫米五俵、一人食にあたるを上稔とするなり、但高一斛の地面、土味の美惡に據り、廣狹ひとしからず候へば、御定の上中に、及高石もりは兎もあれ、其稔の出來稲中する所を驗し、横直圖に合也、稲の出來を圖に畫し、假令平均高九斗五升にあたるときは、則一反に九分五厘人食出としり、其稲の熟否能々相し、若一歩の刈籾一升三合位に候はゞ、是を八分人食とし、若し一歩の刈稲八合候はゞ、長を半人食半毛と定むべし

半人食出の一反の税米貳斗三升七合五勺、高一斛に二ッ五分取なり、古制七一の法にて、税賦ともに三斗五升五合なり

壹反の税米二斗三升七合五勺は、農人の收穫米二俵三分七厘五毛、四因して米九斗五升なり、內税賦倶に米三斗五升五合輸せば、餘る米五斗九升五合は、僅かに四ヶ月の食なり、扨は半毛は名にて、其實は三分の凶稔なり

水田半毛の稔、陸田又半毛ならんには、則水田高一斛の税三斗五升五合へ四分を因し、永百四十五文を陸田高一斛の税賦とすべし

水陸田の税賦合米五斗、二分して米貳斗五升、倍して籾五斗、則高半毛の分なり

田畠平均一反、高九斗五升相當と驗する土地は、高を半にして得る數を税米とも、また收穫米ともみるべし、則税米は四斗七升五合、收穫は口俵七分五厘也、税賦をしるに、古法七一を高九斗五升へか

け、則米六斗七升五合五勺を、水田一反の上納とし、籾九斗五升の内これを除き、あまる貳斗七升五合を永にて貳百七十五文、陸田一反の上納とすべし

但これは平均の法圖を申にて候、實地に望候ては、ゆめ〳〵法圖に拘泥せず、話法を御用ひ可レ被レ成候、別して我郷の陸田は、夏秋二毛に候へば、夏毛宜しからず、秋作よろしき稔もあり、また水旱の災と、二百十日前後の風損にて、早稻中晩稻の出來一樣ならず、また土地の形勢にて、早稻五分中晩稻三分・早稻三分・中晩稻三四分に作る處もありて、一樣ならず候へば、其稔々其土地々々に據り、任土の御法あらまほしく候、猶横直圖を照し合せて自得可レ被レ成候

横圖

水田十二　十一五　十〇五　十〇三三三　十

陸田十〇五　九五　九三三三　九　八五

平均一反高九斗九升一合六勺、高一斛の地面三百、貳步一步の刈籾一升六合貳勺、稅矩七十九步半一反の取米を知には、刈籾の十分一を米壹合六勺二才とし、三百步を掛て、則四斗八升六合と知るべし

但十〇三三三を加へ宜しからず候はゞ、省きて四等

十二　十一五　十〇五　十とすべし、然らば平均十一になり、稅米五升重く成、また四等にて宜しからず候はゞ、三等十二　十一五　十〇五とすべし、然らば稅米壹斗重く成、また是にて宜しから

ず候はゞ、十一五、十〇五、十とすべし

直圖　水田十　九　八　七　六

陸田九　八　七　六　五

平均一反高七斗五升　高一斛の地面四百歩

壹歩刈籾一升貳合五勺　秕矩百歩（一反の取米如レ法して三斗七升五合）

横圖　水田　十　九、五　九　八、五　八

陸田　九、五　九　八、五　八　七

平均壹反高八斗七升五合　高一斛の地面三百四十三歩

一歩刈籾一升四合六勺　秕矩八十六歩（一反の取米如レ法して四斗三升八合なり）

以上の横直圖五様にて相當せずんば、三等四等を査し、相當せる所を用ゆべし、中土味中歳壹反五俵半、收穫相當相當の石もり十一、また六俵收穫相當の石盛十二とし、一位一斗づゝの差の石盛、上々十四・上十三・中十二・下十一・下々十、此位に準じ候へば、上々田の收穫七俵、下々田の收穫五俵にあたり候、一反七俵まとめは、一歩の刈籾二升三合三勺より米九合四勺出の上熟に候、世に行ふ毛見法は、此一歩に取米九合四勺を籾とみる定則に候へば、刈籾二升三合餘候へば、是非一升四合許の籾をかくし覆ふの外なく候、吏も亦九合四勺、定則の田の出來稻二升二三合ありと見候とて、これを取

に法なく候へば、兎からは申さぬにて候へども、此田もし半毛の刈籾一升四合、農人の收穫、此田の相當に較候へば、三俵許の損年に候共、九合四勺の定則よりみ候へば、四合六勺の餘にて候ゆゑ、一升四合の內にて、ほし減り種、并人食分抔と申、屑々たる末法をこゝに用へ、九合四勺へ例の毛法籾傳と申七五をかけ、得る數七斗の本免に當るとして、上納させるも又なきにはあらず候

竊に按るに、世に行ふ毛見法米なるを、籾と見法は件の如く、農人の收穫は假令半毛の年に候とも、地頭の藏入は十分に收歛いたす樣にと、設立たる法に可ㇾ有ㇾ之歟に被ㇾ存候、扨は積年行はれたる法に候得ば、時にあひ不ㇾ申候ては、中々あらためがたかるべく候、假令あらため不ㇾ申候とも、半分の年にも、地頭の藏入は十分に取法也、といふ事を辨解し玉ふ樣にと、同志の許へ申送り候までの事に候

又云、世に行ふ毛法、假令一歩刈稻の定則九合四勺に候共、農者の力を盡し候と、つくさゞると、又中丁及牛馬の助の有無にて、稻のよし惡あるにて候、これらの陋案は拙が申までも無ㇾ之、田官飽まで賢察せらるゝ儀に候得共、式法則に拘り、庸吏・中丁、及牛馬の助有無に意を不ㇾ用も見及候間、申述置候なり

任土熟法目

直圖

一反三百六十步ノ一等ヲ省バ四等ニ成テ

十二 一十 九 八

安横直圖

ノ三ヲ成十十 一百省テ二〇 横等六バ十三 圖十四一三 歩等五三 ニ十 〇 五

收穫一俵刈籾一斛又租米一斗當

	等	上々	上	中	下	下々
		五俵二分五リン 一升七合五勺 三百八十六歩 七十二	四俵七分五リン 一升五合八勺 三百十六歩 七十九	四俵二分五リン 一升四合三勺 三百五十歩 八十八	三俵六分五リン 一升二合五勺 四百歩 百	三俵二分五リン 一升〇八勺 四百六十二歩 百十六
一反收穫米五俵壹步籾壹升六合七勺高壹斛地面三百步稅矩七十五	上々	十二	十一	十	九	八
一反收穫四俵五分五リン一步籾一升六合高一斛三百十六步稅矩七十九	上	十一、五	十、五	九、五	八、五	七、五
一反收穫四俵二分五リン一步籾壹升四合貳勺高一斛三百五十三步稅矩八十八	中	十、五	九、五	八、五	七、五	六、五
一反收穫四俵一分六ニ一步籾一升三合九勺高一斛三百六十步稅矩九十	下	十、三三二二	九、三二二	八、三	七三、二二	六、三二二
一反收穫四俵一步籾一升三合高一斛地面三百七十五步稅矩九十四	下々	十	九	八	七	六

任土熟法横直圖目安

横直倶ニ中稲ヲ中等ニ當テ則チトルベシ
直圖ニ不當バ横圖ニトルベシ

其則ニラ中 年ヲ合ズニ ノ立セシト 中ベ横バル 稲シ直圖ベ 圖中圖ツ ノ等當ノ

一反收穫一俵一反ニ穫籾一斛 又租米一斛ト四適也表裏圖同

	大上	上	中	下	大下
	一反收穫四俵一歩刈籾一升三合三勺 高一斛地面三百七十五歩 稅矩九十四歩	一反收穫三俵七分五リン一歩籾一升一合五勺 高一斛四百歩 稅矩百歩	一反收穫三俵半一歩籾一升一合七勺 高壹斛四百二十九步 稅矩百〇七步	一反收穫三俵二分五リン一歩籾壹升〇八勺 高一斛四百六十二歩 稅矩百十五步	一反收穫三俵一步籾一升 高一斛地面五百步 稅矩百二十五步則公田ト同
大上（四一三 俵升百 半五三八 一合十十 歩 三三 歩）	十	九、五	九	八、五	八
上（四一三 俵升百 一三七九 歩合十十 五五四 勺歩）	九	八、五	八	七、五	七
中（三一四 俵升百 半一二百 一合十〇 歩七九七 勺歩）	八	七、五	七	六、五	六
下（三刈斛 俵籾五 一一百百 歩升歩廿 刈高 五 一）	七	六、五	六	五、五	五
大下（弐籾高 俵八一 半合斛稅 一三六矩 歩勺百百 三歩五 々 十）	六	五、二	五	四、五	四

御國の田令にも、不易・再易をいふは、彼の文をかりて云ふなり、通じて上中下田の事とすべし、愚古今の田制を推すに、周の百畝の制十人食をとる處、御國の田十人食をとる所、これを一町とす、一町は十反をいふ、一反は布木綿の一反と同じことわりにて、一人衣に足る布もめんを一反、一人食に足る田を一反と云、蓋反は「キダ」也、階級の段也、一人食をとる處を、一「キダ」々々々にわけて云なり、土味の美惡に據て廣狹極りなき事、今の高一斛の地面相ひとしからざるにしるべし

穀を作り出す土面の總名を田といふ、穀に水陸の別あり、水種は俗は田といへ、陸種を植る處を畠といふ、畠火田の言あり、こゝに繫せず、扨郡村の形勢に據り、水田七分陸田三分、又五分々々四分六分の土地あり、蓋水田六分・陸田四分を、藏入の立法として、三ッ八分成とす、三ッ五分成は五分五分の制なり、こゝに五分を以て、今の上農九口の料を推すに、古の一町十人食を出す、土面は今の文祿制にて、高十八斛成るべし、内水田高九斛、此石もり一反平均高九斗にて、此反別を一町とす、陸田高九斛、此石もりを定例二斗差にして、一反平均七斗にて、此反別一町貳反八畝六歩

水陸反別合貳町貳反八畝六分、此歩數六千八百五十八歩、右水田の高九斗、陸田の高七斗を中にして、五等・四等・三等、土地に任せて上中下を推して可レ知

愚按に、周の百畝の積一萬、御國の古の一町の積二千五百丈、數名多少の違ありて、其實相同じきことわりは、別に愚辨あり、就て可レ訂

御國の古の一町の積二千五百丈にて、周の一萬歩に匹敵す、此積今に相傳へ行ふ、曲尺を以て六尺を一歩となす、制に據て算すれば、六千九百四十五歩に成る、愚以て文祿制上農一夫の料田を求め、高十八斛、共積六千八百五十八歩、これを古積と差引ば、僅に八十七歩の違なり、此違しひて論ぜずして可也

上農九口の內、壯男女三人六分、これを正丁といふ、正丁三人六分の力、東作西收の功を成す、日數凡貳百五十日は、春いまだ氷るより、冬氷をむすぶまでの力役也。すべて九百人、內三百四五十人は水田に、五百四五十人は陸田にあり、平均高一斛一人食を取地面に五十人の力を用へ、風沐雨浴辛苦して此業を勤むるなり

古制正丁一人一日の單功を稻一束にあて、一年の內二百五十日の功稻二百五十束、これにとる米一人一年の食に足るを觀玉ふて、田制を立玉ふて、此田を五反とし、一反の穫稻五十束とし、總て穫る米を十石とす、名は皆物成て後なり、大古を距る事遠しといへども。今の稻は大古の稻、人かはるといへ共、今の人古の人にかはるべからず、今の正丁一人の單功も亦一日稻一束、これを今の値にすれば銀二匁五分、一年の切米十石は金十兩、是を產出す今の田高五斛は、古の五匁と相均しかるべし

田令稻一束の米五升と云は法なり、度量を以て糾せば四升、此重拾斤なるにしるべし、一束に取米四升、高一斛に穫稻五十束に取米二石、正丁一人の切米十石、同三人六分の切米三十六石、此米高

一斛の田に一人食分の二石づゝ採て、則田高十八斛なり

但水田高九斛に稻を植、これより米十八石得べし、陸田高九斛には大小麥・豆・粟・稗諸作の諸雜穀なり、此雜穀を米に代へて、是を十八石とするなり

考工記、車人耒を作る、耒の柄の長さ六尺有六寸と云、漢書、趙過伐田を作る、一歩三畝といふ、愚按耒の柄を矩として三畝を作る成るべし、これは俗に云迯り三本なり、御國我鄕里の田畠は、歩に迯り四畝なり、蓋一畝の大人に應ずる所なれば、彼我其幅の大小相同じかるべし

車夫の耒の柄にそりかゞみをつけるは、土地の堅柔によるといふ、むべなり、土地に砂石交り有、こはきあり、もろきあるに從て、鍬のかた異成るものなり、大概鍬の幅五寸、長一尺にて方六尺四面の處を打埀するに、凡七十五六打成るべし、扨はあら田おこし、二度おこしにて、一反三百歩を埀す、鍬數四萬五千打、田畠二町三反の功、十萬三千五百埀、一呼吸に一打ヅヽ打ち、晝休中食の間二ヶ時除き、四ヶ時に一反歩を埀に成すべし、此餘こなしやはらげ、植・蒔・かり收むるまでの勞もまた多きなり

水田高九斛の收穫米十八石、四斗入四十五俵

此本税米四石五斗、賦米一石九斗 内一升畠方よりかり入

合米六石四斗、四斗入にて十六俵上納

陸田高九斛の本税永一貫八百文、賦永八百十文内十文を米一升に代へて田方へ金にして二兩二分、永百文上納

右田畠の上納合米にして、九石は籾にて、十八石高に均しき上納なり

唐の六典、今の板本、屯田作物の日數訛寫のまゝ彫刻して出す、愚拙以て校ニ正之一、別にあり、同志可レ訂レ之

凡陸種大小麥・菜種・からし等は、冬十月蒔き、四五月の交に是を收め、大小豆・粟・稗・黍、この餘種この作物は、首夏にこれを植蒔す、此種々陸田高十八斛の收穫米に代へて、十八石とす、其法米十八石へ五斛を因し、諸雜穀九十斛を、陸田高九斛二毛作の收穫とす、內土貢永二貫六百十文を雜穀十三斛五斗とす、これを除、あまり七十六斛九斗五升は、米に代へて十五斛三斗九升なり、內雜穀三十六斛九斗五升を作馬の飼料と、種物の分とす、米に代へて七石三斗九升なり、除レ之のこる雜穀四十斛、此からを除き、雜穀の米二十石は食に當る分なり

九口の食を算するに、極老人と小兒と、中丁の食を一年に平均ニ二石一とし、正丁壯男女の食は日々に一升、一年に三石六斗とし、壯男女の食は、雜穀六分・米四分、老少・中丁の食は、米六分・雜穀四分とし、正丁の食米六石八斗一升、老少中丁の食、米四石八斗、合米十一石六斗一升、又正丁の食雜穀十一石一斗九升、老少中丁の食、雜穀の米三石貳斗、合雜穀拾四石三斗九升、總合食の分貳十六石、以上收穫の內除レ之、水田に穫る米十八石は、上納米六石四斗、食米拾一石にして悉盡し、雜穀

の米やうやく五石六斗一升のこる、是を二石五斗代の米にして永貳貫貳百五十文とす、是を以農具器械の資とすべし、衣服及家宅吉凶の諸資用はなし、これを如何

凡農者作毛の餘得を食とし、足らざるもの多し、健にして勞し、食滯らず、空腹に成り易きは、粗糲•菜蔬の食の故なり、今上農一宇九口の食を平均し算るに、一口貳石九斗、此內米九斗一升、雜穀の米一石九斗九升、これを米八斗九升に代てみれば、則一口食米二石、世人の食と相同じ

漢書に、魏文公に李悝說て、農人の資用足らざる事を云は、むべなり、蓋中丁と牛馬の助と、農隙の稼を以て不足を足すことをいはざるは遺憾なり、後魏大武帝太子たりし時、牛の力を以て上中下農の耕功を糺されたり、蓋一年三百六十日の內、二百五十日を農時とす、百日を農隙とす、百日の內五十日を風雨•疾病•鄉黨•親戚吉凶の諸禮、及驛場諸家往來の人馬の役、并用水•惡水•道橋修築、家宅等の修理、樣々の諸費に除き、全く五十日の間、婦は絲とり、布木綿を織り、つゞれさし、男は馬夫となり、傭者となり、山林藪澤に入て、薪材•柴萱を採り、或は菜菓をつくり、市に近ければ市に出して、これを賣て價をとり、原野にこやしを取、まめに怠らず、手足を勞するときは、一日に得る單功、稻一束代に當るべし、然れば五十日のつとめにて、田高一斛に收穫する所を得、一宇の正中丁のかせぎ合せて金に代へて拾壹兩成るべし

史記貨殖傳に、司馬遷が云、財乏しく少きは農不出也と、農人農隙にかせぎとる所、則司馬氏が云、

處法が實なるべし

中丁は年五十以下二十歳以上を云、これは二人を以て、正丁一人の力に相比す古制なり、今また相同じかるべし、上農九口の內、壯男女正丁なるもの三人六分、中丁三人六分、極老少一人八分なるべし、極老少を羨者といふ、俗のいふあましものなり、稼の數に入れざるなり、扨中丁三人六分、其力は壯者の半にいたらずとも、所謂老練の農者これなり、田畠をめぐり、用水のかけほし、耘らせ耕させ、培養各時を以て導き、無用の稻を苅除き、正丁男女を督査し、作馬の飼料草を刈らせて、こやしをまし、壯者を息しめて、甚だ勞憊せしめず、病しめざる樣に助け、二百五十日中出入怠らずんば、假令其地味薄く、其高からく、うけ高の如く收穫せざる田畠も、此助けにて、高相當の收穫はかくべからず、爰に此中丁と馬の助にて、壯者定例の收穫の外に雜穀十一斛二斗五升、籾四斛五斗をとりますときはこれを金に代へて、大概四兩貳分なるべし

但中丁三人六分の力、正丁一人八分、此功米十八石は得べし、若し是を得るに於ては、正丁三人六分の力にて、水田の收穫四十五俵の外、此中丁の力功にて、二十二俵半とりまし、高一斛の田定例五俵の外に二俵半、合七俵半のまとめと成べし、蓋如ㇾ此豐作は百年に一度もあひがたかるべし、大かたは半俵位なるべし、こゝにいふ處は、やうやく田畠平均高一斛に、米一斗づつとり增つもりなり、頑老先人より十一世の農をつぎ、幼より四十五歲までの農功を勘ふるに、爰にいふ所にもいたらず、

上農米量入爲出圖

一圈ハ米一石ニ當ル

青ハ○ 青ハ水田ノ收穫内上納シテ殘リタルノ食トナツテ盡

赤ハ… 赤ハ陸田收穫

田畑ニ穫ル所上納ト九口ノ食ト成テ盡ル也

中丁ト馬ノ助ト雜穀ノ餘ハ器械ト馬飼料ニ成ル

農隙ニ所取衣用ト成

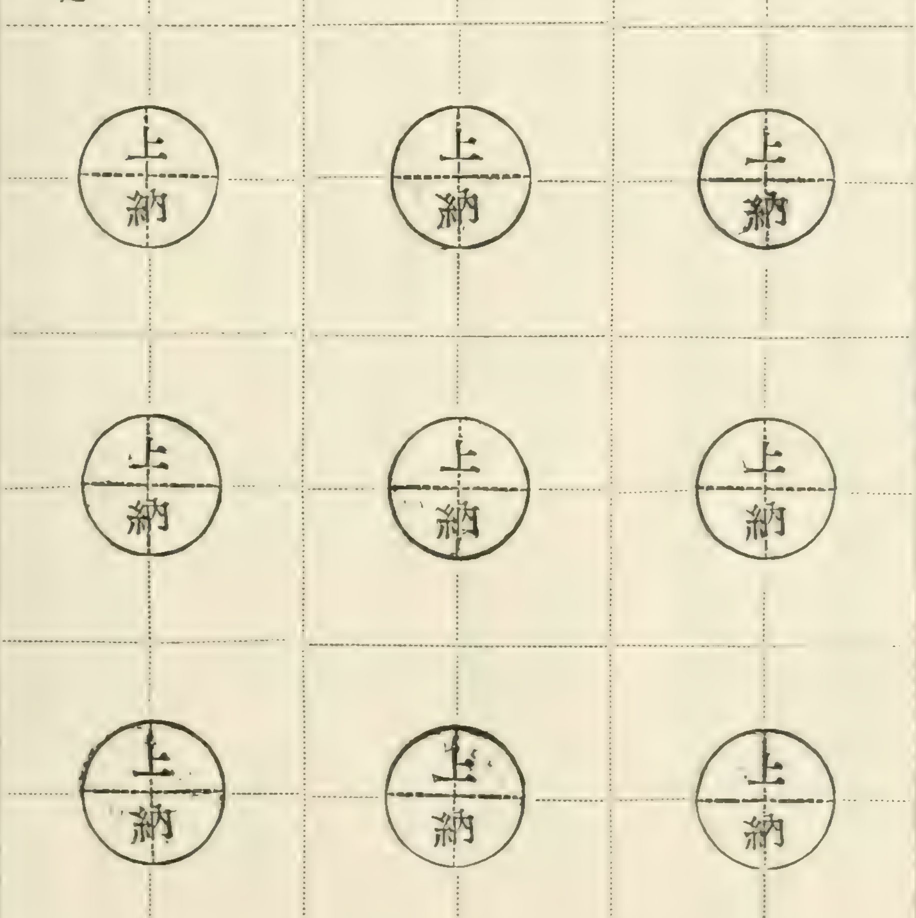
穫ト馬ノ飼料ト成リテ盡

農具器械ニ成ル

農隙ニ虞シテ分採ル

九口ノ資用及衣用トナル

平均一口金一兩一分ニ不足



（此表ハ二九七頁十行「以上農上云々」ノ前ニ入ルベキヲ引キ上ゲテ此ニ出ス）

後人此農談をみる事あらば、老圃に合せ問ふて、頑老が鄙談の是非をしるべし

以上上農一夫、高十八斛のもの九口の食を除き、あまる雜穀を金にして貳兩貳分
中丁及牛馬のたすけにて、定例の外よります分、合せ金に代へて四兩貳分
農隙に正丁・中丁のかせぎ、虞して取分、合せ金にして拾壹兩

總〆金拾八兩　高一斛に金壹兩に對すなり

蓋寛田か、又は年々無事にして、此十八兩の外に貳兩づゝ取まし、九ヶ年積めば、十八兩高と均しき遊金成、頑老壯より爰に志ありて、百斛の田に百金を併せ蓄んとせしか共、愚且惰にして欲せず、又九ヶ年の中、無事は少く事がちにして、二を得ば五を失ふの費ありて、遂に志果さずして老去りぬ、慚愧かぎりなし

以上上農一宇九口、田高十八斛の入を量る、其法陸田の諸作を米に折して十八石とし、水田の收穫と相併、米三十六石の內、税賦米九石、籾にして十八斛、則高のかぎりを上納し、のこる米を九口の食として殘所なし、但種と農馬の飼料、及農具器械の資用は、中丁の助力に取、まし食を菜蔬粃糠を以足し、あまるを合せ此用を足し、衣服及び吉凶等の用途は農隙下取、虞法にてこれに充て、平均一口の衣用途を金三分とすれば、吉凶諸禮の用途は、一口に金三分には銀一匁七分不足なり、是を一日一口の資用に充て、錢八文也

竊に案に、士人の祿は代耕なり、陪臣宛行高百斛の入米三十石、これを三人役とし、其給金は拾兩拾口にして、內賦米二石を府庫に蓄て、不虞の用に備ふ也、此宛行をすべて米に折して、一年三百六十日に配しみれば、一日に米七合八勺、內殘百七十二文、米三升六合にあたる

米七升七合八勺を稻二束に取米とみれば、則農正丁二人一日に稼る功に同じ、是に中丁貳人老幼一人ありて、一宇五口の農に似たり、蓋農者高十斛の上納あり、是を一人分とすれば、六口の農と宛行百斛の士の祿相似たる者歟

件の高十八斛の農士貢を上納し、あまる米穀及中丁の助、農隙に取分相合、米四十五石なり、扨は上農高十五斛の祿は士人宛行高百五十斛に相數すべし、士人の乏しき又推して知べし

價

慶長十二年の冬、永樂錢禁止被仰出て、永樂・鐚錢同價に成て、金一兩に通用の錢、三貫文以上三貫五六百文と成る、此交年歷凡三十年、依て時人永樂錢あることは知れども、永樂錢を古顯法に充行はれたる所由をしるもの少く、遂に永錢といふは、永樂錢の事なりといふにいたりし也、偖寛永十三年に永樂通寶錢御鑄出しあつて、金壹步に此錢壹貫文、金一兩に此錢四貫文、但此錢一枚の重を秤目一匁に協はせたるは、古制の傳へなり、御國の秤制、金銀藥物類は小目を用らる、但一兩を四匁とせる制は、古量一升米の重、周漢の十斤にあたるに叶ふ制にて、四十兩を百六十匁の一斤にあて、大目十六

兩に相比等せる制なり

愚以、唐の度量衡の制を推すに、かの國の度量衡の制、魏晋以降あやまり大に成たる制を唐人受け、古の三兩を一兩に、古の三升を一升にして、但此古は唐の前世、隋の三兩を一兩とすれば、漢の四倍大になり、御國の秤にて七匁六分になる、これを十匁といふ、凡秤の制、隋の前より單秤複秤とす、今秤に上ハ目・中目・前目ある如し、是を大小といふ、大に一兩十匁を用れば、小の一兩は五匁也、小目五匁を以て小判壹兩を造らば、必二分減じて四匁八分と成べし、天正の小判、恐らくは五匁を當て四匁八分に成るべし、四匁八分合九匁六分の秤目は、量は九合六勺を一升に、度は九寸六分を一尺とつくるに適ふ制なり、四匁の壹兩は、刈稻水氣ある籾一升は、乾し八合と成、米四合出のことわりにかなふ、度は八寸を一尺に、量は八合を一升に、秤は九匁を十匁と稱す、制に適ふ一兩也、いづれも一升・一尺・十匁は、十數を中にして云割合也、扨十數の度一寸四方六面の米の重、六匁四分の二十五倍百六十匁は、黄金方一寸六面の重にあたり、世寶第一の金米比較、萬世相かはらず、標準これなり、扨黄金三斤を慶長小判につくらば、小判百兩と成べし、蓋今の小判は三匁を以て一兩とす、然らば今は百六十兩をつくるべし、登て天下の大に至りては、今の金の數名天正にましたる事幾許ぞ

天正小判の制成りて後も、前の永樂錢一貫文に米五石、中價の振にて行はれけるに、金錢御世昇平と

倶にふえ、額一貫文を金一兩米一石に代る數位にひとしき價と成て、今是を法とし行へ、士人の宛行金十兩は、則額十貫文、其米十石とす、蓋前きの一貫は、今の金十兩に成、前きの米五石は、今の金五兩に成、前きの額一貫文は米一石に變るに似たり、蓋米一石の重四十貫匁、これを黄金四匁を、一兩米一勺の重に較らべとれば、米の重は黄金一萬兩（四十兩を一斤とする割合にて、二百五十斤になる）此金壹兩を寛永錢四貫文に代へ（錢四貫文には、米の斗の重にて、則秤目千兩、四十匁一斤にして、二十五斤に成たり）此秤目金錢米相當の値成べし、但寛永錢御鑄出の後十四五年間、金壹兩の米價二石、但西州・中國・京師・東國の米價一樣ならず、これは我鄕邊の値をいふ、扨承應以來の米價、米二石なる例稀なり、同元壬辰年、江戸淺艸御藏米、夏冬平均百俵（三十五石）値金二十兩は、一兩に一石七斗五升にあたる、此後如ㇾ此價見えざるに、近く文政中貳分金御鑄出し、新銀御吹替被ㇾ成時分の米價、いかなる子細あつてか、承應以來百六七十年間絕てなき米價、金壹兩に一石六七斗に成る、西常陸下妻以西きぬ川を越、結城邊は貳石壹斗餘、此時惰農豐かに、精農甚迷惑、田畠あまり、廢荒の田いよいよ起ず、同七年壹銖金通用始、七月彗星現じ十月に至る、これより十年、天保四癸巳八月朔大風、米價騰貴、同七丙申の凶荒（六年乙未冬江戸淺艸御藏米百二十二兩）米價金一兩に貳斗五六升、國々餓死多し、如ㇾ此價あり

愚以推すに、米一石に金一兩、交易の錢四貫文は平準成べし、今の錢一枚の秤目を論ぜず、且鐵錢文一當百錢以て行ふ、依ては自然の米價は、金一兩に八斗なるべし、少しも違作の國あれば、米價

の騰貴ことわり也、蓋數は自然にして、人力の及ぶ所にあらず、今金錢の名多く、米の數少ければ、米金の體用不平のゆゑ歟、無用の翫物年々月々にふえまして、人の耳目をよろこばしめて、金米平準のかたをなす、金米平準なるは、人の衣食寒ならず暖ならず、飽ず飢ず、中和よろしきに協ふ所、世のよろしきに協ふ所、世のよろしきに協ふなるべし、金錢米の數のますは、食の肉過ぎ人を傷ふに似たるべし、人の情欲肉色を好むは常なり、金錢の名多く、無用の翫物多ければ、人目これに奪はれ、無用の物と知り、奢侈としりつゝ、其美其味の甘きが爲に費し、入を量る事を忘れ、假令金一兩に七八斗の價にうるとも、無用の費三四斗の爲に不足多ければ、今の農人田なきもの律義に、富有の田を假り佃作するもの少く、農器を典して錢に代へ、販夫販婦に變ずるあり、都會へ走り商家の傭人と成るも有、御屋敷出て三ぴん奉公するもあり、二三十年來このかた、田舍まはりに、江戸詞の似たり多きは、東坡が所謂一年强半城中にありと謂はれたるに類すべし、田畠次第に荒廢すれども、起返りて穀出まじ、金錢と平準を得る場に、恐らくば遠かるべし

傭人の賃錢單功

諸職人の單功の事、諸家の制に候へ共、兎角よろしきに相協はざる、農を本にする事を古制に鑑みざるが故成べし、古制傭人一日の單功、農者一日の功稻一束を本據とす、稻に上中下熟あり、工人諸職上下功あり、各功に依て其價を低昂ならしめば、平準なるべし、稻一束にとる米四升、此價平價銀二

夘五分を上功とし、中下功各二を殺がば、平準なるべし、凡農者一年二百五十日の功米十石、此餘農隙に得る分を倂せ、よく勤むるもの米十五石は壯健の農成べし

或大家にて土木の功を興しけるに、江戸に住居する一工人、其妻を携へ來りて倚宿し、六月より大家の傭工と成、明る年の二月半迄かせぎ、功數二百十餘功にして、傭金二十六兩許を得て歸る、此者二百五十功かせがば傭金三十兩、農者壯健のもの倍數を得べし

按るに、工人一年に三十金を得て、內十が一金三兩は征金に（但房賃等倂せて）出べし、然らば全得る金は二十七兩なるべし、此得分農者にます事凡三兩餘なるべし、いかさまにも古人いふ、農より利あるは工工より猶まさるは商と、今の御時に泥壌に膝を沒し、足手胼胝、粗食を食ひ、つゞれを着し、竹の柱にこもすだれ、豈是を快として居るものあるべけんや

賤者の食

友人皆川棐亘相の風土を相し、かの國人と食を俱にせしに、粗食にして咽へ透らず、幸にかの國魚肉多し、これを菜とし飢を凌ぎたりきと語る、余が國人の常食如何と問ば、云、蜀黍を多く作り、此實を水車に搗かせ、粉とし團子に製し、砂糖を和して食す、特によし、是を常食とするよし、余又かの國の飯法を問ば、云、內二外二となり、內二は雜穀、八合へ米二合和し、外二は雜穀一升へ米二合和して炊ぐとなり（友人話、伊豆國の農人蜀黍二十俵位穫、よく舂きて五斗、水車にて微塵粉になす、此賃錢八十文といふ）

按に、漢書等に日食斗米とみゆ、斗の名は大に聞ゆれども、此一斗は我六合にあたり、則常人の食也、我農人身を勞し、且麁飯の故に多食、一日漢量にて算れば、一斗六七升にして、猶足らざるあり、件の豆相の國人の飯、一升の內米二合は、一年に七斗二升、雜穀八合は、一年に二石八斗八升、合て一年に三石六斗は多なれ共、雜穀の米を正米に代て、一石二斗八升と見ば、則正米二石食にて、所謂一口食と相同じ、一口食を產す共田は、則文祿制の高一斛の地面、古制の一反也

農人の食を以田數を計る

農人の食老少壯者一樣あらざれ共、概計は一樣に三石五斗とすべし、內一石を正米とし、二石五斗を雜穀の米とすべし、扨田高相當の口數は、高百斛に農人六十人・工商二十人・士十人・合九十人とし、此餘の十人は歇して計るべからず、扨郡村に涖み、田高相當の口數を計るには、農六工商の內一とし、合七以て立法とし、これにあまる村の田畠は、寬地か又四隣相會する處なるかを察すべし、こゝに高二千斛の村あり、此口數千四百人と計り、高の內六分を水田とし、其高千貳百斛、陸田四分の高八百斛、口數千四百、此食三石五斗を一人にして、すべて四千九百石、內正米千四百石、雜穀の米三千五百石、倍して七千斛をからある雜穀とし、陸田高八百斛に算し、高一斛に穫る雜穀八斛七斗五升、是を五穀に算し、正米壹石七斗五升に交易し、此收穫水田一斛分に足らざるを知り、扨正米千四百石に田畠の土貢高にひとしく、籾二千斛(米千石也)を輸すと相併せ、米二千四百石を水田高千二百斛の

收穫二千四百石に適するを見て、水田は口數に相當、陸田は土地に應ぜざる高にて、一斗二升五合、苛しと察すべし、口數に應ずる陸田の高は七百斛なり

古人土あれば人あり、人あれば食ありと、人多ければ食足らず、資用足らざるが爲に、生子を育する事を欲せず、此弊泰きに狃れ、奢侈の致所なるべし、諸家子育の御政篤しといへども、恐らくば其實に遠し、諸家勸農あつしと雖、其實美法のみ、乞ひ願くば邦本によろしく培正ふべし

農人の力と田高の相當

今の上農九口相當の高十八斛、次八口高十六斛、次七口高十四斛、次六口高十二斛、次五口高十斛、すべて五等平均七口高十四斛、但郡村今の勢を視るに、戸數多く口數少く、大概一戸高八斛、口三四口、案ずるに、戸のましたるは泰平の餘澤にて、父子の愛欲に任せ、其田高相當不相當を計らず、兼て農人高二十斛以下のもの、分家分地すべからずの令を愼しまざるの致所、田官吏もまた猥に戸數ませば、上益たるべしとあやまり、分地分家等あれば、これに取立百姓とて、夫食農具代、或は家作の材萱等を降し惠む、美政はしかり、然其花法のみ、庸吏又其村の一反地の寛狹如何を意とせす、このゆゑに費して惠み少きの弊にいたる

傍人天正の一反地の積を下問す、頑老多年百方して考得る所、御國の一反積、田令に、長三十間横十二間と載せたるは、法の圖にて、任土の實地には、廣狹きはまりなかるべし、蓋此法圖立玉ふよ

り以降一千年許にして、天正に一反の積を三百歩に改めらる、此積を圖につくれば、長三十間に横十間に成、但一間の名は法圖也。愚案、天正の度竿は弓杖なるべし、明人の歩弓と同意なるべし、按、弓杖の一尺は大尺に當るべし、然ば一反の方十七間三分二厘を、小尺を以て糾せば、二十一間六分に成、文祿に是をあらため玉ふといへ共、其一反の方は小尺の十九間餘あるべし、夫を法圖十七間三分二厘とす、蓋此法今に云ふものなし、殊に頑老此法を秘して吐露せず、止事を得ずこゝに擧て示す、貴兄妄に此言を拙老にきくと說事なかれ、猶又申候、文祿制の一反方十九間餘を、本制の十七間三分二厘に致候へば、畔代引候て全穀を植候地面三百歩に成にて候、高一斛の地面一人食を出候、眞の一反は土味により、又其稔の豐凶によりひとしからず候

検見法大概

土地の形勢、厚薄肥瘠、砂鹵區別し難く候へば、大體を取候て、古人五工の別を立申候は、人に大小矮偉の別あるを、五等を致したることわりに同じく、人を養ふ稻早稻・晩稻の種あり、農人の勤惰により土味により、其出來樣々に候へども、これ又五等に大體を立らるべく候

○刈籾一升貳合五勺は　干して壹升に成、米五合出に成○刈籾一升貳合は干して九合六勺に成、米四合八勺出に成候○刈籾一升は干して八合に成、米四合出に成候、以上五等、扨此次○刈籾一升は干して八合に成、米四合出候也

捷徑法刈籾の十分一を米と見、一反三百歩に因し、一反に輸させる税米を知べし

○刈籾九合六勺は干して七合七勺に成、米三合八勺餘出候○刈籾八合は干して六合四勺に成、米三合二勺出に成、以上四等

右各倍して、一歩の刈籾二升五合は、一反の收穫米七俵半、大上田此石もり十五、一歩刈籾二升四合は、一反の收穫米七俵二分、上田石もり十四々、一歩刈籾貳升は、一反の收穫米六俵、中田石盛十二、一歩刈籾一升九合二勺、一反收穫米五俵七分六厘、下田石盛十一半、一歩刈籾一升六合、一反收穫米四俵三分、下々田石盛八ッ六分

以上五等、但當郡の土地未こゝに及ばず、郡中の上土味にて、大上一反の收穫六俵より五俵・四俵・三俵・二俵までなり、平均四俵を標的とし、一歩の刈籾一升三合四勺位、是よりとる米五合三勺三三三を中歳中出來の稻として、上下によろしき所を得べし、如此稻一人食出す地面は、一反二畝半三百七十五歩これに畔畦を添ひて、此田の大方面にて二十一間半許、また長三十間ならば、横十五間位と目算すべし、是にあまらば寛地なり、是にたらざるは狹地なり

右土味と農壯者力の及ぶ所を、平均一反四俵と視、此餘は中丁及牛馬の助力にてとります所、農人是を以て不足を足す處とし、一反の收穫五俵に至るべしと、目算せるを四俵とし、高一斛に五ッ取、一反に四斗取とし、不三得七の法もて、税賦ともに五斗六升八合かぎりに納させ、勸農被致候方、邦本衰へ

不レ申、止る處上益たるべく候、蓋五俵まとめに至る田の取米三斗五升、或三斗貳升等、法圖もなく輕く輸させ候は、必田吏が局に舊弊候て、彼に輕く取候へば、是に苛くとる所もあるべく、孟子が所謂貊の道、小傑大傑の類も出、君德をくらまし候もこれより起り可レ申候、扨又土地々々にて、一步の稻あらく植ると、細に植るも有ものに候、上々土地は一步の稻三十株位、二株一秉、其籾三升七合五勺、これらの稻は、北越・奥・羽の田處に候はん、當郡任土の熟法圖册首に擧候、宜合考らるべく候

不算得失 四 終

不算得失五

不三得七活用法（此段極數をいふ迄の事なり、努々拘泥し給ふ事なかれ）

高の一へ七を因し、得る數土貢籾七斗とす、又高の一へ三を因し、得る數を賦籾三斗とす、貢賦相併、籾二斛は則高一斛也、天下の田一人食をとる地面の土貢米五斗へ七を因し、得數田土の美惡、平均土貢米三斗五升也、今俗相稱す三ッ五分成則是也

陸田高一斛、これ又水田高一斛と同理にて、一人食をとる土地の土貢米五斗へ三を因し、得る數土味の美惡平均の賦米一斗五升とす、水陸稅賦合米五斗也、今俗相稱す五ッ物成是也、稅賦米合五斗を倍し、籾一斛は則今稱高一斛也、水田一人食をとる地面の土貢米五斗、陸田壹人食とる地面の土貢米貳斗、これを永二百文とす、水陸土貢米合七斗、これに賦米三斗を加徵し、合米一石、籾にして貳石は、則水陸五分々々土地の田高貳斛、今俗相稱す所是也

三七用て稅賦を知る法

七へ賦の三を因し、得る數米二斗一升を田高一斛、（但高一斛は一人食出す地面なり、水陸同理、以下ことわり同じ）の地面に輸すべき賦米とす、是に本稅五斗を併せ、得る數七斗七升を、水田高一斛に輸すべき稅賦のかぎりとす、倍し

て籾一斛四斗貳升

但一斛四斗二升の內、一斛は本高なり、四斗二升は賦なり、蓋水田は美穀を出す所、依て稅賦を重からしむる也

[三]へ賦米三斗を因し、得る數米九升、永九十文とす、陸田高一斛、輸すべき賦なり、稅賦相併せ米貳斗九升、永貳百九十文、米貳斗九升を倍して、籾五斗八升は高なり

但陸田は麁穀を出す所、賤者の食なり、依て麁穀一人食を出す、地面の高を輕からしむるなり、水田の稅賦併籾一斛四斗二升、陸田の稅賦籾併五斗八升、相合籾二斛は、則水陸五分々々土地の高貳斛也

天下の土地の形勢、一樣ならず候へば、此法以て行べしと申には無之候、末に出し候水六陸四の法、宜合考給へ、こゝに申所は水陸五分の稅賦、此法にて高一斛の入のきはめをいたされ、此外屑々たる諸課役は、一切斷てとり不申候はゞ、郡官吏及村々の甲長まで、諸用の手數を省き、人馬の費も薄く、上下の益可有之候、但此法は熟作十分にとる法に候、若水旱風霜の災候て稼を損し、假令八分の稔に候はゞ、八分の年は高一斛の地面の收穫米四俵、則八人食の年といふ、件の立法七斗一升へ八分を因し、得る數五斗六升八合を、當年收斂のかぎりと可被成候

陸田東國は夏秋二毛に候へば、水田八分の損年に候へ共、二毛の內一毛、十分の收を致候はゞ、或陸

田は四分を立法二九へ因し、當年の税賦米は一斗一升六合を、收斂のかぎりと可レ被レ成候

但此年水陸の收歛合糺にして、一斛三斗六升八合、平均六分八厘四毛の藏入、三分一厘六毛は藏入の不足なり

此不足は天の闕玉ふ所の減に候へば、人力の及所にあらず候へば、此年知行一萬斛の家は、三千百六十斛の減祿たる法を立られ可レ然にて候

年々立法のまゝに收穫はいたし兼るにて候へば、古人六穫六旱拾二歳飢と被レ申たるいましめも有レ之、王制には、三年の蓄なきを急、九年の蓄なき國、々にあらずと被レ申候、此事誰も知り可レ申候へ共、實に此備あるは稀と被レ存候、蓋國財の不足候は、古今の常に候やらん、國の不足を補はせる設に、古より山林藪澤は、御國高の內へは入られず、國に任せ候事異邦も亦同制と被レ存候、貨殖傳に、財匱しく少きは虞不出也と被レ申候は、則河海・山林・藪澤等は、村高に入れず、國人に任せ置、此處より財をかり出させ、不足に足させるなり、虞は我詞の川かり、茸かり、また吾儕が錢米なく候へば、他に借り出し候て、乏しきを補ふことわりにて、我に無き物を他にかり候て足すの義に同じかるべく候、扨は前代軍用に乏しく、棟別錢の課役、或は今公務の急に依て、領分へ百斛金三兩等の役をかけ候も、則虞法の一ッに可レ有レ之候

愚以按るに、凡國土にとる其役、異邦は特に多し、こは其土味美ならずして、米穀を産む事少なれ

ば成べし、御國は美土にて水陸田の税賦、以て祿秩のかぎりとする有り、かの國の乏しきに比すべきにあらず候、蓋祿秩のかぎりは、法の如く年々藏入あらば論なし、藏入闕る年あり、これが爲に虞法あり、また鄭氏が税也と注したる征は、俗の申運上にあたり、また吏の申浮役は、虞法の征を合せいふ詞なるべく候、孟子が申布粟の征等、皆税賦の入不足を補ふ設なるべく候、河海・山林を虞してとらすべき諸貨の大は、金・銀・銅・鐵・海鹽・鳥獸・魚貝・諸雜品、及諸物多產、此征とるべし、とつて田畠の入不足に足すべし、但これを斂る法撰ずんばあるべからず

竊に云、郡村の中、御國初の地頭、山林・薪澤を國人に任せず、悉く地頭の有とし、薪材柴萱に至るまで、村民に任せざるあり、後の地頭も亦前きの仕置を受つぎ、些も禁を犯すものあれば、是をいましめる事嚴に過るもあるものにて候、如レ此村里は其田畠に寸歩の遺地なく、從て生れ候男女も自ら身心窄く嶮して、其氣質吝に尖り、些の事にも爭論訴訟止ぬものに候、御知行の内に是等の邑候はゞ、前の地頭の仕置は兎も角も候へ、後々の田官吏意を用へられ、舊弊やうやくにゆるみ候樣に仕向られ候へかしと所レ希に候

愚按るに、定則の税賦の外、領中の諸雜貨の征、俗に申浮役、假令一ヶ年に金十二兩上納の村あらんに、一村の益幾何あるや如何と捜る法は、征金十二兩は十が一をとる成べし、然らば此本金を百二十兩と目算し、これに五斛を因し、得る數を陸田高六百斛にあたるとしり、此雜穀の殼を去る米三百石

を、一人三石食と計り、得る數百人、是を其村の中丁及牛馬の力にてとる分とし、百人を倍し、中丁二百人ある村と計るべし

此村田高假令二千斛に相當の農口幾許と算る法、高百斛に六十人とし、二千斛の口數千二百人、外二百人を虛人と算り、相併せ此村の口數千四百人と大計すべし、若これより多に候はゞ、其村を寬地と知るべし、又千二百人に不ㇾ及候はゞ狹地とし、千四百人も候はゞ、中地と目算可ㇾ被ㇾ成候

高二千斛の村、男女老少口數千四百人、此食賤者は雜穀に候へば多食とし、一人三石と算り、千四百人の食四千二百石、但此內三百石は山林原野にかゝり出して、取分に引候へば、歪三千九百石、但水旱風霜の災にて稼を損じ、當年六分の作物の年は、一人の食一石八斗、如ㇾ此年も一人三石食となす時は、一石二斗の不足あり、依て管子年の食不足を算り、粃糠六蓄菜蔬をもつて不足を足すと被ㇾ申候、知行高二千斛の小侯、常に米千石の入をきはめ候は法にて、稔に法はあらず候へば、或は八分の入をなす年も可ㇾ有ㇾ之候、然れば入米四百石をかき可ㇾ申、此家定制の兵士五十人、此士に屬する老少男女俱に二百人は、此家中の總口成るに、此年の凶毛にて一人食の內、米四斗ヅヽ不ㇾ足、此不足は常に收斂いたし候、浮役の貯蓄を出し可ㇾ被ㇾ補候

按るに征金十二兩づゝ貯蓄し、九ヶ年の分金百〇八兩、米にて百八石は一年六十分の食なり、此年一人米四斗の不足、貳百人分に八十石なり、貯蓄の內これを出候て、貳拾八石あまり候、司馬氏が虛法

の實は、是等の事に可レ有レ之候、古人量レ入爲レ出の教をのこし候、人々此法しらざるにはあらず、知候へども行はざるにて候はん、此教に據る時は、假令貳十斛の家入米千石、八分の年は八百石の入、然れば家中の宛行も、八分を減じて四百石成べきに、姑息の仁以て常制のまゝ宛行ふ時は、主家に百石の損有レ之、準じて貳百石以上以下の損又あるべく候、此損一世三十年間に拾度候はゞ、常制の藏入貳ヶ年分を皆損致候ゆゑ、主家の勝手はこゝに究迫を極申べく、依て富商・亘佛院等に俯伏して金を貸り、猶足らず候て、知行所へ不時の課役を命じ、また足らずして、遂に家中減祿いたし、夫より長く本祿に復し得ざるにいたり申べし、此窮迫暴に以て起りたるには候はず、姑息の仁より起る所かと被レ存候、貳分三分扨はの年にも、家中の宛行をかぎるはよからずと申議も可レ有レ之候へ共、量レ入爲レ出の果斷は、衆議には任せがたく候はん

附して云、前の凶荒以來、諸家蓄積の制度なり、頑老が舊知の一士、今は泉下の鬼なり、此人の筆記に、往年天命(明カ)中の凶荒の時、國中の飢人に御救ひを給はりけるが、其數の少なかりしを、當國公御覽ましく〱、御手許の金若干を出し玉へ、凶荒の救にあてべしとて、稗を買入蓄積させ玉ふとなり、舊知の士其頃は郡奉行なり、依て上言して村里に喩し、義倉を造り立、これに件の稗をたくはふ、此擧一郡より起り、忽國中村々此稗藏備はりぬ、文化二丑年、此士入が部下にて

本稗三千六百六拾四石九斗七升四合

外稗貳百八拾八石一斗八升七合　御買上
本稗六千七百五拾五石九斗五升　同卯年
外稗貳百八十八石壹斗八升七合　御買上
內貳千六百九十五石五斗　當組買入
右丑より卯に至り、增事三千九十石九斗七升六合　過
文化十二亥年に到り
稗九千拾石三斗八升七合　此俵一萬八千二十俵三斗八升七合　文化二丑年差引五千五十七石貳斗二升壹合　此俵壹萬百十四俵二斗二升一合　過　猶村々の蓄穀は此外にあり
右丑より亥迄十一ヶ年、一ヶ年に金百兩御買上、但金一兩に稗四斛六斗にて、四百六十石ヅヽにて如レ件、文化十二年の後、蓄積また如レ是の故に、天保巳年及丙申の凶荒飢人多しといへ共、一人も饑死せるはなし、かくてこそ國に備へありと云ひけれ
○再述不三得七活用法、是老婆心宜二用捨給一
水田高一斛の稅賦米七斗一升　內本稅四斗九升七合、賦米貳斗一升三合
但高一斛の本稅五斗、賦米貳斗一升、正法なれども不三得七を用へて、本稅の內三合輕く、賦の內三合重く成るなり、拘はるべからず

陸田高一斛の税賦米貳斗九升、内本税米貳斗三合、賦米八升七合

但陸田高一斛の本税米貳斗、正法なれ共不三得七を用て三合重く成り、賦三合輕くなる也拘らず本文の通用ゆべし、但陸田の税賦米一石を永一貫に代る也、依て本税永二百三文、賦米八十七文也

此算法税賦米七斗一升へ[七]を因し、得る數四斗九升七合本税也、又七斗へ[三]を因し、得る數賦米をしる

陸田税賦合貳百九十文へ[七]を因し、得る數本税又同斷、[三]を因して賦をしる也

此法用て收斂いたし、其年の藏入金米都合、假令五千石候はば、五千石へ[七]を因して本税をしり、[三]を因して賦を知るべし

本税の内田畠の本税を知らんと要さば、本税三千五百石を二分し、千七百五十石を[七]以て除き、得る米貳千五百石を本米とし、三千五百石の内本税を除き、あまる千石、則畠の本税永千貫文たるを知るべし

賦を知るを要さば、本税三千五百石へ[三]因、得る數千五十石を田方の賦米とし、本税米と相併三千五百五十石四斗に算し、此俵八千八百七十五俵と知り、別に藏入高五千石の内、田方の三千五百五十石を除き、あまりを金千四百五十兩とし、内本税金千兩、賦金四百五十兩としるべし

田方の稅賦米三千五百五十石を七一を以て算し、得る數は則田高五千斛
畠方の稅賦金千四百五十兩を二九を以て算し、得る數則畠高五千斛
田畠高合壹萬斛、此本稅米三千五百石は、高貴の供御也、賦米千五百石は御國用、内五百石は右大將家以降軍糧米にて、俗吏が込米・延米と稱し、三五の本米へ加徵し、四ッ物成となす所の御國用これ也、件の五百石を籾として千斛也、籾一斛を穎一貫文と稱し、千斛は則千貫文、是前代の錢高也、此籾以て養ふ兵士二百五十人は、今の高一萬斛の諸侯の家士の員數也、又今の俗吏は本米三五に加徵する所の口米一升は、知行高一萬斛に百五石あり、内水田より米七拾五石、陸田より金三十兩也、これは前代庄園に代官を置き、其土地を支配せしめたる代官の給米、本米壹石に三升、本永一貫文に永三十文、田高へかけ取たる流例にて、むかしこれを代官給と云、今は代官給とは云はず、口米といふ
今藏納の算法、本米三斗五升の外、件の代官給、及軍糧米合六升一合四勺二才は圭を加徵し、倶に四斗一升一合四勺二八と成る、此外に或寒士用の減米とて二升、また藏米藏吏が納米の善惡を撰む爲にさしとる分とて五合の外、運送等こぼれ減候分までには、四斗五升を一俵の入にせざれば、入不足の俵と成て納倉濟ず、據て本米三斗三升の外、一俵に一斗ヅヽの加徵に當る
按に、知行高一萬斛の代官給米、相合て百四石三斗、これを陪臣の俸祿高の例に直せば、三百八十斛宛行にあたる、陪臣此祿を受るときは、拾壹人半役なり、此宛行三十八人扶持に、給金三十八兩

也、此給分以て元〆手代一人、並手代二人、夫卒一人を抱へ、外筆墨紙料倶に足るべし

御料所御代官衆、五萬俵支配定例、但御預所有御預所は、御高壹萬俵に付、金五十兩拾人扶持御定例の由、御預所の御代官給は、本米一石に三升、本永一貫文に三十文ヅヽ、御預高一萬俵四ッ物成にて、代官給米六十石、金六十兩、合米にて百二十石なるべし、地方凡例といふ書に、此四ッ物成の代官給の解疑あり、尤國々遠近により、御代官御入目米金割合、一様無レ之由は可レ然事也

御預所御代官附元〆手代、給米五人扶持三十兩、平手代四人扶持二十兩以下、拾五兩三人扶持まで、書役六兩弐人扶持、用人七兩弐人扶持、侍四兩一人扶持、此外足輕・中間準レ之、此入用定例之檢見入用、五十兩十人扶持にて濟歟

愚計

米四十石	三十兩五口	元〆手代一人
米廿八石	但一人二十兩四口	平手代　一人
米廿一石	但一人十五兩三口	次手代　一人
米廿二石	但一人七兩二人ヅヽ	書　役　弐人
米拾壹石	七兩弐口	用　人　壹人
米拾弐石	但一人四兩一口	侍　　　二人

米拾壹石　但一人三兩二分一口　足輕　二人

米　九石　一人貳兩貳分一口　中間　二人

以上〆米百五十四石　内給金百十兩　扶持米三拾九石六斗

此都合米百四十九石六斗

按に、御高一萬俵の代官、給米六十石金六十兩にして、合米百二十石、こゝに元〆手代以下中間まで十二人抱ひ、書面の宛行にては、三十石足らざれども、壹萬俵すりきりにあらざれば、かくて足り、筆墨紙の料も亦可レ有

竊に云、今俗吏が斂法は、陽に輕く收つて、下民を賺し悅ばせて、陰に與奪の術を以て、屑々と課稅をかけ、小を積んで多益を得るをよしとする爲の設に候哉、然らば莊子が所謂衆狙を誑らかす朝三暮四の術といふべし、蓋今の田制は前代の姑息をつぎたる所、これをあらたむるに違あきあらず止事得ずして行ふ成べし、試に妄談すべし

夫田の言は、水陸相兼る稱なり、文字にかゝはる人或はいふ、古は畠の年貢は收らざるべしと、余是を非とす、神の昔より、水陸以て成る百穀の種なるべし、百穀の內稻は人を養ふ第一、其味美にして水種を上とす、これに陸種はあり、水種に及ばず、大小豆・大小麥・粟・稗・胡麻・黍の類は陸種なり、陸種は大概賤者の食、依て價賤し、從て土貢輕く、水田の土貢に較れば、陸田の土貢は四分なり

東鑑に、將軍家上洛の用途を國々に課す條に、畠一町半、以て水田一町に準ずと、今の板本には載せたれ共、愚按もと貳町半の二の一點かげたる成るべしと思へり、二五の數は十を四分したる數なれば、四以十を除ば二五、二五以十を除けば得る數四

御料所御代官預御高一萬斛、四ッ物成の割にて、米貳千石、金一千兩を定例とす、此金千兩は、則東國の石代二石五斗の法にて、陸田の取米貳千五百石を金に代へたるなり、蓋諸侯の斂法、寛永六七年の頃、此法にあらため今に用るあり、あらためざるは次に述る如し

陸田の土貢は、水田の土貢の四分をとる法にあらためずして、今に及ぶ事は、慶長十二年に、永樂錢御停止仰出されてより、前きに京錢と稱したる濫惡の錢と倶に、相混じ行ふ事となりぬ、此御時に當て、古來顯錢法あり、永樂錢渡來してより、此顯法を顯に相行ひけるとしらざる人多かりしや、蓋慶長の頃までは、永樂錢一貫文に米五石値にしたる其譯は、知行田壹町を一貫文と稱、此土貢米五石なる故なり、準じて文祿の知行高十斛の土貢米五石、此代米一貫文、依て水田高一斛の取米五斗の代永百文也

俗吏田高一斛へ取米五斗をかけ、得る數取米五斗とす、此取米五斗といふは、文祿の高は其田の土功籾一斛、此籾を米にすれば五斗のゆゑに、取米といふなり、また畠の高は雜穀也、雜穀の売を去りてとる米五斗と云事也

陸田の高は雜穀の故、慶長時分までは、永樂一貫文に米五石、籾は拾斛と大まかに見透し、陸田の高を籾とせられたるなり、この故に水田高壹斛の年貢米五斗を、永樂錢にて納れば百文、陸田高一斛の年貢米五斗を、永樂錢にて納れば五十文、但此御時永樂錢は、下民の手にわたらず、まづは濫惡の鐚錢のみ、此錢度量かなはず、一錢の重秤一匁にかなふなし、依レ之通じて前々代より行はれたる輕目足の法以て交易し、また永樂錢一錢と鐚錢は、三文より四文を以て代へたり、依て永樂五十文納る處は、此鐚錢百五十文、此足し錢倶に百五十六文二分四厘納めたる、此六文二分四厘を傳へて、今の吏これを口永・小口永と稱し、何の所由たるをしらざるもの多し、慶長十三年より永樂錢止みては、水陸田倶に高一斛の代納は、前に永樂百文の所は三百文、五十文の所は、百五十文に直し、これを永樂とことはらざれば、鐚錢の値低昂ありて、上下損益に相あづかるゆゑに、收納帳に、永樂三百文、或百五十文と認め、郡村へ降されたるなり、かく永樂とことわり降す故、假令通用の錢、金一兩に三貫五百文となれば、則件の三百文は、本の永樂錢百文にかへし、是を三百五十文に直し、扨此三五を九六に算し、三百六十四文四分納させて、此時米の値まづは金壹兩に五石なれば、上下の損益にわたらず濟みたるべし、蓋按に、此御時此道に通じ玉ふ郡官は、伊奈備州忠次一人成べし、惜哉慶長十五年卒去にて、天下の諸侯に悉く收斂の正法を傳へずして、終焉せられたり、扨こそ今に諸侯の收斂法は立ざる歟と、愚は竊に歎息に堪ず候也

世に伊奈家法と題せる田法書あり、疑らくば後人の著す所成べし、余が僻按、今に田法の明らかならざるは、此侯永樂錢停みて程なく卒し玉ふと、太閤文祿の高、とるかぎり輸すかぎりのきはめに定玉ふを、解す人なきの所〻致としられ侍る、同志あらば、此交宜しく余が言の杜撰ならざるを察し玉へ

偖永樂錢鐚混じ行ふ事、寛永十三年まで年歷凡三十年許、此年歷大概人の一世、仕官の前吏退けば後吏進み、前吏が行ふ所、後吏假令誤なるを知るとも、容易にあらため替がたく、況や金科玉條として、米法をつぐにおいては、上畠一反の高一斛なる土貢は、雜穀米にて五斗なるを察せず、或は水田の米と均くあやまるもありたるべし、又前さに永樂錢の時、此錢納穎五十文なるを、鐚錢百五十文に直し收斂したるを、其まゝ上畠高一斛の段どり永とし、上畠一反の段取永百五十文中、畠高八斗の段取永を百二十文、下畠高六斗の段取永九十文と割付帳にとゞめ、年々の定則とし、御料所は元和三年に、三斗五升に二升をまし、三斗七升を一俵の入とし、是にまた一升加へて、三斗八升の壹俵を藏納定則とし玉ふ、愚按に、此法水田六分、陸田四分の割、天下の田畠概見するときは。まさに如〻是なるべし、又此法に改むるときは、倉入の高水陸五分〻〻の法にまさりて上益あり、依てかく定たる、これらは伊奈備州の良法なるべし、此定則に從ひ、水田の平均米三斗七升五合とし、此四分を陸田平均の土貢永を探れば、則永百五十文なり、扨は永樂錢混じ玉ふ時、割付帳に、百五

十文を上品高一斛の段取とせられたるもことわり也

寛永十三年に、寛永通寶錢を鑄出し玉ひ、金壹兩に四貫文、金一分に一貫文、二朱に五百文と値を定玉ふは、古來の則を遵行し玉ふなり、同十五六年凶歳ありて、是より米價騰りて一石五六斗にいたる、此時陸田の土功、前法永一貫文に籾十斛位にては當るべからず、米價金壹兩に一石八斗に計り、是を籾とし三斛六斗、以て陸田高一斛の取米五斗の値を算れば、永百三十九文にて、前の百五十文に足らざること十壹文、此不足をとる爲にか、諸家の領に雜穀とりの課役を起し、大小麥・豆・粟・稗・荏・胡麻數種をとり、其値を低く與へて、貴き値をまつて賣り、以て陸田土貢の入不足を補ふ、此法異邦の奸吏、大量にてとり、小量以て與ふと、史に誹り載せたることわり同じ

諸雜穀の課役にて、藏入猶足らずして、苛虐に及びけるにや、承應中總州の侯家の領民大に叛き、且つ其家事あつて一旦沒收せられ、領民の魁たるものは嚴刑に處せられしなり、此事ありてより後、諸家憚り玉ふや、甚しき課役の責ゆるく成、下穩成すがたを成せども、藏入不足なれば、いづれの領にも、此課役は止ず、相つぎ今に是をとるなり。思ひそかに謂、御國に明々たる稅賦の法の傳へあるを行はず、若し是冗費の末法をあらためず、行へ繼ぎ候は、法備はらざるの致す所也

今の藏入米壹俵の入は、下より四斗五升入にて出す、其實は四斗二升六合の立法なるべし、藏米一俵の入を四斗二升六合とする其法の原、水田六分・陸田四分の斂法なり、此內本稅三斗五升除き、あまり

七升六合は賦なり、内五升は軍糧なり、一升は代官給なり、一升六合は竹木と仲間給との用途也

按に田吏が收斂の法、本米一俵三斗五升の外に、一斗を加徴して、四斗五升藏納の割にて、水田六分、陸田四分の入を計るに、水田高六千斛の入米三千八百五十七石一斗三升、これを籾にして七千七百十四斛貳斗六升は則高也、扨は本高の外千七百十四斛餘は賦を出すなり、陸田高四千斛、此收斂法、前きの永樂錢相混じ、もと永五十文を總百五十文に直し、これに輕目を足して取たる法のまゝを行へつぎ、藏入足らざるを足す爲に、取米五勺の所を一分まし二分まし、遂に六ッ取にも引上げ、且つ籾三斛八斗代とし、例の口永・小口米と云末法を以て、百六十五文取て、總高四千斛斂の永六百六十貫文に成るを、高に直し千三百二十石、田畠の入高合九千〇三十四斛二斗六升と成れ共、藏入の都合は米四百八十二石八斗七升不足なれば、無レ據是を補ふ爲に、雜穀にて之れを足す爲に課役を起し、此役を無高へ而已かけてとらんとすれば、畠高一斛に付米壹斗貳升餘に成ゆゑ、田畠の總高へ掛て見れば米四升八合、永に直して五十文計に成、但水田は本より重斂、今又此役をかけとるは、重斂の上の重斂なれ共、憐べし是を平にする法あるをしらず、壹斗貳升餘ときけば多なりと憶さ、四升八合と聞けば少也とし、止る所不平に歸すに到つて當迷狼狽のみ、古人の云朝三暮四の術、其實をみるもの是也

本文不三得七の法とて、僻按を鼎て一笑に呈ず、蓋田法税則の極をかりに設ていふなり、若是等の法

に泥み、世に施し給はゞ、却て害を生ずべし

謹で按るに、今の田法税則は前にも擧るごとく、元和三年の令は、水田六分・陸田四分の法は、下を益すの公法、世によろしからしむる所なり、但郡村の形勢一樣ならざるは勿論なり、各形勢に據るときは、法立る所なかるべし、されば萬般の制度皆中を以則を立るなり、田法においては水六陸四最中を執る所仰ぎ遵ふべし

水六陸四の法は、水田の高壹斛、則高は年貢の籾なり、米にして五斗を本税とす、賦は和漢古今倶に十が一をとる、扨は高壹斛にかなふ、田壹反の收穫米貳石の內、五斗本税に輸せば、農人の所得米壹石五斗あり、此十が一壹斗五升則賦なり、本税賦米合六斗五升を上納させ、此外に課役懸べからず、陸田の本税は既に前に擧る如く、陸田二反半以て水田壹反に準る、古例によりて陸田高一斛の本税米貳斗成るを永貳百文とす、賦は水田の半分米七升五合、税賦合米貳斗七升五合を永貳百七十五文とす、此外に課役を懸とるべからず

以上田法税賦をとる法、一年にして易く、口米をかけ延米をかける等の手數なく、同代方口永・小口永を懸る等の手數なく、また此外に諸課役をとる等の手數なく、上下の費省くべし、扨此法以て知行高十萬斛の入を量るに、水田六萬斛の入賦米三萬九千石にして、七萬八千石に成る、則高なり、是は美穀のゆゑに、高壹萬斛に三千石をますなり、陸田高四萬斛の税賦永を米に直して壹萬千石、籾にして

貳萬貳千石は高なり、陸田の作物は麁穀ゆゑ賤し、依て高壹萬斛に付、四千五百斛ヅヽ減ずる制なり、田畠稅賦米合五萬石、籾にして十萬斛、則知行高十萬斛の極にあたるなり、猶次に出す量入爲出の圖に合せ、よろしく考給ふべし

又水六陸四の法、以て農夫の量入爲出を計るに、上農一戶九口高十八斛、內水田高十斛八斗、陸田高七斛貳斗、水陸稅賦米合九斛、籾に直し拾八斛、則高のかぎりをきはめ輸すなり、此外に課役有ては、農立ざるなり、此農高のかぎりを上納し、殘る諸穀を皆米とし、貳十七口を熟歲の收穫とす、內農具の料・種中(マヽ)・馬飼料・耕耨の夫食に九石を宛て、殘る米拾八石は、則此一戶老少男女九口の食分に成て、田畠に穫る所の所得皆懸るなり、若惰り力を盡さゞるものは食足らず、凡農人食不足をいふは古今の常也、熟歲にして大方如ㇾ此、況疾病災厄にあひ、また凶荒にあふにおいてをや、猶前に擧る農人量入爲出の圖、合て其乏しきを察し給ふべし

〇領々田畠高廣狹段畝錯雜の妄談

國々御檢地文祿御改のまゝなるあり、又慶長に再あらため正し玉ふあり、諸郡これより昇平の御餘澤を被り、安堵の土地に住し、人口年を逐てまし、民力月々にあまり、從て食足らざる勢となり、文祿・慶長御正しの外、閒地をたづね、田畠をひらきますに至る、慶長を距る事凡七八十年、寬文の御時諸邑の地頭相競て、新田改出しの令行はる、此時古新田の經界相混じ紛れたる村里は、新古倶に一整に

繩を引き、廣狹を正し、文祿・慶長の御定の御國高に足らざるは無地高とす、蓋無地高と成は稀にて、大方は出ましなり、其出増分を込高と稱し、新開のみ改は、只改出高と稱す、新井筑州此擧を誹し玉へて、天下の田これより五尺八寸歩に成ると謂れたるは、至當の確言なり、扨新古一整に正したる村の圖帳は、古を廢して新圖帳とす、こゝに於て古圖帳はいよ〳〵廢れ、後の今に成て、文祿・慶長の古帳傳はる村少し、遺憾の至り也

寛文四辰以來、假令本知行一萬斛の邑にて、三千石の改出あれば、其高其地頭の益とし、所替等ありても、其分物成諸に成て他封に移ると、此改出しの分は添てわたし候由、よつていづれの諸侯も、此益あるが爲に改出し、一般に押うつり、地詰・地押にもれ候村里は稀に候也、此御仕置は孟子が所謂正二經界一のことわりにては候へども、是を行ふは其人にあらず候へば、行はざるにまさる害となり、後の今に至りては、寛文前は高百斛に民口八九十口に及候村、今は高百斛の民口四五十の少に減じ候村里も亦有レ之候、然ば高まし候は名にて、大寶かく減じ候ては、清明の御代に似ざるに候はずや、扨此行後々は邦本憔悴の媒と成しらずや、相つぎ行はれ候處、寶暦八年美濃郡上金森家御改良の後は、諸家領分に手を下し候事を憚り玉ふや、諸知行地詰の沙汰止て、行はずして今に相及候

文祿・慶長の御時、檢竅し玉ふ田畠は更なり、寛文以降正しの田畠今となり候ては、又々畝歩交錯、經界不正、廣狹均しからざる村里なきにはあらず候、況や前の焙酷其高ますを利とし、邦本の痛み

を厭はず、寸歩も遺さず打詰候田畠の內には荒田出來、又手あましと成る田畠候へば、田官止事を得ず、此税をゆるし候へ共、高にかゝはる役は免れず候へば、是等の麁田畠を持貧人は、益々苦しみ止ず候、蓋田畠永代賣等の諸禁嚴に候へ共、乍レ憚其制備はらず、下民に任ぜられ候田畠に候へば、幸人は金を出し候て利ある田畠を占め愈々僥倖、貧人は益貧く、不均の憂を抱き、一生を終るもの少からず候、此不均の原、百八九十年前の檢地の仕樣よからざるに起り、なほ年を歷候內、耕人幾度かかはり、田官又相同じく、變地も亦あるにて候へばなり、此不正を救ひ玉ふは、申までもなく田官の職務たるべく候へども、中々風雲會際の期相到らず候ては行難かるべく、又此道不鍛練にて、容易に手を降し候はゞ、手を降し不レ申に優るあやまりをなし可レ申も難レ計、治平略に所レ載宋代の淸丈のさまを讀み候ても、御察し可レ被レ成事に候、余が先公天保中一國を淸丈し玉ふ所の正法は、文祿・慶長に相比すべし、蓋愚按るに、今の勢にては三千年をまたずして、郡村地押・地詰の議おこるべし、不鍛練にて繩引れ候より、早く此道御國に傳へたる古制に則り、敬農の二字を專らにし、信以勸農致され候はゞ、繩引正す等の冗費なく、巨多の不平は、自ら平らに歸し可レ申にて候

○量入爲出の事

紀州、南龍公嘗て量入爲出の御圖をつくらせ玉ひ、經濟を理し玉ふとなり、余が先公南龍公の御遺意

にて、量入爲出の御圖をつくらせ、御座右に置給ふよし遂に承り候へき、公の尊慮は測り奉るべきにあらず、今左に全く愚按不三得七收斂量入爲出の部圖を擧ぐ

本稅七十十內寸君祿五十臣士之俸賦三十爲國用

臣士之俸五十之內十之一五乘馬

國侯之祿二十

軍糧五ツハ則兵士前代ノ貫高ハ是ヲ採テ云フ城內諸普請

郡廳及郡方諸吏給分竹木土功之用千俐卒夫奴給

領中用惡水及往來驛夫道橋修築及村里諸用途

右圖方十圍總積一百、内七十圍は本税、三十圍は賦也、此一圍小數一升を以て算れば、すべて一石也、以上大數以て算れば十百千萬の大數意の如し
今一圍を籾一升とし、則田高に視ひ、籾高一升を半して、税賦合米五合に視ふ時は、總圍一百は則一斛也、内本税七斗は水田高五斗、陸田高貳斗也
本税高七斗の内、君祿貳斗也、臣士の宛行高五斗なり、内十分の一高五升を乘馬飼料とす、此餘の乘馬は、臣士の祿に應じて飼しむべし
賦の圍三十は、則高三斗なり、すべて國用内五升、公務の用途なり、また軍糧なり、また一家の兵士の數此高にあり、五升は城の内外、藩籬壘湟邸宅、すべて普請の用途五升は郡方代官給、すべて郡中を治むる用途、三升は竹木土功の諸用途、貳升は卒夫仲間給也
慶長・元和時分は、大阪夫又は京夫と稱し、高千斛に一人宛あて、これを千斛夫と稱したり、今の郷夫は此遺例也
以上九斗九十圍の分、あまり十圍は高一斗也
是を郷藏に納め置、用水並堰・閘門・池・溜・惡水除・川除・堤防普請の用途、及往來道橋の修築、傳驛・諸人夫、並田畠年貢・諸役算用・筆紙料、すべて郷役人出入の諸用途に仕向べし
如ㇾ此して、一百圍の用つくす也

一國を高千斛と視る時は、一行十國の高一萬斛、十行百國の高十萬斛と成る、內二十國高二萬斛は、君祿也、五十國高五萬斛は臣士の俸祿也

但し臣子の俸高五萬斛は二萬五千石、この米農壯男女一年耕耨の力をつくし、一人の功穫る米拾石、古今の定數也、據て推せば米二萬五千石は、農壯者二千五百人の功にあたる、此功士もまた同じく、俸高五萬斛を受る兵士の數二千五百人は、御知行高十萬斛家の兵數也、諸侯の臣子俸高百石三人役とするは常なり、三人役の米三十石を宛行、高百斛とす

此算當高五萬斛の米二萬五千石を、三十石以て算し、得る數八萬三千三百三十三斛を、家士の俸高と稱するなり、兵士二千五百五十人を宛行、高八萬三千三餘を以て算し、得る數百斛に三人役とする、前代十貫文の士、大概三人着到なり

主人の高十萬斛兵士二千五百人は、百斛に二人半役にあたるなり、百斛二人半役は、直臣御家人なり、陪臣は其君の分半人をとつて三人役なり、賦は十が一、古今の定制、諸家の兵士は則賦なり、祿の十が一を軍賦とす、則十萬斛の十が一萬斛賦なれば、兵一人の食糗四斛ヅヽにて、糗一萬斛は二千五百人分の食なり、前代兵士の食糗を穎錢高によびたり、則十萬斛の兵士の食糗一萬斛を、一斛一貫として、一萬貫の家とす、糗一萬斛は米五千石なり、此米右大將家以來の軍糧、今の俗吏が云込米・延米とて本米三斗五升に加徵する所の五升糗にして、一斗則御高十萬斛に收むる軍糧五千

石是也

兵農合一の制は、前代の土着法を見て知るべし、土着の法相傳へて六貫一騎といふ、六貫の地行、土着の田六町にあたる、六町の收穫三百石、古今の定數なり、此十が二の税粈六十斛、以て兵士の食とすれば、十五人食なり、此もの事なければ農たり、事あれば兵一騎となる、一騎の勢を十五人といふは是なり

慶長の令、十萬斛百七十騎は二千五百人に當る、二千五百人を一騎十五人を以て算し、得る數百六十六騎六々不盡を上げて百七十騎となる、以て一騎の總勢十五人成る事知るべし、蓋し分限をいふ也（十萬斛分限の人數、上中下士無足輩まで千人、此惣領二三男五百人、この餘千人は、歩卒又者なるべし）

按、土着知行の田六貫文は、文祿制高六十斛に當る、今又高六十斛、六十人食を産生す、田畠を土着とし、これより農兵一騎の數をとるべし、蓋一騎の勢を直臣御家人の知行にしては、七着の十倍、六百斛に兵士十五人也、陪臣は百斛三人役の故に、宛行高五百石にて十五人役也

或兵家一騎に定數なしといふは未考也、司馬法車一乘を百人とす、管子は五十人とす、我は一騎を十五人とす、ことわり相同じ、この定數は分限也、前代貫高を以て稱したるは、異邦のむかし車百乘の家。千乘の家と稱したることわり同じ、戰毎に此勢を盡くして出る事にはあらず、或應永中の大坪入道が說、一騎の定數七人と謂よしを引て一證とす、愚按、この說今の行列の勢を見て云ふに似たり、泰

半の今日萬斛の侯、一家の臣子貳百五十人を扶持し玉ふとも、これを二分して一分は在所に、一分は江戸におき、一方に百二十五人づゝなり、況や遠國等に支封あれば、其支封を衞る士あるをや、扨其侯或京・大阪等の公役に升りぎわは、登營公務等に扈從する臣子半出れば、半は御留守の衞士と成、扨外へ出るを武官、內にあるは文官なり、又在所を衞る士百二十五人あるとも、若事あるに逢ば、一二三に分て、其一手は二三騎の勢なるべし、假令三騎の勢兵士四十五人には、農工商の內撰卒四十五人を出さゞれば、勢調ふべからず、兵農相合一手一百人許、以て一手は城を衞り、一手の百人進み、二の手の百人、中軍如レ此衞ありといふべし、侯又京・大阪に上り玉ふに、陪從の家士五騎、胴勢七十五人つれ玉ふ、但七十五人は家中の三が一なれば、道中騎により出る人馬、また七十五人成るべし、此人馬自國の民にはあらざれども、御國用の上に於ては自他の別なく、撰卒のことわり相同じ、然ば家士と撰卒と合、萬斛の半分限を外へ出し、半分限以て內を衞り、其出る所を見ば一騎七人、內外相合せては一騎十五人也

右圖百圍は、不三得七以て收斂する所十分の入、若凶稔八分の年は、二十圍減じて八十圍と成、明君この減を賢察し玉ふて、御自ら膳服を儉し、宮中を省き玉ふ、臣子の俸十圍減じ四十圍と成、然らば宛行百斛、十口十兩三人役の士の祿、八口八兩と成るは天の闕き所、謹でこれを受け、君を安んじ奉り士を治め、勵精すべき事に候、但凶年飢歲には、郡官は別而事しげく候へば、此宛行は闕がたかる

べし、御軍用殊更に御備尤に候、但慮して取レ征、俗のいふ浮役を蓄積いたし候は、此時の用に候へば、出し候て不足を補はるべく候
一大家にて凶歳に領中の飢民救玉ふ員數、稈六萬十二俵三斗七升五合、小麥四百五十六俵、此價金貳萬九千八十八兩壹分餘
頑老此記を見て計レ之に、金十兩に稗五斗入、二十八俵直段にして總石三萬〇七百八十三石五斗五升、此稗飢人八百二十萬八千九百人餘、但四ヶ月分一日の救六萬八千四百人ヅヽ、男五合女二合五勺、飢人如レ此、此餘は食あるもの此四倍あるべし
扨は此國中の人口三拾萬に及ぶべし、此國高十斛に八口餘を算れば、總國高三十六七萬より四十萬斛に及ぶべし、凶荒の備へかくあらまほしき事に候
諸家の封內、山林・藪澤・河海等、高に入らざる處なきはあるべからず、御高に入らざる處を慮して、國財の乏しきを足し候は、和漢の常制に候へば、慮して財を取處、常に糾し置べき事に候、周禮地官大小司徒職により、諸家に此職あつて、必領國の廣狹等測り正し置き玉ふに可レ有レ之、頑老が陋談を然りとし玉ふにあるべからず候へ共、量入爲出の國に併せ、水田陸田幾許、農工商の敷地、寺院・佛塔・神社・御朱印地・除地・見捨地・並山林・原野・河海幾許、審にしるし譯たる圖に、國中の事一目瞭然たる樣に御備らるべき事に候、成ニ至大之功一者、必資ニ至精之算一と申も此事に候はん、蓋網羅をつくし

收歛候へと申には無之、體ある處を審にして、邦本に任ぜられ可申候、扨侯家各封高の十が一は、兵士の食に候へば、夫々分限の兵士は、定る數に候へ共、當今の勢分限の兵士、大かたは備はる家稀なるべく、また二三百年前の死物の舊簿に據て、當今の用に當らるに候へば、冗官も又多かるべし、宋史理宗寶祐四年に、監察御史朱熠が言に境土蹙、賦歛繁に、官吏は增し、調度日々に廣く、景德・慶曆の時には、三百二十餘郡の財賦を以、一萬餘員の俸祿に供し、今日一萬餘郡の事力にて、二萬四千餘員の冗官を贍し、邊郡には科降支移あり、內地には經常の納斛闕ぬ、民力を寬にせんと欲さば、必冗官を減ずべしと、案、冗は上聲、散または雜也、剩なり、忙なり、汰は陶汰なり、土砂と金とをよなけゆすぶり分ける也

冗官を汰す、其法令は小普請なるべし、篇に云、元祿の頃黑羽侯諸臣の姓名を記し、丸トシコレヲ汰シ、コロケ落タル姓名ノモノ御暇トナル

水戶源義公樣コレヲ拾ヒアゲテ臣とし玉ふ、此人々に玉ふ處の邸を黑羽町と名づけ給ふと云々

蓋宋の寶祐時分は、蒙古金の入寇あり、衰世の瘠せ、不三得七の藏入に及ばず、用度足らず候はゞ、冗官を汰すも又然るべく候、穴賢々々

不算得失四　大尾

咬菜百做錄

大草公明編

咬菜百做錄序

儉約は吝嗇驕奢、又は利欲の惑なく、財を散ずる事、其宜きに叶ふをいへり、武家にとりては、采地俸祿の分限に應じて家業を勵み、無益の費は一錢を惜むといへども、有用に臨では千金をも散じ、武備を厚うして、忠誠仁義の心あるをいふなるべし、凡そ人よく此道を守りなば、心潔白なるがゆゑに、何事に觸るゝとも疑惑なく、思ひ始る事業も果し得べし、宋の汪革が「人常咬二得菜根一、則百事可レ做」と云しも、即此こゝろにして、我邦の先輩百事を擔當せしもの、かの語をとりて座右に箴めしもあり、公明が家固より窮乏にして、父祖も是を心に痛み、儉を守り民を育ひ、公務を勤勞して其齡を終りき、公明は性質怯懦なるが上、はやく父に後れて、何事も心にまかせず、徒らに菜根を甘んじて用を節するはおのづから分限も過易けれど、鄙吝に遠りて儉約の程よきを守るは、極めて難ければ、常に是を歎ずるの餘、古今良侯名士の言行、咬菜百做の意に叶ふものをあつめて鞭策に代ふ

天保九年戊戌正月　大草公明識

例言

此書上は文明に治り、下は寛政に終る、三百年來記載の廣き、細に渉獵せば、料を得る事多かるべけれど、朝夕退休の暇に綴錄する所なれば、遺漏も亦少からざるべし、是より後得る處あらば、繼て補入すべし

一　採る所皆武家の人、事業をもて當世に名ありし者の言行なり、農工商の事實、及び村學究の經濟を論ずるもの丶如きは、此編の預る所にあらず

一　各條原本の字樣を用ゆ、漢字にて記すもの、假名に改る時は、見易かるべけれども、其實を失はん事を恐れて、妄に改寫せず、且其次序、或は時代の前後を用ひ、又は事實の似たるをつらね、貴賤の混淆、古今の倒置あり、是のみならず、假名遣等にいたりては、其義を失ふものあるべけれど、今主とする所、俗に通ずるを是とし、體裁文辭等は意とする所にあらざればなり

一　備前少將の人に驕らざるこそ、儉約の第一なりといはれし、松平信綱が福神貧神の說、（共に第一の部に收む）北條氏康が氏政に一飯の節を諭せし話、（第三の部に收む）是等の類は、廣く身の愼を敎たるにて、たゞに儉約の一條に止まらざるがごとしといへども、儉を守る上に此心あるべきは勿論なれば錄存す

補録

一　淨寫既に終るの後、再び諸記錄を飜閲すれば、補入すべきものあり、是を寫して各部の末に附す

一　別に附錄一卷を添ふ、是は戸田孟潤が補集する所なり

咬菜百儆錄目次

卷一
第一　儉約の教
第二　衣食住より諸物にいたるまで儉約を用ひし話
卷二
第三　飲食儉素を用ひし話
第四　衣服の儉
第五　居處の儉
第六　器用等の儉
第七　群飲遊逸を戒めし話
卷三
第八　儉を守りて武備を厚うせし話
卷四

第九　儉を守れども人の善を褒し、又は窮乏を救助するに臨では、金銀を惜まざりし話

第十　無益の費を厭ひ、金銀を重んずるは勿論なれど、利欲の心有ては、儉といふべからず、故に不義の貨財をうけず、利欲の惑なかりし話

第十一　吝嗇と利潤は固より卑む所なれども、算勘をば心がけて無用の費をせざりし話

咬菜百做錄卷一

大草公明編輯

第一

儉約は身を愼み行を正して、財を散ずる事其道に叶ひ、驕らず吝ならず、さるをもて本意とす、

古今名侯良士の語る所、武家の師表とすべきものを採て編首とす

一 西山公常にのたまへらく、天下國家の主より士庶人にいたるまで、儉約を第一の德とす、今や天下久くをさまりて、人々おぼえずしらずに、衣服・馬鞍・腰刀のかざり、もろ〳〵の器物・食物・家作りにおよぶまで、男女ともに奢侈におもむきたるゆゑに、其國用家費足らず、是しかしながら上たる人の心を用ひられず、たゞ榮花にのみ習ひくらし玉ふより、其風俗おのづから下に及べるなり、あまつさへ、へつらひの進獻に美を盡し、猶其執事近習の輩にいたるまでも、おの〳〵美物をあたへて、おひげの塵をはらふ、此風一たびおこなはれて、後々は天下の窮困となれり、いはんや土木を好み給ふ代には、諸國の手つだひをかり給ふゆゑに、國主萬金を費す、國主くるしむゆゑに、其士農工商をしえたげて、一國の困窮となれり、治平久しければ、いづれの世も是なり、舜禹の德をしたふまでこそあら

ざらめ、せめて漢の文帝の節儉にましませし故に、天下ゆたかに人々其所を得て、安堵のおもひをなせし時を、人主は目當てにして、身持をつゝしむべき事なり、士庶人のせばき家の內とても、程々にしたがひて儉約を守れば、親類友だちをたすけやすく、子孫に藝術を敎るもまどしからず、但し節儉と吝嗇とまぎるゝものなり、この間をよく／＼わきまふべし、吝嗇なれば、上たる人には諸人なつかず、下たるものも親族明友むつまじからずして、人倫の義理を闕ぐ事のみなりなど、こまやかにをしへかたらせたまひたれど、十が一をだにおぼえ侍らず、其大意どもとて、いさゝか書つけ侍りぬ（年山紀聞）

一　黑田豐前守直邦の曰、質素に事を省くと、利潤に心をつくるとは、似たる樣にて大なる違あり、無益の費を省き、美麗を好まざるは質素なり、利德に心をよせて、わづかの事にても物をふやさんとするは利なり、禮物を程よくおくるは、人をうやまひ事を重んずる禮なり、花麗を好て人の目をおどろかすは驕なり、（黑田家老話）

一　酒井隼人殿家法に武士は兵器の用多ければ、別て常に儉約を守るべし、衣服飮食居宅まで其分之儀節・法樣、調迄にして、好二花美一好レ味淫二奇麗一之族は小人の業にして、大夫の心にあらず、雖レ然分限不相應に吝にして見苦敷も、驕に過たるとひとしかるべし、其間を可二心得一事（酒井家條令）

一　備前少將の掟に、儉約と申儀度々申聞候得共、よく合點不レ致候か、又合點致候者も、我まゝを致にて可レ有レ之候、儉約と申は、內所の驕費をやめ、公儀を第一につとめ、軍役公役のたしなみ致こそ、

誠の儉約、誠の士にて可ㇾ有ㇾ之候に、人により內所はおごり、表向にては人馬をもたしなまず、儉約など申者有ㇾ之由聞候、今より後士の禮儀を存し、內所をつめ、軍役公役の心がけ專一に可ㇾ致事

備陽門 首律

一　伊勢平藏貞丈曰、一生の間金銀米錢をつかはずしてはならぬ事なり、其つかひ樣に儉約といふ事を知らざれば、無益の費ありて、家貧になるなり、儉約と云は、無益の費をいましめて、一錢をもみだりに出さず、益ある事には、千金をも出すべし、無益の費をいましむるは、益ある事につかふべきが爲なり、無益とは、朝夕の食物に種々のうまき物を好み、衣服も美きを好み、家作をも結構に作り、妻妾に驕らせ、好色遊興を專とし、其外奢の爲に金銀をつかふを云、益ある事といふは、主人に奉公の入用、公儀向の物入を始として、父母兄弟妻子の手あて、家來へのあてがひ、義理仁義の音信贈答、家作の修復、其外不慮の物入等の類を云なり、如ㇾ此無益と益あるもの二つを分別して、能つめゆるしをするを儉約と云なり、儉約といふ事をわろく心得れば、父母妻子家來迄の喉口をもしめ、義理仁義をも闕き、禮儀作法もかまはず、みだりに物入をかなしみ、金銀をつかはずしてしめこみ、無益の事はいふに及ばず、益ある事にも曾てつかはず、みだりに金銀を惜む人あり、是は儉約といふ物にはあらず、吝嗇といふ物にて、いやしき事なり、いやしきのみならず、亂の基なり、小を以ていはゞ、家內にくみ疏み、いさかひ絕ず、大を以ていはゞ、天下萬民恨み背く、亂の基とは此事なり、又金銀を

塵埃をはらひ捨る如く、妄につかひ捨て、人にほこる人あり、是奢侈といふ物にて、是も又亂の基也、金銀をしめこみてつかはぬも惡し、みだりにつかひ捨るも惡し、其中分を取てつめゆるしを能程にするを儉約と云なり（貞丈家訓）

一　備前少將光政被申候は、人に上たるもの、殊に執權職の人は、人にへり下り尋聞、人にいはせ、善をとり惡を捨然るべく候、我智に自慢して、我計分別者は無之と思ひ、人のいふ事を嫌ふは、誠の智にあらず、人に下り目の前のことをも人に尋ね、相談してよきをとる所、儉約の第一なり、衣裝家作等は儉約の枝葉たるべきよしなり（前橋舊藏聞書）

一　松平伊豆守殿出入の町人箱崎小市と申者、或時伊豆守殿へ申けるは、私事當年も莫太の損を仕候、總じていつとても徳を可仕と手ににぎりたる樣に存候事も、毎度損のみに罷成候、とかく貧乏神を澤山に持申故かと申ければ、總じて豆州は常にかりそめにもせつ（マヽ）は慰として、利口を被申事を嗜とする故に、不取敢小市に被申けるは、其方は貧乏神福の神を見知たるかとありければ、小市申上は、夫は人間の目には見えぬ事なりと申上る、豆州重て被申けるは、歴然二ツの神常に人の家に住して、はなれざるものなりと被申ければ、小市申けるは、少承度存候と申上る、さればとよ、面々の志を福の神とも貧乏神とも云なり、其故は奢心ありて分に過たる事をなし、或は不入義理だて抔致し、又不吟味不穿鑿、是は貧乏神なりと目を付べし、扨又末社は家來女房などいふものなり、或は此は器用立

をいたし、主人の事をも沙汰にいたし、不世帶費を致すは、貧乏神の末社なりと思ひて、此所を能常に見付て、早々貧乏神を捨、或は敎て福の神となしなど致さば、追付仕合よかるべし、是程歷然にあらはれて有事を不ㇾ知ゆゑなりと被ㇾ申し、當座の理屈なりと申せども、面白き事なりと、心ある人は皆書付などに致けるとなり（雨雪之友）

第二

飮食衣服より器用細微の物に至るまで、各其用に叶ひなば事足るべきに、苟も是を愼まざれば、一僎の若干金を費すに至るべし、もし此ㇾ如なれば、采地俸給何の用たるを忘れ、上は君に忠あらず、下は民を艱まして、終には祖先の業をも辱しむべし、古今の將士是を忽にせざりし言行を採て、第二の部とす

一　太閤御代の内は、大方御所樣は京・伏見・大阪に御つめ被ㇾ成候、關東中は本多佐渡殿仕置次第に被ㇾ成、將軍樣にも御異見御申候、佐渡殿御かたきは、屋作りなどもいかにも麁相に見苦敷、衣服抔も丹後つむぎ抔やうの物ばかり、ふとんきつかけなどもにたり木綿にてめされ候つる、持鑓なども鞘とめくわんぜよりにてめされ、何にも萬事かまはずの御かたぎにて、げす近く、いか樣のものも、直に御用所をも申候つる、瓜・茄子の樣なるものを進め候へば、手づから一ッ御取、殘りをば御返被ㇾ成候まゝ、諸人忝がり申候つる、或時常陸鹿島へ鳥居の木を將軍樣より遣はされ、其禮として神主江戶へ參上

佐渡へ島田次兵衛殿同道にて御出候、進物に杉原を持參被レ仕候を、佐渡殿御覽じて被レ仰候は、よくこそ遠路御越候、杉原は祝着致候へども返すと御申候へば、神主迷惑がり被レ申候樣子を見及、次兵衛殿御申候、鳥居のいはひに進被レ申候間、御をさめ可レ然の由取合にて候へば、佐渡殿御笑ひながら、此杉原は小ねぎ共の前より、代物とあつて神主持參たるべし、神前へは我等からこそ寄進可レ申とて、御返被レ成候、我等居合て見申候つるまゝ、今に忘不レ申候聞見集

一　日下部兵右衛門殿御見廻として、伏見より初て笹山へ御越の時、周防樣はおくもと云所へ鹿狩に御出、御留守に助太夫我等兩人罷在候つる方へ、日下部殿を助太所へ入申候、おくもへ御左右申上候、其内に城めぐり、家中侍屋敷を兵右衛門殿御覽じ、御申候は、皆々身上に過たる家作、ほめ申度候へども、一向無レ詮事に候、江戸其外へ各使に可レ被レ遣に、其時路銭に事かき可レ有候、周防殿へ路銭御出し被レ成候へと訴訟御申候とも、日ごろ知行出し置くは、何の爲ぞとて御機嫌あしく、御出し被レ成間敷、時に家は質にも置れまじく候、何方にても身に過たる事、必無用と異見御申つる、江戸御老中にも達て被二仰聞一候通にて御座候、烟草參るべきとて、長サ五寸ばかりの烟管を、木綿袋の中より御取出、紙に包みたる烟草も御取出、火を御所望被レ成候、其頃まで火とりも世上に無レ之候まゝ、蠟燭を手そくに立て出し候へば、箇樣の蠟燭にて烟草呑たる事候はず、火ばちに臺所の燒火のおきを入て給はり候へとて、蠟燭を御返し被レ成候、强て參り候樣に申候へば、珍客の時御立候へとて御消せ、御

望のごとくおきを進じ候へば、是こそよけれとて烟草參り候（見聞集）

一　威公極メテ儉ナリ、然レドモ民ヲ貪ラズ、風俗ヲ亂ダサズ、義理ヲ正シテ威强シ、御若年ヨリ今ニ其體カハラズ、愛女ノ親類ヲ取立ル事ナシ、又諸士ニ暇ヲ給ラズ、若シ立出ル者アリトイヘドモ、參公ノ先ヲマカセラル丶事也（桃蹊雜話）

一　延寶四年のころ、旱魃にて租稅も減じけるにより、儉約の事仰出さる、西山公の衣食も半減に定められ、酒も昔は用ひたまはず、國中酒家も半造と命ぜらる、諸士音信贈答も禁ぜられ、諸士中年會ある時は、役人共席にいたり諸事見屆、音信等持あるくものあれば、其名を尋て言上せし程なり、後に平年の實のりに復して、此禁もゆるめ給ひしといへり（西山遺聞）

一　寺澤志摩守廣高は、肥前の唐津・肥後の天草兩城十二萬石を領す、毎日寅に起て卯に至て朝を見、朝見畢りて、飯前には必ず馬場に出て、自一二疋をのる、飯後には鎗刀等の術を學ぶ、冬は寒三十日射を能する者を召て、若き者共の師範として習はしむ、先自身卷藁を射て、各次第に令ㇾ射ㇾ之、夏は土用中鐵炮の稽古も亦此に類す、此時は一汁一菜の飯を廣高も共に喰て、別に美味を不ㇾ喰、夜武藝に遊ぶときは、弱輩の類、是又士と共にす、公用國政の急務なき時は、酉後に臥床につく、曰く、夜は可ㇾ寢の理なり、無用の夜話に精神疲れ、明日の勤に倦事甚不可也、近習の者も夜早く休息せば、晝の勞動に可ㇾ耐と也、在國の年ごとに國中を廻て、民の艱苦を問、普請方郡方の奉行に命じて、豫水旱の憂

を防しめ、賦税徭役の不正を正す、曰、休暇を賜りて領國に皈るは、遊山玩水の爲に非ず、一年江戸に在て自身領國の政を爲、訟を聞事なければ、法度判斷も非理ありて、士民怨謗者あらんか、亂の端なれば、公方もそこを思召ならん、鷹野よ、川狩よ、茶の湯よ、連歌會よとて讌樂を先とし、政令を後にするは、公方の御心にも忤、自己の先務にも怠るなり、國郡を巡らざる時は、其奉行に云せて聞のみ、只聞のみにて見ぬ事は、利害損益必所レ不レ誌あらんとなり、唐津は畑所にて麥多し、夏五月六月は家中の下僕皆麥飯を食しむ、曰く、下僕に喰しめば、其主々も喰て可也、我も諸士に下知する上はとて、右兩月は麥飯たり、又衣類木綿たるべしとて倹約を守らしむ、自分も木綿衣たり、曰く、下に所レ命自是に先だつを善とす、以レ身敎れば口ぼねを不レ折して、下僕よく從ふとなり、凡廣高の行跡皆如レ此（武將感狀記）

一　西山公御隱居の砌、御寶物幷金銀等に及び、萬の器物何にても西山へ御たづさへ不レ被レ成候、御茶の湯も御好被レ遊候が、數奇といふものは、器物の欲出來るものなりとて、御隱居後はふつと御やめ被レ成候、又御能御仕舞も御やめ被レ成候、西山にては朝夕の御膳も一汁二菜三菜、尤淡薄なる麁食をきこし召、御小袖も紬紬はかり御着し、御定紋も御用不レ被レ成、丸の内に葵と云文字御付被レ成候、御夜着はむかしよりうすき給の御衣服一ッ、うすき給の御ふとん一ッのみにて、外には何も御用不レ被成、御隱居後水戸へ御出、又は御旅宿の節は、御自身御床のあげおろし被レ遊、御近臣には御かまはせ

不レ被レ成候、大方の事御手づから被レ遊候、ヶ様に被レ成候事も、人に心を御つけ候はんとての御事かと皆々申候（桃源遺事）

一肅公御代初メ、元祿五年申十月仰セ出サレシハ、御家中ノ面々勝手不如意ニ付、度々御恵ミ遊サルトイヘドモ、猶更今般取續ノタメ、利付拜借金、當暮ヨリ元金バカリ年賦上納ニ仰付ラレ候上ニモ、近年御物入打續、萬一御家中御切符等滯リ可レ申カト、常々御苦勞ニ思シ召シ、上ニハ諸事御節儉遊バサレ、下々御救ノ儀仰出サレ候條、彌無益ノ費ヲ省キ、儉約ヲ守ルベキ旨御達シアリシトゾ（桃蹊雜話）

一板倉内膳正重矩は、寛永十五年家督の後は、御詰並に伺公しける、其後本所に屋敷をたまはり住居けるが、咬菜軒といふ三字を人に書せて、席上に是をかけ置て、前栽を樂み、手作の野菜を大慶高堂へも捧げて、餘に求る念慮を止て、萬治年中を送りけるに、其年の暮より大阪京橋口の御城番になりて罷り上けるに、難波潟茅のかり小屋へも、彼咬菜軒の額字を爲レ持てかけ置けり、其後寛文五年の冬召されて、江戸奉書に被ニ仰付一、前代未聞の手柄、人の耳目を驚かせ、家を起し名をあらはしけるに、猶も咬菜軒の額をば居間の鴨居に懸置けり、同六年二萬石御加増、烏山城主と成にける、同八年より三年が内京都を仕置し、同十年江戸に召れて、本役仕ふまつりて、辰の口に館を給り、侍従になりてまで、咬菜軒をば方々持せて扁額としけるゆゑ、是を書たる野間三竹法眼、ある時此三字を用らる心を尋ければ、内膳正重矩被レ申けるは、人は身を立功名を顯す程、元の賤き事を忘るゝものなり、我

不器量を以て奉書連判仕るなり、人は奢に移りやすし、爰を存じ昔本所にて幽栖の草亭を片時も忘るべからざる爲なり、今高恩大祿一分に不相應ゆゑ、殊に恐れてこそと挨拶ありける、萬事に渡りて丁寧質素なる事、勤ては中々怠る日もあるべし、自然に生れ得たる實儀なる事、皆人の見しには、諸侯よりの音物、夫より下つかたの捧物、何くれと披露しけるに、其口上を畏て一々聞終て、右の音物を悉く戴て後休息しける、或人是を不審に思ひ、諸方の音物一々戴るゝはいかにと尋ければ、重矩笑て、御不審の通、自分にも戴く事はなかりしかども、今かゝる御役仕らずば、誰か內膳正と見出し尋ね給ふべき、此大小の音物品こそ替れ、皆上より拜領仕ると存るゆゑ、頂戴申なりと答へられける（後編武野燭談）

一　寛文五年乙巳九月三日、靈神召㆓成瀨主計・柳瀨三左衞門・佐藤勘十郞㆒曰、開正經在㆓會津㆒、飲食淡薄、無㆑所㆓采擇㆒也、某悅、是常告㆓戒儉約㆒、而諸未㆓盡能守㆒㆑之、吾自謂、不㆑耽㆓衣食㆒、而中心猶有㆑好㆑之否耶、自今以後、吾當㆘著㆓麁絹㆒、令㆖勿㆑服㆓綾羅㆒、汝等愈守㆓儉約㆒、常服㆓紬絹㆒、不㆑可㆑厭㆓蔬糲㆒、靈神嘗愛㆓汪信民咬菜之語㆒、使㆔狩野探幽圖㆓㆑之、掛㆓于左右㆒、（土津靈神言行錄）

一　本多能登守忠常の家には、毎月定日ありて、執事をはじめ有司監察の士まで饗應の事あり、君も則相共に食し給ふ、是を相伴と名く、其膳部二汁五菜ばかり、此日ある時君群臣に向て謂て曰、おのおの平日の飲食、さこそは麁飯なるべし、我だに常日美味を食せず、美服を着せず、質朴を盡して忠節撫民に充んと欲す、我先祖の功勞によりて、諸侯の榮貴をたもち、國民の上に君となりて、衣服乏し

きにあらざれども、曾祖父所々の攻戰野戰において、堅陣を衝き圍みを破り、或は一日二日に一食一飲の事ありて、大に艱難を甞めたりし、方に今其時の勞を思はゞ、美食を飽までにし、美服を暖にせん事は、天命を恐れざるに似たり、されば我父祖の功勞を晝夜に忘れず、且驕侈をして錢金を竭し、府庫むなしくならば、不意に臨て兵をあげ、征伐に從ふ事なるべからず、しかれば君への不忠、先祖への不孝なり、道は忠孝の二つより重きはなし、抑當家は幕府譜代の重臣にして、上の思召により、かかる要樞の城邑を預け下され、藩屛となりて常に先がけの功あり、武備は元より家業にして、怠るべきにあらず、此義によりて我常に美酒佳肴を求めず、衣は裂ざるを以て常は足れり、食は飢を助るを以て節とし、酒は經格を以て是を飲み、男女の道は水火を探るがごとくす、我だにかくのごとく儉約して、諸事滿足する事なし、尤も是人道の愼み、丈夫の差別を用べき處なり、然るを況や汝等のごときは、平生魚肉酒肴も食する事あるまじければ、我今日如レ此の珍味を設けり、しかれども鳥のあつものを用ひざるは、近き頃より幕府に殺生を禁ぜられ、江府に鳥獸を賣買せざるよし、右其法遠國には及ばざれども、臣としてそれを犯すべきにあらざれば、今日鳥獸のあつものを備へざるなり、我又以後は鳥肉を食すべからず、おの〳〵今日は格別なれば、少は酒をも過すべしとて、種々もてなしありて、諸士にいとまをたまひけり（明君文武蹟）

一　世に本多風といふ髮の結方あり、是はむかし本多中務大輔忠勝の家中の風儀を定めらるゝ時、諸

土下々足輕中間までの髮を、前七歩後三歩と厚さを定めて、紙をこよりにして、七ッ卷て髮を結ぶなり、今異體の髮をして、本多風と云へるは又違へり、今に忠勝殿の子孫は是を慕ひ學ぶ、中にも本多彈正少弼の家には、綿密に是を守れり、棒刀卷下緒とて、三尺ばかりなる長刀少しも反りなきを、縲形の上下へ下緒をきり〳〵と卷とめて、是を帶し給ふ、着類は本多柿白裏なり、本多柿、又あらい柿とも、郡山染ともいふ、中ごろ本多大内記郡山に居住申されし時、多く世上へ染出す、故に郡山染といふ勿論表裏共木綿にして、其仕立樣丈ケを短くして、足の裸出る樣に仕立、裄短くして作舞よき樣にとの仕立なり、腰物の拵塗鮫黑糸無地の鐵鍔、赤銅の目貫、緣頭は、角一文字卷かけ、鞘は柚肌たゝき、甲斐の口黑下緒なり、平日質素を第一として、民役軍用を重じ、美食を好まず、學問を勤むといへども諸文章を禁ず、朝は疾より起き、弓馬鎗劒の稽古に身をこらし、體を鍛ひ寒暑に肌を曝し、尤業を勉めたまふ、假にも柔弱なる事を嫌て潔白を表とす、御子息方元服までは革柄の大小、鞘は銅の胴金を入て、そこねぬ樣にして差せ給ふ、或時近習の者鼠色の足袋をはきて御前に出たり、彈正殿御覽ありて、其足袋御所望ありしに、彼者憚多しとて辭退す、苦しからぬとて無理に乞ひたまひ、扨其後召させ給ふ所の足袋、皆鼠色になりしとぞ、是何の爲なれば、御儉約の思召より出たり、是まで召させ給ふ所の白き足袋は、よごれも見えて、二日とも召させ給ふ事あたはず、此所を勘辨し給ひて、近習のものゝ足袋を所望ありて、鼠足袋になりしかば、是よりして近習はいふに及ばず、家中一統に鼠足袋になりしかば、惣體にて大なる儉約となれりとぞ、儉約の申付なくして

自然と一統約儉をする事、よの常ならずとぞ夜譚隨筆

一　伊達村侯公寛保三年亥、はじめて御暇にて御領中御巡見なさるゝ所、御家中も連年及₂困究₁ける故、家居等も至てあさまなる事にて、在浦は別て不獵不作相續、いやまし困究の體を御覽被ㇾ遊、甚御心を痛ませ給ひ、衣食足りて禮節を知る事なれば、國政の要は富するに過たるはなけれども、打續御物入有ㇾ之、御内證御逼迫にて、是のみ思召に任せざる御事なれば、深く御工夫ましく〳〵て、延享二年丑二度目の御暇年に付、御着城後毎々御吟味有ㇾ之、當年より七ヶ年の間、御儉約被₂仰出₁ける、預思召には、家中をはじめ市郷に至るまで、困究の元來は奢に長じけると、借物高利との故なり、貸方無法の事なれども、借用せでは叶はぬ時は、不ㇾ及₂是非₁借請、其上音物抔をいたす條口惜き次第、且は不屆至極なりとて、一に奢を制し給ひ、扨先より拜借の銀米一切引捨に被₂成下₁、其外相對借物は二十ヶ年、三十ヶ年の年賦に御裁許有ㇾ之、扨自分新に銀米の利足の高を被₂相定₁ければ、是迄の所年賦になりて、銀主は迷惑に及ぶ樣なれども、さにあらず、數年莫大の高利にて、三ヶ年にて一倍になりければ、今更年賦になりしとて、聊損失といふにもあらず、以後能程の利足になりしかば、必損失もなく、一統難有き事におもひけるとぞ、扨其廻り内證に甘みを御付被ㇾ成て、嚴敷儉約被₂仰付₁、萬端細密に御用捨有ㇾ之、たとへ大禮といふとも、吸物肴一種酒三獻の外はかたく停止ある位なれば、其の餘の條々はいふも更なり、事長きによりてこゝに略す、扨市中とても拜借物御引捨に被₂成下₁、諸事委く被₂

仰付、是迄灯油綿酒絹布の類にいたるまで、大阪より直下しに致すゆゑ、おのづから市中商賣も少く有之に付、暫の間一統直下し被差留ければ、商賣物利潤を不貪樣可致吟味旨、且饗應衣類の事まで、委細に町奉行へ御沙汰有之、又鄕中は是迄の米豆の未進夥敷、幷拜借物一切御引捨被成下、高利の貸方被差留、以來銀米とも利足を被相定、且又諸役人に年始歲末をはじめ、平日とても音物類都て無用被仰付、幷御役人出鄕の節、御定の旅籠を以致通行事故、一汁一菜に限り、其餘有合とても不差出樣、扨又役人出鄕の節、其村々の產物價を出し調候儀無用と有之、尤庄屋百姓家作衣服饗應迄、嚴密に御沙汰有之、厚御用捨の條々あり欽仰家譚

一　近年は風俗も直り、村侯公の御德風になびかぬ草もなかりければ、時を得たまひ御深慮ましく〳〵て、今又五ヶ年の間嚴しく儉約をしたまはんとて、大に嚴密に行はれけり、ころは寶曆四年の事かとよ、君侯も常に綿服を召れ、小倉織の袴、夏は澁染の御帷子と申樣に、御服をなし給ひ、扨御膳は一汁一菜にて、御夜食は御香の物にて召上らる。夜分御吸物に御肴一種一銚子にて御濟せ被遊ける、尤是は其後も同じ事にて、凡三十年餘もかはらせられず、御衣服も矢張木綿を召、稀には紬太織を召れしは、御生涯同じ事なり、每々御老年にならせられけるに從ひ、老臣衆强ち申上げられ、御膳は折々二菜被召上、御酒の御肴等は御保養の爲め增けり、かくのごとく常に御身を責め給ひけるゆゑ、末々までも承及、上の思召を恐れ入。全く五ヶ年の間、御簡略精密に被行しゆゑに御餘力も出來、寶曆十

二年山門御手傳等も、御自力を以て相濟ける、尋常かゝる事のある時は、有力の者によりて事調ひける習ひなるに、兼て覺悟したまへるにより、此度はかくありしとかや、如ㇾ此庫中空からねば、武器の修補をなさしめ、且新にも製作させたまひける、さて五ヶ年の御簡略全く終りしかば、寶暦九年何彼の規矩をも相立らる依御家譜

一　上杉治憲公家督し給ひて後の事なり、御藏元の逼迫せしは實に尤の事なり、其むかし越前を領し給ひし頃は、其高も知られぬ程なりしを、百二十萬石にて會津に移らせ、又三十萬石に減じて米澤に移り給ひ、夫が上に半減して十五萬石を知しめしたり、されど大家の末なれば、君臣共にむかしを慕ふ人情より、其禮其格も分に越したり、尤俸祿こそ其時々に減じたれ、大小の諸士凡五千家に近く、其俸祿を通計せば十一二萬石にも至りぬべし、只夫のみならず、治平久き故に、其格其式のみ次第次第に大きくなり來りしまゝに、數十百萬の錢を添てつかれ來りしより、其年の貢をもて其年の用に定られず、出入豪家の者に御借下され、利金を費して過し來り給ひしより、御國政も御心にまかせられぬ事になりぬ、尙も漸々の衰あらば、あつぱれ百姓の難儀、御家の危急にも至らせ給ふべきを、此事明かに知しめされしより、御家督の初ながら、御膳は、一汁三菜を供せしめ、御服は木綿めさせられ、是日用の儉約と被ㇾ仰出ㇾしなり、凡人の情始あらざる事なく、能終ある事すくなき習なるに、御在位十九年、今既に隱居ましく〳〵てさへ、其儉を守らせたまひて、御膳は一菜にかぎり、御服は御下着まで

木綿を召れしなり翹楚篇

一　上杉治憲公世子にてましませし時、國民の困究を聞召、歎かせ給ひ、やがて世を繼給ひし時も、やはり此まゝならば、貧民の一助にも成なんとの給はせしが、世を繼たまひて、果して其御詞のごとく、御部屋住御仕切料のまゝ、纔二百九兩壹分何程にて、御手元の御服食は足らせ給ひしなり翹楚篇

一　和州小泉の領主片桐石見守殿貞房の家中に、澤田文左衞門とて外樣を勤て有しが、文才あるゆゑ、石見守殿折ふし召れける、或時文左衞門御家に危急の難儀御座候、御存被レ成候哉と申しける、夫はいかにやと問はせける、されば一萬石の御知行高にて、四萬石の御借金御座候、利分ばかり一萬石は足らぬほどに御座候、ヶ樣に御座候ては、御家もあやうく存候、拙者へ御任かせ被レ成候はゞ、十ヶ年のうちには取直し候はんと申にぞ、夫はいかなる取計ひぞやとありしに、文左衞門申樣は、かやうの事は時に望み量りて、機變定がたき事に候へば、かねて是と申上がたく、私にまかせ給はゞ、ほどなく御潤澤にも候はんと申にぞ、やがて其意にぞ任されける、然るに當奥方は脇阪淡路守殿より嫁せられしゆゑ、六萬石の手風ありしを、一萬石相應の仕成に改め、其外彼是と心力を盡し、終に十ヶ年に四萬石の借金大かたならずいゑて、臺所向も相應の暮方となりぬ、是偏に文左衞門が働にこそ侍りぬ、依レ之昇進し膳當役に進み、また近習頭になり、是のみならず、中老役を申付られしに、固辭して、我當役さへ不當なるに、其職をけがし侍るのみ、何とて大任に當るべき、其譯は性來威嚴もなく、こ

とに不口上ものに候など、あながちに辭しけるほどに、詮方なく其意に任されけるが、惜かな去年安永七年の春死去なりしに、石見守殿も不便に思はれ、中老の格を以て葬送いと念頃にいとなみ下し給ひけるとぞ、石碑をもたて給はりしと、澁井先生物語なり（樵話叢[illegible]草）

一 紀伊中納言源治貞卿は、安永三甲子秋庶流伊豫の西條を領知させ給ふ、松平左京大夫賴淳紀州家御相續あらせられ、青山の邸より麴町の御舘へ移らせたまふ、此卿は文學にふかく御心をよせられ、つねに紀平洲先生を參殿させられ、講釋を聞せられぬと、かたじなけき御事のみ、世の聞えも大方ならずおはせ侍る、中にも紀州家御相續の日、御屋形へ移らせ給ふと、御規式の事はおかせ給ひ、老職の者を召れ、此程こそ政事も遲滯し侍らん、一々申上べき、いとこまやかに聞せられける、其折の事とかや、規式の事は夫々家風もありぬべきや、さはあれども此以後は御椀器計を御先例にまかせて、一汁一菜をそなへ奉れとて仰ありけるとかや、又ある時紀先生參殿し侍る折、銀ばかりの烟管用ひさせ給ふを見上奉りて、いかなる事やといぶかしく、賢慮のほど恐れながら伺ひ奉られしに、いぶかしく存候はさもありぬべし、是は銀にてはなし、鐵なりとなん、十七年用ひさせ給ふに、日毎にみがききよめさせ侍るより、自然に銀にひとしくひかりて、見え侍るとなん答させ給ふに、驚入計恐れ貴み奉りし旨物語侍るにて、此一より萬へわたりて、儉を守らせ給ふの程、おもひやられ奉りぬ（樵話叢[illegible]草）

一 紀州家にては年々十月上旬より、御居間よりして四五日の間に、壁際に一間に一ツづゝ火鉢を置

く事なり、治貞卿御家督の後も、先格に應じ火鉢を出させ間毎にならべ、あたかも殿中は暑中の樣にて、極寒の師走も寒を知らざるなり、時に治貞卿御覽ありて、役人何某を召たまひ宣ふ樣は、今間毎に並べ置火鉢は、先代よりかゝる事にや、又此度始たる事にやとありければ、何某御答申上けるは、御先代よりかくのごとく仕り來りたりと申上る、宣ふ樣は、某は一體逆昇强き生れなれば、此火氣の內に居ては甚以あしく、日々難澁せり、御先代よりの格にあらば、ひたと止んも如何なれど、又我病氣に障るゆゑ、一先火鉢を取置、快氣したる後は又元のごとくせよ、某は靑山にありし時は、ヶ樣の事は決してなし、たゞ膝元に手あぶりを置たるのみなれば、其ごとくせよと被仰付しとの風聞なり、扨又平日御膳等は殊の外大そうなる事のよし、是もある時掛りの役人に御下知ありけるは、朝夕の膳部殊の外大そうなり、いかにも先代よりの格式を以てする事なれば、此度初めたる事にもあらざれば尤なり、扨某いまだ老年にも及ばねど、何とかしけん齒の性甚だ惡敷、かたきものは何とも喰がたし、然るに朝夕の膳部の內には、悉く美味をつらねたる事なれば、中にはかたきものもまじれり、左する時は喰まじきと思ふてもあやまりて喰ふ時は、きはめて齒のさゝはりとなるなり、某靑山にありし時も、そのごとく常に豆腐を好みて云付たり、御先代よりの格とあれば、改るも又いかゞなり、只今右の通に仕立て我前へ出すに、次までも取よせ置べし、又我が朝夕の膳部は豆腐を用ゆべしとの御下知なりとかや、是よりさしも美味を盡せる御膳部も、豆腐のみをつかふ事となりぬ、扨役人ども評議し

て、御手も付ざる御膳部を仕立るもいかゞなりとて、今はむかしのごとくにはあらざりしとかや、予ひそかに聞御先代までの御膳部は、一方にも一日十五兩づゝの積のよし、一月四百五十兩なり、然る處此度の御下知にて、今は三分一になりたるとの風聞なれど、いかゞありけるにや、委しくは記しがたけれど、先かくのごとし、誠に國おごれば是を治るに儉約を以し、國儉なれば是を治るに禮を以すといへる詞も、今思ひあたりけり 巷説秘鑑中篇

一 奧州泉領本多彈正少弼忠壽君の御領内の百姓、甚孝心の者あり、年四拾歳餘にて、父は最はや八十餘になれども、孝子是まで一度も父に悖ひたる事なく、一途に孝道を盡す事いふべくもなく、父も又老年ながら、健にして日々農作を勤む、殊に寒氣の節は父の持る鋤鍬の柄の冷ん事を思ひ、圍爐裏の火にて暖め出す、其餘の孝心思ひやるべし、父は若き時より冷酒を好み、毎日野へ出る時に、先冷酒を茶碗にて三ッ宛飲で出る事一日もかゞさず、孝子是を諫めて留んと思へども、是まで父の心に背きたる事なきに、今更餘命もなき父の命に違ひ、日々の樂みを妨ん事おもひやりて勞する事甚し、孝子つく〴〵思ふには、此事の辛苦我力にては中々及びがたし、いざ神佛の力を頼んと思ひ立、毎朝々々氏神の社へ百度參をはじめければ、漸々日數も立けるに、ある日老父いつもの如く野より歸り忽淚をながしける、孝子いぶかしく思ひて、其樣子常に替りしゆゑ尋ければ、父が曰、さればの事よ、今日野にて休みたる所にて噺を聞しに、有がたくて泪こぼるゝなり、勿體なくも殿樣は不斷の汁をも御上

り不ㇾ被ㇾ成、悉く木綿の御召物にて、襦袢も白木綿の由、御肴も月の朔日ばかりなり、夫も干物壹枚御上り成さるゝよし、御近習衆御養生になるまじきよし申上られけるに、殿樣の御意に、ヶ樣にして下々の者どもを肥してやり度との御意のよし、有がたき故覺えず泪がこぼれて、其方にも早く此事を申聞せ、我等も是迄の酒をやめて、殿樣へ御恩を報ぜんと思ひ急ぎ歸りしなり、あら勿體なし〳〵とて、是より一向に禁酒せりとぞ、此本多侯いまだ御幼年のころ、山へ遊びに行たまひて、歸るさにある村の庄屋方へ立寄らせ給ひ、庭に莚を敷て、其上にて田畑見はらし給ひ、辨當を遣ひたまふ、所の庄屋・組頭・名主等も其傍に參り居りける時、本多侯食し給ふ所の食粒一粒土間へ落せしを、そつと拾ひ紙に包みて置給ふ、庄屋をはじめ皆々感心をなしける、誠に明君とやいふべき、依ㇾ之其配下の士民、悉く寛にして靜謐なりしとぞ、或時白川君の本多侯に問ひ給ふは、御領分の士民殊の外ゆたかに潤ひ富る事、其間え隱なし、いか成御仁政にやと御尋ありしかば、本多侯御返答に、是は上一人の心にあるべき事に候と仰られしとぞ夜譚隨筆

一一萬石ばかり領し給ふさる諸侯の御部屋なる人男子を産り、侯失せたまひて後、貞正院殿とかや稱して、小さき別殿をしつらひ住み給ひける、爰に又ある大國の主卒去して、家督の子なくして、彼の小諸侯の家と厚きちなみありければ、國主の方の家老衆打寄て相談の上、彼の小諸侯の男子を貰ひ、家督相續なさんと此由申入ければ、諸有司打より評定の上、返答には、小身にて輕々敷不行作に生立

し者なれば、大國の主となりて一國を治ん事、千萬覺束なしと固く辭退ありけるとなり、大國の方にも往昔の因み同姓たるを以て、達て御相談あるべきよし、家老中も辭を盡して申入ければ、漸々許容ありける、兩家の上下喜悅大方ならず、良辰を撰て御引移の儀になりける、彼侯は小身よりして大國の主となり給へば、供廻り行列もさぞ美々しからんとおもひ居たりしに、曾て其事なく、其家の遺風を守り、格式正く威儀嚴重なり、御移の後も、平日の御召物木綿紬太織の類を用ひ給ひ、美服をば一切禁じられしとかや、公事訴訟の事あれば、理非明白に決斷し、或は死刑の者あれば、食味を忘れて顏色蕭然たり、例月の用日には大書院へ出座し、直に公事を聞れ、理非を糺明し給ひ、其場にて食事等も辨當にて食し給ふ、是は公事に隙入れば、公事の人の難儀せん事をはかり如ㇾ此とかや、扨又辨當を開き給ふて、立會の諸役人同座にて、一所に食事をなさる、初て御同座ありし時、いざや人々と共に食せんと仰られて待せ給ひける、皆々一同に御免被ㇾ下かしと申ければ、夫は誤りなり、君臣寢食を共にして隔なきこそ、國を治るの大意ならん、苦しからず一所に食せんとぞ仰られけるに、再三君命を背き奉るも恐れありと、諸役人是非なく殿の御前にて辨當を開きけるに、みな〳〵佳肴珍味など用意したるに引かへて、君の行厨は燒味噌の外何もなし、皆々困入て、總身に冷汗をぞ流しける、侯わざと戯れて所望し、賞味たまひけるにぞ、諸役人甚迷惑に及びしとぞ、是よりして制せずして、家中の者奢靡おのづから止みける、扨又彼母公貞正院殿へも孝行を盡し給ふといへども、母公終に侯の屋敷へ

一度も來りたまはず、是より家老中評議して御母公を屋敷へ移し、知行千石を御賄料に進ぜられんよしを貞正院へ目見して、公の思召かくの通のよし申上れば、貞正院の申さるゝは、公の厚き思召と云、かつ家老中はじめ諸役人の志、深く感謝するに堪たり、併し公の行末の御爲を思はゞ、必無用たるべし、其子細は我身輕き者の娘にてありしが、先君の御恩澤を蒙り、剩へ殿をよろこび申せし事、常々有がたく勿體なく思ふ所に、今又公には大國の主とならせ給ふは、冥加に叶ひし仕合云ん方なし、然るを今御館へ行たらんには、素性賤き老婆が常々御側にあらば、太守おのづから我身の鄙きを用習ひ聞ならひたまひて、御心も無下になり給んこと、白き絹の色々に染るがごとくならんか、左あらば一國又一家中の爲にも惡かりなん、我身は只此儘にさし置れよ、又千石の知行過分なり、我は當家にありて衣食乏しからず、其千石我に賜らんよりは、分て忠勤の人々に加増したまはゞ、いかばかり悦ばしからんとありければ、老臣等は感歎して淚を流しけるとぞ、其後只一度太守の屋敷に來り給ふ事ありしが、始ての御出なればとて馳走殊に甚く、家中の面々門前に盛砂などして手桶を飾り、其備嚴重なりしに、貞正院駕籠に乘來り給ひしが、門前より下乘して、腰元の女中三人供に連れしが、裾短くかゝげて通り給ひける、館の內にていづれも是を見て餘り輕々敷ゆゑ、御母公ともしらざるもの多かりしとなり、扨殿の御前に出て、其禮儀寔に臣の君にまみゆるごとく、太守も色々と御會釋ありといへども、勿體なしと低頭平身し、御對面相濟と即時に御暇申て歸館し給ひしとなり、其後は再び來り

給ふ事なしとかや、惜いかな此大守不幸にして世を早したまふ（夜譚隨筆）

一　臣諸國ヲ遊歷シ、士風民情等ヲ心ヲ付テ見ルニ、幾度モ肥後ノ風俗ニハ感ジ入タリ、家中ノ面々其勤職ニ出精シ、遊惰ナル風少モ見エズ、勤ナキ人モ學問稽古ヲ勤メ、懦弱ナル事決シテ無シ、侍小路町方ヲアリキ廻リケルニ、琴三味線ナドノ音聞エズ、川獵ナドニ參ルノ士ヲ一度モ見及タル事ナシ、右二事ハ定テ一向コレナキニテハアルマジキガ、臣ハ一度モ見聞セザリキ、彼國ニテ交リシハ多クハ儒者ナリシガ、其面々出勤スルヲ見ルニ、袴モ羽織モ皆木綿也、大城太十郎ト云ハ、元來町人ニテ富饒ナル酒家ナリシガ、學問勝レ詩文モ達者ナリシ故、儒者ニ召出サレタルモノ也、臣以前ヨリ懇ナルユエ、遊學ノ時ハイツモ同人方ニ止宿ス、同人一日古キ日野ノ單羽織ヲ着シ出仕スル故、臣今日ハ飾ラレシイカヾヤト問ケルニ、太十郎答テ、今日ハ學校ニテ試業コレアル故ナルト云ヘリ、試業トハ、稽古ノ人文藝武藝ニ限ラズ、一統ニ其業ノ進退ヲ試ル事ナリ、其日ハ侯出座ナサルヽ事モアリ、左モナケレバ親類ヨリ名代アリ、次ニ家老、次ニ學監・學頭、次ニ師役ノ面々相詰ル、其前ニ稽古人一人アリテ罷出、其々ノ業ヲ勤ル事ニテ、至テハレナル事ユエ、太十郎モ絹羽織ヲ着シタルナリ、又彼國滯留ノ時、有馬源內ト云儒者臣ニ逢ニ參リタルガ、酒ヲ一陶進物トシテ持セタリ、臣太十郎ニ向ヒ、何ゾ粗肴ニテモアラバ、盃ヲ致シタシト相談シケレバ、源內聞テ、肴ハ是ヘ持參セシトテ、豆腐ニ小鱗ヲ烹交ヘシヲ小キ器ニ入タルヲ出シ、其肴一種ニテ盃ヲ取カハシ、隨分醉テ歸リシトナリ、學問風雅ノ

深味ハ酒肴ノ外ニアリテ殊ニ面白カリキ、肥後酒至テ悪ケレド、改制以後ハ他國ノ酒ヲ入ル事一切禁ナリ、諸大夫トテモ自國ノ酒ヲ一統ニ用ル事ナレバ、以下ハ尚更ノ事也、是ニテ衣食ノ質素推シテ知ルベシ、是モ畢竟當侯儉徳アリテ、朝夕モ至テ淡泊ヲ好ミ、華美ナル事ヲ甚嫌ヒタマフ故、格別觸付モナケレドモ、自然ト出來タル風俗ナリト承リ候、蒲池喜左衛門ト云ハ、彼地ニテモ名ヲ得タル役人ナリ、同人二十四年ノ間奉行役ヲ勤ム、彼國ハ限アル役人ハ皆上下ニテ、夏ハ肩衣ヲ用ユ、喜左衛門漁人ノ用ル網ニテ肩衣ヲ作リ、二十四年ノ間、右ノ肩衣一ツニテ事足タル由承レリ、又飯田孫左衛門江戸ニテ肥後ノ侍ト出合、懇意ニ何彼ノ物語シケルニ、先様ヨリ貴國ニテハ服制如何ナリヤト問シニ、孫左衛門答テ、當時ハ國用不如意ニヨリ、諸士一統儉約ナレバ、正月朝禮ノミ服紗ヲ着シ、平日ハ一統綿服ナリト申ケレバ、先様重テイカサマ貴國ハ御富饒ナリト兼テ承レバ、左モアリケレ、肥後ナドハ正月ノ禮モヤハリ綿服ナリト申タル由、孫左衛門感ジ物語セリ、蠶織繁昌ナル上、右ノ通綿服ヲ専トスレバ、絹類ハ皆旅用ニ用ユト見エタリ、サレバ國中財用ノ費少キ事推テ可レ知（肥後物語）

一　ある國の守初て入部まし〱ける時、城中の侍屋敷銘々に工匠を呼て、塀垣の修補門戸の繕ひ、其外壁塗り疊の表替、張付に至るまできらびやかに、泉水築山までも花美を盡し、扨御到着の日に至れば、大路へ御迎として罷出る、諸士の武具馬具以下、時服もみな新しく、奴僕の看板法被まで奇麗に出立、又は家中の妻子等も入部の行列を拜せんと、面々衣裳を着替待設けける、既に時刻になり大

守入城、御機嫌よくまし／＼ける、然るに御服は木綿布子に、木綿を黒色に染たる紋付の單の羽織、馬乘の傾きたるを着用し、馬に乘らせ給ふ、町在の者も今日は殿初ての御入國なれば、御行列の華かし花美ならんと見物してありしに、此形相を見奉りて興を消したり、扨家中の諸士も殿入部の後は、嚴敷儉約して驕ヶ間敷事を禁じ、文武の藝の外他事なかりしとぞ、大守御庭の築山を平らげ泉水を埋め、稻を植て田となし、自身農をすゝめ、民に令して間斷なく業を營む樣に沙汰し給ひ、其年々の豐凶をみづから預り知りたまへり、又居間の腰張をへがして、松葉紙に張替させられ、庭に植られし樹木石草も、望む者あれば遣すべしと皆悉く人に賜り、疊の表も皆琉球の目の荒きに、緣をもなしに敷れしとなり、入國の四五日目に、城下の木綿屋にて白木綿二反とゝのへさせられ、納戸役の者を召て、此木綿を單物にすべしとて、定紋を付け水淺黄に染さすべし、我おもふ子細あれば、隨分と當時流行所の町と在との紺屋へ、一反宛分て遣はすべしと仰ありければ、畏りて其通致しける、城下にて繁昌の地の紺屋なれば、人多く入込て右染物を見て、諸人大に仰天し、殿樣には此樣なる麁相なる御服を召され候ぞや、是を見て我々が衣服は大に侈りの至りなりとて、打寄あゝ勿體なしとて、自然に町々在々も驕を停止しけるとかや、此家中にては城郭の修復等に、足輕どもへ云付て致させる事古法なり、ある時大水には石垣少々崩れたるに、其修復も足輕中間に申付られ、三百ばかりの人數打寄て普請しけるに、刀をばむしろを敷て其上に脫置事古法なり、面々脇差ばかりにて相働く、其眞中へ大守見分に出たまひし

が、彼莚の際へよりて、足輕どもが刀を拔て見給ひしに、いづれも天晴の切れ物の樣子にて、殊に一點の錆もなく、研立たる刀どもなれば殿には甚機嫌よく、家中の者ども足輕風情に至るまで、武備嚴重よきたしなみなりと仰られけるとかや、元より此家中武邊の心がけ厚く、下々までも相互に武を磨きけるうへ、今日此體を見しより、家中いよ〳〵武藝を嗜み、刀脇差の錆などなき樣に心がけしとぞ、大守の御行狀常ならぬ事ゆゑ、かく難レ有賴母しき家風、ます〳〵おごそかなりけるとぞ（夜譚隨筆）

第二補遺

一　貞享元年八月、堀田下總守正仲（行カ）堀田筑前守正俊卒し、其子の下總守正仲十萬石家督、二萬石次男伊豆守正序、三男兵部俊季に一萬石配分して、下總守は下總國古河城主たりしが、其後奥州福島へ所替、元祿十年病死なり、子なければ舍弟伊豆守正序を養子ありける、此伊豆守が時、元祿十三年又山形へ所替なり、度々類燒所替にて、身上惡敷家中困究しけるゆゑ、勘略專にして朝夕干物を用ひ、諸事始終儉約なしける、他行するとても、午の刻過れば登城は格別、私用は相止て、未前に必ず歸着するなり、家來二時の食難儀ならん事をぞあらましける、去程に拵たき物、調度の器物一切に調る事なし、儉約第一なりけり、上を臨ては奢る心出來べしとて、只下々の艱難苦勞をみて、同じ人ながら貴賤異成とて、今十萬石の列はありがたき高恩なりと宣ひしなり（後編武野燭談）

一　享保十七年壬子筑前國飢饉、翌年秋の頃國民漸力を得たれども、疫氣甚流行す、國君猶又御心安

からず、段々國中の靈社にて御祈禱を執行せしめ、七月四日には崇福寺東長寺において、死人追福の爲、又五穀豐饒の爲に法事を修せしめ給、凡て壬子の秋より四民の難儀を甚御苦勞にし給ひ、みづからの御身に儉約して、朝夕の饌具も數を減ぜられ、日夜種々に御心を用ひ給ひしかば、國中國老は勿論、諸々の有司等力を盡し、國用の財費を減省し、專ら仁惠の政を行はれしかば、丑の年は雨露も程よく、麥作をはじめ田畠の作り物繁茂する事例年に倍し、國中靜謐に四民安堵の思をなせり石城志

一　長岡の君牧野民部少輔忠周年若かりしが、痼疾に有しかば、牧野備後守貞通の一男忠永を養子として家を繼しめられけり、駿河守に任ず、長岡饒有の地にて富なりしが、中頃衰へしに、前年の大火に城燒て、武具悉く燒失、且水損もありて困窮にいたり、上下難儀に及べり、忠永歲十七、これを深くうれひ、儉約をはじめ、家老の中私欲あるものを罪し、諸役人を吟味し、さて諸用を節約にし、白木綿服を着用し、豆腐半挺を用て菜とし、萬事これに准じて、日夜心を盡されければ、五年にして國も漸漸潤ひ、家中の祿も滯なく渡し、民の窮するをも救はれければ、諸人感心し、士民のしたしみなつく事たぐひなし、然るに忠永廿一歲にて寬延元年秋卒せられぬ、士卒一同に愁歎して、今に至て止ざるとぞ、其後有用に預るもの語りしは、八ヶ條書付を出され、各存寄あらば申べしとありしが、其旨趣皆道理に至極せる事なるよし、燒失の武具も出來しぬ窓のすさみ

一　石谷市右衛門は若き時より費をはぶき、奢をたしなみて金銀を貯へける、知行七百石の軍役をか

かず、其身着服麁相にして、常に替りたる生質なり、御納戸頭被仰付、御納戸夏冬の仕着を音信す、扨其身の暮しも又類なかりしなり、常々朝夕の食事も一汁一菜にて、侍も中間も同樣なり、月に三度の式日五節句には、料理を被申付、侍中間まで是又同樣なり、又至て母公へ孝道世にすぐれしとなり、登城して退出せらるゝ時、新らしき肴見かけらるゝ時は、直に買はせられ、挾箱の前へ付させて家に歸、料理して母公へもてなし、跡は捨られしとなり、如此して一生妻子を持事なし、年よる迄忠勤をはげみ、養子をして跡式をゆづらるゝ時は、金貳百兩を公儀へ差上られ隱居せしとなり、扨市右衞門病氣最期に及ふ時、養子何某を枕元へ呼て申けるは、其方を呼事別儀にあらず、我等病氣治する事なし、只今果るなり、いで申渡す子細あり、我等只今召仕ひ候家來侍中間にいたる迄、一人も其方仕ふべからず、早々暇を遣すべし、扨又其方へ可遣もの外に無、武具馬具相應にありしをゆづるなり、金子は曾てゆづる事なし、併此宅普請我等好て輕く作り置たるゆゑ、其方の氣に應ずまじき故、普請料として金三百兩遣すなり、又其方御番入抔被仰付候時、入用なるべしと思ふゆゑ二百兩差遣す、都合五百兩遣し置なり、讓には曾てあらざるなり、其方金をほしく思はれなば、我等がごとくに心を附らるべし、金は時節を待ぬ物なりと被申渡、其後に家來共を呼暇を被申付、何も只今暇を申付ける間、早々可出なり、再び此家へ來り入るべからずと被申付、當分難儀にあるべきとて、用人へ五十兩其外侍中へは三十兩づゝ、徒のものへ二十兩、足輕どもへ七兩、中間へ五兩づゝあたへ、何も暇を遣

し、間もなく果られしとなり、誠に御家人の中あまた替りたる人も多けれども、此石谷市右衛門は世にも賢人なりと稱せし人なりとぞ(武門諸說拾遺)

一 有賀滿家、小字三十郎、稱二彌左衛門一、其先世信州諏訪郡有賀鄕人也、滿家仕二保科肥後守正光一、正光歿、仕二其養子源中將正之一、寬永十三年秋、源君移二于羽州最上城一、倍レ俸而賜、十一月、命二子城延澤之定番一十騎、滿家在二其中一、家老列坐傳レ命了、而謂有二世路之便一而稱レ幸、滿家憤而答レ之曰、當二戰國之時一、蒙二此命一、實大幸也、今也、大幸之世、守二子城一非二吾之慶一、然奉公之道無二異義一、來春必有レ告二上之旨一、源左隔レ戶而聞レ之、十二月、召二大人一而還レ之、十四年秋、命二大人巡見一、七萬石之地、不レ拘二制禁之設一、代レ之作二道路之橋一、歸而告レ之、源君稱レ善、同二十年秋、源君移二于奧州會津城一、冬增レ俸而賜焉、延寶八年十一月廿五日卒、壽八十九歲、平生性豪毅、而不レ讓レ事、不レ諂二貴權一、不レ用二婦言一、儉約而節レ身、不レ欲二食味一、不レ擇二衣服一、不レ飾二居宅一、不レ玩二器財一、而具二武備一、前レ此父滿盛所二假借一多、滿家勉而返レ之、半而來二于羽州一、從二羽州一數辨二濟之一、不レ使レ損二一錢一、常戒二子孫一曰、用財之法、計二常俸一而不レ可レ過レ分、鹽味噌米薪之四物、不レ可二一日無一、必勿レ闕レ之、其他之用、可レ任二其有無一、如レ是而當二勤仕一焉、有二三弟一、流二落民間一、數破二其產一、賑二救之一、亦餘多、養二遊夫一、憐二家僕一、頗有二古士之遺一矣(垂加文集拾遺載二卜雲大人墓碣一)

咬菜百做錄卷 終

咬菜百做錄卷二

古今儉約の事實、其記載萬事に亘るものは、前卷に收めしも、或は飲食、或は衣服、又は居所器用、おの〳〵其一に止まるものは、是を合せ記さんには、看閱に便ならざるにより、今分類して第三より第六にいたるまでの四部とす

第三

飲食

一 古き侍の物語にいはく、北條氏康公の御前へにて、嫡子氏政公御食の御相伴をなさるゝ時、氏康公御覧有て、御淚をながしてのたまふやうは、北條の家は我一代にておはりぬるとの仰なり、氏政公は中に及ばず、家老衆までこと〴〵く興さめ顔にならるゝ、其後氏康公の給ふは、只今氏政が食物用るを見るに、一飯に汁を兩度かけて食するなり、凡人間は高きもひくきも、一日に兩度づゝの食なれば是をたんれんせずといふ事なし、一飯に汁をかくる積りを覺ずして、たらざるとて重てかくる事は不器用なり、朝夕なす業をさへ積りならざる間、一皮うちに有人間の心底を積り人を目利せん事は、未來永劫成まじきなり、目利ならざれば能侍をもたず、能侍をもたざれば、當代は戰國の折からといひ、

それがし明日にも死するならば、かしこき大將やがて隣國より亂れ入り、氏政を亡す事うたがひ有まじきなれば、扨こそ北條の家は我一代にておはりぬとのたまふとなり（武者物語）

一　秀吉公高野山へ御參詣の時、割粥をすゝめよと宣ふ、暫時ありて御臺所の人調て獻ず、大に御歡あつての給ふは、高野には臼なき所なり、我割粥を食ん事を知て持來りたる料理人、才覺なる者なりと宣ふ、實は持來らず、俄に人數を多くかけて、板の上にてきざみて、割粥とし獻じたり、後に御咄の序に、其樣子を申上、早速御間にあひし事を取つくろひ申上候へば、大に怒り給ひて宣ふは、なくばなしといひて、常の粥を出しても何の仔細あらん、我は一粒づゝ割つて喰ふも心まゝなれども、左樣の奢りたる事はせぬものなり、殊につかれたるもの大勢かけて、我一人の口に味ふは、人へ大儀をかけての樂なり、何の益かあらん、重てもヶ樣の事はよく心得、我好み物に人を勞する事なかれ、以後よく心得よと仰せられしとぞ（老人雜話）

一　太閤秀吉公紀州高野へ參詣したまひし時、御勝手へ仰出されて、割粥めされたきよし仰られし時に、料理人ども大勢打寄て早速に製して奉りければ、秀吉公大に御機嫌能、高野は臼なき所なるに、早速出來る事神妙なりとて御氣色よかりし、御歸路に誰人か申上たりし、高野にて召上られし割粥は、臼にて製したるにてはなく、御料理人御膳がゝりの者ども、大勢にて俎板の上にて割みて、差上たる事なりと申ければ、太閤大に怒りたまひ、不屆なる者どもかな、某は料理人どもが臼を持せ來りしも

のぞと心得て、用意のほどを賞したるに案の外なり、我今天下の政務を司る身なれば、一粒づゝ削らせて食すとも心のまゝなり、しかし左様の奢はせぬ物なりとて大に叱りありし、白川君曰、此物語は人の能いましめなり、人の君たるもの、必ず物の自由なるまゝ、其出來まじきをしらず、其心よりは自然と奢も長ずるものなり、太閤の割粥、儉約を守るの手本ともならん夜譚隨筆

一　往昔大猷院御代、御咄の衆とて毎日登城して、御夜咄等申上られし衆中、毛利甲斐守秀元・丹羽五郎左衞門長重・蜂須賀蓬庵・林道春等なり、是等の衆中代る〳〵登城して、夫々の館より辨當參りけるとて、萩の間にて寄合是を食し給ふ、珍らしき菜などあれば、互に取かはして賞し給ひしとなり、毛利侯の辨當に鮭のありければ、是は珍らしきとて皆々賞味せしとなり、阿部對州は燒飯を紙につゝみて持參あり、御晝食に召上られし、其色紙の皺をのばし、其紙に付し飯をひろひて是をたべられ、其跡は鼻をかみなどせられしを見るものありしとなり夜譚隨筆

一　井伊兵部少輔直政語られしは、昔年東照宮甲州若御子表において、北條氏直とか御對陣の時、或夜大久保七郎右衞門尉忠世方より、只今若き衆打寄てむまき料理の候、早々御出有べしと申越さるゝにより、急ぎ行向へば、陣屋の出座に火を焚き、自在鍵を下し、平鍋の不束なるをかけて、根芋の葉を莖もともに糠味噌にて煮たるなり、座中には鳥居新太郎忠政・石川長門守康道・本多彥次郎康重・岡部彌次郎長盛・大久保新十郎忠隣など燒火を取圍み居らるゝ、七郎右衞門尉座を開き、萬千代殿是へ

是へと請せらる、其芋汁いまだ煮えざるを、手々に椀を盛舌打して食へり、直政へも椀に堆く盛て與へたるを取、少喰ひけるに、殊の外味惡く、食するに堪へがたく、下に置て居ければ、流石萬千代殿は若き衆にて花美なりとて、皆々數椀爭ひ喰ける、七郎右衛門云く、萬千代殿いかにして食し給はぬやとなり、是に少し醬油を入なばよかるべしと挨拶す、皆々申す樣、夫は奢なり、左樣な物が今こゝに有るべきかとなり、又七郎右衛門申は、何もよく心得られよ、此芋汁の味のわるきを皆賞翫せられ候、手前の士卒是をさへ食する事ならず、僅三合の飯、煮えもせぬ黑米を食ひ、寒苦を凌ぎ、暑熱を厭はず、白刄に身を碎き、主人のために命を抛て働く事、其志の切なる所武道義理によれり、百姓は又ヶ樣のものを作り出し、辛苦をして主君に收納し、士卒を養ひ、ヶ樣な物をも己が口に入る事ならず、妻子も飢寒に及べり、左あらば大將たる人は、其心あるべき事なり、今屋形樣次第に敵國を多く從がへさせたまはゞ、各大名になるべき間、只今の芋汁の味を忘れず、士卒を撫愛し、百姓を憐愍あるべし、君此心を忘れ給はゞ武道懈り、君臣の義も薄かるべし、屋形樣常々武道怠るべからずと仰らるゝは愛也、臂を張り眼を怒らすをいふにあらず、家業を勤めよといふ事なり、家業の第一は士卒を愛する事なり、左なければ大事の用に立がたしと云ひしを、今耳底に殘りて感ずることなり故老諸談

一　家光公御代家綱公八歲ノ四月、初テ日光御參詣ノ道中、井伊中將ハ別ニ椀飯ヲ持セテ、黑米飯ヲソノマヽニテ食シテ供奉セラル、此家中勝レテ大身モナク、大概二百クラヰノ士多クモタレタリ、大

神君ノ御鷹野ニハ、シナ川ニテハ蛤、八王子ニテハイモワラビヲ召サレキ、コレツネ〴〵ノ上意ナリケルヲ、掃部頭ヨリ承リ覺エテ、其身ノ守リトセラレケル也（烏有秘記）

一 土津靈神常語ニ左右一曰、今時之士輩、從ニ執政之後一入ニ諸侯之家一而伴食、退後語レ人、以ニ其料理之善惡一曰、某家巧而風味善矣、某家拙而風味不レ善矣、是何爲士大夫之言耶、風俗卑陋、悲哉、因擧曰、孟子所レ謂飮食之人、則人賤レ之、又擧下汪信民嘗言、人常咬ニ得菜根一、則百事可レ做之語上而慨歎（土津靈神言行錄）

一 井伊掃部頭旅ニテ幕不レ打、諸卒ノ食事トヒトシク、肴モ所ニアルモノヲ被レ給、ナケレバ不レ食、爲求義ナシ、萬端其通リナリ（前橋舊藏聞書）

一 井伊掃部殿澤山へ入府の後、御在城の御祝に、家中に御振舞被レ下候時、さく〳〵汁にさゝかき鱠、あらめの煮物にごまめ入たる御料理なり、其振舞の上にて御はなしに、權現樣關八州の時分御在京なりしとき、京法と江戸法と萬事に二樣あり、衣裳も箱根を越候へば、上方衣裳をば入物に入置、又京都にては御家中御番衆に御酒を被レ下候と、是ある時は御吸物小付御酒、其上に薄茶まで下されたるぞ、また江戸にては、御番衆に御酒被レ下候ときは、何ぞ取肴一色にて被レ下、又湯漬を被レ下候時は、燒味噌ばかりとぞ被レ仰候（道齋聞書）

一 烈公御壯年の頃、御夜食は御茶漬に燒味噌なり、十四五歲の時、小川木工御遊相手に出、夜御湯

漬食の出る時、御老女飯つきを持出、杓子にてすくひ、相伴仕れと御側の人に與れば、手に請て喰たると、木工物語せしとなり（藩史實錄）

一　上巳にお六様はじめての御雛御見物に、烈公御入あり、女中どもゝ蜆の御吸物にても可差上候伺ひ奉り候へども、夫におよばざる事なりとの給ひ、たゞ御有合の御菓子御取、熨斗までの事にて御滿悅不斜、御手土產とて紙雛幷金子御持參被成しとかや（烈公遺事）

一　榊原忠次公の御時、姫路にて家中へ大阪酒を取寄候段致聞召、家中拂米にて町々入口に穀留申付候處、地の酒を不調、其上大阪より取寄候事甚不義なり、向後急度可致無用被仰出候なり、（長山公行實）

一　酒井空印は一生料理にめづらしき獻立を好まず、或時申されしは、五月朔日石谷將監方へ、増上寺良義といふ所化齋に招し時、調菜をとろゝ汁の內へ、生椎茸を入たりしを珍らしとて食之、良義即座に食傷し、養生不叶三日に遷化す、將監も暫時惱みけるとなり、大名にも早松茸を食して死したるものもあり、古き獻立の組合には、十八たんを考るものといふ、或は餅に大豆をかけ、なまこに生姜をかける類あり、下劣は腹の內より惡食を以て生たちたる者は、惡臭毒草もあたらず、上人は懷妊以來食強きものは厭ひ、藥力を以て生立たる人には、常に食物吟味して、めづらしき料理などは無用といはれしなり（諸將物語）

一　寶永七年ノ夏、水戸大野村に白雉二ッ生ズ、雄二ツナリ、一ッハ江戸ヘ來ル、祥瑞トテ安積覺兵衞頌ヲ書ス、肅公スキト祥ト思シ召サズ、自ラ不德ノ致ス處ナリ、ケ様ニ國弊民損ズ、イカニシテ瑞ノ出ヅベキトテ御カマヒナシ、平生ノ御膳ニ一汁三菜香ノ物ドモニナサレテ、御身ヲ御ツメナサレ、下ヲ御惠也（桃蹊雜話）

一　君（本多能登守忠常なり）平日の行狀、朝は卯の刻に起て、浴室に入身を淸くして、遙に幕府の消息を拜候して、重臣と國政を論じ、次に食事を調ふ、其膳一汁一菜、かつて珍味佳肴を用ひたまはず、甚だ麁食なり（明君文武蹟）

一　黑田豐前守直邦公、御內證困窮にて儉約の事あり、家老ども罷出、御家中借用可レ被二仰付一となり、公聞し召て、儉約は尤なり、家中の難儀はいかにとなり、家老共左なくては不レ叶よしを申す、公聞し召て、無二是非一事なり、借用可二申付一、しからば我等も一汁一菜にして、隨分自身の儉約難儀をなさんとなり、其後三年程過て、今以御不勝手ゆゑ、借用御家中へ御返難レ被レ成と申ければ、然らば汁ばかりにと、此已後御膳を出せとなり、家老衆御老年の上と申、せめて御膳の上にてなりとも、御保養被レ遊候様にと申ければ、左にあらず、我は元輕き者なり、憲廟の御恩にてかく歷々にひとしくなりぬ、家中の者は憲廟より奉レ預たる者と思ふなり、其家中の者を養ひがたきなれば、我もとのかろき者になりて、せめて憲廟への申わけなり、かく身持食物等をなすが、元のかろきものになるなりと仰られし

とぞ(異說)

一　御旗本の內水野山城守忠徹、相組の方へ參られ、懸合のふる廻所望ありしに、なら漬の香の物を擧られけることありしに、いや是はふだん相用候香物をしんじ候と挨拶ありければ、其時山城守肩をとり直し、扨夫は心外の事なり、不斷かやうの香物を用ゆるとあれば、外の者は思ひしられはべりぬ、中々三百石取などのなる事にはなき事なり、御たしなみ候へと教言ありしとぞ(雜話叢草)

一　謙信上戶なり、景勝も大上戶なり、直江山城・石阪檢校上戶ゆゑ、不斷相手にして酒盛なり、初に緣頰へ出酒持參れとて、小き盃にていくつも呑み、色々の肴もなく、梅干をさかなにして不斷酒盛なり(武邊雜談)

一　戰國の時は更なり、世治りてもむかしの人はおごらぬならはしぞかし、美食などの事はさておきぬ、或時保田上總助の許へ直江兼續の罷りしに、折節朝餉の時にて、疾く出ざりしを申分ありければ、直江菜をば何をかめされ侍るやらんと問はれければ、蓼と鹽にて給候ぬといへば、鹽にて事足ぬべきに、蓼までではよしなしといはれけると聞傳しと、慈父のいひ侍るを覺えし(雜話叢草)

一　加藤淸正家中へ申出さるゝ七ヶ條の內に、平生傍輩付合、客一人亭主の外咄申間敷候、食は黑飯たるべし、但武藝執行の時は多人數可二出合一事(淸正記)

一　渡邊水庵翁萬事につけて常に心をたしなむこと懈らず、かり初にも刀をあたりにはなせし事なか

りしとなり、うち聞てはいとたやすき事のやうなれども、大かたにてはなりがたき事にや、またいかにも蔬菜にて常に物くひ、四日五日に三度はさかな一二種を料理させ、常に來る浪人などにもほどこされし、養生の道にもなるべき事なりとぞ備前老人物語

一　井伊家の侍岡本半助、後に家老となりて政事にあづかりけるが、江戸勤番に出ける時、半助と入魂の人ありて、度々往來せしが、或時半助方へ來りけるに、半助悅び迎へて、四方山の談話に時を移しける、半助が役宅は悉く板間にして、たゞ座する所計疊一疊を敷たり、夜は小き蒲團一つ枕ばかりなり、家財とては挾箱一つにて事を濟しける、彼客人へ饗應にとて酒飯を出しけるに、やがて膳をとゝのへてみるに、至て黑き飯に菜の實の赤味噌のうす汁、向へ付たる皿に鰯一つを燒て置たり、半助客に向ひたまたまの御出ゆゑ料理を申付、某も御蔭にて御相伴に、久しぶりにて汁と皿とを食したりとて、扨酒をすゝむるに、胡麻味噌を肴にし、客も亭主もよき程にして盃を納めける、其上にて半助申けるは、扨々今日は貴所の御出ゆゑ、過分の馳走を致し、我等も能相伴にて悅ばしと申ければ、客は餘りの事にて、覺えず興さめ顏して申けるは、扨も今日の御もてなしを、亭主にはよほど氣をはられしや、我等は平日とても此位の品給申なり、如何の仰にやと問ければ、半助重ねていふ樣、奢りの事をいふ人かな、此上の馳走何かあるべき、此上のもてなしあらば、夫は奢りといふものなり、實のもてなしにあらず、我等は三十五萬石の取締をする役柄なれば、晝夜の行作に心を付て大切に致し、あた

ら金銀を費し味ひの爲とて美食を糞にして、仕舞ふ樣なる勿體なき事はいたさず、是より上の食事を給る事、全く奢の至りなるべし、向後愼て止給ふべし、我等は平生に半白の飯に、香の物ならでは食したることなし、其許も以來食事等に奢らぬやうに心がけ給へと異見して返しけり、或人曰、此話は井伊主計頭正就君の物語にて、志賀瑞翁の若かりし時聞し話のよし承りぬ　夜譚隨筆

一　水戶黃門光圀卿、御隱居の內は山林へ引籠り、幽なる御住居なり、西山といふ地に耕作をなされ、年貢は百姓なみに御出しあり、或時江戶より上使有し時、御城にて御禮式相濟、夫より御隱居へ被レ參しに、竹の折戶の門ありて、其內に小き厩に馬一疋あり、御隱居所は只二間程にて、御居間と火燒所までなり、奴一人あり、上使の衆へ仰らるゝは、何も御振舞申物も候はず、出來合を進ずべしとて、戶棚の中より鳥目御取出、奴を召て魚調ひ來れとて遣され、程なく大なる鰹一本さげ來るを、則自身魚板に置、身は刺身にして、中打は汁の實となり、一汁一菜にて奴御給仕申たり、被レ歸候時、せめて是なりとも可レ進と被レ仰て、やせたる馬をはだ脊にて被レ進しとぞ　備陽武義雜談

一　西山公御逝去の年、御病中に馬場佐五右衞門高道、其外御前に相詰られ候者どもに仰られしは、昔世に汁講といふ事あり、其樣子は客を請候とて、其客ども銘々に飯をめんつうといふ物などに入携へ來たり、亭主はたゞ汁一色のみこしらへ、能時分汁を鍋のまゝ座敷へ持出、打寄賞味もてはやして、此外は何もてなしなど申儀一ッもなけれども、興に入り咄候よし、されば儉約の儀は元より諸士及

び百姓町人まで、かたく相守るべき旨、度々油斷なく申渡す事にて候へ共治世ゆゑにやまゝ客請候節は、分限に過て甚美麗を致候由相聞候、夫により大森典膳に（西山にて家老なり）汁講を再興仕り、共方共々巡々興行候はゞ、自然と城下に及び、領内へも廣まり、花麗の振舞相止可㆑申かと思召候由仰られ候、依㆑之御近臣ども仰のごとく、汁講をはじめ申筈に言合せ候所に、西山公御病氣重て間もなく御逝去被㆑成候ゆゑ、汁講一度も與行せず殘念のよし佐五右衞門度々申候（桃源遺事）

第三補遺

一 秀吉公天下御治候に付、尾州中村高六百石餘の在所を、諸役年貢所納を永代免し被㆑置、秀吉公御生在所にて候間、年頭御祝儀には、大根牛房を進物に上ゲ候へと被㆓仰付㆒候、秀吉公高麗御切取被㆑成候て、三年目に大阪へ御歸陣被㆑成候得ば、中村鄕中より今度高麗御切取被㆑成、目出度儀に候間、御祝儀進物は越前綿を調候て、大成臺に積差上申候處に、秀吉公被㆑仰候は、日本は申におよばず、高麗迄切取、何にても事缺儀無㆑之候處に、中村百姓共永代作取に申付候得ば、早侈り出候て越前綿上ゲ候儀、たわけをつくし候、牛房大根は國の名物にて珍敷存、内々相待候處に、被㆓仰付㆒儀を背、不屆事に候間、當年より年貢所納可㆑仕旨急度被㆓仰付㆒候（開書）

一 高山様は（藤堂高虎なり）何にても珍敷一種到來の時は、俄に酒井雅樂頭様・土井大炊頭様、今晩こなたにて御料理を參り候様にと被㆓仰遣㆒、御大名方へ兼ての御約束にても、被㆓仰遣㆒候へば御出被㆑成、五三人御

相伴之有レ之事も御座候、御出の度々に、御肴人樣ながら、必御臺所へ御出、御心に入申候樣に御料理精々出し候へと、臺所に居合候者共に被二仰付一候、高山樣上座に辭儀もなく御直り被レ成、雅樂頭殿・大炊頭殿是へ〳〵と御呼、御左右に御直り候、永井信濃殿御出の時も同前なり、御汁の時は身は干葉に大根か、もづくの冷汁か、如レ此の類刺身か、鱠物は大かたあらめにたづくりか、香物ともに五菜に過申事は無二御座一候藤堂文書

一　大猷院樣日光御社參の節、御本陣において、御譜代衆へ御料理下されけるとき、內藤古帶刀・水野古監物、相ならんで座し頂戴ありしに、時に水野監物若年なり帶刀は監物に向て、御料理頂戴有がたき事に候、いかゞにて其元は御不食被レ成候と申されければ、監物は若き時より活氣の人なれば、我等儀は精進嫌ひにて候故、たべられ申さず候と挨拶あり、時に帶刀は箸をとゞめ、監物どの能聞給へ、大阪御陣の御り、我等も一働いたし、竹束の陰へ引取、しばらく息を續し所へ、我等の家來黑米の燒飯を二ッ持參一ッは我等にたべさせ、一ッは家來たべ申處へ、御自分の御親父監物殿身ども側へ來り給ひしが、扨々飢に及びたり、それをわけて振廻給へとて、我等が家來のたべかけの燒飯をくひたまひ、これにて力付たりと、また一捍いたさんと禮を宣ひしなり、是は上樣より下し置るゝ所の御料理にて候間、御きらひの精進は時にこそより申べく候、殊に御親父にも貴方事たのみ申よし御申ありし故、遠慮なく申と、にが〳〵しく申されけるとなり、古帶刀に申されしは、我等大阪にて敵陣へ深入せんと進み

ければ、家來何某（重て姓名は相尋べし）大將の驅るは時による事なりとて、鐙の石突にてわが乘たる馬を味方の方へ押廻し、さんづをしたゝかに討しが、討損じて我等が腰骨を二ツ三ツ突けるが、今もて寒暑には右の打身がおこりて痛むなり、不便や共ごとく形見なりと、其志を感じられけるとなり（校合雜記）

一　福島殿家に篠才藏といふ者、さのみ立身の志もなく、いひたきまゝにいひちらしける、されども理にあたる事共多かりける、或時軍法者の古實を知たる者なりとて、福島殿へ奉公をのぞみける、折ふし時分なりければ、才藏も相伴して飯を食侍りけるが、彼軍法者の飯を喰有樣をみて、やがて見限り、召抱へられん事は御無用といひ侍りける、福島殿何ゆゑにかくはいふぞと宣へば、さる事にて候、其相伴して飯を食し時見限りて候、人は幼少の時より箸をとりてこのかた、一日に三度は食せず共、二度食せざる日なく候、彼者一杯の飯に汁を二度懸けて食して候、是程見はからひの鈍なる男、兩陣數萬の人數の事いかゞ計ひ申べきといひければ、福島殿信服有しとなり（太平夜談抄）

一　上（台德院殿之御事也）之乳母號二大婆一、老而在二永巷一、上特親二愛之一、秩多位貴、晩疾病而危、上親臨二其房一見レ之曰、汝而色未二太羸一、今且豫所レ欲レ言則言焉、事將レ充二汝之志一、大婆對曰、妾又無レ所レ願、今亦何言、抑上能守二神君之政法一、以不レ失二天下之望一、唯是之欲也、此佗更無レ所レ欲レ言也、上曰、善、汝之所レ戒、寡人固志レ之而已、雖レ然汝何無レ所レ欲二復言一、寡人唯欲レ使三汝無二遺憾一矣、汝其言レ之、前レ是大婆之子、坐レ黨二惡人一、而流二放於海島一、上欲レ赦レ之、而法不レ得焉、故欲下因二其臨終之願一、以赦中其罪上、是以深問レ之、

大婆曰、上之命ㇾ妾、再三如ㇾ是者、意者必以二妾之子一故與、妾之子犯二天下之法一、罪人也、妾何眷二戀之一、上若以二老婆故一而赦二不ㇾ可ㇾ赦之罪人一、則將ㇾ紕二瑕乎天下之政道一、是反遺二妾之憾一焉、故雖二妾死一也請必勿ㇾ赦ㇾ之、遂不二復言一而沒矣、初大婆在二宮房一也、月一兩日、使ㇾ炊二粱飯數斗一、盛二之大盤一、會二集奴隷於厨房一、自褰二衣袂一、操二大匙一而侑二食之一、以爲二娛樂一、本多正信偶來覩ㇾ之、謂二大婆一曰、媼何爲、爾婢亦不ㇾ寡、何不ㇾ使ㇾ之、大婆乃謂二正信一曰、人謂吾子驕奢、妾以爲二虚言一也、以二今之言一察ㇾ之、不二虚言一與、吾子實有二驕奢心一、吾子忘二彌八郎一乎（佐渡守舊微賤、司鷹彌八郎者也、以二其才智一神祖擢二用之一、遂列二于政所一）妾素賤民之姉、昔日在二參州一也、僅招二村客四五人一、以饗二粱食一、亦不ㇾ得ㇾ如ㇾ意、背幸二家上之厚恩一、今而得ㇾ如ㇾ是給足一也、則唯恐ㇾ忘二其本一、故適親設二此饗一、所二以追一念我昔日一也、吾子苟忘二彌八郎一、則驕奢日生、正信大赧慚焉（昇平日新錄）

第四

衣服

一　朝倉修理大夫義益入道英林子孫へ遺状の内に、正朔は云に不ㇾ及、五節句出仕之時分、大小ともに衣裳を結構にすべからず、布子布惟子たるべし、或は唐の織物・京の染物曾て着すべからず、衣服を結構にするものは、心中に驕ありて、色を好むものなり、朝倉が家中にては堅く可ㇾ禁事、其上國端の小侍ども出て、此體を聞候て、衣服のうすき事を恥て、或は虚病をかまへ、一年不ㇾ出、二年不ㇾ出後には何公の輩すくなかるべき事（朝倉草紙）

一　黒田筑前守御子供達にも、麁相なる衣類を着用有レ之候様に承候（聞見集）

一　にた山紬のあら／＼しきを、紺屋染にして小袖に仕立候て、大名の小供達へ本多佐渡殿より被レ進候を見申候、此通淨和様へも（松平周防守康重なり）申上候得と、我々へ被ニ申聞一候（聞見集）

一　紀伊大納言様、或とき御心安き方御招き御咄の節、下に召候白小袖の御袖を明られ、見給へ五十萬石の身上年も寄候へば、常に新敷物を着候ても成事なれども、態と左様には不レ致と御咄被レ成候よし、御大名にても身の廻り等迄も儉約を御用ひ、平生の儀質素に不レ被レ遊候ては、人を御持候事ならず、又夫々に御取立被レ成候儀も難レ被レ成と、夫を御含候て御意被レ成候となり（續功物語）

一　彦根の城普請を井伊掃部どの御申付候時分、侍衆によき衣類着て出るなと御仕置候得共、若き侍衆だて好して、あひ／＼に御法度を聞かぬ衆もありつるを、かち横目に申付、だしぬきに堀の泥土をうしろより御ぬらせ候由（聞見集）

一　井伊掃部頭直孝ハ家柄質素ニシテ驕ナク、家中領分簡略シテ武略嚴重也、直孝彦根へ入部セントスル時、岡本半助ト云老功ノ家人直孝へ申ケルハ、法令多キ時ハ罪人多シ、制禁少ケレバ犯ス者ナシ、此度ハ大亂ノ後ニシテ太平ノ始也、殿ノ入部コレヲ思召サレヨト云ヘリ、初入部ノ節、在國ノ家人武邊場數ノ老功、又若輩ハモトヨリ今日ヲ時ト出立テ迎ニ出ル時、掃部頭木綿ノ胴服、同ク袷ナド、兼テ用意シ持セタルヲ出シ、家司物頭ヲ始メ、ソレゾレニコレヲ與ヘラレテ申サルヽハ、昔ハ具足ヲノ

ミ着シテカヽル身廣キ物ヲバ着ザリシ、今天下太平ナレバ、各コレヲ着テユル〳〵ト休息スベシト申サレケリ、綺羅ヲ盡シ出立シ者ドモ、主人ノ思ワク各別ナレバ、何モ自己ヲ顧ミテ勘略シケリ（烏有秘記）

一　井伊掃部殿家老岡本半助、ある時掃部殿へ申上は、人の兼ての覺悟第一にて御座候、稻葉淡路殿事の時分、松平伊賀守殿などの樣に、世上のとなへ御座候ては、無二是非一御事にて御座候、尤御家中の儀は、殿樣の御身持、今日本の内に別に無二御座一候故、御家中の諸人も不覺悟無二御座一候得共、彌つゝしみ申樣被二仰付一候て可レ然と申上ければ、掃部殿被レ仰候は、汝いふごとく我は昔の世事を思ひて少しも不レ忘、旅へ出る時も其先々の在所の物を料理さすぞ、品川にてははまぐり、八王子にては芋蕨、是權現樣常々の上意に、身をつみて人の心にとゞまれとの儀を尊みて如レ此ぞ、我つとむる事ならざる事は家中の者に無理につとめよとはいはぬものぞ、餘り法度多きは惡ければ、千より百を出し、百より十を出し、十より一を出して肝要なる法度せよ、主よりしきりに法度を出しぬれば、家中せはしくなる物ぞ、家中一和していひ事なきが、今時の上樣への御奉公ぞ、我家ばかりの事になし、扨大名衆も此分ぞ、今度澤山へ登り、いよ〳〵法度を出さずして、家中を一和させべきと被レ仰たり、無レ程澤山へ御上り被レ成候時、澤山御入被レ成、江戸より供仕り參りたる諸侍を悉御呼被レ成、木綿の布子羽織をあまた御持せ被レ成、何も家老出頭人をはじめ、布子羽織を被レ下、其上にて被二仰渡一候は、むかし我等が親汝等の親どもは、日々夜々甲冑を着したり、是偏に世を治んためなり、汝等此木綿の布子を

着るも同じ、何れも着仕候へと被レ仰、御自分にも木綿布子を御召被レ成候故、何も木綿衣裝なり、然る處澤山より道迄御迎に罷出し侍ども、爰を先度ときらをみがき出たりしが、掃部殿をはじめ江戸衆の衣裝を見て驚き、何も着仕出たる小袖どもを引ちぎり、捨度程に思しが、其日より衣裝のおごり、法度なくしてやみぬ道齋聞書

一　井伊直孝掃部殿の時分、家老中或時申上候は、御家中廣きゆゑ、殊の外近年物毎花美に成候樣に相見え候、御法度被二仰出一可レ然奉レ存候由御聞、尤也、乍レ併權現樣の上意に、法度は數少なるがよしと御意被レ遊たり、御尤なる事なり、思案可レ有と御申候迄にて、其後何の沙汰も無レ之處、掃部殿御在所へ御暇にて彥根へ御越候時、木綿の袷羽織を御申付、步行の者に御着せ候よし、然る處彥根へ御着候時分、例の通迎にとて、家中の歷々所々へ罷出候に、衣服等取繕出候處、右之通步行大勢一同に木綿の羽織を着候を見、扨又例之通御在着候上、御家中へ料理給はり候に、前々より格別料理輕く御申付、彼是を家中の人見申候て、ケ樣の被レ成方どもにては、面々衣服も、其外少過候はゞ、御心に叶申間敷と人々存候樣に成、一言も御申出し候儀はなけれども、おのづから家中一同に儉約を用候樣に成候由、兎角上の被レ成方次第にて、法度有レ之よりも、自然と下それに隨ひ申候ものなり續功物語

一　彥根にて木俣氏命令を受け、儉約を衆に示し、衣服にはつむぎと極め、絹類のものを着たらんには、晴の場にても剝とるべきよしを定めたりける、やゝありて重陽にやありけん、禮儀ある日、木俣

氏綸子の服を着て登城しければ、其事を用る士共さゝやきて、これは忘れて着せられけん、木俣氏の服をはがれはせまじ、然るとて其儘にしなば如何とて、御ぬぎかへ候ばやと言ければ、大に驚きたるよしにて、さても其事をふつと忘れかくの如し、されば法を破るは大切の事なり、こゝにて剝とるべしとて、則脫て渡しける、これより後は一國聊も法を破らざりしとぞ、時によりてかくもあるべきにや 窻農須佐美

一　備前烈公常に小倉織の袴を召させたまひ、是をぬがせ給ふ時もたゝむ事なく、柱の竹針にこよりを引張たるに、侍臣に命じてかけさせ給ふ、紫の被の數年になりけるを、山川十郞左衛門替んと申せしに、予のわきにあらず、まづ替へずとも惡からずと仰らる、又年を經て垢付ければ、山川重て何とも不ㇾ申替けり、衣服魚物大形此類なりとかや 烈公遺事

一　烈公御隱居の後西の御丸へ移らせ給ひて、御蚊帳の釣手御自身觀世よりを被ㇾ遊、是にて事たりぬとのたまひけり、夜々御召物茶羽二重の外なしと 烈公遺事

一　烈公蚊帳の釣手くわんぜよりに、筆の軸を切て結付させたまふなり 烈公遺事

一　丹州樣木欒子緒〆御所持、烈公御所望被ㇾ遊、其代りに珊瑚珠の緒〆被ㇾ進候、其後丹州樣又欒子の緒〆御用被ㇾ成二御座一候を、公御覽御ほめ被ㇾ遊候へば、可ㇾ被二差上一と被ㇾ仰候得ば、最早御入用無二御座一よし被ㇾ仰候 烈公遺事

一　備前の池田古新太郎殿、國にて家老池田大學巾着さげ、大珊瑚を付候て出被レ申を見被レ申、氣に入不レ申顏色にて候へども、何とも不レ被レ申、一兩日過候て、新太郎殿自分に巾着さげ出被レ申候、常常巾着ぎらひに候處、いかなる事と近習のものなど不審仕候處、大學を呼被レ申、手づから右之巾着給ひ申候、此緒〆手前細工に候間、左樣に心得候へと申され候、大學頂戴いたし、立退候て其身の巾着とさげかへて罷出申候、何とやらん麁相なる巾着にて、緒〆はむくろじにて候、自分の細工と御申候は、態と大學に給はるべき爲、むくろじの穴をやけ火ばしにて自分あけ被レ申候、夫より大學右の珊瑚さげ申事不ニ罷成ニ候、國中の士わかきものなど、印籠巾着なども物ずきはやめ申候よし、おもしろき儀と奉レ存候（逸話）

一　芳烈公或とき岡山學校へ御入被レ遊、鑓稽古の內一人帷子の破れたるを着す、御覽ありて御感悅被レ遊、若き者外儀に心なきは奇特なりとて、御手づから御帷子を被レ遣候（有斐録）

一　備前少將殿慶安三年ノ頃ヨリ、當寛文七年迄十八年之間、朝暮國政ニ心ヲ盡シ、民ヲ安穩ニ被レ成度トノ御心入間斷無ニ御座ニ、大身ノ上ニモ衣服悉ク麁相ニ仕リ肩衣袴ノ下ニモ紙絹木綿ヲ着シ候へ、若シ絹ヲ着申度ト存ズル者ハ、日野紬ヲ着シ候ヘト被レ仰候（備陽記聞）

一　大河內金兵衞は松平伊豆守實父なり、松平右衞門大夫へ養子以後、御取立にて老中列に被ニ仰付ニ候、金兵衞常々自分の家來にも、伊豆守の豆州など丶被レ申事無レ之、伊豆守殿と申さる、對面の時も

猶伊豆守殿と被レ申候、伊豆守殊之外迷惑にて、其段被レ申候へば、たとひ我子なりとても、天下の大老にて御座候得ば、いかで麁略に可レ申候哉、是上をうやまひ奉るなりと被レ申候、金兵衛或寒中に伊豆守方へ見舞被レ申、對面の内殊外寒し、老人の事ゆゑ頭巾召候へと、伊豆達て被レ申候時、左候はゞ御免候へとて、懷より古き木綿頭巾を出しかぶり被レ申候、其時伊豆守小性に申付、奥より頭巾の色々さまざまなるを十四五取寄、此内御目好に被レ召候へと被レ申候へば、扨は自分の頭巾見苦とて如レ此候や、御念入は祝着なり、去ながら公儀をせぬ物なり、かぶり居候ても、人に逢候へばぬぎ申候、然れば結構なるをかぶりても、無益の事にて候とて、取不レ被レ申候よしなり（難波集）

一　酒井忠勝様御下帯は茶染に仰付られ、よごれ候へば、いつとても洗濯をせよとて御下げ被レ下候、もとより新らしきを取かへ差上候得ば、是見よ、洗濯をすれば如レ此奇麗になるなり、儉約心付可レ有レ之事と仰られ候よし、新を取かへ上候とは思し知らるべく候得共、わざと右之通仰られ候事かと奉レ存候（酒井空印言行錄）

一　青山大膳亮幸利様或年御在府の時分、諸大名様方殊外御衣服美麗に候旨御内意御座候て、御老中様方より幸利様へ御噂御座候、何とぞ止み候様に被レ成度よし、急度被二仰渡一候程の事にてもなし、何分御了簡被レ成候様にとの御事に候、御承知被レ成候旨御請被二仰上一、扨木綿さんとめの御上下を召して御登城被レ遊候へば、諸大名様是は何と致たる御衣服にて候と被レ仰候へば、幸利様此衣服が能御座候と

被ㇾ仰ければ、共日俄に御衣服改られ候御方ゟ御座候、夫より二三ヶ月の内に、花麗の御衣服止み申候由、公儀向ヶ樣の御勢ひゆゑ、外々樣へ此方樣より萬端御間合申儀曾て無ㇾ御座ㇾ候よし青大録

一　鈴木吉武物語に、某儀幸利樣御近習にて、御小納戶相勤候、御夜具木綿にて、御在城道中御往來江戶御在府中も、唯一通りの御夜具を御用被ㇾ遊、御火燵へかゝり候御蒲團も、御敷蒲團を御用被ㇾ成相濟候處、或時御ふとん飛火致し、所々燒申候を繕ひ、其儘御用ひに御座候、あまり垢付見苦敷なりしゆゑ、洗ひ申度と漸々相伺ひ、御洗ひかへの木綿御ふとん初て出來申候、ヶ樣に御身輕く御儉約被ㇾ遊て、士卒を御扶助被ㇾ成、人馬多分に御持被ㇾ遊候事は、實の御儉約と乍ㇾ憚奉ㇾ存候、總て少々の事にても、御榮耀らしき御好無ㇾ御座ㇾ、無益の御失墜と被ㇾ思召ㇾ候、御家中の諸士末々の者までも、難ㇾ有奉ㇾ感心ㇾとなり青大録

一　土岐丹波守賴秋當時拔群の君なりける、聰明にして謹愼、學問を好みて詩文を好まず、君を尊み臣を憐む、其傍には自身武術に達し、常に臣士の術を吟味し、又家中の困窮せざるやうに、借金の拂方をよくし、月每扶持米を渡されんとする時、器に入れて每月是を一見あり、又臣士美服を着する事を制し、自身も沼田絹を用ひ、登城のはれ衣にも大かたは用ひ、萬事質朴にありしかば、度々の領地替、京大阪の勤務數年なりしかど、困窮にも及ばざりしとぞ窻農須佐美

一　松平越中守定綱は廡上下、袴十日に肩衣五つと被ㇾ定、常に費を嫌ふ人なり諸將物語

一　大火事以後諸事御儉約被二仰出一、阿部忠秋公にも萬端輕く被ㇾ遊候、御裏付上下に麻裏御附被ㇾ爲ㇾ召候　石岡道是覺書

一　伊達村侯公御家中はじめ下々まで、風俗幷衣服いさい御制有ㇾ之、衣裳の染目立候品、或は流行の染は勿論、總じて花麗の染色を被ㇾ禁、紋所曲尺壹寸四分より小く不ㇾ致樣、衣裳ゆきたけ短く致、帶幅廣く、長羽織無用の旨、尤當時流行の鬢付髮の結樣不ㇾ宜、鬢中位にして、奉公人不似合の風俗致まじき旨被二仰出一　欽仰家譚

一　越前家の松平大和守殿歸城の時は、綿服にて諸士に逢はれ候、諸士も下には絹を着候ものも、上に木綿を着す　世の手本

一　予ガ主土佐守先祖一豐ト云ハ、關原ノ軍功ニ因テ、土佐國拜領シテ代々相續、今土佐守迄六代ナリ、初代ヨリ今ニ至ル迄、家中士江戸奉公、他國使役等ハ格別、在國ノ面々木綿紙子ノ外紬モ不ㇾ着、淸正ノ家中程高知ノ者ハナケレドモ、一萬石ニテ二萬石程ノ者アリ、或ハ八千石五千石也、コノ分限ノ者冬ニハ木綿紙子、夏ハ布帷子ニテ晒ハナラズ、小性共マデ如ㇾ此、于ㇾ今此作法斷絕セズ　悲嘆物語

一　松平越中守定信朝臣いまだ賢丸殿とて、十三四歲にならせ給ふころ、姉君德川夫人の御方に、兄隱岐守殿と共にしば〳〵入らせ給ひしに、賢丸殿には白き間着をも召さず、縞やうの物を用ひられけるを夫人見給ひ、御內かたにてはいかやうにもあるべし、外へ御出ある時には、世間なみにもある事

なれば、白無垢をめされよと仰けるに、賢丸殿答て、姉君は大國の夫人とならせ給へば知らせ給ふまじ、賢丸は、十一萬石の忰なれば、一段儉素を用ひざれば、家士の扶助なりがたし、夫ゆゑに姉君などの御內輪の所へは、白無垢を着し候はずと仰給ひけり、是は牛島弘福寺の老僧の物語なり（思出草）

第四補遺

一　細川三齋老は中納言樣別て御心安有レ之、折々御咄に被レ參候、年よられ候て、冬は綿入壹つに羽織餘多重て着、上の羽織の紐は紙よりにてむすび、御出被レ成候事多有レ之候、中納言樣御側の或人、三齋老は見申候得ば羽織を多御着被レ遊候、人に替り申たる御支度候にて御座候よと申上候へば、三齋老被レ仰候は、年寄候に付綿入を多く重ては重く有レ之、羽織は多く重てもおもく無レ之に付、綿入は壹つ羽織を數多着し候由なり、中納言樣被二聞召一候て、あなたは嗜みありて着し被レ居候を、麁末に御尋申候はとて御しかり被レ成候由（薩州舊傳集）

一　奥州仙臺伊達家の政事は質朴にして、伊達の一門家老中老の歷々片倉などゝいへども、仙臺へ登城の時分は、木綿衣裳の上に裏付上下を着す、況や外々の者は不レ殘木綿衣服なり、奥向女中不レ殘綿服の由（太平秘覽）

第五

居處

一　頼宣卿御隱居所御作事、繩からげ手塗の壁なり、御意には死を知るを達人とす、六十にあまり萬事の謀をするは、自身を不ㇾ知なり、身を不ㇾ知して人を知る事不ㇾ可ㇾ有と御意なり（紀州頼宣卿言行錄）

一　池田輝政卿姬路の城主に住給ひし時、居間の竹水筒しばしば損じける故に、有司ども今世上にて、水筒を銅にて作る事はやり申候、一度拵候へばいつまでも損ぜぬ故に、儉約にもなるべしと乞ければ、其方どもいふごとく、一度に物を入れて後の爲にはなるべけれど、今費す所竹とは大に相違あるべし、何事も世につれて舊を改るはよからぬ事なりと仰られ、其議やみぬ（思出草）

一　備前御野郡中野に、烈公の遊覽の地有、夏日暑を避給ふ時は、爰に至らせたまひ、名主の家に幕と串とを預置たまふ、幕打廻し毛氈を藁束の上に鋪て、行厨を開き憩せたまふ、今彼の藁束の地數丈の間に馬牛を牧せず、公の憩はせたまへる地とて民ども敬せり、旭川の東峯に花畠といふ所も、淸泰公備藩に封ぜられおはしましける時の別業にて、陽月臺と名を云たり、烈公儉を事とせさせ給ひしかば、かの別業を壞りて、奇石をば皆地中に埋めさせ給ひける、公身を終り給ふまで、峻宇彫牆の好み露ばかりも知らせたまはず、古の聖人の訓に違はせ給はざりき（烈公遺事）

一　芳烈公御庭、朝顏の垣を小作事より拵る、元より新き竹にて奇麗に仕、御覽ありて費なる事なり、竹の切さし杯は格別の事、かやうなる事に新き物をば用間敷事なりと仰あり（有斐錄）

一　酒井讃岐守忠勝樣御賢慮未來を照され候と奉ㇾ存候事每々有ㇾ之候、忠孝樣御初入年の節、敦賀表を

御巡見有レ之候、其節山口莊右衛門・名和莊大夫敦賀町奉行相勤罷在候、忠音樣御入國以來年を歴候に付御茶屋方々朽損じ、修復を加へ候處、御居間の床のおとしかけ松の木なり、扨また御亭の出格子の敷板は古る板にて、前方黑塗の古板をざつとかんなをかけ、下地の黑塗の處班に殘り居候をそれなりに用ひ有レ之候なり、先年山古作兵衛御普請奉行にて、佐柿御茶屋修覆の節、罷越見分いたし候處、殊の外麁木又は古き木にて、疎草なる作事に候ゆゑ、何故ヶ樣に候やと樣子相尋候へば、隨分古き木麁木にて作事いたし候樣にと忠勝樣被二仰付一、右之通と申傳へ候段、佐柿の古き者申候、是に依て佐柿御修復丁寧に相ならざる旨、治兵衛物語いたし候事有レ之候、是を以て相考候得者、敦賀御茶屋作事も、右の通御意にて、出來仕候ものと察し奉り候、さて下地の御普請右の通麁相に候ゆゑ、忠孝樣入らせられ候節も、作事を始め諸事丁寧に取繕ひ候事相ならず、是に依て費を省き候事大方ならず候、全く忠勝樣後來のおごりをおさへられ、儉約質素の御教へ御戒を後世へ被レ遺候儀は、ありがたく奉レ存候なり（酒井空印言行錄）

一　大河内金兵衛は松平伊豆守實父なり、金兵衛質素なる人にて、其頃小身衆にて玄關作りはやり、大形千石程の衆も作り候得共、金兵衛は三千石の身上にて、寄付と云作りにてありしとかや、當世は御直參二百石三百石の衆は不レ及レ申、與力家中士町にても、醫師又は浪人御用聞の町人に不レ限、少々にても頭取たるもの、皆玄關作りと見えたり（難波集）

一　川越侯（松平信綱）爲二執政一時、嘗請二林學士一、延二諸講堂一、謂二學士一曰、我自レ幼奉二侍公宮一、未二嘗學問一、今

任二大政一、恐有二過謬一、幸以二明主之靈、與二二三子之力一得レ無二大過一矣、而夙夜悔且耻レ之、願以二豚犬一煩二先生一、故請レ之耳、乃令三二子執二弟子之禮一甚愼、傍有下一婦人煎二茶地爐一、手親奉レ之者上、學士怪レ之、後知二其公夫人一、大嘆レ之、其儉素多此類也（本朝名臣言行錄）

一　青山幸利公尼崎御初入の節、御城御本丸にて馬より下させられ、御本丸の御橋を御戴き被レ成、御城入被レ遊候、其後御用金御穿鑿被レ成候處永樂の銀一袋ならでは無二御座一候由、御役人ども申上候得ば、夫故に嚴敷御儉約の思召にて、御本丸には不レ被レ爲レ入、二の丸に被レ成二御座一候へば、諸事御質素に御入被レ成候、其内御雪隱へ餘程御間も御座候處を、毎日此御閑所へ御通ひ被レ遊候、雨天の節は竹の子笠にて御越被レ成候、夜分は蠟燭をも御立不レ被レ成、油火にて御自身に御持被レ成、御通被レ遊候よし、餘りの事故、御年寄中何も色々申上候得ば、御承引不レ被レ成、御初入年はヶ様に御座候よし、一說に御初入三度までの御在城、ヶ様に被レ遊しといへり（青大錄）

一　幸利公或時久代常右衛門（御勝手方頭取）に被レ仰候は、下座敷（尼崎御城下）玄關惡敷有レ之、仕直し候はゞ、如何程にて出來可レ申哉と御尋被レ成候處、常右衛門御請に、銀三百目入可レ申と申上候得ば、御無用に可レ被レ成旨なり、三百日にては足輕一人御かゝへられ候と被レ仰候よし、都て花麗なる事御嫌ひ被レ成候、とかく武備御嗜被レ遊候なり（青大錄）

第五補遺

一　薩州國分の城、御門茅ぶきに有ㇾ之候處、致₂破損₁候に付、山田利安・伊集院抱善龍伯樣へ被₂申上₁候は、御城御門破損仕候間、此節修復の序に小板ぶきに仕可ㇾ申候、他國より使者など參り申候に、三ヶ國の大守の被ㇾ成₂御座₁候御城門に、茅ぶきにては餘り麁相と存可ㇾ申由被₂申上₁候、龍伯樣被₂聞召上₁、他國より使者を遣候はゞ、必心あるものを遣すべく候、尤當國の地を數里通り可ㇾ參候、しからば三ヶ國の大守の城門は、茅ぶきにて麁相なれども、國民の風俗を見候へば富榮えたり、大守の仁政定めて厚く可ㇾ有ㇾ之と、肝要の所にこそ氣を付可ㇾ申、小板ぶき結構に致候とも、民百姓勞れては、心ある者は國主の仕置不ㇾ宜と見可ㇾ申間、肝要の所に氣を付可ㇾ申、いらざる事に氣を付申間敷候、本の茅ぶきにて苦しかるまじき由被ㇾ仰候となり薩州舊傳集

第六

器用附唐物

一　宗輝樣御代に山岡やくいと申人、服部中務のごとくだて心なく身上なりにて候、ある時毛されしたる足具を着て、御旗本を通り被ㇾ申候を皆笑申候を、家康樣被ㇾ爲ㇾ聞、山岡は隱なき覺の者ぞ、身上も有德にて、其身のかたきなり、笑ふ事なかれと被ㇾ仰となり、陣中にても我獨被ㇾ居たるとなり、照り光る武士の中に居れば、敵より目あてになるものぞと被ㇾ申候よし、山岡は御譜代の侍にて候間、子孫尾張の名古屋に被ㇾ居候、具足は一度求め置、世間靜謐なれば何年も損じ不ㇾ申候、衣類は少の間に

もそこねふるび申候、常々此者には木綿あさを着用仕候へかしと奉レ存候、取分女の衣裝は、かたびら迄高直ついえにて、第一ケ樣の入用無ニ勿體一事に候、其外梨地蒔繪の道具、江戸よりの御法度書にも無用と御座候、聞見集

一　或人語曰、加藤左馬助殿物語に、世間に具足の物ずき色々にする中に、金銀にてみがきたて、成程見事に仕立る、我は其ひかりかゞやく具足を好むべからず、其子細は左樣の具足着たる敵に出合ては、是は小性廻りのものか、如何樣不案内の初心なる敵と見こなして、鑓も仕よきものなり、然時は具足抔のうつくし過たるは、入ぬものなり、如何にもくすみたる出立、思入深き物なりと語り給ひしなり翁物語

一　加藤左馬助、甲ハ隨分念ヲ入能可ニ申付一也、其故ハ甲ハ首ニ付、敵ニトラレ大將ノ前ヘモ出ルモノナレバナリ、具足ハ僞相ニ可レ仕也、是イヅ方ニモステラル、モノナレバ也ト、依レ之左馬助甲ハ殊ノ外結構ニ有レ之シト也前橋舊藩聞書

一　黒田美作一成、本姓ハ加藤ナリ、幼名ヲ玉松ト云、年長ジテ三左衞門ト名付、筑前ニテ美作ト改ム、隱居剃髮シテ睡鷗ト號ス、父加藤又左衞門ハ攝州伊丹ノ一族也、一成九歲ノ時、黒田孝高ニ仕ヘ黒田ノ姓ヲ賜リ、天正十二年、十四歲ニシテ長政ノ供シテ泉州岸和田ノ陣ニ赴ク、是初陣也、其後數度ノ武功アリ、一成嘗テ物語ニ小身ノ士ハ自身ノ働ヲ專トスルナレバ、甲冑諸道具ニ至ル迄、手輕ク

シテ各共力量ニ應ジテ制スベシ、甲ハ小立物ヨシ、但シ諸士ハ對ノシルシヲ用レバ、强テ立物ナドハ好マズ、具足ハ輕ク短キガヨシ。少ニテモ力量ヨリ重キハ、身ノ働ナリガタシ、行クベキ所ニモ行ク事ナラズ、必後レヲ取ル事アリ、身重クシテハ主人ヘノ不忠ノ事多シ、小身ノ士諸道具重ク、見カケヨキ様ニト制スルモノハ飾バカリニテ武勇ニ志ナキ者ト知ルベシ、如レ此ナル者ハ事ニ逢ハザル先ニ、ハヤ人ニアナドラルヽモノ也ト云ヘリ（武家高名記）

一 津田將監（相模守殿、七千石取、後下總といふ）藤三郎子なり、島原のとき相模守殿より佐振九之丞と云侍島原へ行く、將監見て、佐振は此度討死すべしと云、如水佐振討死名譽なりと云、津田云、佐振具足光り渡りたる結構なる出立なれば、可ニ討死一と云也、城乗抔には猶以出立光りたるは、鐵砲の目當なるなり、只黒具足かさび色にぬり、佛胴か又は桶がは・ひしとぢ・むめとぢ・扨はしほ革包、どろ田に入ても洗へばよごれ不レ見、毛引小さね、扨ひおどし・白絲・萌黄・紫糸の具足は必泥によごれ、日に干てから中々見苦敷物なり、小さね毛引はぬれてから干がたし、金銀の鎧必無用なりと古人物語なり（武邊雜談）

一 刀脇差も名作の高直なるを買候事無用の由、宗輝様（松平周防守康親なり）被ニ仰聞一候、浪人など致たる時、下直に人々中ものなり、あら身なりとも、物さへ切るゝならばよきと被レ仰候、ためし物ありし時、高直の刀はこぼれ、刄きれも出來候はゞ、いかゞ可レ有とて惜み、切らすはあしかるべし、又刀脇ざしに金を付て指ならば、むくにすべからず、きせものにすべし、其意趣は不レ叶レ用事の時、はづしてつかふに、きせ

ものはだい有ㇾ之故、當分事かけまじくと御教被ㇾ成候、萬身上に過たる事無用と常々被㆓仰付㆒候集見聞

一　蜂屋出羽守世間にうつけたる侍あり、鑓を拵に金かなぐ、銀かなぐにする事、近ごろ不僉議なる事なり、身に近き物は結構にしても苦からず、夫さへ心懸の士は嫌ふなり、況や鎗は表道具なり、常にも戰場にても、軍小屋にても遠きものなり、夫を金銀に拵へ、若賤き奴原夫に目を付、鑓ともに盜みたらば、必事を闕くべし、鑓はたゞ銅にて金具したるがよしと被ㇾ申、落合卜安も鑓を金銀にしたる結構なるをは、越前にて古兵ども嫌ひたるなり、たゞ塗柄にても白柄にても、金具は銅よし、武士が強く見ゆる、又銀拵は何とやらん公家めいて惡しといふなり雜談武邊

一　鎗の鞘見知りある樣にする事無ㇾ詮事、大名は馬印同前なれば各別、小身者は無益、又鳥毛禿鞘などは、猶以武士の不ㇾ入物なり、鞘ははづしてから、懷へも腰にもさゝるゝ樣になるよし、總別不心懸の士は必鞘などたてにするものなりと、古の覺の人語るなり雜談武邊

一　江州彥根の城主井伊掃部頭殿は、代々左中將に任じ、諸將の棟梁たり、されば萬心にまかせらるるべきに、其家風質朴にしてかざりなく、平常の行粧もむかしより片挾箱壹本、道具跡乘といふものも召連ず、奢なき家風こそいみじけれ、又國許にて女中をつかはるゝ事なきならはしなりとぞ雜話藻鹽草

一　井伊直孝代より馬に鞍覆無ㇾ之、直糸鞍なり、替の沓は鐙に結付、沓箱なし、御老中振舞に床に懸物なし、飾なし朱椀にて振舞なり雜談武邊

一　烈公江戸にて、挾箱に金の蝶の紋付たりしを持せ給ひしが、挾箱は予が着替の衣類を入るゝ器なり、誰人に持せて行列の先に可㆑有物にてなしとて、止めたまひしとかや、長刀も無益の物なり、婦人の持す兵具なりとて、止めたまひしとぞ（烈公遺事）

一　宗輝様諸侍へ被㆓仰聞㆒候は、高直なる馬身上に不㆓似合㆒買候事無用、生ものゝ事、死たる時、重ねて馬求むる事なりがたかるべし、爪よくかんしやうさへいたし候はんならば、安きを求め置、無㆓油斷㆒拵たて候へと常々被㆑仰候由（聞見集）

一　烈公何年にか直職の時に、扈從の士の乘懸に絹の紫の蒲團を敷たるを見させ給ひ、誰人にか美麗の至を極めたるよしと仰ありける、信濃守殿の天鵞絨の傘袋を持たせられしを見させ給ひ、大國を領する人の傘かな、珍敷事をも見たるかなと仰ありければ、其夜俄に改め被㆑替、泥障を切て縫合袋となりけるとなん（烈公遺事）

一　烈公難波町邊御廻り被㆑遊候節、或日家へ御寄被㆑遊、御草履取路次の外に脇差を立掛置、內へ入候と相勸る、御出かけに件の脇差を御覽被㆑遊、何者の脇ざしにやと御尋ありける、無㆓何心㆒御草履取の脇指の由申上候得ば、不相應なり、糸にて柄を卷候は奢なりとて、御叱御暇被㆑遣候、夫故御家中の者まで自然と輕く拵へ、革にて柄を卷候由（烈公遺事）

一　義公常ニ紙ヲ惜シミ玉ヒ、御隱居ノ後ニハ、外ヨリ來ル書簡ノ裏紙、長短ヲカマヒナク繼ガセラ

レツカハセラル、詩歌ノ稿ニハ反故ヲ用ヒ玉ヒ、御疊ニ水コボレタルニハ、布木綿ノ切レニテ拭ハシメラレ、奥女中ヘタビ〳〵紙ヲ費スベカラズトアリケレドモ費多キユヱ、女中ニ寒中紙漉ヲ觀ベシ、甚オモシロキ物ナリトアリテ、松ノ草村ニ女中大勢ツカハサレ、兼テ紙スキ場川ノ上ニ棧敷ヲ作ラセカラ寶カキノ上ニムシロ薄ベリバカリ、四方吹拂ニシテ、土人男女水中ニ入働ラクヲ觀セシメラル、女中ドモ大キニ寒氣ニ苦シミ、歸リテ後自分ノ寒ニ堪ヘ兼シコト、又紙スキ共ノ苦シム樣子委細ニ申上ケレバ、公右ノ如ク紙ハ容易ニ製シガタキモノナレバ、常ニミダリニ費ヤスベカラズト戒シメタル也ト仰アリシ（桃蹊雜談）

第六補遺

一　板倉周防守樣京都より御參府有レ之、御城より御下りの節、下乘に御老中樣方御乘物並べ有レ之候、周防守樣御乘物包ござなど古び候を、酒井忠勝樣御見付被レ成、御質素なる儀を稱せられ候思召にて候や、久々にて彼乘物を見候と御戲れ被レ成候へば、周防守樣被レ仰候は、古び候へ共京江戸乘廻りの用は宜いと御挨拶にて候よし、其頃御質素の風俗恐察し可レ奉なり（酒井空印言行錄）

一　眞田河內守上野沼田を領せられし頃、大小の柄を木綿の打糸にて卷たり、或人是を笑ふ、河內守いはく、たとへ上には錦を着たりとも、心にぶくば用に立まじ、是を見べしとて出せしに、兩腰ともに相州正宗なり、世人其木綿紐を呼て眞田打といふ（上野國郡故事）

第七

有用に當りて金銀を散ずるは勿論なれども、或は一己の欲に從ひ、保養に事よせて衣服飲食等を厚うせば、其弊家には群飲遊逸を好むに至るべし、古今の人是を戒しめし言行を集めて第七とす

一　越前朝倉修理大夫義景入道英林、子孫へ遺狀の內に、名物の道具を好むべからず、其故は萬疋の道具を持たりとも、百疋の鑓百本には勝まじく候、萬疋を以百疋の鑓百本もとめ、百人に持せ候はゞ一方は可レ防事（朝倉英林話記）

一　朝倉英林子孫へ遺狀の內、能・亂舞・蹴鞠・碁・將棊・歌道の遊びを好まれまじく候、其上京より四座猿樂を呼下す事あるべからず、然といへども國の飾りなり、京より口座を呼下し候造作にて、國の猿樂の內藝器用なるべき者を見たて、十人も廿人も京へ登せ、名人に附置、その業を習はせ候はゞ、後代までも可レ然との事（朝倉英林話）

一　堀江七郎藤原景用ハ、大織冠鎌足ノ御末利仁將軍ノ後胤ニテ名譽多キ人也、先祖秀信ノ時ヨリシテ越前國堀江ノ庄ニ居住シテ代々堀江トゾ名乘ケル、景用ガ父ヲ堀江三郎景經ト稱ス、景用幼年ヨリ心剛ニシテ、身健ニ力强ク、忠厚ク智深ク、文武二道ノ譽ヲ好ミ、和歌連歌ノ藝迄モ嗜ケルト聞ケリ、朝倉敏景アハレ人ニ傑ヨト思ハレケル、十歲バカリノ頃ヨリモ、身近ク召仕テ其才德ヲ試ミタマフ、景用十三ノ冬ノ頃、京師ヨリ連歌師宗ナント云モノ越國へ下向シテ、敏景ニ拜謁ス、敏景本ヨリ連歌好

マレケル間對面アリ、景用モ是ト共ニ連歌シケルガ、宗匠モ感ジケリ、七郎十五歳ニナリケレバ、敏景ヨリ宗匠ヲ頼ミ上洛サセ、連歌ノ修行ヲゾ遂シメケル、カクテ人々景用ノ連歌ハ、都鄙ノ名人、古今ノ上手トゾ褒美シケル、夫ヨリ一兩年在京シテ、連歌堪能ニ成ケルガ、七郎倩思ケルハ、武家ノ家ニ生ル者ハ、合戰鬪爭ノ道ヲ心ニ掛ケ、弓馬劍戟ノ藝ヲ翫ブコソ、本ヲ務ルノ謂ナラズヤ、我父祖ノ業ヲ繼ギ、干戈ノ身ヲ持ナガラ、賞心樂事ノ名ヲ借テ、連歌風流ノ遊ニ耽ル事、思ヘバ益ナキ所業也、古ヨリカヽルスサミハ、公家門跡隱倫騷客ノ人ノ、心ヲ種トシテ見ルモノ聞モノニ付テ、言出セルモノナラン、是ヲ以テ世ヲ治メ國ヲ靜メ申サン事、上古トイヘドモコレ有ラズ、況ヤ當時戰國ノ最中ヲヤ、我家ハ武門ノ藩屛ニシテ、我身ハ士林ノ枝葉也、早ク此藝ヲ捨テ武略ノ忠ヲ立ツベシトテ、此意趣委細ニ書記シ、敏景ニ獻上シテ歸國ノ訴訟ヲセラレケル、敏景尤ト許サレケレバ在所ヘ立歸リ、夫ヨリ歌學ヲサシ置テ、朝夕合戰ノ心掛、地形ノ勘辨武者賦リ、弓ヲ射馬ヲ馳セ劍ヲ試ミ、武勇ノ學、夜ヲ日ニ繼勵ミケル、壯年ニ成ケレバ、數度ノ軍ニ高名シテ、是利仁ノ末葉トシラヌ人コソナカリケリ、遂ニ家富身榮エテ、子孫モハビコリケルトカヤ（朝倉草紙）

一　稻葉一鐵いまだ伊豫守と申せし時、軍糧奉行櫻井助左衞門と云もの、野屋敷に亭をたて置て、暇ある時朋友と是に遊ぶ、ある時霖雨降續きて、洪水田面にみなぎり、野屋敷の邊海のごとく成けると聞て、能見ものなるべしと、朋友を携へて遊宴しけり、翌日もまた降つゞきければ、同じく洪水を見

物に行けり、かくて二三日過て、一鐵此事を聞給て大きに驚き、軍糧の事を司るもの、田面の洪水を愛し、作毛の爲にあしき事に心付ざるは、大きなる僻事なり、然れども常に正直なるものなれば、此あやまちにて棄べきにあらず、又軍糧の支配をも申付置たるもの、作毛をも心にかけぬ、かくなり行事、則吾あやまちとて、自ら三日の間酒肴を斷、麁食を喰ひて其あやまちを下に示さる、扨助左衞門事職分をも辨へざる仕方、此後心を付相愼候樣にと、五十日の閉門を云付らる太平將士美談

一 甚太郎樣は東條の松平甚太郎義春也 茶の湯數寄かたを面白う思召候を、宗輝樣御異見御やめ被レ成候聞見集

一 加藤清正家中ノ大身小身ニヨラズ、侍ドモ可ニ覺悟一ノ條目ヲ出ス、其詞云、奉公ノ道油斷スベカラズ、朝辰ノ刻ニ起テ兵法ヲツカヒ、食ヲ喰、弓ヲ射、鐵炮ヲ打、馬ヲ可レ乘、武士ノ嗜能モノニハ、別テ可レ與ニ加增一、亂舞一圓停止タリ、太刀ヲトレバ人ヲ切ント思フ、然ル上ハ萬事ハ一心ノオキ所ヨリ生ズル物也、武藝ノ外亂舞稽古之輩可ニ切腹一也、武士ノ家ニ生レテハ、太刀ヲ取テ死スル道本意也、常々武士道吟味セザレバ、イサギヨキ死ハ仕ニクキモノ也、ヨクヨク心ヲ武士ニ究ムルコト肝要也トシルセリ、最武ノ職分ヲタヾスト可レ云也前橋舊藏聞書

一 加藤清正家中ヘ命ズル書ニ、學文ノ事可レ入レ精、兵書ヲ讀、忠孝ヲ心ガケンコト專要也、聯句歌ヲヨムコト停止ス、心ニ香車風流ノ手ヨワキコトヲ存ズレバ、イカニモ女ノヤウニナルモノ也、武士ノ家ニ生レテハ、太刀ヲ取テ死スル道本意ナリ、常々武士道ノ吟味ヲセザレバ、イサギヨキ死ハ仕ニク

キモノナリ、能々心ヲ武ニキハムコト肝要也トシルセリ 前橋舊藏聞書

一　紀伊頼宣卿は總じて御吟味つよく有られ、落合十郎兵衛秋より大和柹を貯へ、春になり八九月の柹のごとく新敷有けるを、臺に積進上せし所に、御覧被レ成、一切御稱美なく、十郎兵衛などは番頭を申付れば、軍用の品々に心を盡し、組子をなつけ人馬をもち、今にも急用に立心懸、萬端武道に心懸てこそ、此柹に心をつくし精を出事何ぞの用ぞ、ケ様の事は代官庄屋などの致ことなり、樊遲が稼を學んと問たれば、孔子の老圃に不レ如と耻しめ、小人なりと禁給ひき、我家の番頭をもする者の心懸所違たりと、柹の披露したる桑山も、同穴の狐なりとたしなみ給へとの御意にて、赤面して立ける 紀州頼宣卿言行錄

一　紀藩にて三百石の士が、代金三兩にて懸物を買けるを、頼宣卿御聞被レ成、無用の費致候とて、穿鑿御目付を以て御聞、必定成と書上る、重て人馬兵具武具の嗜はあるかと御尋、吟味の上馬も常より能馬物具下人丈夫に持、武道の心懸さへ有ば、其上は掛物茶湯慰も悪からぬ事、又他の客も來る、床に何も懸ず、たとへ懸るとても、三社の託宣も掛られぬ物なり、家中の外聞なれば、墨跡繪賛の物も求たるも不レ苦、乍レ去過ぬやうに／＼との御意なり 紀州頼宣卿言行錄

一　松平右衛門大夫殿父金兵衛休心被レ申候、福嶋左衛門大夫。本多上野介。古田織部子孫可レ亡、此三人ノ家不レ絶ハ不レ可レ有ナリ、何モ見ヨト被レ申候、如レ案上野介ハ我氣ニ入候者ハ御取立、氣ニ不レ合ハメホス、福嶋ハ酒狂ニテ人ヲ殺、古田ハ道具ヲ集、百姓ヲ困窮サスル 寛元聞書

一　松平信綱公宣ふは、遊藝は中に及ばず、文武の藝にても好と云ときは、又弊あるものなり、只よき程にすべき也と仰ける、是夫臧と穀とが共に羊を亡すの弊を含て宣ふと、聞人は感じ奉りぬ（信綱公行言錄）

一　井伊直孝樣或時老中への御書に、他國の事被仰遣候節、此節能序故申遣候、家老中近ごろ油斷多きと見え、家中少々の奢出來候と承候、第一諸士の輩、家來の遣樣じだらくに相成、禮儀も無之ゆるがせにて、大身衆召仕別て手ぬるく候、陪臣の頭に立候者、武道は心がけ不申、碁將棊連歌に日をくらし、公家侍の樣に相見え候よし、以の外なる儀、我等留守故はや左樣に成候事と存候、此體に候はば、家來壹人召仕候行儀も有之間敷候、左候得ば、歷々の諸士へ無禮も可致存候、自然と仕くせに成べし、夫より諸方の手本に成、段々と奢つのり可申候、第一大身衆近頃遊興に被暮候哉と存候、追付一家中一統に困究に相成、茶湯遊興に長時間身體を持損じ、用事と申時よき馬一疋もなき樣になり候、我等御奉公の妨を可致と存候、是以不忠の根本に候間、急度各へ被相含、一統奢候儀、費ヶ間敷儀不仕、碁や將棊連歌の手間にて、武と心とをみがき、强みをはつはぬ了簡になり、表にはむさき氣を見せず、內にては味噌鹽の世話をいたし、軍用を可務覺悟第一に候、近來の體にては、軍用難勤者端々出來可申、扨々油斷と存候、大身衆の內に二三人武道の心がけ薄く、口辯を以て諸人を申かすめ、學問顏にて是こそ聖賢の道と、武道を外に致候衆も、若年の人に有之由聞及候、此度急度申越候間、諸士の面々おの〳〵其筋相考、武道第一に可被申付候、聖賢の道何にしに手弱き公家侍に、似寄候

事可レ有レ之哉、皆々其味を取失ひ、我得手に任せ、安樂遊興に暮す事、心底より輕薄の起る初にて候、おの〳〵油斷被レ致間敷候、文盲の此直孝なれども、尾張にては誰々晝寢好き、越前にては幾人武道に手强き者有レ之、紀州には幾人遊び好き有レ之と云事を聞置候、諸國の事相應に承知居候て、其主人の樣を考候、我等よりかしこき衆幾大名も有レ之、はや我々の事を知り、掃部頭は口利なれども、家來は箇樣々々と云事を不レ知に居らるゝと、後指をさゝれては口惜思ひ候、此方に他國を知れば、彼方にも手前を知る筈と心を付可レ啫事に候、家來の事を見遁せば、萬端ゆるまり候間、各急度可レ被二心附一旨被二仰越一候中野關心長壽院へ指上書付

一　直孝樣彥根に御座被レ成候內は、定り六齋ヅヽ、老中御前にて大評判御座候、其外にも壹人ヅヽ、御相談、急ならぬ事は御了簡を書付にて御尋被レ遊候、其上御前にて大評定有レ之、其意趣御直に數御聞被レ遊、道理能き方を御取被レ遊候故、自然と老中も我勝に相啫候故、最初人並の衆も二三年の內には、思慮深被二相成一候樣に被レ存候、且又直孝御心論の御相手に、岡本半助を被レ遊二御工夫一候て、夫を御慰に被レ遊、晝夜御修行、御政道筋御油斷無レ之間、老中も勿論、武道甚以强く相見え申候、茶湯亂舞等遊興がましき儀を御聞被レ遊候ては、夫も可レ然候へども、鎗劍術の稽古可レ然旨被レ仰、夫等の藝は敵に向ひ候時、用には立申間敷と被レ仰候故、各武道の吟味强く、其間には亂舞和歌も折々被二相考一候、直孝樣は右の如に候得共、諸道かたむきは不レ被レ遊、御嫌ひ被レ遊候筋は無二御座一候中野關心長壽院へ指上書付

一　池田新太郎少將、ある時春秋傳を御讀ありけるに、魯の君十九にして童心ありといへる所にて、御意ありけるは、御身に御耻しき事あり、唐鳥やうの類翫び計にして無益のものは丈夫の心を養ふべきものにあらず、是又童心をまぬかれざるとおぼしめさるゝよし、こと〳〵く鳥をはなち、翫びものを捨させ給ふとかや太平將士美談

一　故井上河内守云、當時東山時代の蒔繪とてもてはやすは、いまはしきものなり、人君欲をきはめ奢を盡す時は、無益の器を作る名人出來ぬ、是足利の運の末に成たる驗なり、無益の勞をなして、金銀を多く得ることを幸として、不ㇾ覺勵む故なり、盛なる世にはなき事なりとぞ太平將士美談

一　松平信綱公常に茶の湯にても、謠舞にても、棊將棋類一色も數寄このみ給ふ事なし、毎度隙の時分は、出入心安き衆を集め、色々理屈咄をなされ、或は公事沙汰の事を問答批判を慰として、日をくらし給ふ、分別は申に及ばず、即座の答話は殊の外に達者まし〳〵けるなり、或夜御出入の衆問ひ申は、總じて人のさかやきを致といふ事は、合點の參らざる事なり、頭をやきたる事もなきに、さかやきと申すやといへば、夫に返答はなくて宣ふは、料理にせりやきと云、是はいかんと仰られければ、皆返答なくして、御理屈にあひては、文珠も成申まじと笑て過ぬ、さかやきのひらきはならざるといへども、負は致されずと申沙汰也信綱公言行錄

一　一日九州某の國主より、本多能登守忠常君に唐鳥を贈らるゝ事あり、君元より欲し給はざれば、近

臣等に謂て曰く、戯遊奇弄のごときは、我大に是を好まず、今已に此事に及ぶは、我に厚情を取らんとして、却て我心をいたましむるに似たり、我は學問に日を愛し、德の進まん事をおもふに、終日終夜いまだ足れりとせず、何ぞ餘事を欲せんや、將又この鳥異邦の鳥にして、本邦の土地に放さば、却て彼を毀ふべし、たゞ籠中に畜んや、何れの道にも鳥の心に叶はゞよしとの給ひければ、其道をしるものの曰、たゞ放つにしかずと、よりて籠口を開て雲外に放さしむ（明君文武績）

一　佐倉侍從忠昌朝臣（戸田山城守）若年の時、傲氣強くして節に當らぬ事どもありて、寵愛の妾より起りければ、老臣彦阪與次右衛門といふ者、直諫して此事をやめられ、かつ妾を追れざる內は退出せまじとて、二日が間晝夜危座して、うちもねふらず居られしかば、其妾を追れて萬事正しく改られ一時の名臣となられけり、かくも君臣ともに豪傑なるは、世にありがたき事なり（窓乃須佐美）

一　君（本多能登守忠常なり）平日の行狀、あへて色情內に動かざるがごとし、一人の妾のある事なく、美少年の扈從數輩あれども、酉の樓皷を限りに、自ら命じて宜く、六を打ぞ、子どもは歸宅せよと命を傳て、おのおの下城す、一日重臣何某諫て曰、君は平日公務を事とし國政を論じたまひ、文武の學習間斷なく、須臾も餘事に心を運されず、臣等恐くは君唯壽を得給はざるべき事を、江戶にいまだ嗣も出生ましまさず、いかにもして國に一人の妾を置給はゞ、臣等が幸何ぞ是にしかんや、後なきを以て不幸とする事は、聖賢の道にて候はずや、最遠き慮にて候と、勉て諫言を致しければ、君顏色を正て曰、汝が諫義

にあたれりと雖、人世五十年、日數二萬日足ず、勉て性を盡すは、天地につかふるの義、天壽は天命のまゝにして、何ぞ是を憂とするにたらん、天地の大恩を受て人となり、殊更其榮貴諸侯たり、今人倫の道を盡して、天地に謝せずしては、又何の期をか待べけんや、朝に道を聞て夕に死ともに可なりとはの給はずや、我またこゝに志あり、酒色は愼の最大なるもの也、實子なからんも又天命ならば、私に欲すべからず、かへりて禍を得べし、唯おのれを盡して天命をまつにしかじとて、あへて諫言を容たまはず、重臣等密に議りて、京師より妾をとり入れとも、あへて閨房をかへりみ給はざりし明君文武蹟

一 君は本多忠常なり六月を以て幕府に至り給へば、盛夏炎天の時節、諸士上下其遠路に堪る事を心に勞し苦み給へり、然るに駕輿丁增人を雇ふ事あれば、日々に其雇役相替れり、或は弊衣の者あり、長髮の者あり、貌短少なる者あり。近習等其儀狀の醜きを憚りて、美を擧て醜きを用ひず、君大に制し給ひて、必ず形を以て雇人を擇事なかれ、彼はしばらく假物なり我を駕中に安て舁ゆく程の膂力だにあらば、外事は論ずべからず、我元より容貌を以て人を論ぜず、いはんや雇人のごときをや、かくのごとき小事に泥む時は、大行を害する事ありとて、強く制したまへり明君文武蹟

咬菜百倣錄卷二終

咬菜百做錄卷三

第八

無益の費を省くといへども、有用に臨みては、金銀を惜むべからず、家人を扶助して、人馬兵具の備を嚴重にするは、即武家の儉約なり、又如何に窮乏に迫るとも、武備を疎にして、衣食の用に供する心あるべからず、古今の人此義を守りし言行を採錄して、第八の部とす

一越前ノ淺倉宗滴申サレシハ、大將ハ唯我内ノモノヲ能成立ツ樣ニ、不斷心掛尤ナリ、他所ヨリ能士ヲ高知ニテ新參ニ抱ンヨリハ、家ノ子ニ能キ者ノ出來ル事、是程ナル德用ハナシ、假令バ今千金ヲ得バ大ナル得分ト思フベシ、千石・二千石・乃至萬石ヲ望ム新參者ニ劣ラヌモノ、譜代相傳ノ士ニ有バ、イカバカリノ得用カ難レ計、其遣ヒ立樣ハト云ヘバ、先自分ノ利欲ヲ止メ、私ノ自由ヲ禁ジ、下ヲ憐ミ、諸士困窮ナキ樣ニシテ、文筆・武藝・軍用功者ニ成立ツ樣ニト、晝夜我ガ心ヲ入ル時ハ、自然ト家中ニヨキ者出來ル也、大將身持自由ヲ致シ、下ノ困窮ニカマハズ、利欲ノ心有テ、法度・法令ヲ立テ、日付・横目ヲ廻スト云フ分ニテハ、出來ヌモノナリトイハレシトナリ、誠ニ宗滴ノ言葉、後世ノ師範ナルベシ、宗滴ハ越前ノ太守朝倉左衞門督義景ノ一族、朝倉金吾教景入道宗滴、文武兼備ノ剛將也、世

以テ稱美ス老士語錄

一　大膳大夫大江元就は、每歲正月元日の早天に、手水うがひし給ひて、東方に向ひ暫らく默座したまへり、或年近習の粟屋彌次郎と申者罷出で、元日の御祝儀を召上らるゝ樣にと窺ひけれども、兎角の返事もし給はず、其後兩度まで右の趣を言上しければ、元就其座をたちさりたまひ、彌次郞を召出され、汝元日を祝する道理を知たるかと宣へども、分て申べき事もなければ唯謹で居たり、元就のたまふは、世の愚なるものは惠方を拜し、昆布かちぐりを取て屠蘇酒を汲、壽命長穩、子孫繁昌などと祝して、深き慮なし、我が今こゝろざす所は、元三は年の始、月のはじめ、日の始なれば、寅の一天より起て、一年中の工夫をするなり、たとへば去年を以て今年を思ふに、東國は五穀熟して豐饒なれば、民も其所を得、不慮に兵亂發りても、兵粮に事闕ざるを考へ、西國は旱損し水損にて飢たる色あれば、萬民安堵の思ひをなさず、たとひ兵亂の危に臨まずとも、艱難の救ひに堪ざらん事を計知て、今年萬民を救ふべき行を思ひ、己をせめて儉約を守り、扨又召仕の諸士へいひわたすべき箇條を案じ、他も恨をいはず、我も亦非をいはず、國家安全の用意をなし、事の急なるにのぞみても、上下ともに當惑なきやうに覺悟するを、元日の祝といふなり、されば一年の計は春にあり、一月の計は朔にあり、一日の計は鷄鳴にあり、一生の計は勤にありとぞ宣ひける新武者物語

一　信長美濃ヲ取テ、勇强智謀ノ名アル者ヲ扶持セラル、美濃先鋒衆ト云、ソノ中ニ稻葉・氏江・安藤

ヲ勝レタリトス、稲葉ハ又ソノ最一ト稱セリ、信長紀伊ノ雜賀孫一郎・同若左衛門兄弟ニ說テ降ラシメントス、使ヲ遣ルニ使歸ラズ、其殺サルヽヤ、留ラルヽヤノ間、イマダ分明ナラズ、信長重ネテ稲葉伊豫守ニ命ズ、稲葉則彼地ニ往テ、孫一郎・若左衛門ハ信長ニ降リ、尾張ニ來テ幕下ニ屬スルノ禮ヲナス、此時信長孫一郎ニ問テ曰、初メノ使イカン、孫一郎ガ曰、臣是ヲ殺ス、信長ノ曰、何ガ故ニ是ヲ殺スヤ、孫一郎ガ曰、其人騎步多ク引連レ、兼テ案內ヲモ通ゼズ、馬ニ乘ナガラ我城門ヲ叩キ、信長ノ使ト稱シテ、言誇リ色驕レリ、臣ヲ擒殺セントスル者ナリトオモヒ、本丸ト二ノ丸ノ間ニ入ル時門ヲ閉、前後ヨリ取コメ、コト〴〵討果シ候、信長ノ曰、然ラバ何ガ故ニ稲葉ヲ殺サヾルヤ、孫一郎ガ曰、稲葉ハ其體初メノ使ト大ニ異ナリ、先ヅ五六里前ヨリ案內ヲ慇懃ニ云ヒ、信長ノ使トシテ來ル、臣櫓ニ上テ是ヲ見レバ、馬鞍飾ラズ出立質素ニシテ、步士タヾ十人計ツレテ、城門ノ外ニテ馬ヨリ下リ立、人ヲ殘シ、若黨二人・草履取一人具シ、威儀ヲ正シクシテ徐ニ步ミ來ル、臣大ニコレヲ感ジ、自身門ヲヒラキ出迎ヘ、內ニ招入テ口牒ヲ聞ニ、義理明ニシテ然モ恭敬ナリ、股引ノハヅレヨリ見レバ、布ノ下帶ヲシメタリ、是則身ヲ儉ニシテ、財ヲ武事ニ用ル志ナルベシ、良士風アルニ化セラレテ歸服スト、信長コレヲ聞テ、且笑ヒ且歎ジタマフ（武將感狀記）

一　信長公へ宇喜多八郎より、御旗下にならせられ候の禮として、岡越前を安土へ被二差出一候、十日ばかりも逗留、御能被二仰付一候て御馳走候、御國にて御茶被レ下、又御風呂へも被二召連一候、羽柴筑前

守被ニ仰上一候ば　越前は珍敷下帯を仕しと被レ仰、信長公御意に、備前は長崎手寄なり、純子卷物の類にてぞあらんと被レ仰、筑前守被レ仰候は、布を半分に割、兩方へ引わけ、前にて結申候と被ニ仰上一候、越前謹而申上候は、八郎事西國よりは毛利にせばめられ、東よりは筑前守殿御いぢり被レ成、こまり申候へ共、直家の領分寸地も被レ取候事無ニ御座一、晝夜矢の根をとぎ、鐵炮玉藥を拵へ、武具馬具を心がけ、中々下帯などの嗜は無ニ御座一候、今度八郎御旗下に相成候上は、向後筑前下帯にまけ申間敷と申す、信長公御意に、越前が口上聞届たり、八郎が領分へ誰も蹈込事不ニ罷成一候は、常々嗜甚つよき故と御褒美なり、扨岡は備前へ罷歸、御馳走品々物語致し、次に一生の耻をかきたり、御風呂へ被レ爲レ召罷出候處、上方侍は卷物又麁相にても絹を下帯にする、拙者は布を仕、面目次第もなかりしぞ、來春殿樣上方へ御出の御供中、何かを置て絹の下帯不レ持しては、公儀はなりがたく候、身共も其節の晴にと存じ、京都より紬を一端買候、是にて親子の晴をせんとの嗜なりと申候、此ごろまでは諸國如レ此質素にて候よし（士談會稿）

一　岡越後最初左内と號し、蒲生氏郷につかへ百五十石賜る、常に草履をつくり賣る、この故に諸傍輩も其卑劣なるをにくめり、小田原陣の時、金七枚出して馬を買ふ、家中馬揃の時第一番なり、氏郷彼が嗜を感じて三百石になし、所々において武功あり、終に壹萬石を領す、後景勝につかへ、摺上川合戰正宗と太刀打仕る、武功によりて錦の羽織を賜る、其後越前につかふ（士談會稿）

一　岡野左内猩々緋の羽織、政宗と太刀打せし太刀跡二ッあり、金糸にてぬひ合せて其あとをあらはす、其後景勝米澤へ所替の時左内浪人する、政宗三萬石くれ可レ申とて呼被レ申候へども、左内は蒲生家に名染有レ之候て、仙臺へは不レ行、蒲生秀行會津へ六十萬石にて歸住し玉ふ時、左内壹萬石にて出る、蒲生家にては名譽の士なり、無レ隱福人にて、關東御陣のおこり候時も、永樂錢壹萬貫景勝へ上げ、御事は缺れ間敷候へども、其下々に被レ下候へとて差上る、三十兩・五拾兩・百兩・貳百兩諸傍輩へ借す、常々月に二三度、大書院一面に大判・小判壹萬を敷ならべ、其中に枕して、金銀をながめなぐさみにする、世人さて〳〵見苦敷事なるかな、侍の心入れにてはなしと嘲り批判せり、あるとき近所に喧嘩出來て大事に及ぶ、左内は其折から、例の金を書院に敷て見る折なるに、此の樣子を聞くとひとしく、秘藏の正宗の刀を指、彼所にかけ付、一日二日取あつかひ無事にする、其內に彼所に晝夜有しか共、宿に取ちらせし金銀の事を少も不二申出一捨置たり、其後左内が志を、世不レ感と云事なし、馬取の中間何とかしてか持たりけん、黃金壹枚所持しけるを、左内聞て、己は奇特なる者なり、上下共に金銀を不レ持しては、すり切て武運も不レ成、心懸も不レ叶、よく祉金を持しとて、褒美に黃金十枚とらする、此左内後は岡野越後守と云、蒲生下野守忠鄕に奉公して、病死する臨終に、常々御影にてたくはへ候とて、金子三百兩に正宗の太刀一腰添て、遺物に下野守へ差上候、舍弟中書殿へ三千兩と景光の太刀、貞宗の太刀を進上する、其外五兩・十兩・五拾兩・百兩、諸傍輩へ遺物に遣し、日頃かし置候證

文借狀共挾箱一ツ有しを火中して、扨正念にして死亡せりとなり、其子左右衛門尉相續で壹萬石領し、猪苗代の城主に被₌申付₋、其子源五郎が浪人する、元來より切支丹宗門にてころび候へども、實は不レ知、夫故源五郎奉公不レ成して、大津の三井寺にて病死する、右左内が正宗に勝負せしときに着たりし角榮螺の兜は、南蠻の伴天連より音物にもらひたる物なり、源五郎死去の後は、其下人共左内が鳩胸鵐口の具足、並角榮螺の兜をもち、紀州へ下り候處に、布施佐五右衛門と申仁買求めたりし由、三井寺の衆徒物語なり 武邊咄聞書

一 岡野左内は上杉家ニテ、一萬石ノ采地ヲ領シ、隱ナキ武功ノ士ナリ、上杉家ト伊達家ト、奥州松川ニテ合戰ノ時、殊ニ武功アリ、其後上杉家米澤へ所替仰付ラル、會津ヘハ蒲生下野守秀行六十萬石ニテ歸住アル、岡野左内ハ一萬石ヲ領セシガ、此トキニ浪人トナリシヲ、政宗渠ガ武勇ヲ感ジ、三萬石ヲ與ヘ召抱ヘント望マレシカドモ、岡野曾テ承引セズ、松川合戰ノ遺恨アレバ、某ヲ召抱ヘテ首ヲ刎ントノ術ニヤアラン、油斷スベキニアラズトテ、元來蒲生氏鄕ノ家人ナリ、シカラバ再ビ蒲生家へ歸參シテ猪苗代ノ城主トナリ、岡野越後トゾ號シケル、去レバ松川合戰ノトキ政宗ト相戰ヒ、猩々緋ノ羽織ニ政宗ノ太刀痕ノ肩ニ一ツ、腰ニ一ツアリケルヲソレヲ縫合セテ、金ノヨリ糸ヲ以テ切リ目ニ縫フクミケルヲチヤクシ、上杉殿御赦免ヲ蒙リ、上洛シ玉ヒシトキニモ先ヲ乘ケルトカヤ、世ニカクレナキ大福裕ノ者ニテ、金銀ヲ夥シク蓄ヘ、諸國ニ藏屋舖ヲ持テリ、會津ニテモ書院ヨリ次ノ間マデ

黄金ヲ數双ベ、其上ニ座シテ是ヲ見物シテ慰ミトセシコト數度ナリ、去ルニヨッテ是ヲ見聞キケル者共、左内ハ金銀ヲ弄ビ物トセリ、利慾ヲ宗トスル町人ニモ劣リタリ、何事ニテモアラバ、金銀ニ心ヒカレ臆病ノ働キスベシ、哀レ勇士ノ瑕カナト是ヲ笑ヒ合ヒケルガ、或トキ又越後守廣間ニ、寸地モ餘サズ黄金ヲ積ナラベ、心ヲ慰ミ居ル處ニ、我組ノ者ドモ口論ヲ仕出シタリト告來リシカバ、岡野是ヲ聞ヤ否常々秘藏シケル鹿毛ノ馬ニ打乘リ、馬飛セテカケツケ、其處ニ居ルコト一日二夜、事ユヱナク終ニ扱ヒスマシケリ 其トキ彼廣間ニ双ベタリツル黄金ヲ其マヽ打捨テ置テ、一日二夜ガ間ニ彼ノ黄金ノコトヲ家人共ニモ云ヒツゲズ、何ト思ヘル氣色モナシ、皆人扱ハ岡野ガ金銀ヲタクハヘタルハ、武勇ノ用ノタメ計ニシテ、金銀ニ慾ハナシトテ、始メ誹リシ者ドモモ却テ是ヲ感ジケリ、此タビノ一亂ニモ、掛硯ニ金銀ノ帳アリシヲ、我討死ヲトゲナバ燒捨ツベシト云ヒツケ、永樂錢一萬貫ヲ上杉殿ヘ指上ゲ、御事闕ハアルマジク候ヘドモ、某ハ明日ヲモ存ゼヌ命、討死仕リ候ヘバ入リ不レ申候トゾ申ケル、永樂錢一萬貫ハ黄金一萬兩ニ相當レリ、其外傍輩中ヘモ金銀ヲ分配シ、陣用意ヲセサシトゾ、大將ヨリ出陣ノ觸アルトキ、毎度藝者ヲアツメ、我ガ子ノ左衛門ニ能ヲセサセ、日ゴロトニ是ヲ見物シ思フコトモナゲニ笑談シテ樂メリ、諸傍輩ハ是ニ引替、馬。物ノ具。弓ヨ、鑓ヨ、鐵炮ヨ、火藥ヨト騷動ス、左內ハ空ウソブヒテ、某ハ常々武道ヲ嗜ミ候ユヱ、只今出陣仕トテモ、支度スベキ事モナシ、各ハ常ニ泰平ノ思ヒヲナシ、能ヨ、囃ショ、又ハ連歌。茶ノ會ナンドトテ、ユタカニ暮シ玉フユヱ、陣觸ヲ

聞テオドロキ、俄ニ支度ヲシ玉フニヨリ閙シクナリ候、某モ亂舞等ノ遊興ハ好ミ候ヘドモ、皆諸方ヘ藝者ドモヲ招キ寄セ玉フユヱ、隙ナクシテ參ラズ候、其レニ陣觸アルヤ否、皆々出陣ノ用意ニテ、藝者モ隙ニ成リ候ヘバ、某ハ一入ニ能ヲセサセ慰ムナリ、明日ハ早討死センモ知ラザル身ニテ候ヘバ、浮世ノ思出ナリト存ジ、慰ミ候也トゾ笑ヒケル、其後左內晚年ニ及ビ病死シケルトキ、黃金三萬兩・正宗ノ太刀一腰ヲ主君蒲生宰相忠鄕ヘ、遺物トシテ獻上シ、黃金三千兩並ニ景光ノ刀ハ、宰相殿ノ舍弟中書殿ヘ、其餘諸傍輩ヘモ其々ニ、或ハ金銀茶入墨跡、又ハ脇指以下遺物トシテツカハシ、諸人ニ金銀ヲ借置タル數年ノ借狀、其挾箱ニ餘ルバカリアリケルヲ、一ツモ殘サズ燒捨シトカヤ、天晴希代ノ勇士ナリ、嫡男左右衞門ハ蒲生秀行ニ仕ヘテ、君寵ヲ得タリケルガ、秀行卒去ノ時殉死ヲトゲズ、其子岡野源五郎ハ蒲生宰相忠鄕逝去シ玉ヒシ後、舍弟中書殿十八萬石ニナリ玉ヒ、豫州ヘ移リ玉ヒシトキ、浪人トナリテ江州三井寺ニ蟄居セシガ、其後京都ニ住シ、終ニ病死シタリシナリ武家盛衰記

一　井戶龜右衞門ハ初メ小野木縫殿助ニ仕ヘ、江見源三兵衞ヲ討取タリ、後ニ細川越中守忠興入道三齋ニ仕ヘテ、祿二千石ヲ受タリ、增田藏人ト知音タリ、是增田ガ父死スルニ臨テ賴置シニ依テナリ、增田ハ祿六千石、家常ニ困乏ニシテ一金ノ貯モナキ事アリ、井戶度々諫レドモ、尤ト請ナガラ更ニ其證驗ナシ、增田一年江戶ニ往テ歸ルニ、井戶歸路ヲ謀リテ上リ、桑名ニテ行逢タリ、步者ノ健ナルヲ十人バカリ連レテ、馬ヲ乘立テ通ルニ、增田見テ何故ニ今江戶ニハ赴カルヽゾト問ケレバ、頓テハナ

バナシキ事ヲ見スベシ、一言ノ間モ惜ムゾ、其故ハ早ク小倉ニ至テ問ハレヨト云捨テスグレバ、增田馬ヲ引返シ、井戸ガ跡ニ乘ツキ、日來ノ知音ハ此時ナリ、竊ニ我ニハ告ラレヨトテ、從僕ハ皆跡ニ下ゲ、只一騎一里バカリ慕行ク、井戸其時馬ヨリ下リテ、片時モ先ヲ急ゲドモ此上ハ申スベシ、大阪ニ色ヲ立候、君モ近日御出船アルベシトノ陣觸アリト云フ、增田大ニ驚キ、吾少シノ貯モナキ事ハ、貴殿ノ兼テ知ル所ナリ、何トシテ人並ニ出陣ヲモスベキヤ、殊ニ江戸戻リナレバ、小倉ニ行ツクニモ金銀足ラザル程ナリ、唯爰ニテ腹切ンニハシカジト云、井戸イヘルハ、常ニ軍役ヲカヽシ、君ノ祿ヲ空シテ、又爰ニテ犬死センコト何ノ益ゾヤ、從者ヲ扶持スル儲ナクバ、唯一騎敵ニ遭テ討死セラレンマデゾ、然レドモ死シテ人ニ笑ハルベキノミ、加々山隼人ハ貴殿ト同ジ知行ナリ、兵船數艘、騎歩三四百人、不日ニ打立ベキ用意ナリ、貴殿コレニ劣テハ口惜カルベキ事ナリト云フ、增田答フル所ヲ知ラザレバ、惘然タルバカリナリ、稍アリテ其難儀ニ迫リタル色ヲ察シテ、先ノ言ハ僞ナリ、然トイヘ天下既ニ亂ノ萠アリ、時安ケレドモ危ヲ忘レザルヲ武備トス、夏日衣ヲ製シテ寒ニ備ヘ、晴天ニ傘ヲ張テ雨ヲ待ツ、凡物豫セザレバ遽ニ應ゼラレヌ理ナリ、明日ニモ此變アルマジキニ非ズ、モシ冑ノ緒ヲシメ、鎗ノ柄ヲ握ル事出來レバ、必如レ此驚カルマジト強ク諭戒シケレバ、井戸ガ爰マデ來リシ深恩厚情ヲ感ジ、又其言ノ切實ナルヲ以テ、終ニ驕ヲ抑ヘ儉ヲ守ル事三年ノ後、果シテ大阪ノ亂アリ、增田六千石ノ格ヲ闕ズ、一陣ヲ務メタルハ井戸ガ力ナリ（武將感狀記）

一　山内對馬守は東方無二の御味方なり、元は山内猪右衞門といひし人なり、内室は齋藤家の娘なり、細川越中守内室の自害の後に、對馬守内室より對馬守（時に小山在陣なり）方へ使を遣はし、其使夜中に小山に至る、對馬守其狀を封のまゝ、内府公の御陣へ持參してさし上る、披きて上覽ありしに、内府御供のうへは、關東方たるべき事勿論にて、我等こと御心懸りにこれ有べく候、かならず御氣遣なく、無二の御忠節專要に候、上方においていかやうの儀其元へ風說ありとも、御氣遣なく御心に懸給ふべからずと書たり、内府公内室の貞信、對馬守の封ながら持參の忠志を甚だ感じおぼしめして、後に御取立成されけるとなり、猪右衞門小身の時には北國陣の催促ありしに、手前すりきるゆゑ、軍役等とゝのはず難儀いたし、是非なく切腹せんとて内室に遺言などをせられけるに、内室いかがせんとおもひ煩ひ玉ひけれども、すべきやうなく、あきれ果て居玉ひけるが、思ひ出したることあり、我等の母のたて給ふとき、なき跡の形見とて唐の鏡を賜はり云玉ふには、此鏡の底を何やうの事ありとも、かへして見ることなかれ、一命絕するほどの事あらば、其時ひらいて見るべしと申されたり、唯今自害せんとの玉ふは此時なり、いざひらきて見んとて取出しけるを、猪右衞門は何事かあらんと思はれけれども、鏡を取出して底を見るに、別の事なし、内は梨子地にて、外は高蒔繪なり、打返し〳〵見るに、其恰好よりは重かりけるゆゑ、不思議におもひ、外と内との寸を取て見れば、底餘ほど厚し、さればこそとおもひて、物に當て端をたゝきければ、内の方に少しすきたるやうに見ゆる所あり、いよ〳〵不審に

おもひて、ひたものたゝきければ、又底にて其中に黄金二枚入置たり、夫婦ともに悦入玉ふこと限なし、此金を以て軍用意とゝのひ、北國にて比類なき働きあつて、立身ありけるなり、内室に子息なし、終に妾をも置玉はず、生德實體なる人なり、軍功度かさなり、土佐一國の主となり玉ひぬ、其節諸大名人質を上けるに、藤堂佐渡守より人質を出し、初め對州も出すに成ける時に子なし、内室拾ひ子をいたし、側にて不便に寵愛せられ、其ころ十三才なり、禿にして置、實子のごとくにいたされけり、人々家とくたるべしと申あへり、家老どもかの子息を人質に御出し然るべしと申ければ、内室は家老どもを呼で申されけるは、外に對馬守殿御子息は是なきかと尋られければ、實子はなきよしを申に、左もあらば尤なり、今までは我等を遠慮して、脇腹に實子あれどもかくし玉ふとおもひしなり、是は家老どもの油斷なり、小身なるものはさやうの事にもあるべし、大名の實子なきやうにいたすは、各の不覺悟なり、家中の爲をおもはざる故なり、遠慮も事もよるべきぞ、不屆至極なりとて、さん〴〵にしかられたり、扨其上にて甥にてもなきやと問玉へば、御弟修理殿の子息是あるよと申せば、内室それこそ幸なり、其子を人質に出し候べし、此養子を我等愛するによつて、人質に出す事を辭退するとおもふべけれども、左樣の心得にてはなし、渠が父いかやうの賤しきもの成も知れず、夫より家督に立て、諸侍のかしらにせん事本意にあらず、出家させ菩提のためにせんもおもふての事なれば、此子は出家にするぞとて、其座にて髮をはさみ申されたり、誠に貞女の則にも成べき人なり、夫ゆゑに修

理子息を人質に出し、後に土佐守忠豊といふなり、かの養子出家して、妙心寺にて昌南といひて、かくれなき出家成と古老の物語なり校合雑記

一　山内土佐守一豊は、はじめ織田家に仕へたりけり、東國第一の駿馬なりとて、安土に率來て商ふ者あり、織田家の士是を見るに、誠に無双の駿馬なれど、價餘りに貴しとて、求むべき人無レ之、徒に率て歸らんとす、一豊其頃は猪右衞門と云し、此馬望みに堪兼たれども、いかにも叶ふべからざれば家に歸り、貧き程口惜き事はなし、一豊奉公の初に、天晴かゝる馬に乘て、屋形の前に打出べきものをと獨言しければ、妻つく／＼と聞て、其價はいか計にて候かと問ふ、黄金十兩とこそ言つれと答ふ、其馬求め給へ、料をまゐらすべしとて、鏡の奩の底より取出して、一豊が前に指置たり、一豊大に、驚き、此年頃身貧して苦き年のみ多かりしに、此金ありとも知らせ給はず、心强くも包み給ひけん、今此馬得べしとはおもひも寄らざりきと、且悅び且は恨む、妻仰の旨理りにこそ候へ、去りながらこれは、このわらは此御家に參りし時、父此鏡の下に入れ給ひ候て、あなかしこ尋常の事に努々用ゆべからず、汝が夫の一大事あらん時にまゐらせよと戒め給ひ候ひき、されば家の貧きも世の常なれば、堪忍びも過ぬべし、誠に此度京都にて馬揃あるべしと承れば、此事天下の見物なり、君もまた仕への初めなり、よい馬召して見參せさせましまさんと存候てこそ奉れといふ、一豊悅ぶこと限なく、頓て其馬求めてけり、程なく京にて馬揃ありし時、打乘て出しかば、信長大に驚き、天晴馬やとて事の由を

開給ひ、東國第一の馬、遂に吾方に牽て來りしを、空しく返さんは口惜き事ぞとよ、それに年頃山内は久しく浪人してありしと聞く、家も貧しからんに求得たるは、信長が家の耻を雪たる上、弓箭とる身の嗜、是に過たる事やあると感じて、是より次第に用ひられしとぞ常山紀談

一　加藤清正家中へ申出さるゝ七ヶ條の內に、衣類の事木綿つむぎの間たるべし、衣類に金銀を費やし、手前不レ成旨申者、可レ爲ニ曲事一候、不斷身上相應に武具を嗜み、人を扶持すべし、軍用之時は、金銀可レ遣事清正記

一　加藤肥後守清正領國ヨリ上リ、於ニ大阪一秀頼公ニ謁シ、駿府ニ來テ源君ニ謁ス、饗應アリテ後、酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝等倶ニ談話ノツイデニ、肥州ニ意見仕タキコト三有レ之候　御承引アルベキヤト申サレケレバ、清正意見トアラバサゾ道理正シカルベク候ヘドモ、聞ヌサキニハ是非決シガタシト答ラル、サラバ申サン、領國ヨリ御上リノトキハ、先直ニ江戸ニ御通リアリテ將軍ニ謁セラレ、歸路ノ節大阪ニ至テ秀頼公ニ謁セラルベシ、是一ツナリ、鬚髯美ナレドモ、長ク多フシテムツカシゲニ見ユ、剃棄ラレバ快ヨカランカ、是二ツナリ、遠國騎馬三百許ツレラルヽコト費モ少カラジ、御家來モ勞働察入候、靜謐ノ世何事ノ候ハンヤ、今ヨリ三十騎ホドニテ往來可レ然カ、是三ツナリトゾ申サレケレ、清正思召寄ノ御意見忝ハ候ヘドモ、皆許容イタシガタシ、其故ハ吾一僕ノ賤士タリシヲ、秀吉公ノ高恩ニヨツテ、今大國ノ主トナル、生涯ノ間ハサテオキヌ、死ストモ朽ベカラズ、二心ヲ不

レ持シテ秀頼公ニ報ント存ズル外他事ナシ、江戸ヲ先ニシ大阪ヲ後ニセバ、武夫ノ忠義ヲ士芥ニシタルニ候、各意見ヲ承引シタルトテ昵ヲ結ルベキカ、然ラバ各ノ親朋誰カ固ク執リ正ク守ラン、鬚ヲ剃事ハ中々易カルベク候ヘドモ、是ヲケナゲト云テ好ム習ニ候、其上忍ノ緒ヲシメ候ニ、數月ノ陣ニモ顧不レ痛便ヨク候、事ナキマデモ事アラント存ジ、武備ヲ忘レザルヲ家職ニスル者、小事ナレバトテ忽ニスベキ道ナク候、家來多クツレ候事、或ハ躁動ヲ鎭ル便、或ハ盜賊ヲ執役ニサヽル事アルマジキニアラズ、其時ニ臨デ領國マデ人衆ヲ呼ニ可レ遣ヤ、微勢ニ候トテ可レ辭ヤ、騎馬三百アラバ、假令イカナル强勢ノ中ニモ、容易ク鋒ヲ挫レジ、自分ノ奉養ヲ儉約ニシテ、此ニ貨財ヲバ聊惜ムベキニアラズ、各是ヲ費トナラバ、珍味珍器ノ爲ニ金銀ヲ棄ラレン歟、徒ニ藏シ積テ商賈ノ業ヲ學バレン歟、此等ハ皆兼テ忠義ヲ專ニスル故ナレバ、愈力ヲ添ラルベキ處ナルカ、却テ沮ラルヽノ條不審ク候トテ、遂ニ不レ用レ之志士清談

一 或時如水長政公出仕日に表へ出給ひ、家老衆中諸物頭、其外諸士御目見終て後、御一座にて大身小身共に、諸事分限相應の身持覺悟油斷すべからず、家作衣類諸道具等に至まで、身代より彌輕く調へ、勝手相續奉公無ニ懈怠一勤る分別肝要なり、平生の食物猶以成程輕く、假初にも美食を好むべからず、內證逼迫に及びぬれば、おのづから不奉公に成行、義理に違ひ、若自然の事あるときは、出立べき手立もなく、耻を得るものなり、不レ行して不レ叶儀なれば、人並に出るといへども、中々見苦しき

有様なり、其覺悟の善惡は、兼ての仕様によるべし、武具は武士第一の道具たりといへども、是も平生詮議を詰、身代道具無用たるべし、其故はいかに武具を餘計所持するといふとも、身代相應の人を扶持せざる時は、持せて行べき手立あるまじ、然る時は費となる物なり、此ゆゑに平生遂ニ吟味一用に立べき程武具を考、念を入調べし、身代過分の武具を拵かざり置ば、皆是名聞にかゝる武士のなすわざなり、名聞は還て逼迫の本と成ものなり、但かくいへばとて、武具を疎にすべきにあらず、分限相應に拵置、用に立分別肝要なり、身代相應より多ても、苦しかるまじきは下人なり、乍レ去是養ひ可レ置下立あらば可レ然、左なくば無用たるべし、馬も相應に持べし、伊達馬風流の馬好むべからず、用に立べき馬肝要なり（黑田家老士物語）

一　池田輝政卿は播備淡三國の主にておはしながら、臺所向奥向の入用、世間の三萬石ばかりの大名のごとく、至極に手輕く、何ひとつ物好もせさせ給はぬは、老臣ども餘りに儉素に過させ給ふとうかがひ候、近年世間も穩に趣たれば、少しは慰み給ふ事もあるべきものをと申上れば、各申すごとく身分にしては、儉素に過たれども、かくあらでは家來多く召抱る事かなはず、今世も靜にはあれど、又如何なる御大事の事出來まじきにもあらず、其時のため此上にもほしきものは武士なり、猶も入用を省きて、人を多く抱なんは、予が樂みなりと仰られし、そ故に今がに於て、備因二國は高に過ぎて、家士多き事予が知る所なり（思出草）

一　成瀬吉右衛門ニ子息隼人銀子二十枚持參シテ、御老人ノ事ナレバ、是ニテ口ニ叶ヒ候モノヲ召サレヨト云、吉右衛門其銀子ヲ紙ニ入テ釣置テ、美食ヲ好マシキ時ナガレバヨク候、此銀ハ何ゾ入ルベキ事アルベキモノヲト申サレ候、扨大阪冬ノ御陣ノ時、隼人正ト伊豆守ニ向テ、吉右衛門申サル、ハ、來年ハ定テ御出陣タルベシ、兩人モ御供タルベシ、折角良馬ヲ求テ、兩人モ御供タルベシ、折角良馬ヲ求テ乘レトテ、金二十枚ヅヽ遣ハシ候由武功雜記

一　松平伊豆守は諸大名より獻上の御殘、其外間々にも國の名物、又は江戸にても初物にあれば、音物ありけるゆゑ、毎度實父大河内金兵衛方へ被二相送一けるを、即刻町人へ賣渡し、此代年々積り、金高になりければ、大體小身士の着料程の貸具足三十領をおどし立、伊豆守へ被二相送一候、豆州驚入被レ申、早速禮に被レ參、不二存寄一忝仕合に候得共、大分の御物入は、小身にて痛入候と被レ申候へば、會て自分の物入にては無レ之候、是は年々足下よりは初物は十日・廿日おそく給候へば、心安たべ申事に候故、其時々に金に致し、ため置候て如レ此に候、定て貸具足も御不足あるまじけれども、大身の御事、其上段々御立身候へば入申事に候間、御受納候へと被レ申、豆州禮を御申被レ歸しとなり難波集

一　武藤修理亮は武田信玄につかへて、鑓を合せる事三十七度、分捕功名數しらず、信玄・勝頼二代の感狀を得る事四十二通あり、勝頼戰死の後小田原に行、關東の人に千騎に一騎と譽る丶働度々あり、小田原北條家滅亡の後浪牢せしが、福島左衛門大夫招き給ひて、三千石の所領をあたへ給ひけり、關

東一戰の砌、度々の功名あげて數がたし、元和四年正則滅亡の時、又浪牢の身となり、大津浦に貧くくらし、馬の轡をつくり世渡とす、折ふし上手にて馬士ども武藤轡いひて用ひけり、人皆是を笑ふ、或人諫て曰武具馬具を沽却して、世渡の助とし給へ、武藤轡と名を呼は耻なりといへども、かつて聞いれず、果して加賀の利常卿より三千石をたまはり、武藤轡の耻をすゝぎ、一生鑓の場數をいはず、老年を終る（新武者物語）

一　紀州賴宣卿勝手不如意にて、家中知行四ツ物成の上を御借り被レ成、萬事儉約可レ仕と被二仰出一候得共、人馬の減少の沙汰なし、諸士迷惑仕候間、人馬減少之儀被二仰付一候へと奉行申上る、賴宣卿被レ仰候は、持詰さすべし、人馬減じ候その出日にて、勝手の便にすれば尤なれども、人馬を減らさせ候はゞ、其出日にて己が內證の奢を向々にて可レ仕事、鏡に寫すがごとし、四つ物成の上を差上、人馬を持候へば、奢度とも不二罷成一事なりと被レ仰候、三年目に御赦免可レ有と被二仰出一候時、今二年其まゝ被二召上一候はゞ、御勝手に能候と奉行申上る、御意には、三年と定めたる所、少しも不レ可レ違、其子細は明日にも合戰に及ぶ時、士足輕まで一命を輕じ働候へ、手柄次第に御加恩御褒美可レ有レ之、下知する時に諸人承り、上ゲ米三年にて免すべしとの約束も僞なれば、また是も僞ならんと諸人存候ては、下知も不レ聞、一大事を取失ふ所なり、僞をいへば天道にそむく、春夏秋冬の節、紅花黃葉次第天に僞なし、天下に生るゝ人倫、なんぞ天道にそむかんやと被レ仰、上ゲ米御免ありけるとぞ（紀州賴宣卿言行錄）

一　尾張黄門吉通卿元祿十二三年ノ頃ハ、イマダ宰相中將ニテマシマシケル、元祿ノ末ニテモヤ有ケン、祖父光友ノ大納言以來二代ノ儉約、トリワケ此御代頻リニ簡略ツノリテ、御家督ノ後家司ノ面々、合體シテ詮議ノ上ニ、輕卒ノ年老タルハ無用ノモノナリトテ、二百餘人暇ヲ出シケリ、吉道卿殿コレヲ聞召シテ家司ヲ集メラレ、仰アリケルハ、凡ソ簡略ト云フハ、國家ヲ續ク爲メノ助ナラズヤ、輕卒ト云フトモ、先代以來我ガ家ニテ、年ノ寄シ者ナラズヤ、人ノ壯ナル間ハ召仕テ、今老タル者トテ暇ヲクレナバ、難儀センコト嘸ト思ヒヤラル、ナリ、我六十萬石ノ身上サヘニ、三代ノ不如意、面々ガ存ズル所ナリ、增テヤ彼等年壯ナラバ何方ヘ行テモ、又一己ノカセギモ有ベシ、年老テ輕卒ノ用ニ立ガタキトテ、此家ヲ出スホドノモノヲ、唯ガ召抱ヘンゾ、其上二百人ノ者ドモ妻子モアルベシ、何處ノ人コレヲ育ハン、幾千人ノ難儀ハカリガタシ、一己ヲ易クセントテ、數千人ヲ損スルハ不仁ノ甚シキナリ、彼等ヲ扶持シタレバトテ、我家ニ左程ノ不益ト云フコトモアルベカラズ、只簡略ト云フバカリニ心付テ、上下一致ノ處ヲ心付ザルヤ、人ヲ持テ上ノ御用ニモ立ツ心持肝要ナリ、其方ドモ僉議ノ上ノ事トハ云ヒナガラ、二百人ノ者共ヲ召歸スベシトノ仰ナリ、ソレ下々ホド骨折ルモノアラジ、上ト下トハ敷居ト鴨居トニ同ジ樣ノモノナレドモ、鴨居ハ上ニアリテソノ痛スクナシ、敷居ハ下ニ在テ働ツヨク、物ニアタルコト限ナシ、同ジ木ナレドモ、鴨居ヲモツテ敷居ニハナラズ、老タル輕卒ドモヲ士ニハナシガタシ、唯養ヒ殺スノ所、上ノ慈仁タルベシトノ仰ニ、サスガノ家司老臣ドモ落涙シ、誤

入タル旨ヲ申シ、二百人ノ輕卒ヲ悉ク召歸サレケリ（鳥有秘記）

一　井伊掃部頭澤山にて遠乘に御出被レ成候とき、ある侍家作りしか〴〵も無レ之屋敷へ、掃部頭殿馬をのり入、御覽被レ成候へば、百五十石とり侍るなり、此侍を御召被レ成、知行三百石に被二成下一候とき、其仰渡に、家居見苦しくして、人馬身體に過て所持、感じ被レ召候、山崎甲斐守が家中之様に、屋宅ばかりしきりにきれいにし、自然の事有レ之時は、屋に乘ては出られまじきぞと被レ仰候故、家作分限に過しものは、御首尾あしき様に御座候ゆゑ、家居結構にせし侍は、身持苦しく覺たり、夫より家中のおごりしづまる（道齋聞書）

一　井伊掃部頭直孝、アル時何某トカヤ云家中ノ侍、家居見苦シケレドモ、鮮ニ嗜ミタル男ノ馬ノ湯洗スルヲ見ラレテ、掃部頭乘入リ身上ヲ尋ラル、百五十石ト答ケリ、此者家宅ハ繕ハズ、武具馬具美々シク、一騎ノ出立ヲ嗜ムコトヲ感ゼラレ、一倍ノ加增シテ遣ハレケリ（鳥有秘記）

一　井伊掃部頭彦根にて、內樂身上に過たる家作したるを御覽じて、亭主を屋敷門の前へ御呼出し、何とてヶ様の大儀なる作業いたされたるぞ、迚もの事に武具を御見せられよと御申候へば、馬鞍・弓・鐵砲・鑓等、此外具足ありとあらゆる武具ども取出し被レ掛二御目一、掃部頭御覽じ、殘所なき次第とて、米貳百俵被レ下候、此米を屋敷前の大道に積置き、諸人に見せ被レ申候、此由掃部頭被レ爲レ聞、尤なる請様かなと感じさせられ候よし、此後餘人作事無レ之よし（聞見集）

一 侍小路を掃部頭御通被レ成候に、小身なる侍衆の屋敷門の前より、家内を御見入被レ成候處に、前かけしたる女房手桶に水をもち、馬ふねに入れて飼候を御覽じて、家主女房が問て參り候へとて使を御やり候處、女房御返事に御面目なく候へども、小身者の事にて候へば、馬かふ男居合不レ申、手づから馬に水かひ申候と申候へば、事々しく御ほめ被レ成、何やらん被レ下候（聞見集）

一 烈公大阪の町人鴻之池といふ者へ、始而御借銀被二仰付一候、鴻池備前へ來り御作廻之儀を承り、是にては始終御差詰り可レ被レ遊候間、御家中御免引被二仰付一、唯今の内左樣御儉約嚴敷被レ遊候はゞ、始終の御取繼に相成可レ申候、左樣候はゞ、當時御入用は何程にても請込可レ申と申、此段池田大學罷出被レ達二御耳一、烈公御庭に被レ成二御座一、大學奉レ窺度事御座候と申上る、公何事と、夫より申候ても濟事なら可レ申と被レ仰に付、右之趣を申上るに、何の御意も無レ之候ゆゑ、大學御緣に半時ばかり居たりしかば、此度は鴻池へ用事申付間敷候、早々上方へ登り可レ申と被レ仰、其跡にて仰に、鴻池へは借銀の事を頼みけれども、家中の免相談は可レ賴事にあらず、何と心得候哉、總じて家中免引等心安く申付候事不レ成事に候、戻し鹽の無き物なり、手間不レ入して仕安きに、今年不足家中免引、今年もまた免引と云樣に成、且役人ども怠り出來、家中は息も不レ成樣に可レ成と御意被レ成しとなり、誠に御名將の御一言と申傳ふべき（烈公遺事）

一 備藩の日置豐前は、大阪陣にも勤勞あり、險難つぶさに知れる故、其儉約質朴にて、武備缺る事

なし、其子若狹も又父の遺風を失はず藩史實錄

一　小笠原右近大夫忠貞、寛永九年死去ありて、息兵部大夫家督相續の所に、又程なく死去なり、依て弟忠雄へ半知に減じ、別に被㆓召出㆒由なり、此時家中知行配分ならざるに付て、家老島村主計・伊藤玄蕃云、先祖譜代の外、武功の士ばかり殘し置、新參之分不㆑殘暇出され可㆑然よし申す、忠雄云、家老ども十分非なり、新參者を暇遣さば、時分がら浪人はやらねば、忽渇命に及ぶべし、又關原・大阪或は先祖より覺あるものは、大名方へ壹人ヅヽ無心申さば、本知までにせなくとも、難儀成まじと思ふなりとの事なり、何も泪を流し感じ奉りて、悉く知行さし上げ、一兩年簡略仕たり、程なく右近大夫に御返し、拾五萬石豐前小倉へ所替なり備陽武義雜談

一　水野監物忠善及㆓老衰㆒家臣等申て云、御老後には若き女を以て御手足按摩するは御養生なりと申、京都へ申て被㆓召寄㆒候はゞ可㆑然と云、忠善が云、各が申處忠善なる異見尤大悅なり、金銀いかほど可㆑入やといふ、輙く仕候ても貳百兩ほど可㆑入と云、則其使に我氣に入たる馬使の者を召寄せ、金貳百兩渡し、是を以て京都へゆき、女を買來れといふ、則奉㆑畏候とて退んとする時、暫待てといふ、眉をひそめいふ樣、女は無用の費なり、畢竟養生にならず、汝信濃へ行き、手足がんぜう成る駒買來れ、是養生になるべしと云、此忠善は極寒に衣一ッ着、重ね着せず、常に武にのみ心を碎く人なり、江戸御門番の節も、番所に屛風を不㆑立して、幕を以てかこふ、少しの事も氣を付し人なり諸將物語

一　大火事以後、諸事御儉約被仰出、其節酒井雅樂頭樣・稻葉美濃守樣は、御家中へ人馬の減少被仰出候事、御心得違にて候、此節ヶ樣の儀は、諸大名旗下の手本になり候へば、外の儉約とは違ひ、大切の事に候由被仰候て、暫過候て阿部豐後守忠秋公には、貳百石以上馬持可申旨被仰出、格別の思召にて候石岡道是覺書

一　京極刑部少輔高知、播州立野を領せり、國用甚乏しかりければ、公儀の事は堀田若狹守に計り、藤堂大學頭高次・高次の長臣岡七郎兵衞定次相加はりて評議し、新參の士に年を限りて、永く暇を出すべきとの事なり、佐々九郎兵衞光長老ぬれども、思慮あるものとて呼れければ、江戸に行き藤堂・堀田に相會す、議定の始終書記して佐々に見するに、是は存もよらざる事なり、是非新參の面々に暇を出して、賑はさるを見んとならば、祿の多き者然るべし、かく申す佐々一人が祿數十人より多し、流落すともさのみ艱難にも及ばじ、小祿の人々は道路に乞食せん、是不仁の至にて、行ふべき事にあらず、つくづく論ぜられよと諫む、佐々が思慮を問るゝに、高次五百貫目をとりついでかされんには、五百貫目は臣歸路に京にて借求ん、されども爰に一つの大節の事あり、幾度かくのごとくするとも、殿の能舞妓鷹狩、屋敷の設、衣服器物、萬事に費をなし、國の長臣其職にあるもの身がまへしてあらば、何の益あらん、この諫言は外戚と云大祿なれば、高次の任なるべしといふより、一座感じて佐々が言を用、暇を出さるゝもの一人もなし、扨光長高次に向て、此事一旦評議に及ぶとも、國の長臣としてみ

だりに顚逆して一言も爭はず、不忠なり、世の國の長臣となる者、その身の饒なるを省ず、尙貪るより其主君に諛ふ、古に軍に臨で死するは多く、諫て席上に死するものは尠し、成り難きを成すを勝れたりとす、何ぞ諫て死なざるべき、大方財用の乏しきに及では、その金銀を借求て、忽困難に至りては士の祿をはぎとり、約束の言を違へ、非義無道の事を申行ふにも成ぬぞかし、常に儉なりとて、足らざるに及で俄に患るとも、其本正しからず、武備全きをおもふとも、いかで事能成べき、君臣共に國帑を盜み、祿を盜むの凶賊なるに、その耻べきを耻とせず、是非なき事ならずや、汝其職に居て、かゝる心なきはいかにといへば、定次一言の答もなかりけり（常山紀談）

一　一年江戶大に火ありて、君の宅地（君は本多能登守忠常なり）別業も皆類燒する事あり、是を造作するに容易からず、黃金數萬兩出で、府庫の備過半減せり、時に國中の諸士廳所に訴へ、銘々恩賜の領地を半減して、其費を補はん事を乞ふ、此事を聞給ひて、從容としての給ひけるは、誠に諸士の志身に滿足して、謝する辭をしらず、我常に質素にして儉約を行ひ、財寶をみだりにせざる事は、ひとへに君上への忠義、國家の不意に備へかつ窮民を救はん爲なり、今殿宅を十分に營作するとも、財寶減じて武備を害するには至るまじ、たとへば府庫はむなしくてもありなん、諸士の領地は減ずべからず、殿宅は作らずとてもありぬべし、諸士の困究は忍ぶべからず、錢金積で國に充るとも、士臣貧乏にして、擧止心に任せざれば、武州侯の榮貴に居て、獨夫にひとしかるべしとて、家中半減の競訴を用ひ給はず、諸士又

一統していばく、君仁徳を施して臣を愛し給ふ事かくのごとく、臣等はいかでか其化を蒙らざる事あらざらん、言一たび出して元より歸るべき道なし、言を出してやみぬらんより、唯出さゞらんこそまさり候はめ、たとへ臣等半減するとも、一兩年の間には人馬を減ずる事あるべからず、君はひとへに君たるの道を盡して、臣民の患をくるしみ給ふ、臣等何ぞ君の心をいたましめたまふ事をしのぶべけんや、たゞ此事執事にも計らひあるべき事なりと再三に訴ふ、君かさねて聞給ひ、賛歎しきりなり、しからばいさゝか其志を慰すべしとて、一統に半減の事をやめて、今度江戸の殿屋造營の材木の內、其一色を以て我に進むべしと、諸士大に懽び、栂の柱千本を揃てこれをたてまつる、既に此事町郷中に聞傳て、町人百姓一同に訴て、材木瓦石の類其一品を奉らんとて、强て乞ひ願けるに、君再三制止し給ひけれども、農商の徒あへてうけがはず、遂に備後莚席千枚を以て是をたてまつる（明君文武蹟）

一　水府義公御代ノ比、五軒町今香取氏ノ屋敷ニ住セシ人（名ナ忘レタリ）極々貧ナリ、此比ハ馬持タザル士ハナカリケルガ、コノ人バカリ持タザリケレバ、一町ノ輩氣ノ毒ニ思ヒ、寄合テ馬ヲ買ヒ彼ニ立テサセント內談シ、日比入魂ノ近隣ノ人ヲ以テ斯ト告ゲシカバ、近比忝キ由ヲ謝シ其夜出奔シタリ、跡ノ樣子ヲ見ルニ、武具馬具ヲカザリ、具足箱ノ中ニ軍用金若干アリ、書置ニ我等貧窮ユヱ、士ノアルマジキ馬ヲ不レ持、シカシ萬一ノ時ハ斯ト心當ハセシカド、今更申分ケ立ガタシ、各ノ下スミニ預リ、何ノ面目アツテカ再ビ面ヲ會スベキ、故ニ出奔スト書タリ、當時廉耻ヲ知レル士風、忻慕スル所ナリ（桃蹊雜話）

一　或翁の曰、森家の侍に喜多見何某といふものあり、甚だ貧窮して難澁言語に絶たり、後には焚くべき薪とてもなく、家の木柱竹簀までも毀ちて焚ける、妻は離別せしが、子壹人あるをば檀那寺へ遣し、獨身となりて暮せども、困窮更に替ることなし、後々は居宅も雨もりて疊もくさり、簀子は皆焚ものにし、詮方なく漸く竹の椽をとゝのへて、生木を柱として、壁へ差かけをして其内に住し、門を閉て人に逢はず、終に餓死に及ける、近隣の者共久しく聲のせざるを不審して、是を役人に達しければ、役人やがて其家にいたり是を見るに、誠に住みあらしたる事いふばかりなし、然るに崩れかゝりし壁の上に、鑓一筋清く拭ひ立て、塀の下へ竹釘を打、かの鑓をかけ置たり、是をおろし見れば、見事なる鑓なり、又一方を見れば、古き鎧櫃あり、是をひらき見れば、見事に威したる黒革の鎧一領に、定紋の前立の冑、その外馬具の類不殘取揃て、古き箱に入れて、其傍に軍用金五拾兩何某と書て入たり、弓箭も揃てあり、衝木に何やらん澁紙包のありしをおろして披き見れば、陣羽織外に麻上下壹具、小袖熨斗目袴帷子の類、夏冬の勤の裝束一式あり、腰の物は革柄にて麁相なれども、身は氷のごとく研たてゝ、見事なる銘のものにて、しかも銀百枚の折紙の箱あり、役人得と是を見て、其始末主人へ逐一言上に及びければ、主人にも甚不便に思はれ、則檀那寺につかはしたる悴を呼戻して、父の家名相續を申付られ、是までの借用金は主人より是を返辨し遣はしける、此悴父は非命に死したれども、士道に於て天晴の仕方なれば、傍輩も不便がりて養育し世話しければ、成長の後目出度勤仕せり、其

後森家作州津山退轉のとき浪人しけるとなり夜譚隨筆

第八補遺

一　井伊兵部大輔殿掃部殿と御一所に、大阪陣に御立、其頃は御年十七八のよし、其後御家督相續掃部頭に御成り被ㇾ成候、此掃部殿或時御病氣にて、日ごろ御出入の御氣に入の醫者御呼び被ㇾ成、彼醫者御居間へ通り見ければ、下は竹すがき、壁の腰ばり反古にてはり、御夜着ふとんも麁相なり、此醫者興さめ、先御脈御樣子承、御藥召上られ候はゞ御快候はんと申上、扨此醫者常々御氣に入、御前にてもすきな事を申者にて、御前にはつねぐ\御身持御不養生と相見え申と申ければ、掃部殿なぜに左樣に申ぞとなり、されば其御事なり、此居間下は竹すがきと相見え申候、寒温には一入御あたりなさるべく候、御念の入たる御方は、椽も二重に被ㇾ遊、其間へ糠など御入被ㇾ成候、殊に御召物も餘り輕き御衣類、陪臣なども是ほどには不ㇾ仕と申上ければ、掃部殿仰せられけるは、其方は醫者は功者なれども、武道は不功者なり、武士が野陣には、芝の上にも起臥、中々陣場へぬかつめ、二重椽持行事ならぬことなり、身をあたゝかにし、濕にあたらぬ樣にする體にて、陣場のつとめはならぬ、常々かやうに身持せねば、御當家の御先手はならぬ、不了簡者の申には、それは軍中の事、常は靜平の時、其身三十萬石餘の分限、似合ぬひりんな事と申べきなれども、心掛といふものは、治に亂を忘れずとあり、いつか迷心むほんの者、何時分おもひ立申と、相談づくに亂おこすもの候哉、此樣體にて寒温にあたり

て害ある身ならば、はやく相果、臆病なるものに此役いたさせたるが能候、臥具の類けんぷやはらかにするは、遊女遊君などの事なり、武士は其金銀にて、馬鞍武道具丈夫にこしらへたしなむ事じやと被ㇾ申ければ、此醫者至極御尤の御事と申ける、扨御庭をちらりと見れば、何の植木もなく、眞中に野づら石の平なるが一疊敷ばかり、四角にするゑおかれける、此醫者申樣、御前の御物ずきは替りたる御事候、外の方々樣は泉水のたん石のなどさま〳〵被ㇾ成候。あの四角のするゑ石はかはりたる御物ずきと申ければ、あれは自分の行水場じやと被ㇾ仰ける、醫者申樣、左樣ならば上に雨覆を被二仰付一よく候はん、雨の降中時など御不自由と申ければ、扨々其方は醫者とちがひ、世間の儀は不功者かな、行水は裸にてすれば、雨にぬれる氣遣はなき事じやはと被ㇾ仰ける、扨六月土用入暑氣甚しきに、御機嫌窺ひに參りければ、此度は殊の外なる暑氣じや、いざ〳〵座敷參りせんと被ㇾ仰、其座敷へ御出被ㇾ成ける、土用ぼしの飾故、御座敷每に武具馬具引ちらし風はませ、金銀をちりばめ、言葉も及ばぬ結構、其上幾間も〳〵限なく土用ぼしなり、此醫者申樣扨々夥しき御道具、外の御大名樣方へも參見申候が、是程澤山なは無ㇾ之、何も〳〵結構成御道具かなと申ければ、掃部殿是は遊女遊君の寢道具じやと思へと被ㇾ仰けるとなり、依ㇾ之御家中衆どれ〳〵もかく武道具隨分たしなまれける葛葉別紙

咬菜百做錄卷三　終

咬菜百做錄卷四

第九

一己の奉養を節し、無益の費を省くといへども、善事を褒賞し、窮乏を救助するに臨では、聊金銀を惜む心あるべからず、是即武家の倹約にして、古今の言行、この意に叶ひしものを舉て第九の部とす

一　織田上總介平信長公は、吝嗇第一の人なり、角力取を好でとらせらるゝに、三番勝たるものには燒栗三を褒美に與へたまふ、至てしわき事是にて知るべし、然れども其器量においては、中々凡人の及ぶ所にあらず、幼少の時尾州清洲の寺へ手習に行かれけるに、相弟子の寺子ども四五十人もあり、五月五日の節句には、印陣打の遊びをなす事は古き戯なり、信長幼少の時分、深く此戯を耽りたまひ、五月五日の日はいつも母公より紙筆墨の類、飯米三斗永錢壹貫文も添ておこされけるを、信長公錢をば子供に與へて、印地打をさせらるゝに、永錢を貰ひたる者は働抜羣なり、扨又其高名によりて、褒美として恩賞に彼永錢を與ふるに、終に一錢も貯へられず、皆々子供に分ち與へたまふ、心入の程日ごろの吝嗇には格別にて、心ある者は此童子末々は名將となりなんとて、舌を巻て感心せしとかや、

果して威名を天下に轟し給ひし、白川君の仰に、此話誠に面々の身に引くらぶべき事也、今日の儉約簡略、此こゝろ持にてする時は間違あるまじ、信長は聞ゆる吝嗇人なりしかど、其人をして其志を見るといふごとく、印地打に永錢ををしみ給はざるは、感歎に堪たり夜譚隨筆

一　北國堀左衞門督、世に名人左衞門と云し人なり、三十八にて死去なり、柳生但州常に申され候は、天下の政を取りても、越度あるまじき人と、小田原陣にても、はや天下に人のゆるしたる人なりと云云、其舍弟を多賀出雲守といふ、今に其子孫加州にあるなり、此舍弟堀普請の時、左衞門にことくしくしかられ、明朝城下を立のきしを、秀政きゝて不便の至りなり、飢餓すべき物なりとて、黃金十枚取出し、あとより人をもて追ふて贈られし時、其つゝみ紙を一枚づゝ、皺を展して取ておかれし時、近習の者にいひしは、人にとらすべきに臨んでは、十枚の黃金をも惜むべからず、無用の費に至ては、此一枚をも猥に費すべからず、汝等我をしわきと思ふ事なかれといはれし、此但州は小田原陣にたゝれし人なり老談一言記

一　加藤清正ハ常々シワキ人ナリ、小袖ハ不斷センタク仕候ヲ着、障子ハ所々ツガセ張替申サレ候、如ㇾ此シワキ人ナレドモ、手ノ切レタル所大キナリ、武衞殿浪人ノ時分、合力ヲ庄林隼人ニ賴被ㇾ申候ニ付、米三百俵遣スベキヨシ清正ニ申候ヘバ、玄米二千俵遣スベキヨシ申サレ候寬元聞書

一　黑田如水はかはりたる人にて、瓜の時分家中町人どもより大分差上候、伽坊主小性相詰候に付、

何れも呼出し喰せ候て、皮を削者にも、皮をあつくむけと申付候、伽坊主申けるは、いとゞ少き瓜を厚くむき候はゞ、喰所少くなり可ㇾ申と申ければ、いや〳〵一つにてたらずば、いくつも喰、其皮を長持の蓋に入よとて、臺所賄人を呼出し、あれなる瓜の皮を鹽漬にして、臺所にて食を喰候菜のなき者多し、是等の菜にさせよ、惣別茄子以下の皮、其外野菜の切はつり、魚の骨少も不ㇾ捨、夫々にこしらへ、菜のなき者に喰せよと申により、不斷其仕合なれば、鹽けばかりの者ども、菜もありけるとなり、又夫よりも猶をかしき事あり、濕時分なれば、折紙箱つゝみ皮籠百重はり、細工人には不㆓申付㆒、大小性兒小性馬廻何者にても、細らしきにはらせ候、反古を喰さき、口中にたまりたるを板に吹付させ、坊主どもに申付、念を入少もちらぬ樣に取あつめ、白土のすさに仕せ候、何にてもすたり候事をきらひ、平生は何ともいふに謂はれぬ、こまかにしわき樣にきたなき事、世にも希なるべしと思ふ人なり、扨公儀事か、下々に物をとらせ候時は、少しも惜まず、銀拾枚とらせよと被ㇾ申候時、殊の外過可ㇾ申候、三枚五枚可ㇾ然と申せば、いや〳〵我常にしまつをするは、取らせ度者に思ふさまとらせ、遣し度時遣ふべき爲なり、つかふまじきならば、金にてはなく、石瓦にもおとれり、貯置ては詮なしとて、諸人の思ひ寄候よりは、大分つかはれけるとぞ、喰さき紙を口の内に殘りたるを、白土のすさにせずとも、事も缺ぬ事は能しられけれども、少の物もすたりついえにならぬ樣にしまつをして、用立事は不ㇾ惜遣ひたるが能と家中の者共に能しらせ度思ひ、不斷かやうに被ㇾ仕候、能仕置にて候や、家中の者ども馬

物具似合々に奇麗に支度仕り、何時乘出し候とも、人にも事を缺ぬ様に拘置、借金のある者は無レ之、貯のあるは多かりけるとぞ（故郷物語）

一高麗陣の時、秀吉公日野根備中を高麗へ使に被レ遣、備中は甚貧乏にて支度成がたし、三好新右衛門を頼て、黒田如水に銀を借る、如水則銀百枚を貸す、備中歸朝して新右衛門と同道して、如水方へ行て禮をいふて、銀百枚外に銀拾枚を持參す、（利足の心なり）如水對面して暫く咄し、人を呼て先程人のくれたる鯛一枚を三枚におろし、今骨を吸物にして酒を出せよといふ、兩人は心に不足に思へども、ふしやう／＼に給酒終りて、三好銀を取出し、一禮述て差出す、如水見て始より貸す心なし、合力の心なりとて、再三强ても取らず、兩人甚感じて歸りけるとぞ（老人雜話）

一黒田如水は若き時より物毎に費を厭ひ、たとへば陣具に澁紙を步行士に申付て拵へらるゝに、反古の端を喰裂し、其くずを戸板に吹付て干置、扨普請奉行に渡し、白土のすさとする、味瓜を近習の者に食せらるゝに、其皮を集て賄奉行へ渡し、鹽漬にし下部どもが菜にすべしと申付らる、かくつましきゆゑ、心なき者は吝嗇人なりとおもへり、然れども事によりては、更に過分の物入にても厭はるる事付てなく、一とせ太閤朝鮮御征伐の時、日野根備中守を御用にて朝鮮へ可レ被レ遣とありしに、備中守勝手逼迫故支度調はず、三好新右衛門を頼て、如水へ銀子を借用仕度とあり、如水被レ申易き事なりとて、銀三百枚遣らるゝ、其後備中守歸朝して新右衛門を呼て、如水合力ゆゑ首尾よく相仕廻たれば、

謝禮のため我某借用の銀子持參して戻すべし、乍ㇾ然貴殿媒ゆゑに同道し度と申せしに、新右衞門も尤なりとて則同道し、案内を申入る、如水早速出合れ、首尾能歸朝致され大慶なり、祝て盃を出せと小性どもに申付られ、又呼て盃ばかりもすけなし、鯛の中打あるべし、夫を吸物にして出すべしと被ㇾ申ければ、備中守新右衞門是を聞、兼々如水は吝嗇の者と人のいふに違はず、しかし我等小身者故に、侮りて麁末に會釋せらるゝならんと心よからされども、詞には出さず、盃濟て備中守持參せし銀子三百枚、幷土產の品を取寄、如水前に置て、御合力故首尾よく御用相勤忝き旨申て、御請取給はれとありしに、如水の曰く、始より取返す心なれば用には不ㇾ立、乍ㇾ併我等銀子を貰るゝまじと存じ、何となく用に立しなり、又貴殿私事にもあらず、上の御用にての所望なれば、是も上への御奉公なり、陰の御奉公仕るといふは是等の事なり、左なくとも朋友の不辨にて立難しといはるゝを、見繼ずしては叶はざる儀なり、我等常々儉約を致すは、ヶ樣の役に立べき爲なり、いかに思ひても其身不辨にては何事も心に任せぬものなれば、各も分別あるべしと被ㇾ申ければ、兩人も如水の心底耻しく、始は麁末の會釋と心中に憤りしに引かへ感心す、銀子は辭して受られず、土產の品は御志忝なしとて受用し、兩人を歸されしとかや茗話記

一　往昔黑田官兵衞孝高は拾貳萬石餘領地ありて、太閤へ仕へけるに、朝鮮御征伐の時、小身なりし日根野織部正と云人、此孝高へ懇意の餘、出陣路用の爲め銀子二百枚恩借を乞ひ侍りしに、易き事なり

とて孝高用立れけるに、歸朝の上謝禮として右へ百枚添へ、三百枚にして銀子懷中にして孝高の許へ參り、日ごろの報謝を述けるに、孝高近習の者を呼び申付侍るは、先刻鯛の到來せしある筈なり、夫を三枚におろさせ、身は味噌に漬させ置き、中おちの所を吸物になして、織部殿へも參らせ、我等も與候へと差圖ありぬ、織部正熟々聞てありしが、さりとは心得ぬ申付事と思ひ侍れど、さすが厚恩のあるなれば、かくとも申がたく對話ありしが、彼三百兩を懷中より出して、以前の恩謝をふかく申ければ、孝高挨拶に、是は御念の入候事に候へども、全く其儀に及ばざる事なり、出陣に付入用の事なれば、ふたたび返濟を得る心にて御用立候儀にはなし、內心は進じ候事に候、承引なくばふたゝび參會を遂ざるのむね、不興に挨拶ありければ、より所なく又懷中して持歸りけるとぞ、扨歸りて後近習の者を呼び、先刻味噌に漬させ置候鯛、皆々に遣すなり、夫を肴に給候へ、彼織部正かねがね侈の見ゆるまゝ、制さんため中おちの吸物とは申付候事なりといはれしとぞ 諸話叢 駒草

一 栗山備後守は謙退の心深く、公儀を恐れ、主君を大切に仕り、高下によらず、傍輩にいんぎんに仕、少も知行を取たる衆に乘打をしたる事なく、馬にても乘物にても、其儘おり禮を厚く被仕候に付、餘所ながら見付候得ば、横町へかくれ、近き屋敷へ走り入、何も不行逢様に仕候、常々日野紬木綿羽織のいかにも麤だれたるを着、馬鞍にいたるまで無奇麗なるに乘、若き年の衆能き衣裳にて居給へば呼付、御方の小袖は見事なり、御客人か、又は御使に行く時衣たるが能おぢやるぞ、常には紙子

木綿着物紬に過候へば、時々はくるしかるまじきと、いかにもねんごろにこまかに異見仕、又何某は高き馬買候と申せば、何程にてかはれ候や、銀貳枚などゝいへば無機嫌にて、夫程たわけられ候はんとは不ㇾ思候、沙汰の限りなり、馬と云ものは高直にても、二疋の役はせぬ物なり、殊に死し易し、又怪我も仕安く、少の事に捨るは馬なり、不ㇾ及ニ是非ニ沙汰の限り、分別違としかれば、いや何某は身體もつゞき、充分勝手つよく御座候、大かたの樣に痛み申間敷由、取合ぶりに申せば、勿論夫は左も可ㇾ有、知行少しの高下の衆摺切て、多く瘦我慢を出し、少の貯をも遣捨不ㇾ成者は氣をくさらし、事により無面目の事も可ㇾ有哉、其馬身體の宜き衆に持せ度候、各肝を煎られて、二三枚計にて二三年役を調候馬、いか程も可ㇾ有ㇾ之と申、又小身なる衆作事を仕り、申受致由申せば、作事の事委聞、身體不相應に造作結構なれば、何のかのとて振舞に不ㇾ行、いかにも手輕く、物の入らぬ樣に取拵たると聞ば悅び、又人により亭主より呼候はねども、作事を取拵たると聞、何とて不ㇾ被ニ振舞ニ候哉と申かけたる所も多し、或時年寄共餘多集り、四方山の雜談ありし時、何の序もなき時に、ふとおもひ出したる體にて、可笑敷不似合事を承り候、各も御聞可ㇾ有候、其人を指て申せば惡口に似候間、人抔を申まじ、小身のさびたる衆、蠟燭を燒に出たる由、扨も〱身のためをしらぬたわけにて候、常には油を燒、外客の時は大なる蠟燭たく事なり、如ㇾ斯身の分限をしらず候はゞ、何たる惡逆を可ㇾ被ㇾ仕も難ㇾ計と、いかにも笑止さうにくやみけり、此事かくれなかりしかば、蠟燭は年寄衆御嫌なりとて、小身の者は

油ばかりにて夜咄をしけり、蠟そく法度と云觸はならず、自然に蠟燭を燈さぬ樣にとたくみけるとかや、其身常には世話敷しわく見えたれども、公儀事か何ぞ用に立事には、少も惜げなく、又小身の衆、江戶供なりかね、又は普請役不成候へば金をかし、後に返し候へば受取、返す事不成候得ば、重く沙汰もせず打捨申候、死後改候得ば、筑前入國以後、家中の借銀百貫目に及びたるよし、久舗召仕候者申候、如斯常々身持かろく物をつかはぬ樣に仕り、入る時は惜まぬ樣に遣ひ候事、如水に似たるかと申候（故鄉物語）

一 栗山備後利安ハ幼名善助、後ニ四郎右衛門ト號シ、筑前入國ノ後備後ト改ム、隱居シテト庵ト號ス、播州姬路近所ニ在シ栗山某ガ子也、利安十歲ノ頃ヨリ黑田孝高ニ仕ヘ、數度ノ戰功擧テ盡シ難シ、後如水ヨリ一萬五千石ノ釆地ヲ與ヘラル、慶長九年三月如水卒シタマフ、此時豐後陣ニ着タマヒシ冑唐皮縅ノ鎧ヲ利安ニ賜リ、長政ノ事ヲ賴ム由遺命アリ、其後利安我領地上座郡志波ノ里ニ、如水ノ爲ニ禪寺ヲ立テ圓淸寺ト云フ、總ジテ利安ハ謙退ノ心深ク、主君ヲ大切ニ思ヒ、高下ニヨラズ傍輩ニ慇懃ナリ、道ニテ傍輩ニ行キ逢ヘバ、必下馬シテ禮ヲ厚ス、華美ヲ好マズ常ニ儉約也、長政家臣共ノ常ニ能キ衣服ヲ着スルヲ見レバ、呼ビ付甚戒メ、衣服ヲ用ルニ公私褻時ノ分アル事ヲ敎ユ、又家中ノ諸士見物ノ爲ニ高直ノ馬ヲ求タル由ヲ聞ケバ、異見ヲ加ヘ、高直ノ馬トテモ、二疋ノ用ハセザルヨシ甚戒メケル、常ニハセハシク吝嗇ナル樣ニ見エシカドモ、何ゾ用ニ立事ニハ、惜氣ナク金銀ヲ遣ヒ、又小身ナル士江戶ノ供成カネ、又ハ普請役勤得ザル者ニハ金銀ヲ借シ、後ニ返ス者アレバ請取ル、若シ

返ス事不成者ニハ重テ返納ノ沙汰ヲモセズ、寛永八年辛未年八月十四日ニ病死ス、享年八十三歳武家高名記

一　奥州會津ニテ蒲生氏郷ノ内、岡野左門ト云者有、後ハ越後ト云リ、五千石ヲ領ス、父ハ奥州ニテ一城ノ主タリシガ、正宗ニ攻伏セラレテ浪人シ、其子左内ハ氏郷ニ仕ヘケル、代々持來ケルガ、左内夥キ金持也、勇猛ノ士ニテ度々手柄ヲ顯ス、殊之外吝者也、然共慥ニ益有ヿニハ、金銀ヲ出ス事ヲ惜マズ、振舞抔モ常ニ人ヲ呼事ナク、セデ叶ハヌ時ハ結構ヲシテ振舞、道具モ人知ズヨキ道具ヲ求メ所持スル、傍輩共氏郷ヲ御申スル抔ニハ、唐畫ノ結構ナル掛物抔ヲ送リ、或ハ人ノ元服スル抔ニハ、上作ノ刀ヤ脇指ヲ祝儀ニヤル時モ有、或ハ禪僧ニ大判三十枚入テ、紫衣ノ出世ヲサセケル事モ有、師走ナド心安キ傍輩共、據ナク金銀ノ無心ヲ云バ、借状ヲ念頃ニカヽセ、高利ヲ付テカス、翌年ノ暮ニ借主利足ヲ持參シ、元金ハ御待給レト云バ、律義ニヨクコソ御持參アル、定テ此暮モ舊冬ノ通、勝手難儀ナルベシ、利金來年ニナリテ取候ハン間、先此利金持チ御歸有テ、當用ヲ達シ給ベシト云テ受トラズ先ヘ戻ス、内證ニテ人ニ語テ曰、困窮ノ人ニカスカラハ、元來合力ト思フ也、去レ共合力トイヘバ先人油斷シテ、彌身上持崩ニヨリ、高利ヲ付テトル約束故油斷セヌ也、彼方ノ爲ニ證文ヲカヽセ、元利急度戻サレヨト云也トテ、カシタル金銀ヲ取返スヿナシ、猩々緋ノ陣羽織、肩先ニ金糸ヲ入テヌヒ合タル所有、是ハ先年正宗ト太刀打ヲシテ、切サカレシ處ナリ、只ヌヒスヘテハ詮ナキニ依テ金糸ヲ入タリ、正宗羽織ヲモ其時切サキタリ、互ニ具足ノ上故、手モ負ズ相引ニシタリ、其時ノ羽織ナリト云リ、金

數奇ニテ隙ナル時、折々藏ヨリ金箱ヲイクラモ取出シ、書院ノ座舖中ヘ、大判小判一歩ヲ並テ、其中ニ寢ツ起ツシテ詠メ樂ム、或時例ノ通リ座舖中ニ金ヲ並テ居ケルニ、近所ニ狼藉者在テ騷動ス、是ヲ聞付、左内金ヲ打捨カケ出シ、其事落着スルマデ、一日一夜宿ヘカヘラズ、サキニ居テ、トクト事スミテカヘリシ、大分ノ金銀ナレバ、ヤウス見合、近所ノ事ナレバチヨトカヘリ、取カタヅケテ又行ベキニ、少シモ金ノコトヲ思ハズ、翌日マデ先ニ居テカヘリシ、金數奇吝キ男トイヘドモ格別ノ者ナリ、病中死ノ前ニ、親類緣者心安キ者ニ形見トテ、相應ニ金銀ヲ配當シ、數十通ノ借狀ヲ火中シテ捨死ケル、左内一生ノ武功咄色々アリトイヘドモ、長キニ仍テ略レ之（老士語錄）

一　永井信濃守尙政の家臣坂和田喜六は、里村昌琢法眼に伴て連歌の道に長じ、又林道春法印に親て仁義の理にも通じ　孫吳の書を讀、射御之藝術を學びて日を空く送らず、或時信州留守之節、家中の諸士逼迫して、倉金何程拜借仕度と喜六へ願しに、早速承知有て、主君信州へも不二相達一、年來貯被レ置たる金子拾貫目取出し、家中の諸士を救たり、信州江戶より被レ歸ければ、喜六右之段申に、信州甚怒レ之、借すとも何か我に斷なく借けるは、ほしい儘なる仕方なりと立腹あれば、喜六が曰、臣を只今責させらるゝ御心故、申上たりとも御許容有間敷と乍レ恐奉レ察候、申上候て御許容無レ之、かし候へば御意に戾の恐れ有、又御意を守りかし不レ申候はゞ、諸士彌逼迫可レ仕、京金を借り過分の利金をあたへ、商人に利をとらせ、何の無益成事にて、御倉金を貯被二差置一しは、軍用公用の御爲にて御座候得ば、

諸士逼迫を救ひ、人馬を減さず、知行役相勤候が專一なれば、是軍用の基にて御座候、公儀之御爲、忠義を專に御勤被ㇾ遊候、公用過ㇾ之たる事無ㇾ之、此度御倉金を出し候迚も、分厘も減候にあらず、十年の内には元のごとく返納仕候、是上に小損なく、下に大益あり、下に大益有ㇾ之、忝と存候はゞ、畢竟上の大益にて御座候、此理をたとへ私科を蒙るとも存借し申候、外々御用人曾て不ㇾ存、臣壹人の仕業にて、如何成る罪にも被二仰付一候へと言へば、信州も此理に折れて、怒を乍ㇾ含事濟けり、喜六老年に及願を達し、五百石の隱居を得て京都に閑居す、名を默々齋といふ、常々出會の友は、石川丈山俗名加右衞門、號二六々翁一松國堂五山の碩學長老公家衆と交り遊ぶ、五百石の米金を兩者の町人に預置、我家には一器もなく、衣類も身に着たる計なり、冬は白羽二重の無垢二ッ三ッ重ね着し、十日計も過候へば、新敷を町人持參候、其儘替の古きを町人に渡す、居宅は奥を上の間とし、次は土間を構へ、向に亦疊を敷、家僕兩人を召仕、朝夕町より料理のこんだて書て持參す、好物に點を掛遣す、膳部きれいに仕立、給終と膳部を箱に納て歸る、或は神社にまうづる日には、其朝彼町人方迄告ると、其儘駕籠を差越す、是に乘て心の儘に行、金銀少も腰にあらず共、金錢多き人より樂み、家に有物は茶器と硯のみなり、扨又大晦日に一年の勘定持來るを見るに、五百石猶餘れり、餘る所は孫子の方へ遣す古老噺

一　永井信濃守殿尙長の家老に、佐川田喜六昌俊といへる有、然るに信濃守殿家中一統に貧窮に及しが參勤の跡にて大藏より金子を出し、石割を以無利足拾年賦にして、拜借致させ度御意なりと申、江戸

請の方へも同く割渡しける故、右厚恩の程を拜謝しけるに、信濃守殿承知無レ之ゆゑいぶかしく、頓て用人役の内を國許へ差下され、右の子細を尋有、昌俊相答けるは、一家中貧窮に至り、他邦より借請をなし候程の事なれば、右の通相はからひはべると申遣るに、用人役の者その一通りにては濟はべらず、外に存寄も有べき事、其上何もなくはからはせ候事、いかゞの儀と再問有ければ、其儀は頓て歸國なし給ふうへの御直に申上べしと申に、頓て江戶へ至り、其旨を主君へ申述ける、それ迄に聞置れ、よく年歸國の上に、此事を直に尋られけるに、昌俊謹で申けるは、先達て申上候通、一家中極貧にせまり妻子をも育かね、忠孝の二つもおのづから心ならず、娘子共を嫁せしむる事もならず、他邦より借請を致ほどの事に御座候間、右之通取計申候、夫共にいかやうに迷惑いたし候とも、御藏に金子のなき事に候へば宜しく候得共、往來仕候者にも、皆人御藏を見申候て、御藏へうらみをかけ申事に御座候、則御藏を明て借渡し候へば、御藏にうらみと歎をつみ替申事に御座候、尤御伺申上取計べき事に候得共、申上候て御承引無二御座一上ははからひがたく、又君慮の淺きに至りはべるなれば、右の通に御座候、御伺なくはからひ候罪は拙者一人に御座候、此儀は兼て心得の前に御座候へば、何分共思召次第仰付られを蒙り候はんと申に、左も可レ有事なりと聞濟あられけるとぞ（積翠閑話）

一　備前にて柴木村の甚助といふ者、孝心にして御稱美を蒙るを、隣家の民うらやみ、俄に甚助に似せて孝心しければ、召て御褒美を被レ下候、其似せ成事を申上ければ、公宜て、似せても不レ苦、隨

分孝を似せよと御意有、家語に曰、舜を學候はゞ、舜之徒也、跖を學候はゞ、跖之徒也と被二仰聞一候、人の善を取給ふ事如レ斯、常に御儉約嚴重なれども、善を賞し民を惠み給ふ事のごときは、御厭ひ少もなしとぞ烈公遺事

一　宮木丹波殿一萬石取にて、常住の衣類いかにもあら〳〵しきつむぎ紬の類を着用、蠟燭の事は不レ及レ申、油火も不レ立して、內衆と夜ばなしにて候、くらがりにては平座なれば、下々へ大なるなさけにて候由申聞られ候、萬此作法にて候へば、有德の人にて候、合力致候はで叶はざる浪人などは、諸大名にすぐれ、大方の金銀米抔被レ出候に付て、合力の相談は丹波殿とはならざるよし、諸大名御申の由聞及申候、京にても大なる寺建立の由、沙汰ありし聞見録

一　いつの頃にや、播州龍野城主脇坂家に、食祿五百石脇坂角兵衛といふ奉行職ありしが、同家中に平山三左衛門といふ番頭役あり、兼て不如意の所、ある時臨時の勤役相當、金子才覺の心あてもなく、常々右家老と疎意ならねば、貳拾金借用致度と賴みける、角兵衛挨拶に、いと易く候事同列の御間と申、ケ樣の節御見繼致候儀、誠以大慶に存候と懇に挨拶あり、別て御氣遣申べき事にも無レ之、勝手へ御通り候へとて伴ひ行けるに、表向とは引違ひ、麁末なる住居の體、板鋪も無レ之、土間に疊もなく、ねこざといふ物を敷、夫に應じそこ〳〵誠に驚入ばかり、扨々如レ斯とは不レ存、無心なる賴みを申せしなり、畢竟此樣子を見せんがために、勝手へも通されし物なりと、後悔の心ありしに、やがて掛硯

やうの引出しより、數多の金銀取出し言はれけるは、日ごろ心かけ置侍るまゝ、則貳拾金差越候、もし是にても御間に合兼申事に候はゞ、御申越あるべきとありければ、近頃もつて忝存候、隨分貳拾金にて相足候旨厚く謝しけるに、かく疎意なき間に候得ば、御內々御暮しの程も委く承度候と問はれける、三右衞門も今は包むべき道ならねば、恥入候得共有の儘に申なり、朝夕の食事には、只香の物と汁ばかりを用ひ候、是にて凡御推量下されたきと挨拶しける、角兵衞是を聞て、さればこそヶ樣の時節に遁りたまふまじき理なりとて、笑止なる顏つきなり、此三右衞門思ひの外の事どもなれば、其許樣の御事はいかゞ御暮し被成候哉と問ければ、其許樣よりは食祿も多く候へ共、左樣の事に無御座候、飯は黑米を用ひ、汁は月に三度の慶日ならでは不用候、三度の儀は上の祝ひにも候得ば、右の通に候、扨餘り數ごと〱御承知あるべきなれども、左樣致さで成がたき事に候、戰場に臨み候に、兼て腹をならし置候はでは、かならず泥む事と相見え候、其ためのならし、夫につゞき內々の事は、なにとか相應の餘慶もなし置候と挨拶あるに、三左衞門も感心に堪へず隨喜の淚にくれてぞ立歸りける、かくて親戚家僕に至るまで、呼びあつめて申けるは、今日しか〱の事にて、脇坂へ應對せし次第有の儘に云聞せ、扨是までの不覺悟は是非なし、以來軍役滯なき樣に致さでは、角兵衞殿への申譯け立ぬなり、依て自今朝夕の食物右をまなび候、但し我は小知だけ、月三度の汁を用ひず、五節句計用ゆべきなり、いづれもさぞや切角なるべく候へば、妻女は暇遣すべき間、鄕もとへ歸るべく候、嫡子は家に備り候

ものに候へば相留り可ㇾ申候、家來の儀譜代の面々に候へば、是又切角に存候ものは、勝手次第暇を出すべしと急度申渡ける、妻子家來に至迄、心入に感じけるにや皆服從し、ともに心を合せけるゆゑ、格別の餘慶出來て、借用の貳拾金角兵衛方へ返謝せんとす、然るに申樣、元來御借請とは候へども、近き程に御返濟あるべきとも思はず、御用立侍るなり、篤と御潤澤の上にこそ、兎も角もといひて、更に請ざるにこそ、さのみ辭し給ふな、吾も貴殿の御物語を聞しより、しか〳〵の大儉を取行ひけれ、ば、格別の餘慶出來侍り、畢竟御異見ゆゑなり、難ㇾ有こそ侍れと云ければ、角兵衛聲を揚て感涙を流し、毎に人にも申つれど、誰も行ひがたくして止みぬ、貴殿の實相こそ有がたくおはすれとて、殊にうれしげにて受納し、やがて一汁七菜の料理を出し、あつく饗應なしける所、器物まで美を盡しければ、兼ての樣子とは相違し、いと不審に思ひ尋ければ、此器物は代々の持傳へにして、蟲干をいたすまでは用ゆる事なし、今日世に稀成もてなしと思ひ侍れば、かくはからひ候なり、但し料理方もなれぬに隨ひて、いかゞ敷事に候得共、ゆる〳〵と御對酌下され度とて、懇の取扱どもなりけるとぞ、二士の行誠に肌にたはまざる愛相こそ難ㇾ有けれ（雜話藻鹽草）

第十

君の爲に忠義を專として、俸祿の多少を顧みず、又は不義の財貨を受けず、心を潔白にして、利欲に惑はざるを、武家の本意とす、是に叶ひたる言行を第十の部とす

一人間として蓄なくては不ㇾ叶ものに候、然といへども德人のごとく、蓄を本として代物黄金過分に集め置、仁禮は本より武者せざる由申傳候、但伊勢早雲は針をも藏に積べき程の蓄候つる、然といへども武者邊につかふ事は、玉をも碎きつべく見えたる人に候由、宗長常に物語候事朝倉太郎左衛門入道宗滴話記

一神君被ㇾ召仕ㇾたる人々へ壹萬石宛被ㇾ下たる中に、安藤帶刀ばかり橫須賀五千石を給りぬ、神君均く皆壹萬石なりと思召違ひての事なり、十年ばかり過て、成瀨・安藤其外御前に伺公の節、汝等面々壹萬石の領地をあたへぬ、仕置法度如何するぞと御尋有ㇾ之時、成瀨申けるは、臣等皆壹萬石なり、安藤は五千石なりと申、神君驚き給ひ、我橫須賀を壹萬石とおもひ居たり、汝成瀨等と共に扈從して、武功を重ねてあたふる所の祿なり、何ぞ多少を別たん、然るに汝色にも不ㇾ出、今日まで相勤る事、誠に忠義のいたり、奥ゆかしき心なり、恥かしき事なりとて、五千石拾年の米穀を積で、一度に被ㇾ下たり、諸人考て四五萬石に及ぶと評判有しと云、依て直次の家は富饒なりと云古老噺

一慶安の頃ある大家に城普請ありけるに、普請奉行に藤堂又右衛門と云る老功の士を云付給ふ、此普請四年を經て成就す、四年の間晴雨をいとはず、朝は卯より出て、夕は酉に歸る、主君大きに感賞ありて、日々勤勞城普請成就を賀して、又右衛門に貳百石の加增を賜ひ、下役は又右衛門が申ごとく賞を行はれけり、然るに又右衛門退て願けるは、此度の御恩賞有がたき次第に候得共、某一つの願御座候、聞し召分られ被ㇾ下度候はゞ、此度加祿よりもはるかに某が面目高恩に過ずと奉ㇾ存なり、四年

の間心身勞し候得共、是は常に君の祿をはみ居候得ば、尤某が身に持前の事に御座候、又日々の勤勞を被ニ思召一候はゞ、此度御普請に出たる百姓、其外日々勤勞仕たる者も多く候、日々苦勞致事を申さば、過はひわづかの商人等は、晴雨をいとはず、父母妻子のために馳廻り申候へ共、祿あるものは此勞なくて、常に養れ居候得ば、日々の勞尤あるべき事に候、此御恩澤を請は、君には御仁惠に候得ば、臣として是を請候は、よき士は恥る事かと奉レ存なり、某成べきはよき士の眞似仕度候、かゝる日々の勤勞よりも、御家士の內にも君に知られず、志を得ざる士はまた苦勞甚しく候、君の仰に走り廻り候は人情にて候、勞を慰のごとく存候得共、君にしられざる士は志を屈し、見すく御政事の善惡を存候ても、云はんかたもなく、只月日を夢のごとく朽果候は、日々走り廻り候者よりも苦しきにあらずや、某が申處を聞し召し屆られ候はゞ、佐々木內藏・坂田權佐・水久間山三郞此等の三人は、尤武藝に鍛練し、文道に闇からず、大量にして人のあやまちを忘れて、其善を好む氣質に候得ば、人の司とも又は君が側にありても、益あるべきと奉レ存候、今度の御恩賞に、右三人を相應の役被ニ仰付一被レ下候得と願けり、主君彌感賞有て、三人一同に役儀被ニ申付一、物頭・小奉行・目代等に用らる、又右衞門へは抑て加祿を與へられけれども、再三辭退するに依て、嫡子甚九郞・二男虎文へ百石づゝ賜り、近習の臣に被ニ申付一、是迄右の三人とは親しみあつかりけるが、身心願ひの役儀被ニ申付一たる後は、有用吉凶の外其門に入らず、珍敷人なり、自身は士大將迄經登り、九十餘にて死す（太平將士美談）

一　渡邊原入孫左衛門とて、雲州にありし時、傍輩の中によしみありて、等閑ならぬ人あり、其人器量骨柄よくて、武勇の譽もありけるが嗜欲ふかく吝嗇甚しかりしかば、他人の嘲をおもひて、再三意見を加へけれども、更に承引なし、故に疎遠の體にて過けるに、不慮の事ありて、彼人知音のために切腹す、殘りとゞまる妻子もなし、したしき人々あつまりて、跡をとりおきしに、かねておもひしよりも過分の金銀ありければ、一類のもの共に相應に配分す、孫右衛門にも金子貳百兩ばかり配分ありけるが、其時孫右衛門いひけるは、誰も金のほしき事は勿論なれども、今これをとらん事嗜欲たるべし、金主存生の時、我再三異見して戒し所なり、かつは我は少知の主なり、金主の一類衰へし者もあるべきものなり、よく／＼尋ねてとらせ給へとて、いか程いへども承引せず、かくいさぎよき志、賢人君子にもはづまじき事也と皆人感じあへりしとある人語りけり（備前老人物語）

一　松平新太郎殿御家來に、大森與右衛門と云者、三百石にて勤めしが、不計浪人致、備前より江戸出、方々身上かせぎけれども有付かね、内證すりきり、女房をば蜂須賀阿波守殿奥方へ奉公に出しける、此女利發の生れ、殊に物を能書ける故、御娘子樣方御指南申、後御つぼねに被仰付、三拾人扶持被下ける、與右衛門も勝手不如意、廿四年の浪人なり、年も次第に寄、鬢の毛ぬけ、耳のあたり計、うしろは一圓無之に、細工にまげをゆひ、朝未明に油にて付、夜は紙に包置、髮のぬけたるを終に人にしられざるたしなみなり、後は町宅も成かね、緣有寺方を賴み、かゝり居たりけり、或時かの蜂須賀殿奥方に

被レ居候つぼねより、下女を見舞に遣し、金子持せ、是は御鼻紙にても御調候へと申越ける、與左衛門以の外腹立、互に無事をとひ、音信は尤の事、此金子は何事ぞ、早々持歸れとて押かへしける、住持扨々貴方には合點行ぬ腹立哉、內儀の志は尤親切の事なり、志をやぶらず留置可レ給事なり、內儀は勝手不足もなし、又御自分は入用なきにもせよ、貧僧の我等にやしなはれ、自分いやなり、此坊主に雜用にし給へとて請候ても、いな事にも有間敷、かた〳〵不了簡と被レ申ければ、與左衛門、貴僧樣御不勝手なれども、拙者を御かゝへ置、此段兎角御禮つくしがたし、何とぞ少なりとも御雜用のたりに仕度と存候儀、海山にて御座候へども、人間の法女房は男がやしなひ申筈、女にやしなはれ候ては、たとへかつへ死申とも、不本意千萬に御座候、依レ之押かへし申候と申程の常々身持也けり、此寺は御旗本方々知る人多かりける故、江原與左衛門殿これは二千石にて、御先手を其頃勤給ふ、是へ被レ參、拙は苦勞に仕浪人御座候、遣し可レ申候間御逢被レ成、何とぞ相應の方も御座候はゞ、御出し被レ下候へと申されければ、與左衛門殿、それは沙汰なし、いやな物は浪人、見こり聞こり申候、自分などへ被レ遣候儀、必御無用に可レ被レ成と被レ申候、住持申候には、左樣に御意被レ成候ては成り不レ申、拙僧御存知のふへん坊主なれども、難レ遁抱置申候、拙僧を思召、少は御世話にも被レ成可レ被レ下候、近日遣し可レ申候、御逢被レ成可レ被レ下候へとて被レ立候て、與左衛門殿玄關へ御送りながら、とかくそれは御無用〳〵と被レ申ける、扨寺へ歸り同宿壹人相添、彼浪人を江原殿御屋敷ねづみあなへ遣しける、與左衛門殿扨さ

てぃやな物をよこされたり、然れども御寺より御越候に押かへすもさすがに成がたし、玄關へあげよとて御出逢給ひ、扨御自分古主はどなたと問はれければ、松平新太郎國本備前にて勤申候と申ける、與左衞門殿には殊の外萬事ものなれ給ひ、功者人なりければ、西國中國筋の物語、又新太郎御家中などの儀樣々問かけ樣子咄しさせ聞給ひ、料理被ニ申付一御振舞、とかく近頃に又五三日も、逗留の樣に御出候へとてかへされける、浪人歸候て樣子委細に御寺へ物語、偏に貴寺の御影とて悅ける、寺も悅、翌日江原殿へ被レ參、浪人遣し候處に、御懇意の御事、御馳走被レ遊、其御禮の爲今日參上申候と被レ申ければ、與左衞門殿されば兼て浪人にあき果申候故、最前貴寺へももぎだうに申候處、押かけに被レ遣、無ニ是非一逢見申候が、存の外成人柄、誰が抱られ候ても調法に可レ存程に目利申候、とかくなかまへ知る人に致候半、逗留申樣に可レ被レ遣と申されける、寺も殊の外悅被レ歸、早々又遣しける、江原殿御仲間岡部源左衞門殿へ御引合、內々咄し申候浪人とて知る人に被レ致ければ、岡部殿にも御物語より外能志なしの浪人、幸同名內膳方に使役の人なく迷惑に申候、是へ肝入可レ申とて、源左衞門殿御肝煎にて、岡部內膳殿へ本知三百石にて濟にける、江原殿より馬壹疋馬道具共に衣類壹重給、源太殿より鑓壹筋挾箱壹つ給、れつきの侍壹人に御したて被レ遣ける、案の如く內膳殿にても、殊の外調法に被レ存、方々使者を勤ける、元來此大森馬の名人なりければ、彼寺も是を言立候と、早速何方へも濟候半と異見有けれども、縱朽果候とも、馬乘には中々不ニ存寄一、自分がたしなみにこそ乘候へ、格式下輩な

る儀にて、先祖迄恥辱に存候とてはりつめ、終に右之通濟ける、人はかやうに心懸申度事とかや葛藤別紙

一　安藤右京進重長の代に、有賀長兵衛とて中小性勤けるが、あるとき小網町壹丁目、則重長の屋敷近くにて、金子三十兩財布に入たりしを拾ひける、落したる者さぞ難儀に及ばん事を思ひ、早々右の場所に札を立て待ける、程なく町人參りて、右おとしたる旨を述る、是によつて袋の模樣、內に有書物等毛頭相違無レ之によつて、金子相渡したり、其後右の町人五兩樽肴持參いたして、右謝禮を盡す、ときに長兵衛立腹し、此金子請べきこゝろあらば、最前すてたる金子いかでか汝に返すべき、早々持て歸るべしと、酒肴の儀は汝のいはひとあれば受納するぞとて、傍輩どもへも振廻ひ與を催しける、扨その後百日も過て、重長退出の後、原の別莊へ行玉ひけるが、晩景に及んで御奉書到來す、折ふし有賀長兵衛當番にて御奉書を受取、原へかけ行けるが、やしき近くさがし見けるに、御奉書をおとしたり、南無三寶運のきはめと取て歸り、道中を通りけれども、是なき故やしきへ歸り、舍弟有馬彥右衛門百石廣間の當番にて有レ之を、式臺へよび出して此事を咄し、此旨御年寄中に御申下さるべし、拙者は切腹仕るべしといふ、彥右衛門是れを聞、切腹の事いふ迄もなく、疾くといひすてゝ、年寄部屋へ行て逐一に相述る、年寄共仰天し、まづ原へや申べき、御月番へや達せんと、用人留守居寺社役もろともに周章ける、日はたそがれに成りけり、然る處に表門をあはたゞしくたゝく、門番立出て尋ねければ、我等儀步行使のものに候が、右京進樣御名の居り候御奉書を拾ひ申候、此御使の衆はさぞや

御難儀に及び玉はんと存、且那用の使には不二罷越一、先拾ひ候御奉書を持參いたし候間、早々上られ候へと、大肌ぬぎ大汗を流し相渡し、早々姓名をも不ㇾ申立歸りぬ、番のもの玄關へ奉書をさし上て、右の話をのぶる、彥右衞門急ぎはだしにてかけ出し、長兵衞が長屋へ行、長兵衞〳〵と高聲に呼ながらはしり付て戶を明ければ、行水して上下を着し、只今腹へ刄をおろし立んとする處へ、彥右衞門かけ込み、御奉書出たるぞ、自害すなと聲をかけとゞめけり、不思議の命を助りける、時節とは云ひながら、金をひろひ其ぬしへあたへ、程なく大切の御奉書をおとし、旣に自害に及ぶ所に、是を拾ひける人の持參して危き命を助る事、天道の冥慮とも申すべく、佛者怪異の方便の說によらば、天狗でも八幡の使を以てあたへ給ふとも申べく、積善の家には餘慶と、聖賢の言葉感得すべし、今の有賀金兵衞養父なり、長命なりしが今は病死せり（校合雜記）

一　米村權右衞門ハ大野修理亮治長草履取セシガ、大坂一亂ノ前ニトリ立テ士トナシタル者ナリ、才器勇力アリケレバ、治長ガ恩顧世ノツネナラズ、大坂沒落ノ後、米村治長ガ遺言ヲ受テ、密ニ其小女ヲ養育シテ隱レ居タリシヲ、因テ江戶ニ至ル、殿中ニ於テ大坂ノ金銀財寶ヲ問ルヽニ、知ラズト答フ、汝修理ガ寵士ナリ、何ゾ知ラズトイハンヤ、知ラズト言バ責テ問ヘト言ヲ聞テ、米村ヒタイヲ地ニ付テアリシガ、頭ヲアゲテ、是ハ御奉行衆ノ御詞トモ覺エズ候、拙夫ハ鄙賤ナリシヲ、今ハ士ノ數ニ入候、修理大坂ニ在テ軍陣ノ成敗ヲ司リ、運命ノ存亡ヲコソ旦晡ニ計リ候ヘ、曾テ金銀財寶ヲ心ト

セズ候、是ヲ以テ修理ガ部下モ、又敵ヲ討首ヲ取ンノミ思テ、他ノ慮リナスイトマアラズ、理ヲ以申候ニ、城中戰ニ負ル時ハ、首領ヲモタモタズ、千萬ノ財寶アリトモ、何ニカ用ヒ候ハン、モシ勝軍ナラバ、兩將軍ノ御腰物マデ、皆我輩ガモノ也、財寶ヲモトメズシテ、財寶ニアキミチ候ハン、且申ベキノ義アラバ、即座ニ申サン、申ベキノ理ナクバ、口ヲサカレ舌ヲヌカレテモ申ベキヤ、責テ問トハ何事ゾト、憚ルケシキモナク申ケレバ、源君聞シ召シ、カシハ無類ノ剛ノ者ナリトテ、則御赦免アリ、米村復淺野因幡守長治ニ仕ヘヌ、衣服飮食ヲ賤シクシテ、武具ヲキラビヤカニス、治長ガ小女ヲ京師ニ於テ育事懇情ヲ盡セリ、因州ノ祿ヲ受タルハコレガ爲トゾ武將感狀記

第十一

釆地俸祿ある人も、費用の出る所是を臣下に委ねず、みづから算當を心がくれば、用度節ありて驕奢の惑なし、又は田畑竹木の類より、其餘微細の物に至るまで、常にたしなみて永久の計をなさば、時に臨ておの〳〵其の用を辨じ、無益の費あらず、是等の道に叶ひし言行を採て第十一の部とす

一　宮地久右衛門、九郎太郎と申せし時より鐵砲を鍛錬し、算勘妙を得、智才拔群の器量を御覽じ、奉行職に被ニ仰付一候、其上賴宣君御工夫を以て、碁盤の圖と申繪圖を被レ成、五色七色八色に彩色、御明分の總高をあげ、免を四つ五つ六つ七つと究め、第一御家中知行扶持切米、第二に江戶御參勤上下の入用金、第三在江戶中入用、第四所々の御普請御作事、第五御武具御馬の入用、第六所々御臺所入用、

第七御鷹野御能御宿鷹野、ヶ様の品々をわけて、御普請御作事可レ有時は外に入用を減じ、又御加增御金可レ被レ下年は、御普請御作事を被レ止、あなたこなた入合せ融通せし故に、御勝手に增減の手品ありて、總ての御身體すはりて、御勝手に御請被レ成候事曾て無レ之、御一代御自由御座候事、御工風の碁盤積の故なりと、久右衛門入道物がたり致しけるとかや紀州賴宣卿言行錄

一　紀伊家の勝手方は、碁盤づもりとて、諸事入用一紙に見ゆる様に掛引致し、年により差引せられ候世之手本

一　酒井讃岐守忠勝様は、拾貳萬石の御身上を掌に握り御座被レ成、御收納方食祿取捌の事まで、兩方の御手を出され、指を折御算用被レ成候處、違ひ不レ申候由、又米の割渡し様、金銀のたくはへ様、江戸御上下・里方の儀迄、夫々御差圖被レ遊候、若州・京・大津を初め、諸役所入用十分の支に餘事を加へ置、右御積りの內にて相濟候へば、曾て御かまひ無レ之御座、少しにも御積りの矩を越し候へば、甚御呵御咎も有レ之候、是に依て諸役所なども、やかましき事なく年々相濟候よし、此儀にて存候へば、財利にさとく、御吝嗇にあらせられ候事の様に候へども、夫とは以て外譯の違ひたる事には、國を治め民を安く、善政を出すの根本は、全く爰に有レ之事ゆゑ、所々賢く此所を大切にいましめおかれ候、世俗の諺に、大名の家は借銀につぶるゝと云事なしと申は、大なる僻言なり、財用足らざれは、自然と下をしへたげざる事能はず、其所より政道も亂れ、家法も崩れ、家中恨み、百姓憤り、詰る所國のわざはひを引出すに

至り候事、和漢古今歷々として見るべし、此處を守り愼むは極て治國の要領政道の基本なり、忠勝様のごときは量入爲出、治國の要を得させられ候と申べきなり（酒井空印言行錄）

一　前田肥前守様（利常なり）御草履取半九郎と申者、御露地などへ御出の節、再度御供に罷出候、或時小川左門に被ㇾ仰候は、半九郎身の廻りむさく候間、とらせ可ㇾ申旨御意有ㇾ之候、左門心得にては、了簡達難ㇾ仕候間、夕方に成先刻半九郎へ被ㇾ下候品の儀、何を可ㇾ被ㇾ下候哉と伺申候へば、御聞被ㇾ成、まづ木綿一疋十二匁、裏表の染賃三匁五分、綿二匁、以上十八匁にては、大方奇麗に成可ㇾ申候へども、小判三兩とらせ可ㇾ申旨御意被ㇾ成候、ケ様なる細かの事までも御存知被ㇾ成候段、皆々驚入申候由左門物語なり（小松物語）

一　田中兵部幼少の時、因幡せしやう坊內儀小性にてつかはれ候よし、羽柴筑前守おい子三好孫七郎殿をせしやう坊養子に被㆓申請㆒、田中をもりに被㆓申付㆒候、尾州の內清洲を關白殿居城の時、三河の岡崎の城主に田中を被㆓仰付㆒候處に、田中毎日城の廻りに出て、普請等下知して、朝飯は城より辨當取よせ、行逢次第道のはた堀ばたにても飯をくはれ候に、其頃の奉公致たる人の物語承り候、侍屋敷の前にてお疊一疊二疊借出敷て御入候結構の仕立はきらひにて、いかにも麁相なる様子このみと聞え申候、寺の門前抔に用に立ぬ植木など是あれば、此木を掘のけて茶を植て、旦那方の音物に可ㇾ然と住持の坊へ異見ありし由、又知行所殘らず自身見廻り、百姓屋舖に堀ある所は、用心は男にまかせて、堀

を埋め田になして稲を作り候へ、畠になしてよき所は畠になし、秋中立毛見立に兵部殿自身被㆑出、三年より稲の善悪を穿鑿して免相立候之間、無理なる事候はで百姓悦び申つる（開見集）

一　備前烈公の臣日置若狭、下屋敷を廣めん事を望み、池田伊賀守に頼みて近邊の田畠を閣の内へ入ん事を申す、烈公聞召、國は民を以て天とし、民は食を以て天とす、田畠は國と民との至極なる寶なり、政を執るもの、一己の樂に任せて田畠を減じ、國の傾くを省みざるは、いかなる事ぞや、他人是を望むとも押留べきに、職分を忘れたり、下屋敷の脇にもし向後宅地の主なきあらば、望に任する事もあるべし、田畠においては一寸も與ふべからず、此一事を以て察するに、國政いかゞならんと大に心を勞するなり、いかゞおもふぞと被㆑仰ければ、伊賀守とかく申に不㆑及、あやまり入候とて退出し、ケ様に被㆑仰我等迄面目を失ぬと若狭に語りければ、みな一同に感服したりしとぞ（藩史實録）

一　松平主殿どの三州吉田城主に御成候時、松平右衛門殿御異見、忍の御城にてちかぢか承り候まゝ、あき所の野山あらば、松を早々御植させ可㆑然候、こいの松原御近所に有㆑之、御覧候へ、年々植添長き短き御座候、御油斷あるまじきと御申つる、本多美濃殿も姫路領に松の種を年々御まかせ候、今程は大木に成候よし承候、枝をおろし年々に御賣候へば、過分の金に成候由（開見集）

一　昔大久保十兵衛殿は、江戸にて桃の實をひろはせ、武蔵野に御まかせ候へば、薪に事かき不㆑被㆑成候よし、はやく實もなるものにて候（開見集）

一　夏致すべき普請を寒天に致候得ば、人足は草臥、事々敷手間は入候、木のきり時、竹のきり頃、誰も知る事にて候、なま木をはこび候得ば、事々敷人足入申候、木六竹八と申候得ども、松は正月きりたるがよく候由、笠間にて本多佐渡どの御をしへ被㆑成候、柴薪等前かどに切置、からして運びたるは一倍も徳分にて可㆑有候、萬事前後の次第工夫可㆑有事と申候（見聞集）

一　酒井讃岐守忠勝様は、熊川筋・敦賀筋・丹波筋の道端に、並木の松を御植させ被㆑成候、是は國の見込も宜く、往還の旅人の爲にも宜とて思召のよしなり、其後京極若狹守様雲州松江より、御家老佐々九郎兵衞を御使者に被㆑遣、これは忠勝様よく御存知のもの故、御見廻旁被㆑遣候儀と相聞え候、九郎兵衞御前へ罷出、一通り申上べき事を申上畢り、扨て御國の景氣別の國の様に相成候、驚奉り候と申に付、いか成事と被㆑仰候へば、道筋に並木被㆓仰付㆒候にて、見込おくふかく賑はひ相見え候、年來當御國に罷在り、ヶ様の儀私共心付も御座なく候段御下畧可㆑被㆑遊と、面目次第もなき事と申上候へば、忠勝様御機嫌宜く候よし、扨又御國に槻の木少し、城普請などには多く入物なり、猥に伐るべからず、苗を植ゑ候様にと被㆓仰付㆒候由、古語に「爲㆓十歳之謀㆒者植㆑樹、爲㆓百年之謀㆒者植㆑徳」とあり、忠勝様の思召至極仕たる御事なり（酒井空印言行錄）

一　三枚橋に淨和様（松平周防守康重なり）御在城の時、御廣庭の內にある木の薪を、稻つみのごとく幾所も御座候つる、上の屋根を茅葺に致し、其上をつちぬりにうつくしくぬり申候、城持候用心によく候よし功者

の築被ㇾ申候聞見集

一　井伊掃部殿彦根の城の惣構の土手に、からしだねを御まかせ候得ば、次の年より種まかねども、年々からし澤山に御座候よし聞見集

一　掃部殿鮒とる大網を御買候はんとて、其浦々御聞候得ども高直に申候、夫に付て麻を御かはせ、七百人の足輕女房共に網糸を御させ候へば下直に出來、鮒を澤山御とらせ、方々へ御音信、家中侍町人どもまで被ㇾ下、在京仕候足輕夫婦どもにも御とらせ、其上に七百人足輕に酒を飲めと御申、銀七百目被ㇾ下候て忝がらせ申候由聞見集

一　松平右衛門大夫無類の人にて、物の費をせば下を憐み、士民にいたるまで其分の家職を能敎へ、不ㇾ衰樣にしたまひし、常に申されしは、人皆己が心柄にて、事かくまじき事に事をかくなり、たとへば蓼は時として入用の物にて、さして手間を入作るにも不ㇾ及、けつ〳〵持あますまで茂る物成るに、地を持ながら蓼をも植ず、事かく事とて、戯に古歌を直して

植てみよ蓼のそだたぬ土はなし、心からこそ事をかきけり

此心故一生富貴にして、何にても事かく事なし、貧には施し、飢をば救はれし名譽の人なりと、皆感じ申されしなり難波集

一　松平右衛門大夫前功者にて、竹木を植立給ふに、不ㇾ禁といふ事なし、或人其仕形を問ふに、答て

曰、土により相應と不相應の物なり、其所にあり來る竹木を見て、何か相應不相應と、それを曲尺にして植ればはづれぬものなり、其こゝろ得もなく植るによりて、不レ榮と申されしなり額波集

一　松平伊豆守信綱公は、御領分中能地力をつくすやうに地方役へ仰付らるゝに付て、其土地相應成物を仕付て、何事にも事を闕給ふ事なし、譬ば朝鮮栗到來すれば、其種を川越へつかはされてふせさせ給ふ、又西三河正綱公の御領地植地村の近所の菱池の菱の種、或は蓮の子など取よせ給ひて、蒔させ給ふ類なり、父正綱公宣ふは、人ほどあさきものはなし、事を闕くまじき物にもかく事多し、譬ば蓼といふ草は人の多く食する物にて、夏秋は日々に入らずして不レ叶ものなるに、屋敷を持ながら、蓼を一つ作事なくして事闕のみなり、歌に、うゑて見よ蓼のそだゝぬ土はなし、心からこそ事をかきけれと、古歌をなほして仰らる、其志を信綱公は實に繼がせ給ふて、知る人は感じ奉りけるとかや信綱公言行錄

一　井伊掃部殿彥根へ御移り候てから、近邊の野山を役人に御申付、荒子に御きらせ候、掃部殿には不レ似合レ樣に諸人申候得ども、皆不レ殘畠に被レ成、繩打して總侍馬數にかけ御わり付、馬のかゆを作り候得とて被レ下候事見聞集

一　吉田修理ハ元關白秀次ニツカハレ、後ニ三河守秀康ニアリツキ、秀康へ初テ目見ヲイタシタルソノ席ニテ、二ノ丸ノ小口繩張ヲ改メラルヽ間、吉田ニ可レ參トアリケレバ、其席ヨリ直ニ出タリ、長袴ヲ

スイデ羽織ヲ着、則供奉ヲツトム、方々繩張ノアリシニ、間竿ナクテ不レ叶コトアリテ取ニ行ケルガ、修理走リ出テ、家來ニ持セタル間繩ヲ持來テ、則用所ヲタセリ、康秀日頃ノ心入ヲ感ジ給ヘリトゾ、後ニ越前ヘ秀忠ノ姫君御輿ノ入ルニ、修理御迎ノタメニ路次迄出タルニ、俄ニ雨ノフリ出ケレバ、傘二三百本出シテ、供奉ノ面々ヲ雨ニヌラサザリシト也、又加賀ヘ御輿ノ入ル時、加越ノ堺目ニテ修理御馳走申上ケルニ、女ノ用ユル鐵汁不足ニテ、明日ハ加賀入トテ用意アレ共、越前ノ町中ニナカリシヲ、修理夏切ノ茶壺ニ三ツ、隨分奇麗ニコシラヘ獻上ス、內一壺ハ若御前ノ御用ニモヤトテ、則口ヲ切リテ指ヲ入、コヽロミテ奉リケルトゾ、久世但馬成敗ノ時、修理屋舖ハ隣ナリケルニ、但馬燒立テ出ルト沙汰ノアリシニ、修理ガ長屋ハヌレムシロヲ不レ殘カケテ、少シモ火ノ氣遣ナカリシトゾ、大坂ノ時六日一伯殿手ニ合給ハザリシユヱ、大ニ怒テ明日ハ必討死トアリシヲ、修理申ケルハ、二萬ニ及ブ大軍ヲ引率アリナガラ、大將討死トアルコト、聊モイフベキ事ニ非ズ、タトヘ大坂一統スト云ドモ、神君ノ嫡孫御討死トアリテハ、後マデノ瑕瑾ナリ、レキ〳〵ノ侍ヲ持給フハ此時ノコト也、某討死可レ仕ト申切リケルガ、果シテ討死アリシトゾ、或人ノ曰ク、修理素生ハ元清藏ト云ケル足輕ナリキ、足輕ノ小頭帳ヲトヂサセケルニ、度々帳紙ヲトヂ、アマリニテコヨリヲ多ク拵ヘテ小頭ニ與ヘ、是ハ紙ノ立ハツレヒホ共ヲアツメテ、コヨリニシテ置シナリトゾ、此後足輕大將自分ノ家ヲ作事スル事ノアリシニ、清藏繩ヲ澤山ニ合力ス、是ハ扶持方ヲトルタビニ、俵ノ上ニカヽル繩ヲアツメ置テ、如レ斯イタセリト

ゾ、是ヨリ次第ニ取上ゲラレタリトゾ、大坂御陣ニ越前ノ手武者奉行梶原美濃守菅沼久世兩人ナリシヲ、夏御陣ニ二條ヲ御出ナサレテ、修理ハ大坂ノ案内者也トテ、吉田修理ト萩田主馬以上四人ニナレリ 前橋舊藏聞書

一　越前ニテ吉田修理方ヘ永見志摩參リ、此中作事トリカヽリ、釘藏ニ事ヲ缺タルト云、修理手前ニ少々在レ之、氣ニ入タラバマキラセントテ、釘藏ヲ五色ホドアマタ取出シツカハス、朝比奈左近風呂アガリニ、此中ヨリヲ灸ヲ望ナレドモ、トヤカク延引ト云、修理聞テ艾ヲ可レ進トテ、大中小ノ切艾早速モタセツカハス、久世但馬ヲ成敗ノ時、イヅレモ悦ビ出タレドモ、武者草鞋ヲハカヌ者アリ、修理方ヨリ武者草鞋二百足ホド出ス 武者雜記

一　三河殿に吉田久左衞門と申もの、後は修理といへり、三河殿の越前の國拜領の時、城地に可レ被レ成所を見めぐり給ふ、久左衞門も新參者なれども供に罷出る、久左衞門は物每に武道の嗜ふかき者なれば、間繩をこしらへ挾箱に入持參す、越前の府中にて、城の繩張有しに、間繩被レ尋しに、兎の角のとて遲く有し時、久左衞門是にて候とて持て出る、用に立つ、其後三河殿久左衞門を召し出され、被レ仰は、內々其方は嗜深き者と聞く、奇特に間繩持參したりとて褒美の由也、又或時吉田大膳大夫、石州濱田といふ所にて城を見られ立時、古市主馬といふ侍、竹のさきに間繩をゆひ付もたせ供に罷出る、大膳殿是を被レ見候て、殊の外感心有となり、兎角人は見付聞たる事は、いつぞ御用に立申もの也 童問

一　或時土井大炊頭居間に、壹尺ばかりなる唐糸の切有レ之候を拾ひて、大野仁兵衛と申近習の者罷出候へば、此糸其方に預け置候間、大切に致置候へと御申付候得は、畏り候と申請取罷立候刻、次に詰合居候面々あの糸大切に致せと御申付有レ之事、大名に不ニ似合一事とひそ〳〵と笑ふ者も多かりきとなり、然るに二三年も過候て、右の仁兵衛を呼出され、いつぞや其方に預け置候糸はいかゞ致したると尋られければ、是にと申て巾着より取出し上げければ、大炊頭被ニ請取一、脇差の下緒の先をくゝられ、家老の寺田與左衛門を呼出し、是を見られよ、二三年以前に居間に是ありけるを拾ひ置しに、其節若きもの共はいつまで生くべき、大名に似合ぬとてひそ〳〵と申けるを、仁兵衛に預け置き、今度入用と申ければ、大切に致し置候間、三百石可レ遣旨申付られ、さて此糸切を大切に思ひ候事を語り聞すべし、元來唐土の者候拵初より、はる〳〵海路を經日本に渡り、そこばくの辛勞詞に述がたし、今下緒をくゝりて見れば、夫程の用をも達しぬ、何によらず捨るは安し、物を如レ此にするをしわきと申けれども、糸くづを三百石にかひとりし也、よく〳〵心得べき事とぞ云はれける名臣金玉

一　一日利勝公侍臣拂レ座、白絲一尺許混レ塵、公見レ之、誡ニ侍臣一曰、此絲雖レ短、蠶姉之勞許多也、混淩ニ數千里之洋中一、來ニ于此國一、其艱難幾哉、且衣服有ニ五寸綻一、則不レ得レ服レ之、汝藏レ之可レ補ニ綻裂一也、此事瑣細、而其情則治國之道也、利勝公爲ニ天下之老一、賜ニ十萬餘祿一、而蓄國之贈遺、列國之獻物、萬事不レ乏、儲蓄數多、雖レ然惡ニ無用之費一、嫌ニ驕奢之風一、大抵如レ此自合レ節、用ニ受レ人之聖言一者耶、菲ニ飲

食ハ惡ニ衣服ハ卑ニ宮室ハ大禹也、豚肩不レ掩レ豆、一狐裘三十年晏嬰也、或可ニ企及ハ或可ニ儔匹ニ土井利勝遺筆

一　秋元但馬守ハ學問モナキ人ナリ、其性自然ト道ニ叶ヘル人也キ、其身ノ質朴ユヱ家中ニモ貧人ナク領內赤土モナク、百姓悅ビケル也、實父戶田山城守元ハ越前守ト云ヘリ或時殿中ニテ水道ノ破損アマリ度々ナリ第一物入モ多ケレバ、鐵ニテ拵ヘンニハ、鐵氣出テ惡カラン、鉛ニテセンニハ、クサリモサビモナケレドモ毒ナリ、陶ニセバイカヾアリナンナド、沙汰アリシ、但馬守申サルヽハ、瓦ノ類ハ地震ノ爲ニヨカラズ、但厚サ七寸ノ上木ニテ拵ヘンニハ、百有餘年土中ニ朽ズト承ル、百年目〳〵ニ作ラレンニハ、最心安キ御入用ナリ、コレ迄木ノ厚ミヲ略シ、朽タル所ヲユルシ用ル故ニ其用短シ、只地ノ底ホド御念入ラレヨト申サレタリ、其年ノ事ニヤ、大地震ノ有シニ、ヨク拵ヘタル桶ハ少モ損ゼザリシト也烏有秘記

第十一補遺

一　藤堂高虎公は御寢所の看板に、御用の事を御かゝせ置被レ成、濟申候分は御點かゝり申候、御隙の時は伊賀の筭用、伊勢の筭用、可レ被ニ聞召ーと不時に被ニ仰出ー候、奉行の手代ども御次の間の緣に相詰居申候、下勘定爺て御聞置せ被レ成、夫々の目錄、事除申分、御奥書、御裏書被ニ仰付ー御印被レ遊、手代どもへ御目見被ニ仰付ハ御用の事も御口上にて被ニ仰付ー候事も、時々御座候藤堂文書

一　藤堂高虎公伊賀伊勢地の御物成、篤と御積らせ置、內高何十萬石は御家中侍共の知行扶持方、何

十石は御自分の御知行、其内御賄何々と夫々に極り御座候て、其極より過分に入過申處は、つよく御察度入申候、御家中へ出申候知行高を內、明き知御座候時は、浪人も被二召抱一、御加增も被レ下候、御取立被レ成度者、御抱被レ成度者有レ之、明き知無レ之時は、奉行共目付共方へひそかに被二仰付一、常々不作法にて、御奉公の心がけ無レ之者は、時々御追放被二仰付一候ゆゑ、侍共行跡を嗜み、人馬身上相應に持、萬端嗜申候、若身の上科なき事に紛敷惡口沙汰など有レ之候へば、其身奉行所目付中へ段々斷申候、夫故御家中紛はしき惡口申事なり不レ申、御奉公にもすゝみ申候藤堂文書

咬菜百傚錄卷四終

咬菜百倣録附録

戸田氏榮補集

一　東照大君御意に、我若年にて駿州にありし時、物讀坊主の三拾といふ者がいひたるを聞つるに、三要三切といふ事あり、先三要は衣食住、三切は軍賓旅なり、衣食住の三要は、人の常の用なり、此用意の心掛專一なり、扨軍道具客道具旅道具、是又武士の肝要なり、此品々を分限相應にして、後に外の事をなすべしといひたり、是はきこえたる事なり、一言にても用に立事なりと、我幼き心にも心に銘して聞覺えたり、我是に今註を加へたし、三要三切三行としたし、三行は道藝儉なり、武士たる者は道に疎くしてならず、道義を第一に心掛べし、賢人の位にても、武藝しらねば軍役不レ立、不勘辨にしてすりきり果てはならずと也（本多平八郎忠勝聞書）

一　御意に朝夕のいとなみかすかにして、馬物具はきらびやかに、人より多く家來を持つ、侍の覺悟かたのごとし（武野燭談）

一　或時上意ニ、武道不案內ノ者ハ、諸侍ノ嗜ト侈トヲ取違ル物ゾ、嗜ト云ハ近藤ナドガ如クニ不二似合一事迄仕リ、朝夕ノ營幽カニ、身ノ苦ミ不二大方一シテ、身代ヨリ過分ニ人馬ヲ持、尤武具馬具キラ

ビヤカニシテ、常ニ家職ヲ不レ忘、非義ヲ能正シ、誰ノ前ニテモ理ハ理、非ハ非ト云者ナリ、是ヲ侈リト云ハ不案内ナリ、是士ノ本意嗜ト云ゾ、故ニ嗜ムトハ、昔ト云根元ノ字ヲ云ゾ、奢リト云ハ家職ヲ失ヒ、武家ハ公家風ヲ學ビ、出家百姓町人ガ武家ノ格ヲ行フモ、銘々ノ家職ヲ非ニミル者ヲ侈リ者ト云ゾ、惣テ萬法ハ天地ヲ元トシテ定リタルゾ、先ヅ人間ニ身心ノ二ツ有、家ト職ノ二ツモ此心ゾ、天子ノ御殿ヲ殿上ト云、御勤メニハ正月朔日ノ朝拜ヨリ、月次ノ御政事有、是天子ノ御職ナリ、關白ノ家ヲ殿下ト云、政事ヲ正シ人民ノ愁ナク、法ルベキヲ職ト云、將軍ノ家ヲ殿中ト云、天下ノ惡逆ヲ討テ、順善有道ヲ備ルヲ職ト云、是上代ノ法ゾ、然ルニ中比ヨリ君臣侈リ強フシテ、政ヲ取失ヒ、人民不レ安、然ル所ニ賴朝平家ヲ討テ木曾ヲ亡シ、諸國惣追捕使ヲ賜リテ、天下泰平ト成ル、鎌倉九代ノ後天下大ニ亂レ、此時尊氏ノ武勇ニテ天下過半治ル、義滿ノ代ニ至リテ天下一統ニ太平ナリ、武威モ盛ンニ、其身ノ位奬學淳和兩院別當、源氏長者、太政大臣。從一位。准三宮公方義滿贈法皇ト號ス、大明成祖皇帝ノ祭文ニ、恭獻王ト謚ス、サレバ此義滿ハ祖父親ノ讓ヲ請テ是ヲ無ニセズ、天下ヲ治平シ、異國マデ如レ斯ナルヲ侈リト云ハ、是武道不案内ノ故ナリ、子細ハ位ト國トツリ合タル物ゾ、王ト云ハ國ヲ治ルヲ王ト云ゾ、然ル時ハ天下ヲ治ルカラハ、高位ニ昇ルハ定リタル事ゾ、然レドモ時ニ至テ、武道ニハ俵藤太秀郷ガ樣成事ドモ、韓信齊王ニ封ゼラレシ事モ在、色々樣々ニシテ、世ヲ治ルハ大慈大悲ナルニ、尊氏八代目是利義政ハ將軍ト名乘ナガラ、天下ノ亂ヲ治ル事ヲバ夢計リモ不レ思シテ、茶ノ湯バカリニ心

ヲ入レ、東山殿ト呼レ給フ不覺悟ノ人ヲ、侈リナキ人ト世ノ人ノ云シハ、大成僻事也、此義政ヲ侈リ者ト云子細ハ、我役ヲバ不レ勤シテ、茶ノ湯計ニ心ヲ入、先祖ノ功ヲ空シクスルハ大ナル侈リナリ、此故ニ奢リトハ一人者ト云ゾ、一人ト云ハ、家ト職トノ二ツ、家ニ有テ職ナキ故、一人者ヲ奢リト云ゾ、此心ニテ大公ハ殷ノ紂王ヲ匹夫云シゾ、我家業ニアラザル事ヲスク者ハ、縱バ松ハ常磐ノ色アレドモ、花ナキ故景ナシトテ、藤ヲハヽセテ松ニ花有藤ノ森抔ト云テ是ヲ弄ブ、後ニハ藤ガ成長シテ、松ヲ必ズマキ枯シ、藤モ共ニ枯ヌル如クニ、義政ナドハ武道ノ松ニ茶ノ湯ノ藤ヲハハセテ、松藤共ニ枯ヌルゾ、能々心得ノ入べキ所也御遺訓

一　東照宮ノ仰ニ、東山義政ナド侈リモノト云べキ也、先祖ノ弓矢ヲ忘レ、應仁ノ大亂ニ倦テ、山城國東山銀閣東求堂ト名付タリニ侈リカクレ、驕奢ニ心ヲヨセ、幽閑ニ住セシモ、先祖ノ功ヲ無ニスル奢ト云モノ也、奢ト云フ字ハ、一人者ト書テ、己レガ職分ヲ知ラヌ人ノ事ニテ、孟子モ獨夫紂ト云リ、又北山准三后義政ハ、大明ノ成祖帝ヨリノ祭文ニ恭獻王ト諡ス、此義滿ハ武備嚴重ニシテ、父祖ノ讓ヲ增益シテ子孫ノ眉目ヲ起ス、其國政其位ヨクツリ合タリ、コレハ奢リニアラズ、人ノ上ニ居テ天下ヲ治ル身ハ、大祿大官ノ筈ノ事ナリ、卑下シテ將軍ノ威ヲ失フハ口惜キ事ナリ、東山義政ヨリ室町柳營ノ衰ハ始リタリ、官祿相應ノ威勢ハ卑下スべカラズ烏有秘記

一　東照宮宣ふに、人は上下大小に限らず、事の道理を分知る事專要なり、然るに此味を知る者希な

り、然る故鎌倉賴朝諸國の惣追捕使の事、自己の品の樣に心得られ、我計の榮耀と思はれしとみえたり、其時皇統すたれ、世亂れ人民苦しむ、上なる人亂を治め、民の苦を除き安堵せしめん爲の惣追捕使なるべし、我身の榮耀をとばかり思ふ事は、大なるひが事なり、惣じて國家に長たる者は、慈悲を本とし、人民の愁を救ふべし、今自己計の樂みと思ふゆゑ、諸民をせたげ、民の肉むらを剝取、米穀財寶を貯へ置は、國家の主にはあらずして、盜賊といふべし、天下失ひ國家を滅し、身を亡し先祖に惡名をつけ、一族まで絕果し輩、古今其數少からず、是にこりもなく、其跡を踏むもの甚多し、北條は主君の子孫をたやし、天下一旦北條がまゝなり、是は大なる恥辱といふべし、又細川勝元己が祖父武藏守賴之が行跡を學はずして、則北條家が跡を追ふ、山名持豐と威勢を爭ひ、終に應仁の大亂を起して四海の中安所なく、公家武家ともに衰微せり、勝元が子政元彌奢つよく、將軍義持は東山殿の讓りを請たるに、茶湯の事を打捨、武道を起し、尊氏の行跡を取行はれ、畿內近國よりそろ〳〵と惡逆の者を退治し、一度天下一統せんと思召立、江州の六角高賴を退けられしかば、智あるものは皆足利家の昔に立歸るべしと稱歎せしに、政元畠山義豐の心を合、義持公を追落して、伊豆の左兵衞佐の子息幼少なるを取立て、公方義澄と稱す、是は政元天下國家の爲に主を立るに非ず、只田鳥に擀て、自己の奢侈を究んが爲なり、天の咎遁れがたく、家臣香西がために殺されたり、此等皆々天下を望、只一己の樂とおもひ、人民を思はざるゆゑなり古老諸談

一 信長公より、霜月上旬に見事なる桃を一籃贈らせらる、彼方にても珍らしく思召ゆゑ進せられ候となり、諸人是を見たる事なく、扨も今時分かゝる物は何の術を以て置たるらん、珍らしきことなりといひあへり、東照宮御覽被ㇾ成たるばかりにて、御取上なし、諸人不審に存じ、此事を申上たる人ありければ、仰に我好まざるにてなし、但我と信長の身上各別の違ひなり、小身の我等珍らしき物を好めば、害のみ有て益なし、珍らしき野菜草類を好めば、田地を無用なるものに費し、百姓の業を費し、耕作の害をなす、珍敷魚鳥を好めば人民に辛苦もかけ、山林河海に無益の金銀を費し、珍敷器物を好めば、心惑はされ、財寶をなげ捨、士卒を養ふべき儲盡き、武道もなく成ぬ、誠に心ざしあらん者の好むまじきは、珍敷もの也、我は軍國の要用何とぞ乏しからざる樣に、思案する外他の好なし、信長の身上にてこそ、種々珍物を翫び給ふべし、わが身上にては、先彼より爰に急なる所ありと御笑ひ被ㇾ成候て、其桃は皆々賞翫致すべきとの御事也、其頃遠州乾の城主天野宮内右衞門方より、此事を武田信玄へ申しけるは、家康には信長より贈られし桃を、時至らぬとて食し給はぬとなり、信玄の批判に、家康大なる立身を心がけ、身の養生を專とし、無用のものを食し給はぬとみえたりとなり、是は公の御下心を知らざる故なりと去翁いへり故老諸談

一 權現樣江戶御新城より駿府へ御引移被ㇾ遊候節、御本丸の御老中がたを被ㇾ爲ㇾ召、秀忠樣へ被ㇾ仰進ㇾ候は、今度駿府へ御引移被ㇾ遊候に付、只今までの御たくはへ金十五萬枚御讓り被ㇾ進候、御金子ば

かりにては不足に候、此以後猶又御金を被二相添一、其金子の儀は御私用に御遣被レ成ず、天下の金と思召され、常式の御仕ひ方の儀は、御物成にて御仕廻可レ被レ遊候、天下を御取被レ成候上には、御たくはへの金銀不足にても不レ苦と、御心得あられ候はよろしからず候、隨分と無用無益なる御物入の儀を御いとひ被レ成、金銀を御たくはへ可レ被レ成候、其金銀の御入用に三つの品あり、第一には御軍用のため、二つには以前京鎌倉などにても有レ之たる儀なり、此以後江戸中の家屋、一軒不レ殘ごと〳〵成事など有もまじきにはあらず、左樣の節は御居城の儀は申に不レ及、御城下の貴賤萬民ともに、居所迷惑不レ致ごとくの被レ成方も、なくては叶ふべからず、三つには日本國中の儀は、所々に國主郡主を被二付置一儀なれば、大體の凶年などの儀は、其所の守護たる者の力を盡し、是等の趣其方共も能相心得、將軍へも申達し候へとの仰にて是あり候となり、權現樣駿河へ御引移被レ遊候ては、猶更御費用がましき儀とては一圓に不レ被レ遊、萬事御手輕き儀どもに御座被レ成候を以、御隱居被レ遊、御他界被レ成候までの內、百萬兩に及び候御貯へ金出來候（駿河土產）

一　權現樣駿河へ御隱居ノ時、御タクワヘ金十五萬枚御城へ御入候、是ハ一匁モ御ツカヒ不レ被レ成、天下ノ金ト被二思召一、御遣方ハ御物成ニテ、御仕廻被レ成候樣ニト也（寛元聞書）

一　家康公伏見に御詰候時は、下々へ扶持を澤山被レ下、千石より下の諸奉公人は、馬不レ可レ持、人多不レ可レ置、物の入物と被二仰出一、千石取候ても馬を持ぬ人もあり、五百石にて馬を持人もあり、扶持方の

内にて内の者賄ひ、町屋を借て居候者は、宿賃までも小身なるはあり、伏見の御城なれば、馬に乗間もなし、二千石も二百石も、侍は壹人役と被レ思候と、御□□か不レ入、ふうたい少も費は御嫌、可レ入所にて金の五百枚千枚、銀子□□三千貫目の事は、いとはせられ候事はなし板坂卜齋記

一　關白秀次一義の時、諸大名一味の者有レ之哉と御吟味被レ成候、然る處に細川越中守殿、秀次より金子百枚かり申被二御僉議一の時分、右の金子早速戻置候はねば、相知れ申首尾に罷成候べしと、此時分金子拂底に候ゆゑ、百枚の金調がたく候、越中守殿留守居松井佐渡と申者、本多佐渡守殿と別して舊友にて候、越中守は權現樣と終に御出會も是なく、日頃に結句越中守殿などは太閤へ對しては、德川家へ御無禮を態とするやうになる事に候、然る處大切成儀に罷成候て、佐渡此方の佐渡へ申候て、何とぞ内府樣御計らひ被レ下候樣にと申候、是へ呼と被レ仰候故、本多同道にて御前へ罷出候段、御聞被レ成候て、扨々笑止なる事に候、されど何とぞ成可レ申と被レ仰、扨何番目に有レ之御具足櫃を持ち來り候へと被レ仰候、則其具足を御前へ持來候へば、御巾着の内より鍵御取出し被レ成、是にて明け候へと被レ仰候、其かぶとの下とゝ、鎧の下に封じ候金子可レ有レ之候、金子五十枚づゝ、包封じ有レ之候、封を御切らせなされ、御覽候へば年月書付有レ之候を被レ成二御覽一候處、最前駿河にいまだ御座被レ成候時分の年月にて、最早三十年に及び候、久しき事に候と被レ仰候て、其金子を佐渡へ被レ下、是を以早速埓明候へと被レ仰候、佐渡頂戴いたし難レ有儀奉レ存候、追付國許へ申遣し候て、越中守方

より此金子早々仕るにて可レ有レ之由申上候へば、いや〳〵夫は大事に候、此金子の儀は表向へ申付候て、爲レ替申儀も罷成候得共、表向の者どもに爲二申聞一間敷とて、ケ樣に其足の內より取出し遣申候、最早此金子は是までの事にて、沙汰なし〳〵と被レ仰候、扨右の金子早速內證にて遣置候て、何の僉議にも不レ及埒明申候、其後越中守殿伏見へ參勤の時分、內府の下屋敷の前を通り被レ下折節、山岡道阿彌と申御咄の相手御前に出候節、越中守御咄被レ遊、是はめづらしき事に候、御出珍重に候とて御逢被レ成候へば、越中被レ申候は、終に伺公不レ仕候へども、幸御門前を罷通り申候、其上見申候へば、道阿彌家來も見え申候故、不レ圖御見舞申上候、扨日頃望に奉レ存候間、今日御料理被レ下、御手前にて御茶被レ下度奉レ願候旨被レ申候、內府被レ仰候は、道阿彌、(是道阿彌を御呼かけ被レ成候)越中などは只今の茶湯者に候處、茶を手前にて進候事晴成事に候、されば不調法ながら進可レ申間、御用意申付候へと被レ仰候、成程疎料理にて、其上越中守殿御申候は、ひとりしめにて被レ下度由被レ申候へば、內府いや〳〵御一人と申儀は猶以難レ仕候、道阿彌幸罷在候、是も古武者にて候間、是をも加へ可レ申と被レ仰候處、達て越中守殿望被レ申候故、道阿彌申候は、是は成程御尤なる事に候、跡にて私儀も御樣子承り可レ申候、御望の通り被レ成可レ然旨申候故、其通にてかこひへ入被レ申候、扨かこひにて本多佐渡守を呼出し被レ申候、佐渡へ被レ申候は、先頃家來方より大切の儀御自分迄申入候處、御懇意故大難をのがれ申事、此御恩難レ忘存候、何卒御恩を報じ可レ申所存候間、其證據には是が參初、又參をさめに

て候とて立被レ申候、其後關東にて御味方致され、妻子を捨被レ申候事、此時の一言にて候逸話

一　問て曰、權現樣の御事、少しは御吝嗇なる御方に御座被レ成たるとか申、又左樣には御座なされざるとも申ふれ候をば、如何承り被レ存候や、　答て曰、權現樣などの御噂を、拙者如き者の口より奉レ申とあるは、乍レ恐の御事には候へども、人々のまどひ散じ候ためと存るを以て、愚意の趣を申述候、凡世界國土の重寶と申ては、金銀米錢の四つに留り候、但し之を用るに善惡三段の差別有レ之事にて候、權現樣の御事を相考奉レ存に、よく儉約を御用ひ被レ遊たると申に於ては、御相違は無ニ御座ー候、其子細を申に、台德院樣御代の儀のよし、御勘定方に於て公儀の勝手方の儀に付、大分の御德用有レ之儀を、何れ打寄勘辨の上、其趣を委細の書付にしたゝめ、或日の朝に至り、伊丹順齋土井大炊頭殿へ持參、是には對顏の上、件の書付を被ニ差出ー候へば、此書付をも披見可レ仕候へども、先大體に如何樣なる趣の事にも候やと、大炊頭殿御申に付、順齋被レ申候は、唯今までの儀は、御旗本衆大身小身にかぎらず、御藏を以物成等を被レ下置、其外大扶持方拜領の面々ともに、其通りの御作法に有レ之候を以て、諸國の御代官所より、御當地への廻米多く有レ之ゆゑ、運送の御失墜もかゝり、其上御藏の内に積置候間、缺米鼠喰と申も大分の御費に相見ゑ申候間、向後の儀は御藏米三百俵取の儀、只今までの通りに被ニ成置ー、五百俵以上被レ下面々の儀は、知行所へ遣し候家來にも事缺不レ申儀に候へば、いづれも地方知行に御直被レ遊、幷大扶持を被ニ下置ー候衆中の儀も、俵數の高を以て知行になほし、是又地

方にィ被ニ下置一候、かく有ㇾ之候はゞ、大分の御徳用可ㇾ有ニ御座一候と、御勘定に於て何れも相定め申候、其上御藏米多く御座候に付、三四年づゝも越米と罷成候を以て、其米は悉く虫喰になり、左樣なる俵子に取當りたる末々の者どもは、殊の外迷惑仕る由に候、御廻米の高を減少被ニ仰付一御當地の御藏の棟數へり候に付ての御徳用の儀は、品々有ㇾ之を以、右段々を心付に仕り、御城に於て御同役方御揃被ㇾ成候御列座にて、さし上可ㇾ申旨同役とも申合候へども、先御同意をも相伺ひ可ㇾ申旨、參上仕り候となり、時に大炊頭殿御申候は、其儀に於てはもはや此書付を見申までも無ㇾ之候、只今其元御申聞の趣は、權現樣御隱居にて御座被ㇾ爲ㇾ成候節、先達て沙汰有ㇾ之たる事にて候、其節上意被ㇾ遊候は、我等當地を居城と是あるに付て、東西南北の諸大名をはじめ、天下の萬民當所へ寄集る事に候、平常とても廿日卅日とも入船もたえ候節は、諸色の直段も上り候に付、諸迷惑仕る由なり、若何變の儀も出來候て、廻船等の運送不自由にも成候節、江戸市中の者どもをたれかはごくみ可ㇾ申と存候や、去に依て我等手前に大分損米の有ㇾ之儀は、兼て相知れたる事ながらも、藏米を潤澤にたくはへ置とあるは、天下を知る者の役儀と思ふに付ての儀なり、然るにさし當たる損益ばかりに目を付、大變の所へ心付の無ㇾ之とあるは、下勘定風情の者共の了簡には、さもあるべき儀なり、最早勘定頭ともいはるゝ者まで、一同してヶ樣なる儀を我等にいひ聞せ候とあるは、不器量沙汰を限りたる儀なりと有ニ上意一にて、以の外御機嫌あしく候、其節御老中方へ被ニ仰付一候は、惣じて大名の道中をするに、雨具を持たる中

間どもの、よろこび候樣なる仕置をばせぬものなりと上意被ㇾ遊候を、其以後いづれも被ㇾ打寄一、先日雨具持の儀はいかなる思召を以の上意にて可ㇾ有ニ御座一哉と、不審をたて種々に相考候處に、右御廻米御德用の儀を、一々書立のヶ條の中に、末々の御奉公人ども蟲喰米に取あたり候ては、何も迷惑仕ると有ㇾ之儀を、專一のやうに書のせて有ㇾ之候を、御覽被ㇾ遊候に付ての上意にても可ㇾ有ニ御座一哉と、何れも推量あられ候となり、右の通を大炊頭殿御咄の上、件の書付を御返しあらせ候へば、順齋是を受取て被ㇾ申候は、只今被ニ仰聞一候儀共には、心付も御座なく、不調法なる書付をさし上迷惑仕候、併かくのごとく不調法なる儀を申上候には、結構なる御物がたり承り、向後ともに私どもの大なる心得に罷成中儀に候と被ㇾ申、退出被ㇾ致候となり、右の樣直に大炊頭殿の御物語にても、大野智石雜談を慥に承り罷在に付、此事を以ても權現樣には、御儉約の筋を御用ひ被ㇾ遊、御吝嗇と申譯には無ニ御座一とある儀を奉ㇾ承候となり（落穗集追加）

一　源君三河ニ於テ、每歲夏中ハ麥飯タリ、近侍ノ人ヒソカニ白米ノ飯ヲ椀ノ底ニ入レ、上ニ麥飯少シバカリヲ蓋テ出シケレバ、源君御覽アリテ、汝等予ガ心ヲ曉ラズ、予ヲ以テ吝ナルト思ヘルカ、今戰國ノ時ニテ、兵役動カヌ年ナシ、士卒煩擾ニシテ寢食ヲ安ンゼズ、予獨リ何ゾ飽足ルニ忍ビンヤ、且我一身ノ奉養ヲ儉約ニシテ、以テ軍用ニ給セントス、百姓ヲ勞シテ自ラ豐ナル事ヲセジト仰ラレケレバ、聞者皆悅服セリ（武將感狀記）

一權現樣ハ御鷹野ニ被レ爲レ成候ニ、御辨當場究リ候ヘバ、其所ヘ御越被レ成候、御辨當場究リ候儀ハ少々ニ無レ之、大方御燒食ニテ御出被レ成候、燒飯モ無レ之時ハ、先々ニテ百姓ノ家々ニ御入、芋ナド御煮サセ被ニ召上一候（寛元聞書）

一大神君ノ御鷹狩ノ節ニハ、品川デハ蛤、八王子ニテハ芋蕨ヲ召サレキ（鳥有秘記）

一京より大阪へ御取かゝりの時、權現樣御意には、何れも腰兵粮にて參り候へ、上樣御臺所には、白米三升、味噌鰹節十、鹽鯛一、持參候へと被ニ仰付一（古士談話）

一權現樣大阪乙卯ノ役ニ、御陣中肴精米各幾許ト（御膳米五升、干鯛五枚、糯樽味噌鰹節相應ニ持參、此外ハ無用、御賂長持一ツノミナリ、松下淨慶ニ上意アリ）上意ニテ其員數ノ輕少ナルハ、不日ノ成功ヲ示サセ玉フ御奥旨也ケルトゾ（志士清談）

一權現樣駿府に御座被レ遊候節、御奥方の若き女中寄集り居られ、あの淨慶坊ほどにくき事は無レ之と口々にしかりしを、權現樣御聞被レ遊、年寄女中衆を被レ爲レ召、淨慶が事をば何故あのごとくには、何れもにくみ候やと御尋被レ遊候へば、いや別の事にても無ニ御座一、何れも申候は、淺漬の香の物餘り鹽からく御座候間、いづれも給兼候には、今少し鹽をひかへて漬候樣に申付給り候樣と、淨慶方へ度々賴遣し候ても、今に鹽からく候に付ての事に御座候と被ニ申上一候へば、御聞被レ遊、それはいづれも腹立いたすは尤なり、鹽からく無レ之樣に云付てとらすべきぞとある仰にて、其後御表において淨慶を被レ爲レ召、右の段被ニ仰付一候へば、淨慶は御側へはひより、何事やらん密かに申上候を、御笑被レ成なが

ら御聞被レ遊候となり、其節御前に於て見給ひ被レ申たる御近習衆不審に存て、淨慶に逢、其元は何事をひそかに被ニ申上一候やとの御尋に付、淨慶答へ候は、いや別に替りたる儀にて是なく、各中も御聞がごとく、大根の香の物の儀を御意に付、只今の通り鹽からく仕り給させ候てさへ、大分入申事に候、女中どもの如く鹽かげんにいたし給させ候はゞ、何程入可レ申も計がたく候に付、左樣には成不レ申候と御前樣には御聞不レ被レ遊分にて御座被レ成たるが能御座候と申上候、との淨慶申分に有レ之候となり駿河土産

一　御臺所諸事ノ儀ヲ申付ル役人ニ、常見ト申仁有レ之、或時奥方ニテ女中衆寄合テノ物語ニ、斯樣ニ何モカモ鹽辛クテハ迷惑ナル事ドモ也、イツノ月日ニカ心儘ノ身トナリテ、口ニ叶タル物ヲ喰事ノアランヤトサヽヤキ合ケルヲ、家康公物越ニ聞召、件ノ女中ヲ召レ、只今各ノ申ツルハ何事ゾト御尋アリケレバ、イヤ別ノ事ニテモ無ニ御座一候、御臺所ヨリ出シ申候我々ナドノ下サル物ノ事ニテ候ト申サレケレバ、如何ノ事ゾト重テ御尋アリケレドモ、誰々モ申上兼テ居ラルヽニ付彌御尋ナサル、其時年寄タル女中申上ラレケルハ、頃日ノ事ニテモ無ニ御座一候、前々ヨリ出シ申候ムシコフコ抔、殊ノ外鹽辛ク御座候候ユヱ、面々ノ如ク年寄モ、物ヲ下サレニクキ樣ニ候儘、マシテヤ若キ衆ハ一口モエタベ申サヌ如クニ御座候故、私方ヨリ御賄ノ常見マデ、度々斷ヲ申遣シ候ヘドモ、聞分モ無ニ御座一候、其事ヲ只今御次ニテ、常見ノ情ノ强キヨト申テ、何レモ笑候ト申上ラレケレバ、家康公聞シ召テ、夫ハイカニモ何レモ迷惑致スモ理リ也、此後ハ左樣ニナキヤフニシテトラセンゾト仰セラレ、御表ヘ被

レ爲レ成、常見ヲ召テ仰ラレケルハ、臺所ニテ申付ル味噌香物ナド鹽カラ過テ、奥方ノ女ドモ殊之外迷惑仕候由ニ候間、向後左樣ニ無レ之樣ニ申付候ヘトノ上意ノ趣、常見謹デ承リ、脇差ヲ脱ギ御側近ク參リ、御耳ニ口ヲ押アテ、何ヤラン暫クサヽヤキテ申上ル、家康公モ御笑ナサレナガラ、打ウナヅキ給ヒ、兎角ノ仰モナク、常見ハ御前ヲ罷立ヌ、御前伺公ノ衆何事ヲ申上ケルニヤト各推量ニ及バズ、程過テ或人常見ニ其樣子ヲ尋ルニ、常見答テ曰、別ノ事ニモアラズ、女中ハ惣ジテ大モノヲタベタガリ申候、只今マデノ通リニ鹽辛ク仕候テサヘ、大分ノ味噌香ノ物ヲ下サレ候、上意ノゴトク鹽加減ヲヨク致シタベサセ候ハヾ、何程タベ可レ申モ難レ計候、左樣ニ候テハ年中ニハ過分ノ御失墜ト罷成候間、向後トテモ女中方ヨリ、内々ニテ申上候譬訴訟ナドハ、必御聞入遊サレ候事、御無用ニナサレ候樣ニト、申上タル迄也ト、常見語リケルト也、今駿府ノ御城中ニ、常見藏ト申御藏有レ之ハ、件ノ常見預リ藏ノ名ト申傳ナリ（岩淵夜話別集）

一　權現樣へ英勝院殿被二申上一は、御白小袖等御洗せ被レ爲レ召候、下々の者に洗せ申候は、勿論至極なる事ゆゑ、御側女房達洗はれ、柔かなる手より血出迷惑被レ申候間、澤山なる御衣類の事なるまゝ、御洗せなくてもと被二申上一ける、其時被二仰出一は、愚痴の女合點可レ仕にはあらねども、皆々出て承れ、餘り細に被二申上一候間被二仰聞一候、權現樣は天道を御恐れあれば、天道は奢りを惜むとあり、女房達は駿府の御藏ばかりを見ても、多くと可レ存と上意に付、英勝院殿はじめての御挨拶には、仰出る如く

御藏の内夥しく被二詰置一たると被二申上一計無有なん、爰ばかりの御藏にもあらず、京大坂其外御藏々に山のごとく詰置れたるゆゑ、毎日百匹宛被レ爲レ召たりとも、御自由なる御身なれども、諸人への御慈悲、御代々の御爲被二思召一ての儀なり、其段に心得まじきと尊命のよし承り傳を、安藤九郎左被レ咄たるなり（天野遺語）

一　權現樣駿府の御城に御座被レ遊候節、大御奥へ御足袋箱と申て二つ有、一つには新敷御足袋を入置、一度も召せられ、よごれ候御足袋をば別の箱に入置、つまり候と申上候へば、皆々御取出させ被レ成、其ふるき御足袋の中にて、うすよごれに見え候を二三足程づゝは、又元の箱へ御入させ置被レ成、其外は捨よと有レ之、上意にて下々の女中にもわけ取仕候となり、右の箱の内へ殘し置たる御足袋を被レ爲レ召候儀にて無二御座一候へども、古き御足袋とて、殘らず捨よと有レ仰は御座なく候よし、御帷子などに御あせ付候へば、すゝがせよとの上意にて、せんたく致したる御帷子有レ之候へども、被レ爲レ召たる樣子無レ之候と也（駿河土産）

一　男子の下帶木綿にては、白より淺黄に染めたるよしと權現樣御意被レ成候とて、上樣にはいつ木綿下帶御こゝろみ、かく御意被レ成候と一つ咄しに仕候、主樣御下帶紬を紫染に被レ遊たくとて、國領御代官へ御自身御誂被レ遊候よし、咄傳も有レ之候（古老物語）

一　大名以下の諸侍若殿原の美服着し、駕籠乘物にて往來するは、公家の流の樣にて弱々しく見ゆ、

年五十歲より內は、紬紬布木綿にても地太なるを着し、す足にわらんじ、馬上或は步行にて往來するは、勇々敷みゆると御意ありしよし中泉古老物語

一　家康公駿府に御座さなれ候時分、御小性分限不相應に目立候小袖着用候人有之、殊の外御しかり被遊、御近習の內にかやうの儀有は、外樣まで移り候て、奢り候樣に成ものとの上意にて、彼人閉門被仰付候由續功物語

一　權現樣駿府御在城の節、夕御膳の御給仕に何某と申御小性候處、其者着候袴を御覽被遊、夫は何と申物ぞ御尋被遊候へば、彼者茶苧と申物のよし申上候へば、おのれはにくきものなれ、天下久しく亂に及び、漸く此ごろ少しづかになり、萬民も安き樣に見えし所に、名をもしろしめされぬ程の衣類を着し候事、天下の奢りはじめ、亂の端を起し、不屆者なり、御前を退候へと、以の外御機嫌損し、夕御膳を不被召上候ゆゑ、酒井雅樂頭政親等種々に御機嫌をとり、漸く夜に入御膳すゝめ奉る故諺記

一　或時山名禪高、成程古キ羽織ノ所々破レタルヲ、着用シテ御前ヘ出テラレケルヲ、家康公ヲ御覽ナサレ、禪高其羽織ハト仰ラル、禪高承リ、此羽織ハ萬松院義晴公ヨリ拜領仕候ト申上ラル、家康公聞召、サスガ山名殿程候、殊勝ニ被存ト、返ス〴〵御感ジナサレケルト也岩淵夜話別集

一　家康樣は萬結構なるを御きらひ、江戶御城內にも、ひかる金物など一つも無御座候、和田倉の方の御矢倉のはふに、金かな物を將軍樣より被仰付候事、駿府へ聞え候よしにて、夜中に金かな物

を御取らせ候、其後頓て御所様江戸被レ爲レ成候つる、其御用心と皆人存知り候、かな物とりたる跡我等どもも見候つる見聞集

一慶長五年、家康様大坂にて御越年、明るとし二月伏見へ御移り被レ成候、落城以後麁相の御殿づくり、上方衆笑事に仕候、いづ方より御取寄被レ成候や、古きはふなど御殿にあて申候、天下御取候ても御奢りごころ少しも萬事に無二御座一候、御天守は伏見へ御移り、久しく有レ之後被二仰付一候、皆々御譜代衆は御知行拜領、又は國々迄御返し被レ成、酒井宮内殿・牧野右馬尉殿・淨和様計松平周防守康重なり其年伏見に御詰させ、天守其外御作事御普請被二仰付一、骨折申候見聞集

一家康様天下被レ爲レ取候後、駿府御城御直し御居城の頃、御本丸計に塀を御かけさせ、二の丸にて御老中被レ爲レ置候に、塀を御かけさせ候はず候まゝ、竹もかりに御老中被レ成候、其後餘り見ぐるしく候間、屋敷主自身に塀かけ可レ申由言上候へども、無用のよし被二仰出一、後々まで竹がきにて御入候見聞集

一慶長五年、關ヶ原御陣の時、九月十五日御合戰場を御出馬被レ遊、藤川の臺に大谷刑部少輔が取捨たる陣小屋の有レ之候を、其のまゝにて御本陣に御用ひ被レ遊、御止宿被レ遊候に付、御無造作なる事に何れも申奉り候となり落穗集

一慶長五年關ヶ原御陣に、九月十六日佐和山の南のなみといふ村東の山に野陣、いかにも輕々敷き小屋に、四間計に藁ふき、桓根も藁にていたし、入口に戸もなし、入口の脇に窓中れんじ、半分は

疊、此疊は佐和山の町より取て來り、半分疊のなき所は藁を敷候、小屋の外に芝原かたさがり、此所に疊三十疊ばかり敷、其上に御目見の奉公人三十人ばかり、入替り出替り、草履は面々のうしろに置候御番衆などとて一人もなし、勿論鎗弓鐵砲などは一圓なし、長柄御籏指何方に居申候やと尋候へば、御本陣近き所は、御籏本衆宿を取申候故、三十町も四十町も有所に、在々の家在次第、思ひ〱に宿るよし、御供の諸人は佐和山領の百姓の家に宿り、野陣かけたる者は一人もなし、十町二十町計の所に、御旗本衆百姓の家にある所へ宿り申候（板坂卜齋記）

一關原にて御膳仕立候所は外なり、御座敷より卅間計有、芝山のなでさがりたる所、自然御覽被レ成候處は細竹を渡、上に澁紙一枚張り、其下て□料理敷物もなし、いかにも手輕なり、今時の三千石ばかりの知行取、野陣に居候とても是れより增可レ申候、三人前の辨當一つなり（板坂卜齋記）

一大阪夏御陣に、大御所樣には茶臼山へ御陣を御移被レ遊候所に、中井大和兼て支度いたし置たる切組小屋を、人夫に持せ罷越取立可レ申と仕候處、本多上總介大和を被レ呼、左樣に手廣き儀は思召に相叶ふまじきと有て、被二相伺一候處に、九尺梁に二間六疊敷よりも廣きは、御用に無レ之旨被二仰付一、其通りに押立、上三疊下三疊の間をば布交ぜの內幕にて張切、御外幕を引廻し候計の事ゆゑ、早速出來候へば、其內へ被レ爲レ入、諸大名衆御目見に被レ出候ても、表の通三疊敷の所御出、御逢被レ遊候と也（落穗集）

一源君樺森ノ屋舖ノ廐破損ニ及ビケレバ、加々爪隼人新造セントス、源君雨モラバ、其所バカリ葺

カヘヨ、壁崩レバ共ヒマバカリニ土ツケヨ、此外ハ略セヨト仰セラル、隼人今上方ノ諸大名、夏ハ蚊帳ヲツリ、冬ハ薄團ヲ着セテ、馬ヲ愛セラルヽ事大方ナラズ候、君ノ御厩ニハ戸口ニワラムシロヲ掛ケ、常ニ餌ヲ飼セラル、是ハ餘リ麁相ニ候ト申ス、源君武士ノ馬ヲ養フハ、用ニ立ツ處ヲ專ニシテ外見ヲ飾ラズ、予ガワラムシロヲ掛ケテ餌ヲ飼フ馬ト、他家ノ蚊帳ヲツリ蒲團ヲ着スル馬ト、事ノ變アル時ニ、何レカヨク險山ヲ登リ激川ヲ渡リ、堀切ヲ飛踰エ、深田ヲ躍出、極暑ヲ凌ン、汝必ズ厩ヲツクリ馬ヲ養フニ、上方風ヲ倣ザレト制シタマヘリ（武將感狀記）

一 神君ノ仰ゴトナリトテ或人ノカタレルハ、御家人ノ屋敷必ズ廣ク寛ナルヲ與ユベカラズ、尤別莊山庄ト號シテ、下屋敷ヲ取立ルコト不レ可レ有レ之、ソノユヱハ屋敷廣キ時ハ、家是ニ相應シテ不用ノ家宅ヲモ設、粧嚴ヲ致スコトアリ、況ヤ山莊下屋敷ト號シテハ庭ヲカマヘ泉ヲホリテ、泉水立石ノカザリ路次茶店ノマフケ、サマ〴〵ノシツラヒアリテ財寶ヲ費シ、公務ノ暇ヲ欲シ、後ニハ人ヲアツメ隙ヲカキ、遊覽放佚ノ志出來ルモノナリ、屋敷セマケレバ、家宅ノ結構モ自然ニヤミ、家宅ノ遊樂ナケレバ、公務モ自ラツトメヨキ、皆是不レ得レ止ノユヘナリト仰アリシトゾ（前橋舊藏聞書）

一 慶長五年六月十八日、石部へ長束大藏大輔被レ來、明朝水口にて御膳上げ可レ申と被二申上一、七ツ半時迄被レ來候て、表につれもなく一人被レ居、夜に入ころ歸られ候、長束歸られ道を二里程も參られ候はん程の間候て、石部を出御、御先へ鑓二本、長刀一、御老衆二十人ばかり、挾箱御跡に、一町計置

て、田上權三郎一騎、又半町程おきて、城和泉守一騎、俄出御ゆゑに御供の騎馬もなし、總て家康公伏見へ從二江戶一御登なされ候時、鎗二本・長刀一・弓一張・挾箱に二ッ、先へ引馬など申事もなく、御老衆と申候は、當時の步行の者の如くにては無レ之、富永主膳・岡部小右衞門・松野茂左衞門・柴田四郎兵衞・小倉加平・岩本仁左衞門・山下亦助・鏑木與兵衞・河野孫左衞門・河野金太夫・加藤の衆三十人計あり、名護屋御陣、關ヶ原御合戰の時まで、馬取道具持御乘物かきに至るまで、皆々右の侍、信長甲賀を御破り候時、甲賀侍浪人して、濱松へ來り奉公申上候、關ヶ原御合戰以後、步行衆被二召置一、頭を付させられ候、頭九人松平豐前守・松平志摩守・松平右馬助・阿部左馬助・柴田左近・原左近右衞門・中山左助・松平淡路守・松平若狹守、一組に三十人宛也板坂卜齋記

一慶長九年三月廿九日に、家康公從二江戶一伏見へ着御、西國北國五畿內の諸大名御迎に追分へ出被レ參レ侍候、雨降候へば松の木の下へ立寄人もあり、思ひ〳〵に立やすらはるゝ所へ、槍貳本・長刀一・挾箱二・步行のもの二十餘輩、御乘物も雨の用心に包廻し、馬十餘騎、家中の道具もなし、本多上野介にても候はんかと被二心得一、下々に尋候得共、大御所樣と申によりて諸人蒐走り、追分を伏見へさがる町にて追付候へば、御耳に達し御乘物を御止、上の雨具をとり、乘物の戶を明させられ、諸大名へ是まで遠々迎に御出と御禮を被レ仰候て、伏見へ御通なされ候、扨も輕き事と諸大名驚かれ候よし、御供の衆も伏見近く候故、人々下々をば先へ通し候、惣じて江戶へ御下り被レ成候時、御殿出御の時は、御

跡へ馬上百騎も七八十騎もあり、馬に沓打候時は御跡へさがり、御宿りに御着候時は馬上七八騎も五六騎もあり、御跡には御供の馬上五十騎三十騎、または二十騎十騎連立、馬上にて思ひ〳〵のはなしにて通る、道のよき所にては數騎連立、あしき所にてはすくなし、御乘物の跡十騎ばかり過ては小歌をうたひ、酒あれば差出し。盃はなし、馬の柄杓にて呑、又はさゝへの口より直にものみ、兵内上戸を尋て、先か跡か知れ不ㇾ申候へば、片手綱にて馬を早道に乘、片手にさゝえを持、先へ參り候へば尋不ㇾ逢、跡かとて半分はしる程に、乘酒を呑候はんとて尋廻る、成瀨隼人上戸なれば、切々の事なり、三島へ着御、箱根へ御通の時は、小荷駄下々夜中に通り、馬上もこと〳〵く御先へ參り、箱根にて御膳の御番、御小性二人御先へ參り奉ㇾ待候、三島御立の御跡には馬上もなし、御上りの時も、小田原より三島へ御越の時は右同前、江戸御立の時も、御隱居曲輪の下にては、馬上七八十騎もあり、沓打替候とて御跡へさがり候、夫を存候て芝の出口、品川の出口、川崎の出口には、三人五人宛道の耳へ出御目見、馬に乘御供に參り候へども、沓壹足限なれば、品川へ着御の時は、御供の馬上は十騎の內なり、御先へ參士十五六人二十人も御小性衆十人餘ゝ先に加樣に候ても、目付といふこともなし、押の者といふ者壹人も無㆓御座㆒候、皆こと〳〵く御主にてはなく、知行を被㆓下置㆒あそばせて御當候と、御供の馬上ども御殿にて寄合物語いたし、誰も恐れ可ㇾ申哉、大御所樣の外に恐れ可ㇾ申者一人もなしと申あへり、年寄衆に逢候ても、少しも膝を直すまねのやうに不斷は仕候（板坂卜齋記）

一刀の柄鮫は大粒なるより、小粒なるを漆にてぬり、柄を樫木にてかき込、小さ目貫打たるが、用方によきと御意被レ遊候よし（中泉古老物語）

一長陣長旅にて、毛あをりあしきものなり、二日雨にぬれ候へば用に立ず候、太閤の御時代は、しりがいおもがいのふさも付不レ申候、鞍おほひ又はふとんも、家康樣御きらひと承候、くれない紫などの糸しりかひ、唐らつこ鞍おほひ、熊のあをり、なしぢの鞍の類いかゞ佐和山の家中に右の樣體法度にて無候よし、とかく武道具はつよみ可レ然のよし、宗輝樣（松平周防守康重也）被レ仰候由（聞見集）

一源相國家康公、諡二東照大權現一、重贈二宮號一、公曾在レ世、有レ人獻二夜壺一、繪畫極レ巧、公大怒、謂二侍臣一曰、穢器旣如レ此、則杯盂盤盆、當二如何裝粧一、命而碎レ之（駿餘雜錄）

一御所樣御鷹場の御殿中にても、らうそくは御座の間に壹挺、御鷹夜するゑの御廣間に一挺、其外の御座敷は皆々油火にて候つる、或夜に成瀨隼人殿・松平右衛門殿連狀あそばすとて御申候は、ともしさしの蠟燭候はゞたて候へと、坊主衆へ御申候へば、貳三寸計のともしくずのらうそくを立られ、狀御かき候て、右御兩人ははやく座敷を御立候跡に、らうそくを立有候を、御横目衆坊主を御呼出し、何とてらうそくを立たるぞと沙汰のかぎり、上樣の御覽被レ成候はゞ、くせ事に被二仰付一べきとて、ことごとしく御しかり候時、坊主衆被レ申候は、隼人殿・右衛門殿御狀あそばすとて、こはせられ候まゝ、ともしさしの蠟燭を立申たるよし返答申候へば、兩人座を御立候て、いそぎ蠟燭をけさぬぞとて、か

さね〳〵御しかり候つる、我等其座に有合、右の様子存覺え候（聞見集）

一 或時御小性衆、御廣間にて角力取度とて、御坊主を以上様迄伺へ候へば、角力も武士嗜の一つにて不レ苦取候へ、但し疊を裏返し敷候様に御意被レ遊候よし、假初の事にもそこ〳〵御氣の付たる上様やと、諸人舌を振候よし（中老物語）

一 家康公御鷹野御出の砌、武藤半三郎と申者、その頃はやり候故、瀑元結にて髪を卷立て結び御供に出る、公御覽被レ成、御駕籠際迄召、己が頭を見せよとて御覽なされ、御機嫌あしく、己が祖父武藤掃部は度々用に立、隨分武士を心かけ走廻りあるゆゑ、己がやうなるあたまの結様はせざりき、祖父に似ぬ大たわけかなと上意ゆゑ、御旗本衆髪の結やうすたり、眞成昔風になり、元結五卷より上まかず、ふとき元結にていてうにゆふなり（武邊雜話）

一 本多出雲守、或時蠟燭ヲ見事ニ致シ、五百挺進上仕ル、殊ノ外奇麗ナル由御機嫌ニテ、御秘藏被レ成テ置セラル、其後御トボサセ御覽候ヘバ、燃ヤフ惡シク、見カケト相違ナリ、ソコニテ御意ニハ、五萬石ノ身代ニテ五百挺上ルハ、多過候ト思召候ヘドモ、念ヲ入上候ニ付、御秘藏被レ爲レ威候所ニ、見カケ計リヲ專ニ仕リ、燃シミザルハ不念ニテ、シカモ表裏有レ之ト思召候由ニテ、夫ヨリ御前アシクナリ候由（神君語類追加）

一 金森法印在所より東照宮へ鮭の魚を献ぜられしに、わらのつとに包めり、時に息出雲守あまり麁

柑なりとて、竹簀をもて包かへてさゝげらる、時に東照宮御覧ありて、是は父が許よりかくは包み來りしか、又は包みかへしかと御尋ねありしに、出雲守かしこまりて、父が許よりはわらづとにて差上候を、あまりに見ぐるしく候にぞ、包かへ候よし申上ければ、公仰に、扨こそ汝の父はかくあほうをするものにてはなし、凡て親のする事は背かぬ物ぞと仰なりしよし、上世の淳風みるべし（野翁物語）

一　台徳院様常の御形儀結構に、天性儉約を專と御意被レ成候、御若年より少しも無作法不形儀なることを御嫌、御行跡下々迄耻申候、或時御煩の內も御行儀如レ常御座候ゆゑ、家老衆・醫師衆・御咄の衆、何れも少し御景色をくつろげ、御養生の爲とおの／＼さゝやき候へ共、申上候人無レ之候、御煩大事に被レ爲レ成候時、御咄の衆何となく申上候への由、おの／＼相談して、山口修理安柄、其外誰彼ついでよき御物語に被レ申候樣は、古名將賢主も內外あり、殊に御煩の時は萬事の御政を止られ、奧にて御心安く御養生も被レ成候樣にと、おの／＼存候段申上候得ば、少も人數持候者は、其仕置をつかへさせ、人の煩悲を知らずして遊興にかゝりて、己をわすれ候事さへ無二勿體一候へ、國をも治め候者身を樂しみ候ては、何として人間たるべきや、まして天下をしる者、長生を好めばとて、下々を苦しめ、其役をかきて身を樂にせん大名は、犬畜生にも劣りたりと御意なされ候ゆゑ、後おの／＼感涙を流し申候（三河物語）

一　夏御陣に加藤左馬助・黑田筑前守長政・細川越中守忠興など、冬御陣の節は、江戸又は國元に被二差

置レ候が、今度は小勢にて御供可レ仕旨被二仰出一候ニ付、加藤黑田一所に本多大隅守相備に被レ居、今日も出勢の所に、將軍樣被レ爲レ成候由にて騷申に付、兩人とも御目見可レ申とて被二罷出一候處に、御甲をば不レ被レ爲レ召、黑き御具足の上に、山鳥の御羽織を被レ爲レ召、櫻野と申候馬に召、御步行にて人衆二三拾人計の御供廻りにて、諸手を御見分のため御出候所に、黑田長政は一ノ谷の甲、左馬助は富士山の甲を、家來どもに爲レ持、御目通りへ被二罷出一候へば、兩人方へ御馬を被レ向候に付、兩人罷出、左右の御馬の口に取付、昨日は城兵ども打出候へども、打洩し引とらせ候段殘念に存候所に、今日またたぶ〳〵と人數を出し申候、御武運に御叶ひ被レ成候御事に候と被二申上一候へば、將軍樣御機嫌よく、追付追付とある上意にて、御通り被レ遊候に付、兩人も少しの間御供被レ致候へば、もはや夫にとの仰にまかせ、兩人ひかへ被レ居候所に、本多佐渡守は山駕籠にのり、澁帷子に甲計を着し、大なる澁團扇にて蠅を打ちはらひながら御供也、其時筑前守左馬助に向ひ、將軍樣常の御樣子とは替り、扨々御手輕き儀と被レ申候へば、左馬助聞て、さればの事に候、惣じてヶ樣の節御手輕とあるは、御親父樣以來の御家癖にて候と返答あられ候へば、筑前守聞もあへず、隨分能癖にて候との挨拶なり（落穗集）

一　大坂御陣五月七日御合戰不レ始前方、台德院樣惣手御巡見被レ成、黑田筑前守長政・加藤左馬助嘉明はわざと無人にて此度御供、七日の晝前にたれいふとなく、大軍漫々備の中にて、將軍樣御成と立さわぐ、長政嘉明いざ御目見申上んと御道筋へ出ければ、台德院殿御一騎にて、黑き御鎧山鳥の尾の御

羽織、御兜はめさず、櫻野といふ十寸三分有ける御馬に、孔雀の尾の馬鎧御掛させ被レ成、御角頭巾の御甲は御持せ被レ成候、御傍に十文字の御鑓一本、御長刀ばかりにて、其外歩兵二十人ばらく\に御供なり、黒田長政加藤嘉明罷り出るを御覽に付、兩人方へ御馬を馳給ふと、兩人御馬の左右の口に付昨日は敵兵罷出るといへども、打もらし城へ引入候事殘多存る所に、今日又敵たぶ\/と人數を出し候事、御冥利に御叶ひ候事にて御座候、今日は敵を殘らず討留可レ申候、誠以て思召のまゝの一戰にて御座候と被二申上一候へば、台徳院殿御機嫌よく、追付\/との上意にて、扨城の方を御通被レ成候、長政嘉明少御供申候へば、殘り候へ\/との上意にて、兩人は我備へ戻候、跡より本多佐渡守正信、澁帷子に具足は不レ着、兜ばかりにて、大團扇にて蠅をはらひ、屋根なき箯乗物に乗て御供なり、台徳院殿御通り跡にて、黒田長政加藤嘉明に向ひ、將軍樣常々と違ひ、御輕き事共といへば、嘉明いかにもく\、惣じて此樣なる事、御手輕きは御家癖なりと挨拶也、長政深く感心し、能御癖なりと申候、是は台徳院殿常々は御威光重く、御行跡正敷候得共、軍法にては萬御手輕く被レ遊しを奉レ譽候事（武邊咄聞書）

一　權現樣御代の儀不レ及レ申、台徳院樣御代の頃迄は、世上共に萬事手輕き儀どもに有レ之、公儀の御規式なども、急度相定りたる御樣子も有レ之たると申は無二御座一候となり、權現樣伏見の御城に御座被レ遊候節、松平新太郎六歳に成り候時、初めて御目見被二仰付一候節、白き御小袖に御頭巾を被レ爲レ召、御脇差をも御さし不レ被レ遊、御脇に被レ爲レ置あれば、武藏守が子か、丈夫なる產れつきにて、一段の事

とある上意に有ㇾ之候となり、其後秀忠樣御代と成、新太郎成人にて江戸へ下り、はじめて御目見被ㇾ仰付ㇾ申上ㇾ候節、織田常眞は大あぐらにて、上座に碁を見物いたし被ㇾ居候御座敷にて、御目見被ㇾ仰付ㇾ候、則新太郎そこへはいりや、伯耆は雪國の由聞及たるが、そうでおぢやるか、勝手へ行て食を喰やれ、大炊同道せよとの上意に御座候となり、御勝手へ立御料理を給被ㇾ申時、一座の衆拾三人あり、上座織田常眞、其次の座へ大炊頭差圖にて、松平新太郎着座被ㇾ致候となり、其節の御料理、蕪汁におろし大根のなます、あらめの煮物、干魚の椀物にて有ㇾ之候となり駿河土產

一　大猷院樣御代ニ、御金ヘリ候ト酒井紀伊守・伊丹播磨守申上候ヘバ、御驚被ㇾ成、天守ノ金モツカヒ候ヤト被ㇾ仰候、兩人申上、御天守ノハ中々十五年モ遣ヒ申間敷候、下ノ十三間ノ御藏ノ金ニ手ツケ申候ト也、其後萬事御儉約被ㇾ成候ト也寬元聞書

跋

大草振鷺は予が同窓の友にして、常に文をもて交る事年あり、又日々に胄監に出で、編輯の事をともにす、この春の考試に乙科に擢でらる、一日予往て賀す、時に振鷺几上の一編を示して曰、こは頃年諸記を閲するの次で、先輩の言行凡そ節儉に渉るものを抄錄せる稿本なりと、予おもふに、振鷺の此

擧けだし近世の風俗浮華に移り、奢移に流るゝを憂ふる餘りに出るなるべし、卷中こと〳〵しく儉を貴び、奢を抑るの事を載て、頗る我人の警戒とするに足れり、予因て速に校訂繕寫して、世に廣くせん事を慫慂す、然るに其稿いまだ脱せざるうち、官家たま〳〵節約の令降て、振鷺が此編期せずして令旨に協ふ事、實に奇遇と謂べし、頃日冑監校讀の席において、此事を司成林君に告ぐ、林君も又其編の時俗に裨益あるべきを賞せられ、予をして其成書を促さしむ、はじめ振鷺諸記を抄出する時、御祖宗の御事は皆憚りて採用せざりき、林君予をして先に編錄せし披沙揀金の卷中に就き、更に三大君の御言行を抄出して其の編を續補し、卷尾に附せしむ、人々此一編を披閲して、御祖訓の尊きを仰ぎ奉り、はた先輩の格言懿行を知る事を得ば、流俗頂上の砭針たるべき事、他に求むるを待ず、稿成りていさゝか其顚末をしるす事しかり

天保九年戊戌夏五初三日　　戸田氏榮　敬書

咬菜百儆錄附錄 大尾

蟻の念

蟻の念

大道の片端にても會得仕候は、只々此上國家御靜謐を奉レ祈候より外無二御座一候、然れ共身の程に立歸り候得ば、小身微祿の我々式、殊に短才不智の一分なれば、何を申出たりとも、御取用ひに相成間敷奉レ存候、實に身分のなきもの程、哀しきは無二御座一候、併蟻の念の天に通ずとか申諺も有レ之、幷に蟻は小虫なれ共列を亂さず、只一筋に道をあゆむ自然の性なるを以て、義といふ字を古人相塡候由に御座候、付ては彼の蟻にあやかり、只一筋に思ふ誠を天に通ぜん事を奉レ祈候次第に御座候事、扨道ある御代に安住仕候儀は、往當東照宮様の御神慮の著明き處にて、萬代不窮の御掟の大いなるは、凡慮の口外仕候ゟ恐れ多き御儀に御座候也、但し天地一周の運轉に連て、人氣の移り變りも御座候得ば、其時々少々の御差略無二御座一候はでは、是又活道とは難レ申候、乍レ恐是は誠に少々の事どもに御座候と奉レ存候、其少々の中微少共何とも譬へがたき毛拂の筋相認め、大平の船歌と題し、小本一冊幷に水揚仕方一冊、印幡沼開發一件、別記一冊、都合三冊、松平伊賀守殿寺社御奉行御勤役中、昨寅年五月進達仕候處、同年十月十八日被二仰渡一候次第は、私申上候件々の中御取用ひに可二相成一筋有レ之候故、追て御吟味被二仰出一候間、其節無二遲滯一罷出候様被二仰渡一、則御請書へ調印仕、差出し候儀に御座候、誠

に蟻の念の天に通じ、殊に難レ有被ニ仰付一候歡びは、又と類ひあるべからず奉レ存候、夫に付同十一月朔日、國史義解大意と申小本一冊、是又進達仕候處、御落手に相成難レ有仕合に奉レ存候、付ては右被ニ仰渡一候通り、御吟味の折柄は書外相含罷在候、淺き心の底も申上度相樂み罷在候處、于レ今御沙汰不ニ成下一候儀は、全く御繁用御取紛の儀と奉レ存候、於レ是先づ手扣同樣に相認め置、追て御吟味被ニ仰出一候節、可ニ差出一心得の書留、左れば世の末と申候者歟、當時は唯金銀の慾得に而已人氣相泥み、銘々不實不義に落入、扨々淺間敷人情とは相成候儀に御座候、夫故人々突倒しの了簡は、世上一體の風俗に御座候、抑道は我を捨て人を助くるをこそ本意と仕候處、今の世は人を突倒して、其身を立んとする人氣なる故世上騷々敷、付ては上の御苦勞は不ニ容易一儀と奉レ存候、其次第は先づ人の立身を惜みて、不吉あるを歡ぶ等の人情、世の常と相成候得ば、互に笑ひ笑ふを是と仕候也、故に禮も義もなく。只一途に金銀を貪る事を、働き者の樣相心得、銘々其身構へを而已する事を專用と仕候、故に猶々金銀が尊く相成候儀に御座候、扨其多人數の中には、死に別れ生別れの類より、或は長病或は子の爲、兄弟の爲とて不幸を重ねて、苦勞をなし流浪をなし、終に零落いたし候族も夥敷御座候は、全く世上突倒しの人氣故の儀と被レ存候、夫に付花美色欲は人情の好む處なれば、下々の者は外に取付べき道なき故に、人々色を賣りて金銀を貪るより外に所業は無ニ御座一候、扨其色欲の媒には、うた。三味線の類より美酒佳肴と次第して、限りなき驕奢增長に推し移り、不義流行に付込て、萬々の悪人入り交りて、種

種無量の振舞をなせる事、年久しき習俗に御座候處、此度御改革被二仰出一御嚴重の御取調によりて、彼の數萬の不當者身の置處に迷ひ、或は關外へ走りて惡業を振舞、或は御當地に潛りて分別をなせる折柄、又々人別取調旁にて、以之外混雜の趣に相聞え候、最も此人別の御突合せの御取調は、何分萬々の人數と申、殊に彼の不當者の一分にては、虛談而已を構へて慥ならざれば、此御調事の御行届は始終如何のもの哉、假令此不當者本國へ立歸りたる處が、迚も本業は相成間敷、又御當地に被二差置一たる處が、行末身の立行出來間敷、何にも終には御厄介に相成候より外に可レ行道は無レ之候樣被レ察候、夫に付此度印旛沼の御開發は、究竟の御時節と奉レ存候、其の譯は兼て印旛沼開發一件別記に相認め候如く、最初四五百人御傭ひの人足共、毎日御用相仕舞候後、夜にも入り候はゞ、其日に御渡しに相成候賃錢勘定を、其儘何となく被レ爲二差置一被レ下候はゞ、御當地に潛り罷在候不埒者は勿論、關外及び所々に散亂いたし候役人共、彼の由聞付次第馳集り可レ申儀は、眼前の儀に御座候、右萬々の人數晝は御開發御用相勤、夜は賃錢勘定仕候時は、上々樣の御存不レ被レ爲レ在格外の金銀出入の融通は、案外の儀に御座候、於レ是美酒佳肴の繁昌而已ならず、今日迄江戸表に潛り罷在候怪敷女ども萬々人、此外年來此道に手馴候廢人ども、うた•三味線彈を始として、其以下無量のやくざ者等不レ殘彼場所へ立寄り、夫々渡世可レ仕候、然る上は何れ不行儀の事共可レ有レ之候得ども、十年御開發中、此場所限りは何卒大目に御覽被二成下一候はゞ、難レ有仕合奉レ存候、乍レ恐此度被二仰渡一候御趣意は、下々一體善道に立歸候

様の御仁慈は、實に難レ有御儀には御座候得共、彼の廢人等は迚も實道へは立歸り不レ申候樣被レ存候、付ては印幡沼一方は迯道に御明け置被レ下候はゞ、廢人ども丈は寄り集り、各好む處を以て生涯を相終候上は、幾許の御慈悲に可レ有二御座一と奉レ存候、斯の如く一所に惡人共を相纏め被レ置候上は、世上も穩にて一統安堵仕候、猶又御召捕御用の節は、袋の中へ被二入置一候も同前の儀に御座候得ば、格別御手も懸る間敷、旁御辨理筋に御座候と奉レ存候、斯の如く印旛沼へ毒氣を相退け候上は、御當地に相殘り候人數は皆善人而已にて、格別の御安心に御座候と奉レ存候、付ては其上人別御取調に候はゞ、急度御思召の如く相届候儀は必定の儀に御座候と相察し候、故に此段急速御勘考之儀奉レ伺候、左れば係る難レ有御時節は稀なる儀にて、後世又と旋り合候折は程遠き儀と被レ存候、夫に付當時世上第一の煩ひは、彼の突倒しの人情に御座候得ば、何卒此御時節に御直し不レ被レ下候はでは、又と折は無レ之候樣奉レ存候、故に其筋一ト筋通り左に奉二申上一候間、或不成は兎あれ、一應御聞取被二成下一候はゞ、難レ有仕合奉レ存候、扨江戸町數はいか程有レ之候事哉、甚不案内に御座候得共、下々風聞には三千餘町も有レ之候哉に承り傳へ候、右荒増三千町の見込、其町名を竹札三千本に相記し、鬮箱に入當候也、次に町人分限一萬兩以上の者を一萬五千人御撰み被レ遊、是も同斷右名前同竹札一萬五千本に相記し、同鬮箱に入置候也、但し他國より出店の分も其人數へ御加へ可レ被レ下候事、如レ此して一萬兩以上の分限一萬五千人に滿ざる時は、五千兩以上とか、三千兩以上とか、其模樣に隨ひ候事、右御穿鑿御行屆の上、

於二町奉行所一先づ其町名の鬮箱より一本何町を振出す、次に町人名前の鬮箱よりは五本振り出す也、扨其五本は分限五人の名前なれば、其五人を此度改て何町の住居と定む、斯の如くする事三千度に及べば、一萬五千人は三千町へ振り分り候也、右の通り三千町の一町に、五人づゝ分限の町人を御振り分け被レ下候はゞ、端々難澁町へも能き町人五人づゝ振り分り、御府內平等に相成候事、然ば是迄本町。石町抔申所柄に住居仕候町人、或は四つ谷の果、或は下谷山崎町等の難澁所へ引移候儀は、嘸迷惑にも可レ存候間、矢張り是迄の居町は其儘にいたし、元の如く家業いたし、此度相定りの町內へ地面を求め、其身は勿論妻子等を引連れ、是を本宅と相定め住居いたし、出店向へは時々相通ひ用辨相足し候得ば、何にも商賣に差支候筋は有レ之間敷被レ存候、然れば畢竟途中往來丈の苦勞と申者に御座候、是も武家方日々御登城之御苦勞に相對し候得ば、町人の分際是式の骨折は物の數にも足り不レ申候、殊には其身往來の難儀に引くらべ、武家方日々の御苦勞を奉レ察候得ば、冥加之程も被二相辨一、一入國恩の難レ有事身にしみ候上は、意を誠にするの勸善とも成べき儀也、斯の如く三千餘町へ夫々落付候上は、此者共へ其町々の取締役を可レ被二仰付一候、然る時は此者どもの其居町丈の人別を相調べ、商賣向を相改め、聊不正の筋は爲レ致間敷候、此外裏店小店の末々には、或は野菜賣、或は日傭取、或は紙屑買等の其日稼の族も可レ有レ之候、其中には病身にて稼も成兼、或は家內多の處、亭主壹人の稼纔二三百文にて、老人子供を育ひ兼、殆難澁いたし候向々抔も、右取締役見廻り、五人評議の上、彼の難澁者の家內の中、

譬へば十歳に成り候見を引取り、出店の小遣に我は可ㇾ抱間、某は八つに成る女子を請取り、子守りに可ニ召仕一、或は老母は糸のとれる由なれば、某は綿の元手を仕送るべし、然れば日々四五十文程は老母の小遣ひも出來べし、如ㇾ此せば跡は夫婦に乳呑子計りなれば、日々の稼二三百文にて店賃も拂ひ、先づ著寒の憂ひもなくして相續成るべし、扨又かしこは親の代より大借にて、彼の商賣高にては利足の向方もなき仕合なり、殊には時々上の御苦勞に奉ㇾ預候儀も恐多き次第也、其上御番所度毎に、名主家主等付添勞にて、何角の費えも夥敷儀なれば、行々迚も彼の者の身上立行儀は六ケ敷、付ては我々五人より出し合、年賦返濟の證文を取置、極利安の金を融通いたさば、上の御厄介も御除き、殊には彼の者行々身上發立の見通しも相付候也、然れば先祖の家名も相續相成、無縁には相成間敷抔相談を加へて、零落致し候者を引立候樣可ㇾ致候得ば、幾許の歡び量るべからず奉ㇾ存候、斯の如く軒別に相改、難澁の向々へは實意の相談を加へ、いか樣にも取續き候樣いたし遣候時は、以來格外難澁の者は無ㇾ之候樣相成べく候、去故此五人は町內の上に立、一統の行狀及商賣の正不正、幷出精不出精を見改、且日々月々儲高にて町內暮方の過不足を算當いたし、譬へば此町髮結職の者多ければ幾人相減じ、湯屋不足なれば取立、此外諸商賣の向々も准ㇾ之、其程々を相考へ、町內一統の爲よき樣差計ひ候得ば、株ありても株に不ㇾ立、株なく共おのづから株の如く相成候は、則天より許す處の自然の株にて、永久の基に御座候、扨其町內小前の向々、何れも彼の五人の者共より、極利安の金を融通に預り候上は、諸商賣

元方貴出しの直段より、口錢何割の外格外の高利を貪る間敷、正路に商賣可レ仕候儀は勿論の儀に御座候也、又元方ゟ現金に賣捌き候上は、以來貸倒れ等の憂ひ無レ之候得ば、成丈直段相働き、出精して賣捌き候儀、是又勿論の儀に御座候事、斯の如く町々同斷の儀にて、各正直を相磨き候人氣と相成候上は、諸品直段平均に相成、凡て同じ代物は同じ直段にて、高下は無ニ御座一候樣可ニ相成一候、次に祭禮且吉凶、或は病氣・災難等有レ之候節は、臨氣應變の取計ひは、取締り五人の者差圖致し候樣相成候時は、聊麁骨の筋は無レ之候樣奉レ存候、其は彼等身元宜敷者故、中々輕卒の計ひ方は不レ仕、實に町内の重りに御座候也、諺になき袖はふられぬと申候如く、今の名主・家主等の中にも、定て利發の者も可レ有レ之候得共、何を申候もなき袖はふられぬ譯にて、思ふ如くには不レ可ニ相成一候、吳々身元のなきものは、何れにも輕々敷儀は無レ據次第に御座候、其上多くは株式の讓りを田舍者が請、或は强慾者が引請抔仕候て、相續いたし候儀故、多分は非道の計ひ方にて、彼の突倒しの人情故、迚も町内安堵の爲筋には相成間敷哉に被レ察候、固より人の難澁を救ふ抔の了簡は努々無レ之、小前難澁の上を絞り取り候工風をいたし候町役人共而已、多く有レ之候哉に相見請候、故に御改革御趣意も兎角に行屆不レ申哉に風說相聞え候、最も名主・家主共は町役人とは申ながら、其町内より給分を取り候上は、町内奉公人の貌にも可レ有レ之候得ば、縱令彼等にても若不正の筋有レ之候はゞ、此五人の取締役より身體差引致し候程に不ニ相成一候はでは、取締の威光も無レ之、又地主の廉も相立不レ申候樣奉レ存候、付ては名主の上座勿

論の儀と奉レ存候、扨此度締り役五人より、町内の者不廻りの向へは元手金を貸し遣し、夫々商賣の元〆を致し候、今日には誰に不レ限、商賣向不出精の者は見咎急度申付候事、幷に裏店小店へも五人の中不時に相廻り、不行儀を相正し、且故なく家業相休み候族有レ之候時は、是又急度相咎、早々家業に出候樣申付候也、此外難澁者病氣にて、藥も呑兼候者等見當り候はゞ、早速町内抱の醫者を遣し、全快迄いか程にても藥を相與へ、藥代は五人より差出すべき儀は、兼て承知致し罷在候事、但し此病人養生不二相叶一相果候上、弔ひも難二出來一候時は、同く取締り五人より始末致し遣すべき儀は、是又兼て承知致し罷在候事、斯の如く折々相廻り候得ば、町内に壹人も家業不出精の者無レ之、女房・子供等に至る迄、相應の手業を致し相稼ぎ候上は、忽銘々取續き方豐に可二相成一候、然る時は兼て取締り役より融通致し置候金子も、一金も潰れ金の、纏れ金のといふ憂ひ無レ之候故、最初利安に貸し渡し置候金子も、相應の利合に相當り候也、於レ是藥代弔ひ料の費えは格別の苦勞に相成間敷樣被レ存候、右之通り取締役より手厚く世話致し遣し候處、何分其恩義を忘却致し、殊には身持正しからず、其上家業不出精故、度々異見を相加へ候得共一向に不レ用、剰月々の店賃等相滯、他借の向々も相嵩み、何れへも不埒いたし置候程の者を差置候ては、町内の風儀にも拘り候事故、此等の類は早速家主へ沙汰し、引取人へ相渡し、町内を追ふべき儀は勿論の儀に御座候事、扨當時高利金貸引御停止被二仰付一、乍レ恐結構成る御趣意にて難レ有仕合に奉レ存候得共、下方の者は必至と差支迷惑いたし候由に御座候、左れば

迚物持町人共は、小前の向々へは會て貸引致さず、銘々仕舞置候故、金銀融通相すくみ、いかん共致かた無レ之候由に御座候、付ては前件申上候物持町人を、五人づゝ町々へ御振り分け被レ下、町々取締役被二仰付一被レ下候はゞ、一時に融通可二相成一儀は、前件申上候譯柄に御座候、何分天下法度は三日法度と下說致し候とは事替り、此度の御改革は萬代御突徹しの御趣意に御座候得ば、後世再びよりの戻らぬ御工風が、第一の儀と乍レ恐奉レ存候、最も是迄の如く物持町人どもは一所にかたまり居り候、町々は困窮者而已に御座候上、名主・家の口先き計りの差略にては、一向實意相行はれず、何分金銀の繰り出し方に差不レ構候故、手厚く始末相屆不レ申候儀は、勿論の儀に御座候、既に當時物持町人の銘々身構へ而已致し候て、世間は如何ならんずるとも見向きも致さず候儀は、全く仕方不二相立一候故の儀に御座候と奉レ存候、然るを右之通りの仕法にて、一町を五人へ相任せ候上は、進んで融通可レ致儀は鏡に懸けて見る如くに御座候、扨又是まで火災の後普請致し候にも、銘々思々に所々より金銀を借り出し候儀、自在に相働き候由に御座候、然ども中には格外の高利等も有レ之候に付、普請は折角出來致し候得共、金利を拂ひ兼候故以の外差縺れ、公邊の御苦勞に相成、或は建家を其儘金主へ引渡し候類も有レ之、何かの混雜には候得共、先々金の貸し手も有レ之候故、如何樣にも建揃ひ候儀に御座候、然る處以來若し火災有レ之候共、只今迄の如く普請等も出來間敷哉に被二差量一候、左れ共此仕法相立候上は、假令火災等有レ之候共、其町々丈は五人より出金致し、若し不足の分は五人連名にて他借致し、町内へ貸し渡

し候故、小前の向々金銀の融通相止り有レ之候共、普請金に一向差支は無レ之候樣被レ存候事、此外常々にても他國他町と金銀貸し借り致し候は、此五人の者而已にて、小前の者どもの他國他町へ貸し借り致し候儀は少く相成候故、是迄の如く金銀貸し借りの出入を、うるさく出訴いたし候者も無レ之候樣可二相成一候、最も此五人は身元の者故小前とは事替り、金銀貸し借りの儀に付、差縺れ候程の儀は仕間敷、然れば是以て余り御世話を相懸け申間敷哉に奉レ存候、次に小前の者共は其町々五人より以來融通を請候故、他國他町は手をのばし不レ申候とも事足り申候、若萬一小前の者返濟不實に及び候共、同町のよしみ、殊に此度より取極りて、親子も同前の振合故、何れにも勘辨致し、御訴訟申上候程の儀は仕間敷樣奉レ存候、然ば以來御奉行所にて御世話も薄く相成、重疊の仕合と奉レ存候、斯の如く町内一體にて決して他人の心持なく、身上取續方を無二腹臟一相談を加へ、共々助合候樣懇意を相結び候時は、彼の突倒の人情は忽相止み可レ申候、於レ是町内此人別の儘子孫長く水魚の交りを結び、何れの家にても家名相續相成がたく候時は、町内中より助け合、決して斷絕致させ間敷、一統取爲レ替の證文を拵て取り置候程に、堅く規定取極候はゞ、彼の取締役五人の子孫は勿論、裏店小店の末々の子孫に至るまで、目出度何町の住人にて、何屋何兵衛は打揃て萬年家名相續可二相成一儀は、實に大慶とも安堵とも、此上の歡びはあるべからず奉レ存候、付ては以來遠國より御當地へ罷出候もの有レ之候共、三千餘町斯の如く取り極り候上は、何れの町内にても店貸しは不レ致候得ば、致方有レ之間敷、然る時は

國々より再び江戸へ出候者も無レ之、其國々追々人增候上は、彼の荒地も元の如く起し返し出來、國中一體に豐と相成可レ申候、將又印旛沼御開發に付、彼の不埒者等大勢男女とも、兼て其御場所へ罷越し、銘々好の有丈致し居候處、其後江戸表は斯の如く取り極り候上は、彼等再び立歸り候共、町内にて決して店貸し致し不レ申候故、彼の者ども何れへも行くべきあて所なく候故、無二是非一拾萬餘人は印旛沼新田百姓に相成可レ申候、故に最初に先づ印旛沼御開發、次に町内人別取極めと、次第を被レ遊二御立一候はゞ、都合能修り方出來可レ申候、於レ是此度の御改革は萬世の御規定にして、以來相緩み不レ申候樣相成可レ申と乍レ恐奉レ存候、夫に付呉々人別御改之儀は、取締り五人へ始末被二仰付一候はゞ、其一町々取り堅め、三千餘町は一萬五千人にて、急度御趣意の通り相調、聊麁骨の取計ひ方は仕間敷樣奉レ存候、右之通先づ此仕方江戸表に被二相行一候時は忽國々へ相響き、一統斯の如き仕方相用ひ候時は、惣國中一時に人氣穩と相成、彼の突倒しの人情相止み、格外風俗も立直り候上は、自然と御改革の廉を相守り、四海安穩にして萬歲を祝し、目出度御代の御長久は、常磐堅磐の限りしるべからず奉レ存候事、呉呉當時輕薄の人情は、唯此突倒しの惡風俗故の儀に御座候、其突倒しの惡風俗は金銀かたづまり候て、融通惡敷候故の儀に御座候に付ては、人々物持共へ取り入輕薄致し、或は虛言を搆へて金銀を引出す等を專相工み候而已の人情に御座候、其中偶彼の輕薄虛言を以て借り出し候處が、極めて返濟及二遲滯一、或は公訴、或は年賦切り金等に成行き、其上甚敷は踏倒し突倒し候族も有レ之、此外欠落出奔にて不

貸いたす者共も澤山に有ㇾ之候間、物持共も手懲り致し候故、容易には貸引も不ㇾ致候、於ㇾ是融通相止り、一統の難澁と相成候故に、銘々無ㇾ據此手段、彼の手段と種々無量に相狂ひ、金銀慾得に鎬を削り候當時の振合に御座候得ば、中々人の事處にては無ㇾ之、假令親子兄弟の中たりとも、慾得の事に付ては突倒し突倒され、七顚八倒の境界にて、輕薄而已の人情なれば、何事も正路の儀は無ㇾ之、凡て虚僞を堅めたる世の姿故、口舌事纏れ事は日々に彌増、惡人罪人而已發向にて、嘸早上の御厄介は不二容易一御儀と乍ㇾ恐奉ㇾ存候、然る處へ御改革被二仰出一、初の程は所ㇾ謂飯の上の蠅を追るゝ如くに下々存居り候由の處、俺迄正路御吟味に相成、御嚴重の御沙汰日追て被二仰出一候故、蠅虫おしつぶさる貌に成行き、今纔虫の息の絶々にも相成候折柄、此上强て御押へ被ㇾ遊候時は、却て怪我多く出來、折角の御仁慈の思召が仇に相成候ては、無二勿體一次第に奉ㇾ存候間、返す〲前件申上候印幡沼御開發は、蠅虫の逃場の思召にて、行々彼の地へ落付候樣、此上御勘考の程奉ㇾ願候、續いて彼の突倒しの人氣も御直し不ㇾ被ㇾ下候はでは、後々又天下法度は三日法度と相成可ㇾ申候、斯の如く折角是迄に御心を被ㇾ爲ㇾ盡候御配慮、自然水の泡と相成候ては、何分歎ヶ敷奉ㇾ存候間、此段前條に具々申上候譯柄に御座候、是又御勘考之儀奉ㇾ希候、右之趣萬一御沙汰にも相成候節は、金銀の融通自在に相成、在町共人氣立直り、共々助合救ひ合、一統水魚の交りと相成、下々豊にして鼓腹仕候儀は、前文申上候趣意の通りに御座候儀は、必定の儀に御座候處、又々領主。地頭の方々夫をよき事に被ㇾ成、過分の用金等度々被二申付一候ては、矢張

立行き不レ申候間、第一領主・地頭之方々倹約取締向肝要之儀と奉レ存候、其中千石以下御旗本方には、多くは譜代の家來と申者も無レ之候に付、當座間に合せに渡り用人を抱入れ、是へ知行所向取立被ニ申付ー候故、百姓を相荒し、散々の仕合に御座候、何卒以來右樣之始末に不ニ相成ー候樣仕度奉レ存候、但し此儀に付少々愚案仕置候儀も有レ之候間、委細下に相認め可ニ申上ー候、猶成不成は兎あれ、一と通り御覽に相成候はゞ、難レ有仕合に奉レ存候事、扨又印旛沼開發の儀に付、昨寅年五月委曲其段相認め、愚案之次第申上候通り、彼の場所は至て難場にて、並々の工風にては開發出來間敷奉レ存候、既に天明の度御手を被レ入、過分の御物入りにて、高臺御掘割り有レ之、當時印旛沼常水と、彼の掘割水道は平當之趣に相見え申候、然れば利禰川洪水の砌、安食より印旛沼へ落込み候水、或は壹丈、或は壹丈五尺も、時として洪水致し候儀有レ之候、此節高臺掘割水道にても、矢張夫れ丈の水は相嵩み候に付、無ニ是非ー檢見川へ流出べき筈の處、一向其儀無レ之候、付ては今二丈も掘下げ候處が、常水二丈も水引候儀は無ニ覺束ー被レ存候、於レ是彼の地を以來新田に致し候には、曾て此掘割は御無益の趣仕法帳へ相認め、愚案を申上候儀に御座候、然る處彼の地新田開發は二の次にて、第一は通船御用辨を御好み被レ遊候由、乍レ恐御尤之御儀奉レ存候、右新田開發に不レ拘、水道掘割而已の思召に御座候得ば、假令濶水道上り候とも、聊願ふ譯柄は無レ之候、最も此掘割之儀も、地方は人力にて如何樣の儀も可ニ出來ー候得共、海中は人力の不レ及處に御座候得ば、篤と海の深淺を御測量第一之儀と奉レ存候、右檢見川邊の海は砂

深にて、水面一里程の間は至つて淺瀨に御座候て、少々船足の入り候船は、小船たり共自由成兼候由に御座候、依レ之幅貳拾間長さ壹里計りの間は、海の中も掘割不レ致候はでは、通船自由相成兼候、次に印旛沼は海面より格外地高に候得共、水勢も烈しく候故、一度海中の砂をさらへ置候得ば、風波の節も砂捍し拂ひ、海中たりとも水道丈は平常同じ深さにて、通船辨用も宜敷可レ有ニ御座一候處、御承知被レ遊候通り印旛沼は至て地低にて、却て湖水逆上り候程の儀に御座候得ば、水勢至てのろく候故、中中海中の砂捍し拂ふ處にては無レ之候故、風波の度毎には海中の水道相埋れ候に付、御普請出來以後永年此砂ざらひに、多分の人足相懸り可レ申候、然れば右人足入用高は定て一艘に何程と申船役錢相懸り可レ申候、於レ是無レ據船賃も高く相成候道理に御座候得ば、却て關宿を相廻り候方、運賃安く相上り可レ申候樣相成候ては、自然不繁昌の基にて、此度折角御心を被レ爲レ盡、殊に多分の御入用も御懸け被レ遊候處、水の泡と相成候ては何分殘念至極に奉レ存候間、聊愚案申上度奉レ存候、是又成不成は兎あれ、一ト通り御聞取り被レ下候はゞ、難レ有仕合奉レ存候、何分印旛沼は新田開發に付ても、通船辨用一ト通りに付ても、難事多く有レ之候間、中々其段難レ凌、人智の量り不レ盡次第に有レ之候間、人々彼是不承知を申立候儀は尤至極にて、其多分に付候がさはらぬ神に祟りなしの類にて、大丈夫に御座候、乍レ然天文・地理の學に多年骨折、造化妙用の理に通徹致し候者には、人力を賴みとせず、造化の力を力と致し候處を確として仕法相立候儀故、危き筋は決して無ニ御座一候、然るを其覺悟もなく、十露盤賴み人

力頼みの理詰勘定一と通りにて、百人が百人不承知を申立候程の難事を引請、强て出來る趣に申候は、所レ謂身の上知らずの不覺者にて、後指ざゝるゝ段は汗顔の至り、無レ據儀に御座候、尤目論見人とか申候慾張り者の町人百姓抔は、畢竟小見同様にて、物の數にも足り不レ申候故、夫は兎あれ、身を持たる者は容易には口出しも不レ致候程の儀を申立候は、能々の見込候はでは、不ニ相成一候儀に御座候、其見込は只造化の力を借り候迄に御座候、左様不レ仕候はでは、迚も速に此難事を相凌、永々御國益と申筋には相成間敷奉レ存候、夫に付耻ヶ敷儀を申上候樣には候得ども、私儀は多年天學・地理等に志し、人よりも骨折出精仕候處、性質魯鈍にて未だ造化の活用等聢と手に入不レ申、殘念の至りに奉レ存候、右故に申上候件々には、精々造化自然を活用致し候積りには御座候得共、斯の如き譯柄にて却て行屆かぬ勝は、幾重にも御用捨奉レ希候、扨天明の度掘割に相成候高臺は、廿四丁餘の由に承り候、右掘割の深さ三丈計りにて、上口幅廿間程にて、段々下程すぼまり、底の處にては拾間近くも可レ有レ之樣、當時の姿にては相見え申候、尤此前後平地の分も今に川形ち相殘り有レ之候、然る處此度は川幅二十間深サ二丈も、此上御掘下げの由に傳聞仕候、右は人力而已の算當にては莫大の御費も相懸可レ申、且は人足萬々人の勞も幾許ならむ、是も難レ量奉レ存候、左れば其夥敷土の捨處も有レ之間敷、何れ手遠まで一荷々々相運び候迄にて、實に氣永の咄しに御座候、其上一坪何人懸りの掘立にて、捨土一荷何程の運賃等、四里の間巨細算當を相立候はゞ、二十萬兩も相懸り可レ申候、最も通船御用辨には、一年幾許の御

益も可レ有レ之儀哉、其段は其々式の會て不レ奉レ存候處には御座候得共、年々二萬兩づゝの御益と不ニ相成一候はでは、二十萬兩御入高の金利、永年一割に相當り不レ申候、尤此掘割成就仕候處が、印旛沼新開には不ニ相成一、纔沼縁りにて少々申譯位は可ニ出來一候得共、何千石と申高抔は迚も出來間敷、此段兼て地の高低を量り置候、然れば此度御掘割は通船御用辨第一にて、決して御損失に不レ被レ爲レ抱候は、全く世上御救ひの儀と奉レ存候、右に付御益高の多少には御抱り不レ被レ遊候御次第には御座候得共、通船千艘の往來と見込み、壹艘に付御運上年に金壹兩の見積りにて、御益纔千兩位之儀に御座候と被ニ相量一候、其は兎もあれ、愚案の次第掘割仕法は、先づ御普請場所大概四里と見積り、此丁數百四十四丁にて、間數八千六百四十間に御座候故に、壹間に壹人づゝ人足相双べ候處が、八千六百四十人有レ之候得ば事足り申候、右人足壹人日々の賃錢三百文にて、八千六百四十人へ毎日渡し高二千五百九十二貫に御座候、此錢金に直して三百九十八兩三分、永十九文二分と相成申候、扨人足一日の働きは、長さ六尺・横壹丈・深さ壹尺爲レ掘候也、次の日は長さ六尺・横九尺八寸・深さ壹尺爲レ掘候也、斯の如く長さ幷に深さは同斷にて、横幅而已二寸落しにして、二十日の間爲レ掘候得ば、長さ六尺横は底に至り六尺と相成、深さは二丈掘下げ候也、但し其掘上げ候土は直に其傍に差置候て、決して遠方へ取捨候に不レ及候、其趣意後に相知候也、勿論如レ此段々に深く掘下げ候程、次第に骨折も多く相成べく候間、追々加人を三人四人と相增候はでは、二十日の間には出來間敷候、猶人足之儀は前書の趣意にて、幾萬人にても

決して御差支は無レ之候事、於レ是幅上口にて壹丈、底に至り六尺、深さ二丈、長さ四里の水道、二十日の間に成就仕候、就ては印旛沼の水深さ二三尺は、弱き瀨ながらも流れ出候貌に御座候、然れ共安食の川口を留め候得ば、二三尺流れ出候後は、水なし川と可ニ相成一候間、何分利禰川の水安食の川口へ入り候樣肝要の儀に御座候、然らざれば常に新掘割に二三尺の水無ニ御座候、斯の如く一と先づ新掘割へ水を通じ候上、同く一軒に壹人づゝ、川中へ入足を立、各金の熊手を持候て、水際の土を橫へ〳〵と水に沫御立候はゞ水追々に濁り、泥田の如く可ニ相成一候、扨此泥田を熊手にて、壹人六尺丈川下へかき下げ候時は、次の壹人同く六尺丈川下へかき下げ候、斯の如く次々同樣に致し候時は、暫時の間に彼の泥海迄流れ落候也、左れば其如く人々泥をかき下げ、或は水際の土を橫に〳〵とかき入り候事多日に及び候時は、水際莫太にひろがり、川幅廣く相成候、然れば人力を盡さず候て、莫太の土上より段段に川中へ崩れ落候、然るを川中にて水に和し泥に致し、又前文の如く川下へかき下げ候得ば、四五間の小川は骨折らずして、立處に可ニ出來一儀は勿論の儀に御座候、右之如く川幅四五間にも相成候時は、川上印旛沼落ち口に大樋を相構へ可レ申候、但し此時小船を彼の小川へ相浮べ、壹丁に壹艘づゝ繫ぎ候得ば、四里の間は百四十四丁故、百四十四艘にて事足り候也、扨其如く壹丁に壹艘づゝ船を繫ぎ候はゞ、川上の樋を相塞ぎ可レ申候、然ば新掘割小川は陸路と相成申候故に、入足共精々彼の川底を飽迄橫掘に致し候はゞ、上より莫太の土自然とくえ落候也、付ては土の下にならざる樣、一統其心懸肝要

に候也、扨其くゑ落候土を各船に積み、一統積み仕舞候時分、彼の樋を明け候得ば、又元の如く水流れ來り候、於レ是一時に船可レ浮候間、川下より船を下げ、彼の土を海の浪打際淺瀨の處へ投捨可レ申候、右百四十四艘悉く同樣相仕舞候はゞ、空船を漕ぎ上り、銘々持場所に繫ぎ候時、又川上の樋を塞くべく候、斯の如く日々同樣の事を致し候はゞ、餘り日數も不レ懸、幅廿間深さ二丈の掘割出來可レ申候樣奉レ存候、殊には御費へも四萬兩迄も相懸り申間敷被二相量一候、扨其捨土但し幅廿間深さ二丈長さ四里の土なれば、莫太の倍高にて、水面一里計り築立地は急度出來可レ申候、故に兼て川幅廿間海中出崎一里の間、双方石垣に致し、其兩脇五丁づゝ一里の間突出し地出來候上は、如何なる風波の難事有レ之候共、決して懸念筋は無レ之候、尤此築出し地は可二相成一は船橋宿の方へ、筋違に一里築出し候はゞ、他方に向候海面は追々は陸路と相成、後に莫太の畑地可二出來一候、故に風の當て方を篤と相考、彌其如く相成候はゞ猶々大丈夫にて、後々の爲筋甚宜敷御座候也、吳々此掘割は陸地より海中風波の御凌方御嚴重の樣、乍レ恐肝要の儀と奉レ存候、次に人足之儀も黒鍬迄には及不レ申、凡て百人にて手足さへ揃ひ候人間ならば、何樣之者にても構ひ無二御座一候、付ては兼々申上候通り、賃錢勘定を大目に御覽被二成下一候はゞ、萬々の人數忽相集り可レ申候、其中には發明者も口利者も澤山に有レ之、一と廉用辨に相成、此度の掘割は安々御成就に可二相成一儀は、鏡に懸て見る如くに御座候、右御用濟に引續き、同く印旛沼の中通堀御用川幅廿間を相除き、其餘埋立御普請御用に御取懸り被レ下、此人足共萬々人を直に

御遣ひ被レ下、後々には何れも此新田百姓に御取立被ニ成下一候はゞ、何寄の御積善と奉レ存候、殊には永年數萬石之御物成も上納に相成、旁の御辨用筋にも可ニ相成一樣奉レ存候、猶其委曲は昨寅年五月支配御奉行所へ進達仕候、印旛沼開發一件別記に相認め置候、幷に前文にも申上候趣意等、御照し合せ被ニ成下一可レ然御勘考之樣此上奉レ願候儀に御座候、扨取り混じたる申事には候得共、學問の爲先年仙臺表へ遊歷仕、彼の地に久敷滯留之折から、段々承知仕候處、當時仙臺家の儒者大槻民治と申候者は、元來同領の百姓に候處、漢學修行宜敷者にて、門人等夥敷有レ之候、夫に付學問所取續きの趣意相考へ、此旨領主へ申出、則許容之上沼地開發致し、其高一萬石を領主學校へ相備へ、家中末々に至る迄、幼年の間は學問所にて筆墨紙等相與へ、如何樣の困窮者たり共、學問成るべき備へ相立、誠に結構なる儀と羨敷奉レ存候、就ては學校も結構に造立有レ之候、則一見仕候處二十五間四面にて、所レ謂千疊敷と申ものに御座候、最も惣檜木造りにて、嚴重の構へに御座候、是皆民治配慮にて成就致し候由に御座候、此は漢學にて國學校には御座なく候得共。何れにも善事は致し度ものに御座候、爰に江戸表は天下の大都會にて何事も滿足り、何藝の者も數多相集り、更に不自由と申事を不レ知、十分の御繁昌は實に日本の譽れにして、異國の及ぶべからざる處に御座候、然る處肝心の國道の學校も無レ之、又國道を釋き候者さへ壹人も無レ之候は、係る御城下には餘りの御儀と竊に袖を絞り候次第に御座候、夫れ我皇國は大神宮の都にして、上御壹人より下萬民に至る迄、皆是神の御末にて、神代より嫡々御相承之御國柄

故、異國よりも神國と崇め、動きなき天の御柱、國の御柱の立貫ぬける大御神の御蔭によりてこそ、斯の如く御繁昌もなし給へるなるに、遠津御祖の御國道を、それとも思召さず被レ爲二捨置一候儀は、御不孝にも可二相當一哉、何れにも御不孝の御名は當然而已ならず、後世迄も負せ奉る譯柄にて、實に勿體なき次第は、身の毛よだつ計りに御座候、然るを是を等閑になさば、凡天下の人誰か身にしも、不忠の罪まぬかるべからず奉レ存候、付ては國學校御造立の程偏に奉レ希候處に御座候、最も此儀に付昨寅年十一月朔日、國史義解大意と表題致し委曲相認、支配御奉行所へ進達仕候、此段幾重にも御評容の程偏に奉レ願候儀に御座候、但し右國學校永年相續、御備へ料は兼て印幡沼新田御開發御物成高の中より、千石にても二千石にても時宜に應じ、御附被レ下候樣奉レ願候、依レ之一昨年以來印幡沼開發之儀願立候儀は、自分得徳を相願候筋には更に無レ之、前文大槪民治の跡を慕ひ、聊志を立候而已、然れ共微弱の一分何事も御憐察可レ被レ下候、扨又學校建方の儀に付、諸國遊歷之砌多年心を用ひ、夫々一見仕候處、來れも建方不辨理の上、皆後々手の懸り候向而已に御座候、依レ之年來色々と工風を凝し、辨理筋に可二相成一哉と奉レ存候建方、兼て相考へ置候得共如何の者哉、聊其形狀に認め試み候迄に御座候、萬一御見合にも可二相成一候はゞ、難レ有仕合に奉レ存候、左れば國學の儀は天下の大道にて、誰れ彼れの差別なく、日本に生れ出候者は、何れにも不二相學一候はでは不二相叶一儀にて、此上廣き學問は無二御座一候、其上江戸表に御建被レ遊候儀においては、輕率の儀にも相成間敷、固より我國道は神武兼備

の御道にて、其神武を和らげ候へば、文武と申事に御座候、付ては當時世上流行の神道は、所ㇾ謂鈴振りの所業にて、治國平天下之要道には不ニ相成一候、此外世に國道と稱し候は、多くは歌道にて、是以修身齊家の要道には無ニ御座一候、左れば其誠の國道と申候は、天子御歴代御相承の正道にて、中興養老年間舍人親王御撰述被ㇾ遊候日本書紀三十卷に御座候、此御史の正意は日本の大道にて、其御見識は異國の及ぶべからざる處にして、二千八百餘年天津日嗣無ㇾ動、皇統百二十一代之御連續は、萬國に例しなき皇國の御譽れに御座候、是偏に大神宮御相傳の御國道の著明き處に御座候、其御國道は神武一致の日本魂を磨く大道にて、是を教示いたすべき學校は、弓馬鎗劍の吟味勿論之儀に御座候、於ㇾ是四間張りの長屋二階建にて、通り八十八間に致し、兩方二間の通り、板椽八十八間の板間にて、前の方鎗劍の稽古場、後の方通し矢稽古場にて、其雨落外は八十八間の馬場と相成候、故に只一棟出來の上は、一切事足り候也、但し此八十八間は升懸けの數にて唱へ甚目出度、乍ㇾ恐御長壽を祝し候譯柄故、以來升懸け堂と稱し度奉ㇾ存候、左れば此升懸け堂は、椽側を除き坪數三百五十二坪有ㇾ之候故に、二階も同斷の坪數にて、合せば七百四坪と相成申候、於ㇾ是一坪壹人づゝ差置候割にても、七百四人は諸生被ニ差置一候寮に相成可ㇾ申候、最も中仕切りは、或は二間或は三間と相仕切り候儀は、都合宜敷方に順ひ候也、此外講所壹ヶ所、臺所壹ヶ所、浴室壹ヶ所、文庫壹ヶ所、御宮壹ヶ所、但し祭神中は瓊々杵尊、左は舍人親王、右は東照神君御鎭座、最も中は天子の御座、左右は文武の御座に御座候、右祭神の御

儀は瓊々杵尊は天子之御太祖に在座て、日本道の御太祖被レ爲レ在候、其委曲は「道反玉」と表題致し候愚作に相認め置候、次に舍人親王之御大功によりて後世道の傳はり候は、實に難レ有儀に御座候、次に東照神君の御蔭ならで、今日大道の修行いたす事不レ能、故に此御三座は國學校の祭神に御座候、猶道を祟て、聖堂にて孔子を被レ爲レ祭候例も有レ之候得ば、此三座國學校にて被レ爲レ祭候儀は勿論之儀と奉レ存候、上條々は對したる建物而已、其以下御門を始雪隱等之少々の御建物は、時の宜しきに順ふ也、右何れも建方は横木組立、土藏造りに仕候得ば、百年二百年にては御修覆も不二相廻一、其上火事・震雷盜賊等の憂ひは更に無レ之、重疊の辨理筋に御座候、猶其建方の委曲は、先年筒井紀伊守殿町奉行御勤役中、書林年行事どもより相願、開濟に相成候、愚作「火の用心仕方」と申書に相認め有レ之候間、此書御覽被レ下候はゞ、趣意逐一相分り可レ申候、右土藏造りと申候得ば、多分御入用も可二相懸一哉と可レ被二思召一候得ども、中々左樣なる次第にては無レ之、學校惣御普請出來にて、七千兩程も可二相懸一哉と被二相量一候、最も御構惣地坪五六千坪にて、事足り候樣奉レ存候、猶蟻の念の天に通じ、萬一古道御再興にも相成候はゞ、常々御歷々方の御脣に、吾れは武家故國學は不レ存と、鼻に懸けて被レ仰候、然れば吾れは日本人にて、先祖の家法も不レ知、又先祖の名をも辨へずと被レ仰候筋にて、甚耳立候儀に御座候、勿論武家方は先祖の家法も不レ知、又先祖の名さへ辨へぬと申儀が耻にはならで、却て御自慢と相成候事が、何ぞ寄り處有レ之候儀哉、乍レ恐東照宮樣には遠津御祖の神々を殊の外御尊崇にて、偏に

御國道を旨と被レ遊候故、御詞にも、「自他受ニ身神國一者、儒釋仙道之外、國之教ヲ以テ先レ之專レ之、則暫闍ニ我主人一、其忠ヲ他ハノ主ニ勸ムガ如シ、是失レ事之理ニアラズヤ、於ニ此間一用捨勘辨詳ナルベシ」云云、如レ此被レ爲レ在候てこそ、武道の尊きも相崇め、奥床しくも思ふべけれ、然るに日本に生れて日本の事をしらぬを、でかし顏に被レ仰候は、神祖の思召にも相叶ひ申間敷、且は朝廷を御嘲弄被レ成候筋に當り、至て重き御儀故、以來御遠慮可レ然樣奉レ存候、將又實に御愚昧にて、文字の御活用も成兼候故、國學を不レ被レ成候儀は至て耻かしき儀なれば、竊に御不案內の段を被レ仰候儀は實に無ニ御據一儀にて、夫を彼是申筋は無レ之候得共、傍詩文の御慢じも被レ成候程の御人體にて、國學は御不案內抔となじり口上に仰らるゝ儀は相當らず候事、但し世の末に成りたりとも、流石に雲上の方々には、係る御口上は今迄一度も承知不レ仕候也、乍レ併是と申も、全くは國道相廢り有レ之候故、無ニ御據一儀に御座候、以來國學校御取建の上は、係る人氣も自然と相止み、唯一と筋の日本魂と上下とも相成候はゞ、嘸御先祖の神靈御滿足に可レ被ニ思召一と奉レ存候、故に先づ此忠孝より順を立、追々末々と次第致し候時は、國家御靜謐の御基にて、所レ謂本立而道生の自然たるべくと奉レ存候、次に靈神號之儀、當時は出家の改名を附候信士信女の如く相成、神道葬祭の向は、猥りに靈神靈社等附候由相見へ申候、右神號の儀は不ニ容易一儀に御座候處、以後國學盛んに被ニ相行一候時は、靈神號等相願候向も可レ有レ之候、依レ之古例を正し兼て其品を定置候得ば、後世混雜の筋も有レ之間敷奉レ存候、猶其次第左に相認め置候間、

一と通り御覽被㆓成下㆒、萬一御見合にも相成候はゞ、難㆑有仕合奉㆑存候、左れば正舖御政道の御德化に被㆑誘、慶長以來は別して忠孝の者數多有㆑之、夫々御吟味の上御褒美等被㆓下置㆒候御仁惠の程は、道有る御代の御例しにして、四海是を不㆑奉㆑仰者御座なく候、右之通り忠孝を盡し候者、全うに終りをとげ、子孫長く繁昌致し候者も有㆑之、或は不幸にして子孫なき者も多き中には可㆑有㆑之樣被㆓相量㆒候、然ば御褒美を賜り、殊に勸善の爲とて諸々自身番等へ、其筋御張り出し有㆑之、世の鏡とも相成候程の者相果候後、年忌弔ひ致し候者も無㆑之、無緣に相成候段は、假令下々たりとも、苦敷次第に奉㆑存候、此外身分有㆑之候人々にも、如㆑斯の類等隨分有㆑之哉に被㆑察候、此は慶長以來に不㆑拘、其先々へ逆上り候得ば、歷々の忠士孝子の類にも、或は田の中藪の中等に石碑の苔むして、文字不明の分も有㆑之、其中多くは倒れ、或は崩れ、更に後弔ふ人も無㆑之、哀れに相見へ、胸中たへがたくして袖を絞り候より外無㆓御座㆒候、例せば先年鎌倉一見の砌、大塔宮の土の牢を拜み奉り、昔を思ひ出て、「十津川にぬらすたもとのほしもあへず、またもやかゝる露の岩穴」かく涙の中にうかみ出たる愚詠を手向奉り、歸路石橋山に懸り、眞田與一の塚にぬかづきて、「年經とも名は朽せじな武士の、石橋山に立てしいさをし」此外石碑もなく、名而已なる等の類も諸國には多く可㆑有㆑之候と被㆑存候、其は五百年八百年を不㆑論、假令千年二千年の昔たりとも、國家へ功しを立候人々如㆑此相成候は、何分歎ヶ敷奉㆑存候に付、此類古書を相正し、何卒以來於㆓公儀㆒御祭被㆑下候はゞ、諸人擧て其御仁德を相感じ、以

後益忠孝の輩多く可ニ相成ニ候樣奉レ存候、何分勸善の御爲といひ、亡靈魂鎭にも相成候儀、萬一當御代に至り御取立相成候儀においては、一廉の御積善に相成、乍レ恐後世御美名相耀き、難レ有仕合に奉レ存候、付ては此段御許容の程奉レ願候儀に御座候、夫に付隅田川を始、御座內凡ての小川數々、何れも埋れ有レ之候間、萬一洪水の節は甚御不辨用に御座候に付、此等の川口悉く相さらへ、右莫太の土砂を以て、深川邊海邊に方百二十間、高さ壹丈の石垣を築き、其中へ彼の土砂を入、其上又方百十二間、高一丈の同く石垣を築き、同く彼の土砂を入候也、斯の如く四方四間落しにて、高さ壹丈の石垣を九段積み上り候はゞ、絶頂は方四十間に相成申候、於レ是高さ九丈の築山出來申候、最も絶頂四十間四方は平地にて、外八段共何れも方四間は平地に御座候、扨其眞中に八間四面の御宮を出來、其御宮の中を四間づゝに仕切り、西の御座は天祖瓊々杵尊にて、其左右前後は開國草創の大功を顯し給ふ臣下の神々にて、彼の三十二神の鎭座と仕候也、則後世の三河御譜代の方々と御同樣にて、帝王御舊臣に御座候、東の御座は神祖東照宮にて、其左右前後は三河御譜代の神々、何れも莫太の戰功を顯し給ひ、斯の如く天下太平の基を立給ふ神靈の鎭座と仕候也、扨前件申上候靈神號之儀、天子は何の貴尊、皇后は何の靈貴、尊額は神宮、准后の御方々は何の尊、御裏方は何姬、尊額は何の宮、大臣以上の御方々は何貴命、御簾中は何姬命、命額は何の神社、大臣以下堂上方、幷諸侯の方々は何大人命、御內室は何姬大人命、額は何の社、御旗本諸大夫、幷地下官人之向々は何の命、室は何貴命、額は何の鎭座、御旗

本布衣之衆中は何大人靈神、室は何賓大人靈神、額は何の靈神、御目見以下諸士、幷倍臣等は何之靈祠、妻は何賓の靈祠、額は何の祠、農工商は何の靈、妻は何女靈、額は何の靈、以上九階に御座候、故に彼の九段の築山に相祭り候時は、頂上は天子、二段は准后、三段は大臣以上、四段は大臣以下の堂上方、幷に諸侯、五段は御旗本諸大夫、幷地下之官人、六段は御旗本布衣以上諸御役人、七段は御目見以上、八段は御目見以下の諸士幷倍臣、九段は農工商の族と、兼て祭る場所を定置候て、古書及穿鑿に、其身分々々に隨ひ相祭候はゞ、急度法禮も相立可ㇾ申候樣奉ㇾ存候、但し此九段の築山にて靈を而已祭る儀にて、以後たりとも死體を葬り候儀は不ㇾ相成ㇾ候事、猶葬祭の儀は後に相記し申候、扨其萬靈の碑は悉く石を祠形に相造り、漸々高さ一尺二三寸、横五七寸に仕候はゞ、價緡三百疋位にて可ㇾ出來ㇾ候間、是を萬々相揃へ、中は神號、兩脇には實名年月等彫附、二千年以來忠孝の人々を彼の九段に相祭り、其傍には梅・櫻・楓、或は山吹・菊等の外、四季の草花を高さ九丈の段々毎に植立候時は、嘸見事にて可ㇾ有ㇾ之、其上海邊獨立の高山なれば、四方に障りなくして、山水の風景はいふもさら也、九段の絶頂に登れば、西は富士山の高きを仰ぎ、東は房總を見越して大洋を臨み、南は羽田下田を見通して伊豆灣を眺望す、其絶景はいふべき樣なかるべし、加ㇾ之常々爰に見張る時は、遠き海岸にて萬一事あらば、即時に是を知り、且遠鏡を用ひば、遠海の怪しき船も見分るべし、故に此遠見の高臺は、實は御軍用の爲に有ㇾ之、可ㇾ然儀ならん歟、此外常燈闇夜を照せば、海上の日當て、入船の一助とも

成べき也、右誰れ彼れにかゝはらず、常々此所へ登山勝手次第たるべき趣ならば、諸人擧て參詣可レ仕候、就ては彼の忠士孝子等萬々人の名前、且其行跡等おのづから小兒に至るまで聞覺へ候貌にて、一入の勸善とも可ニ相成一義也、於レ是花の時には、手習師匠等彼の門弟を引連れ此所に來り、一々其忠孝の次第を示さば、辨へもなき小兒等まで忠孝の尊きを感じ、成人の後は夫々一廉の功しを立べし、又田夫野人の族農業の暇を見合、近國近在より出て參詣をいたさば、心なき愚夫頑婦も忠孝の德を感じ、袖を絞らざるもの有レ之間敷、其は性は善成る處にして、各善道に立かへり、身の程を知るべ樣相成べし、然ば當時の禰宜・山伏・賣主・方頭の邪說に迷ふ者なくして一行々は御世話も薄く相成候貌と被レ存候、最も當時忠孝を盡し御褒美を頂戴仕候者、全うに終りを遂候上は、死後無ニ相違一此所において亡靈を御祭り被レ下、其上年忌迄御弔ひ被レ下候と申儀承知仕候得ば、無ニ勿體一儀と各感涙致し、厚き御仁惠の程幾許難レ有御儀と可レ奉レ仰哉、心底の程思ひ量りがたき譯柄にて、自然世上靜謐の基と可ニ相成一樣奉レ存候、扨此忠孝山の石垣萬々の石數は、當時御嚴重の御改革被ニ仰出一候に付、是迄居宅或は別莊等の庭を結構に出來、數々の大石どもを以て築山泉水等を拵候驕奢人とも、此御時節柄を相憚り、俄に庭を潰し、或は大石共を地中へ相埋候族澤山に有レ之候哉之趣風聞有レ之候、右庭石或は切石等員數、多少且大小等に不レ拘、夫々志有レ之候者は、爲ニ冥加一之勝手次第奉納可レ仕候樣御沙汰有レ之候はゞ、何れも結構成る思召を兼て奉ニ感服一候上は、誰あつて石の二つ三つを相惜み候ものは曾て無レ之、

進んで各献備可ㇾ仕候、然れば十萬廿萬の石は忽ち相集り可ㇾ申候間、此石を以て石垣御築立に相成候はば、奉納仕候銘々も追福の志を重候譯柄にて、是迄驕奢增長の罪滅しにも相成、却て難ㇾ有仕合可ㇾ奉ㇾ存候、然れば上の御入用は格別不二相懸一出來に相成候儀と被ㇾ存候、次に川ざらへの儀一應名主共へ御噂有ㇾ之候はゞ、町々若き者共は別して相歡び可ㇾ申候、幸ひ時も炎熱の折なれば、兼て納涼を心懸け候儀也、且は此一兩年は納涼も可ㇾ憚儀にて、世上ひそまり罷在、欝氣の折柄に候得ば、何れも得手に帆の心持にて、家業の暇も見合せ、川へ船を浮べ、中には慰み半分に土砂を浚可ㇾ申族も有ㇾ之べく樣被ㇾ存候、但し此事世上に評判に相成候はゞ、我も〳〵と人氣浮き立、思の外繁昌いたすべく候、殊に忠孝の塚を御築き被ㇾ遊候御譯柄故、誰しも亡靈追福のため、且は其身の冥加を存じ、聊積善の心持にて實に悅氣致し、御手傳仕候儀に御座候得ば、其身骨折は曾て不二相厭一、可ㇾ成丈は志を盡し可ㇾ申候、最も先年大坂天保山の儀も、町々女子供迄少々の砂を持運び、莫太の砂山出來候例も有ㇾ之候、然共彼れは川ざらへのみ、是は積善の儀にて、人々思ひ入れも相違ひ、人氣の寄り方神妙にて、御府內川々は申に不ㇾ及、後々はどぶ溝迄も丁寧に浚可ㇾ申候、右莫太の土砂日々船にて相運び、海岸へ各捨置候を、弱き老人ども、或は子供等迄、大勢御普請場まで一二丁の間、銘々分に應じ相運び可ㇾ申候、勿論忠孝は人道の至極にて、假令一抓の相運び候とも廣大の積善にて、子孫餘慶有の譯柄に候得ば、誰れ彼れにかゝはらず、此所に出て持運び可ㇾ申儀は、善道の所詮自然のしからしむる處ならん歟、右に付後々は

近國近郷の族も農業の隙を伺ひ、一日づゝも砂ざらへ御手傳仕候得ば、忠孝山成就の後も土砂莫太相餘るべく候間、其土砂壹丈の高さにして、南方は海に押出し、忠孝山の眞中より前後左右五丁づゝにして、十町四方平地に仕度奉レ存候、其は忠孝山下張り方百二十間にて、此坪數一萬四千四百四十坪に御座候、其外周り四方八十間づゝの差渡しを角取り候得ば、方三百八十間に相成申候、此地坪六萬三千九百六十坪は、諸侯方神葬の御所地に相定め置度奉レ存候、其外廻り同く四方八十間づゝの差渡しを角取り候得ば、方四百四十間に相成申候、此地坪十一萬五千二百坪は、御旗本方より御家人衆中の神葬の地所に相定め置度奉レ存候、其外廻り同く四方八十間つゝの差渡しを角取り候得ば、方六百間に相成申候、此地坪十六萬六千四百坪は、御府内町人神葬場に仕度奉レ存候、但し此地坪兼て三千町へ相渡し候はゞ、壹町にて拜領の分纔五十三坪餘に御座候、故に壹軒前凡四尺四方程の積りに御座候、扨又諸侯方は平均二百坪餘づゝ、御壹軒前の見積りに候得共、大家小家の差別も有レ之候に付、萬石に何坪と共割を以算當相立候はゞ、不同なく御振り分けに可二相成一候、但し御家來達も重役の分は、其御地所へ御葬り被レ成候はゞ、死後も主從御一所に罷在候て、本意たるべき儀と奉レ存候、次に御旗本方幷御家人の衆も、高に應じ御振分けに相成候はゞ、是又不同なく御振り分けに可二相成一樣奉レ存候、是も御家來は前同斷に御座候、將又御旗本方にも、或は寄合衆は寄合衆と一構に致し、御番方は御番方と一構に致し、御家人衆も其組々一構に地坪御渡しに相成候はゞ、死後迄も在世の如く一所に住む貌に

て、殊に大慶の至りと奉レ存候、就ては諸侯方も同斷相成度奉レ存候、右之通り夫々地所御渡しに相成
候はゞ、各引請丈は地形共向々組々にて可二出來一と奉レ存候、又町々も同斷に御座候、是も一丁内にて
五十坪位の地形は、格別の骨折らずして出來いたすべきと奉レ存候、是また同所に相葬り、死後も在世
の如く壹丁内に罷在、幾許の大慶にも可レ有レ之哉、其上以來無緣法界には不二相成一、銘々安堵の歡び量
り盡すべからず奉レ存候、與々南方は海を埋め候儀故、何分浪打際を嚴重に大石垣を相築き、水面より
地形まで壹丈も高く出來致し候はゞ、以來決して風波の難も無レ之候、最も築地門跡抔へ葬祭致し候如
く、海邊たり共曾て懸念筋は無レ之候、其上平地より壹丈も地高に候得ば、下谷・本所・深川等の寺々の
如く、壹尺掘れば下は水にて、其水の中へ葬り候等の憂ひは無レ之候樣被レ存候、左れば世間寺々も多
くは地狹故、無レ據無緣の石碑を取り捨、其跡へ新佛を葬り候、其新佛も又無緣に相成候はば同く取り
捨、其跡へ新佛を葬り候、斯の如く仕來り候故、無緣の石塔數々相溜り候に付、或は寺の石垣、或は
寺の柱根石、或は寺の石橋等に仕、扨々哀れなる次第に御座候、但し此中には存生中寺の世話等も厚
く致し候族も可レ有レ之、又は忠士孝子の類も可レ有レ之候得共、如レ此相成候は見るも難レ忍次第にて、
無レ據儀に御座候、然る處前文神葬場出來候上は、ふた分れに相成候故、おのづから無緣の石塔寺々に
て取り捨に相成候分も、先づは少く相成候貌にて、縮る處御蔭德の御譯柄に相至り可レ申樣奉レ存候、
但し世の中は千差萬別の人心にて、此上佛道信仰の者も有べし、或は國道を尊之修行いたす輩も稀には

可ㇾ有ㇾ之、然ば强て國道不信仰の族もㇾ是非共神葬致させ候と申譯柄には無ㇾ之、志有ㇾ之候者而已計り、其心に任せ候次第なれば、神道葬祭は至て稀成儀成べきなり、併し後々國道盛んに被ㇾ行候時は、いつ迄も當時の人心の割にも御座有間敷候故、後世を見通し斯の如く地所定め置度奉ㇾ存候、次に下々に生れ出たる不仕合は、幾許の忠孝を盡し、其上家業を全うに相勤、滯なく終りを遂候者にても、在世は勿論、死後末世末代に至り候ても、位階に相進み候儀は不ㇾ相成ㇾ候と申儀は、いかにしても哀れ成次第に御座候、最も民は國の本にて、民あつてこそ國家も豐かなれ、就ては夫々在世は御國用を相足し、各國へ人並の功しを立候者に御座候得ば、存生中は是非もなき次第に御座候得共、責ては死後成共身分丈の位階に相進ませ候樣相成候はゞ、尊き神國に生れ出たる甲斐も有ㇾ之、幾許難ㇾ有仕合に可ㇾ奉ㇾ存哉、其歡び量り知るべからず奉ㇾ存候、猶其位階は六位七位を相望み候儀にては無ㇾ之、前件申上候靈祠靈神等にて、各遠祖の准例神代の如く、神號蒙ㇾ勅許ㇾ候はゞ冥加至極生々世々の大慶不ㇾ可ㇾ過ㇾ之、難ㇾ有仕合に可ㇾ奉ㇾ存候、斯の如く人は死後の譽れを譽れと仕候てこそ、人道の本意とも申すべけれ、然るに今の人は當然の譽れを譽れと仕候て、死後の譽れをほまれといたさず候故、人氣奸惡に落入り、此風俗甚然るべからず候處、前文の通り死後夫々身分に應じ、靈神號蒙ㇾ勅許ㇾ候と申事に候はゞ、各身を愼み、死後の譽れを所詮と可ㇾ仕候樣可ㇾ相成ㇾ候、勿論現世にて人道を背き候族は永世の御勘當にて、神號等の御沙汰に不ㇾ爲ㇾ及候儀に御座候、於ㇾ是人々身の行ひ第一仕候樣可ㇾ相成ㇾ候、然

ば自然と世の風俗も神妙に相成、神國の神國たる昔に立歸り、遠津御祖の神々も嘸御滿足に可レ被二思召一と奉レ存候、故に銘々身を正敷行ふ時は、則先祖への孝道にて、人と生れたるの所詮に御座候、何分神國に生れ出たる人は、尊きも賤しきも、農工商迄遠祖の准例に依て、靈神號御免許被二仰出一度奉レ願候儀に御座候、夫に付前文申上候二千年以來の人々、或は國家へ功しを立、又は忠孝を盡し候亡靈等鎭魂のため、夫々身分に應じ候靈神號勅許被二成下一候樣仕度奉レ存候、此は皆忠孝山に相祭り候亡靈に御座候、此外神道葬祭にて遺骸を神葬場へ相葬り、靈神號被二相願一候向々に國學校にて取次致し、京都國學校へ相達し、兩學校にて御取扱ひに相成候はゞ、餘り手數も相懸る間敷奉レ存候、何分手重に不二相成一候樣相成候はゞ、願ひ出候儀も致し安く、辨理筋に御座候と奉レ存候、最も宣旨御下しに相成候はゞ、學校懸り役人も願人呼出し相渡候儀にて、勅許の向は月に一所に相集め一々書付、其段御屆進達いたす迄に仕候はゞ、御繁用の御中、上の御厄介にも相成間敷奉レ存候、猶御禮祿の儀も手重に相成候ては、却て御仁德に不レ可二相當一、誠に孝子の志にて、親々の靈神號相願候儀故、心計りの獻金御落手に相成候はゞ、一統難レ有仕合に可レ奉レ存候、猶愚案の次第申上試み候、先づ國司は判金壹枚、十萬石以上銀五枚、以下銀三枚、御旗本布衣以上銀二枚、御目見以上銀壹枚、此外諸士農工商は金貮百疋づつ也、何分右の振合位は、誰人にも骨の折れる程にも有レ之間敷哉に被レ存候、斯の如く御手輕に被二成下一候はゞ、夥敷相願候もの可レ有レ之候、最も死して神となるは日本の古法に御座候、然るに尊くも賤

くも、天照大神の皇孫一天萬乘の君より神號を賜はる儀は、實に冥加共何とも、孝子の身に取りては、幾許の大慶に御座候處、死して佛に成り、剰氏素性も不レ知、殊には不德の僧共に法名等を貰ひ候儀は、佛道信仰の族はいざしらず、國學執心の者は決して不二相好一儀に御座候、何卒國學御再興の上は、右學問執心の者丈は此志を御立させ被レ下候はゞ、何よりの御仁惠と奉レ存候、扨又日本御人數の儀は、我々式の脊て不レ存候譯柄に候得共、凡の推察にて年々百萬人神退有レ之候、中一萬人は百分一にて、共一萬人程は年々靈神號相願候向も有レ之哉に被二相量一候、然れば凡是積り一萬兩程は京都へ上納に可二相成一候、於レ是其半五千兩は御手元へ相納め、半五千兩は雲上方より地下官人及び下々まで、御割符に相成候はゞ、譬へば瀧口小舍人の向々も、年々十兩程は配當にも可二相成一候、然ば朝勤の向向も急度取續き方出來、難レ有仕合に可レ奉レ存候、既に私儀も先年左有る御方に雜勤仕、内々の樣子篤と承知仕候、何分堂上方御家來達の種々に相狂ひ候も、實は金銀拂底之儀に御座候、然るに御藏米取りの堂上方にも、年に廿四五兩も不時の御物成有レ之、猶五攝家方には、同く二百兩餘も御配當に相成候時は、御朝務も安々御行屆被レ成、殊には以來御厄介等の儀も有レ之間敷、此段は兼て心に相懸け罷在候處、此度は結構なる御時節に奉レ逢、萬一蟻の念の天に通ぜん事を奉レ祈候、寸志を御憐察可レ被レ下候、右微少なる志蟻の念も、若しや御開濟にも相成候はゞ、神國の人誰しも先祖を神に崇め度と思はぬ者は無レ之候、於レ是五代なり七代なり先祖の神號可二相願一儀は必定と奉レ存候、故に最初此二三年の間

は、京都へ納金二萬兩三萬兩とも不レ可レ申奉レ存候間、夫々御配當金を以、堂上方及地下官人等迄、いか樣にも借財被レ取片付一以來御改革の如く、御質素儉約を第一御心被レ懸候はゞ、以後自然と人氣穩に相成、追々御學問も御出精に可二相成一候樣奉レ存候、右神號勅許の儀は、一統難レ有奉レ存候儀にて、此外に理の當然を以て、京都の御潤ひに相成候儀は有レ之間敷愚案仕候、就ては是等の趣意十年以來より心懸け、漸々先づ理の立候樣手續き相調べ候儀に御座候、猶御勘考の儀奉レ希候、夫に付是迄は靈神・靈社號の儀は、白川家・吉田家を始め、諸社よりも賴みに任せ相免じ候得共、畢竟內々の事にて不レ可レ然候間、以來は停止被二仰付一度奉レ願候、扨又弔式の儀は、人間一生の大禮故、葬禮とも申候、然ば厚く禮を行ふを葬祭と相心得候處、當時世上の葬禮は禮にあらず、禮にあらざれば祭と難レ申奉レ存候、何卒神葬の向は專ら禮を相行ひ度奉レ存候、夫に付一二ヶ條申上度奉レ存候、左れば農工商は駕にも乘べき身分に無二御座一候故に、病氣抔の折は賃に可レ乘儀が當り前に御座候處、右農工商の類家業出精致し、人並の御國用を相足し、全うに終りを遂げ候に付、死後出家より信士とて士の格相免じ候に付、漸々鑓一筋の主に相成候、然ども死後御調べの筋有レ之候時分、公にて急度信の士の御取扱ひにも不二相成一、又日本の人を天竺より士に取立候も、如何の儀と被レ存候、此は古くより仕來にて、夫は其儘が宜敷候得共、當時弔の節相用ひ候棺臺とか唱へ候て、四角なる三間棒を二本ならべ、其上に棺を置、四人或は六人懸りにて是を舁申候、右棺臺は輿の略にて不二容易一儀に御座候、然るを賃に乘すべき農工商の

身分、いかに手次寺より士の格を免じ候とて、一足飛び簀より輿に乘り候とは、餘り不法の儀と奉ㇾ存候、右輿は諸侯方たりとも、家柄ならでは乘られぬ御規定の處、百姓町人の分際として、是に乘り候は禮にあらず、禮にあらざれば葬禮とは難ㇾ申候、此外院號・居士號抔とて改名に品の有事の由に候處、諸侯も院號、町人も院號にて、尊卑の差別無ㇾ之、何か混雜なる由に御座候、依ㇾ之公より此段御取調べは御尤の御儀に奉ㇾ存候、猶京都邊の寺々も同樣の儀に候へ共、町人葬禮に一ヶ條古例相殘り有ㇾ之候、其は醫者乘物の如く、小振りの長棒の駕を白木作りに仕候て、町人共葬禮に是を用ひ候、此は彼の信士と成り候に付、一生の終り士の姿にて弔ひ致し候、此段甚神妙に相見請申候、乍ㇾ併是も一體は陪臣物頭以下の相當の禮にて、町人には過たる儀に候得ども、揚輿に乘り候より遙に勝れたる仕來に御座候、於ㇾ是神葬には平町人には垂駕、地主の分は引戶駕と差別致し候はゞ、陪臣の徒士より平士迄の士の如き格に取立候趣にて、死して一階づゝ身分進み候廉に可二相當一候、最も平士にて切棒引戶に可ㇾ乘者は長棒駕に可ㇾ乘、又長棒駕に可ㇾ乘身分の者は、長棒に品々格合の拵へ方有り、依ㇾ之其上其上と相進むべき也、何分揚輿は諸大夫ならでは可二相憚一樣被ㇾ存候、如ㇾ此其身分より一階づゝ相進ませ、存生の望みを遂げさせ候が、子たるものからは孝と申、一體からは禮と可ㇾ申儀也、乍ㇾ併萬事其格々を相正し、相當を用ふる處が葬祭にて、別に六ヶ敷法は有ㇾ之間敷奉ㇾ存候、最も神葬には地祭りの文、葬りの文等有ㇾ之、至て短文にて有體の事を作文致し候者に御座候、次に是迄は弔ひに用ひ候品は其儘

取捨候得共、神道葬祭は神に祟め候に付、一度限りに取捨候に不レ及候、扨其品は先づ駕幷看板類・裳服類・提灯類等にて、幾度も相用ひ候て可レ然存候、故に兼て拜領致し罷在候葬祭場所片隅に小家を相建、壹丁限り其丁々葬祭道具を入置、入用の節は取り寄せ相用ひ申候はゞ費も不二相立一、甚辨理筋に可レ有レ之候、然ば新規相調へ候分は棺計りにて、甚手輕に弔ひ可二相成一候、其上地所は拜領地にて、地代金に不レ及、且相葬り候節は、忠孝山御宮詰合役人壹人、其場へ罷出祭式を可二相行一候、是も學校支配の者にて、兼て御扶持被二下置一候付、禮物一錢も差出すに不レ及候、於レ是一向物入なく、身分相應の弔ひ相成申候、猶靈神號勅許迄は俗名にて差置可レ申候、何れ國々遠近の差別も可レ有レ之候得共、江戸邊は四十九日の間に合可レ申と被レ存候、扨又右葬祭具入置候家の番人、且墓掃除の者は、町内にて老人の誰育ふ者もなく、左れば迚稼も成兼、甚難澁致し候者可レ有レ之候、最も是迄は突倒しの人情にて不二相構一候得共、此以來取極り、町内の人は飽迄町内にて貢ぎ遣し候譯柄故、是等の者へ其町軒別月々一合づゝ取集め遣し候時は、荒増月々二斗程に可二相成一候間、是を相添へ彼の小家番に遣し、幷墓の掃除等常々させ可レ申候得ば、至極の陰德に可二相成一と存候、何れ壹町六七百人の中には、以來其係る難澁者は壹人位は是非に可レ有譯也、故に三千町斯の如くなさば、三千人を救ふ次第にて人は相見互、隨分此陰德は各身の冥加にて、進んで可レ致儀也、此外武家方にも同斷の類可レ有レ之候間、前書の趣意被二成下一候はゞ、御陰德に相成可レ申候、右神道葬祭の儀、萬一後々繁昌可レ致時も有レ之候はゞ、寺々の

檀家減少の貌にて、出家の難澁にも可㆓相成㆒候間、右寺々學校へ入門致し、神道葬祭の傳を受候て、以來其出家が直に神道葬祭致し候はゞ、檀家減少の心配も無㆑之候、唯其寺内へ葬るか、神葬場へ出張り候て葬祭致し候歟の差別而已の儀に御座候、最も出家は無祿の事故、相應の施物受候て、是も子細は無㆑之候事、乍㆑併三衣着致し、神道葬祭も如何の儀に付衣計着致し、小さ刀を帶し可㆑申候、右に準じ學校へ對し候ては法名を除き、譬へば正法寺左衛門とか、正法院右門とか、各百官名を附候はでは門人にも難㆑致、且表向御届進達も成兼候間、以來其向に相成候はゞ可㆑然樣被㆑存候、但し以來神道葬祭の儀は、諸國とも神道者に致させ候儀は、決して御無用に御座候、然らざれば神道者と佛者と混雜出來、公訴事纏れ事にて、莫大の騷動と相成申候、故に今迄の如く死人は出家の取扱ひ故、神葬の向も出家に取扱はせ候が理の當然にて、世の中至極穩に可㆑有㆓御座㆒と被㆑存候、付ては遠國寺に組合頭分壹人づゝ、京都模寄りは京都國學校へ罷出入門致し、神葬の相傳を可㆓相受㆒、江戸模寄りは江戸國學校へ罷出入門致し、同く相傳可㆓相受㆒候、右各歸國の上夫々組合寺へ相傳致し、傳受の向々而已神道葬祭可㆑致候事、私として葬祭致し候儀は堅く不㆓相成㆒候、勿論年始暑寒往復、且繼目等急度相勤可㆑申候、扨又寺請證文は勿論是までの如く也、然ども檀家の中神道を信仰の者有㆑之、死後神道葬祭に預り度兼て願ひ候向而已へは、寺請證文に少々書入致し候て可㆑然儀哉、猶其次第は「一此者儀は代々拙寺檀家に紛無㆓御座㆒候に付、是迄年々寺請證文差出し置候、然る處當時某儀は神道信仰にて、死後

神葬にて相願候者に御座候得ば、旁邪蘇宗門の類には曾て無レ之候、依レ之寺請證文如レ件」と相認め、今迄の如く差出し候得ば寺法も相立、猶此以來寺々繁昌致し可レ申候、就ては神道葬祭相願候向々、寺請證文不ニ相請一抔申候者は心得違に付、何分是迄通り寺請證文可ニ相請一候儀は勿論の儀に御座候。右條條は國學被ニ相行一候後は、是非に此口否は相起り可レ申候間、此段懸念致し、愚案の趣意申試候迄に御座候、猶行々御見合の一助にも相成候はゞ、難レ有仕合に奉レ存候、左れば前件印旛沼開發一件仕法相認め置候筆末に、千石以下御旗本方御辨理筋、愚案の次第下に可ニ申上一と相認め置候、右別段御用立可レ申程の儀も有レ之間敷候得共、先づ認め試み候、猶御勘考の儀奉レ希候、扨千石以下御旗本方は、多くは譜代の家來と申者も無レ之候、於レ是當座凌ぎに渡り用人、或は仕送り用人とか申候、强慾不義の者を被ニ相抱一候振合に相見え申候、爰に其主人存生中はまだしもの事に候得共、死後幼年家督と相成候はゞ、彼の用人家政向取亂し、或は知行所百姓を荒し、散々の爲體は多く聞及候處に御座候、此外惡事は一々難ニ申盡一儀に御座候、故に此類三千石以上にて、知行模寄りの御旗本へ御當人御番入迄御預けに相成候はゞ、先づ彼の長屋へ被ニ引移一可レ申候、然れば侍壹人・中間壹人・下女貳人位にて事足り候事と被レ存候、猶知行所取締り、且收納物取扱ひは、御預り三千石以上の方々家來へ申付られ、其家來取計ひ候儀においては、決して不正の筋は出來間敷被レ存候、是は譜代の者故、渡り用人とは同日の論には無レ之候、斯の如く十年以上も御世話被ニ相成一候間に、先代の借財濟方に可ニ相成一、其上知行所

に多分の預け金等出來に可ニ相成一儀と被ㇾ存候、右の預け金は御番入後、御勤向用意金に被ㇾ致候はゞ、何樣の御役被ㇾ蒙ㇾ仰候所が、一向差支は無ㇾ之候、將又幼年より文武稽古向は御預りの主人師範たるべき也、然る上は御双方文武の磨合に相成、一入武門の繁昌と奉ㇾ存候、猶武士は相見互御懇に御世話御行屆の上御番入も被ㇾ成、夫より追々重き御役へも御進みの折柄、萬一元御預りの御家に何かあらん砌、身に引かへ御取持可ㇾ被ㇾ成儀は、武士は相見互に御座候、右御預りの方迚も、只長屋を被ニ用立一候迄にて、別段費は相懸る間敷被ㇾ存候、右の仕法に候得ば、假令次男三男有ㇾ之候共、何れも人柄能く被ニ相育一、行々御用に被ニ相立一候儀は、目出度御代の御守りと奉ㇾ存候、何分此類御取調べ有ㇾ之、千石高は五千石以上、五百石以上は三千石以上、三百石以下は二千石以上と、次第を相立御預けに相成候はゞ、夫々家政向行屆き、文武の嗜み手厚く出來、風俗古へに立歸り、武士の武士たる道明かに相成可ㇾ申と奉ㇾ存候、就ては御銘々元屋敷は一と先づ上地に相成候得共、御番入に相成候はゞ、夫々御返し被ㇾ下候樣仕度奉ㇾ存候、此外御家人衆御辨理筋も兼て心懸け罷候得共、事繁多にも相成、殊に愚昧の私何か嗚呼ヶ間敷相當り候間、爰には遠慮仕候、何れ不ㇾ遠御吟味被ニ仰出一候旨、於ニ御奉行所一被ニ仰渡一候間、猶其折を樂み御待申上候事

蟻の念　終

宮崎幸麿
小西武治 校

大正五年十月二十六日印刷
大正五年十月三十日發行

日本經濟叢書
卷二十九
非賣品

不許複製

編者　瀧本誠一

發行者　東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地　佐藤卯兵衛

印刷者　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地　中田顧三郎

印刷所　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地　株式會社秀英舍第一工場

發行所　東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地　日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八二〇番

理事　高木範之丞
　　　佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the twenty-ninth voulme

1. **CHŪGWAI SENSHI,** *or a history of money in Japan and foreign countries.* 1831

   by **HOIDA TADATOMO**

   (1792—1847)

2. **MINSEI YŌHEN,** *or essentials of civil, mainly agrarian, administration of the Shiū Dynasty in China*

   by **YAMAGATA TEI**

3. **FUSAN TOKUSHITSU,** *or a hand-book of agronomical and agrimensorial miscellanies*

   by **NAGASHIMA NIZAYEMON**

4. **KŌSAI HYAKUKO ROKU,** *or "frugality answers all things," i. e. memoirs of frugal princes and statesmen*

   by **ŌKUSA KIMIAKI**

5. **ARINO OMOI,** *or "a wish of an ant," a memorial presented to the authorities on social reforms to be effected in the city of Tokio by transplanting the vagabonds and wayfarers to Inbanuma for the drainage thereof*

   (Presumably)

   by **UMETSUJI KISEI**

   (1798—1861)

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XXIX

TOKIO
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI

1916.